

平成26年

第1回島本町議会定例会 会議録

平成26年 2月27日 開会

平成26年 3月26日 散会

平成26年 2月27日 (第1号)

平成26年 2月28日 (第2号)

平成26年 3月 4日 (第3号)

平成26年 3月 5日 (第4号)

平成26年 3月26日 (第5号)

平成26年第1回島本町議会定例会会議録目次

第 1 号 (2 月 2 7 日)

○出席議員	1
○議事日程	2
○開会・開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○第29号議案 島本町議会の会期等に関する条例の制定について	9
○第30号議案 島本町議会委員会条例の一部改正について	9
○第31号議案 島本町議会会議規則の一部改正について	9
○一般質問	12
・ 関 議員	12
・ 野村議員	18
・ 田中議員	25
・ 河野議員	28
・ 平野議員	42
・ 外村議員	54
・ 佐藤議員	62
・ 戸田議員	69
○延会の宣告	80

第 2 号 (2 月 2 8 日)

○出席議員	83
○議事日程	85
○開議の宣告	87
○第 1 号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について	87
○第 1 号議案 町道路線の認定及び廃止について	88
○第 2 号議案 島本町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について	94

○第 3 号議案	島本町手数料条例の一部改正について……………	9 9
○第 4 号議案	島本町社会教育委員設置条例の一部改正について……………	1 0 2
○第 5 号議案	平成 2 5 年度島本町一般会計補正予算（第 7 号）……………	1 0 6
○第 6 号議案	平成 2 5 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算 （第 4 号）……………	1 0 6
○第 7 号議案	平成 2 5 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）…	1 0 6
○第 8 号議案	平成 2 5 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）	1 5 4
○第 9 号議案	平成 2 5 年度島本町水道事業会計補正予算（第 4 号）……………	1 5 4
○延会の宣告……………		1 6 2

第 3 号（ 3 月 4 日）

○出席議員……………		1 6 5
○議事日程……………		1 6 6
○開議の宣告……………		1 6 7
○平成 2 5 年度 施政方針……………		1 6 7
○第 1 0 号議案	島本町暴力団排除条例の制定について……………	1 7 5
○第 1 1 号議案	島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について…………	1 7 5
○第 1 2 号議案	島本町職員定数条例の一部改正について……………	1 7 5
○第 1 3 号議案	島本町青少年問題協議会設置条例の一部改正について……………	1 7 5
○第 1 4 号議案	島本町営住宅条例の一部改正について……………	1 7 5
○第 1 5 号議案	島本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の 一部改正について……………	1 7 5
○第 1 6 号議案	平成 2 6 年度島本町一般会計予算……………	1 7 5
○第 1 7 号議案	平成 2 6 年度島本町土地取得事業特別会計予算……………	1 7 5
○第 1 8 号議案	平成 2 6 年度島本町国民健康保険事業特別会計予算……………	1 7 5
○第 1 9 号議案	平成 2 6 年度島本町後期高齢者医療特別会計予算……………	1 7 5
○第 2 0 号議案	平成 2 6 年度島本町介護保険事業特別会計予算……………	1 7 5
○第 2 1 号議案	平成 2 6 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算…………	1 7 5
○第 2 2 号議案	平成 2 6 年度島本町公共下水道事業特別会計予算……………	1 7 5
○第 2 3 号議案	平成 2 6 年度島本町大字山崎財産区特別会計予算……………	1 7 5
○第 2 4 号議案	平成 2 6 年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算……………	1 7 5

○第25号議案 平成26年度島本町大字桜井財産区特別会計予算	175
○第26号議案 平成26年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算	175
○第27号議案 平成26年度島本町大字大沢財産区特別会計予算	175
○第28号議案 平成26年度島本町水道事業会計予算	208
○大綱質疑(第10号議案から第28号議案)	210
・日本共産党(河野議員)	210
・自民無所属の会(村上議員)	223
・自由民主党クラブ(野村議員)	236
・公明党(岡田議員)	250
・人びとの新しい歩み(平野議員)	258
○延会の宣告	274

第4号(3月5日)

○出席議員	277
○議事日程	278
○開議の宣告	279
○大綱質疑(第10号議案から第28号議案)	279
・会派に所属しない議員(関議員)	279
・会派に所属しない議員(田中議員)	284
・会派に所属しない議員(外村議員)	288
○第32号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について	296
○第33号議案 平成25年度島本町一般会計補正予算(第8号)	296
○第34号議案 平成25年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第5号)	296
○第35号議案 平成25年度島本町水道事業会計補正予算(第5号)	296
○散会の宣告	337

第5号(3月26日)

○出席議員	339
○議事日程	340

○開議の宣告	3 4 1
○諸般の報告	3 4 1
○第 1 号選挙 島本町選挙管理委員及び同補充員の選挙について	3 4 1
○各常任委員会委員長報告（第10号議案から第28号議案）	3 4 2
○第10号議案から第28号議案の討論・採決	3 4 4
○第36号議案 平成25年度島本町一般会計補正予算（第9号）	4 0 7
○会期の延長について	4 0 9
○散会の宣告	4 1 0
※付議事件の議決結果	4 1 3

平成26年

第1回島本町議会定例会 会議録

第 1 号

平成26年2月27日(木)

第1回島本町議会定例会 会議録（第1号）

年 月 日 平成26年2月27日（木）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	平井 均	2番	関 重勝	3番	外村 敏一
4番	田中 修	5番	村上 毅	6番	清水 貞治
7番	岡田 初恵	8番	川嶋 玲子	9番	戸田 靖子
10番	平野 かおる	11番	伊集院 春美	12番	野村 行良
13番	河野 恵子	14番	佐藤 和子		

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長 川口 裕 副町長 乾 知範 教育長 岡本 克己

総合政策部 長 島田 政弘 総務部長 由岐 英 民生部長 近藤 治彦

都市環境部 長 水木 正也 上下水道部 長 今中 良昌 消防長 黒田耕佐久

教育次長 北河 浩紀 会計管理者 妹藤 博美 民生部 子ども支援課長 川畑 幸也

総務部 税務課長 大柴 一浩

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長 永田 暢 議事課長 猪倉 悟 書記 小東 義明

書記 田畑 良昭

議事日程第1号

平成26年2月27日(木) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 第29号議案 島本町議会の会期等に関する条例の制定について

第30号議案 島本町議会委員会条例の一部改正について

第31号議案 島本町議会会議規則の一部改正について

日程第5 一般質問

関 議員 島本町の学校教育について

野村議員 高齢者の住まい・施設について

田中議員 認知症ケアコミュニティ事業の推進を求む

河野議員 1. 保育所待機児童が30人、急ぎ実態把握と緊急救済策を求める

2. 人権文化センター・人権ケースワーク事業の公正な実務を求める

3. 町有地の活用・賃貸借契約のあり方を問う

平野議員 1. 自然環境保護のために若山台調整池の売却方針の撤回を

2. 公共図書館としてのさらなる充実を求める

3. 若狭湾の原発事故による広域避難等について

外村議員 町有地の売却と財政効果について

佐藤議員 1. 公共性の高い土地建物に対する固定資産税の減免について

2. 住民の交通手段の確保について

戸田議員 1. 中学校給食実施に完全米飯導入を
～和食を中心とした献立の意義～

2. 島本町歴史文化資料館と前庭の活用

～社会教育行政の充実と地域活性化をめざして～

3. 町営鶴ヶ池住宅跡地の土壌調査結果

日程第6 第1号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について

日程第7 第1号議案 町道路線の認定及び廃止について

日程第8 第2号議案 島本町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定に

ついて

- 日程第9 第3号議案 島本町手数料条例の一部改正について
- 日程第10 第4号議案 島本町社会教育委員設置条例の一部改正について
- 日程第11 第5号議案 平成25年度島本町一般会計補正予算（第7号）
- 第6号議案 平成25年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第7号議案 平成25年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 第8号議案 平成25年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 第9号議案 平成25年度島本町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第13 第10号議案 島本町暴力団排除条例の制定について
- 第11号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について
- 第12号議案 島本町職員定数条例の一部改正について
- 第13号議案 島本町青少年問題協議会設置条例の一部改正について
- 第14号議案 島本町営住宅条例の一部改正について
- 第15号議案 島本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 第16号議案 平成26年度島本町一般会計予算
- 第17号議案 平成26年度島本町土地取得事業特別会計予算
- 第18号議案 平成26年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
- 第19号議案 平成26年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
- 第20号議案 平成26年度島本町介護保険事業特別会計予算
- 第21号議案 平成26年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
- 第22号議案 平成26年度島本町公共下水道事業特別会計予算
- 第23号議案 平成26年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
- 第24号議案 平成26年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
- 第25号議案 平成26年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
- 第26号議案 平成26年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
- 第27号議案 平成26年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
- 第28号議案 平成26年度島本町水道事業会計予算

(午前10時00分 開会)

平井議長 おはようございます。公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより平成26年第1回島本町議会定例会を開会いたします。

本定例会には、町長以下の出席を求めています。

本定例会の開会にあたりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

川口町長 (登壇) 皆さん、おはようございます。開会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

平成26年第1回島本町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙中にも関わりませぬご参集賜り、まことにありがとうございます。

この定例会におきましては、平成26年度予算案や条例案など、多くの議案を提案させていただいております。また、8名の議員の皆様から一般質問をいただいております。後ほど、平成26年度施政方針と当初予算案の発表、説明を申し上げ、各会派の代表の方などから大綱質疑をいただき、ご答弁させていただきます。

過日の議員全員協議会におきましてご説明申し上げましたが、本町の源泉徴収事務において不適切な処理が判明いたしましたことにつきまして、改めてお詫び申し上げます。今回の事案の対応といたしまして、各部署へ源泉徴収事務に関する通知を行い、周知徹底を図りました。また会計事務の取り扱いについても、これまでの様式を変更するなど改善を行い、今後の再発防止に向けて取り組んでまいります。ご理解賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

提案いたしました議案に対しまして慎重にご審議をいただき、ご可決賜りますよう、どうぞよろしく願い申し上げます。

平井議長 これより、本日の会議を開きます。

議案等はお手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番 岡田議員及び11番 伊集院議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月26日までの28日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月26日までの28日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、島本町監査委員から、平成25年度10月分・11月分及び12月分の例月出納検査結果が「地方自治法」第235条の2第3項の規定により、また平成25年10月実施の定例監査結果が「地方自治法」第199条第9項の規定により、お手元に配付しておりますとおり本町議会に報告がありましたので、ここにご報告いたします。

次に、淀川右岸水防事務組合議会議員の清水議員から、組合議会の結果報告があります。

清水議員（登壇） おはようございます。それでは、淀川右岸水防事務組合議会の報告をさせていただきます。

去る平成25年12月20日午後3時から、大阪市の同組合事務所会議室におきまして、組合議会定例会が開催されました。

案件についてですが、報告第1号の「平成24年度淀川右岸水防事務組合歳入歳出決算報告について」は、監査委員の意見書を付し報告され、全員賛成で認定されました。

報告第2号「平成25年度淀川右岸水防事務組合定期監査結果に関する報告について」は、「地方自治法」第199条第9項の規定により実施された平成25年度分の定期監査結果が報告されました。

報告第3号「淀川右岸水防事務組合の例月出納検査結果に関する報告について」は、「地方自治法」第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果の報告がありました。

次に、議案第9号「職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例案について」は、期末手当及び勤勉手当を支給しない職員の範囲や支給の一時差し止め事由などを改めるもので、全員賛成で可決されました。

議案第10号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案について」は、職員の退職手当の基本額算定にかかる支給率を改めるもので、全員賛成で可決されました。

議案第11号「平成25年度淀川右岸水防事務組合一般会計補正予算案（第1回）について」は、歳入歳出それぞれ326万3千円を追加し、総額を1億2,857万6千円とするもので、慎重審議の結果、全員賛成で可決されました。

最後に、「淀川堤防強化等治水事業促進について」は、常任委員長より、国に対して「淀川堤防強化等治水事業促進について」の要望書を提出した旨の報告がありました。

以上が概要の報告であります。詳細につきましては議会事務局に資料を保管しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上、大変簡単ではありますが、淀川右岸水防事務組合議会の報告を終わらせていただきます。

平井議長 次に、総務建設水道及び民生教育消防常任委員会の調査研修が実施されました

ので、各委員長より、順次ご報告いただきます。

まず、総務建設水道常任委員長から、ご報告をいただきます。

伊集院委員長（登壇） おはようございます。それでは総務建設水道常任委員会の所管事務調査について、ご報告いたします。

去る1月21日と22日の2日間で、埼玉県宮代町と神奈川県秦野市において調査研修を実施いたしました。参加者は、総務建設水道常任委員7人と平井議長、島田総合政策部長及び議会事務局長の10人でございます。

第1日目の1月21日は、宮代町において「公共施設マネジメント計画について」をテーマとし、調査研修を行いました。

宮代町は、埼玉県の東部、都心から40km圏内に位置する面積約16km²、人口約3万3千人の町です。東武伊勢崎線が町を縦断し、駅が三つあるという好条件のもと、東京のベッドタウンとして発展しています。また、日本工業大学の開校や東武動物公園の開園などにより文化都市としての面も持ち合わせる一方、田園風景が広がる自然が多く残されており、都会的な街並みと緑豊かな自然環境がバランス良く調和した町であります。

宮代町の財政力指数は0.62、経常収支比率は94%であり、全国的には悪くない状況のところではありますが、平成16年に住民投票で合併しないという選択をされたことを契機に、「公共改革プログラム」という形で事業の棚卸しのような作業を進められた経緯もあり、公共施設の改革として使用料や減免規定の見直しをされました。このときには施設ごとにどのくらいコストがかかっているかを計算した「行政コスト計算書」を住民に公表するなどして、理解を求められたということです。その後、公共施設の指定管理を導入して、経費の削減と住民サービスの向上を図られています。

そして、さらなる改革を目指した結果、「公共施設の再編」という課題に取り組みられています。平成22年度に行った東洋大学PPP研究センターとの共同研究を受けて、これからの人口減少・高齢化と関係の深い「建物施設」の機能と役割について検討するため、平成23年4月に専門家と市民からなる「宮代町公共施設マネジメント会議」を設置して検討を重ね、「公共施設マネジメント計画」を策定されました。

この計画では、昭和35年から平成22年までの50年間に公共施設建設に投資した額をグラフに表すとともに、今後50年間に耐用年数到来により必要となる建て替えについて、投資額の把握をされています。昭和50年代後半から60年代前半にピークを迎えた小・中学校の学級数は現在半分近くまで減少し、今後の人口減少、高齢化率の上昇など、人口構造や住民ニーズの変化と財源の減少を踏まえ、平成32年以降、40年間に到来する学校や生涯学習施設の建て替えに必要な投資を縮小していく方法を検討されています。

公共施設再編の基本的考え方として、公共施設の規模については、公共施設の絶対的な延べ床面積の削減、公共施設機能の移転・集約が必要とし、公共施設の機能について

は「将来の新しい需要にも対応できる柔軟な施設構造が求められる。公共施設機能の廃止と転換に取り組む必要がある。」とされています。新たな価値の創造として、「新たなコミュニティの創造、町民に愛される建物デザインが求められる。長寿命化、コスト低減への取り組みが必要である。」と結論づけられています。

長期的な視点で公共施設再編を進めていくために、公共施設再編については、常に「総合計画」に位置付けていくということです。このような長期的な視点に立った公共施設再編については、本町としても大変参考になるものと感じた次第です。

翌 22 日には、神奈川県秦野市において「公共施設再配置の取り組みについて」をテーマにし、調査研修を実施いたしました。

秦野市は、神奈川県央の西部に位置し、北方には神奈川県の屋根と呼ばれている丹沢山塊が連なり、南方には渋沢丘陵が東西に走り、県下で唯一の典型的な盆地にあります。人口は約 17 万人、面積は約 103 km²で、東京から約 60 km、横浜から約 37 km と、京浜地区から近く交通至便の位置にあり、首都圏のベッドタウンとしても知られています。市内には閑静な温泉郷、潤いのあるハイキングコースや公園などがあり、また、全国名水百選の一つに数えられる浄水群、歴史の宝庫とも言えるなどの史跡や文化財など、見どころがそこそこに点在し、人気を呼んでいるところです。

秦野市では、公共施設が経済成長や都市化の波に乗って一斉に作られ、その当時の施設が老朽化し、あと 10 年もすると、一斉に更新時期を迎えることになること。これに合わせるように高齢化と人口減少がますます進んで財政運営も一層厳しいものとなり、安易に一時的な財源を確保して施設を更新すればよいという発想では、次世代に大きな負担を残すどころか、学校などの必要性の高い公共施設まで良好な状態で残していくことができなくなるという「公共施設の更新問題」に着目し、対応を進められています。

平成 20 年 4 月に企画総務部内に特命の専任組織である「公共施設再配置計画担当」を設置し、「公共施設の再配置」に着手することとされました。その後、平成 21 年 10 月に「公共施設白書」を作成し公表、同年 12 月に公共施設再配置計画（仮称）検討委員会を設置、翌年平成 22 年 3 月に「公共施設再配置計画」を策定されています。

「再配置計画」の目的は宮代町と類似していると感じますが、秦野市では様々な数値を駆使して、公共施設の床面積をどの程度削減するべきかという具体的な数値目標を設定するなど、独自の取り組みをされています。また、保健福祉センターの余裕スペースに郵便局を誘致し、住民票等交付業務を委託するなど市民の利便性向上と賃料収入を獲得したり、市役所の敷地の一部をコンビニエンスストアに賃貸して年間 1,200 万円もの賃料を得るとともに、住民票の受け渡し、図書館の図書返却、市刊行物の販売を 24 時間対応とするなど、新たなサービスの提供や財源の確保を実行されています。

将来の市民のために無駄を省き、必要なものとそうでないものを振り分け、時間をかけて進める。「公共施設は工夫次第で宝の山になる」という市長の言葉には、「削減」

という暗いイメージは感じられませんでした。本町にとっても、非常に参考になる調査研修であったと感じました。

以上、今回の調査研修の概要ですが、詳しい資料等は議会事務局に保管しております。これで、総務建設水道常任委員会の調査研修の報告といたします。

平井議長 続いて、民生教育消防常任委員長から、ご報告をいただきます。

平野委員長（登壇） おはようございます。それでは、民生教育消防常任委員会所管事務調査の報告をいたします。

去る1月16日に「地域認知症ケアコミュニティ推進事業について」をテーマに福岡県大牟田市へ、翌1月17日には「ICTを活用した教育について」をテーマに佐賀県雄雄市へ出向き、所管事務調査研修を行ってまいりました。

参加者は民生教育消防常任委員6名と民生部長、教育次長、随員として議会事務局議事課長の計9名でございます。

研修に先立ち、1月10日に民生部の高齢福祉課長にご協力をいただき、本町での認知症に関する取り組み等について事前学習会を行うことができました。ご協力いただいた担当職員さんには、この場をお借りしてお礼申し上げます。

さて、初日の1月16日に訪れました福岡県大牟田市は、福岡県の南部、九州のほぼ中央に位置し、かつては炭鉱の町として栄え、50年ほど前の人口は約21万人となっておりますが、現在は12万3千人と減少しています。大牟田市の高齢化率は昨年10月時点で31.6%と、全国平均と比較しても非常に高く、早くから高齢者福祉に関する先進的な取り組みを行っておられます。

今回、研修させていただいた「地域認知症ケアコミュニティ推進事業」については、平成13年に一事業所の職員の方が、「認知症の方が、たまたま巡りあった施設や介護者によって幸福にも不幸にもなるのではなく、どこにいても、どんな介護職員に巡りあっても幸福に暮らせるように、みんなで認知症ケアの力を高めなければ」と考えられ、介護サービス事業者協議会に「大牟田市認知症ケア研究会」を発足されたことがきっかけとなっています。

認知症ケアコミュニティ推進事業は、六つの中核事業から構成されています。デンマークの仕組みをモデルにした「認知症コーディネーター養成研修」。誰もが気軽に相談できる「もの忘れ相談検診」。認知症になる可能性が高い方を対象に、その予防に努める「認知症予防教室“ほのぼの会”」。教育現場と一体となり認知症について学ぶ「絵本教室」。警察・消防・公共交通機関・商店などがネットワークを構築、行方不明となった認知症の方を捜索し、安心して徘徊できるまちづくりを目指す「ほっと安心（徘徊）ネットワーク」。地域包括支援センターと協働しながら、医療とケアの両面から認知症支援の地域力をサポートする「地域認知症サポートチーム」。これらの六つの事業を中核とし、「まちで、みんなで認知症をつつむ」取り組みを進められております。

認知症コーディネーター養成研修については、地域密着型サービスを運営する事業所の管理職にも受講を義務づけるなど、サービスの質の向上に寄与するような取り組みも行っておられ、また事業所のよい取り組みを市の施策に積極的に取り入れておられる点など、大変感銘を受けました。

島本町の平成 25 年度当初の高齢化率は 22.5%と、大牟田市ほどではありませんが、年々、高齢化率は上がって来ており、今後の福祉施策を考えるうえで、大いに参考となる内容であったと感じました。

翌日の 1 月 17 日は、武雄市において「ICT を活用した教育について」をテーマに、調査研修を行いました。

武雄市は、佐賀県の西南部に位置する人口約 5 万人のまちで、平成 18 年に 1 市 2 町が合併し、合併後の初選挙で当選された樋渡市長の強いリーダーシップのもと、多くの先進的な取り組みで全国的にも注目されているということで、連日、多くの視察がある様子がうかがえました。

今回は、「わかる授業の実施」と「情報化による校務の効率化」を目的に、学校教育における ICT、いわゆる情報通信技術を活用されている取り組みについて研修をさせていただきました。

特に、小学校での携帯端末（i P a d）を活用した授業については、児童 1 人に 1 台携帯端末を貸与し、翌日の授業内容の動画を家庭で事前学習させたり、また学習支援システムを利用して、子ども達の授業理解度を瞬時に把握する取り組みなどについて、担当職員の方からお話を伺いました。

携帯端末を 1 人 1 台配付というハード面の取り組みが注目されていますが、民間の塾の協力も得て、質の高いコンテンツを作成されたり、それを使う教員の指導力の向上を目指すなど、ソフト面での取り組みこそ重要であることがうかがえました。多額の費用を要する取り組みだけに、今後、その効果がどのように現れてくるのが注目されているところです。

本格的な地方分権の時代を迎え、他の自治体とは違う、その自治体独自の取り組みは今後も全国的に広がっていくものと思います。島本町においても、島本町にあった特色ある取り組みができるよう、研修の成果を今後の委員会活動に活かしていければと考えております。

以上が調査研修結果の概要ですが、詳しい資料等につきましては議会事務局に保管しております。これで、民生教育消防常任委員会の調査研修の報告を終わらせていただきます。

平井議長 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 4、第 29 号議案 島本町議会の会期等に関する条例の制定についてから、第 31 号議案 島本町議会会議規則の一部改正についてまでの 3 件を一括議題といたします

す。

提出者の説明を求めます。

野村議員（登壇） おはようございます。それでは、第 29 号議案から順に提案説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

（第 29 号議案・議員提出議案 朗読）

提案理由は、議会活性化の一環として通年の会期制を導入するため、新たに条例を制定するものでございます。

これまで島本町議会では、二度にわたり通年議会を試行的に実施してきましたが、平成 24 年 9 月に「地方自治法」が一部改正され、通年の会期制を選択することができる規定が新たに設けられたことを受け、今回、議員全員の合意により、平成 26 年 4 月 1 日から、「地方自治法」の規定による通年の会期制を導入していこうとなったものでございます。

今回の条例案が施行されますと、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年間が会期となり、翌年度も 4 月 1 日から自動的に新しい 1 年の会期が始まるという形になり、年間を通して、議会を常時活動可能な状態にできるものであります。これにより、議会の判断で必要に応じて会議を開ける他、常任委員会の所管事務調査なども行いやすくなり、議会活動の活性化が図られるという利点がございます。

また、「自治法」の規定による通年の会期制を導入する場合、定期的に会議を開く日を条例で定める必要があることから、条例第 2 条において、6 月 23 日、9 月 3 日、12 月 13 日、翌年の 2 月 27 日の、年 4 回の定例日を規定するものであります。

また、第 3 条では「必要な事項は、議長が別に定める」として、円滑な議会運営ができるよう、別途、実施要綱を定めることといたしました。

第 29 号議案参考資料として実施要綱（案）を添付しておりますが、ここでは、定例日から始まる一連の会議を「定例会議」と呼び、その他必要に応じて開く一連の会議を「臨時会議」と呼ぶことや、これら一連の会議を開く期間を「会議期間」と呼び、会議期間ごとに議事日程の作成や一事不再議の運用、発言の取り消しや訂正の許可、会議録の作成、会議録署名議員の指名などを行うことを規定いたしました。

なお、条例の施行日については、平成 26 年 4 月 1 日としております。

続きまして、第 30 号議案につきまして、提案説明させていただきます。

（第 30 号議案・議員提出議案 朗読）

提案理由は、町の機構改革及び町議会の通年の会期制導入に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案参考資料として新旧対照表を添付しておりますので、それに沿って説明させていただきます。

まず、第 2 条の改正規定ですが、町の機構改革に伴い、4 月 1 日から部局名の変更が

行われるということで、常任委員会の所管の中で該当する部局の名称を改めるものでございます。

なお、教育委員会事務局に新たに「教育こども部」が設置されるということですが、他市町村の条例等を参考に、常任委員会の所管としては「教育委員会」ということで改めさせていただくものでございます。

第5条及び第10条の改正規定につきましては、通年の会期制の導入に伴い、「閉会中」という期間がなくなることから、不用となる文言を削除するものでございます。

続きまして、第31号議案につきまして、提案説明をさせていただきます。

(第31号議案・議員提出議案 朗読)

提案理由は、町議会の通年の会期制導入に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案参考資料として新旧対照表を添付しておりますので、それに沿って説明させていただきます。

第5条から第8条までの規定については、通年の会期制導入により不用となる条文ですので、これを削除するものでございます。

第15条につきましては、議会で議決された事件は、同一会期中は再び提出できないという、いわゆる「一事不再議」を規定したのですが、通年の会期制導入により、一度否決された議案が1年間再提案できないとなると困りますので、「事情の変更があったと認められるときは、この限りではない」というただし書きを追加するものでございます。これについては、先ほど説明いたしました実施要綱の中で、「会議期間が異なれば、事情変更があったものと見なす」ということを規定しているものでございます。

第64条の「発言の取り消しまたは訂正ができる期間」ですが、これまでは「会期中に限り」ということで規定しておりましたが、これを「議長が別に定める日まで」と改め、具体的には、実施要綱の中で「当該会議期間の末日まで」とするものであります。

第75条については、通年の会期となることで「閉会中の継続審査」というものがなくなりますので、これを「会期終了後の継続審査」と改めるものでございます。

第98条及び第99条については、通年の会期となることで不用となる文言を削除するものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案説明といたします。よろしくご可決いただきますよう、お願いいたします。

平井議長 お諮りいたします。

本案3件は、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

これより、順次、採決を行います。

第 29 号議案 島本町議会の会期等に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第 29 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、採決を行います。

第 30 号議案 島本町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第 30 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、採決を行います。

第 31 号議案 島本町議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第 31 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 5、一般質問を行います。

通告の順によりまして、関議員、野村議員、田中議員、河野議員、平野議員、外村議員、佐藤議員、戸田議員の順で行います。

それでは、最初に関議員の発言を許します。

関 議員（質問者席へ） おはようございます。大阪維新の会、関重勝です。

それでは「島本町の学校教育」について、3点、一般質問をさせていただきます。

まず①点目、「全国学力・学習状況調査」について、平成 25 年度に実施された調査内容と、その結果について、お伺いいたします。

教育次長 それでは、「全国学力・学習状況調査の内容と、その結果」について、ご答弁申し上げます。

平成 25 年度の全国学力・学習状況調査につきましては、三つの目的を持って実施されております。まず 1 点目は、「義務教育の機会均等と、その水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること」、2 点目は「取り組みを通じて教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること」、3 点目は「学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てること」であり、国公立及び私立の小学校 6 年生と中学校 3 年生に対し、原則、全児童を対象に実施されております。

調査内容につきましては、教科に関する調査といたしまして、小学校では国語・算数、

中学校では国語・数学で、主に知識に関する問題Aと、主に活用に関する問題Bとなっております。また、生活習慣や学習環境等に関し児童生徒と学校に対する調査が、それぞれ実施されております。

教科に関する調査結果につきましては、小学校では全国や大阪府の平均点と比較いたしますと、いずれの教科も平均を上回っている状況でございます。また中学校では、全国と比較して国語A・Bで全国平均を若干下回りました以外は、全国・大阪府の平均点を上回っている状況にあり、概ね良好な結果となっております。一方、生活習慣や学習環境等に関しての調査につきましては、思考力・判断力・表現力の育成や言語活動の充実を踏まえた授業改善の取り組みが進み、児童生徒の肯定的な評価に繋がっております。また、「書く問題」への意識・意欲は全国や大阪府の平均を上回り、意欲的に取り組んだことがうかがえる結果となっております。

以上でございます。

関 議員 全国学力・学習状況調査と結果からしますと、島本町の子ども達の学力は良好な状況であるとの答弁ですけれども、近隣自治体と比較すると、どのような状況になりますか。伺います。

教育次長 三島地域の自治体と比較いたしますと、小学校では算数Bを除いてトップとなっております。また中学校におきましては、ほぼ同レベルでございます。また、小・中学校ともに大阪府の平均はすべて上回っており、府下でもトップレベルにあると認識しております。

以上でございます。

関 議員 学力的には非常に高いレベルにあるとの認識されておりますけれども、今後の課題としては、どのようなことが想定されておりますか。

教育次長 今後の課題につきましては、小・中学校ともに教科学習への意欲については全国を下回っているということ、それと自学自習力には課題があり、宿題はするけれども、授業の予習・復習を積極的にしていない傾向が見受けられます。しかし、学力面では、先ほどご答弁申し上げましたように高いレベルにありますことから、授業の予習・復習を積極的にしていない反面、塾で勉強しているという側面も考えられます。

いずれにいたしましても、全国学力・学習状況調査は平均点であり、低い学力の子どもがいることも事実でございますので、それらの子どもの学力の底上げが最大の課題であるというふうに考えております。そのため、教育委員会といたしましては学校図書館を充実し、「豊かな心」の育成や「確かな学力」の育成に、一層取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

関 議員 子ども達の学力向上や学習機会の確保には、教職員の皆さんが健康で意欲を持って指導に当たっていただくことが必要不可欠です。しかし、最近のマスコミ報道など

でもよく取り上げられておりますが、保護者からの過剰な要求などにより、教職員が多
大なストレスを受けて休まれるケースも多いように聞いております。

そこで、本町の現状と、教職員の健康管理面でのサポート体制について、どのように
実施されているのか、お伺いいたします。

教育次長 本町におきましても、過剰なストレスなどから「長期の休養を要する」と医師
から診断を受けて、休んでいる教職員はおります。学校におきましては、「労働安全衛
生法」に基づきまして、職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境を守るため、学
校長が安全衛生推進責任者となり、健康診断の実施や健康の保持増進の措置に関して取
り組んでいるところでございます。サポート体制といたしましては、まだまだ不十分で
あるというふうに考えております。

以上でございます。

関 議員 教職員への健康診断は実施されているようですが、産業医などの配置はさ
れていないのでしょうか。

教育次長 産業医の配置につきましては、常時使用する労働者が50人以上の事業所ごとに
配置しなければならないというふうになっております。このことから、本町の場合は、
いずれの学校におきましても50人以上の教職員がおりませんので、配置はいたしてお
りません。しかしながら、医師の面接・指導體制の整備は必要不可欠であるというふう
に考えておりますので、今後、医師会等の関係機関と調整を進め、サポート体制の充実
に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

関 議員 日々、子ども達と接している教職員の方々の存在は、子どもの成長過程にお
いても非常に大きいものだと思います。そのためにも、最近の社会情勢の変化に伴いモ
ンスターペアレント、いじめ問題、体罰問題等が毎日のように報道される状況にお
いての現場の教職員へのサポート体制をしっかりとっていただき、教育の場に適した最
高の環境づくりをお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

「土曜日授業」に対して、昨年、文部科学省が行った調査について、本町は、その必
要性についてどのように回答されましたか。お伺いいたします。

教育次長 土曜授業に関しましては、平成14年度からすべての公立学校で学校週6日制
から5日制となり、本町でも学校週5日制へと移行いたしました。

なお、運動会や授業参観等の学校行事につきましては土曜日に実施することもあり、
その際は代休扱いでの対応をいたしております。

お尋ねの文部科学省からの調査につきましては、昨年6月28日付けで依頼がござい
ました。土曜授業等に関する調査は、子どもが土曜日に必ずしも有意義に過ごせてい
ないケースがあることは否定できません。しかし、カリキュラムや教職員の休暇の問題等の

課題もありますことから、土曜授業の必要性につきましては、「どちらとも言えない」と回答をいたしております。

また、平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」が始まることも踏まえまして、今後、多様な学習や体験活動の機会につきまして検討してまいりたいと考えております。

関 議員 文部科学省の行った全国の調査では、土曜授業の必要性について「必要性がある」「必要性がない」「どちらとも言えない」の三者選択であったと認識しておりますが、その結果はどのようなものだったか、把握されているのでしょうか。把握されていれば、都道府県、政令市、市区町村、それぞれの教育委員会の回答結果をお伺いいたします。

教育次長 調査は全国の教育委員会を対象に実施されており、土曜授業の必要性について、「必要がある」と回答した都道府県は 8 都道府県で全体の 17%、政令市では 5 政令市で全体の 25%、市区町村は 189 市区町村で全体の 10.9%となっています。一方、「必要ない」と回答した都道府県はございませんでしたが、政令市では 3 政令市で全体の 15%、市区町村は 528 市区町村で全体の 30.4%が、「必要ない」と回答したという結果がございます。

なお、本町が回答いたしました「どちらとも言えない」と回答した都道府県は 39 都道府県で全体の 83%、政令市では 12 政令市で全体の 60%、市区町村は 1,018 市区町村で全体の 58.7%が、「どちらとも言えない」というふうに回答をいたしております。

以上でございます。

関 議員 わかりました。それでは大阪府下の自治体では、土曜授業に関して、平成 25 年度にどのような取り組みがされているのでしょうか。お伺いいたします。

教育次長 大阪府が調査いたしました平成 25 年度の状況では、府内小学校の 52.8%、中学校の 65.6%が、土曜日に標準授業時間に規定している各教科の授業等を実施しており、すべての小学校と 97%を超える中学校が代休を取って対応している状況がある、という結果が出ております。また頻度につきましては、88%の小学校と 82%の中学校が年間に 1 回程度の実施であり、保護者、地域を対象とした授業参観が主な内容となっております。

一方、標準授業時間に規定していない学校行事等を実施していたのは、府内小学校の 35.7%、中学校の 52.9%が実施しており、すべての小学校と 98%の中学校が代休を取っており、頻度は 86%の小学校・75%の中学校が年間に 1 回程度実施しており、小学校では体育的行事、中学校では体育的行事・宿泊行事などが、主な内容となっております。

なお、そのうち中学校 5 校が年 1 回から 2 回の授業参観を実施しており、中学校では 2 校が年 1 回、体育大会を土曜授業として実施したという状況でございます。

以上でございます。

関 議員 文部科学省では昨年 8 月 27 日、小・中校生の学力向上を目指し土曜授業に取り

組む公立への補助制度を新設する方針を決めました。そして、土曜日の教育活動の推進のために、平成26年度予算の概算要求に約20億円を盛り込んでおります。その概算要求の内容と、本町の補助金活用についてのお考えについて、お伺いたします。

教育次長 文部科学省では、すべての子ども達の土曜日における教育活動の充実を図るため、学校・家庭・地域が連携協力して行う学校における授業、地域における多様な学習や体験活動の機会の充実などの取り組みを推進することとして、土曜日ならではのメリットを活かした効果的なカリキュラムの開発、特別非常勤講師や外部人材、民間事業者等の活用を支援するとともに、その普及を図るため「土曜授業推進事業」に2億500万円、地域の多様な経験や技能を持つ人材、企業等の豊かな社会資源を活用して体系的・継続的なプログラムを企画実施する取り組みを支援することにより、土曜日の教育支援体制等の構築を図るため「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業」に18億円の概算要求がされております。

教育委員会といたしましては、補助制度の細かい中身が示されておられませんので、現時点では明確にお答えはできませんけれども、先ほど申しましたように、平成27年度から始まる「子ども・子育て支援新制度」も踏まえまして、多様な学習や体験活動の機会を検討するとともに、補助金の活用につきましても、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

関 議員 文部科学省は省令改正を行い、現在は「特別な必要がある場合」に限っている土曜日授業の要件を緩和し、自治体の判断で実施できるようにしたうえで、補助制度を適用することにより、月1回以上の土曜授業を推進していくこととしております。

島本町の教育は、全国平均や大阪府の平均より高い水準にあります。このような国の補助金を利用して、島本町の子ども達の学力をより高めることができれば、決して、「学力日本一」も夢ではないと思います。ぜひ、他の市町村に先駆けて取り組んでいただければというふうに思います。

それでは、最後の質問に移ります。

「学校の危機管理」について、気象警報発令時の対応と避難訓練の課題について、お伺いたします。

教育次長 それでは、「学校の危機管理」につきまして、ご答弁を申し上げます。

学校における「気象警報発令時の対応」について、現在、町立幼稚園・小学校・中学校におきましては、午前7時の時点で暴風警報が発令されている場合は自宅待機とし、午前9時までに解除されない場合は臨時休校といたしております。一方、午前9時までに暴風警報が解除された場合、集団登校、授業は4時間目で終了としており、登校後、暴風警報が発令された場合は、その時点で集団下校としております。

なお、暴風警報以外の警報につきましては、特に取り決めはございません。

「避難訓練」につきましては、島本町内の学校・園すべてにおいて、火災と自然災害及び不審者の侵入を想定した訓練を実施しております。また、地震や津波が起きるメカニズムの学習など教科学習とも関連させ、教育活動全体で防災の視点が育成されるよう取り組んでおります。また、地域や家庭と連携したものとして、大雨想定避難訓練で保護者と一緒に集団下校する訓練や、自主防災会・ゆめ本部が参加しての地震に対する避難訓練、学校長が保護者とともに通学路を歩き、危険箇所を確認しながらの校区のハザードマップの作成なども行っております。

今後の課題といたしましては、訓練をマンネリ化した内容ではなく、子ども達の判断力を養う実践的なものにするための手法の検討が必要であると考えております。また、教職員はもちろんのこと、家庭や地域、さらに警察や消防などの関係機関との連携を図りながら取り組んでまいらなければならないと考えております。

以上でございます。

関 議員 暴風警報発令時の対応はわかりました。しかし、暴風警報が発令されなければ登校となる現行の基準では、昨今、多発する竜巻やゲリラ豪雨等の自然災害の猛威に対して適正だと考えておられるのでしょうか。また基準の見直しや、地域の実情に即した判断を、学校ごとにできるようにはできないのでしょうか。

教育次長 確かに、今、議員からご指摘ございましたように、昨今、ゲリラ豪雨等が発生いたしますので、必ずしも危険ではないと言い切れない場面が多数ございます。そういった意味では、ゲリラ豪雨などには対応に苦慮しているところでございますが、大雨警報や洪水警報に対しましては状況に応じた判断が必要であると考えており、その際には気象情報や防災担当部局からの情報収集に努めまして、別途、学校と教育委員会で協議し対応を判断することとして、現状では運用しているという状況でございます。

以上でございます。

関 議員 昨年8月に、気象庁は新設された大雨特別警報を運用開始以来初めて、京都・滋賀・福井の3府県に発令しました。このような特別警報が本町に発令された場合の対応は、どのように取られるのでしょうか。

教育次長 特別警報への対応につきましては、いずれの特別警報であっても、午前7時に発令されている場合は臨時休校としております。また、登校後、特別警報が発令中もしくは解除されたが避難指示及び避難勧告が継続している場合には校内待機とし、教育委員会が別途指示することとしております。特別警報が解除され、避難指示及び避難勧告も解除された場合には、集団下校ということにしております。

いずれにいたしましても、先ほどの暴風警報のこともございますけれども、状況に応じた柔軟な対応が不可欠であるというふうに考えておりますことから、児童生徒の安全の確保を第一に、適切に、状況に応じた対応をしてみたいと考えております。

以上です。

関 議員 ありがとうございます。東北大震災においては、学校や幼稚園の個別の避難の判断で明暗が分かれ、全児童が助かった学校もあれば、全校児童 108 人のうち 74 人が死亡・行方不明になった学校もありました。

本町においても、未だ学校の耐震化すらできてない状況を顧みますと、いつ、どのような、想定を超える災害が発生するかも知れません。島本町においては、一人の児童の犠牲者も出ることがないように、今できる対策・対応はしっかりと取っていただくことを切に要望して、質問を終わります。ありがとうございます。

平井議長 以上で、関議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩をいたします。

(午前 11 時 01 分～午前 11 時 15 分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、野村議員の発言を許します。

野村議員 (質問者席へ) おはようございます。一般質問をさせていただきます。

それでは前段といたしまして、「高齢者の住まい・施設について」

高齢化社会は全国的にも進んできており、島本町においても例外ではなく、核家族の傾向のもと、子どもさんは地方や都会で生活、ご夫婦の一方が亡くなれば、一人で生活をされている高齢者が増加していると感じております。また認知症の病気などで、家族と離れて病院や施設で暮らしておられる人びとも多く見られます。

前の町長公約にも、「年長者にやさしい、住みよいまちづくり」を目指す所あり、本町では、平成 24 年度から平成 26 年度を計画期間とする「第 5 期島本町保健福祉計画」に基づき、年長者の福祉の充実に努めておられます。高齢化率も平成 20 年度 20.92%から、24 年度 22.58%と増加してきており、これからもますます団塊の世代が高齢化してきて、高齢化傾向になっていくと思われま。

そこで、将来の見通しについて、お伺いいたします。

1 点目です。「一人住まいの年長者について」

①です。在宅高齢者等福祉サービスや、ひとり暮らし年長者等給食サービス、愛の一声事業などで高齢者の人数は一定把握されておられ、24 年度末の情報もお示ししていただいておりますが、サービスなど受けておられないひとり暮らしの年長者等もおられると思います。どのようにして、把握・確認されておられますでしょうか。

民生部長 それでは、①点目の「ひとり暮らし高齢者の状況について」でございます。

本町では平成 21 年度から、ひとり暮らし高齢者実態把握事業といたしまして、住民基本台帳で 65 歳以上のひとり暮らしの方を対象として実態調査を実施しております。調査内容につきましては、緊急時の連絡先やかかりつけ医の状況の他、介護認定や障害者手帳の所持状況などで、ご本人の同意をいただいた情報につきましては、地区民生委員の皆様と共有しているところでございます。また、当該調査未返送の方々に対しましては臨

戸訪問を行うなど、すべてのひとり暮らしの高齢者の皆様の実態把握に努めているところでございます。

以上でございます。

野村議員 それでは、緊急時の対応でございますけれども、町では安心・安全ボトルを配付されておられます。地域や民生委員の方々のご苦勞で充実してきてはおりますけれども、現在の配付率はどのようになっていますか。これからまた、どのように普及に努められますか。お伺いいたします。

民生部長 緊急医療情報キットの島本あんしんボトルの配付状況でございます。

島本あんしんボトルにつきましては、平成 24 年度からひとり暮らしの高齢者で、町への情報提供に同意をいただいた方を対象として配付をさせていただいております。

配付状況につきましては、平成 24 年度の調査により把握をしておりますひとり暮らしの高齢者の人に対しましては、1,062 名いらっしゃいます。そのうち、町への情報提供に同意をいただきました 938 名の方々に配付をさせていただいております。配付率にいたしましては、88.3%となっております。それから平成 25 年度におきましては、これまで台帳登録をされている皆様を含めまして、65 歳以上で一人暮らしの方々全員の調査を行うということといたしまして、さらなる実態把握と制度の周知に努めておるところでございます。

今後におきましても、新たなひとり暮らし高齢者の毎年の調査に加えまして、定期的な全数調査を行いまして、普及に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

野村議員 では、先ほどのご答弁の中にごございましたけれども、島本あんしんボトルですけれども、現在、このボトルを活用されたような事例等ございましたら、お示ししていただきたいと思っておりますけれども、よろしくお伺いいたします。

民生部長 「島本あんしんボトルの活用について」でございます。

平成 25 年度中につきましては、19 件の活用事例がございました。中には、救急隊員が到着時に意識はあった方なんですけれども、気が動転しておられまして、搬送希望の医療機関の聞き取りがままならなかった状況がございました。そのような中で、島本あんしんボトルの情報を確認いたしまして、円滑に医療機関への搬送が可能となったという事例がございました。その他ではございますけれども、実際、搬送の事例以外でございますが、島本あんしんボトルのご記入をしていただくということによりまして、親族の連絡先の確認ができたとか、緊急時に備えた体制を考えるきっかけになったというお声も頂戴しております。

以上です。

野村議員 安心・安全ボトルですけれども、やはり、そういう形で活用も活かされておると私も思っております。

それでは、その安心・安全ボトル等々置かれている方もおられると思いますけれども、その方々の住居なんですけれども、一軒家もしくはマンションとかアパートが、いろいろ住居もございますけれども、そこら辺の、ひとり暮らしの年長者の方々の持ち家とか賃貸とかの人数、町で、もし把握できる範囲であれば、お示ししていただきたいと思いますし、また割合があればと思うんですけども、よろしく願いいたします。

民生部長 ご質問ございました、ひとり暮らしの高齢者を対象とした住居に関する特化した調査につきましては、町のほうでは実施はしておりません。ただ、平成23年度に第5期の「島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」策定のための資料といたしまして実施をいたしました日常生活圏のニーズ調査というものをやっております。その抽出調査の結果におきましては、持ち家の方が73%、それから賃貸住宅の方が26%となっております。

以上でございます。

野村議員 そうしますと、その安心・安全のボトルの件もありますけれども、そういう方が——緊急の場合ですけれども、緊急連絡先、その安心・安全ボトル以外でも、いろいろと把握されておられますでしょうか。

民生部長 緊急連絡先等につきましては、先ほど申し上げましたひとり暮らし高齢者実態把握調査で、町への情報提供いただいた方につきましては把握をさせていただいております。

以上でございます。

野村議員 できる限り、また把握していただければと思います。そしてまた、特に賃貸物件等々に住んでおられる高齢者の方々、結構、高齢者になりますと厳しい経済状況の方が多く見られますけれども、そのような形のもの費用等は島本町として負担されておられますでしょうか。もちろん、町営住宅もしくは公営・民営に関わって居住されておられる方もございますが、そこら辺も含めてのご答弁をお願いしたいと思います。

民生部長 賃貸物件の方の入居の費用負担というご質問でございましたが、町としては、実施はしておりません。今、ご質問の中でもございました町営住宅では、ひとり暮らし高齢者の倍率の優遇措置でありますとか、あとは府営住宅のほうでは福祉世帯枠が設けられておる、そのような状況でございます。

以上です。

野村議員 担当部長と違うかもわかりませんが、例えば町営住宅云々、その高齢者等々の人数が、もし把握できておられましたら、わかりますでしょうか。わからなければ、また後日でもご答弁いただければと思うんですけども、いかがなものでしょうか。

民生部長 大変申しわけございません。今、ちょっと手元に資料がございませんので、ご答弁、現時点ではできない状況でございます。申しわけございません。

野村議員 またご答弁というか回答のほう、ひとつ、よろしく願いしたいと思います。

人間はいつまでも元気で、最後はできるだけ自宅、もしくは家族に見守られて最後を迎えたいと思っていると、私も考えております。しかし、年齢とともに体力や気力、体も衰えてまいってまいります。家庭の事情や病気などで、仕方がなく施設を利用しなければならない場合等が出てくる場合も結構あります。

そこで前の質問に関連して、次の質問に入らせていただきます。2番目です。「施設（特別養護老人ホーム）等の利用について」でございます。

島本町内にある高齢者向けの施設、例えば公共型・民間型の数、また利用されている人数やベッド数を把握されていると思いますけれども、現在の状況のほうをお伺いしたいと思います。

民生部長 次に、2点目の「特別養護老人ホーム等の施設の利用状況について」でございます。

町内にあります高齢者を対象としている施設につきましては、介護保険適用施設といたしまして介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームでございますが、これが1施設。それから、介護老人保健施設が1施設。それから認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームでございますが、これが3施設ございます。また介護保険外施設といたしまして、有料老人ホームが3施設ございます。

各施設の定員及び利用人数につきましては、特別養護老人ホームが定員50人で、現在、満床でございます。介護老人保健施設が定員88名で、こちらも満床でございます。グループホーム3施設につきましては、定員が62人に対して51の方がご利用されておられます。それから有料老人ホーム3施設で、こちらは定員49人に対しまして42名の方が利用されているというふうにお聞きをいたしております。

以上でございます。

野村議員 有料老人ホーム等々、結構、満室という形のものを伺いました。

例えば、それを利用するにあたりまして、費用的なものですけれども、結構高額な費用を要する、必要な施設もあると伺っております。町内にある施設利用の場合にかかる費用を一定把握されておられると思いますけれども、個室や数人共用の部屋、サービス付きの高齢者向けの住宅、有料老人ホーム等によっても費用も異なってくると思います。おおよその費用と、町のご負担について、ちょっとお伺いしたいと思います。

民生部長 施設の入所にかかる費用についてということでございますが、施設、それぞれ色々ありまして、種別により異なるんですけども、特別養護老人ホーム、それから介護老人保健施設、こちらで申し上げますと、月額で申し上げますけれども、居住費が約6万円、それから食費が約4万円、計10万円程度。それと、介護サービス費の1割分となります。それから、グループホームでございます。こちらにつきましては、最大で家賃が10万円程度、それから管理費が12万6千円、それから食費が6万円、計28万6千円、それと介護サービス費の1割分ということになります。それから有料老人ホームで

は、最大でございますけれども、家賃が16万円、管理費が6万円と食費が5万4千円程度、合計で27万4千円でございます。またグループホーム、それから有料老人ホームにつきましては、別途入居金というものが必要になってまいります。

それから、町の負担でございますけれども、介護サービス費の9割分、それから月額限度額の超過分、それから低所得者が特別養護老人ホーム・介護老人保健施設をご利用された場合には、居住費、それから食費の限度額超過分が介護保険の適用という形になります。

以上でございます。

野村議員 結構、費用的なものが高額だと、今、お伺いいたしました。なかなか施設にも入りづらい世の中になってこようかなと思いますけれども。

でも、やはり先ほどのお話の中にありましたように、その高額な費用を払ってでも、現在も利用を望まれている方が多数おられると思います。例えば、順番待ち等々で待つておられるような方、町として把握できるかどうかわからないんですけれども、もし情報等々を得られておられましたら、お示ししていただきたいと思ひますし、また希望しておられても入所できなく、順番待ちもおられるかもわかりませんが、順番待ちされている方の人数も把握されておりましたら、お示ししていただきたいと思ひます。

民生部長 先ほど申し上げました施設の入所の方の現状というご質問やったと思うんですけども、本町では「第6期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」の策定のための資料とするために、高齢者介護福祉アンケートとして、日常生活圏域ニーズ調査というものを実施しております。この質問事項の中に、ご自身が要介護状態になった場合の介護保険施設への入所希望状況はお伺いしておるんですけども、これは今年度、平成25年度に実施をしております、その調査結果につきましては来年度、平成26年度に取りまとめる予定としておりますので、現状で町としては、詳細は把握はできておらないという状況でございます。

ただ、施設の入所の待機状況につきましては、介護保険施設のうち特別養護老人ホーム、これにつきましては年1回、大阪府のほうで調査をされておりますので、それでいきますと、町内に弥栄の郷という施設がございますが、こちらで本町の被保険者の待機者数を把握しております、平成25年の4月現在でございますが、待機者数は28名という形で聞いております。

以上でございます。

野村議員 調査は、できるだけ早いことされるということを希望しております。

また、町内の弥栄の郷においては待機者数28名もおられるという形を伺いました。後ほどまた、ちょっと訊きたいと思ひますけれども、例えば町内以外の近隣市町村を、こういう形で利用されている方もたくさんおられる。事実、私の知り合いの方も他市のほうに入所させていただいている方もおられます。町外にそういう形で入所されておられる

方の数、人数等は把握できますでしょうか。また、逆に町外のほうに住んでおられて、家族や住み慣れたこの町、島本町に移りたいと希望されておられる方もおられると思いますけれども、そういうようなところ辺は家族と、もしくは調整等をされておられますでしょうか。お伺いたします。

民生部長 町外の施設利用の状況ということやっただと思うんですけれども、施設利用者のうち有料老人ホーム、こちらの利用者につきましては把握ができてないという状況でございます。それから特別養護老人ホームにつきましては、町外の施設利用者の方が約 60 人ぐらいいらっしゃいます。それから介護老人保健施設につきましては、約 30 人ぐらいです。グループホームにつきましては、お一人でございます。

それから、調整というお話やっただと思うんですけれども、これにつきましては、基本的には担当のケアマネージャーが実施をされるということになりますので、町において調整をすることはございません。ただ、高齢福祉課でありますとか地域包括支援センター、こちらのほうにご相談がございましたら、適宜アドバイス等は行わせていただいております。

それから、先ほど町営住宅の高齢者の方の人数というご質問がございましたので、続けてご答弁させていただきます。町営住宅の入居者の方で 65 歳以上の方が、104 人いらっしゃいます。

以上でございます。

野村議員 できるだけ横と連絡、連携を取っていただきまして、ますます高齢者にもやさしい部のほうに、もしくは町のほうにしていきたいと思います。

そしてまた、先ほどの私の前段でもお話しさせていただきましたように、ますます、これから団塊の世代も突入してまいります。高齢化に入り需要が、こういった施設等々求められると思います。その需要を満たすためにですけれども、各種の施設の新設や増床の声を聞いておりますけれども、この新設やベッド数等増床するにあたり、どのような条件もしくは制約があり、また町としてできることや補助などを伺いたいと思います。

民生部長 施設の整備に関するお尋ねでございますが、まず有料老人ホーム、こちらにつきましては、制約等は特にございません。それから特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、それからグループホームなどの介護保険の対象となる施設でございます。これらにつきましては、3年ごとに策定をいたします本町の「保健福祉計画及び介護保険事業計画」というのがございまして、この計画の中で整備年次、あるいは定員などの整備目標というものを設定する必要がございます。

それから、介護老人保健施設や定員 30 人以上の大規模な特別養護老人ホームなどにつきましては、整備時に圏域での調整というのが必要となってまいります。本町の場合におきましては、本町と高槻市、茨木市、それから摂津市で構成をしております三島圏域というのがございまして、こちらでの調整というのが必要になってまいります。

費用の面でございますけれども、整備目標を立てた際には、当該施設の利用を見込んだうえで介護給付費を算出しなければなりませんので、保険料額を設定するという必要が生じてくるのではないかとこのように考えております。

それから、施設入居者の介護給付費でございますけれども、在宅の方に比べますと高額になりますので、本町のような小規模自治体におきましては、施設整備による保険料の影響というのが大きくなっていくのではないかとこのように認識をしております。

それから、補助のお話やっと思っておりますけれども、施設建設にかかります補助等につきましては、現在、国庫補助というのがありますけれども、これにつきまして、今後継続するかどうかというのは未定というふうに聞き及んでおります。町といたしましての単独の補助というのは、現時点ではございません。

以上でございます。

野村議員 国、国庫補助のほうも厳しい状況の中、出るか出ないかというのは、まだ把握できておられないという現状でございます。やはり町のほうもバックアップしていただきたいと思っておりますけれども、この秋ですけれども、民間保育所の開設により待機児童等も解決されると思っておりますが、高齢者施設の対策、どこの市町村においてもまだまだ厳しい状況だと思います。もちろん、町の負担のほうも多少なりとも増加してまいりますし、自治会や近隣の方々の話し合いも必要かと思っております。

最後に、改めまして、町としてこういう施設のこと、以前にも町の施設を考えておられると伺っております。できるだけ早い、こういう施設のもの開設も望んでおられる方、たくさんおられると思っておりますので……（「まだまだ」と呼ぶ者あり）……、いつ頃を目処に考えておられるかお伺いして、一般質問を終えたいと思っております。

民生部長 今後の施設のあり方というご質問やっと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、現在、他の市町村の施設に入っただいておられる方もおられますし、これから、現在、本町の高齢化率が23%を超えています。今後もますます伸展していくことは確実でございますので、施設のあり方につきましては、先ほど申しました「介護保険事業計画」というものに位置づけをしなければなりません。平成26年度から、その計画を作っまいりますので、特別養護老人ホームのあり方につきましては、その計画の中に位置づけるという形で検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

野村議員 日程的なものを、計画的なものの中で含まれていると思っておりますけれども、ある程度を目安等々、町としては考えておられますでしょうか。

民生部長 先ほど申し上げました来年度、平成26年度の計画を策定する中で、後ほどの3年間の位置づけをいたしますので、計画が平成27年度から始まりますから、その中でそういう施設の位置づけをしましたら、27年度から整備等が始まったとしても、やっぱり1年程度以上はかかると思っておりますので、早く施設ができたとしても平成28年度になるの

ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

野村議員 一定、理解させていただきました。できるだけ早い建設等々、住民の方々に早いこと施設造っていただきますよう要望いたしまして、一般質問を終わります。

平井議長 以上で、野村議員の一般質問を終わります。

引き続き、田中議員の発言を許します。

田中議員（質問者席へ） 無所属の田中でございます。今日は皆さんの質問が非常に簡潔で、てきぱきとした質疑が行われておりますので、私もそれに習って、てきぱきとやっていきたいと思っております。

私が質問する内容は、島本町として「認知症に対するケアコミュニティー事業」をどんなふうに進めていくか、そういった点について、ご質問させていただきます。

「認知症」というと、最近是非常にありふれた病気になってまいりました。いろいろ統計がございますけれども、最近では65歳以上なら6人か7人に1人、85歳以上なら3人に1人が発症していると言われております。島本町の高齢化率、これは平成25年4月1日現在の数字ですけれども、22.6%。先だって、私どもが大牟田市を訪問いたしましたときには、大牟田市では31.6%。これは私の大まかな感じですが、大牟田市の現在の姿が、概ね10年後の島本町の姿ではないかというふうに、これは個人的なことですけれども、そんなふうに予想しております。

そこで、去る1月16日に民生教育消防常任委員会所管の事務調査で大牟田市を訪問、私も議員として訪問いたしました。その内容については、先ほど平野かおる委員長から報告のあったとおりなんです。そこで私は、認知症患者に対して、島本町として今後どのように取り組まれるのか、お伺いいたします。

(1)番目に、「認知症コーディネーターの育成」について、どのように取り組んで行かれるのか。現状も含めて、お答えいただければありがたいです。

民生部長 それでは、(1)点目の「認知症コーディネーターの育成について」でございます。

認知症コーディネーターの取り組みにつきましては、認知症ケアやまちづくりの牽引役を育成するための人材プログラムといたしまして、福岡県大牟田市において実施されているものでございます。

大牟田市の取り組みにつきましては、本町といたしましても一定の事業効果があるということは十分に認識をしております。しかしながら、対象者を介護事業所の職員とされておられることから、本町のような事業所の少ない自治体では、受講者の確保など継続的な事業実施は困難であり、導入につきましては現時点では課題が多いもの、このように認識をいたしております。

以上でございます。

田中議員 じゃ、続きまして、島本町においては「認知症患者の早期発見・予防」について、

これからどんなふうに取り組まれるのか、そのあたりをお聞かせ下さい。

民生部長 続きまして、(2)点目の「認知症の早期発見・予防について」でございます。

認知症患者につきましては、早期発見と予防により重度化を防ぐことができる、このように言われております。早期発見につきましては専門医への受診が不可欠であり、本町では高槻市医師会の認知症対策委員会に参画をいたしまして、医療機関との連携に努めておるところでございます。

また、認知症に関する理解を広めるため、認知症サポーター養成講座の開催でありますとか、医師による認知症に関する講演会の開催など、様々な手法によりまして、広く住民の皆様への周知に努めておるところでございます。

また、認知症の発症のリスク軽減につきましては、有酸素運動などの生活習慣病対策が有効であると、このように言われております。本町が介護予防として現在取り組んでおります「いきいき百歳体操」、これにつきましては、高齢者にとって効果的な運動であり、また会場で参加者同士で会話を楽しむことによりまして、脳の活性化も図れるということになります。これらのことから、今後とも「いきいき百歳体操」の普及を進めまして、より多くの皆様にご参加いただくことにより、認知症予防に繋げてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

田中議員 (3)番目に、島本町内の小学校・中学校で認知症サポーターの養成講座を開いておられるというふうに聞いているんですけども、具体的にどんなふうを開いておられるのか、今後どのように進められていくのか。そのあたりをお聞かせいただけませんかでしょうか。

民生部長 「小・中学校における認知症サポーター養成講座について」でございます。

現在、本町では認知症キッズサポーター教室といたしまして、小学校4年生を対象とした認知症サポーター養成講座を開催しております。平成25年度には、町内の全小学校で開催をさせていただきました。今後におきましても、この取り組みを継続するとともに、小学校で受講いただいた児童へのフォローアップといたしまして、今後は中学生も対象とした講座を開催してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

田中議員 今、お答えいただきましたサポーターの講座ですね、キッズサポーター講座ですか。それに対して、これは担任の先生がやられておるのでしょうか。それとも、何か、そういう具体的なチームがやっておられるのでしょうか。そのあたりをお聞かせ下さい。

民生部長 先ほど申し上げました島本町認知症キッズサポーターの養成講座、これにつきましては本町の職員、地域包括支援センターの職員が実施をさせていただいております。

ちょっと具体的に申し上げますと、先ほど申し上げました小学校4年生を対象にいたしまして、休憩を挟みまして約80分、養成講座をやっております。視覚でわかりますよ

うに、パソコンで作った資料を見ていただきながら、中には以前、住民の方を対象にした寸劇をやらせていただいたことがありましたけども、そういう寸劇も含めて、児童にわかりやすい形で理解していただくというふうな取り組みをしております。

以上でございます。

田中議員 それと関連して、子ども達を預かっている担任の先生について、ちょっと伺いたいんですけども、確かに、この認知症に対して深い理解が必要だという、そういう姿勢で担任の先生というのはいらっしゃるのでしょうか。単にキッズサポーターの養成講座に絡んで、そういう講座を受け入れるという姿勢なんのでしょうか。つまり、学校として、そういう認知症の患者に対してやさしい接し方をしようという、そういう環境をつくろうという、そんなふうな意識、先生方にはどの程度あるのでしょうか。

岡本教育長 私のほうから、代わってお答えをします。

中学生になりますと、教育課程の中に、教科も含めまして人権課題の一つとして高齢者問題が入ってきますので、当然、子ども、生徒達は学習をします。小学校におきましても高学年になれば、そういう問題をたぶん社会科のほう、もしくは総合の時間で取り入れる教材としてありますので、そういうことも含めまして、高齢者問題も含めて一つの大きな人権の問題として、学校として考えていくということについての意識付けはできているものというふうに理解はしております。

以上でございます。

田中議員 それから、これから問題になるであろうと思うんですけども、認知症にかかって、心身面では非常に健康な方、特に足腰の丈夫な人は徘徊するという問題が出てきて、これがきつと、町内を徘徊する認知症患者が年とともに続出してくると思うんですけども。そうした徘徊に対する対策、それから、その徘徊の模擬訓練というようなものの実施は検討されていますでしょうか。また、実際に具体的なプランにのぼっているのでしょうか。そのあたりをお聞かせ下さい。

民生部長 (5)点目の「徘徊模擬訓練の実施」について、ご答弁申し上げます。

徘徊模擬訓練につきましては、多くの住民の皆様をはじめ各種団体の皆様にご参加いただいたうえで実施する、そういうことによりまして、その実効性を高められるもの、このように認識をいたしております。今後、認知症に関するネットワークというものを構築してまいりたいと考えておりますので、そのネットワークが構築されまして、一定の環境が整ったうえで、本町におきましても事業内容等について検討をしてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

田中議員 今、部長のほうからネットワークという話があったんですけども、やっぱり認知症患者を支えるやさしいまちづくりというのは、その基盤に、地域の良好なコミュニティーの形成が不可欠だと思っております。日頃から住民同士が支え合い、助け合う風土

が必要になってくると思うんですけども、そうした風土ができれば、認知症患者に対しても、やさしいまちづくりができるのではないかというふうに私は思っております。

そこで、地域コミュニティの構築のために、島本町としてどのように今後取り組まれるのか。そのあたりをお聞かせいただければありがたいです。

民生部長 認知症に関する地域での取り組みというご質問だったと思うんですけども、先ほどのご答弁ともちょっと重複する面がございますけども、町におきましては認知症施策を進めるにあたりまして、平成 24 年度から民生委員児童委員協議会、それから社会福祉協議会、介護者家族の会、それから年長者クラブ連合会などの関係団体の皆様、それから介護保険の事業者からご意見をいただく場といたしまして、認知症施策に関するワークショップというものを開催をさせていただいております。今後につきましては、このワークショップの参加団体の皆様を中心といたしまして、さらに多くの団体にご参画いただきまして、先ほどご質問がありました徘徊高齢者の方の早期発見ができるネットワーク、こういうものを作っていきたいと考えております。

それから、議員もご存じやと思いますけども、認知症サポーター、これにつきましても積極的に住民の皆様、それから各種団体の皆様にお声かけをさせていただきまして、すでに昨年 12 月現在でございますけども、26 回開催いたしまして、受講者の方、サポーターとなつていただいている方につきましては 870 人、いらっしゃいます。そういう状況で、広く住民の皆様にご理解いただく。それから別途、講演会、専門の医師の先生をお招きして、講演会で住民の皆様認知症という入り口の部分から認識していただくという取り組みもしておりますので、そういう形で広く住民の皆様にご理解いただいたうえで、地域でいろんな形でやっていければなというふうに考えております。

以上でございます。

田中議員 私のほうも昨年に、若山台には年長者クラブなごみ会というのがございまして、そちらのほうで認知症のサポーター養成講座、やっていただきました。包括支援センターの方から 2 人の女性が来ていただきまして、非常に優れた講座をやっていただきました。非常にわかりよい、そしてまた熱意を持ってやっていただきました。

こういう事業を続けていただいて、やはり安心・安全なまち、あるいはやさしいまちづくりという根底、一つのバロメーターに認知症の扱い方が現れてくると思いますので、これからも事あるごとに熱心に推進していただきたいと思います。

これで、質問を終わります。

平井議長 以上で、田中議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 57 分～午後 1 時 00 分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、河野議員の発言を許します。

河野議員（質問者席へ） 日本共産党・河野恵子です。一般質問を行います。

1点目です。「保育所待機児童が30人、急ぎ実態把握と緊急救済策」を求めます。

まず、2013年10月・12月時点での保育所待機児童の状況について、さらに前年度分との比較をしての答弁を求めます。

民生部長 それでは、①の「保育所の待機児数の比較」につきまして、ご答弁申し上げます。

平成24年10月1日現在の保育所待機児童数につきましては、厚生労働省基準に基づく待機者は1名であり、就労誓約等の条件による待機者を含めると、4名となっております。平成25年10月1日現在では、同基準の待機者は10名で、すべて年度途中の申し込みによるものでございます。次に平成24年12月1日現在では、厚生労働省基準に基づく待機者は6名であり、就労誓約等の条件による待機者含めると10名となっております。平成25年12月1日現在では、同基準の方は15名で、すべて年度途中での申し込みによるものでございます。

以上でございます。

河野議員 ちょっと、12月議会でお聞きした数字と違いがあるかと思えますけど、その点について、説明を求めます。

民生部長 12月議会におきまして、他の議員だったと思えますけども、保育所の待機児童数についてというご質問がございまして、担当課長のほうからは「30人余り」という形でご答弁をさせていただいております。ただ、先ほども申し上げましたが、30人余りといえますのは就労誓約等の方も含めた人数でございまして、厚生労働省の定義に基づきます待機につきましては、先ほど申し上げました、昨年12月1日現在では15名という形でございます。

以上です。

河野議員 また、今のような分類を厳密にされるようになったのは、たぶん最近のことだと思いますので、以前、待機児童ゼロとおっしゃっていた時代は就労誓約・求職活動中も十分に待機などに含めておられたし、結構、そういう就職活動中の方も入れていたというのがあったと思いますので、ちょっと、そのあたりは答弁の際に、やはり説明をいただきたいと思います。質問させていただいて、わかりました。だから、実質的には待つておられる方、申請書を出されてる方は30人待つておられるということを認識したうえで、次の質問に移ります。

2013年6月会議の佐藤和子議員の一般質問以降、議会や常任委員会において緊急策を繰り返し求めてまいりました。入所を待つておられる児童が、どこで、どのように過ごしておられるのか。1週間の中に、例えば山崎保育園の一時保育に2日～3日、他の日は複数の保育サポーターさん宅を転々と預けられている、そういったお子さんがおられるのではないかと十分に推察できます。

町長としてはどう把握され、このような環境が乳幼児の発達にとってどのような影響を及ぼすのか、見解を伺います。

民生部長 続きまして、②の「待機中の児童に関する町長の見解について」ということでございますけども、私のほうからご答弁をさせていただきます。

待機中の児童の保育につきましては、祖父母等親族による支援、ファミリー・サポート・センターでの提供会員による預かり、山崎保育園の一時保育、在宅勤務による保護者自身での養育等がございますが、それぞれのケースにつきまして追跡調査をしておりませんので、具体的な状況は把握しておりません。

また、お子様は各家庭や施設等の様々な環境におきまして、自我を育み、順応性を獲得していくものである、このように認識をしており、一概に見解を述べることはできないものであると、そのように考えております。

以上です。

河野議員 もちろん、子どもさんは我慢をしたり順応されますけれども、そういった捉え方はいかがなものかというふうに思っております。児童の発達の権利、最善の利益にかなっているとは到底言い難いと、私は考えております。この点は見解が分かれるところだと思いますが、そういった見解をお持ちであるという島本町の姿勢は、子育てをされているお母さん、お父さん、専門職から見ればどうかということ、今後、問われていくと思います。

今の答弁について、島本町の子ども支援課はファミリー・サポート・センターの業務も行っておられます。参考までにお伺いいたしますけれども、ファミリー・サポート・センターでの保育サポーターさんから様々資料や書類を受理され、処理をされていると思いますが、どのようなものがあるのか、この際、説明を求めます。

民生部長 サポーターの方からの提出資料ということでございましたが、ちょっと今、手元にございませぬので、後ほどご答弁をさせていただきます。申しわけございません。

河野議員 通告しております③点目です。

未だ既設の保育所・園3ヵ所について、入所児童1人当たりの面積基準に、廊下やホールなどを加えて詰め込んでおられるのでしょうか。答弁を求めます。

民生部長 次に、③の「保育所の面積基準」についてのお尋ねでございます。

保育所での受け入れの人数につきましては増加傾向にございまして、数年前と比較いたしますと、密度の高い状態にございます。これまでもご答弁申し上げておりますとおり、保育所の面積基準につきましては「大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定められた基準を遵守してございまして、これまで面積基準に廊下を算入したことはございません。またホールにつきましては、基準により2歳から5歳までの居室面積として算入できることになっておりますが、平成26年度からはホールを含めずに、保育室のみで児童1人当たりに必要な面積を確保していきたい、このように考

えております。

以上です。

河野議員 廊下は含めておられない、ということですが、私たち会派、そして他の議員の方、有志ですけれども、2013年度のときに、現場の方には大変ご迷惑をかけたとは思いますが、給食の配膳という一番忙しい時間帯を見せていただきたいということで、ちょっと日にちは忘れましたけども、お邪魔をさせていただきました。

そのときに——第四保育所だったと思いますが、少人数での担当制というやり方を作って、それは現場で話し合われて、狭い保育室を工夫して使っておられる。結果として、お子さんは非常に静かに過ごしておられたということが非常に印象的でしたけれども、しかし、今、廊下は含めないとおっしゃってますが、実際に担当制少人数制をやっている中で、小さいグループで、例えば1歳が30人いたとしても、3～4人のグループで時間差を作って、部屋を転々と動いておられるんですね。それで安定を図っておられるようにお見受けしたんですけれども、実際には給食を食べるスペースを待っておられる間に、廊下の隅で紙芝居を読んでもらっているグループが一つありました。私はてっきり、廊下をもう含めておられるんだと思ったので。

しかしながら、この③問目に対して私が言いたいのは、含めていない面積で、実際、島本町は保育をしているわけです。本来、今、廊下を含めているところもあるだろうと思えますけども、面積を。ですけども、含めますけれども、実際には運用上の問題であって、実際の保育は保育室でやっているということだと理解してきましたが、島本町では、こういうことにはなっておりません。

その点について、いかがでしょうか。仮に保育所に入れたとしても、入れたとしても、島本の子どもはこのような状況で過ごしているわけです。答弁を求めます。

民生部長 ただいま第四保育所で、1歳児の児童が廊下で紙芝居をやっていたところをご覧になられたということでございますけども、日常的にそのような形ではしてないと思えますし、「思います」というのはあれですけども、してないです。

それから、これまで今年度、補正予算をご可決いたしまして、第二・第四保育所のホールの活用という形で、ホールにつきましては過密状態にございますので、お子様がゆっくりと色々な遊びをしていただくという形で、ホールは結構活用させていただいております。ただ、たまたまかもわかりませんが、廊下で紙芝居をしていたのではないかと、そのように認識をしております。

子ども支援課長 先ほどのファミリー・サポート・センターの活動内容についてのお問い合わせでございます。

ファミリー・サポート・センターにつきましては、ボランティアの中でも有償のボランティアということで、相互扶助の考え方にに基づきまして、住民の皆様から、ご利用なされたい方と提供をしたいという方について、町においてコーディネートしているもので

ございます。それらの提供会員の方につきましては、週のうち数日間または数時間の中で、できるだけのサービスをしておられるという中でございますので、必ずしも保育所のように毎日フルタイムでお預かりできるような体制ではございません。

現在、ファミリー・サポート・センターの活動については、ほとんどが保育所への送迎、またその前後でのお預かりであったり、また近隣市町の塾などへの送迎ということがほとんどで、待機者につきましては、ご登録はなさっておられるかもわかりませんが、そういう保育の補完措置として使われているような状況というのはほとんど見られないと考えております。

以上でございます。

(河野議員・質問者席から「答弁してない、提出文書はどんなものかと……」と発言)

河野議員 すいませんが、ちょっとこの辺の時間、後で精査していただきたいと思います。

ファミリー・サポート・センターの保育サポーターさんが子ども支援課への提出文書にどのようなものを出されているのか、答弁を求めると言ってます。私、作って読んでいるんですよ。すいません。

子ども支援課長 ファミリー・サポート・センターの町に対しての報告書の内容でございます。

毎月の活動については翌月に、提供会員の方から、その日ごとで1枚物で、何時に子どもさんをお迎えにあがって、どのような預かりをして、食事の提供をしたか。それから、その代金についてどのようにやりとりを行ったかということで、それぞれ署名、ご印鑑をなされたものが町に対して報告がなされております。

以上でございます。

河野議員 先ほどの答弁の中で、保育所に代わるような保育を連日するようなことは、基本的には保育サポーターさんはやっておられないだろうというご答弁をいただきましたので、それも含めて再質問させていただきます。

そういったファミリー・サポーターさんが出される書類の中には、お子さんの名前も記されているのでしょうか。

子ども支援課長 ファミリー・サポート・センターのその報告書には、当然、お子様のお名前、ご家庭については記入されております。

以上でございます。

河野議員 先ほど、初めの答弁ではね、就労（誓約）されている方で15人、待機の方がおられるとおっしゃってましたので。このファミリー・サポート・センターの保育サポーターさんが出された書類を、今、待機されている方の名簿と私は突合すれば——それは同じ子ども支援課の中ですから問題あるとは思いませんが——突合すれば、どういう形で待機の間に過ごしておられるのかということが想像できるというふうに思います。そういったことはお考えになりませんか。

子ども支援課長 ファミリー・サポート・センターにおきまして、利用者の名簿と、この待機者につきまして、どのような状況かということを確認いたしますと、待機者の中でファミリー・サポートに登録会員としてされている方につきましては、7人の方が現在されております。ただ、その7人の方につきましては、万一の利用ということで、いったん、ご利用に関して登録なされておられるだけでございまして、4人の方は全くご利用なされておられない状況でございます。残りの3人の方につきましては、その保育の補完措置ということではなく、その以外のサービスの利用ということで、年間で数件の利用に止まっておられる方が2件、残りのもう1件の方につきましては、年間で割りますと月3回から4回程度のご利用をなされておられるということでございます。これは必ずしも、保育所の補完的な対応をされておられるかどうかということについては、内容は、こちらのほうとしてはわかりません。

以上でございます。

河野議員 私は、子どもの最善の利益という点で、子どもさんが待つておられる間、どのような過ごし方をされておられるのか、そういうことを把握するのも仕事の一つではないかと思って質問させていただきました。

それと先ほど、仮に入所できたとしてもギュウギュウ詰めの中で、もう大阪府では下から数えたほうが早いぐらいワーストの超過密の島本町の保育所の状況ですが、先ほど紙芝居の話は、確か当日、子ども支援課長も随行していただいていたと思いますので、ご覧になっていると思いますし、私は何も保育所の保育士さんの実践を告発しているわけではありません。どこをどう見ても、廊下で紙芝居を読む以外に他ではスペースなかったなというふうに記憶をしておりますので、そういう状態でやっておられます。

通告の④点目にいきますが、お隣の高槻市では今、「児童福祉法」の最低基準、この面積基準を満たしたうえで、4月1日付けに民間保育園での保育ができることというのを目指して、保育行政を遂行されているというふうに伝え聞いております。高槻市では、そういうことで遂行されようとしています。

年度途中で入所できず待機児童が出た場合には、高槻市の責任で緊急に受け入れる臨時的な保育施設などの対応を次年度、始められる予定だと聞いております。また、大阪府内でも待機児童を一番減らしている都市であると聞いております。町長は、このことをご存じでしょうか。

民生部長 次に、④の「高槻市の保育所運営について」でございます。

高槻市が、「府内で待機児童を一番減らしている都市」というご指摘につきましては、その内容が判然といたしておりませんが、現在、認可保育園の増設を進められるとともに、認可基準を満たさずとも、それに準じた基準を備える施設について認定保育園として指定を行い、公費の助成をされておられることは、本町においても承知をいたしております。あわせまして、来年度は高槻市独自の臨時保育所の開設も進めておられ、年度

途中の追加入所に対応されるもので、運営方法について、現在、検討を進められておると聞き及んでいるところでございます。

以上でございます。

河野議員 こういうことが、高槻市さんがやっておられるようなことが待機児をゼロ、出さないということだと私は思っておりますし、その基準は「児童福祉法」の最低基準を守る。あくまで国の規制緩和に頼るものではないというふうに私は考えております。

そういう意味では、島本町は私の想像するところ、実質求職活動中、就労誓約の方も入れれば 30 人のお子さんが保育所に入れないうまま過ごしておられるということを受けたときに、島本町は今すぐ、この間、待機をされておられるご家庭に実態を聞いて、高槻市でやっている施策を参考に、同様の緊急策を講じるべきだというふうに考えております。答弁を求めます。

民生部長 次に、⑤の「待機児の緊急策について」でございます。

本町におきましては、待機児童の解消と保育所の過密状況の緩和のため、平成 24 年 10 月から町立第一幼稚園で就労支援型を新たに行うとともに、現在の保育ニーズに対応するため、(仮称)島本町高浜学園の早期開設に向けまして、現在、事務を進めているところでございます。

平成 26 年度中の新規保育所の開設が見込まれる中、本町の厳しい財政状況のもとで、短期間の運用を前提としたインフラの整備及び保育を実施する人材の確保を行うことは、非常に困難であると考えております。

なお、現在、平成 27 年度の本格実施を控えた「子ども・子育て支援新制度」の事業計画策定にあたりましてニーズ調査の集計作業を行っているところでございまして、本町の今後の児童数の状況も踏まえながら、将来的な保育ニーズについて、実状に即した方策を講じてまいりたい、このように考えております。

以上です。

河野議員 実際、島本町は待機児童ゼロだということを、ついこの間まで PR をされておりましたし、人口流入を促してきた。そういう町政をこの間 10 年近く、川口町長は続けてこられたと思います。

緊急保育室を造るためには数千万円かかるというふうにお聞きしておりますけれども、この財源には、町長自らいろいろと見回していただいて、工夫を凝らし、若い世代が安心して働ける、あるいはまた厳しい生活の中で求職活動をしているときに、面接で、あなたはお子さんをどうされているのですかと訊かれたときに、今、保育所に預かってもらってますと答えて採用していただけるような、そういう保育にするために、やはり緊急策、せめて高槻市でやっておられる認可外保育園への施設及び利用者との助成制度、あるいは先ほど部長が答弁されました緊急保育施設、200 人規模と聞いております。こういったことのいずれか一つでも、今すぐ、今年度中に決断して、実行するべきでは

ありませんか。でなければ、本当に大変なことになる。市町村が保育を実施する義務が、「児童福祉法」第24条では規定されております。今の段階では、それが守れていないという状態です。どうされますか。答弁を求めます。

民生部長 先ほどのご答弁申し上げましたように、本年の11月ぐらいにはなると思いますが、新たな民間の保育所が開設されます。それができますと、年度内の待機はおそらくなくなるというふうに見込んでおりますので、そのような形で対応したいと。

それから、今までもご答弁申し上げますけれども、本町としても町立の施設でありますとか民間の施設を有効活用して、先ほど議員からご質問ありましたように、待機が解消できるような形で検討はさせていただきました。ただ、2千万円から4千万円程度の経費も必要やということで、あと数ヵ月間ではございますけれども、その間のためにその費用を使うというのは費用対効果としていかななものかという形で、現状は新たな保育園の開設に向けての事務を精力的に進めているという状況でございます。

以上でございます。

河野議員 待っておられる方、それからまた4月以降待機児になってしまわれる可能性のある方が、すべてが11月まで育児休業なんかを取れるような働き方をされているのであれば、私はここまで申し上げません。たぶん、そうではないだろうと思っております。

今、預かり保育、就労支援型のことをおっしゃいましたけれども、実際、12月末の締め切りにはほとんど応募はなかったと思っております。保育所を利用されたい中ですよ。ですけど、締め切られた後で保育所の募集がありますので、いざ入れないとわかったときに、それでは8時から6時、3歳、4歳からして預かってくれないけれども、就労支援型に再募集という形が取れるのでしょうか。その点はちょっと教育委員会になってしまうんですけども、申請の時期が違いますので、実質的にはそういうこともできるのではないかと思います。これは現場との話し合いが必要ですが。あるいは人権文化センターなどの空き部屋を使って、そういったことをする。島本町の公共施設を使ってやるということも考えれば、4千万円もかからないのではないかと思います。答弁を求めます。

教育次長 第一幼稚園におきます預かり保育につきましては、確かに長時間の預かりというのは、募集をしましたが少なかったという実態がありますけれども、実際には8時から利用される方、あるいは4時半ぐらいまで使われる方というのは非常に増えてきているという意味では、就労支援に繋がっていると思っております。

保育所の待機児への対応につきましては、議員からもございましたように、今後、ちょっと状況を見ながら、現場とも協議をしながら、よりよい方向に進められたらなというふうに考えております。

以上でございます。

民生部長 それから、町立の施設を使ってというご質問でございましたけれども、保育ニー

ズの現状を言いますと、乳幼児の方のニーズが高うございまして、その方をお預かりするためには必ず給食を提供しなければなりません。そのためには調理施設というのが必要となってまいりますので、家庭の調理器みたいなのではなくて、ちゃんとした設備を備えて、ちゃんとした給食を提供する、そういう義務もありますので、そういうのも含めますと、かなりの整備費用がかかるということで、先ほど申し上げましたような金額になるというような状況でございます。

以上でございます。

河野議員 私、いろいろと自分の考えを申し上げましたが、これはもう非常事態だと思っ
て、乳幼児の方のための、ほんとに緊急避難だというふうに思っております。強く、先ほ
どの様々な施策、緊急策については再度求めておきますが、質問としては終わりますけ
れども、ぜひとも再考いただきたい。

そして、次の質問に移ります。2点目です。「人権文化センター・人権ケースワーク
事業の公正な実務」を求めます。この質問は、もう10数回やってきておりますので、よ
ろしく願います。

島本地域人権協会、2013年12月議会の私の一般質問において、現在、公平委員会で審
査中である生涯学習課主査——元ですが——懲戒免職処分不服申し立ての事案におい
て、申立人側の証人として地域人権協会会長、事務局長が立ち、被処分当事者の申し立
ての後押しをしておられたこと。島本地域人権協会の役員・顧問に、当該職員の処分を
下した側の町長、副町長、部長級が名前を連ねていることを質しております。未だに、
双方のこの関係は続いているのでしょうか。答弁を求めます。

総合政策部長 それでは続きまして、2点目の「人権文化センター及び人権ケースワーク
事業」に関するご質問でございます。

まず、①の昨年12月議会から引き続いての「島本地域人権協会の役員及び顧問の状況
について」のお尋ねでございます。

同協会の会長等役員の任期は2年間で、現在の任期は本年5月までと聞き及んでおり
ます。従いまして、役員体制等につきましては、前回、ご質問をいただいた時点と同様
であると認識をいたしております。

また同協会の役員及び顧問としての町職員の関わりにつきましては、役員会への町職
員の参画はございませんが、顧問につきましては町長、副町長及び教育長がこれを務め
ております。この点につきましても、前回、ご質問いただいた時点と同様でございます。

以上でございます。

河野議員 再度、確認のために伺います。被処分者の公務員としての公平委員会の場で明
らかになったあるまじき認識、行動について弁護されている団体に、補助金や委託料の
公金が交付され続け、その役員や顧問を町の最高責任者の町長であり、及び幹部が務め
続けることには、全く問題はないのでしょうか。住民や町職員に対して、背を向けるこ

とになっているのではないのでしょうか。答弁を求めます。

総合政策部長 ②点目の「同協会に対する公金支出及び町の幹部職員の関わりについて」でございます。

「すべての人の人権が尊重される、差別のない社会」の実現に向けまして、同協会に果たしていただくべき役割は大きいものと認識をいたしております。その一方で、過日の公平委員会の証人として同協会の会長等が出席されましたことにつきましては、本町といたしまして遺憾に受け止めております。

なお、会長等の任期は本年5月までと先ほどご答弁申し上げましたが、同協会の今後の運営体制等につきましては、本町といたしましても、一定の意見を述べさせていただく必要があるのではないかと考えております。あわせて、補助金交付にかかります収支状況や委託業務にかかる履行状況等につきましても、より具体的にその内容が確認できますよう、様式の見直し等を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 これは2005年度から私、ずっと収支状況の提出を求めるということは言っておりますが、ようやく求めていくという答弁を、8年かかっていたいただきました。公共事業体、自治体としての答弁なのだろうかとほんとに思いますが、その点はもう引き続き、それがしっかり果たされるまで、また質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それから、③番目です。島本地域人権協会が現在、町有地を賃貸借しておられ、当該団体が会員対象の駐車場として使用されているとお聞きしておりますが、その契約内容を伺います。

総合政策部長 まず、③点目の質問でございますが、先ほどの②点目のお尋ねの中で、収支の報告について求めていくというふうなことでございますが、これにつきましては、その履行状況等について、より具体的にその内容が確認できますよう様式等の変更を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、その点、ご理解賜りたいと存じます。

続きまして、③点目の「島本地域人権協会の駐車場賃貸借契約の内容」について、ご答弁を申し上げます。

平成25年度におきまして、島本地域人権協会と締結をいたしております賃貸借契約につきましては、平成25年2月28日付けで島本地域人権協会から、広瀬二丁目地内にございます普通財産3カ所におきまして、用途を駐車場とした借用依頼を受けております。このようなことから、「地方自治法」第238条の5の規定に基づき、遊休土地の有効活用、また自主財源の確保の観点により、本町と島本地域人権協会が賃貸借契約を締結しているところでございます。契約金額につきましては、毎年、当該賃貸地付近の固定資産税評価額を参考に島本町町有地貸付料算定基準に基づき算出しており、平成25年度につきましては、51万8千円となっております。

なお、島本地域人権協会の平成 24 年度決算書によりますと、85 万 2 千円の事業収入を得られておりますが、個別の契約の形態などの詳細につきましては、把握はいたしておりません。

以上でございます。

河野議員 そもそも、この今のお答えになった駐車場用地として貸し出すことになった、賃貸借契約を結んだ経緯について、再度、説明を求めます。

総務部長 それでは、④点目の「賃貸借契約を締結した経緯について」でございます。

平成 5 年度におきまして、町道広瀬 23 号線拡幅工事の完成に伴い地域での駐車場を確保することが困難となったこと、また島本町同和事業促進島本地区協議会会員の生活及び生業活動の安定を図ることを理由に、当時の当該地区協議会会長から、当該町有地を借用したいとの申し出がございました。

それに伴いまして、「地方自治法」第 238 条の 5 の「普通財産の管理及び処分」の規定に基づき、本町と協議会は平成 6 年度から平成 13 年度までの間、賃貸借契約を締結しております。その後、平成 14 年度に島本地域人権協会が設立され、当該駐車場にかかる業務が引き継がれておりますことから、契約相手方につきましても、当時の島本町同和事業促進島本地区協議会から、島本地域人権協会に賃貸人名義の変更契約を締結いたしております。

以上でございます。

河野議員 私、この間、いろいろ町有地の売買などもありましたので、いろいろ町有地について調べておる中で今回の質問に至ったわけですが、今、手元にあるのが記号番号島総総第 1261 号ですけれども、ここに、これは一番近い、最近の新しい分の賃貸借契約ですが、同人権協会の会長名で、「島本町公共用地生業用駐車場自動車保管場所の借用について依頼」ということであげておられます。初めのかみ文は省略いたしますが、2 行目から、「さて、当地域人権協会会員の生活安定を図るため、会員所有車両用の仮駐車場として、これまでから町所有地を借用させていただいておりますが、その必要性はまだまだ強く要望されております」、続きまして、次はいろいろ地番が書いてありまして、その 3 ヶ所について「駐車場として借用いたしたく、よろしく願い申し上げます」。こういったお願い文書を受け入れる中で、その後、賃貸借契約を結んでおられると聞いております。

ですけれども、今おっしゃった 2002 年の 3 月末に同和対策の法律が国において終結されて、こういった旧同和地域と言われるところの様々な対策については特別扱いはしない、一般施策でやりなさい、ということで、国の法律でそう定められているはずですが、なぜ、これは「生業用」ということになるのか。この人権協会さんの会員さんだけに、そういった事業のために土地を貸すということについては、その名目からして、法律にはかかっていないのではないかと思います。答弁を求めます。

総務部長 確かに、平成14年3月末をもちまして、「同和対策に関する特別措置法」、これが期限終了をいたしておりますが、その際にも、その当時は地域人権協会という形で名称変更されておりますが、当該駐車場についての継続した借用依頼をいただいております。先ほど申し上げました「特別措置法」終了して、一般対策に移行するということが決定されているものの、まだまだ地域における問題については解消されていない。そういう現状があるということから、引き続き継続を依頼され、その依頼を受けて、本町として継続して当該土地をお貸しをしている、こういう状況でございます。

以上でございます。

河野議員 先ほど総合政策部長が丁寧に答えていただいた賃貸借契約における賃料にしては、今、年間約51万円と聞きました。しかし、駐車場用地として第三者に貸し出して収入されているのは85万円だということでは、一定、利益をあげておられる。それは積立基金という形で、人権協会の決算書には記されているんですが、本来のあり方として、補助金団体としては望ましくないということを申し上げます。その点について反論があれば、お答え下さい。

それから、1カ所当たり12カ月で割って、大体の台数で私、試算すると、推察すると、月極めで5千円前後で駐車場は貸し出されているということになります。その点についても、そういった扱いについて、旧同和対策法における個人給付にも相当するような、そういったやり方を未だに続けているということについては、やはり国の法律を犯すものではないかという疑問を抱きますが、はっきりとお答え下さい。こういったやり方は、やはりもう一度考え直す必要があるのではないのでしょうか。答弁を求めます。

総合政策部長 まず、駐車場の運営につきましては、先ほど収支の状況については申し上げたとおりでございます。一定、収益が発生をしているわけでございますが、これにつきましては、今、ご指摘がありましたとおり、駐車場の整備及び今後の整備費用のための積立金というような形で積立がされております。

なお、今後の運営のあり方につきましては、現在、利用されている方の生活実態、そういったことも踏まえる必要がございますが、今後の課題である、このように認識をいたしております。

以上でございます。

河野議員 この駐車場を借りておられる会員さんの中に、町の職員はおられませんか。

総合政策部長 個別にどの方が借用されているのかというのは、そこまでは把握はいたしておりません。

以上でございます。

河野議員 それぞれの生活に課題があるというふうにおっしゃいながら、誰に貸しているかわからない。それはやはり町として、きちんとその実態を把握していることにもなりませんし、その課題を解決することにも繋がりません。そういったことでは、町の職員

が借りていないと言い切れないということも問題だと思えます。町長、その点いかがでしょうか。やはり、しっかりと第三者貸出についてはその内容を調べられて、適正かどうかということ把握する必要があると思えますが、いかがですか。答弁を求めます。

川口町長 どなたが、その駐車場を借りられているかというのは、私どもが承知する問題ではないと思っております。それと、先ほど来担当部長からご答弁申し上げておりますように、本年の5月に役員改選期を迎えてまいりますので、今後の事業のあり方とか役員の問題なんかも含めて、今後も協議をしてみたいと思っております。

以上でございます。

河野議員 とても一般質問の時間では、もう耐えられないのですが、引き続きこのことは求めてまいりますし、先ほど、やはり収支報告は求めることができないような答弁をされました。なぜ、地域人権協会が収支報告を求められない、町が要求できない、そういう団体であるということ再認識いたしましたので、この点についても、やはり公務員として、自治体として、そして補助金を受け取られている非営利団体として、やはり成立していないのではないかと思います。この点については引き続き、また別のところでやっていきたいと思っておりますので、駐車場の賃貸借についての調査を求めて、質問は終わります。

最後の質問です。「町有地活用、賃貸借契約のあり方」を問います。

鶴ヶ池住宅跡地売却について、町長の施政方針や議決内容について、住民への周知が不十分であったというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。町長の見解を求めます。

総合政策部長 3点目の見解につきまして、町長の見解ということでございますが、私のほうからご答弁申し上げたいと思えます。

「町営鶴ヶ池住宅跡地売却」に関するお尋ねでございますが、当該地区における本町の土地利用方針につきましては、平成24年度に都市計画マスタープランの見直しを行い、役場周辺の土地利用構想を、公共公益系から産業系に変更をいたしております。また平成25年度には、これまで第二種住居地域でありました用途地域を、準工業地域に変更いたしております。

なお、都市計画マスタープランの見直しの際には、住民の皆様へのパブリックコメントを実施するとともに、用途地域変更の際にも、住民説明会の開催をはじめ都市計画案の縦覧及び意見募集を実施いたしました。

また、本町としての売却方針につきましては、大変厳しい財政状況などを考慮いたしまして、自主財源であります町税の増収が期待できる優良企業への売却が望ましいと判断をし、平成25年度の町長の施政方針におきましても表明させていただくとともに、広報紙等でも住民の皆様への周知に努めさせていただきました。また、当該土地の売却にあたっての手続きの際にも、本町の考え方を広報等で周知をさせていただいております。

さらに議会におきましても、施政方針をはじめ町有地の処分及び都市計画変更に関する予算、また「地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例」の制定などにつきまして慎重にご審議いただいたところでございますが、この際にも、これまでの経過や、本町の考え方をお示しさせていただいております。

このようなことから、土地利用方針や売却に関する住民の皆様へのご説明につきましては、丁寧に実施をさせていただいており、適切に対応させていただいたものと、このように認識をいたしております。

以上でございます。

河野議員 この土地のことに關しては、地区計画や様々な議案については、11月議会のときの土壌調査に關わる議案以外は、私たちは会派としても賛成の立場を取らせていただいておりますが、そういったことで住民の方に説明するときに、いろいろと苦慮することが非常に多いというふうに考えています。それはやはり、この議会での議決を経ずに決めていかれることがたくさんあったというふうに思います。

それで、いろいろ考えておりますと、「地方自治法」第210条 総計予算主義の原則、「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない」ということとか、「歳入歳出外現金」という、ちょっと、日頃私も使わないんですが、そういったものの取り扱い、歳計現金、歳計外現金ということも出てきますけれども、ほとんど、この本会議で議決を経ていない、この用地の売買について、やはり議決を経るという手続きを何らか努力する必要があったのではないか。あるいは入札にかける、執行する前に、7億円余りの歳入をするということについて、やはり正式な手続きを踏むということが必要ではなかったか、というふうに思っております。

その点について、これは財政に關わることだろうと思っておりますが、見解について、お伺いしたいと思います。答弁を求めます。

総合政策部長 まず、今回の売却に關する議決につきましては、議決案件外というふうなことで、これはすでにご説明申し上げているとおりでございます。

そして、今回の町営住宅跡地の売却益の取り扱いでございますが、今、予算制度上の考え方について一定ご指摘がございましたが、これにつきましては、「地方財政法」の中で、「地方公共団体は、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を補そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない」、このように規定をされておるところでございます。

今回の売却にあたりましては、昨年の11月の議会におきまして土壌調査についてのご意見と申しますか、ご指摘を受けまして土壌調査を行い、その結果につきましては、過日、議員各位にご報告を申し上げたところでございます。この結果を踏まえまして、正確な収入が見込める段階で予算計上をさせていただきたいと、このように考えておりました。

従いまして、今回の売却収入につきましては、今後の売却にかかるスケジュール、こ

れにあわせて適切に予算計上をさせていただきたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

平井議長 残り時間、少ないので。

河野議員 もう、質問はできないと思っております。

この後、この用地買収についてはたくさんの議員の方が予定されておられますし、あくまで今回質問したのは、これまでの経緯においての疑問について、お尋ねをさせていただきました。また今後、こういった議案に関わるものが出てきたときに、そのつど精査をし、チェックをしていきたいと思っております。

以上で、私の質問は終わります。

総合政策部長 私、今後の売却益のスケジュールということで申し上げましたが、年度内、本年度中に予算計上させていただきたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

平井議長 以上で、河野議員の一般質問を終わります。

引き続き、平野議員の発言を許します。

平野議員（質問者席へ） 一般質問を行います。

1点目です。「自然環境保護のために若山台調整池の売却方針の撤回を」について、2点、まとめて質問いたします。

2013年7月策定の若山台調整池雨水調整機能検証業務委託報告書によれば、調整池を全面廃止するのではなく、A・B調整池の縮小統合の案を示した報告書となっています。一定、防災上の観点を考慮されたものと判断しますが、「今後の方針としては、集中豪雨への備えなど安全性の確保を図ることはもとより、今後の行財政運営などの観点も踏まえ、総合的に検討を行い、適切に判断する必要がある」と、12月会議で答弁されております。

町長は、調整池の売却方針を白紙に戻すことは考えていないのですか。理由も含め、見解を問います。

②点目。B調整池では、毎年、冬にはオシドリが観察されています。オシドリは大阪府レッドデータでは要注目、京都府レッドデータでは絶滅危惧種の指定の鳥類です。図鑑によれば、「平地から山地にかけての広葉樹が覆い被さるような薄暗い水辺を好む。カシヤシイなどのドングリを好んで採食する」ということなので、調整池周辺の植物が生息環境に重要であるということがわかります。さらに調整池は、大阪府天然記念物指定のツブラジイ、島本町自然環境調査で確認された重要種のフクロウやアオバヅクの生息環境となっている、大阪府自然環境保全地域に指定された若山神社周辺にも連なっております。

生態系に影響を及ぼすという視点から、若山台調整池一帯約3haの開発については、

どのような見解をお持ちでしょうか。ご答弁をお願いします。

総合政策部長 それでは、平野議員の一般質問にご答弁を申し上げます。

まず、1点目の若山台調整池に関するご質問のうち、①の「調整池の売却方針」に関するご質問でございます。

若山台にごございます2カ所の暫定調整池に関しましては、昨年7月、若山台調整池雨水調整機能検証業務の報告書として、2カ所の暫定調整池を統合・縮小すると仮定した際の検証結果につきまして、ご提示をさせていただいたところでございます。

しかしながら、本報告書の考察部分にも記載しておりますとおり、当該暫定調整池の改廃に際しましては、内水解析やハザードマップ等の全町的な治水対策を踏まえた検討や、国や大阪府等の関係機関との協議を実施したうえで検討する必要がある場合がございます。また、このような条件が整い、仮に当該暫定調整池を改廃するに際しましても、正確な統合調整池の容量を設計するにあたっては、さらなる具体的な実測データを用いた詳細な検証を実施する必要がある場合がございます。

このような条件を整理したうえで、本暫定調整池の今後のあり方については、安全性の確保はもとより、今後の行財政運営などの観点も踏まえ、改めて総合的に検討を行い、適切に判断をさせていただく必要があるものと認識をいたしております。従いまして、現時点におきまして具体的な方針など、お示しできる状況ではございません。

私のほうからは、以上でございます。

都市環境部長 それでは、1点目の②「若山台調整池における自然環境の保護」について、ご答弁申し上げます。

大阪府においては、府民の皆様には野生生物の現状を理解していただき、様々な分野で野生生物の保護や、それらが生息・生育する自然環境の保全に役立てていただくことを目的として、平成12年に大阪府レッドデータブックを作成されました。レッドデータブックでは、保護を進めるうえで重要な生き物を絶滅の危険度に応じてランク分けされており、オシドリは、大阪府において保護上重要なものである「要注目」に位置付けられています。

なお、レッドデータブックに掲載されている生き物の保護について、特に法的な拘束力はございません。

今後の調整池のあり方につきましては、周辺の自然環境だけではなく、防災やまちづくり、そして行財政運営の観点など総合的な検討を行い、適切に判断する必要があると考えておりますが、現時点において、具体的な方針などをお示しできる状況ではございません。

以上でございます。

平野議員 ①点目に問いました「売却方針を白紙に戻すことは考えていませんか」ということに関しましてはね、12月会議のご答弁とほぼ一緒に、具体的方針は示せない、ひい

ては白紙にすることは考えていないということだというふうに解釈しますが、それでよろしいですね。町長、お答え下さい。

川口町長 白紙にするような考えはございません。

平野議員 それで、②点目に問いました件です。自然環境豊かな地域であるということ、具体的にはオシドリなどの生息状況を示してお伝えしたわけなんですけど、町長は確かバードウォッチングが、かつては趣味だというふうにお聞きしておりました。自然への造形も非常に深いというふうに拝察しますので、お尋ねしますが、保護に値すべきオシドリが生息する環境を変えるということは、今、島本町が制定しております「島本町環境保全に関する基本条例」ですね、これは「自然環境を守るために基本的な施策を定めることを目的とする」というふうに書かれておりますが、この条例に反するというふうには思いませんか。

川口町長 私、特段、自然に造詣が深いわけではございません。条例に反することはないと、そのように考えております。

以上です。

平野議員 いや、町長のホームページを見せていただきましたら、自然観察が趣味というふうに書かれてましたので、ときどきバードウォッチングしておられる様子も、何かホームページにも書かれておりましたのでね、そのように拝察しました。

残念ながらね、その環境保全の基本条例が何か宙に浮いているという状況になっております。環境・産業課のほうとしても自然環境調査を実施して、今後、環境基本計画の策定を行っているという段階です。そういった、多くの費用をかけておりますね。そういう環境の視点から、いろいろに町の事業についても、やはり、しっかりと意見を言っていただくということが私は必要だというふうに思いますし、この若山台調整池のことについては、報告書にも書かれていますように、今後の方針を決定するにあたって幾つかの項目が書かれております。「全町的な治水対策を踏まえた検討等」ですね。先ほど、総合政策部長が答弁されたことだと思いますけど、この検討を、今後の方針を決定するにあたって、今、申したような環境の視点から検討を行う必要があるのではありませんか。お伺いします。

都市環境部長 先ほど、平野議員のほうからもご指摘がありました「島本町環境保全に関する基本条例」ということで、特に第1条で目的を定めておるわけでございますが、町自ら「より一層環境への配慮に努めるとともに」ということでございます。一定の環境への「配慮」は必要ということで、今後、やはり環境への影響をどういうふうに回避するのかとか、低減するにはどういった施策が必要なのかという点については、検討が必要ではないかなというふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

川口町長 私がホームページに記載していることが、何か、平野議員の今の質問だけを流し

ておくと、嘘、虚偽をしているというふうにも受け取られかねませんので、もう一度申し上げますけど、私は野外活動が好きでございまして、かつては日本自然保護協会とか野鳥の会にも所属しておりまして、今も鳥は大好きでございしますが、大好きということと、「造詣が深い」ということは決してイコールではございませんので、よろしく願いいたします。

平野議員 ちょっと残念な町長の答弁でしたけれども。

売却すれば、自主財源の収入に寄与するという遊休地というふうには、この調整池を捉えるのか、それとも農業用や防災上に有効な施設と捉えるのか、または私が指摘しましたように自然環境資源として捉えるのかということで、その価値は自ずと違ってくるというふうには思っております。

この調整池を廃止・売却することについては、島本町住民の意見を二分する大きな問題だというふうには考えておりますが、この売却の方針を白紙にはしないとおっしゃるならば、私は住民の意向を聞くためのアンケート調査などを実施すべきというふうには考えますが、いかがですか。お答え下さい。

総合政策部長 当該調整池の今後の取り扱いについてでございますが、今、ご指摘ありましたとおり、当然、売却すれば自主財源の確保、売却益が計上できるというふうなことでございますが、昨年、一昨年と、非常に集中豪雨によりまして町内各所で甚大な被害が発生をいたしました。そういったことを踏まえますと、防災上の観点、そして今後の行財政運営の観点、そういったことを総合的に検討する必要があるとございますので、そういったことを今現在、先ほど申し上げました考察の中で、そういった内容も踏まえて、今後、適切に判断をしてまいりたいというふうには考えているところでございますので、その結果を、まず、ご報告申し上げて、そして今後の対応については検討してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

平野議員 いえいえ、そういった考察をしたうえでね、また結果に基づいて住民の意向を聞くという必要があるのではないですかと、アンケート調査などを実施すべきではないですか、というふうにお訊きしましたので、するお考えはあるかどうかということをお答え下さい。

総合政策部長 私、先ほど申し上げましたいろんな課題ですね、今後の考察を含めて検討する必要があるとございますので、その結果を踏まえて、そういったことについても検討してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

平野議員 どうぞ大きな問題ですのでね、住民にとっても大きな問題ですので、こういった意向調査をする必要がある課題だというふうには思っております。

2点目の質問にまいります。「公共図書館としてのさらなる充実を求める」

図書館とは、言うまでもなく「図書館法」において、「図書、記録、その他資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクレーション等に資することを目的とする施設」として定められた、生涯学習に資する教育機関です。中でも公立図書館は、資料を収集、整理・保存・提供することで、文化を後世に伝え、住民の「知る権利」「学ぶ権利」を保障し、住民と資料とを身近に結びつけるものとして存在するものです。

町立図書館は、住民に親しまれる図書館として資料の収集・提供のみならず、講演会やお話し会なども開催され、学校との連携やボランティアの住民との連携による図書館の活性化に努められております。

しかし、今後町立図書館運営のあり方が大きく変えられるのではないかという危惧を、私は持っております。そこで2点、質問します。

①. 町立図書館の運営について、広く住民の意思反映をするため、ふれあいセンターに図書館を開設したときから町立図書館懇話会を設置されてきました。しかし、これは2012年度で廃止され、2013年度は開催されませんでした。どのような検討を経て廃止されたのですか、お伺いします。

当然、代わり得る機関が必要です。「図書館法」第14条には、「公立図書館に図書館協議会を置くことができる」、同条2項には「図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館方針につき、館長に対して意見を述べる機関とする」と定めがあります。島本町図書館協議会を設置し、学識者や住民の意見を反映させ、公立図書館としての充実を求めますが、考えを問います。

②点目です。12月会議に提案された「事務分掌条例」の一部改正案の審議の中で、「まちづくり事業推進プロジェクトチームは、町の懸案事項の解決のため特に重要となる初動事務を行う。例えば、公共施設耐震化の推進、あるいは公共施設の移転・新築、し尿中間処理施設の建設、清掃工場の包括民営化、町立プール・体育館・図書館の今後のあり方等々にあたっていく」ということでした。看過できない答弁がありました。

「町立図書館の今後のあり方」ということで入っておりますので、町立図書館については何が懸案事項なのですか。現行の図書館のあり方にどのような問題があるのか、お伺いいたします。

教育次長 それでは、2点目の「公共図書館のさらなる充実を求める」について、ご答弁申し上げます。

まず、①の「図書館懇話会の廃止」に関するご質問でございます。

図書館懇話会につきましては法令や条例に設置根拠がない会議体であり、委員の方々には無報酬をお願いをし、本町の図書館運営などについて協議をいただいておりますが、平成24年末をもって廃止いたしました。

図書館懇話会の廃止にかかる検討経過でございますが、図書館につきましては、「社

会教育法」において社会教育のための機関として規定されておりますことを踏まえ、「島本町執行機関の附属機関に関する条例」を制定する際に、図書館懇話会の今後のあり方について検討いたしました。「社会教育法」では、社会教育に関する諸計画の立案などを職務とする社会教育委員に関する規定がございます。本町におきましても、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある方、10名の社会教育委員を委嘱し、2ヵ月に1回、会議を開催しております。委員の皆様におかれましては、図書館事業に関する報告をはじめ今後の運営に関する活発な議論をしていただいているところでございます。このようなことから、図書館懇話会を独立した機関で運営するよりも、社会教育委員会議に統合したほうが適当であると判断したものでございます。

なお、ご質問の図書館協議会は、法律上、必ずしも設置する必要はないと認識しておりますが、今後も社会教育委員会議での議論を踏まえ、学校やボランティア団体との連携をさらに密に図りながら、公立図書館として充実した運営を推進してまいりたいと考えております。

次に、②の「町立図書館の懸案事項について」でございます。

これまでの図書館は、媒体として本が中心でありましたが、近年、新聞記事並びにネットワーク情報等の多様な資料を提供するとともに、関係機関と連携しながら、図書館利用者の多様なニーズや生活スタイルに応える必要性が生じてまいりました。このようなことから、職員の資質の向上とともに、多様な住民ニーズに応えられる図書館として、サービスの充実や、学校と図書館のさらなる連携などの懸案事項がございますことから、他自治体の先進的な事例等につきましても調査・研究し、よりよい図書館のあり方を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

平野議員 図書館懇話会が廃止された理由については、理解いたしました。理解というか、わかりました。

図書館の協議会が、もちろん法律には「必ず設置しなければならない」というふうにはなっておりませんが、文部科学省が「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」というのを定めています。この中では、「市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする」というふうに書かれていますので、努めなければならないのではないかというふうに思っております。いかがですか。

教育次長 先ほどご答弁申し上げましたように、図書館は社会教育施設の一つであるということと、「社会教育法」の中で図書館というのは位置づけられている部分もでございます。従いまして、大きな意味で言いますと、この「社会教育法」の中で、本町は社会教育委員を置いておりますので、その中で図書館についていろんなご意見を頂戴するとい

うことは可能でございますので、改めて二つ置く必要はないという判断のもとに、今回、統合したというふうにご説明させていただいたとおりでございますので、今後とも社会教育委員の皆さんには、これまで図書館懇話会の委員としてご意見をいただいていた方もメンバーとしてはいらっしゃいます。今後、また改選等はございますけども、そういったことも踏まえて、今後とも図書館についてのご意見も社会教育委員会議の中で頂戴したいというふうに考えております。

以上でございます。

平野議員 できるだけ、例えば子ども読書活動の推進計画、新しく作られましたけれども、特に図書館や学校での読み聞かせのボランティアなどね、子ども読書活動に関わる方々のご意見とかいうのも十分反映、私はされてないと思っているんです。図書館懇話会にはそんな方が入っておられましたからね。そういう意味では、ちょっと不十分かなというふうにも思っております。しかしながら、社会教育委員会で十分、住民の意見を反映させるように努めていただきたいというふうに思っております。

もう1点、お尋ねしている件ですけど、今、教育次長お答えになりました町立図書館についての懸案事項や図書館のあり方ということについてね、例えば他自治体の先進事例なども調査研究したいということですが、それは教育委員会として、生涯学習課としてやるべきことであって、このプロジェクトチームの所掌事務としてすることなのでしょうか。非常に誤解を与えるような形になっていませんか。やはり教育委員会としてやるべきことであって、プロジェクトチームの所掌事務とは違うと思うんですけど。そのあたりはどうですか。

教育次長 議員ご指摘のように、教育委員会としても当然、いろんな先進事例というのは調査・研究もしていく必要があると思います。そういった中で、今後の動きとしまして、新しいことを始めるにあたって非常に大きな課題があったときには、当然、プロジェクトチームができるわけですから、そちらのほうで初動事務的なことを進めていただいて、一定の条件が整った時点で、教育委員会で対応していくというようなことも今後起こり得るという前提のもとに、今回、お答えさせていただいているということで、ご理解いただきたいと思います。

平野議員 懸念しているのは、このプロジェクトチームで図書館のあり方を検討するときね、過去に「行財政改革プラン」において、この図書館も公共施設の民間委託の推進の中に入っていましたけども、第5次の「行革プラン」の中では図書館業務については「現行体制での継続を検討」ということで、直営を堅持するという方針になっていると思います。

ですけれども、プロジェクトチームの所掌事務となることによって、また図書館の運営が民間委託や指定管理者制度や、民営化の検討に進むのではないかという懸念を持っているわけですけど、このようなことはないのかどうかということを確認します。

教育次長 現時点におきましては、お示ししておりますように第5次の「行財政改革プラン」の中では載っておりません。第4次の時点で、現行体制を継続、検討していくということになっておりますので、現時点でどういうふうになるかというか、指定管理であったり民営化も含めてどうなるということは申し上げられませんが、今の「行財政改革プラン」の中では、その部分については触れておりませんので、それ以降については課題等もありますので、これまでの経過も踏まえつつ、新たなことも考えていく必要もあると思いますし、この世の中自体が変わってきておるといふこと、また町の財政も非常に厳しいという中では、いろんなことを今後検討して、次の「行財政改革プラン」の中でどうしていくのかという議論は、今後進められるというふうに理解しております。

平野議員 図書館につきましてはね、正規の司書の増員などで、さらに公立図書館としての充実をするということが求められると思います。今後も、そのような方向で努力していただきたいというふうに思っております。

それでは、三つ目の質問にまいります。「若狭湾の原発事故による広域避難等について」

若狭湾の原発事故による災害が起こった場合、UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）、概ね30キロ圏内の住民は福井・滋賀・京都府3府県にまたがり、約52万人が避難することになります。当該の自治体は避難計画を策定し、複数の避難先の確保を進めています。関西広域連合は約25万人を受け入れるとし、本年1月、「原子力災害に関わる広域避難ガイドライン（素案）」を作りました。また、大阪府も滋賀県長浜市と高浜市の住民、合計5万8千人を受け入れることで、避難元と避難先の府内市町村のマッチングを調整し、「大阪府地域防災計画（原子力災害対策を含む）」の修正案で公表しています。

島本町も広域避難の受け入れを行うことになりますが、避難自治体及び地区名、避難者人数、拠点避難施設、避難所について、お示し下さい。また、要援護者はどのくらいと考えていますか。避難元の自治体と連携・相談をしていますか。

②点目です。滋賀県の大気中の放射性物質の拡散予測シミュレーション——これは2011年に行われているものです——では、そのシミュレーションによりますと、島本町は50ミリから100ミリシーベルト/hの汚染が予測されます。そのうえ、放射性プルーム通過時には放射性ヨウ素による被曝もあり得、町の住民も避難しなければならない事態が起きるのではありませんか。島本町としては、独自の防護対策が必要ですが、「地域防災計画（改定案）」においては検討されておりますでしょうか。答弁を求めます。

また、このような場合も、先ほどの広域避難を受け入れるのでしょうか。ご答弁をお願いします。

③点目です。原発が重大な事故を起こせば、琵琶湖が放射性物質に汚染されることは予想されておりました。滋賀県が昨年11月18日、本年1月21日、シミュレーションを行

い、最悪の場合、湖の南側で1週間にわたり国が定める緊急時の飲料水の摂取制限基準（放射性ヨウ素1リットル当たり300ベクレル）を超える放射性物質で汚染され、飲用を控えなければならないことがわかりました。近畿1,450万人の水源としての機能が一時的に失われる可能性があるとして、2013年11月18日付けの朝日新聞でも報じられています。

島本町の水道は、琵琶湖を水源とする淀川の原水を大阪府民の飲み水として供給する大阪広域水道企業団から1割を受水しています。滋賀県のシミュレーションに値する原発事故が起きた場合は、対策として企業団水をブレンドせず、自己水である、放射能に汚染されていない安全な地下水のみの水道水を供給すべきと考えますが、いかがですか。

④原子力災害対策が万全でなければ、若狭湾の原子力発電所が再稼働することについては、町長としては、住民の生命・財産を守るために反対の意思を表明すべきではありませんか。答弁を求めます。

総務部長 それでは、3点目の「若狭湾の原発事故による広域避難等について」のうち、総務部所管分について、順次ご答弁申し上げます。

まず、①の「原発事故発生時の滋賀県からの広域避難について、本町での受け入れ及び避難元自治体との調整について」でございます。

本町が受け入れを行う避難元自治体につきましては、高島市今津町大供区で185名の避難者の受け入れを予定しており、拠点避難施設及び避難所につきましては、ふれあいセンターといたしております。

なお、要援護者につきましては現段階において把握はできておりませんが、高島市との今後の調整におきまして、要援護者数の把握及び必要となる対応に努めてまいりたいと考えております。

また、高島市との連絡・相談につきましては、すでに避難経路等の調整を行っており、先ほど申し上げました要援護者の対応、その他避難に必要な事項につきましても、今後、協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に、②の「原子力災害対策にかかる地域防災計画への記載及び本町としての原発事故への独自の防護対策及び避難の受け入れについて」でございます。

原子力災害対策にかかる「地域防災計画」への記載につきましては、国が示しております指針をはじめ大阪府や滋賀県も含め近隣自治体の状況等を参考にいたし、修正業務を進めているところでございます。

議員ご指摘のプルームの通過時の被曝を避けるための防護措置を実施する地域、いわゆるPPA（Plume Protection Area）が参考値・概ね50kmとして、「防災白書」の中でも示されております。本町は、直近の原子力発電所からおよそ63kmの距離にあるため、PPA外に属することとなると考えられます。しかしながら、福島原子力発電所の事故の際にも、遠方で高濃度の放射性物質が検出されている箇所も

ありますことから、本町におきましても影響が皆無であるとは断言できません。このため、必要に応じて住民の皆様には屋内退避を呼びかけるなど、必要な対策について調査・研究してまいりたいと考えております。

なお、このような場合における広域避難の受け入れにつきましては、関西広域連合や大阪府と調整を行う中で対応していく必要があると考えております。

続きまして、④の「原子力発電所再稼働にかかる反対の町長の意思表示について」でありますが、私のほうからご答弁させていただきます。

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故とその被害の甚大さを勘案しますと、原子力発電所の再稼働につきましては、国のエネルギー政策として、極めて慎重な対応が必要であると考えております。

当該事故を教訓に、原子力規制委員会をはじめとする専門的な知識や技術を備えた機関が設けた基準に沿って、電力会社はその基準に適合するよう安全対策を講じ、そして、厳重な検討・審査が実施され、安全性が担保されたうえで再稼働されるべきものであると認識しております。

またエネルギーの安定的な供給という観点から、原子力発電所の再稼働について考察いたしますと、再稼働されないことによりエネルギーの安定的な供給ができず、計画停電が実施される場合におきましては、停電により生命に危険が及ぶ方がおられることや、多くの経済活動において支障をきたすことも予測されます。従いまして、先ほども申しあげましたとおり、再稼働の是非につきましては、極めて慎重な対応が必要であるとして認識いたしております。

以上でございます。

上下水道部長 それでは、上下水道部所管の③につきまして、ご答弁申し上げます。

若狭湾の原子力発電施設において重大な事故が発生した場合を想定し、滋賀県では、琵琶湖流域における放射性物質拡散影響予測を行っております。大阪広域水道企業団ではこの結果に基づき、仮に滋賀県の予測結果の濃度が下流へ流れた場合の、淀川から取水した原水への影響について想定しております。

その想定の内容は、最大値では、放射性ヨウ素で1リットル当たり100ベクレル程度、放射性セシウムで1リットル当たり50ベクレル程度となっております。これは、原水においても飲料水の摂取制限に関する指標値の範囲内となっており、代替飲用水が確保できない場合は、一時的には飲用しても差し支えないとされております。

また、複数の水源による水道水の確保は、万一の際において、いずれかの水源が使えなくなった場合にも、もう一つの水源により一定の対応ができることから、住民の皆様には飲み水を提供する手段としては、より望ましいものであると考えております。

なお、本町の場合は、自己水である地下水が配水量のおよそ90%を確保できておりますことから、企業団から放射能の測定結果などの情報を収集し、企業団の原水の状況に

よっては、企業団水の受水を停止することも可能でございます。

いずれにいたしましても、住民の皆様にご安全で安心な水道水を供給することを第一義として、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

平野議員 広域避難の受け入れる滋賀県高島市との調整はされてるということですけど、特に病人や高齢者、障害者、乳幼児、妊婦さんなどの要支援者というのは優先的に避難をするということになっていきますので、今、協議をされているところでしょうけれど、これはわりあい早く、3月末ぐらいまでには、その計画を作る予定ということですが、それまでにそういった要支援者の方々を受け入れることのできる福祉避難所、避難先医療機関、避難手段などの体制、施設整備、職員などの態勢は万全にできているのでしょうか。お尋ねします。

総務部長 ご指摘いただきました部分につきましては、今後の高島市との詳細にわたる協議の中で検討していく事項であるというふうに考えております。

以上でございます。

平野議員 それから、島本町も、いわゆるプルームが通過して防護措置が必要な状況になったときにはどうしますか、ということをお尋ねしましたが、関西広域連合などと、大阪府と調整して対応するということですが、先ほど申しましたガイドラインの中にはね、いわゆるプルーム通過時の被曝を避けるための防護措置を実施する区域として、63キロにある島本町も避難の準備が必要になった場合は改めて検討するということになっていますので、堺市とか高槻市でも広域避難を受け入れる前提としては、被害が及んでいないという状況の中で行うということなんですけれど、島本町も、やはり本来はそれは受け入れさせていただきたいということなんですけれど、その方々も被曝するということになりかねないので、やっぱり、広域避難を受け入れる前提としては島本町に被害が及んでいないということで対応すべきではないかと考えますが、いかがですか。

それから、まとめて訊きますが、水道水の問題ですけど、琵琶湖の汚染の状況、企業団水の汚染の状況にも関わると思いますが、つまり、企業団水は受水しないで島本町の安全な地下水、汚染されていない水だけで供給は可能であるということで、そういった措置もできるということで、ちょっと安心をいたしました。ぜひとも、企業団においては100ベクレルを超えてはじめて乳幼児の飲用を控えるという対応を取られるそうなのでね。それは通常の基準は10ベクレルですので、10倍の放射能汚染の水道水を飲ませるということになるのでね、ブレンドするということになるので、できたら、ほんとに企業団水をブレンドしないという措置をすぐにでもとっていただきたいというふうに思っております。これはもう改めて申しません。意見だけ、申し上げておきます。

それから、最後に申しました原発の再稼働に関するご答弁ですけどね。相変わらず政府寄りのご答弁をしているなど。はっきり言うて、島本町の住民の生命よりも経済優先

のお考えだなという意味で、ちょっと残念に思いますし、若狭湾では今 11 基、もんじゅとかなども含めれば 15 基もあるわけですから、地震となればね、1 基だけに起こるわけじゃないんですよ。複合的に、複数の原子炉が同じような、福島事故のような状況になる、いわゆるメルトダウンとかの状況になる可能性もあるわけですから、それはほんとは甚大な被害を及ぼすわけですから、そんなことを考えますと、今、原発はゼロで、それほど、そのことによって命が、生命の危険を脅かされているわけじゃありませんのでね。そんなことを考えますと、もっと住民の命を優先した対応をしていただきたいと再度申し上げて、その見解を問います。

3 点、問いました。

総務部長 まず、1 点目のプルーム通過時の関係でございますが、先ほど申しました高島市今津町大伴区でございますけれども、これは本町と高島市が協議をして、この地域というふうにしたわけではございません。関西広域連合、大阪府、これを通じて関西圏域の中でそれぞれのマッチングを行って決定していることでございますので、もし議員ご指摘のような状況になったときには、本町としては広域連合にはその旨をお伝えする必要があるというふうを考えておりますし、その中で対応を協議していくという必要があるということで、1 回目のご答弁で申し上げたところでございます。

それから、原子力発電所の再稼働の点でございますが、経済に対する影響を優先しているというふうにご指摘をいただいておりますが、先ほど申し上げましたように、仮に停電が起こって、そのことによって生命に危険が及ぶ方、こういう方もおられるのは事実でございますから、そういった部分について非常に大きな支障を来すというふうを考えておりますので、再稼働については慎重な対応が必要である、このようにご答弁申し上げた次第でございます。

以上でございます。

上下水道部長 私、答弁させていただいたように、あくまでも、その企業団の原水の状況によってということで申し上げますように、もちろん、放射性物質の状況が飲料水としてそぐわないという判断をした場合は、企業団水の受水を停止することは可能ということでご答弁させていただいておりますので、その辺は、よろしくお願ひしたいと思ひます。

平井議長 時間、限られておりますので、よろしくお願ひします。

平野議員 国なり電力会社はね、今春にも再稼働したいということをおっしゃいますし、もちろん若狭湾の原発がというふうにはまだ決まっているわけではありませんけれども、こういった島本町の「地域防災計画」もできていない、それから「広域避難計画」もまだ万全ではないという中でね、やはり再稼働ということについては、まだまだ……（質問時間終了のベル音）……住民を守れないということで、しっかりと再稼働反対ということをおっしゃる、やっぱり島本町として公に発言していただきたいと強く申し述べまして、終わり

ます。

平井議長 以上で、平野議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩をいたします。

(午後 2 時 28 分～午後 3 時 10 分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、外村議員の発言を許します。

外村議員 (質問者席へ) それでは、通告書に従いまして一般質問を行います。

「町有地の売却と財政効果について」

昨年末に町営鶴ヶ池住宅跡地の売却入札を実施しました。売却による収入額 7 億 4,050 万円は、本町にとって大きな歳入です。これからの少子高齢化と、高齢化を見通した公共施設の再配置や統廃合・圧縮を検討する中においても、町保有の遊休土地については、今後、活用目的がはっきりしているところ以外は、売却するか・賃貸するかなどの明確な方針を立てたうえで、計画的に進めなければならないと考えています。また、売却によって見込まれる歳入については「中長期財政収支見通し」に反映し、財政の健全化や町福祉の向上などに寄与すべく、その用途や効果が実感できるようにする必要があると考えています。以下、5 点ほど質問します。

1 点目。「町営鶴ヶ池住宅跡地の売却について」

その①. 本件の売却収入 7 億 4,050 万円は、どのように活用する予定か、お聞かせ下さい。

総合政策部長 それでは、外村議員の一般質問につきまして、ご答弁を申し上げます。

まず、1 点目の①「町営鶴ヶ池住宅跡地の売却収入の活用について」でございます。

今回の町営鶴ヶ池住宅跡地売却によります財産収入につきましては、臨時的な収入でありますことから、今後の本町の小・中学校をはじめとした公共施設の耐震化や老朽化した各種施設の整備などに活用するため、公共施設整備積立基金に積み立てさせていただき予定でございます。

しかしながら、これらの事業の実施にあたりましては多額の費用を要するものであり、将来にわたり極めて厳しい財政運営を余儀なくされると見込まれておりますことから、引き続き財源の確保とともに、歳出削減に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

外村議員 基金に積み立てるといことですが、基金に積み立てる利率と借金の利率が違うと思いますね。その借金の返済に回すという選択肢はなかったのでしょうか。

総合政策部長 公債費に充てるという方法もございますが、今回の売却益につきましては、今後の公共施設の整備、かなり多額な費用が見込まれます。今後の償還については、また計画的に償還計画を立てて実施してまいりたいと考えておりますので、今回の売却益につきましては、積立基金のほうに積立をさせていただきたいというふうに考えており

ます。

以上でございます。

外村議員 はい、わかりました。

②点目、この土地の売却に関しては、前の12月議会でも質問しましたが、なぜ、土壇場になって土壌調査を本町がすることになったのか。改めて、経緯と理由を説明して下さい。

総務部長 それでは、②点目の「土壌汚染調査の経緯」につきまして、ご答弁申し上げます。

町営鶴ヶ池住宅跡地につきましては、昭和15年から昭和21年までの間は射撃場の一部として、また昭和32年から平成16年までの間は町営鶴ヶ池住宅として、さらに平成17年から昨年11月までの間は公用車駐車場、ふれあいセンター臨時駐車場及び職員駐車場等として活用してまいりました。

当該土地が射撃場として利用されていたことにつきましては、鑑定評価事務の手続き以前から認識いたしておりました。しかしながら、射撃場閉鎖から約70年が経過していることや、不動産鑑定士から土壌が汚染されている可能性が高い土地の鑑定評価は行わないものと聞き及んでおり、本件につきましては当該土地の鑑定書が提出されたことから、極めて土壌汚染の可能性が低いものであると認識をいたしておりました。これらのことから、直ちに土壌汚染調査の必要性があるとの結論には至っておりませんでした。

その後、大阪府に相談したところ、「当該土地は射撃場であったことから、鉛・ヒ素、その他化合物の土壌調査が必要であること」という指導がございました。また顧問弁護士への相談におきましても、「土壌汚染調査を実施することなく売買契約を締結し、購入者が土地改良を行う中で土壌が汚染されていることが発覚した際に起こる訴訟及び賠償請求に対する事例」などについての説明もございました。

さらに、当該土地につきましては過去に射撃場であったことから、3千㎡以上の土地の改良を行う場合、「土壌汚染対策法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、鉛・ヒ素及びそれに伴う化合物の調査が必要であるため、万一のトラブルを避けることを目的に、本町の責任と負担において土壌汚染調査を実施することが望ましいと判断したものでございます。

以上でございます。

外村議員 この経緯は確かに訊きましたけども、12月議会でも私、訊きましたけど、11月の22日に応札予定業者から質問があって、22日に実は土壌汚染についての質問があって、その22日に回答しているのを見ますと、本町においては土壌調査はしてない、しかし、大阪府の生活安全の「保全等に関する条例」に基づいて入札物件の当該地籍が3千㎡以上であるから、落札業者にて調査を実施していただくことがありますと、こう回答しているということは、当然、応札業者がその負担をするということを認識したうえ

で応札されているというふうに思いますが、その点は、どうお考えでしょうか。

総務部長 確かに11月22日、おっしゃるとおりホームページで、町では土壌調査を実施していない、関係法令等に基づき物件の地積が3千㎡以上であるため、落札業者にて土壌調査を実施いただく必要があるということで回答をさせていただきましたが、その日に、同日に大阪府の指導・助言を受けているわけですが、その後、顧問弁護士等々に相談をする中で、本町が結果的に行った対応、町の責任と負担で土壌調査を実施し、その土地が土壌汚染がされていないということを明確に確認したうえで売却することが望ましい、こういう助言もいただきましたので、そのように対応をしたところでございます。以上でございます。

外村議員 そうしますと、確かに22日に回答した後、やはり、これは本町の責任においてやらなきゃならんというふうに指導もあって判断したとなれば、いったん入札を中止して、延期するなりして、そして土壌調査をして、さらに土壌調査をした結果、土壌洗浄が要るだとかになった場合は、改めて予定価格及び最低制限価格を設定し直して、入札をするというのが正しい道じゃなかったのでしょうか。

総務部長 なぜ中止しなかったのかということでございますが、先回の議会でもご答弁申し上げておりますが、すでに入札が開始をされていたという状況。それから、今回の入札につきましては郵便の入札で行ってございました。従って、その段階でもう入札は開始をされていたということでございましたので、中止せず、そのまま続行をしたところでございます。

以上でございます。

外村議員 このことはまた後日もしますけれども、今回、結局そういうことで、うちで土壌調査をした。この土壌調査は幾らかかったのでしょうか、最終的に。

総務部長 ③点目のご質問かと思えます。「土壌汚染調査の費用と小野薬品工業株式会社との契約について」でございます。

土壌汚染調査につきましては、平成25年第4回定例会12月会議におきまして、補正予算として200万6千円をご決議賜り、昨年12月25日に7者に対し入札指名を行いました。5者から辞退があったため、2者で入札を執行いたしました。

入札結果といたしまして、落札者は株式会社オオバ大阪支店、契約金額は152万2,500円、契約締結日は平成25年12月26日、履行期間は平成25年12月26日から平成26年2月14日まででございます。

以上でございます。

外村議員 すいません、③点目でございます。

今回、幸いにも土壌調査した結果、何もなかったということで、152万某かの支出で終わったわけですが、これ、仮に土壌汚染調査した結果、汚染があって、土壌洗浄しなきゃならんとなった場合、さらに費用がかかっていたと思うんですけども、それで

あっても、入札はすでに終わっているから、すべてうちの費用にてやるということになったわけですが、このことに関してはどういうふうにお考えですか。

総務部長 先ほども申し上げましたとおり、当該土地は過去に射撃場の一部であったということから土壌汚染の可能性がある。従いまして、本町の責任と費用で土壌調査を実施して、その結果が出るまでの間は契約を保留するというをお伝えしております。結果的に土壌汚染はなかったということで、契約を締結する事務を今、進めておりますが、仮に、そこで何らかの土壌汚染があつて、その対応をしなければならないということになっておりましたら、またその必要な費用、今後の対応等々、また議会にご提案をさせていただきます、そういうことになっていたと考えております。

以上でございます。

外村議員 ということは、判断ミスにより、うちでやらないというふうに判断をしたのが間違っていて、最終的に、やはり町でやらないという判断をしたときに、その土壌調査費用だけではなく、さらにもっと恐ろしい何かが出てきた場合には、すべて費用をかぶってまでやらないという事態があつたという——幸いにしてなかったわけですが、そういうことになったわけですね。

にもかかわらず、入札金額はもう確定しているからということで、全部自分とこの負担でやらないということは、非常に土地を売却するという手続きにおいては大きな瑕疵があつたと私は思うんですけども、これは今後活かさないけれども。

その土壌調査については本町の責任でやらないけど、何かあつても、すべてそれは本町の責任でやらないということになっていたんでしょうか。その辺はちょっと法律的にわかりませんが、指導と言うんですかね。調査をするのはうちだけでも、調査の結果、とてつもない費用が発生するようなことが起こった場合も、全部、自分のリスク、負担によってやらないというふうになっていたのか。そこをはっきり教えて下さい。

総務部長 今回、7億4,050万円という落札予定額ということで入札がございました。仮に土壌汚染があつたとして、その費用に——仮にですけれども——例えば1億円必要であるということになった場合については、その費用について、その額から差し引くということになるのではないかなというふうに考えております。また、仮に他市等の事例を見ますと、何十億というような除染費用を要する場合もあるようでございますので、そういう場合については、その時点で、この契約についてどうしていくのかということについて改めて検討する必要があるのか、そういう必要性があるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

外村議員 わかりました。いずれにしても、非常に危ない目に遭つた。結果的に幸いなことになったということで、これは一つの教訓としていただきたいと思つています。

2点目。「阪急水無瀬駅前の旧タクシー車庫跡地の売却について」、お訊きします。

この土地につきましては、12月議会で他の議員からの質問に対し、「民間業者に売る予定であるが、行政サービス提供機能を持たせるための条件設定について検討している」と答弁されていますが、これは、土地の売却条件として、そこに建てる建物の構造やスペースにまで一定の条件を付けるという意味でしょうか。また、本町はそのビルの一角にテナントとして入居するという予定のことを意味しているのか、教えてください。

総合政策部長 それでは、2点目の「タクシー車庫跡地の売却」に関するご質問でございます。

水無瀬一丁目地内の阪急水無瀬駅前タクシー車庫跡地につきましては、公共的機能の検討を行うとともに、民間活力の活用により、本町の玄関口にふさわしいにぎわいを創出するため、売却に向けまして、現在、事務を進めているところでございます。

行政サービスの提供につきましては、これまで当該町有地への新たな行政サービスコーナーなどの設置や、コンビニ交付など様々な手法について検討をしておりますが、現時点で最終的な結論が出ていないことから、事業者の募集までには至っておりません。

売却にあたりましては、これまでお示ししております本町の考え方を踏まえまして、財政的効果と駅前の魅力づくりなどの観点から、一定の条件設定を行ってまいりたいと考えております。

なお、当該地域につきましては第一種住居地域となっており、「建築基準法」等に基づく制限がございますが、ご指摘の建築物の構造やスペースの条件、公共的機能の設置の条件など、具体的な内容につきましては、現在、精査をしておるところでございます。

以上でございます。

外村議員 今の答弁ですと、やはり、そういう条件を付けて土地を売るということによろしいでしょうね。そう理解しました。

②点目、じゃ、お伺いします。前の答弁でも、25年度中に事業者の募集ができるように進めているとのことでしたが、もう、そんなに時間ありませんが、具体的な売却時期はいつ頃になるのか。当該土地についての土壌調査は必要なのか。また、売却金額はどれぐらいを考えておられるのか、教えてください。

総合政策部長 続きまして、「具体的な売却時期について」でございます。

これまでの目標といたしましては本年度中の売却を目指しておりましたが、公共的機能の具体的な内容や、現状の老朽化した建築物を撤去するのか否か、また売却の際の条件設定などの検討を行ってまいりましたことから、現時点で売却手続きには至っておりません。

こういった状況ではございますが、景観や治安の面などを考慮し、検討いたしました結果、早期に現状の老朽化した建物につきましては取り壊しを行い、更地として売却をしたいと考えております。今後は、公共サービス機能を加えた駅前にふさわしい建物を

視野に入れ引き続き検討してまいります。具体的な売却の時期につきましては、現時点におきまして確定はいたしておりません。

私のほうからは、以上でございます。

総務部長 それでは、後段部分の「土壌汚染調査の必要性及び売却金額」につきまして、ご答弁申し上げます。

土壌汚染調査を実施する基準につきましては、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、3千㎡以上の土地の改良を行う際に、当該土地の利用履歴により汚染の恐れがあると判明した場合に、義務付けされております。当該土地につきましては、土地の利用履歴におきまして、「土壌汚染対策法」第5条に定める土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地ではないものと考えております。従いまして、本町において土壌汚染調査を実施する予定はございません。

また、予定価格につきましては、入札前であることから公表は差し控えさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

外村議員 売却価格は、今は売る前でできないと言われたんですけど、この土地の評価額はどれくらいでしょうか。

総務部長 評価額、鑑定評価額ということでしょうか。それとも路線価でございましょうか……（外村議員・質問者席から「路線価」と発言）……。

路線価の評価につきましては、ちょっと今、資料がございませんので、後ほどご答弁をさせていただきたいと考えております。

外村議員 土地を売るのに、いろいろ条件を付けて、なかなか難しい、募集も難しいと思うんですけども、いずれにしても早期に、今年度中というのは難しいというふうなお話ですけども、よろしく願います。

次、3点目の質問にいきます。「若山台の調整池について」

このA・B両調整池については、平成24年8月の豪雨の経験を踏まえ、再度の検証結果報告書が示されました。また、昨年も豪雨に見舞われました。このような状況と、この検証結果を踏まえ、今後、どのような手順で売却に向けた合意形成をされるおつもりか。そのスケジュール、売却先の見込み及び概算金額はどれほど見込んでおられるのか、お聞かせ下さい。

総合政策部長 それでは、続きまして「若山台調整池」に関するご質問に、ご答弁を申し上げます。

前の議員のご質問の際にもご答弁申し上げましたとおり、若山台にございます2カ所の暫定調整池に関しましては、昨年7月に作成をいたしました若山台調整池雨水調整機能検証業務の報告書におきまして、2カ所の暫定調整池を統合・縮小すると仮定した際の検証結果について、ご提示をさせていただいたところでございます。

しかしながら、本報告書の考察部分にも記載をしておりますとおり、当該暫定調整池の改廃に際しましては、内水解析やハザードマップ等の全町的な治水対策を踏まえた検討や、国や大阪府等の関係機関との協議を実施したうえで検討する必要があるがございます。また、このような条件が整い、仮に当該暫定調整池を改廃するに際しましても、正確な統合調整池の容量を設計するにあたっては、さらなる具体的な実測データを用いた詳細な検証を実施する必要があるがございます。

このような条件を整理したうえで、当該暫定調整池の今後のあり方については、安全性の確保はもとより、今後の行財政運営などの観点も踏まえ、改めて総合的に検討を行い、適切に判断させていただく必要があるものと認識をいたしております。従いまして、現時点において具体的な方針など、お示しできる状況ではございません。

なお、平成 23 年度に実施をいたしました若山台雨水流量調整池影響調査業務の報告書を受け、一定の条件のもと廃止が可能とされた暫定調整池につきましては、売却処分を前提に価格の最大化を図る処分方策の検討等を行うことを目的に、平成 24 年度の当初予算におきまして、町有地活用支援業務を計上させていただいております。しかしながら、平成 24 年 8 月 14 日に発生いたしました集中豪雨により、町内各所におきまして床上・床下浸水などの尽大な被害が生じたところでございます。このため、当該暫定調整池が下流域に及ぼした影響を調査する必要があると判断し、町有地活用支援業務につきましては、いったん見送らせていただいたうえで、先に申し上げました若山台調整池雨水調整機能検証業務を実施させていただいた経緯がございます。

そのため、売却に際しての具体的な処分方策の検討は実施しておらず、当該暫定調整池につきましては売却に向けた合意形成を含め、今後のスケジュールや売却先の見込み、また概算金額等につきましても試算はいたしておりません。

以上でございます。

外村議員 ご答弁、ありがとうございます。先ほどの議員からも出てましたように、やはり、この土地につきましてはいろいろな意見がございますので、ぜひ、売る・売らないについても、どういうふうな扱い方にするにしても、町民との合意形成というのは一定必要だと思いますので、ぜひ住民説明会なりを実施して進めていただきたいということを、改めてお願いしておきます。

4 点目。「東上牧の衛生化学処理場跡地について」

この土地につきましては、まだ中間処理施設の新設候補地が決められない状況ではありますが、いずれ不要になる土地です。私は以前から、この一等地の使い道や売却については、周到な計画を持って、最大価値となるようお願いしてきました。

今の時点での町のお考えや方針があれば、お聞かせ下さい。また売却した場合の歳入見込み額について、概算金額がわかればお聞かせ下さい。

総合政策部長 続きまして、4 点目の「東上牧の衛生化学処理場について」のお尋ねで

ざいます。

現時点でし尿中間処理施設の候補地が決定していない中で、東上牧にあります衛生化学処理場につきましては、新たな施設の稼働までは維持・補修を行い、継続して運転していかなければなりません。また、跡地活用についても検討しなければなりません、現時点で決定した方針はございません。

なお、土地の資産評価額につきましては、平成 25 年に公表されております国の相続税の路線価格 1 m²当たりの単価といたしましては、11 万円となっております。しかしながら、これにつきましては、あくまでも国税における宅地の路線価方式によります評価額であり、標準的な整形地としての価格として示されているものでございます。従いまして、実勢価格、いわゆる売買価格ではなく、当該土地について不正常的な要素があれば減額される場合がございます。

また、当該施設を廃止する場合につきましては、プラント系施設でありますことから多額の撤去費用を要することとなり、撤去にかかる実施設計などを経て算定することとなりますことから、現時点におきましては試算はいたしておりません。

以上でございます。

外村議員 中間処理施設を町内で建設すると決めてから、もうすでに 2 年、3 年近くなるわけですが、一刻も早く決定して、この土地についてどういう処分をするのか、有効活用するのかわからないと、それこそ資産の有効活用にならないと思いますので、早期に意思決定していただいて、売れるようになってから、さて、どこに売るかじゃなくて、今から、どういう計画で売っていくのかというのを用意周到な計画を立てていただきたいをお願いしておきます。

5 点目。「その他の町保有遊休土地について」

以上、今まで 4 ヶ所の町有地について伺いましたけども、他に売却が可能な土地はどれほどあるのでしょうか。町の財産に関する調書によると他にもあるようですが、今後の計画について、お聞かせ下さい。

総務部長 それでは、5 点目の「その他の町保有遊休土地」につきまして、ご答弁申し上げます。

自主財源の確保と土地の有効活用を図るため、町有地のうち、遊休地で売却可能である土地につきましては、これまでと同様、積極的に売却してまいりたいと考えております。遊休地で売却可能である土地につきましては、阪急水無瀬駅前の高槻交通跡地の他、百山地内及び東大寺二丁目地内の遊休地などが売却可能であると考えております。

なお、当該地の今後の具体的な計画につきましては、現時点ではございません。

それから、先ほどのご質問で、高槻交通跡地の固定資産税の路線価による評価額のお尋ねでございますが、路線価が 1 平米当たり 15 万 6 千円でございます、当該地の面積が 242.55 m²——これは隣接する公園も含んでおりますが、この公園も含んだ部分での評

価額は3,783万7,800円でございます。

以上でございます。

外村議員 今回、ちょっと通告には入ってませんが、町営プールが老朽化により中止すると。町営住宅の横に大きな空き地がございますが、あの土地については、今後どういう活用を計画されているのか、お聞かせ下さい。

総務部長 ちょっと、確認させていただいてよろしいですか。すみません、ご質問の具体的な土地の場所を、もう少し詳しく教えていただければありがたいんですが。

外村議員 町営緑地公園住宅とユニライフC棟の間にある、前、体育館の建設予定地というふうに言われてたところです。

総務部長 ご指摘の土地の具体的な計画につきましては、現在ではございません。

以上でございます。

外村議員 わかりました。いろいろお訊きしましたけども、町の遊休か遊休でないか知りませんが、いずれにしても町の保有土地につきましては、26年度の施政方針でも町長は、積極的に売却していくというふうにごうたわれております。確かに、それはそれで結構かと思えますけども、ぜひ、長期的な視野に立って町有地の売却を計画する。そして、それを財政の「中長期財政計画」にプロットしていくということが必要ではないかと思えますので、ぜひ町有地の売却益は明確に、この時期にこういうものが、こういうものがあるということをして、財政の健全化に寄与するというふうなことを示すような手順を踏んでいただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わります。

以上です。

平井議長 以上で、外村議員の一般質問を終わります。

引き続き、佐藤議員の発言を許します。

佐藤議員（質問者席へ） 佐藤です。一般質問させていただきます。

まず最初に、「固定資産税の減免の問題」について、お伺いいたします。

大阪市では、集会所、老人憩いの家、公衆浴場、市の認めた児童遊園。あるいは吹田市では公衆浴場、老人センター、集会所、マンションのごみ集積所などなど。高槻市では、これらに加えて、なお消防・防災施設、史跡・遺跡、それから認定保育施設、授産施設、遊水池、緑地帯、ごみ置き場、集塵庫などが減免をされております。

他の自治体でも、こういう公共性の高い土地・建物に対する固定資産税の減免はあるというふうに思われますが、島本町のほうで掴んでおられますでしょうか。

総務部長 それでは、1点目の「公共性の高い土地・建物に対する固定資産税の減免について」の1点目、「他の自治体の減免の内容について」でございます。

固定資産税の減免につきましては、「地方税法」及び各自治体の税条例、税条例施行規則に規定する減免の認定基準を明確化した「減免事務取扱基準」などに基づき、徴収の猶予、納期限の延長等によっても、なお納税が困難であると認められるような担税力

の弱い者、天災や火災等により担税力を喪失した者を、原則として実施しております。また、不特定多数の利用に供され、かつ利用に何ら制約を設けない場合など、その施設の公共性・公益性が高い場合に限り減免措置を講じているところでございます。

ご質問の内容にもありますように、自治体によりましては個々具体的に減免対象を設けられていることは承知いたしておりますが、あくまでも標準例とされているものであり、減免の申請がなされた際に、公益上及び公共性の必要性の有無により、個々具体的事実の内容、性質等に基づき、そのつど判定されているものと聞き及んでおります。

本町におきましては、他の自治体のように詳細に減免内容を区分する規定等は設けておりませんが、他の自治体と同様、公益上及び公共性の必要性の有無の判定のもと、減免の可否を決定しているところでございます。

以上でございます。

佐藤議員 では、当町で、こういう公益性の高い減免を受けている例というの、ありましたら教えていただけますか。

総務部長 それでは、2点目の「本町における減免の適用事例について」でございます。

事例といたしましては、地域住民の活動拠点となっております集会所につきまして、地域住民の皆様が自治会活動などを通して、当該住民の資質向上を図る目的をもって設置され、利用されていることから、減免申請された土地・建物の面積を対象として、減免措置を講じているところでございます。

以上でございます。

佐藤議員 島本町では、この集会所以外で、あまり、こういう減免を受けておられるという例がないというふうに私もお聞きをいたしております。

島本町の場合は、史跡、あるいは授産施設、いろいろとあると思うんですけども、これなんかは今まで申請をなされたという事例はないわけでしょうか。

総務部長 減免でございますが、平成24年8月14日の集中豪雨があったときに床上浸水、それまでは減免対象としていなかった床上浸水の被害を受けられた方につきましても減免対象とする旨、基準の見直しを行ったところでございます。

そして、ご指摘の史跡、あるいは授産施設などのこれまでの申請につきましては、これまでございません。

以上でございます。

佐藤議員 「公共性が高い」という意味では、ここの施設というんですかね、今、おっしゃったような観点からだったら受けられるというふうに思いますが、申請をなされたら、積極的に審査をなさるといことはあるんでしょうか。

総務部長 1点目のご質問にご答弁申し上げましたように、固定資産税の減免についての法令等の基準、これを満たしておれば、それを確認の後、必要な措置、減免措置を講ずることといたしております。

以上でございます。

佐藤議員 では続いて、マンションなどのごみ置き場とか集塵庫、あるいは防災用具なんかの置き場、それから公園。この減免も、また島本町にはないんですけども、これは自治体の住民に、この自治体内でより快適な生活をするために設置をしてもらうという公共性の高い施設・設備だというふうに思います。こういうところの固定資産税の減免、これも積極的に考えていただいてもいいというふうに考えますが、島本町では、いかがでしょうか。

総務部長 それでは、3点目の「マンション等のごみ置き場など、より公共性の高い施設・設備に対しての減免についての考え方について」でございます。

マンション敷地内のごみ置き場・公園などの敷地内施設につきましては、通常、その利用はマンション内の住民に限定される場合が見込まれ、「建築基準法」上も建物敷地として、当該マンションの機能を果たすために必要な土地利用である場合が一般的でございます。従いまして、マンション敷地内の施設につきましては、マンション居住者の良好な生活環境の維持向上のための施設であり、広く一般住民の利益の増進につながるものとは考えにくく、減免の対象とはならないものであると考えております。

今後とも、固定資産税の減免にあたりましては、税負担の公平性の原則を踏まえ、その公共性・公益性を考慮し、適用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐藤議員 島本町の一戸建て住宅の開発の場合、このごみの集積場、これについては、この集積場の小さい土地、これだけを町に所有権を移す。このことで税を免れるというか、形態が多いそうです。同じごみの集積場であるのに、使用形態、使用実態は全く同じでも、町の土地の所有権を移す、このことだけでマンションなんかの所有形態が違うので、これは町に所有権を移すことが非常に難しい。それだけの差でもって、「住民のため」だけという判断ができるのでしょうか。同じ使用実態であるのに、それは非常に不公平だというふうに思いますが、この点はいかがなのでしょうか。

総務部長 固定資産税の減免につきましては、先ほどもご答弁させていただきましたが、税負担の公平性の原則、これを踏まえる必要がございます。従いまして、マンションのごみ置き場につきましても、ご指摘の一戸建て住宅のように町に帰属いただければ、税は課税されないというふうになってまいります。

以上でございます。

佐藤議員 町有地の税金がかからないのは当然のことなんですよね。非常に小さい土地を町に所有権移転されるのは、業者さんが、これはどういうふうに考えられるか、その業者さんによるでしょうけれども、そこだけ自分ところに土地が残って、自分ところがその固定資産税を負担するという事は非常におかしなことになるので、やむを得ず、町に移転をしてはるんやと思います。

けれど、マンションのように共用の土地の場合、小さいごみ集積場みたいな部分だけを町に移転をすることで、将来、その土地、マンションの大きな敷地——共有地ですね、これを利用するときに、非常にちっちゃな町有地が残っている、その扱いは非常に困ることになる。そういう所有形態の差、これだけで今——ごみ置き場で言えばですよ——ごみ置き場の固定資産税がかかったりかからなかったりしているという、これが実態だというふうに考えますが、これは違うでしょうか。

総務部長 ご指摘の内容が全く理解できないというわけでもないんですけれども、マンション敷地内のごみ置き場と言いますのは、その時点ではマンションごみ置き場かもわかりません。その後、マンション内で、例えばですけれども、移動等が可能であるという部分もあるということでございます。

先ほども申し上げておりますように、マンション内の施設というのは、マンション居住者の良好な生活環境の維持向上のための施設ということで、現在は減免対象としていないものでございます。

以上でございます。

佐藤議員 では、マンションに、もしもごみ集積場が造られなかったら、どういう事態が起こるか。これはやっぱり、ごみ集積場は町として造って下さいというふうにお願いをして、造ってもらっているものだと思うんです。だから、ごみ集積場というのは島本町の環境衛生上の問題で、ちゃんと造ってもらっているものだというふうにも思います。あるいは児童遊園にしてもそうでしょうし、マンションも、公園なんか特にそうですけれども、他の住民を閉め出すような形で造られているところはまた別ですけれども、出入り自由で行われているような公園、あるいはその他のマンション内の施設、あるいはマンション以外でも、そういうところがあるかも知れません。そういうところについては、やっぱり町全体の環境を良くしているものだという、そういう観点でもって、他の自治体で非常にたくさんの自治体が、こういうところは固定資産税の減免を実際に行っているわけですから、これは一度、検討していただけたらというふうに思います。

お願いをして、次に移らせていただきます。

公共用道路の非課税の問題ですが、「非課税」というのは税金を課すことができない、そういう土地ですわね。「地方税法」第348条の2項、「固定資産税は、次に書かれる固定資産に対しては課すことができない」。このうちの5「公共の用に供する道路」というふうに書いてあります。「公共の用に供する道路」に税金を課すことはできません。

島本町の条例の施行規則ですね。ここの固定資産税の非課税の申告のところ、法第348条2項云々で「この適用を受けようとする者は、固定資産税非課税適用申告書にその証拠となる書類を添付して、町長に提出しなければならない」、こうなっているんです。

そうしますと、この「公共の用に供する道路」、これの非課税を受けようとする、私道だけれど、これは公共道路だと認められる。こういう道路については、これが「公共

の用に供する道路」だということが証されれば非課税になる、こう考えますが、違うでしょうか。

総務部長 「公共の用に供する道路」でございますが、まず大前提としては、その道路が公道と公道に連絡をしていることがございます。その大前提のもとに、当該道路の現況が一般の利用について何ら制約を設けず、広く不特定多数の人の利用に供することができる、ということが確認できれば、減免対象になると考えております。

以上でございます。

佐藤議員 それが証されれば非課税になるということですね。「公共の道路」という、公道から公道に抜けることができ、誰でも通ることのできるということがはっきりすれば、その道路は非課税だという、その理解でよろしいですね。それ以上はありませんね。

総務部長 先ほど申し上げましたとおり、「公道」の定義というのはそういうことでございますので、あとはそれを証する書類、その道路の面積が幾らでありますとか、そういう書類関係ですね。そういったものをお揃えいただければ結構かというふうに考えております。

以上でございます。

佐藤議員 今、書いてあった部分には、面積を明らかにせよとは書いてなかったんです。面積を明らかにすることができるのは、この道路に——私有地ですから——課税をしている島本町だというふうに思うのですが、これは違うでしょうか。

税務課長 実測図を求めておりますけれども、実測図については、全体の面積と減免対象となる道路とか通路部分を正確に把握したうえで、その面積を確定する必要がございますので、実測図については必要であるということで、その実測図につきましては、土地家屋調査士であるとか測量士などの有資格者の作成した図面の提出をお願いしているところでございます。

以上です。

佐藤議員 この規定の中には、そういうことは何も書いてないんですね。今までずっと島本町が課税をしてきているはずなのです、この土地について。この課税をしていた土地について、これは道路なんだ、課税することができないはずだということがわかれば、これが非課税だということですから、課税をすることができないのですから、これは島本町の責任でどないかなさるのが筋だというふうに思うのですが。

税務課長 すいません、どこの部分を具体的に言うてはるのかわかりませんのですけれども、先ほど部長がご答弁申し上げましたように、「公共の用に供する道路」の規定がございます。その規定によって、公道と公道に連絡しているということは「公共の用に供する道路」の定義でございますので、ご理解賜りたいと思います。

佐藤議員 だから、公道から公道に通ずるということが明らかになれば、それでよいという理解になりませんか、今の話は。

税務課長 それに付け加えまして、先ほどご答弁申し上げましたように、一般の利用について何ら制限を設けずに、「広く不特定多数の人の利用に供すること」ということが付け加えられてますので、その辺、ご理解賜りたいと思います。

佐藤議員 今の定義は理解をいたしました。それが証されれば、また非課税ということで取り扱いをお願いをしたいと思います。

次に移ります。「住民の交通手段の確保について」ということで、昨年の暮れに、若山台の阪急バスの便数が減らされました。乗車料金が210円と、ここのバスは短いのに高いということで、乗客が減っていたようです。

便数が減って以来、若山台の住民何人かに聞き取りをしたところ、ずっと仕事に行くのでついつい乗っていたけれど、便数が減って不便になってからは歩いている。あるいは年取って歩くのもしんどいんだけど、バスが減ってほんとに困っている。今までより時間がうまいこと使えなくなった。元に戻してもらいたい。不便で高くて困る。このような実態、お聞きをいたしました。町として、何か掴んでおられますでしょうか。

都市環境部長 それでは、2点目の「住民の交通手段の確保について」のご質問について、まず、1点目の「若山台地区への阪急バスの運行について」でございます。

若山台地区への阪急バス運行にかかります便数が減少しておりますことは、認識をいたしております。昨年11月に阪急バス株式会社より、阪急京都線「西山天王山駅」の開業に合わせ、運行計画の変更及びダイヤ改正について情報を提供いただいております。

運行計画の見直しにより、平日や土曜日・日祝日の運行便数が全体的に減少しており、その背景には当該路線の利用者数が減少傾向にあったため、見直しがされたものと聞き及んでおります。

以上でございます。

佐藤議員 これに加えて、タクシーですね。なかなか頼んでも来ない、駅でも台数が減って待ち時間が長い、こういうふうにも聞きます。こういうタクシーの実態は、お聞きになっておられるでしょうか。

都市環境部長 次に、2点目の「タクシーの待ち時間について」でございます。

阪急水無瀬駅及びJR島本駅にはタクシー乗り場がございますが、本町といたしましても、タクシーの待機状況などから、台数が減少していることについては一定認識をいたしております。

特にJR島本駅については、タクシープールにタクシーが常時待機しているといった状況になっておらず、ご指摘の内容については、住民の方からご意見をいただいたこともございます。このことから、現在、タクシー乗り場の乗車口に、ご利用の皆様がご連絡いただけますよう数社の連絡先を掲示させていただいております。

以上でございます。

佐藤議員 島本町では、こういうふうなことで高齢者や病弱な方、妊産婦、子ども連れ、

体の不自由な方という、いわゆる交通弱者の交通手段、交通の権利が守られない状態が生まれようとしてきているというふうに考えられます。

町として、どういうふうにお考えでしょうか。

都市環境部長 次に、3点目の「交通手段確保について」のお尋ねに、ご答弁申し上げます。

本町といたしましても、高齢者や妊産婦、また身体の不自由な方々など、社会的弱者と言われております住民の皆様に対する交通手段の確保については、重要な課題であると認識いたしております。そのため現在、福祉ふれあいバスを運行するなど、一定対応させていただいているところではございますが、厳しい本町の財政状況も踏まえながら、各関係部署並びに関係機関と連携し、今後の取り組みについて調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐藤議員 ありがとうございます。阪急バスですが、今、阪急バス210円と先ほど申しましたけれども、これが高槻だとか、あるいは大阪市なんかでしたら、高齢の方の優待バスだとか、いろいろな措置ができるというふうに思いますが、相手が何ぶん民間です。けれど、阪急バスと島本町と協議をしていただいて、70歳以上の方210円のところを100円なりで乗れるようにするとか、あるいは障害のある方への乗車運賃の補助だとか、あるいは昼間の乗車人員の少ないとき、このときはもう小型バスに替えていただいて、料金を見直していただいて経費の削減を図っていただく、そのことで便数を増やしてもらおう。そうすれば乗降の客も増えるはずで、阪急バスの収益にも繋がるというふうに思いますので、そういうふうな方策について阪急バスと協議をして下さるといふふうな、そういう考え方も、できることならば持っていただきたいなというふうに思います。

それとタクシーですが、地域で何か所か場所を決めて乗り合いをするという、デマンドタクシーという取り組みが各地で始まっております。あっちこっち例えば若山台だとか、例えば東大寺だとか山崎だとか、場所を決めて、日に何度か予約を受けてタクシーに待っていていただいて、何人かで乗り合わせて行く。そのことで、1区間だったら200円だとか、距離が長くなれば幾らとか、幾らか安く乗れる。しかも、確実に、その時間に行けば乗れる。こういう方式をタクシー会社と協議をしていただく。こういうふうなことはできませんでしょうか。

バスとタクシーと、ぜひお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

都市環境部長 公共交通機関といいますか、バスとかタクシーのご利用という中で、特に今回、阪急バスの運行計画につきましては見直しになりまして、便数等が減少になったということがございました。その要因ということは、やはり利用者数の減少ということでございますので、一定、そういう需要と供給といいますか、利益をあげるということが必要になってくるかと思っております。今回、減少したということで見直しになっておるわけですけども、今後の利用状況で、また増加ということでありましたら、運行計画の見

直し等につきましては、今後も阪急バスさん等とまた協議はしてまいりたいというふう
に考えてございます。

あと、運賃等のことでのお話もございましたけれども、一定、乗車料金等につきましては「道路運送法」の規定に基づきまして、国土交通大臣の認可等も受けなければならない等々、そういう法的な部分もございまして、タクシーの利用にあたりまして、やはり利用者数、地域との兼ね合いはあろうかと思うんですが、なかなか現実難しいものもあるのかなというふうには考えておりますけれども、一定、今後、高齢化社会という中でも、住民の皆さんのそういう交通手段の確保については調査・研究してまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

佐藤議員 ありがとうございます。ほんとに町民の生活の質を守る、高齢者の方には元気に外に出させていただいて、健康を維持していただく。このことが医療費も抑えますし、今後、町内での町民の交通手段、移動手段が、高齢化が進むにつれ大切な問題になっていくというふうに思われます。ぜひ阪急バスやタクシーとの協力、協議など、取り組みをお願いいたします。

いずれにせよ、地域住民の意見を聞いていただく。このことなしにはできることではありませんので、ぜひ、よく意見を聞いていただきまして、積極的に検討していただきたいと思いますようにお願いいたしまして、私の質問、終わらせていただきます。ありがとうございました。

平井議長 以上で、佐藤議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後4時11分～午後4時25分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

引き続き、戸田議員の発言を許します。

戸田議員 (質問者席へ) それでは、平成26年第1回定例会2月会議における、戸田の一般質問をさせていただきます。

I) 「中学校給食実施に完全米飯導入を ～和食を中心とした献立の意義～」

去年、「和食」がユネスコの無形文化遺産に登録されました。これを受けて京都市教育委員会は、小学校給食での和食の比率を上げるため検討委員会を設ける方針を定めておられます。約1年かけて議論し、平成27年度から、週1回あるパン食を米飯にして、味噌汁、漬け物、和食の主菜を中心とした献立の導入を目指されるとのことです。

平成24年10月、中学校給食の調査・研究を目的とした総務文教委員会の研修を行いました。静岡県三島市の事例を学びました。同市は、週5回の完全米飯を導入されていきました。関西圏では、川西市が先行事例と認識しています。

本町でも、平成 28 年度から実施する中学校の完全給食に、ぜひ完全米飯を実現していただきたいと願い、質問いたします。

1) 厳しい財源の中、自校炊飯・親子形式による完全給食導入を英断された背景には、どのような思いがございましたか。

2) パン食に比べて、一般的な米飯の優位性をどのように認識しておられますか。

ここで、ご答弁をお願いいたします。

教育次長 それでは、I 点目の「中学校給食」に関するご質問のうち、1) 点目の「自校炊飯・親子形式による完全給食を実施することになった理由」について、ご答弁申し上げます。

中学校給食の実施方式につきましては、デリバリー方式もございますが、これまでデリバリー方式で実施されてきた自治体では、食感や味、食べる際には冷めたいなど、食数が思うように伸びないといった実態もお聞きし、完全給食での実施としたものでございます。

なお、導入にあたりましては、当初、食べ物の温度や食育の面から自校調理方式を検討しておりました。しかしながら、それぞれの学校敷地内での調理場を設けるスペースが十分に確保できないことから、親子方式を導入することとし、その際の炊飯は委託ではなく、自校炊飯としたものでございます。

なお、小学校と中学校の親子方式も検討いたしましたが、小学校と中学校では摂取基準が異なり、また嗜好や味覚も成長過程で差があるため、小学校の調理場を拡充するよりも中学校同士の親子方式を採用する方が効率的であることなどから、第二中学校に給食棟を設置し、2校分を調理したうえで、第一中学校に配送する方式としたものでございます。

次に、2) 点目の「一般的な米飯の優位性の認識について」でございます。

文部科学省の通知にありますように、米飯給食につきましては、日本の伝統的な食生活の根幹である米飯の望ましい食習慣の形成や、地域の食文化を通じた郷土への関心を深めることができるとされており、一般的に米飯給食の回数が増えることは、地産地消に繋がるとともに、食料自給率の上昇に繋がるものと考えております。また、ご飯食は、一般的には体に良いとされている豆類や魚介類、緑黄色野菜、海藻類と一緒に摂取しやすく、生活習慣病の予防につながるものと認識いたしております。

以上でございます。

戸田議員 自校炊飯・親子形式による完全給食の導入は、現状での最良の選択であったと考えています。また、青少年の健全な食生活という点から考えていただいているということ、大変、ありがたく思っています。

三島市では担当の栄養管理士さんが、味覚の形成、あるいは修正が一番大事、子ども達は素材のよいものを見抜く力があり、和食は概ね好評であるとおっしゃっていました。

阪神間の都市部ではじめて、小学校給食にほぼ毎日の米飯を実現された川西市では、その理由として、①油脂依存型食生活の改善、②需要の確保による食料自給率の改善と耕地の保護、③輸入に頼る小麦から国産米への移行、などをあげておられました。

ご答弁いただきましたように、米飯には大変日本にとってよい、また子どもにとってよい効果があります。

本来、四季が明確な日本には多様で豊かな自然があり、そこで生まれた食文化が郷土に寄り添うように生まれてきました。「和食」が日本人の伝統的な食文化としてユネスコ世界文化無形遺産に登録されたのは、NPO法人日本料理アカデミーの積極的な働きかけがあったからです。同法人は、伝統ある日本の食文化を次世代に向けて継承発展させていくため、各地の学校に足を運び、日本食のすばらしさを体感できる実践的授業や講演活動を続けておられる調理のプロ集団です。

そして、次の課題に据えておられるのが学校給食です。白いご飯にするとおかずが調うと、以前から指摘されてきました。青菜のバターソテーが鰹節やごま、発酵食品である醤油をかけたおひたしになるなど、米飯を軸にすることで、肥満や成人病の予防にも繋がるといわれています。無理なく添加物や加工食品を減らすことができ、結果としてアレルギー予防にも有効的とされています。何よりパンとうどん、パンと餃子、粉と粉の奇妙なメニューもなくなります。日本人の給食にパンと牛乳、ここに疑問を持って、徐々に元に戻していく時代が来たと私は思っています。

さて、そもそも日本の給食は、なぜ長くパンを主食としてきたのでしょうか。どのように認識されていますか。

教育次長 日本の学校給食につきましては、明治22年に山形県の私立小学校において無料で食事を配ったことがルーツである、というふうに言われております。その後、欠食児童対策としてパンなどが配られるようになったということで、食糧事情の悪化によって一時中断しましたが、戦後、アメリカから寄贈された小麦によりまして、パンの消費が日本人の生活、そして給食にも定着したというふうに聞いております。

しかしながら、米が余るような状況から、昭和51年には、当時の文部省から「米飯給食の実施について」という通知が出されまして、各地で米飯給食が始まり、平成21年3月には文部科学省から、さらに米飯給食を推進するよう通知も出されているということでございます。パンが長く給食に使われてきたのは非常に古く、明治時代からということでございます。

以上でございます。

戸田議員 パンと牛乳を軸とした学校給食には、第二次世界大戦後の歴史的な背景があります。それを現在の価値観でむやみに否定したり、批判したりすることは慎みたいと思います。しかしながら、今となれば、やはり違和感がある。かつてはユニセフの支援を受けて、ミルクをいただいていた時期もあったわけですがけれども、想像してみてください

い。例えば、ここにおられる皆さんの家庭で、今夜の食卓に、炊きたてのご飯と一緒に牛乳が並ぶようなことがありますでしょうか。ブリ大根と、例えば根菜の粕汁、ほうれん草のおひたし、そこにパンと牛乳が並んでいたら、皆さん、どう思われますか。私は島本町においても、中学校給食には週5日の米飯を軸とした和食中心の献立を実現したいと考えています。

三つ目の質問に行きます。中学校給食において、仮に完全米飯を導入する場合、どのような課題が想定されますか。

教育次長 それでは、「完全米飯を導入する場合の課題について」、ご答弁申し上げます。

完全米食を導入し、自校炊飯方式を採用した場合、作業手順が増え、職員を増員しなければならないため人件費がかかること、また光熱水費や機器にかかる維持管理費がかかることなどがあげられます。

なお、現時点におきましては、具体的な実施の方法については決定しておりませんので、引き続き検討をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

戸田議員 確かに、大変大きな課題が幾つもあると思います。他にも、給食時間を確保するための時間割等、あるいは職員の体制等、いろんなことがあると思います。けれども、生徒の将来にわたる健康的な食生活の基盤になること、このことが費用対効果を最大限に活かすことと私は考えます。

昨今、米飯を軸にした和食の献立が求められる背景には、飽食の陰に潜んだ日本人の食生活の深刻な現状、欧米型食生活の部分的な取り入れによる栄養バランスの偏り、加工食・インスタント食品などの食の商業化と食品添加物の氾濫、また遺伝子組み換え食品の輸入などの問題もございませう。子どもを取り巻く「食」の環境は、むしろ悪化していると言えませう。

経済的な事情により、心身の健康を給食に頼らざるを得ない生徒も少なくなく、それは不透明化しています。米飯を軸にした給食実現に向けて、ぜひ検討していただきたいと強く望むものですが、今後、開かれる予定の検討会でどのような検討内容、それから会の構成メンバー、こういったことについて、どういったお考えを現在持っておられますか。今後のスケジュール等、お示し下さい。

教育次長 中学校給食の実施にあたりまして、検討会を立ち上げて十分検討していきたいというふうに以前にもご答弁申し上げましたが、耐震の関係で、若干、ずれている部分がございますので、早期に検討会は立ち上げていきたいというふうに思っております。

主に検討内容につきましては、先ほどご質問がございます米飯給食の点もございませうけれども、学校での給食を実施するにあたっての給食時間をまず中心に据えて、その前後の授業とかクラブ活動、いろんな授業に影響する部分が出てまいりますので、そういった影響について、十分、学校現場のほうとは議論する必要があるというふうに思っております。

おります。また食育指導という部分でも、どういうふうに指導していくかということ、ございます。

一番重要だと思っておりますのが、やはり教職員、中学校の教員は中学校給食、初めて実施するわけですから、アレルギー対応であったり食育のこともございますけども、配膳も含めて初めてのことでございますので、そういったことをすべての教員が理解をしたうえで実施していかないと、一番恐いのは、アレルギー事故なんかが発生するということが予測されますので、そういったことを中心に検討をしていきたい。メニューについては、当然、小学校と中学校では体の大きさも違いますので、摂取カロリーも必然と変わってまいりますので、そういった部分で、どういう献立を立てていくかということも専門の栄養管理士、また学校の栄養教諭と相談をしながら、献立も考えていかなければならない。

やっていかなければならないことは多数ございますので、メンバーとしては、当然、教育委員会を中心としながら学校現場、そして実際に調理に携わっていただく方々、そういった方も交えて、今後、検討会を立ち上げていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

戸田議員 中学校に給食を導入されることが大変大きな事業だということが、改めて理解できました。

私の思いが様々な課題に埋没してしまわないことを祈るばかりなのですが、今後の議論と検討に譲りまして、従前の価値観や慣例にとらわれない取り組みをお願いいたしますして、Ⅱ番目の質問に移ります。

「島本町歴史文化資料館と前庭の活用 ～社会教育行政の充実と地域活性化を目指して～」

平成25年度第4回島本町文化推進委員会において、島本町立歴史文化資料館の今後の活用について教育委員会としての方針を示されました。文化推進委員会での議論を踏まえて、「前庭の活用に限ったこと」としながらも、「民間事業者との連携や誘致」という文言が加えられ、前庭の一部を「喫茶軽食、本町物産販売など、地域活性化の場として活用する」と提言されています。

委員会では、周辺に喫茶軽食の場がないという指摘がありましたが、そのとおりだとは思いますが、しかしながら、だからといって資料館の前庭を喫茶軽食・物販に活用しようというのはいかがなものでしょうか。

1) 島本駅の開設から、間もなく6年が経ちます。周辺の景観形成にふさわしく、なおかつ質の高いメニューを提供する飲食店の立地を促していくことこそが、駅を誘致した島本町が行うべき重要施策ではありませんか。民間による専門的なマーケティングを行い、しかるべき魅力的な店舗を、近隣商業区域に戦略的に立地促進していくことが得策と考えます。

他方、資料館の前庭については、住民力・文化力で広場として活用。資料館利用者の増加や、親しみやすさに繋げるのが望ましいと考えます。町の見解を問います。

総合政策部長 それでは私のほうから、Ⅱ点目の「歴史文化資料館と前庭の活用」についてのご質問のうち、1)の前段部分であります「島本駅周辺の活性化」に関するご質問に、ご答弁を申し上げます。

平成20年3月のJR島本駅の開業にあわせまして、本町の中心部であります町道高浜桜井幹線——旧の府道桜井駅跡線でございますが、その沿道と駅前広場周辺の区域につきまして、活力あるまちづくりを進めるため、用途地域を住居系から商業系に都市計画の変更を行い、現在は近隣商業地域となっております。

この都市計画の変更は、阪急水無瀬駅とJR島本駅との商業業務拠点を結ぶ都市軸と位置づけ、中心市街地にふさわしい商業や業務などの土地利用を可能とする用途規制への変更と、建ぺい率・容積率の緩和を行い、土地の高度利用の促進に努めたところがございます。また、現在の都市計画マスタープランにおきましても、JR島本駅周辺を日常の買物の拠点として、商業・サービスなどの都市機能の充実、観光資源を活用したにぎわいの創造、美しい景観形成を図り、魅力ある中心市街地を形成するものと位置付けております。

島本駅周辺の地域活性化や魅力づくりにおきましては、商工会をはじめ民間事業者の皆様が主体となって取り組んでいただくべきものと認識をいたしておりますが、行政といたしましても他自治体の事例を調査・研究するなど、具体的な支援策につきまして検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

教育次長 それでは私のほうから、Ⅱ点目の1)の後段部分から、ご答弁を申し上げます。

歴史文化資料館の今後の活用につきましては、本町の重要な施策の一つであり、教育委員会のみならず町全体での議論が必要でありますことから、資料館の今後の活用にかかる調整会議を開催するなど、町としての方向性を議論しているところでございます。その会議の中では、現在、本町が行っている各種イベント等の開催場所として、歴史文化資料館正面広場及び史跡桜井駅跡を活用していくことなどについて協議をいたしております。

いずれにいたしましても、開館以来、歴史文化資料館が担ってまいりました住民交流の場及び情報発信基地としての役割につきましては、今後も継続し、調査・研究の機能を一層充実させるとともに、その成果を常設展・企画展等を通じて、住民の皆様をはじめ本町を訪れる方々に発信してみたいと考えております。

これまでの文化行政としての視点とともに、立地条件を活かした観光振興や商業振興など、にぎわい創造の視点も加えながら、駅前の環境や景観にも配慮した有効活用が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 理解しました。資料館の前庭で喫茶軽食・お土産店などでにぎわいを演出しようとしても、地元の住民はおそらく行かない。失敗します。むしろ、朝市、それから消費者祭りや農林業祭を、史跡桜井の駅跡や歴史資料館の前庭に動かしていく。そういったことのほうが効果的だと私は考えています。

そして、むしろ資料館にとって必要なのは倉庫や文献書庫のはずです。景観の問題もあります。それだけでなくも周辺の緑がなくなって殺風景、駅前広場が広すぎる、様々に厳しい言葉をいただいております。何より、歴史文化資料館の本来の目的を見失わないことが重要だと思います。

2)資料館については、その目的・機能の深化を目指したいが、調査・研究に十分な時間が取れない、とも委員会では述べておられます——文化推進委員会ね。現状、調査・研究に専念できない理由は何か。課題等、精査されていますか。この課題解決に向けた環境整備が優先されるべきではありませんか。ご答弁をお願いいたします。

教育次長 それでは、2)点目の「資料館の目的・機能の深化を目指すための調査・研究における課題について」でございます。

調査・研究にあたりましては、考古学をはじめ民俗学、歴史学、古文書、国文学、美術工芸品など、専門分野が多岐にわたっております。現在、歴史文化資料館の管理運営を担当する職員といたしまして、学芸員資格を有する正職員1名が主に事務を担当し、嘱託職員2名が主に埋蔵文化財発掘調査を担当しています。それらの職員が専門知識の習得に努めながら調査・研究を行っており、研究成果に結びつくまでには時間を要するものもでございます。また、いずれの分野につきましても専門性が高く、特定の職員がすべての分野に習熟することが難しいのも事実でございます。

しかしながら、本町のような小規模自治体でそれぞれの専門職員を配置することは難しい財政状況等の現状に加え、将来の人事配置も踏まえる必要がありますことから、与えられた人員と予算の範囲内で、引き続き調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 資格を持っている職員が事務を担当している、ここが大きな鍵になると思います。文化施策に重点的に取り組める学芸員を正規に採用し、専門性を活かした継続的な調査・研究を行い、安定した雇用条件で、長い目で島本町の学芸員として育てていく姿勢、島本町には、ここが欠けていると思います。好む好まないに関わらず、例えば今後ミニ開発は続くでしょう。

そこで質問いたしますが、①町内の埋蔵文化財を点と点で繋げながら、水無瀬離宮関連施設の調査・研究を将来に継承しなければならない。こういったことが都市ブランド戦略に繋がる時代ではないでしょうか。見解を問います。②地道な調査・研究を継続す

ることで、それを住民に還元して文化意識の向上を図ることが、自治体の文化行政の役割ではありませんか。専門性を持った学芸員を正規に採用し、年月をかけて育成していく姿勢が求められているのではありませんか。ご答弁をお願いいたします。

教育次長 文化財、島本町には多数ございます。それを点と点で繋いでいくということにつきましては、当然、島本町の財産を多くの方々に知っていただく、そういうことをやっていくというのは大変重要なことであるというふうに認識をしております。

また調査・研究につきましても、先ほど来ご答弁申し上げましたが、当然、専門性が高く、非常に範囲の広い分野でございますので、1名でというのは非常にしんどい部分がございます。ただ、専門性の必要性というのは十分認識しておるわけですが、現状の町の人員配置も含めて、教育委員会としては、与えられた人員の中で最大限努力をしていくというのが使命だというふうに考えております。

そういった中で、町の職員だけではなく、大阪府の専門性を持った人材、そういった方の活用と言うたら失礼かもわかりませんが、アドバイスをいただく。そういった関係も大阪府と作っていききたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

戸田議員 教育委員会が努力されていることは、私も認識しているつもりなんですけれども、もし歴史文化資料館に専属的な学芸員がしっかり正規職員でいらっしゃれば、吉田初三郎の桜井周辺の鳥瞰図、もう一つあるんですけれどもね。これが島本町からお隣の大山崎町に流出するという事はなかったと思うのです。

ちょっと視点を変えて、3)点目の質問に行きます。

資料館で常時展示されている島本町の「桜井周辺鳥瞰図」の作者である吉田初三郎は、近年、その業績を再評価する気運が高まっているとのこと。認識されていますか。町の登録文化財の候補リストに、この吉田初三郎の図が含まれていないのはなぜですか。町文化財として指定する価値が十分にあると考えますが、教育委員会の見解を問います。ご答弁、お願いいたします。

教育次長 それでは、3)点目の「町の登録文化財の候補リストについて」でございます。

「町指定文化財候補リスト」につきましては、文化推進委員会や各専門分野の学識経験者からのご意見をいただきながら更新を行っているところでございます。そして、候補リストの中から文化財保護審議会へ諮問し、答申を経て、教育委員会が町指定文化財として指定するものでございます。

町指定文化財候補リストへの登載にあたりましては、国・府における国宝や重要文化財への指定と同様、当該文化財の歴史的・文化的価値を勘案するとともに、散逸や経年劣化の進行を防止する保護・保存の観点から、制作年代の古いものを優先的に選定しているところでございます。

ご指摘の「吉田初三郎制作 桜井周辺図」につきましては、本町の郷土史を語るうえ

での重要な歴史資料であると認識しており、歴史文化資料館において常設展示を行っておりますが、制作年代が昭和16年と比較的新しいことなどから、現時点におきましては町指定文化財候補リストに登載しておりませんが、今後の方針につきましては、引き続き専門家の方のご意見もいただきながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

戸田議員 初三郎は観光事業に強い影響力を持っていた当時の鉄道省、各地の公共交通事業者、地方自治体を顧客として大活躍し、大胆なデフォルメと遊び心、ジャーナリズム性で、昭和初期に高い評価を受けていたそうです。桜井の周辺図には、桜井の駅跡、麗天館のみならず第一中学校の位置にあった都市公園、開設時には「桜井の駅」と呼ばれた現在の水無瀬駅、陸軍の射撃場などが象徴的に描かれており、本町の重要な昭和史の資料となっています。

今年、昭和にすると89年になると認識しています。昭和史を大きな視点で捉える必要があると思います。文化推進委員会、文化財保護審議会での審議にゆだねるものですが、ぜひとも文化財候補リストに載せていただきたいと思います。

次の、4)の質問です。観光的な視点から、商業的な活性化が見込まれるのは山崎地区ではないでしょうか。

JR山崎駅を利用して、徒歩で山崎蒸留所を訪れる観光客が増えています。特にアサヒビール大山崎山荘美術館とサントリー山崎蒸留所の間を移動する、アジアからの観光客の方が目立ちます。しかしながら、島本町域には喫茶軽食、土産物のお店などが全くありません。山崎地区の西国街道は、「おもてなし」の精神を活かした景観形成並びに道路・水路整備、店舗立地促進を行うべき重要地区と考えますが、町の見解を問います。

総合政策部長 それでは、4)点目の「山崎地区の西国街道の活性化」に関するご質問でございます。

都市計画マスタープランにおける本地区の位置付けといたしましては、府道西京高槻線沿道の街道風情の残る空間として、沿道の清掃・緑化などを地域住民と協力して進め景観形成を図るとともに、道路整備をはじめ安全性の向上などについて促進していく、とお示しをしております。しかしながら、現時点では本町及び大阪府におきましても、当該地区における具体的な景観施策の導入計画や道路整備の予定はございません。

なお、サントリー山崎蒸留所につきましては、日本初のウイスキーの蒸留所として本町では最も観光客数の多い観光資源でありますことから、蒸留所を含む山崎地区を中心とした観光施策を展開していくことは、大変重要であると認識をいたしております。

今後につきましては、本町と大山崎町及び両商工会と連携をし、それぞれの観光資源やノウハウを活用しながら本地区の観光施策に取り組むとともに、景観施策をはじめとする良好な街並みを形成するための手法の検討など、魅力あるまちづくりに努めてまい

りたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 物産店というような発想ではなくて、もうすでにある非常に優秀な産業観光の蒸留所を活用して、周辺の住民に愛され、そして暮らしの素顔が垣間見えるような、外からの観光客の方が、この地の良さをわかって下さるような飲食店の立地を促していく。こういったことが、着地型観光の成功に繋がるのではないのでしょうか。

また、歩行者の安心・安全のための道路整備、水路のせせらぎを活かす工夫などで魅力が高まり、立地を促していくこともできると思います。そういったお考えはありませんか。ご答弁をお願いしたい。

また、バリアフリーの重点整備地区でもあり、大山崎町との連携ということで、大変価値ある取り組みもされています。本町の重要な政策課題であるというのが私の認識です。いかがでしょうか。

総合政策部長 特に西国街道を中心とした今後の施策の活性化についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、山崎地区にありますサントリーの山崎蒸留所については、年間12万人から13万人の見学がある、このようにもお聞きをいたしております。しかしながら、そのサントリーを訪れてこられる方は見学後、すぐに移動されるというふうなことで、本町に来られるケースはほとんどない、このように聞いております。こういった中で、これらの皆さん方が町内の名所旧跡を訪れていただけるような、そういった取り組みも必要であるというふうには考えております。

安全性の向上、そして道路整備、そういった景観形成ももちろん重要でございますが、地域の活性化を図るという意味では、今後、例えば本町の商店を紹介するような街歩きマップ、こういったことを作成して町内を散策していただけるような、そういった仕組み作りが必要ではないかなというふうには考えております。

以上でございます。

都市環境部長 交通バリアフリーの観点からということで、お尋ねでございます。

本町におきましても「島本町バリアフリー基本構想」ということで、この西国街道につきましても、大山崎町重点整備地区ということで、島本町域内ということで、構想の中でも位置づけをさせていただいているところでございます。また、ご指摘のあった西国街道につきましても大阪府が管理をする道路ではございますけれども、大阪府におかれましても、交通バリアフリー道路特定事業計画ということで計画を立てておられまして、この西国街道につきましても、歩行者空間の確保ということで今後整備をするということで検討がされてございますが、具体的な時期等については、まだお示しがされてございません。今後、中長期的に整備をしていくということで、お聞きをしているところでございます。

以上でございます。

平井議長 残り時間2分30秒ですので、お願いします。

戸田議員 歩行者空間の確保、これは歩いていらっしゃるアジアの方の姿を見ても、本当に安心・安全を確保しなくてはいけないなど思うところです。

大きく、Ⅲ点目の質問に移ります。「町営鶴ヶ池住宅跡地の土壌調査結果」です。通告を少し割愛して、質問させていただきます。質問だけさせていただきます。

- 1)この土壌調査の調査手法と結果の概要、その考察をご説明下さい。
- 2)この調査結果報告は、今後どのように活用することができる内容になっていますか。この2点を、お願いいたします。

総務部長 それでは、まず、1)点目の「調査の手法と結果の概要について」でございます。

町営鶴ヶ池住宅跡地の土壌汚染調査につきましては、大阪府内で指定調査機関とされている事業所のうち、本町の指名登録業者から指名した業者において昨年12月25日に入札を執行した結果、株式会社オオバ大阪支店が落札し、契約を締結したものでございます。

調査手法についてでございますが、調査対象面積4,929.45㎡を7区画に分割したうえで、計32ヵ所から試料を採取し、昭和15年から昭和21年までの間、射撃場の一部として利用されていたことから、鉛・ヒ素及びその化合物を調査対象として調査したものでございます。具体的には、地表から深さ5cmまでの土壌と、深さ5cmから50cmまでの土壌から試料を採取し、それぞれ測定したものでございます。

測定結果についてでございますが、鉛・ヒ素その他化合物のいずれにつきましても、全て基準値内であったとの結果報告書を2月14日に受領いたしましたところでございます。

次に、2)点目の「売却先の小野薬品工業株式会社と共有して、有効的に活用することができる調査内容になっているか」についてでございます。

今回、本町におきまして実施いたしました土壌汚染調査につきましては、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく調査ではございませんが、調査実施前から大阪府と十分な協議を重ね、調査を行ったものでございまして、条例に準拠した調査であるとの確認を事前に行っております。

今後、小野薬品工業株式会社において3千㎡以上の土地の改良を行われることとなりますが、その際には、本町が実施した土壌調査に関する報告書を活用することが可能であることを大阪府に確認いたしており、有効的に活用することができるものと認識いたしております。

以上でございます。

戸田議員 わかりました。今回の調査結果は、今後、小野薬品工業が土壌が汚染されていないということを証明されるに値する調査内容になっていると、府の監修も受けて、専門機関によってされたものということを理解しました。

そして、当該町有地の売却については、環境、景観、あるいは災害時の避難場所の確

保、公共施設の代替地の確保という点で、様々な課題があります。しかしながら、島本町の将来と財政基盤を考えたとき、私は隣接する小野薬品工業株式会社さんに購入していただくことに賛成の立場を取るものです。だからこそ、今回の一連の事務事業のあり方は大変残念に思っております。住民生活、周辺環境への配慮という点で、土壌調査を事前に積極的に行っておく姿勢は、行政職員として極めて重要だったのではないのでしょうか。

最後の質問です。小野薬品工業株式会社さんが、今後、当該地において先進的な研究が行われるに際し、土壌汚染に限らず、あらゆる環境基準が守られているかを管理監督する立場にある島本町として、この点、どのようにお考えか。町の認識を問いまして、今後の改善を求めます。

都市環境部長 それでは、Ⅲ点目の3)「環境基準が守られているかを管理監督する立場の本町の考え方について」、ご答弁申し上げます。

町内の事業所の皆様は、これまで「大気汚染防止法」や「水質汚濁防止法」など各種環境法令や、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき事業活動を行っておられ、本町内の環境保全に努めていただいております。

本町では、事業所の皆様の規制基準が遵守されているかなどを確認するため、関係機関と連携しながら、必要に応じて立ち入り検査を行っております。また、今回のように開発面積が300㎡以上の開発行為等が行われる際には、事前協議確認書において、各種関係法令等に基づいた届出などを行うよう指導しております。

本町といたしましては、今後も引き続き各種環境法令等に基づき適正に事務を行うとともに、関係機関と連携しながら町内の環境保全に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

平井議長 以上で、戸田議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日2月28日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は明日2月28日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後5時10分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第29号議案 島本町議会の会期等に関する条例の制定について

第30号議案 島本町議会委員会条例の一部改正について

第31号議案 島本町議会会議規則の一部改正について

一般質問

関 議員 島本町の学校教育について

野村議員 高齢者の住まい・施設について

田中議員 認知症ケアコミュニティ事業の推進を求む

河野議員 1. 保育所待機児童が30人、急ぎ実態把握と緊急救済策を求める
2. 人権文化センター・人権ケースワーク事業の公正な実務を求める
3. 町有地の活用・賃貸借契約のあり方を問う

平野議員 1. 自然環境保護のために若山台調整池の売却方針の撤回を
2. 公共図書館としてのさらなる充実を求める
3. 若狭湾の原発事故による広域避難等について

外村議員 町有地の売却と財政効果について

佐藤議員 1. 公共性の高い土地建物に対する固定資産税の減免について
2. 住民の交通手段の確保について

戸田議員 1. 中学校給食実施に完全米飯導入を
～和食を中心とした献立の意義～
2. 島本町歴史文化資料館と前庭の活用
～社会教育行政の充実と地域活性化をめざして～
3. 町営鶴ヶ池住宅跡地の土壌調査結果

平成26年

第1回島本町議会定例会 会議録

第 2 号

平成26年2月28日(金)

第1回島本町議会定例会 会議録（第2号）

年 月 日 平成26年2月28日（金）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	平井 均	2番	関 重勝	3番	外村 敏一
4番	田中 修	5番	村上 毅	6番	清水 貞治
7番	岡田 初恵	8番	川嶋 玲子	9番	戸田 靖子
10番	平野 かおる	11番	伊集院 春美	12番	野村 行良
13番	河野 恵子	14番	佐藤 和子		

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	川口 裕	副町長	乾 知範	教育長	岡本 克己
総合政策 部 長	島田 政弘	総務部長	由岐 英	民生部長	近藤 治彦
都市環境 部 長	水木 正也	上下水道 部 長	今中 良昌	消 防 長	黒田耕佐久
教育次長	北河 浩紀	会計管理者	妹藤 博美	総合政策部 理 事	柴山 則文
消防署長	木下 光平	総合政策部 政策推進 課 長	佐藤 成一	総 務 部 総務課長	杉木 利徳
総 務 部 自治・防災 課 長	名越 誠治	民 生 部 子 ど も 支 援 課 長	川畑 幸也	民 生 部 高 齢 福 祉 課 長	三 浦 了
都市環境部 都市整備 課 長	西谷 輝男	都市環境部 環境・産業 課 長	安藤 鎌吾	上下水道部 業務課長	新 貴博

教育委員会
学校教育 多田 昌人
課 長

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長 永田 暢 議事課長 猪倉 悟 書記 小東 義明
書記 田畑 良昭

議事日程第2号

平成26年2月28日(金) 午前10時開議

- | | | |
|------|--------|-------------------------------------|
| 日程第1 | 第1号報告 | 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について |
| 日程第2 | 第1号議案 | 町道路線の認定及び廃止について |
| 日程第3 | 第2号議案 | 島本町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について |
| 日程第4 | 第3号議案 | 島本町手数料条例の一部改正について |
| 日程第5 | 第4号議案 | 島本町社会教育委員設置条例の一部改正について |
| 日程第6 | 第5号議案 | 平成25年度島本町一般会計補正予算(第7号) |
| | 第6号議案 | 平成25年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) |
| | 第7号議案 | 平成25年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第7 | 第8号議案 | 平成25年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号) |
| | 第9号議案 | 平成25年度島本町水道事業会計補正予算(第4号) |
| 日程第8 | 第10号議案 | 島本町暴力団排除条例の制定について |
| | 第11号議案 | 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について |
| | 第12号議案 | 島本町職員定数条例の一部改正について |
| | 第13号議案 | 島本町青少年問題協議会設置条例の一部改正について |
| | 第14号議案 | 島本町営住宅条例の一部改正について |
| | 第15号議案 | 島本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について |
| | 第16号議案 | 平成26年度島本町一般会計予算 |
| | 第17号議案 | 平成26年度島本町土地取得事業特別会計予算 |
| | 第18号議案 | 平成26年度島本町国民健康保険事業特別会計予算 |
| | 第19号議案 | 平成26年度島本町後期高齢者医療特別会計予算 |
| | 第20号議案 | 平成26年度島本町介護保険事業特別会計予算 |
| | 第21号議案 | 平成26年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算 |
| | 第22号議案 | 平成26年度島本町公共下水道事業特別会計予算 |
| | 第23号議案 | 平成26年度島本町大字山崎財産区特別会計予算 |

- 第 2 4 号議案 平成 2 6 年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
第 2 5 号議案 平成 2 6 年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
第 2 6 号議案 平成 2 6 年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
第 2 7 号議案 平成 2 6 年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
第 2 8 号議案 平成 2 6 年度島本町水道事業会計予算
日程第 9 第 3 2 号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
第 3 3 号議案 平成 2 5 年度島本町一般会計補正予算（第 8 号）
第 3 4 号議案 平成 2 5 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 5 号）
第 3 5 号議案 平成 2 5 年度島本町水道事業会計補正予算（第 5 号）

(午前10時00分 開会)

平井議長 おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、第1号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

総務部長 (登壇) それでは、第1号報告について、ご説明申し上げます。

(第1号報告 朗読)

本件につきましては、昨年9月5日に島本町東大寺一丁目2番16号先、府道柳谷島本線路上において、公務のため公用車を運転していた町職員が発生させた交通事故につきまして、相手方である京都市南区吉祥院西浦町地内在住者と平成25年10月29日に損害賠償について和解が成立し、同日付けで専決処分を行ったため、報告させていただくものでございます。

それでは、添付いたしております参考資料に基づき、ご説明申し上げます。

事故発生日時につきましては、昨年9月5日木曜日午後3時54分頃で、事故発生場所は島本町東大寺一丁目2番16号先、府道柳谷島本線路上でございます。

次に、事故の概況でございます。ただいま申し上げました日時、場所におきまして、本町が管理する公用車を都市環境部都市整備課所属職員が運転し、府道柳谷島本線を走行中、JR京都線高架下出口付近で対向車を確認、道路幅員が狭隘な状況下で、相手方車両が徐行しながらもJR高架下に進入してきたため、接触を避けようと、その場で一旦停止いたしました。相手方車両の右後方ドア部分と公用車の右後方バンパー部分が接触したものでございます。相手方運転手、同乗者及び町職員に怪我はございませんでした。

次に、示談の内容でございますが、過失割合は本町が5割、相手方が5割でございます。従いまして、本町が相手方の車両の修理代金10万4千円のうち5割相当分の5万2千円を賠償し、相手方は本町の公用車の修理代金2万2,050円の5割相当分1万1,025円を賠償するものでございます。賠償金につきましては、双方の賠償金を相殺し、本町が相手方に4万975円を賠償するものでございます。

なお、本町が賠償した4万975円につきましては、本町が加入する保険により、本年1月24日に全額が補てんされております。

以上、まことに簡単でございますが、第1号報告の説明を終わらせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

平井議長 これより、本報告に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第1号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第2、第1号議案 町道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

都市環境部長 (登壇) おはようございます。それでは、第1号議案につきまして、ご説明申し上げます。

(第1号議案 朗読)

提案理由につきましては、道路の新設及び廃止に伴い、路線の認定及び廃止を行うものでございます。

路線の認定につきましては、住民の生活に直結した新設の道路を道路管理者である本町が適切に維持管理し、住民福祉の増進を図るための手続きであり、路線の廃止につきましては、当該路線に関わる道路の機能が失われて、当該道路を一般交通用に供する必要がなくなった場合に行う手続きでございます。

なお、路線の起点もしくは終点、またはそのいずれもが変更となる場合は、路線の廃止及び路線の認定の手続きを別々に行うこととされております。

それでは議案の概要につきまして、議案書に沿って、ご説明申し上げます。

議案書1の5ページでございますが、認定路線の路線番号・路線名・起終点地番及び重要な経過地を、議案書1の10ページの次の議案参考資料1ページ路線認定図にその位置を、また議案書1の9ページに廃止路線の路線番号・路線名・起終点地番及び重要な経過地を、議案参考資料2ページ路線廃止図にその位置を記載しておりますとおり、今回、新規認定する路線は10路線、廃止する路線は1路線となっております。各路線の概要につきまして、議案参考資料3ページ以降に添付させていただいております詳細図に基づき、順次、ご説明させていただきます。

まず、議案参考資料3ページをご覧ください。路線番号3060・路線名東大寺72号線及び路線番号3061・路線名東大寺73号線についてでございます。

小規模開発行為——開発区域が3千㎡未満、戸建て住宅11戸により道路が整備され、町へ帰属されたことに伴い新規認定するもので、路線延長は、それぞれ10.64メートル、16.17メートルで、幅員は5.5メートル確保されており、住民の安全性に寄与する道路となっております。

次に、議案参考資料4ページをご覧ください。路線番号4095・路線名広瀬83号線及び路線番号4096・路線名広瀬84号線についてでございます。

中規模の開発行為——開発区域が3千㎡以上、戸建て住宅24戸により道路が整備され、町へ帰属されたことに伴い新規認定するもので、路線延長は、それぞれ72.74メートル、45.67メートルで、道路幅員は6メートル確保されており、地域住民の安全性や

利便性の向上に寄与する道路となっております。

次に、議案参考資料 5 ページをご覧ください。路線番号 4097・路線名広瀬 85 号線、路線番号 4098・路線名広瀬 86 号線及び路線番号 4099・路線名広瀬 87 号線についてでございます。

中規模の開発行為——開発区域が 3 千㎡以上、戸建て住宅 23 戸により道路が整備され、町へ帰属されたことに伴い新規認定するもので、路線延長は、それぞれ 95.48m、15.50m、15.50m で、幅員は 6.0m 確保されており、地域住民の安全性や利便性の向上に寄与する道路となっております。

次に、議案参考資料 6 ページをご覧ください。路線番号 6032・路線名水無瀬 30 号線についてでございます。

小規模の開発行為——開発区域が 3 千㎡未満、戸建て住宅 13 戸により道路が整備され、町へ帰属されたことに伴い新規認定するもので、路線延長は 47m で、幅員は 5.7m 確保され、また開発区域内に回転広場も整備されており、地域住民の安全性や利便性の向上に寄与する道路となっております。

次に、議案参考資料 7 ページをご覧ください。路線番号 7007・路線名江川 12 号線及び路線番号 7034・路線名江川 20 号線についてでございます。

中規模な開発行為——開発区域が 3 千㎡以上、戸建て住宅 31 戸により道路が整備され、町へ帰属されたことに伴い新規認定するもので、路線延長は、それぞれ 25.17m、191.50m で、道路幅員は 6.7m、4.7m 確保されており、地域住民の安全性や利便性の向上に寄与する道路となっております。

最後に、議案参考資料 8 ページをご覧ください。路線番号 7007・路線名江川 12 号線についてでございます。

先ほど、議案参考資料 7 ページでご説明させていただきました江川二丁目地内における中規模な開発行為により道路が整備され、新路線の終点に変更が生じたため、旧路線を廃止するものでございます。

なお、認定及び廃止予定日は平成 26 年 3 月 31 日でございます。

以上、簡単ではございますが、第 1 号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平井議長 これより、本案に対する質疑を行います。

河野議員 認定詳細図 7007・7034、江川 12 号線・江川 20 号線について、若干、ちょっとお訊きしたい。確認のために質問させていただきます。

全体としては今言うミニ開発で、行き止まりの道ということが全体であります。この江川 20 号線、これは突き抜けて隣接する地域に接続しているということですが、こういった形状になるにあたって、町としては開発指導要綱などを通じて、何らかの開発指導をなされた結果なのか。この形状について、再度、ちょっと説明を求めたいと思

ます。

都市環境部長 ご質問のありました江川 12 号線、それから江川 20 号線についてでございます。

この開発に伴いましては、もともと江川 12 号線というのは現道があったわけですが、その奥にありました田んぼとして利用されていた土地に、一般のこの開発がかかるということで、それに伴いまして道路とかの整備が行われたわけですが、この隣接地には里道とか水路等がございますので、その点、道路そのものは行き止まりになりますけども、一定、住民の方々が利用される場所というルートにつきましては、そういう里道等に接続するということで、特にこの 20 号線につきましては、終点の部分につきましては里道に接続をしているということでございますので、万が一、ここに住まれている方等につきましては、この里道を通じて避難もできるというような状況にはなっておるところでございます。

ただ、道路そのものということで、既存の道路もございまして、その道路との接続等を考慮していただきながら、住宅の配置等も絡んでくるわけですが、また開発面積からいいますと、3 千㎡以上ということで公園の設置等も計画をしていただくということもある中で、最終的に、こういう道路形態になったというところでございます。

以上でございます。

河野議員 たぶん、大阪府の建築基準などもありますけども、島本町として開発指導要綱を通じて、一定住民の安心・安全を守るという観点で検討なさった結果だろうなと思ひまして、質問させていただきました。

こういう形で町道路線認定することによって、昨日、佐藤議員も質問されてた町の財産ということになります。一方では固定資産税はかからないという意味では、こういった道路が随所に発生して、そういった道路ばかりを島本町が持っているというようなことになるのではないかと一方では懸念もありますけれども、その点について、やはり公共の福祉という観点で、これから開発業者の方とも向かい合っただけならというふうに思いますし、これは一定、努力されたものというふうに思います。町道路線の認定に直接関係ありませんが、確認をさせていただきました。

質問は終わります。

平井議長 他に質疑ありませんか。

平野議員 1 点は、町道として路線を認定する場合の基準についてね、以前から私は規則とか基準とか、要領という形で、何らかの形で町としての基準を設けるべきではないかということをお願いしてはいますが、現在は、この道路の路線の認定をする場合の基準はどこにあるのかということ、まずお訊きします。それを 1 点です。

それから 2 点目、今、河野議員がおっしゃった江川の 12 号線、20 号線のところなんですけど。この 20 号線の道路に関わった開発ですけど、ここに道路が入る、道路と

いか利用する場合に、こちらの江川 12 号線から、この開発区域に車がたくさん進入するということがあると思うんですけど、この江川 12 号線に入ることによるいろいろな騒音というか、騒音にしてもそうですけれども、近隣の住民の皆さんの同意というか、そういうものは得られているのでしょうか。お尋ねします。

都市環境部長 まず、1 点目の町道路線として認定するにあたっての基準ということでございますが、まず、今回の道路認定にあたりましては、開発行為に伴って整備されている道路ということでございます。開発にあたりましては、「都市計画法」の施行令第 25 条等に道路の配置、それから道路の幅員、道路の構造等が規定をされてございます。この中で、大阪府のほうにおかれまして「大阪府開発許可基準」というのを制定されてございます。これをベースに、本町におきまして、今、運用させていただいておるところでございます。

それと、今回の江川二丁目の開発に伴って、地域住民への同意ということでのお尋ねでございますが、開発にあたりましては、開発者におかれまして地元への説明等、十分させていただく中で、騒音、それから振動等の対策についても図っていただいて、工事をしていただいているというところもございまして、今回の開発の内容につきましても十分に説明をさせていただいているということでございますので、車の運行にかかりましても、ご理解いただいているものというふうには考えております。

以上でございます。

平野議員 路線認定をする場合の基準は大阪府の「開発許可基準」を運用しているということですけど、島本町が、こういった開発を認めるにあたって、例えば道路の幅員なんかを、先ほど調書のところで延長と幅員を説明していただいたんですけども、詳細にお示しいただいたんですけど、短いというか、幅員の狭いところでは 4.7m というところもありますので、できるだけ、この道路幅員は広く取るということによって、当然、住環境もそうですし、安全性とかいうことも含めまして、お互いの日照権の問題とかも含めましてね、道路幅員を島本町としては少し、例えば 4 m ではなくて 6 m にするとか、もしくは、それが無理だったら 5 m にするとかいうことをきっちりと決めることができるわけですから、これは市町村によってそれぞれ違うようですので、島本町としての道路のあり方ということ、きっちりと基準を決めるという必要があるのではないかなというふうに思っております。その点、いかがでしょうか。

それから、先ほどの 12 号線に関しましては了解しました。ただ、何か不自然な感じだなというふうに、ちょっと思いましたのでね。近隣の方々の、何も苦情等がなければよるしいのですが、というふうに思っているだけです。前段の質問だけお願いします。

都市環境部長 道路の幅員についての、基準についてのお尋ねでございます。

先ほどもご答弁をさせていただきました。現行、大阪府の「開発許可基準」に基づいてということでございます。ただ、今回の道路認定にあたりましても、最少の幅員とい

うことである4.0メートルを確保されているという状況にはございますが、道路によっては6メートルというところもございます。一定の基準については、今後、町独自ということも検討は必要かなというところはございますけども、大阪府の中での基準というのを基本ベースに考えております。町としても、この基準をベースに今後も運用してまいりたいなというふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

外村議員 今回、10路線の認定ということで、何か認定すると交付税措置があるとお聞きしました。具体的に今回、10路線に対してどれだけの交付税措置があるのか。その算定基準は面積なのか、ちょっと教えて下さい。それと、交付税というのは毎年いただけるのかということをお願いいたします。

総合政策部長 今回の町道の認定に伴います交付税措置でございますが、これは一定、ルール分の中には算定の根拠にはなっておりますが、ちょっと数値として幾ら算入されるのかというのは、現時点では、まだ不明でございます。

以上でございます。

外村議員 今、数字はわからなくて結構です。基準は面積なんですか。要するに、幅と延長距離かけた面積なんですか。

総合政策部長 一般的には、延長距離が算定の基準になるというふうに私、認識しておりますが、少し確認をしまして、後ほどご答弁申し上げます。

(外村議員・自席から「お願いします」と発言)

平井議長 他に質疑ありませんか。

田中議員 町道の広瀬85号線、例えば、ここの部分については駐車禁止ですか。そういう公安委員会のほうに駐車禁止の要望を出せば、駐車禁止にしてもらえるところですか…。誰か、教えてください。

都市環境部長 まことに申しわけございません。確認して、後ほどご答弁させていただきます。

田中議員 たぶん、これ行き止まりですからね、駐車禁止の標識は立てられないと思います。若山台の第2住宅と第3住宅の町道4号線は、まさしく、そういう状況なんです。それで、あそこは夜間、昼間を問わず、長時間駐車が非常に多いんです。「車庫法」違反という以外に取れないんです。私ども、いつも悩まされているのは、はしご車が回りきれない状況がよくあるんで、非常に苦慮してるところなんです。こういう、例えば先ほど申しました広瀬の85号線で、これが、この間に1台ならず5台も6台も、車庫替わりに駐車されたら、消防車は入れますかね、消防長。

消防長 もちろん駐車車両が数台ありますと、消防車はそれ以上進入することは不可能だというふうに考えます。そういった場合については、以前にもご答弁申し上げましたけれども、ホースカー等を利用して、消防隊員がホースを伸ばして消防活動を行うとい

う戦法をとって、消火活動を行います。

また、違法駐車の問題でございますけれども、毎年、消防本部では年1回でございますけれども、集合住宅における違法駐車の実態調査をしております。はしご車の進入等で支障がある駐車車両が多数ある場合につきましては、自治会等を通して指導を行っているというのが現状でございます。

以上でございます。

田中議員 先ほどの話に戻りますけれども、私、6年前から3年間にわたって若山台の第3住宅の自治会の会長をやってみて、そういうケースを都市環境部のほうに申しましたら、町のほうで長時間駐車を取り締まりはできないと。もちろん、警察のほうでやることですからね。警察のほうも警察のほうで、なかなかやってくれなかったですね。だから、こういう開発自身が、根本的にウナギの寝床的な開発を町が認めてしまう。法令によって、それは致し方ないことだということ所で認めてしまうということなんでしょうけれども、安全・安心のまちづくりを標榜している島本町が、もう少し知恵を働かせて開発業者のほうを指導する、そういう方向があってもいいと思うんですよ。口先だけで、いつも安心・安全だと言っていて、実際にこんな街路ができれば、50年間、もう街路変えられないじゃないですか。どう思われますか。

都市環境部長 昨今の開発というのが確かに議員ご指摘のとおり、まとまった土地での開発というのはなかなか見込まれないというような状況の中で、市街化区域内における農地が開発されて住宅が形成されている。その際に、道路の整備等々が行われているという中で、なかなか、それをまとまった形で開発するというのも、従来からご答弁させていただいておるところでございますが、一定の協議はさせていただきますけれども、計画としては、なかなか成立がしないというのが、今の状況かなというふうには考えてございます。

ただ、開発にあっては、やはり住民の皆さんの安心・安全等、防災面等も十分考慮しながら、開発業者とは協議をさせていただいておるところでございます。道路幅員等につきましても4メートル以上とか、一定の基準につきましては、きちんと協議をさせていただいて、今回、認定もさせていただいておるわけでございますが、開発行為によって整備された道路等につきましては、町が今後管理をするということを踏まえて、今回の認定の手続きもさせていただいておるところでございます。

それと、先ほどありました駐車禁止の標識の設置につきましては、具体的には公安委員会との協議というのは必要になるのかなということで、ちょっと明確にご答弁できないんですけども、ただ、「道路交通法」等で一定、駐車禁止区域というのは規定もされておりますので、その中でルール、マナーを守っていただくという必要があるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

総合政策部長 失礼いたしました。先ほどの外村議員の交付税算定の基準でございますが、これにつきましては道路の延長、それと幅員を掛け合わせた面積部分が需用額に算入される、そういう制度になっております。

以上でございます。

平井議長 他に質疑ありませんか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、以上で討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第1号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第1号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第3、第2号議案 島本町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

消 防 長 (登壇) それでは、第2号議案につきまして、ご説明申し上げます。

(第2号議案 朗読)

提案理由といたしましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「消防組織法」の一部改正に伴い、新たに条例を制定するものでございます。

第2号議案資料1ページの、「消防組織法 新旧対照表」をご覧いただきたいと思います。

第十五条第2項中でございますが、改正前の「政令」から、「これらの職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格として市町村の条例」に改正されたものでございます。

また、第十五条第3項では、条例を定めるにあたっては、「政令で定める基準を参酌するものとする」規定が追加されたものでございます。

次に、「島本町消防長及び消防署長の資格を定める条例」の内容でございますが、第2号議案資料2ページの「市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令」と本町条例の比較表をご覧くださいと思います。

第1条につきましては、本条例の趣旨について規定するものでございます。

第2条は、「島本町消防長の資格」を規定するものでございます。消防長は、人事、予算等、組織を維持するために必要な事務及び運営、企画、統制等の事務を統括するものでございます。

第2条第1号では、政令基準と同基準とし、消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職または「消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること」を資格基準とするものでございます。「消防署長の職と同等以上」と認められる職とは、消防本部においては次長が該当し、消防学校等の教育機関では職務内容、職責等から判断するものでございます。

第2条第2号でも、政令基準と同基準とし、「市町村の行政事務に従事した者で、市町村の長の直近下位の内部組織の長の職」、その他「同等以上と認められる職に2年以上あったものである」ことを資格基準とするものでございます。「内部組織の長の職その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職」とは、本町においては部長級が該当するものでございます。部長級は幅広い分野にわたる行政事務に精通し統括しており、消防行政運営にあたっての関係部局間等との調整能力及び管理能力を有していることから、消防長の資格基準に規定するものでございます。

なお、政令第1条第2号の「消防団員として消防事務に従事した者で、消防団長の職に2年以上あったもの」につきましては、参酌した結果、削除いたしております。これにつきましては、常備消防及び市町村に消防長に適した人材が十分でない場合の選択肢として規定されているもので、本町では人材の確保が可能であり、また消防本部発足以来事例がないことから、削除いたしております。

第3条につきましては、「消防署長の資格」を規定するものでございます。消防署長は、消防長の指揮監督を受け、火災の予防、警戒、鎮圧、その他災害の防除及び災害による被害の軽減を図るための第一線の活動に関する事務を統括し、災害時の指揮命令権を行使する者であるため、階級及び服制を有している消防吏員として消防事務に従事した者を資格基準とするものでございます。

第3条第1号は、政令基準と同基準とし、「消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年以上あったもの」であることを規定しております。

第3条第2号も政令基準と同基準とし、「消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に3年以上あったもの」であることを規定しております。

政令第2条第3号の、「消防団の副団長の職その他消防団におけるこれと同等以上と認められる職に3年以上あったもの」につきましては、参酌した結果、削除いたしてお

ります。

なお、第1号・第2号中の「町長が定める教育訓練を受けた者」について、「町長が定める期間」にあつては、規則で定めることといたしております。

施行期日につきましては、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、ご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をいただき、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平井議長 これより、本案に対する質疑を行います。

河野議員 議案そのものについての疑義があるというものではございませんが、今、消防長のほうから説明をいただきました。事前にも丁寧にヒアリングもいただいて、さらに認識を深めたところではあります。この議案そのもの、この前から「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、まさに地方自治体の自己責任、自己決定、参酌しなさいというものが、次々にこの議場にも提案をされております。

この消防長が説明された「市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令」と条例の比較表ですが、こういった表があると、国はこういうふうに求めているが、地方自治体としてはこう判断します、結果として条例はこのようにします、ということが非常にわかりやすい。どのような判断がされたのか、参酌されたのかということがわかりやすいんですが、こういった表、私、今まであまり記憶がないんですが、町長としては、今回、こういう表をすべしというふうに指示を出されて、結果としてこうなっているのか。この地域の自主性・自立性に関わる法令の際には、こういった形で現場は提案をされていくのかということですね。ちょっと、前回までの提案には記憶をしておりませんので、こういう比較表を出して、議会では議論すべきだと私は思っていますので、その点については町として統一されているのでしょうか。答弁を求めます。

川口町長 今回、こういった形で資料を提供させていただいたのは初めてだと思っております。事前のヒアリングの中で、消防職員、あるいは消防吏員というふうな概念が、なかなか掴みにくいだろうということで、その点ははっきりわかるようにご説明する必要はあるだろうというふうなことは伝えておりましたが、具体的にこの表を作成したのは消防本部のほうでございます。

以上でございます。

河野議員 こういった議案を出していただいたので、事前説明も含めて、私たち会派としては十分内容については納得しているところですので、ですけれども、やはり議員と言えどもすべての所管に専門だとは限りませんので、やはり専門用語も含めて、今後、こういった国の「地域の自主性及び自立性を高める」という関係法令に基づく条例改正がある際には、やはり、こういった参酌をどうされたのかということをも明文化して提案をしていただきたい。消防に習ってやっていただきたいということは求めておきます。

そのあたりと、あと一つだけ確認ですけれども、今回、常備消防ということで消防団員の方には頼らず、消防署長、消防長を選任するという内容をお示しいただいていると思うんですが、こういった組織体制は、ただでさえ国の指針の50%に満たない消防署職員さんの中で、今後、約5年、10年と、そういう人員配置は耐え得るということは、確認はできているのでしょうか。これも町長になるのだと思いますけども、この態勢で、今後5年、10年とやっていけるんだということについては、やはり最高責任者のほうからお答えをいただきたいと思います。

川口町長 今後、定数条例なんかも提案させていただきますが、救急搬送が増えているというのは事実でございますが、それに対応できるように、そのような態勢は整っている、そのように考えております。

平野議員 今回は、この「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づいて提案されたものですが、これまでも、この法律に基づいて提案されたことについては、できるだけ地域の自主性というか、地域の実情にあった形で市町村が決めることができるということです。パブリックコメントをすべきだということを申し上げてきました。他市町でも、そのようなことが全国ではなされております。

先ほど河野議員のほうで、この比較表を作っていたということ非常にわかりやすいということで、私もそう思っております。このようなことがパブコメにホームページで提案されているというのは幾つかの自治体で見られるわけですけど、そういう必要性はなかったのかどうか。これは別に消防本部だけのことじゃなくって、一般的に言うか、他の条例も含めて、この「地域の自主性」の関連法案の提案についてはパブコメをすべきでないかという、改めて町長に問います。いかがですか。

それから、もう1点ですけど、今回は政令基準の削除は2点、消防長の資格と、それから消防署長の資格のところで行われました。特に消防団員さんを任用するところですね。こういった扱いにされた市町村は、北摂地域ではどのような状況になっていきますか、ということをお訊きします。

それからもう1点は、この点について削除されているわけですけど、先ほど消防長のほうでは、人員確保は可能だということと、事例がないので削除しましたという理由をご説明いただいたわけですけど、それに対して町長はね、先ほども定数の改正もするということが確保できるということだと思っておりますけど、他の市町村の中ではね、この消防長のほうの資格の中にもう1点、例えば「市町村の行政事務に従事した者で、前号に規定する」、前号というのは今回の提案の第2条の3号に当たるわけですけど、通常の行政職の部長とかに当たる方ですよ。その「前号に規定する職を補佐する職その他市町村におけるこれと同等以上と見なせる職に4年以上あったもの」というふうに規定しているところもあるわけなんですけど、その人材確保という意味では、こういった規

定もする必要性はなかったのか、十分だと、ちゃんと態勢は取れるのだということでしょうか。

その点、お伺いします。

消防長 まず、1点目のパブコメの件でございますが、本町の要綱に基づいては該当しないという判断のもと、今回の条例制定につきましては、町長の権限に属するものでございますので、パブコメは行っておりません。

それと、団長及び副団長を規定から外したということでございますけれども、北摂で5市が外しております。外した理由は、先ほどご説明をさせていただきましたけれども、人員の確保が可能であるということと、それともう1点、近年の消防業務と申しますのは、災害も多種多様化をしてきておりますし、事務のほうも複雑・専門化をしてきておりますので、やはり常備消防経験、あるいは行政事務の経験者から資格に該当する者を任命することが適切であるという判断に基づくものでございます。

最後の「補佐する職」ということでございますが、以前の旧政令でも「補佐する職」という項目が入っていたわけですが、今回、「補佐する職」をあえて入れなかったという理由につきましては、消防署長と「同等以上」という職に、消防本部において次長級という位置づけがございますので、次長級を1年携わった者につきましては、行政職であったとしても消防長の任命資格を有するということでございますので、人事課と調整した結果、「補佐する職」については削除いたしましたものでございます。

以上でございます。

外村議員 すいません、この条例における「消防職員」という言葉と「消防吏員」という言葉の使い分け、定義が何かあるのか。ちょっともう一度、1回、聞いたと思うんですけど、教えて下さい。

消防長 「消防職員」とは、消防本部及び消防署に置く市町村の職員の総称を言います。消防職員の中には、「消防吏員」と「その他の職員」に区分されます。「消防吏員」と言いますのは、我々のように階級と服制を有して消防事務に従事する職員を言います。いわゆる消火活動、あるいは救急活動等、災害活動を担う職員のことを「消防吏員」と位置づけられています。

以上でございます。

平井議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員 第2号議案 島本町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について、自由民主党クラブを代表し討論を行います。

人の生命・財産を守る消防業務は特殊な職務であり、その中において職務のトップに立つ消防長及び消防署長の任命を、今までは政令を活用されていました。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「消防組織法」の一部改正に伴い新たに条例を制定するものであり、消防長及び消防署長の資格について必要な事項を定めるものであります。

今回、条例化することにより各市町村への責任が課せられ、条例中の資格、政令基準の中での「消防団員として消防事務に従事した者」を削除されておられますが、消防行政を統括する適任者が常備消防等にいない場合の選択肢として任命を許容した内容であり、本町のように資格基準を満たした職員が存在する消防には該当しないための削除と理解し、賛成の討論といたします。

平井議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、以上で討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第2号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第2号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午前10時53分～午前11時05分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4、第3号議案 島本町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

総合政策部長 (登壇) それでは、第3号議案 島本町手数料条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

(第3号議案 朗読)

提案理由といたしましては、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容についてでございます。

「消防法」の規定に基づく危険物施設の設置許可等にかかる手数料につきましては、

「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」におきまして、全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして金額が示されており、この政令に基づき、同額を条例で定めるものでございます。

今般、消費税及び地方消費税の引き上げが行われることや、人件費等を直近の数値を用い積算が行われた結果、実費に変動が生じていることから、政令の一部改正がなされたものでございます。また今回、同時に文言の整理についても行うものでございます。

それでは、参考資料の「島本町手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表」に基づき、ご説明を申し上げます。

参考資料の1ページ、別表第4では危険物取り扱い手数料を定めておりますが、今回の一部改正におきましては製造所等の設置許可、完成検査前検査、保安検査にかかる手数料について、表中の現行の金額から改正案の金額に、それぞれ改正するものでございます。

また、2ページの別表第4・(6)の「消防法」第11条関係の改正でございますが、中ほどに記載の「完成検査前検査を受ようとする者」の表記につきまして、改正案におきまして、送り仮名として「受けよう」の「け」の文字を加えるものでございます。

なお、施行期日につきましては平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平井議長 これより、本案に対する質疑を行います。

河野議員 この第3号議案 手数料条例の一部改正については、明らかに消費税の増税分の転嫁されたものであるというふうに認識しておりますが、こういったこと一つ取りましても、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正であったということですが、一定、消費税3%アップ分の転嫁だということについては、前の12月議会でも申し上げました、国による「特別措置法」というものが、増税を転嫁せよという縛りをかけているというふうに認識をいたしておりますが、この私たちの認識に間違いはありませんでしょうか。答弁を求めます。

一定、負担が増えるということですのでけれども、町の収入としてはどのような収入を見込んでおられるのか。答弁を求めます。

消防長 今回の手数料の引き上げにつきましては、議員がご指摘のように消費税の引き上げ以外に、審査所要時間の増加、そして人件費等の実費変動、こういったことも加味された、トータル的に国のほうで精査し直した結果、増額が行われるものというふうに認識をしております。

それと、収入はどれぐらいアップするかということのご質問でございますが、対象となる施設が本町では1施設ございますが、増額額につきましては千円の増額に値するものでございますので、大きな変動はございません。

以上でございます。

河野議員 そうしましたら、今までの手数料について、もとは審査するための様々な実費相当分、あるいは実務そのものですね。それについて精査をされたうえで、それに対して3%の転嫁をするということで、結果としてこのような金額になったのだというふうに認識をいたします。それで間違いがなければ、答弁は結構です。

消防長 そのとおりでございます。

以上でございます。

田中議員 ちょっと、この新旧対照表を見まして、例えば1ページのあたりは1%ぐらいのアップしかかってないんですけども、極端なものを見ますと、「危険物貯蔵最大数量が」という枠のところ、389万円が406万円になりますね。これなど計算すると、4.3%アップ。それから、8番目の「危険物貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上」某のところ、41万円が43万円だということになり、4.8%なんですね。こういうふうに1%程度のアップしかないものと、4.8%、あるいは4.3%、4.5%、こういうふうにはばらつきがあるんですけど、そのあたりの理由の根拠はどのあたりか、説明して下さい。

消防長 今回の危険物手数料の引き上げ幅につきましては、最低で千円から最大で20万円の幅がございます。なぜ、こういった大きな幅が生じるかというご質問だろうと思いますが、完成前検査、いわゆる特定屋外タンク貯蔵所といいますのは容量が1,000kℓ以上の液体を貯蔵する大型のタンクでございます。これの溶接部の検査ということになりますと、かなりの専門的な知識・技術を持った人材、そして検査器具、諸々必要となっておりまして。こういったことから、消費税の税率及び人件費等の変動の実費が、それだけ大きな影響を受けるというふうに認識をしております。

以上でございます。

平井議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

河野議員 第3号議案 島本町手数料条例の一部改正について、日本共産党島本町会議員団を代表しまして反対の討論を行います。

先ほど質疑、そして執行部のほうからの説明をいただいた中で、今回の条例改正の文言改定について何ら反対するものではありません。加えて、先ほど答弁もありましたように、本来、この手数料に関わる審査に関わる実費相当のものや、あるいは審査する手続き上の実務に関わる手数料の見直しということについては、必要な見直しであるというふうに十分認識するものですが、いよいよ2014年度以降、2014年4月1日を契機に消費税3%増税がここに転嫁をされるということについては、やはり地方自治体の議員

として、このことを意味する、住民に対する負担増ということでは、この部分について容認できないという立場で反対をするものです。

消費税率を3%引き上げることによって、いよいよ8兆円に及ぶ史上空前の大増税を国民に押しつけ、暮らしと経済に深刻な事態をもたらす予算だということでは、何らかの形で私たち地方議員、そして地方議会、地方自治体の長は、やはり国に対して、しっかりとものを言っていかなければならない、今、直面しているところです。

そのことを申し上げまして、反対の理由といたします。

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員 第3号議案 島本町手数料条例の一部改正について。

「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。本年4月1日より消費税及び地方消費税の引き上げが行われることによる人件費等を、直近の数値を用いて積算し直したこと等により実費に変動が生じた中、設置の許可、設置の許可にかかる完成検査前検査、保安に関する検査等を受けるもの等、「消防法」による危険物施設を対象に増額となるものです。

住民にとって、消費税及び地方消費税は、本町の扶助費が少子高齢化による高齢化率の伸びや、生活保護費等の急増、また扶助に関わる施策の打ち方によって簡単に1億近く増える状況に、プライマリーバランスの均衡に対し、この改正は微々たる寄与になるよう、社会保障に使用する前提を一定評価し、賛成といたします。

平井議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 反対の方の発言がないようでございますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第3号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

平井議長 起立多数であります。

よって、第3号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第5、第4号議案 島本町社会教育委員設置条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

教育次長(登壇) それでは、第4号議案 島本町社会教育委員設置条例の一部改正につ

いて、ご説明申し上げます。

(第4号議案 朗読)

提案理由につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「社会教育法」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、参考資料の2ページをお開き下さい。「社会教育法」の一部改正の新旧対照表でございます。

これまで、社会教育委員の委嘱に関しましては、「社会教育法」第十五条第2項に、「社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。」と規定されておりましたが、「社会教育法」の一部改正に伴いまして、この資料の改正案では、「社会教育法」第十五条第2項で「社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。」とされ、第十八条第1項で「社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。」と規定されました。

文部科学省令で定める基準につきましては、参考資料の3ページの「新旧対照表」の改正案の第一条に、「社会教育法第十八条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。」と規定されました。

そのため、本町の「社会教育委員条例」第2条に、文部科学省令で定められた基準と同様の文言で新たに委嘱の基準を規定するもので、施行日につきましては、平成26年4月1日といたしております。

なお、今回の改正によりまして、本町社会教育委員の委嘱の基準が、これまでと変わることはありません。

以上、簡単ではございますが、島本町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平井議長 これより、本案に対する質疑を行います。

岡田議員 質疑させていただきます。今回のこれは「地域主権一括法」に伴いまして、社会教育委員の委嘱基準を町で定めるということで、文部科学省が行っているものと同じものが、今回、町で条例をするということになっていると思うんですけども、この社会教育委員さんなんですが、条例の中では10名以内で任期が2年というふうになっているんですね。この方達は、教育委員会から教育長が最終的には任命されると思うんですけども、現在、島本町社会教育委員さんというのは10名いらっしゃると思うんですね。任期はいつになってますでしょうか。

教育次長 現在の社会教育委員さんの任期でございますが、平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 2 年間となっております。

以上でございます。

岡田議員 この教育委員さんの仕事というのは、生涯学習の中でのお仕事かなと思っているんですけどね。生涯学習で行う事業の作成とか、意見をどんどん言われる方というのは、この社会教育委員さんだと思うんですけどもね。今、島本町での社会教育委員さんの女性の比率というのは、どのぐらいの状態になっておりますか。

教育次長 社会教育委員さん 10 名のうち、4 名の方が女性となっております。

以上でございます。

岡田議員 3 問目の質問なんですけど、この生涯学習課というのは内容的にも、ものすごくいろんな事業があると思うんですね。YYワールドからはじまって成人祭とか、放課後子ども教室推進事業とか、ものすごくたくさんあると思うんですけども、これは年齢的にはどれぐらい、年齢が高い方が大体どれぐらいで、低い方がどれぐらいで、平均年齢がどれぐらいかということと、ぜひ、やっぱり現場によく足を入れてもらって、現場をよく知っていただく方が、やはり教育委員さんが適切かなと思うんですけどね。

この辺、最終的には要望になりますが、ぜひ女性の比率 50%を目指して、島本町もそのようにやっていただきたいんですけども、今のこのいい機会ですね、改選機会が 3 月 31 日で、この 2 年間終わると思うんですよ。そうすると、今度再任される方等も出てくると思うんですが、女性の声をもっともっとたくさん聞いていただきたいというのを、ぜひ希望をさせていただきますが、現在の年齢層というのは、大体どれぐらいの年齢層の方が多いんでしょうか。

教育次長 社会教育委員さんの個々の方の年齢は申し上げにくい部分がございますが、年齢の高い方では 70 代前半の方がいらっしゃいます。一番お若い方で、40 代中頃の方がいらっしゃるということでございます。平均年齢といたしましては、62 歳程度でございます。

議員からご要望のございました、女性委員を半数にということでございます。これまで委員の任命にあたりましては、学校教育に関わる方、あるいは社会教育全般に大きく関わっておられる各団体の方であったり、学識経験、それから家庭教育に携わる方ということで、PTAのほうからもお願いして出いただいたり、10 名のうちお 1 人については公募をして選出をしているという状況でございますので、きっちりと 5 人の女性の方を確保するとは言い切れない部分がございますけども、ご要望にもございましたように、男女共同参画という社会の中で、できるだけ男性・女性 5 名ずつになるような形で努力はしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

関 議員 委嘱の基準の中に「家庭教育の向上に資する活動を行う者」とありますけども、

具体的にどういう方を指すのかと、10名の方で2年任期ということですけども、会合はどれぐらいの割合で、どのような形でされているんですか。

教育次長 家庭教育に関わる方ということで、特に子育てをされている方、そういった方が対象になるというふうに考えておりますので、現在、PTAのほうからも1人、委員として入っていただいている現状がございます。会議につきましては、2カ月に1回、開催をいたしております。

以上でございます。

川嶋議員 先ほど岡田議員のほうから質問もありましたけれども、今、平均年齢が62歳ということで、会議も2カ月に1回でしたかね、お伺いしてますけれども、これというのは時間帯とか、その点においてはどのようにされているのか。また、いろんな意味で、先ほどもありましたように家庭教育に携わる方、特にPTAの関係に属されている方ということですけども、子育てをされている方というのは、PTA関係でもなく、子育てを少し一段落された方でもいいということになるんでしょうか。

教育次長 先ほど、会議については2カ月に1回ということを申し上げましたが、必要な案件が出てきた場合には臨時的に開くこともございます。通常は年6回ということで、実施をいたしております。また会議の時間帯でございますが、多くは大体午後からやっていることが多いんですが、調整の中で午前中に実施するというのもございます。

それから、家庭教育に携わる方ということで、必ずしもPTAでないと駄目だという規定はございませんし、先ほどご答弁申し上げましたように、公募枠でも1名設けておりますので、そういったところ辺では、お子さんを養育中の方であろうがなかろうが、社会教育に深い関心をお持ちの方というのは、ご応募いただければ、選考にはなりますけれども、委員として活動していただけるような形にはなっております。

以上でございます。

川嶋議員 わかりました。例えば、今、平均年齢62歳ということで、年齢制限というのは主にはないんですかね。例えば40代、50代のほんとに子育てを終えられた方とか、子育て中の方ももちろんですけども、仕事をされている方も大半いらっしゃると思うんです。やっぱり、先ほどからもありましたように生涯学習関係というのはすごく多岐にわたり、多くの行事もあり、課題もあり、いろんな審議、その点をしていただかなければならないことがたくさんあると思うんですけども。その点について、公募をされているということですけども、そういう点の改善というんですかね、今まではそういう支障はなかったんですかね。今の現委員さんの中には、皆さん、お仕事をされて大変な方とか、そういう時間の都合ですね。そういうところでは支障はなかったんですかね。

教育次長 現状の委員さんの中では、特に時間帯の部分で出にくいというような方はございませんでした。先ほど申し上げましたように、時間帯については10人の委員さんの中で、次回開催する会議の時間帯等については、協議をいただいて決定をされている

という状況もございますので、その辺については特に支障はなかったかなと思います。

それと、あと委員の年齢でございますが、一定、町のほうでは附属機関等委員の選任基準というのが設けられておまして、原則70歳というのが一定の基準としてはございます。ただ、生涯学習という部分については非常に幅が広い部分もあるので、現状では70をちょっと超えておられる方もいらっしゃるんですが、その辺、今後、この基準にあわせて一定、当然70歳というのは守っていく必要があるというふうに考えておりますので、今後、その辺、事業の中身等も精査しながら委員の選考はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

平井議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 反対の方の発言がございませんので、次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第4号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第4号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第6、第5号議案 平成25年度島本町一般会計補正予算(第7号)から、第7号議案 平成25年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)までの3件を一括議題といたします。

なお、本案3件は、議事の都合上、一括説明、一括質疑とし、討論、採決はそれぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、理事者の説明を求めます。

総合政策部長(登壇) それでは、第5号議案につきまして、ご説明申し上げます。

(第5号議案 朗読)

続きまして1の7ページ、「第2表 繰越明許費」でございます。

今回の繰越明許費の設定は、4件でございます。これらの4件の事業につきましては年

度内に事業が完了することができない見込みでありますことから、今回、繰越明許費の設定をお願いし、翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。

まず、1点目の「地域防災計画修正業務」でございます。本町の地域防災計画につきましては、「大阪府地域防災計画」との整合性を図る必要がございますが、大阪府の同計画の修正業務が平成25年度末に完成する見込みとなりますことから、本町の修正業務につきまして年度内に完了できないため、繰り越しさせていただくものでございます。

次に、2点目の「桜井跨線橋補修事業」でございます。これにつきましては、橋りょうの「長寿命化修繕計画」に基づく事業として、平成25年度及び平成26年度の工事实設計を行った結果、補修箇所の損傷が軽度でありましたことから、工事費が当初見込みを下回ることとなったものでございます。しかしながら、すでに本年度の交付金が交付決定となっておりますことから、その範囲内で次年度の事業も含め実施可能となり、継続して工事を進めるため、繰り越しさせていただくものでございます。

次に、3点目の「町道尺代5号線整備事業」でございます。これにつきましては、橋りょう下部工事に着手するにあたり土質調査を行った結果、岩盤面が想定より深く、当初計画での施工は困難であることが判明をし、基礎構造の見直し等を行う必要が生じたため、繰り越しさせていただくものでございます。

次に、4点目の「尺代山腹復旧事業」でございます。これにつきましては、前の定例会12月会議の平成25年度一般会計補正予算（第5号）で、予算措置をお願いしたところでございます。当該地は急峻なり面で、土砂崩れにより道路が寸断されている状況にあり、復旧工事につきましては、のり面の安定性や二次崩壊を防止する土留め工法の検討等が必要であり、年度内に完了することができない見込みとなったため、繰り越しさせていただくものでございます。

次に、1の8ページの「第3表 債務負担行為補正」でございます。

まず、追加設定の「L GWAN府域ネットワーク整備事業」についてでございます。L GWAN府域ネットワークにつきましては、行政間のネットワーク専用回線として平成15年度から利用しておりますが、ネットワークシステムの老朽化に伴い、平成27年2月に更新する見込みでございます。今回、債務負担行為の設定につきましては、新ネットワークシステムへの移行期間として、大阪電子自治体推進協議会において現在の契約期間——平成25年度末でございますが、これを10ヵ月延長するとともに、引き続きL GWAN府域ネットワークが利用できますよう、追加設定するものでございます。

続きまして、変更についてでございます。

「(仮称)島本町高浜学園施設整備補助事業」につきましては、前の12月会議の平成25年度一般会計補正予算（第5号）におきまして、債務負担行為の設定をご可決いただいたところでございます。本補助事業につきましては大阪府安心こども基金を活用する事業でございますが、本年度中に、本町から当該社会福祉法人に対して補助内示を行い、平成26年度

の施設の竣工にあわせて補助金を支出することとなっております。しかしながら、債務負担行為設定後に補助対象施設の工事見積り額が増額となりましたことから、補助金額の限度額を増額させていただくものでございます。

なお、限度額は前回より463万8千円増額の2億4,063万8千円とさせていただいております。また、これに伴います町の一般財源といたしましては73万7千円増額の2,673万7千円でございます。

次に、1の9ページ「第4表 地方債補正」でございます。

「公共事業等債」でございますが、これにつきましては、町道尺代5号線整備にかかる事業及び桜井跨線橋長寿命化にかかる事業について、特定財源である社会資本整備総合交付金の額の確定による減額に伴い、起債額も減額となるものでございます。

なお、今回の補正予算につきましては、年度末でありますことから、継続して事業を実施させていただくための繰越明許費の設定、債務負担行為の追加及び変更、その他事業費の確定などを勘案し、予算措置させていただくものでございます。

それでは詳細につきましては、事項別明細書により、主なものについてご説明を申し上げます。

まず、1の13ページ、「歳入」でございます。

第10款 地方交付税、第1項 地方交付税、第1目 地方交付税301万2千円の増額についてでございます。これにつきましては、国の平成25年度補正予算（第1号）におきまして、平成25年度の普通交付税の調整額が復活交付となりましたことから、増額となるものでございます。

第13款 使用料及び手数料、第1項 使用料、第3目 教育使用料、第1節 社会教育施設使用料18万1千円の減額につきましては、それぞれ事業費の確定による減額でございます。

第14款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 民生費国庫負担金3,515万1千円の減額のうち、第1節 障害者福祉費負担金1,018万4千円の増額につきましては、「障害者総合支援法」に基づく自立支援給付や福祉手当にかかる事業費の増に伴うものでございます。第2節 母子福祉費負担金225万円の減額につきましては、母子生活支援施設措置費の減に伴うものでございます。第3節 児童福祉費負担金 312万円の減額につきましては、山崎保育園児童運営費の減に伴うものでございます。第4節 児童手当負担金3,693万6千円の減額及び第5節 児童扶養手当負担金302万9千円の減額につきましては、支給実績など決算見込みを勘案し、減額となるものでございます。

1の14ページでございます。第2項 国庫補助金、第2目 民生費国庫補助金57万2千円の増額のうち第1節 障害者福祉費補助金211万4千円の増額につきましては、「障害者総合支援法」に基づく地域生活支援事業費の増によるものでございます。第2節 母子福祉費補助金154万2千円の減額につきましては高等技能訓練促進事業費の減によるもの、

また第3目 衛生費国庫補助金59万6千円の減額につきましても、合併処理浄化槽設置整備事業費の減に伴うものでございます。第4目 土木費国庫補助金2,614万7千円の減額についてでございます。これにつきましては、防災行政無線実施設計、町道尺代5号線整備事業、橋りょう長寿命化事業の特定財源であります社会資本整備総合交付金の確定による減額でございます。

第15款 府支出金、第1項 府負担金、第1目 民生費府負担金673万2千円の減額のうち、第1節 障害者福祉費負担金468万6千円の増額につきましては、国庫支出金と同様に「障害者総合支援法」に基づく自立支援給付にかかる事業費の増に伴うものでございます。第2節 母子福祉費負担金112万5千円の減額につきましても、国庫支出金と同様に母子生活支援施設措置費の減に伴うもの、また第3節 児童福祉費負担金156万円の減額につきましても、国庫支出金と同様に山崎保育園児童運営費の減に伴うものでございます。第4節 児童手当負担金873万3千円の減額につきましては、国庫支出金と同様に支給実績など決算見込みを勘案し、減額となるものでございます。

第2項 府補助金、第2目 民生費府補助金110万9千円の増額のうち、第1節 障害者福祉費補助金105万7千円の増額でございますが、国庫支出金と同様に「障害者総合支援法」に基づく地域生活支援事業費の増によるものでございます。第2節 介護保険費補助金4万5千円の減額につきましては、社会福祉法人等利用者負担軽減事業費の減によるものでございます。1の14ページから、1の15ページにかけてでございます。第3節 児童福祉費補助金9万7千円の増額につきましては、特定財源として安心こども基金を活用し、家庭児童相談員等訪問用の電動機付き自転車を1台購入するものでございます。次に、第3目 衛生費府補助金183万8千円の減額のうち第1節 保健衛生費補助金124万2千円の減額につきましては、大阪府の風しん流行緊急事態宣言を受け、昨年5月13日から9月30日まで実施いたしました風しんワクチン等接種緊急促進事業の確定によるものでございます。第2節 清掃費補助金59万6千円の減額につきましては、国庫支出金と同様に合併処理浄化槽設置整備事業費の減に伴うものでございます。第8目 教育費府補助金19万1千円の減額につきましては、放課後子ども教室推進事業及び「子どもの学び」サポート事業の事業費確定によるものでございます。

第16款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 財産貸付収入175万9千円の増額につきましては、町営鶴ヶ池住宅跡地につきまして小野薬品工業株式会社との賃貸契約及び町内での工事にかかる資材等置場として町内の業者に賃貸した契約に基づく賃貸料でございます。

第2項 財産売払収入、第1目 不動産売払収入666万2千円の増額につきましては、大字桜井地内及び高浜一丁目地内の町有地の売却による収入でございます。

第18款 繰入金、第2項 基金繰入金、第4目 物品調達基金繰入金200万円の増額につきましては、物品調達基金の廃止に伴い、その基金額の残額を一般会計に繰り入れるも

のでございます。

1の16ページでございます。第19款 諸収入、第5項 雑入、第4目 雑入107万9千円の減額でございます。これにつきましては、主に生涯学習における各種教室等参加負担金につきまして、決算見込みを勘案し、減額となるものでございます。

第20款 町債、第1項 町債、第1目 土木債1,760万円の減額でございます。桜井跨線橋長寿命化事業にかかる財源につきましては、先ほどもご説明申し上げましたとおり、社会資本整備総合交付金の額の確定による減額にあわせて減額するとともに、予算科目の節区分を「道路橋りょう事業債」から「公共事業等債」に変更するものでございます。また町道尺代5号線整備事業にかかる財源につきましても、社会資本整備総合交付金の額の確定による減額にあわせて減額するものでございます。

続きまして、1の17ページからの「歳出」でございます。

歳出につきましても、年度末の事業費の確定など決算見込みを勘案し、主に減額補正となっておりますが、主なものにつきましてご説明申し上げます。

なお、人件費の補正につきましては、内容が多岐にわたっておりますので、最後に一括してご説明を申し上げます。

第1款 議会費、第1項 議会費、第1目 議会費106万4千円の減額のうち第8節 報償費、第9節 旅費及び第18節 備品購入費につきましては、それぞれ事業費確定による減額でございます。第12節 役務費1万7千円につきましては、議員改選などに伴いまして、FAX回線の廃止及び新設等の工事経費が当初見込みより上回り、通信運搬費に不足が生じることから増額いたすものでございます。

1の17ページから1の18ページにかけてでございます。第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費420万2千円の減額のうち、第7節 賃金から第13節 委託料までにつきましては、一般事務事業及び福利厚生事業の事業費確定による減額でございます。

なお、第18節 備品購入費42万6千円の増額につきましては、本年4月1日からの物品調達基金の廃止に伴いまして、ふれあいセンターに設置している印刷用輪転機につきまして、各種団体など利用者の利便性を考慮し、自動料金精算機及び領収書発行機を別途取り付けるための費用を計上させていただくものでございます。

1の18ページから1の19ページにかけてでございます。第2目 財産管理費22万2千円の増額についてでございます。第13節 委託料8万3千円の減額につきましては、それぞれ金額の確定による減額でございます。第15節 工事請負費241万円の減額のうち、庁舎補修109万円の増額につきましては、本年4月1日付けの機構改革に伴いまして部屋のパーティションの変更や内線電話工事などが必要となるため、増額させていただくものでございます。また鶴ヶ池浚渫工事の350万円の減額につきましては、決算見込みを勘案し減額するものでございます。第18節 備品購入費271万5千円の増額につきましても、機構

改革に伴い各部局の机等の配置変更など机やカウンターなどが必要となるため、増額させていただくものでございます。第3目 防災計画費490万6千円の減額につきましては、それぞれ事業費の確定による減額でございます。第4目 電算処理費156万円の増額についてでございます。第14節 使用料及び賃借料6千円の増額につきましても、機構改革に伴いインターネット端末の台数が増える見込みであり、ウィルス対策ソフトのライセンスを購入いたすものでございます。また第15節 工事請負費155万4千円の増額につきましても、同じく機構改革に伴いまして各部局の机等の配置変更がありますことから、LAN配線工事などを行うため増額させていただくものでございます。第5目 財務会計費28万5千円の減額、そして1の20ページにかけての第7目 広報費5万円の減額及び第9目 人権推進費69万8千円の減額につきましては、それぞれ事業費の確定や決算見込みを勘案し、減額いたすものでございます。第13目 財政調整基金等積立金5,768万1千円の増額のうち、財政調整基金積立て5,101万9千円につきましては、年度間の財源調整として積み立てさせていただくものでございます。また公共施設整備積立基金積立ての666万2千円の増額につきましては、町有地売払収入の全額を積み立てさせていただくものでございます。

1の21ページでございます。第2項 徴税費、第2目 賦課徴収費26万8千円の減額につきましては、入札に伴う金額の確定でございます。第3目 固定資産評価審査委員会費11万1千円の減額につきましては、決算見込みを勘案し減額いたすものでございます。

第3項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費21万3千円の減額のうち、第13節 委託料14万8千円の減額につきましては、「住民基本台帳法」改正にかかるシステム改修の金額確定によるもの、また第14節 使用料及び賃借料2万5千円の減額につきましては、住民基本台帳ネットワークシステム機器賃貸借料の確定によるものでございます。

1の22ページでございます。第4項 選挙費、第1目 選挙管理委員会費8万2千円の減額及び第6項 監査委員費、第1目 監査委員費10万5千円の減額につきましては、それぞれ決算見込みを勘案し減額いたすものでございます。

第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費18万1千円の減額のうち、第13節 委託料12万6千円の減額につきましては、事業費の確定によるものでございます。第19節 負担金、補助及び交付金3万5千円の減額につきましては、負担金が不要となったため不用額を減額いたすものでございます。1の22ページから1の23ページでございます。第2目 障害者福祉費2,371万6千円の増額のうち、第7節 賃金21万7千円の減額につきましては、水中歩行訓練事業における決算見込みを勘案し減額いたすものでございます。第13節 委託料31万5千円の増額につきましては、平成26年度からの税制改正に伴いまして障害福祉サービス管理システムの改修が必要となりましたことから、増額させていただくものでございます。第20節 扶助費2,361万8千円の増額につきましては、

それぞれ福祉手当、障害福祉サービス等にかかる利用者及び利用件数の増によりまして現計予算に不足が生じますことから、増額させていただくものでございます。第4目 年長者福祉費66万3千円の減額につきましては、それぞれ金額確定及び決算見込みを勘案し減額させていただくものでございます。第5目 国民健康保険費94万5千円の増額につきましては、事務費繰出しの増によるものでございます。1の24ページでございます。第7目

後期高齢者医療費141万8千円の減額につきましては、本年度の負担金の確定による減額でございます。第8目 介護保険費83万2千円の増額のうち、第11節 需用費から第20節 扶助費の減額につきましては、それぞれ事業費の確定による減額でございます。第28節 繰出金97万2千円の増額につきましては事務費繰出しの増によるものでございます。第9目 母子福祉費655万5千円の減額につきましては、それぞれの利用状況を勘案し減額となるものでございます。

1の25ページでございます。第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費154万8千円の減額のうち、第13節 委託料152万8千円の減額につきましては、平成25年度一般会計補正予算（第1号）におきまして債務負担行為を設定し、本年度から来年度にかけて委託しております子ども・子育て支援事業計画策定業務につきまして、入札により本年度の金額が確定したため減額いたすものでございます。第2目 児童措置費7,391万2千円の減額のうち、児童扶養手当及び児童手当につきましては、支給実績など決算見込みを勘案し減額となるものでございます。山崎保育園児童運営費につきましては入所見込み数などを勘案し減額となるもの、また第3目 児童福祉施設費531万9千円の減額のうち、第11節 需用費541万7千円の減額につきましても、決算見込みを勘案し減額させていただくものでございます。次に、第18節 備品購入費9万8千円の増額でございますが、これにつきましては安心こども基金を活用し、家庭児童相談員等訪問用として電動機付き自転車を1台購入するものでございます。

1の26ページでございます。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 保健ヘルス事業費536万1千円の減額及び第3目 予防費447万3千円の減額につきましては、それぞれ各種事業の決算見込みを勘案し、減額させていただくものでございます。

第2項 環境衛生費、第1目 生活環境総務費180万円の減額のうち、第19節 負担金、補助及び交付金179万円の減額につきましては、合併処理浄化槽設置整備事業費の確定によるものでございます。1の26ページから1の27ページにかけてでございます。第2目 環境保全費268万3千円の減額、第3項 清掃費、第2目 塵芥処理費371万2千円の減額及び第3目 し尿処理費176万7千円の減額につきましては、それぞれ入札による金額確定など決算見込みを勘案し、減額させていただくものでございます。

1の28ページでございます。第5款 農林水産業費、第1項 農業費、第4目 農業土木費516万7千円の減額でございますが、各種負担金について、本年度の支払い額の確定など決算見込みを勘案し、減額いたすものでございます。

第6款 商工費、第1項 商工費、第1目 商工振興費10万円の減額でございますが、広域再就職説明会につきまして、本町は引き続きホームページ掲載の担当となったため、予算額が不用となったものでございます。

1の29ページでございます。第7款 土木費、第1項 土木管理費、第1目 土木総務費7万3千円の減額のうち第19節 負担金、補助及び交付金14万円の減額でございます。淀川右岸水防事務組合島本分団への補助金につきまして、本年度は当該分団の補助対象事業が実施されなかったことから、全額を減額いたすものでございます。

第2項 道路橋りょう費、第1目 道路維持費1,504万1千円の減額についてでございます。第13節 委託料4万1千円につきましては、桜井跨線橋維持補修工事実施設計業務の金額確定によるものでございます。第15節 工事請負費1,500万円の減額につきましては、桜井跨線橋維持補修工事実施設計業務の実施に伴い工事内容を見直したことから、当初の予定より工事費が安価で施工できる見込みとなったため、本年度支払い分について減額させていただくものでございます。

1の30ページでございます。第8款 消防費、第1項 消防費、第1目 非常備消防費11万9千円の減額及び第2目 常備消防費5万1千円の減額につきましては、それぞれ事業費の確定及び決算見込みを勘案し減額させていただくものでございます。1の30ページから1の31ページにかけてでございます。第3目 消防施設費27万8千円の減額につきましては、消防庁舎耐震補強工事及び桜井西側防火用水池フェンス設置工事の竣工により、不用額を減額させていただくものでございます。

第9款 教育費、第1項 教育総務費、第1目 教育委員会費4万1千円の減額については、事業費の確定によるものでございます。第2目 事務局費20万4千円の減額のうち第7節 賃金14万3千円の減額につきましては、事務補助の退職による不用額の減額でございます。第4目 学童保育費155万1千円の減額についてでございます。第7節 賃金141万4千円の減額につきましては、支援が必要な入室児童に対する加配人数が当初の見込みより少なかったこと、また年度途中で支援が必要な児童の入室がなかったことから、不用額を減額するものでございます。第11節 需用費13万7千円の減額につきましては、職員貸与被服につきまして、当初の見込みより安価で購入できたため減額するものでございます。

1の31ページから1の32ページにかけてでございます。第2項 小学校費、第1目 学校管理費52万5千円の増額のうち、第13節 委託料12万1千円の減額につきましては、入札による金額確定でございます。第18節 備品購入費64万6千円の増額につきましては、町立第四小学校につきましてこれまで各学年2クラスずつの学級編制でございましたが、新年度の新入学児童が3クラスとなることによりまして、その学級数増加分として必要な机・椅子・シューズロッカー等を整備するため増額させていただくものでございます。第2目 教育振興費334万6千円の減額のうち、第11節 需用費から第14節 使用料及び賃

借料までの減額につきましても、金額の確定による減額でございます。第20節 扶助費159万9千円の減額につきましては、要・準要保護児童就学援助につきまして対象者の見込み減など決算見込みを勘案し、減額となるものでございます。

1の32ページから1の33ページにかけてでございます。第3項 中学校費、第2目 教育振興費75万3千円の減額についてでございます。第20節 扶助費の要・準要保護生徒就学援助及び支援学級生徒就学援助につきまして、対象者の見込み減など決算見込みを勘案し、減額となるものでございます。

第4項 幼稚園費、第1目 幼稚園費271万7千円の減額のうち、第7節 賃金189万1千円及び第13節 委託料21万5千円の減額につきましては、預かり保育の実施日数の減に伴うものでございます。第9節 旅費3万1千円の減額につきましては、当初幼稚園教諭の新規採用研修——初任者研修でございますが、これの対象者を3名で計上いたしておりましたが、採用前の職歴から受講者が1名となったため、減額いたすものでございます。

1の33ページから1の34ページにかけてでございます。第5項 社会教育費、第1目 社会教育総務費21万6千円の減額のうち、第9節 旅費から1の34ページの第19節 負担金、補助及び交付金までの減額につきましては、それぞれ事業費及び金額の確定によるものでございます。1の34ページから1の36ページにかけての第2目 青少年費162万5千円の減額及び1の36ページから1の37ページにかけての第3目 文化財保護費80万6千円の減額につきましては、それぞれ年度間の予定事業が完了し、事業費の確定によるものでございます。1の37ページでございます。第4目 歴史文化資料館管理費46万9千円の減額及び第5目 史跡桜井駅跡管理費69万6千円の減額につきましても、それぞれ管理にかかる金額の確定により、減額させていただくものでございます。1の37ページから1の38ページにかけてでございます。第6目 生涯学習費161万4千円の減額についてでございます。第8節 報償費43万円及び第11節 需用費53万円の減額につきましては、各種教室における無償講師の起用及び開催見込みの減などによりまして、減額となるものでございます。第9節 旅費及び1の38ページの第14節 使用料及び賃借料から第19節 負担金、補助及び交付金までの減額につきましても、それぞれ年度間の予定事業が完了し、事業費の確定によるものでございます。第8目 スポーツ推進費181万9千円の減額につきましても、年度事業費の確定により減額させていただくものでございます。

最後に、1の39ページ、人件費の補正についてでございます。「特別職」につきましては、各会議の開催日数の確定などによるものでございます。1の40ページでございます。「一般職」では、育児休業などの確定により決算見込みを勘案し、現計予算を精査したものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成25年度島本町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平井議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後0時12分～午後1時15分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

民生部長(登壇) 続きまして、第6号議案につきまして、ご説明申し上げます。

(第6号議案 朗読)

今回、補正をお願いいたします内容といたしましては、70歳以上の一部負担割合の変更に伴う国民健康保険のシステム改修を行うための補正予算でございます。それでは事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

2の7ページの歳入でございます。

第9款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第1目 一般会計繰入金につきましては、国民健康保険システム改修を行うため、94万5千円を増額するものでございます。

次に、2の8ページの歳出でございます。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費でございますが、先ほど申し上げましたとおり、国民健康保険システム改修を行うため、94万5千円を増額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、第6号議案 平成25年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第7号議案につきまして、ご説明申し上げます。

(第7号議案 朗読)

今回、補正をお願いいたします主な内容といたしましては、介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修費の増額、介護保険給付準備基金の預金利子の積立に伴う補正でございます。それでは事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

まず、3の7ページの歳入でございます。

第3款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第3目 介護保険事業費補助金で97万1千円の増でございますが、これは介護報酬改定等に伴う介護保険システムの改修に対し、その2分の1以内の額が国庫補助されるものでございます。

第6款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金で1万円の増でございますが、これは介護保険給付準備基金の利息でございます。

次に、第7款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第5目 その他一般会計繰入金で97万2千円の増でございますが、これは介護報酬改定等に伴う介護保険システムの改修費のうち、国庫補助を除く額を一般会計からの繰入により対応するものでございます。

次に、3の8ページの歳出でございます。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費で194万3千円の増でございますが、これは先ほどご説明申し上げました介護報酬改定等に伴う介護保険システ

ムの改修費でございます。

次に、第2款 保険給付費、第1項 保険給付費、第7目 給付準備費で1万円の増でございますが、これは先ほども申し上げました介護保険給付準備基金の利息を、同基金に積み立てるものでございます。

以上、簡単ではございますが、第7号議案 平成25年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平井議長 これより、本案3件に対する質疑を行います。ございませんか。

河野議員 一括ですので、順不同になりますけれども、質問させていただきます。

一般会計補正予算から申し上げますと、「第3表 債務負担行為補正」、当初予算などでも議論される予定だとは思いますが、変更部分について質問させていただきます。

（仮称）島本町高浜学園施設整備補助事業、この点について、事項に関して「（仮称）」というふうに括弧付きで記されております。これは前議会から、この名称を使って議案提案、あるいは安心こども基金の採択などに、この名称を使っておられる。私たちも、そのつど、保育所建設には相当な期待の声がありますので、個人としての発行物などに、この名称を使わせていただいておりますが、総じて住民の方から問い合わせをいただくのが、何ができるのかわからないということで、概ね児童福祉施設か、あるいは障がい者施設か、幼稚園ができるのですか、ということをお訊かれます。ほとんどの方が保育園をイメージされておられません。そういう意味では、私としましては、尋ねられたときには、あくまでこれは基金採択の時期にあわせて便宜上つけられたものだと、そのうちに当該の法人のほうで保育園にふさわしい名前を善処されるものというふうに私は認識しておりますし、追って、そういう説明があると思っておりますというふうに街頭では言わせていただいているんですが、正式名称が決まるのはいつなのでしょう、ということをお尋ねしております。また、私の先ほどの説明で適切なのかどうか。大事なことですので、お答えいただきたいと思っております。

それと、ただ、やっぱりこういう島本町で、他の市町村で事業をやっておられた民間法人さんが、土地も自ら取得をされて、町内でなじむというかね、その地域の保育所だということにおいては、その地域の名前をつけるというのは十分に理解をしておりますが、「島本町」と名前をつけておられるので、公立と間違えられる。それと、「島本町高浜学園」とつけられるので保育所とは思っていただけないという意味ではね、わかりづらいということで申し上げておりますので、例えば、逆に地域の方から、地域の名前をつけて欲しい、様々なそういった期待もありますので——そういうことは、私は一切調査しておりません。ただ、公金を使って造る保育所、国とは言え公金を使いますので、そういう意味では説明に苦慮しているところです。その辺での説明をお願いしたいと思っております。

それから1の19、庁用器具費、それから機構改革に伴う机や椅子の購入などについて、お尋ねいたします。議案資料には庁舎執務室等配置図をつけていただいております。これで相当わかるほうなんですけれども、そもそも私たち会派が、この機構改革に賛成できなかった大きな理由に、子育て支援課が教育こども部として統合される。そこに家庭児童相談室が入るということについて非常に懸念をし、賛成しかねるというふうに申し上げました。ここには子育て支援課、教育委員会のスペースには相談室があるのでしょうか。それから、委員会で再三質問させていただきました。児童虐待を取り扱うこの相談部門において、やはり子ども家庭センター、旧児童相談所ですね。そういったところと、実質、執務上職権を持つのは福祉事務所長であり、うちの島本で言えば民生部長であります。そこの連携などにおいては、この配置においてどうされるのか。それはやっぱり相談室というものが大きな意味をなすと思いますので、その点について、ちょっと、この図面ではわかりませんので、お示し、ご説明をお願いします。

あとは、残念ながら去年の委員会審査の中では、家庭児童相談室と福祉事務所長と、児童虐待防止に関わる法律に基づく公務の中で、福祉事務所長と家庭児童相談室との連携、あとは執務の関係はどうなるのかということが、その委員会では答弁いただけませんでした。そのこともあわせて、ご説明いただきたいと思います。

それから、委託料、1の25、児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業計画策定業務。これが、実はもうあと1年先に新制度導入ということで、本来、市町村の事務としては6月頃には体系立った様々な条例の提案をされなければいけないということ、自治体は強いられております。しかし、子ども・子育て支援事業計画策定に関わる重大な会議においては、まだ第1回しか開かれておりません。委託料はこれ、152万ということですが、概ね翌年度に一気に事務を進められるものと思いますが、現在の進捗状況をお示し下さい。

それから1の27、騒音測定業務。これはすべて必要な事業確定による減額ということですが、鶴ヶ池住宅跡地を小野薬品工業に売却をされた後、いよいよ開発行為が始まる。そして、その後、企業誘致に伴う事業拡張が行われる中で、騒音がどうなるのかということは非常に懸念されているところです。今、その地点においては騒音測定をされておられませんけれども、今、島本町では名神高速道路周辺を必ず2年に1回、騒音測定をされてますので、やはり騒音被害がどうなっているのかを検討しようと思うと、今の段階を測っておかなければ、うるさくなったのかどうか、比較することができません。その点について、こういった減額があるのであれば、地点を1ヵ所増やすとか、その地点で騒音測定をしておくということが必要ではないかというふうに、ちょっと思い至りましたので、答弁ができるようでしたら、お答え下さい。

ちょっと戻りますけど、歳入の部分で国民健康保険特別会計との関係ですが、今回、国民健康保険でシステム改修費、介護保険でもあがっておりますけれども、この一般会

計から国民健康保険……、国民健康保険として質問させていただきます。

一般会計繰入金、94万5千円補正されていますけども、ちょっと歳入で私、繰出が見つけられていないんですが、この繰入金については法定内のものと認識しておりますが、間違いはないでしょうか。そのこととあわせて、先ほど部長の説明では70歳以上の医療費の割合の変更があると、負担割合の変更ということをおっしゃっております。これは年度内の補正ではありますけれども、翌年度の70歳以上の方の1割負担が2割に増える、そのことのシステム改修を指しているのか、再度、説明を求めます。

もう1点は、介護保険事業特別会計のほうのシステム改修でありますけども、ちょっと説明では十分に認識しておりません。資料も要求しておらなかったんですが、細部にわたって、ちょっと説明をいただきたいと思います。何のための、どういうところが変わるためにシステム改修をするのかということですね、答弁を求めます。

民生部長 まず、1点目の（仮称）高浜学園の名称についてですけども、いつ正式に決まるのかというお尋ねでしたが、現時点では明確にお答えできる状況ではございません。

それから、この名称が「島本町」という名前がついておるということと、あと「高浜学園」ということで、保育所か幼稚園なのか、小学校なのか、わからないような表現ということで、これは前の12月議会でもご質問等がございましたが、「町立」という名前があれば、当然、島本町、公立の保育所になりますけども、町（立）がないということでございますので、民間であろうと。ただ、名前につきましては、これまでもいろいろご質問いただいておりますので、正式決定までには、法人のほうともいろいろ協議はさせていただきたいというふうに思っております。

それから、2点目の相談室の件ですね。教育委員会のほうに子ども支援課が移動いたしまして、その中に相談室は設けておりません。ただ、今、庁舎入っていただきまして、受付の方の後ろのほうに第1相談室と第2相談室がございまして、今現在では民生部のほうで生活保護の方、それから児童虐待に関すること、様々な業務を一括でやっておりますので、今のところ、民生部がその2部屋を管理はさせていただいています。ただ、4月1日以降は子ども支援課が教育委員会のほうに行きますので、当然様々な、個室でお話しさせていただかなければならないこともありますので、現時点では、今、子ども支援課が使っております第2相談室については、新しい子育て支援課のほうが使うような形で、第1相談室につきましては新しい福祉推進課のほうが使うという形では考えております。ただ、状況に応じて、それぞれ相談がどのような形で複数あるかわかりませんので、それはそれぞれの課が臨機応変に貸し借りをしながら対応させていただきたいというふうに考えております。

それから、「子ども・子育て計画」の現在の進捗状況ということでございますが、「子ども・子育て計画」につきましては、保護者の皆様を対象にアンケート調査という形で、もうすでに送付をさせていただきまして、回収をしております。その回収結果につつま

しては、今、鋭意作業をして取りまとめをしているところでございます、第2回目の子ども・子育て会議を3月中に開催したいという形で考えておりました、そこでニーズ調査の結果の報告等をさせていただくという形で考えております。それから新年度に入りましたら、精力的にそれらのニーズ調査を踏まえまして計画の素案を策定して、子ども・子育て会議の中で鋭意ご協議いただきたいというふうに考えております。

それから、国民健康保険の関係でございますが、これにつきましては法定内の予算でございます。

それから、システムの改修の内容でございますけれども、先ほど議員のほうもおっしゃってましたが、平成26年の4月2日以降に70歳になられる方につきましては2割負担という形になりますので、その対応という形で、システムを改修させていただきたいというふうに考えております。

それから、介護保険の補正に関わるシステム改修でございますが、この中身につきましては、介護報酬単価の改正と限度額の引き上げという2点についてのシステムを改修するものでございます。

以上でございます。

都市環境部長 それでは、議案書1の27ページの騒音測定業務70万3千円の減額についてでございます。

この減額につきましては、入札により金額が確定したため減額をさせていただいたところでございますけれども、本業務の目的といたしましては、本町における環境基準の地域類型ごとの平均的な騒音の状況を把握するためということで、現在、11地点で測定をさせていただいておるところでございます。2年に1回という中での測定をさせていただいておるところでございますが、昼間の測定については概ね環境基準については守られているということと、夜間については一部、自動車の騒音等があるということで基準をオーバーしている地点もございますけれども、概ね、島本町域内の騒音については一定、基準内であるということでございますので、改めてということは、現在は考えてございません。

以上でございます。

子ども支援課長 虐待の対応、家庭児童相談と福祉事務所の関係についてでございます。

まず、法律上、どのような関係にあるかということでございますが、「児童福祉法」の第25条におきましては、虐待にかかる要保護児童を発見した者は、これを「市町村、都道府県の設置する福祉事務所に通報」しなければならない。同じように「児童虐待防止法」につきましても同様な記述がありまして、「市町村長」というような表記ではなく「市町村」でございます。従いまして、今回、役場内の機構改革に伴いまして、「市町村」の中にございます教育委員会において、家庭児童相談業務を担うということになりますので、それでまた「町」にあります福祉事務所ではなく、法律上の根拠としては「都

道府県の設置する福祉事務所」というのが通告の先になっておるということで、法律上は十分にクリアしているのではないかと思います。

それとまた物理的に、今後の事業を実施するにあたっての福祉事務所、民生部と教育委員会、家庭児童相談との関係につきましては、従前から、家庭児童相談が民生の中にあるときであっても、他に子どもを持つ柱である教育委員会との十分な連携のもと、今後も引き続き、相談業務が民生から教育委員会に移ったといたしましても、今までも要保護児童対策地域協議会ということで、民生部の中にあります障害であるとか、ひとり親の助成であるとか、自立支援ということで連携はしておりますし、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」をやる中で、保健師が訪問するのとあわせて、重篤な事案については家庭相談員が適宜対応するということの横の連携をやっておりますので、今後も引き続き、その体制については継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 後のほうの答弁のほうがちよっと記憶が残りますので、第2問の質問をさせていただきますけれども、今、課長のおっしゃった「都道府県」の福祉事務所というのが私、全然わからないんですが。福祉事務所というものは市町村立、あるいは豊能や能勢などで言うと府民センターの中にある福祉事務所だと思いますので、法律に沿ってお答えになっているので間違いはないと思いますが、福祉事務所というのは、あくまで市町村立のものと思ってましたので、間違いがなければ結構です。で、問題がないんだということであればいいんですが、「都道府県」の福祉事務所というのは何を指すのか、それだけ、お答え下さい。

先ほど、都市環境部長から答弁いただきましたが、私、かなり具体的話をさせていただきました。小野薬品工業に土地を売却した後に、企業活動が活発になる。そのことそのものは否定するわけではありませんが、都市計画審議会などで言う「公害の防止」などに町は様々な努めていただくということを、都市計画審議会委員の満場一致として意見を送っておりますので、それに重ねて言うと環境基準を超えていないということだけではなく、現状非悪化ということが求められますので、現状よりもうるさくなっていないかということを確認しようと思うと、現状の騒音の状況を掴んでおかなければ、住民の訴えがあったときに適切な対処はできないと、私はそう思っております。そういう意味で、こういった財政的に、財源的に可能性があるのであれば、当該地における騒音測定をしておくということが必要ではないかということをお願いしておりますので、もし何かおありでしたら、答弁をお願いします。

介護保険のシステム改修ですが、介護報酬の改定ということについて、すいません、再度、説明を求めておきます。

それから、あと一般会計繰入金特別会計のほうにあげられているんですが、補正予算で繰出ということが載っていないということをお願いしておりますので、特別、そ

れは問題がないんですかということ、お訊きしておきます。他会計繰出金にならないのかなど、ちょっと思ったんですが、間違っていたら、ご指摘下さい。一般会計上は国保に対する一般会計の、基金繰入はなかったと思いますね。ちょっと見られなかったの、その点の会計間の収入、歳出歳入について再度説明を求めます。

あと、資料要求をさせていただきました。地盤調査に関わって、地盤調査というよりか財産収入ですね。先ほど申し上げました鶴ヶ池住宅跡地について、売買契約が年度を越えたためということ、これが理由だったと思いますが、小野薬品工業株式会社のほうで地盤調査をしたいという申し出があって、2ヵ月余り、そういうことをされたということです。これはあくまで売買した後の企業活動に資するものということは十分認識してはおりますけれども、とは言え町有地の中で行われたことですので、この地盤調査の結果の内容については、何らか島本町として共有されるとか、そういったことはされたのか。参考までに、お尋ねいたします。

それから、すいません、先ほど質問いたしました、国民健康保険の繰出金、ちゃんと金額、一般会計であがってましたので、ちょっと私の見当違いをしておりましたので、質問としては取り下げをさせて下さい。

以上です。

都市環境部長 それでは、騒音測定業務のついでに再質問でございますが、現在、本業務につきましても、町域内における騒音の状況ということで把握をさせていただいているのが現状でございます。ただ、場所によっては住民の皆様からの苦情等もございます。その際には、その苦情ごとに対応させていただいているというのが現状でございます。今回、ご指摘のあった場所につきましても、今後、騒音等、苦情等ございましたら、また測定等はさせていただきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

民生部長 介護保険システムの改修でございますけれども、これは先ほど申し上げました介護報酬の改定に伴いましてシステムを改修するものでございます。

以上でございます……（河野議員・自席から「その意味は何ですか、と訊いたんです」と発言）……。介護報酬の改定の中身ですけども、これは消費税率が8%に引き上げられるために、それにあわせて改定されるということでございます。失礼しました。

子ども支援課長 先ほどの「都道府県の設置する福祉事務所」に関してでございます。

今、「児童福祉法」の第25条におきまして、先ほど申し上げましたとおり、「要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所」、またもう一つは児童相談所という、いわゆる大阪府で言う子ども家庭センターがございますけれども、この中の「都道府県の設置する福祉事務所」につきましては、本町にありましては町立として、町の福祉事務所を設けておりますけれども、そういう町村で福祉事務所を持たないところに関しまして、都道府県でそういう福祉事務所の機能を持つ部局というか、

そういう機能を持つところであるというふうに認識いたしております。

以上でございます。

総務部長 土地建物の貸付収入のところでのご質問でございますが、町営鶴ヶ池住宅跡地の正式契約前に、小野薬品工業さんが事前に地質調査——ボーリング調査でございますが——実施したいということで、当該地を貸し付けたわけでございますが、その地質調査の結果につきましては、本町では把握いたしておりません。

以上でございます。

平野議員 そうでしたら、一般会計補正予算について、お尋ねいたします。

1の7の繰越明許費についてです。これについては第5号議案参考資料ということで、繰越明許費に関する資料というのがついていきますので、それに沿ってお尋ねいたしますが、この「地域防災計画」の修正業務については、昨日も一般質問もしたことに関わっていますけれど、「大阪府地域防災計画との整合性を図る必要」があるということで、「府計画の修正が年度末になる見込みであり、本町計画の修正が年度内に完了しないため」ということですが、つまり、大阪府の計画の修正というのはどのようなもので、その内容のどこが町の修正業務と関わっているのか年度内に終わらない、繰越になるということなのかということと、それから、この計画策定にかかりましてのスケジュールについて、お聞かせ下さい。

それから、同じ繰越明許費ですけれども、尺代山腹復旧事業ですね。これは12月会議のほうで、補正予算であげられたものです。詳しく、「大阪府との協議のわかるもの」ということを資料請求させていただきまして、提供していただきました。よくわかりました。その中でね、やはり大阪府環状自然歩道であるということもあって、大阪府のほうで、台風18号の被害後すぐに駆けつけていただいているということなので、それなりに大阪府の責任はあるのだなということはわかりましたけれど、この交渉の経過を見ると、最終的には保安林区域というふうに指定すれば、今後は大阪府が、こういった被害があった場合には府の責任と負担でもって、こういう復旧工事をしていただけるということなのかどうかということ、再度確認させていただきたいというふうに思います。結局、今回は町負担でしなければならなかったわけなんですけれど、保安林というふうに指定されなくとも、大阪府環状自然歩道というところで何らかの責任はないのかということ、負担はないのかということ、改めてお尋ねします。

それから、補正予算1の8ですね。これは債務負担行為の補正の分で、先ほども島本町高浜学園——仮称ですけれど——について質問がありましたけれど、私のほうでも質問いたします。これについてですけれど、11月ぐらいの開設に向けて担当のほうも、また法人のほうも努力していただいているということです。早期の開設をほんとに期待したいと思いますが、その開設に向けて、今、いわゆる法的手続きですね、開発許可だとか建築確認とか、農地転用とか、そのあたりのことがどんなふうに進捗しているのかという

ことをお聞かせいただきたいということと、それから、ちょっと12月会議でも申しましたが、土地の所有権については、最終的には法人さんの所有になっているのかどうかの確認をさせて下さい。

それからもう1点は、1月の29日に民生教育消防常任委員会で、同法人博乃会のほうが運営されている日吉台保育園のほうを見学させていただきました。非常によい機会であったというふうに思っております。特に、12月会議でいろいろ議論になった建物の景観とか、大部屋での保育、それから理事長と園長の兼務ということについての懸念が少し払拭できたのではないかなというふうに思っております。ただ、もう1点、玄関での子どもの引き渡し、この件についてはね、やはり現場というか、保育園を見せていただきましたし、どのような形でそのことが行われているかというふうにお話もお聞きしましたけれども、やはり、この点については他の保育園と同様に、島本町の保育園でもそうですけれども、多くの保育園と同様に、直接、親御さんが保育室まで迎えに行くとか、送って迎えに行くという、やはりこのことが必要だというふうに思いますけど、この点について、民生部のほうで、法人のほうと再度お話するというご意向は持っておられませんでしょうか、ということをお尋ねします。

それから、1の18についてですけど、職員の提案制度がありまして、その報償費のほうの減額があがっております。毎年、こういった提案を職員さんがしていただいている、なかなか資料を提供してもらって、いい提案もされているなど思いながら資料を読ませていただいていたんですけど、この人11というところの資料の中に、1点ですけど、テーマ10というところにね、「来庁者を職員席に着座させないよう徹底する」という提案があります。これは「一部の部署で、職員以外の者が空いている職員の席に座って担当の職員と話をする光景が見られる」ということで、問題点としてはいろいろ、いかなるお客様であっても職員の席に座るのは社会常識的に見て不適切、また個人情報や部外者に知られると問題ある情報が漏れる恐れがある、他の住民がその様子を見たとき余計な疑念や不信感を抱かせることに繋がるということで、改善案として、職員以外の者については職員席に座らせないよう、服務綱紀を徹底するという提案がされてます。

このことにつきましてね、総評としては、結局、「来客等はカウンターや応接室等で接客するのが原則であるが、徹底されないのであれば周知が必要である」と、「来庁者への案内の方法について総務課として検討することとし、保留とする」というふうに書かれててね。結果的には、この提案は保留になっているのですか。これは採用されたというふうには考えられないのでしょうか。何かちょっと、採用区分としては保留になっているんですけど、こういうことこそ、きちんと採用してあげたらいいのではないかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。

それから、1の19に関わって、機構改革に伴ってのいろいろ備品購入だとか、電算機の設置工事、庁舎補修などがあがっております。教育こども部に保育・子育て支援の業

務を移管する。幼稚園、学童保育などと一本化した業務が行われるということですが、先ほども家庭児童相談員の業務のことをおっしゃったんですけれどね。結局、家庭児童相談員の相談室としては、第2でしたかね、の相談室で行うということでしたね。通常は、この家庭相談員さんは教育委員会の中のどこか、ご自分の机にいらっしゃる。例えば、そこの電話で電話相談を受けることもあるでしょうし、いろいろなまた他の業務もなさるということになる、ということでもいいですか。ちょっと確認を、いつもいつも相談室におられるわけではないと思いますし、電話を受けて電話相談をされることもあるでしょうし、そういうことになるのでしょうか、お訊きします。

それから、この保育所などの子育て支援、特に保育所の保護者への説明はしてくださいということが、たぶん12月会議でも意見があったと思いますけど、1月の30日に保護者への説明会を開かれたということですが、その内容というか、どういった内容で開かれたのか。保護者からの意見はどうだったのか、ということをお聞かせ下さい。

それから、1の25の「子ども・子育て支援事業計画策定業務」の減額補正ですね。これに関わって、お尋ねします。委託減額でしたので、委託先はどこになりますか、お尋ねいたします……（「当初予算と違う」と呼ぶ者あり）……。それから、ニーズ調査をされたということですが、ニーズ調査はどの範囲で、就学前、それから小学生、児童、どの範囲で、配付数は何枚で、回収率はどの程度だったのかということをお聞かせ下さい。

それから、子ども・子育て会議を開かれています。10月に第1回を開いたのみで、あと、全く開かれていないんですけれどね。高槻市では、もうすでに4回も開かれているし、他市の市町では9回も開かれているところもありますけども、島本町が1回しか開かないで、この新しい、新制度って非常に難しいんですね。なかなかわかりにくいのにね、たった1回でいいのか。せつかく子ども・子育て会議に来られている委員さんにとってもね、非常に何か不親切だなというふうに私は思っているんですけど。やっぱり、もっと丁寧に何度も開いて、この制度のことを熟知していただく。そのうえで検討していただく必要があるのではないかと思うんですけど、もっと頻繁に開いていただけなかったのかなというふうに、この年度については思っておりますけど、いかがですか。

それから、10月の第1回のときに傍聴者が10名でした。非常に関心の高い会議ですので、たくさん傍聴がある場合には対応できるようにね、もう少し傍聴定員を増やしていただけるようお願いしたいんですけど、いかがでしょうか。

それから、1の26にあります子宮頸がんワクチンの減額補正のことです。人6というところでの資料をいただいております。減額の理由につきましては、ここに書かれているとおりに思っています。積極的勧奨の中止というのが厚生労働省から行われまして、接種者数の見込みが減ったということですね。お尋ねしますが、この積極的接種勧奨の中止は6月に出たわけなんですけど、平成25年、2013年度の4月から現

在までの子宮頸がんワクチンの接種者数をお示し下さい。それから昨年度、それから今年度の、いわゆる副反応の報告、医師会のほうから行われている報告があるのかどうかということをお教え下さい。前の接種者数のところについては、年齢別にもお願いいたします。

よろしくお願ひいたします。

総務部長 「地域防災計画修正業務」の繰越のお尋ねでございますが、まず災害対策、これを行っていくためには国、都道府県、そして市町村、これが連携して行っていく必要があると考えております。国では「災害対策基本法」、そして都道府県では、大阪府で言えば「大阪府地域防災計画」、こういったものがございます。これらの法令と都道府県の計画、これらと本町の「地域防災計画」についても整合性を図っていく必要がございます。

今回、繰越させていただく理由は議員ご指摘のとおりでございますが、大枠と申しますか、府の「地域防災計画」の内容を十分に精査をしたうえで、その内容を本町の「地域防災計画」に反映をさせ、なおかつ、そこに本町独自の課題というものもございまして、そういったものを盛り込みながら「地域防災計画」を策定していきたいと考えております。

今後の予定でございますが、3月の末頃に大阪府の「地域防災計画」ができるというふうに関及しておりますので、それを受けまして、4月に本町の防災会議を開催していきたい。その内容を経てパブリックコメントを実施し、その後、その内容を第2回の防災会議に説明・報告をいたしまして、確定をしていく。現時点では、成果品として納品がされる見込みとしては8月中ぐらい、そういった時期を想定いたしております。

以上でございます。

都市環境部長 それでは、1の7ページの尺代山腹復旧事業の繰越についてでございます。

資料請求ということで、この資料のほう、提出させていただいたところでございますけれども、今回の尺代の山腹の復旧にあたりましては大阪府北部農と緑の総合事務所と協議をさせていただいた中で、この水無瀬川のハイキングコースについては大阪府の環状自然歩道ということで位置づけをしていただいておりますけれども、実際に崩れたところというのは山腹というところで、その地域については、現状は保安林とか府営林の位置指定がされていないということで、大阪府としても事業をすることは難しいということでのお話をいただいたところでございます。

そういうことで、今後、一定の事業をするということになりますと、保安林の指定等必要になるのかなということもありまして、地元ともお話をさせていただいている経過がございますが、保安林の指定にあたりましては、「森林法」に規定がございますけれども、島本町におきましては大阪府のほうで指定をいただいているということで、一定、保安林の指定につきましては大阪府と協議をするという状況になってございます。

あと、今回、保安林の指定を受けるということになりますと、大阪府でも一定の事業をしていただけるということで、お聞きをしているものでございます。

以上でございます。

民生部長 まず、高浜学園の今後の手続きのお話やったと思いますけども、すでに議長宛てにご報告はさせていただきましたが、法人のほうでは入札を執行されまして、建築業者が確定をしておるとというのが現状でございます。それから独立行政法人のほうの、福祉医療法人機構のほうに融資の申請を現在されておられるようでございまして、それと建築確認の申請という形で、今、進んでおります。それが下りましたら、工事請負契約を締結されまして、それから工事に着工される。工事完了いたしましたら、「建築基準法」における完了検査の申請ということで、これは大阪府の検査があると思うんですけども、それが終わりましたら建物の引き渡し、それから備品等を最終、園の中に配備しまして園を開園というのが、現在の予定では11月頃というのが目安となっております。

それから、土地の所有権につきましては、現在、法人のほうに移っております。

それと、保育所でのお子様の玄関での引き渡しの件でございます。これ、前の議会でも議員からご質問がございまして、私のほうからもご答弁させていただきました。その後、また法人の方ともお会いする機会がありましたので、そういう旨もお伝えしながら、法人のご意見もお訊きしたんですけども、委員会のほうでも日吉台保育園を見に行ってくださいましたときにも、よくわかっていただいたと思うんですけども、不特定多数の方が自由に出入りできなくするための不審者対策ということで、日吉台保育園でもかなり、ビデオカメラ等で玄関、あるいは周辺のセキュリティーという部分で対策を取っておられます。それと園の独自として、児童の自立心の養成という部分で、現在、開園されている保育園ではそういう方針のもとに、あと感染症等の蔓延の防止とか、そういう部分で、玄関でのお子様の受け渡しをしていると。ただ、前もご答弁申し上げましたが、保護者の方とそれ以外のお話をする機会を一切設けないというわけではなくて、状況に応じては、ちゃんと保護者の方と時間を取ってお話をするという形で、既存の保育園でも対応されておられるようでございますし、新しい保育園でもそのような形で対応するというふうに聞いております。

それから、家庭児童相談員の関係でございますが、ちょっと、先ほど私のご答弁のやり方が悪かったかもわかりませんが、基本的には自席でいろんな業務をしております。ただ、いろんな対応をしなければならぬ場合がございますので、そういう場合につきましては、個室という形で、今、第2相談室のほうで住民の方と対応するという形でやっております。

それから、機構改革に伴います保護者の皆様の説明会ということで実施をいたしました。1月の30日に行いまして、ご参加いただいた方につきましては10名でございます。これにつきましては、町立の2園の保護者の皆様を対象に実施をさせていただきました。

主な意見でございますけども、子ども・子育て会議の保護者は保育所保護者でなく、他の委員も保育関係が入っていないというご意見であったりとか、会議の議事録のホームページが公開されていない。あるいは今回の機構改革に伴いまして、子ども支援課がそのまま移るのですか、というご質問であったり、直接的には関係ないんですけども、新しい保育園ができれば待機児童が解消されるのですか。あとは、耐震診断が保育所でも進むようになるのですか。それらのご意見をいただいております。

それから、「子ども・子育て計画」についてでございますが、委託業者につきましては株式会社ジャパン・インターナショナル総合研究所という業者でございます。

アンケートでございますが、就学前の児童につきましては1,496の方に配付をいたしまして、回収が692でございます。小学生の方につきましては1,292配付いたしまして、565、回収しております。全体では2,788送付いたしまして、1,257返っております。回収率につきましては、45.1%でございます。

それから、子ども・子育て会議についてのお尋ねやっと思うんですけども、他の自治体では開催回数多くて、いろいろやっておられるというご意見でございました。本町におきましては、先ほども他の議員のご質問でご答弁させていただきましたが、現在1回のみで開催でございます。ただ、1回目のときに子ども・子育て会議、新しい制度でございますので、資料を配付させていただきまして、委員の皆様概要について丁寧な説明をさせていただいたところでございます。2回目につきましては、先ほど申しましたアンケート結果、集計の取りまとめ等につきまして、本年の3月に2回目を開催して、その状況をご報告させていただく予定でございます。

それから、傍聴の件でございますが、傍聴につきましては10名という形で規定をしております。ただ、前回も10人いらっしゃって、ちょっと増えた場合でしたら、会の中で諮っていただいて、会議室に余裕があれば入っていただくことは可能ではないかと思っておりますが、あくまでも会のほうで諮っていただいて対応できるものではないかというふうに認識はしております。

それから、ワクチンの関係でございますが、子宮頸がんのワクチンでございますが、平成25年度4月から12月まででございますけども、接種されている方は実人数で申し上げますと44人、延べでは84人でございます。年齢別ということでございましたが、13歳の方が11人、14歳の方が41人、15歳の方が13人、16歳の方が19人、これは延べ人数で84人でございます。実人数で申し上げますと、13歳が6人、14歳が19人、15歳が8人、16歳が11人、実人数で申し上げますと44人でございます。

それから、本ワクチンに関連しましての副反応というお話でございましたが、本町では、そのような報告はいただいております。

以上でございます。

総合政策部長 職員提案制度についてのご質問でございます。テーマの10点目といたしま

して、「来庁者を職員席に着座させないように徹底する」という、こういう提案をいただいております。これについての審査の結果につきましては、保留というふうになっております。

なお、この提案の趣旨については十分認識をしておるわけですが、現在、来庁者への案内の方法などについて検討を行っているところでございます。基本的には、応接のテーブルにかけていただいて、そして対応すべきものであるというふうに考えておりますが、少し徹底できていないといえますか、そういった場面も見受けられるということで、これについては今後徹底できるように、そのあり方、手法については検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

平井議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後 2 時 11 分～午後 2 時 25 分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

平野議員 それでは、2 回目の質問をさせていただきます。

1 の 7 の繰越明許に関わって、「地域防災計画修正業務」についてですけれど、スケジュールについてお示しいただきました。それで、パブコメをされるということですが、もちろん、ぜひ、こういう機会をしていただけるといのはありがたいんですけどね。この「地域防災計画」って非常にボリュームのあると言うんですか、多岐にわたって書かれているものなので、なかなか、例えばそれがホームページで画面で見たりとか、冊子になったものを見るということもさることながら、十分な、職員さんがやはり説明をしていただかないと、やっぱりわかりにくいところがたくさんあるんですね。そういう意味では、説明会の実施とか出前講座とかも含めてですけれど、この計画案の提示、役場のところに、情報コーナーの一つだけ置くじゃなくって、施設のあらゆるところに、まず置いていただかないといけないということと、パブコメの際には説明会を開いて欲しいというのが私の質疑であり要望なんですけど、いかがでしょうか。

それと、修正案には当然、昨日も申し上げました原子力災害対策という、若狭湾の原子力発電所での事故を想定しての内容が、対策が入るといふふうに私は認識しているんですけど、そうですか、ということをお訊きいたします。

それから、尺代の山腹復旧工事についてですけれど、町外のお知り合いの方で、やはり大阪府の環状自然歩道ですね、を通られています。あれは通れるようになっているのですか。何か通れなくしておられる、標示が出てるのですか。ちょっとそれ、何かわからなかったようで通られたそうですけれど、通って、その状況を見て、これはかなりひどいんですけど、大阪府はちゃんと補修してくれるんでしょうね、みたいな形で問い合わせがありましたのでね。やはり環状自然歩道を通っている方々にとっては、大阪府の責任で、こういうことは整備していただける、復旧していただけるというふうに認識を

持っておられるようですので、やっぱり大阪府の環状自然歩道としての位置づけをきちっとしていただいて、保安林でなくとも、大阪府も責任持っていただきたいというのが私の見解なんですけど、その点はどうなんでしょうか。町内にも、そういった自然歩道は他にもありますのでね。大沢まで行く歩道もありますので、それは今後、そういったことがあれば要求はできないのでしょうか。

それから、高浜学園に関してですけれど、事業は11月の開設までに、いろいろな法的な手続きがあるということは理解いたしておりますし、今、建築確認を取っている状況ですかね。今の事務が進められている状況かと思うんですけれど、当然、工事契約がされた後には、地元への工事説明会というのがされるかと思えますけど、それはいつ頃、予定をされているのか。具体的にわかれば結構ですので、お示しいただきたいというふうに思っております。

それから、できるだけ現行の保育園の過密が解消されるためにも、高浜学園のほうに転園希望を出していただくという必要があるかと思うんですけれどね。新年度の保育所入所申し込みの際に、聞き取りをなさっておりますね。博乃会の新しい認可保育所に転園希望するかどうかということをしていると思えますけど、その状況をお聞かせいただきたいと思えます。どのぐらいの方が転園希望をされているのか、ということをお聞かせ下さい。

それから、玄関での子どもの引き渡しの件ですけれど、保育園側というか法人側がおっしゃっている、いわゆる不審者対策とかセキュリティの問題とか、自立心の養成とか、それから感染症対策とか、そのことは理解できます。だけれども、それ以上に、玄関での子どもの引き渡しではなくて、直接保育室での引き渡し、親御さんと保育士が直接お話ができるということ。それから、親御さんが子どもの状況なり、自分の子どもと他の子どもさんの状況がわかるということか、そういうことが必要だと思いますし、特に入園時、入園し立てとか休み明けなどには非常に子どもさんは、乳幼児は不安定になりますけれど、そういうふうに親御さんとの分離というときにはね、機械的に引き離すということじゃなくって、やはり非常に配慮が要するというふうに思っております。物の受け渡しではありませんのでね、そういった分離不安ということに対して対応するためにも、玄関での子どもの引き渡しじゃなくて保育室での引き渡しというのが必要だというふうに思いますし、何度も申し上げますけど、保育所の役割は親支援であったり、親御さんのいろいろな家庭の問題とか生活の問題とか、そういうことをひっくるめて保育所というのは対応してますからね。やはり、そういうことをするというところについて、玄関での子どもの引き渡しは支障があるというふうに思っております。再度、しっかりと民生部として、やはり法人のほうに伝えていただきたいと思えますけど、いかがでしょうか。

子ども・子育て会議に関してですけれど、ニーズ調査の結果、45.1%の回収率だった

ということで、ちょっと前回の「子育て支援プラン」のほうの回収率よりは低い、1%ほど低いなというふうにも思っております。これはまた次回の子ども・子育て会議での議論をお聞きしてみたいというふうに思っております。傍聴に関しましては、多少は会議のほうで諮っていただくということで、せっかく来られた傍聴者の方にお帰りいただくとかね、そういうことのないようにしていただきたいというふうに強く要望しておきます。

それからね、1回しか開かれなかったということで、私、ちょっと不満を申ししておりますが、やっぱりニーズ調査の中間報告をすとか、国の子ども・子育て会議で順々に決まっていきましたね、いろんなことが。基本方針案が決まったりとか、何か順番に決まっていきましたので、まだ公定価格とかもはっきりしていませんけれど、そういうふうに国の動きも少しずつ報告しながら制度の周知をしていただくとか、いろいろな地域の声をしっかりと聞いていくというためには、もう、これからの子ども・子育て会議の開催回数は、やはり、ちょっと多めにさせていただかないといけないなと思っております。その点、新年度のことになりますかね。だから、あんまり訊きませんけれど、そういうことをしっかりとさせていただきたいということですけど、そういう意向を持っておられるかどうかということだけ、お聞かせいただきたいと思えます。

それから、子宮頸がんワクチンについてですけど、接種者数を教えていただきました。44人ということで、しかも割合低年齢層、中学・高校生ということで、何かワクチンの副反応ということで、いろいろな被害に苦しむ子どもさん達とか、中学生、高校生をやっぱり報道などで目にしますと、本当に何か痛ましいというか、私も、つらいなという思いを持っているわけなんですけれどね。

このワクチンそのものは、製薬会社のほうも認めているとおり、このワクチンで子宮頸がんを100%予防するものではないと、製薬会社も認めているわけなんです。これは一般的に子宮頸がんワクチンと呼ばれておりますけれども、ヒトパピローマウイルスという100種類以上のうちの1~4種類の、このヒトパピローマウイルス、HPVと言いますが、このHPV感染を予防する。ほんと、わずかな種類のウイルスを——100ぐらいある中でですよ——予防するものであって100%予防できるものではないと製薬会社が認めているものということから考えますとね、ほんとに予防に有効なのかということをお聞きしておりますし、検診という方法があるわけですから、やはり検診で対応していく。これだけの副反応というのがある以上、健康被害が出ている以上は、やはり検診で対応するということが正しいあり方ではないかなというふうに思っております。その点、ちょっと見解を問わせていただきます。国の判断を待つということではなくて、自治体としての判断を、やはりきちっとさせていただきたいと思えます。

もう一つは、その自治体としての判断というか、安全を優先した対応をしていただきたいというのは、一つは千葉県の野田市というのは、国が積極的な勧奨の再開の是非を改

めて判断するまで、また専門家による評価を行うまで、一時的に接種の見合わせをするという措置をしておられます。そういった対応を私は島本町としても望みたいと思っておりますけど、いかがですか。また鎌倉市とか茅ヶ崎市など、全国で6市については、こういう医師会からの副反応報告が出ないまでも、調査をしているんですよ。全接種者に調査をしています。そういったことも、きっちりとやっていただく必要があるかというふうに思っております。医師会の報告、副反応がない形で影響というか、あったということは新聞でも報道されていますのでね。ぜひとも市町村としてできることを最大限やっていただくというのが、予防接種行政を執行するというんですか、行政としては責任があるというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

職員提案のことですけど、せっかく出された提案については保留というのは、ちょっと職員さんに対して、せっかく提案されて、このことはやはり改善していかなきゃいけないというふうにわかっているにも関わらず保留というふうな採用区分にされたというのは、何とも、ちょっと納得、ご本人の納得はどうかわかりませんが、私としては、これは採用にすべきではないかなと思っております。私も何度もこういう場面というのは見ておって、非常に不愉快やなと思う反面、どうして、こんなことを町が許しているのかなって、いつも思っておりました。ですから、非常に思い切ったことを職員さん、勇気を持って言っていたんだではないかと思っておりますので、これはやはり採用区分としては「採用」としていただき、よく言って下さった、よく提案して下さったというふうに、職員さんに対しては誉めるというふうにしていただく必要があるのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

以上、よろしくをお願いします。

総務部長 「地域防災計画」に関わるお尋ねでございます。

まず、この「地域防災計画」、本町のものが、案ができましたら、パブリックコメントを実施したいと考えておまして、現時点では説明会を開催する予定はございません。ただし出前講座につきましては、地域のご要望に応じて、いつでも出向いておりますので、それについては対応してまいりたいと考えております。

それから、パブリックコメントを実施するにあたりまして、その資料を広く公共施設に置くということは、当然、考えておまして、不特定多数の方がお集まりになられるような施設には配置をしてまいりたいと考えております。

それから、若狭湾の原発に関わってでございますが、「地域防災計画」には滋賀県が出されたシミュレーションの内容で、本町に影響する部分については掲載したいと考えております。加えまして、昨日、ご答弁で申し上げました関西広域連合での広域避難の受け入れ、マッチングの関係、そういったことも含め、かつPPA、本町が最短の原発から63キロの地域に位置する。しかしながら、福島原発の事故で、遠方でも高濃度の汚染が観測されているというような事実で、そういった際の本町が取れる対応。今、具体

に何ができるのかと言われると、今、ここで具体的に答えできませんが、屋内退避であるとか、そういったようなことも記載をしていきたいと考えております。

以上でございます。

都市環境部長 それでは、尺代山腹復旧事業の繰越の件について、大阪府環状自然歩道ということでのお尋ねでございますが、今回の落石にあたりましては、町におきましても通行止めの看板ということで、当時、看板は設置をさせていただきました。また落石場所につきましても、大阪府におかれましてはテープ等を張られまして、危険周知、通行止めということでの周知をさせていただいた経過がございます。それ以後、やっぱりハイキングということで通られている方もおるといのは聞き及んでございます。

それと、先ほどちょっと説明不足でもありましたけども、現在は、環状自然歩道としては落石の危険があるため通行止めということで、大阪府のほうでは処置をされてございます。現状としましては迂回路ということで、迂回路を設けられて、ハイキングということで位置づけをされているとお聞きをしております。

それと、環状自然歩道の維持管理についてでございますけども、この落石のあった場所につきましても私有地ということもございます。その中で、大阪府が個々に所有者の方々とご相談をされて、一定了解のもと、環状自然歩道ということで位置づけることについてはお話しされて、当時、自然歩道として位置づけをされたというふうにお聞きをしております。日常の管理ということでも軽微な部分、草刈りとか、やはり場合によっては多少の歩道の維持管理ということで、軽微な部分については大阪府のほうも一定の維持管理ということでお考えはございますけども、今回のように隣接する山腹が崩れてくるということになりますと、これは保安林等々の指定をしないと、なかなか今後整備をする、対応することについても非常に難しいということで、お話をいただいております。

以上でございます。

民生部長 それでは民生部に関わる分、順次、ご答弁申し上げます。

まず、高浜学園の工事契約後の説明会はいつかというお尋ねでございましたが、現時点では明確に日程等をお示しすることができません。

それから、聞き取りの関係でございます。既存の保育所に在園している保護者への意向調査をしました。489人のうち、高浜学園の転園を希望される方は44人ございました。

それから、子ども・子育て会議の関係でございます。先ほどもご答弁申し上げましたが、本町では現在、1回しか開催をしておりませんが、1回目に、新しい制度でございまして、細かい資料をお渡しして、担当課長のほうから丁寧なご説明をさせていただきました。議員も先ほどおっしゃっていただきましたように、まだ国のほうでも詳細が決定していない部分がございますので、今回のニーズ調査の報告のときには、現在、

それ以降、内容等が決まっておることにつきましては丁寧にご説明をするとともに、新年度に入りましたら、素案等を具体的に検討していただきますので、そのつど、情報提供しながら慎重審議をいただきたいというふうに考えております。

それから、子宮頸がんワクチンの関連でございます。他市の事例も説明いただきながら、いろいろご質問いただいたんですけども、私も、今週やったと思うんですけども、国の動向が積極勸奨を再開するような方向で検討を進めておられるようなことが、かなり長時間にわたり報道されているのを見ておりました。議員がおっしゃっているように、現在、苦しんでおられる方も映像等で映っておりまして、私自身も心痛むような思いがしました。仮に、積極勸奨という形で再度なりまして、本町といたしましては、関係医師会とも十分調整をしながら慎重に対応を進めてまいりたいというふうには、所管部としては考えております。

以上でございます。

総合政策部長 職員提案制度についてでございます。

これにつきましては、先ほどもご答弁申し上げましたが、採用区分といたしましては保留といたしております。なお、今後の対応状況といたしましては、案内の方法なども検討いたしまして、実施予定の保留という、そういう位置づけでございます。

この点につきましては、来庁者が職員席に着座するというところでございますので、机上のいわゆる個人情報等が来庁者の目に触れてしまうという、そういった可能性もございます。こういったことから、余計な疑念を抱かせたり、組織として、やはりその辺は徹底する必要がございます。そういったことで、今後、来庁者が職員席に着座することがないように、全職員に対して注意喚起等の通知を行いたい、このように予定をいたしております。

以上でございます。

平野議員 もう、いろいろと前向きなご答弁もありましたし、それなりに対応していただけるということもありましたので、1点だけ、お尋ねしますがね。

博乃会のほうの新しい保育園に転園希望をされているのが、聞き取りの結果、489人中44名だったということなんですけれど、何か理由というか、あまり転園希望をされないという理由について、何か聞き取りの中でわかることがありますでしょうか。町立保育園とか山崎保育園とか、町内の保育所とは随分、少し保育内容なども違っていただきますので、その辺での抵抗とかがあるのかなという気もしないでもないんですけど、その辺が、把握していることがあれば、お示しいただきたいというふうに思っております。

それと、子宮頸がんワクチンについてですけど、先ほど茅ヶ崎市とか鎌倉市でのいわゆる調査、すべての接種者に対する調査を行っているということを申しましたけれど、ちょっと調査してはいかがですか、というふうな質問を先ほどしたんですけど、お答えがなかったと思います。私は、ぜひお願いしたいというふうに思うんですけども、い

かがでしょうか。そういったことを検討するという意思はおありでしょうか。最後にお尋ねいたします。

民生部長 まず、1点目の保育所の関係でございますけども、先ほどご答弁申し上げました数につきましては、希望のみをお聞きしたものであって、その他意見等の項目は訊いておりませんので、内容等については把握はしておりません。

それから、2点目の子宮頸がんの調査ということでございますが、現時点におきましては、先ほどもご答弁申し上げましたように本町で副反応があったという方はいらっしゃいませんので、現時点では調査をする予定はございません。それから、先ほども申し上げましたが、このワクチン、積極勧奨が再開された場合には慎重に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

村上議員 1点だけ、お尋ねします。1の26の補助金のところで、合併処理浄化槽設置整備事業補助ということで179万円ほど減額になっているんですけども、これの中身といいますか、何件分の減額になっておるのか。その辺、お尋ねしたいと思います。

都市環境部長 それでは、1の26の合併処理浄化槽設置整備事業の179万円の減額についてでございます。

当初予算におきましては、7基の設置ということで見込んでおりましたが、実績としまして3基ということでございますので、その4基分について減額補正をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

村上議員 1基当たりになると、割り算したら出るんですけども。いわゆる汲み取りのご家庭が浄化槽をつけられるというケースだと思うんですけども、ぜひ、1件でも多く合併槽に転換されるような方法といいますか、促進的な形でのそういった考え方、お持ちではありませんでしょうか。

都市環境部長 この合併処理浄化槽の整備事業補助でございますけども、本事業につきましては生活排水の未処理世帯を減らすということで、一つは公共下水道で整備をしているエリアもでございます。その中で、当面、下水の供用が見込まれない地域で、生活排水の処理を行うにあたりまして合併処理浄化槽を設置するということでありましたら、その費用の一部を補助しているというところでございます。

当初予算におきましても、合併処理浄化槽につきましては5人槽とか、何人槽ということで、一定見込みをさせていただいております。5人槽として2件、それから6人～7人槽ということで4件、それから8人～10人槽ということで1件ということで、計7基ということで、当初予算では見込ませていただいたところでございます。実績としましては、5人槽が2基、6人～7人槽が1基ということで、計3基という実績になってございます。

以上でございます。

村上議員 ぜひ、1件でも2件でも、そういった形で浄化槽、汲み取りやなしに下水道をつけるにあたって、無理なところについては浄化槽に転化というか、替えていっていただくような形を取れば、将来的に考えると町負担といたしますか、そういったことも減ってくるのではないかなと思ってますので、ぜひ、1件でも2件でも増やしていただく努力をお願いしまして、終わります。

平井議長 他に質疑ありませんか。

岡田議員 数点、お訊きいたしたいと思います。

まず、繰越明許費の中で尺代の山腹復旧事業なんですが、これはすでにもう25年の12月議会の補正で可決されているんですが、今回、この崩落したところの石などが水無瀬川へ落下して、当該地など、いろんなどころへ影響を与えるということで、民地ではあるが町での補修を検討するという事なんで、今現在、工事だと思えるんですけども、こういう状況の場合というのは、民地であっても、今後、島本町で補修工事をするという考え方でいいんですかね。これは当初、3月末の予定でしたが、延びるということで繰越になっておりますが、いつぐらいまでに工事を完了するという事なんでしょうかね。例えば雨期に入りますのでね、また雨水によってそのような、水無瀬川へ流れるような状況になれば大変だと思いますので、いつ工事が完了するのか、その点、教えてくださいいただけますか。

それと、国からの社会資本整備総合交付金という予算をいただいております、桜井の跨線橋の補修工事なんですが、先ほどの説明で、減額になった一つの要素として、修理箇所が軽度であったというようなご説明がございましたが、どこの箇所が、どのような状態で軽度になっていたんでしょうか。それも、お答えいただきたいと思います。

それと、他の会派の方が資料請求されました中に、島本町の借地の、ちょっと、この計算式を説明していただけますでしょうか。25年の4月1日から、ずっと25年度1年間をかけて各土地を貸されているんですね。それで、トッパンフォームズに貸されたのが25年4月1日から6月30日までと、7月1日から9月30日までですね。同じ土地、面積が一緒で、同じ3ヵ月なんですが、金額がちょっと違うんですが、計算方式を教えてくださいいただけますか。それと、水無瀬土木さんと辻本工務店にもお貸ししているんですね。これも面積一緒なんですが、同じ2ヵ月だと思うんですけどね、ちょっと金額が違うので、この辺も説明をお願いしたいと思います。

それと、土地を2ヵ所、売買されているんですね。桜井にされてると、高浜にされてる土地があるんですけども、契約金額の合計を合わせまして、これは貯蓄に回されているんですが、666万3千円かと思うんですけど、ちょっと千円、500円の裾、端は切っちゃって計上されて、ここ、千円がちょっと足りないと思うんですけども、この辺、ちょっと計算があわないんですが、この辺、説明をお願いできますでしょうか。公共施設

整備積立基金の積立というところが666万2千円になっているんですが、合計はほんとは666万3千円になるかと思うんですけどね。だからこれ、500円を切り捨ててはるのかなと思うんだけど、この千円はどこに行ったんでしょうかね。ちょっと、説明をお願いできますか。

総務部長 資料の町有地の貸付のお尋ねでございますが、貸付につきましては、町で一定基準を持っておりまして、貸付日数でお貸しをいたしておりますので、同じ2ヵ月であっても、その月の日数が30日であるとか31日である、そういうことで若干の違いが発生しているものでございます。

以上でございます。

都市環境部長 それでは1の7の、まず尺代山腹復旧事業についてのお尋ねでございます。

本事業の実施にあたりましては、崩落場所が私有地であったということもございまして、一定、大阪府とも協議をさせていただく中で、大阪府として実施が可能なのかどうか、関係機関との協議もさせていただく中で、なかなか難しいというご回答をいただいた経過がございます。その中で、今回、町として実施させていただきましたのは、斜面の下は水無瀬川があるということと、このまま崩壊を放置しておきますと、水無瀬川へ竹とか石などが流れまして、下流への影響も二次災害的に考えられるということで、今回の事業実施にあたりましては、島本町として実施させていただくという判断をさせていただきました。

ただ、私有地だからという部分で、すべて今後も町が対応するのかということにつきましては、今回のケースも一つ、今後の対応ということについては十分検討させていただく中で、一つは、その山腹を保安林という位置づけの中で指定を受けることによりまして、今後、大阪府等でも事業がしていただけるという見通しもございますことから、今後の対策も踏まえまして、実施すべきか・しないかについては慎重に、やっぱり判断が要るのかなというふうに考えておりますし、今回の実施にあたりまして、今後の想定されることにつきましても、一定の方向性を見出す中で対応させていただいておるというものでございます。

また、実施時期につきましては、議員ご指摘のとおり、また雨期を迎えるわけでございますので、雨期までにはということで、一定、5月末までには工事は完成したいなというふうに考えておるところでございます。

それと、桜井跨線橋の損傷の「軽度」ということの内容につきましては、都市整備課長のほうから、ご答弁させていただきます。

都市整備課長 桜井跨線橋の件でございますけど、桜井跨線橋につきましては「長寿命化修繕計画」を立てる際ですけど、平成22・23年度、2ヵ年にかけて外観の目視点検というのをやっております。外観の目視点検によりますと、部分的に傷んでいるところとかありましたので、あらかじめ、そこらを勘案して、大体補修の内容とかいうので当

初予算のほう考えておったんですけど、実際、今回、実施設計にかかる際に、橋りょうの主桁、橋脚、床版につきましてコアボーリングしまして、現地のコンクリートを採取しまして、圧縮試験、中性化試験、塩分の含有量の試験をした結果、思ったより良好であったということで、対策の工事費が安価になったことによるものでございます。

以上です。

総合政策部長 土地の売却収入の件でございます。金額で申し上げますと、666万3千円と積立が666万2千円ということで、千円合わない、ということでございますが、これは端数処理ということもございますが、1件、桜井の地区につきましては623万4,500円でございます。高浜一丁目のほうが42万8,500円ということで、これは個々に見ますと、歳入の場合は切り捨てで見ますので、それでいきますと666万2千円となりますが、合計しますと666万3千円というふうなことで、歳入を切り捨てている関係で、基金との差が千円発生をしておるということでございます。

以上でございます。

岡田議員 すいません。ちょっと、今の説明わからないんですけどね。歳入を削ってるからということは、どこをどういうふう削られたんですか。

総合政策部長 歳入歳出の計上の仕方でございますが、基本的には歳出は切り上げ、歳入は切り捨てというふうな形になっております。今回は2件の売却収入がございましたので、個々にそれぞれ切り捨てて2件を合計した場合の数値と、合計しますと666万3千円になるんですが、個々に切り捨てて、その2件を合計して歳入に計上しておりますので、その差が千円発生をしておるという状況でございます。本来、合計してあげますと数値として合うんですが、個々に623万4,500円の500円を切り捨てて計上したというふうなことでございますので、結果的には数字としては千円の差が生じておりますが、金額的には同等といいますか、同額になるものでございます。

以上でございます。

岡田議員 すいません。切り捨てというのはわかったんですけども、切り捨てた千円というのは、どこに入っているんですか。細かいこと訊いて申し分けないんですけども。

総合政策部長 今回の予算書では、2件あるうちの1件ずつ、千円単位で計上したということで、予算額には千円の差が生じておりますが、調定額そのものには666万3千円というふうな形で歳入はしております。

以上でございます。

河野議員 3問目ですので、最後になりますので、よろしく申し上げます。

先ほど国民健康保険特別会計のシステム改修で、70歳から74歳の医療費の負担割合の変更ということをおっしゃいました。このことについては、特に条例改正が必要なしなのかなど。もともと2割にしようとして、もう法律上は2割だと、それを1割に今まで据え置いてきた。それを、今まで据え置くために国費を約2千億円投入してきたものを、

いよいよ本格実施をするということなんだと理解しますが、国民健康保険運営協議会及び何らかの形で関係者、そういったところには一定の説明というものは自治体としてはされているのでしょうか。答弁を求めます。

それから、介護保険特別会計の介護報酬の答弁、先ほど再質問させていただきました。介護報酬単価に関わる消費税3%の転嫁分の改定であると認識しておりますけれども、介護報酬が、これによって変更があるということは、第1号被保険者、第2号被保険者、保険料改定ということになるのかどうか。明確に答弁をお願いします。

以上です。

民生部長 まず、1点目の国保の条例改正はないのか、ということですが、これにつきましては条例の改正は必要がございません。

それから、2点目の介護の分でございますけれども、介護報酬の中身につきましては、詳細な金額がまだ決定しておらない状況でございますので、今回は、先ほど申しました消費税のアップ分に伴いますシステムの修正という形で対応させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

伊集院議員 たくさん質疑出てますので、1件だけ、その質疑の中で確認させてもらいます。

他の議員の中で1の27、騒音測定業務ですね。島本町としては大阪府の騒音規制の基準で、本町としてはされていると。それで一応柔軟性を持って、騒音苦情が多ければ、一定対応してもらっているという状況なんですけど、これはあくまでも取った数値を一般基準、大阪府が出している一般基準と比べて、対比させての騒音測定業務ですよ。先ほどの議員のご質問の中であれば、その工場なり元請け、事業者が出している元の音と、その工事後の音を対比させるような質問であったんですね。私自身は、この元の数値とあわせるんじゃないくて、環境においての一般騒音基準との対比だと解釈しているんですけど、そのところ、ちょっとはっきり言っていないと誤解を生じるので、確認させていただきます。

都市環境部長 1の27の騒音測定業務についてのお尋ねでございます。

議員ご指摘のとおり、本業務にあたりまして、測定結果と環境基準との比較、整合とどうか比較をさせていただく中で、一定、町域内の騒音について調査をさせていただいているという内容でございます。

以上でございます。

伊集院議員 わかりました。では、本町としては、府の規程でやっているということは、本町自身のこの測定における規則なり内規なりを作っていないのかどうか、確認させていただきます。

都市環境部長 環境基準につきましては、本町が届出等につきましても受理をして、一定

の業務を行っております。その中で特に基準につきましては、法令に基づく基準ということで、町として独自の基準というものは定めてございません。

以上でございます。

伊集院議員 それと、その騒音測定業務について、一定、こういったルールというのを明記されているものがあるのかどうか。ないとなると、一定、皆さんの申し送りの基準でやられていると思うんですけど、それだと、その担当しかわからないという部分がありますので、その点、明確にされるのであれば、一定の内規なりを作られたらどうかと思いますが、その点、どうでしょうか。お伺い、最後にしておきます。

都市環境部長 「騒音規制法」における環境騒音の測定ということで、特に大阪府のほうで、こういうモニタリングの調査方法というものがまとめられておまして、本町におきましては、これに基づきまして測定等を行っておるというところでございます。

以上でございます。

外村議員 5点ほど、お訊きします。

一つ目は、1の16の町債のところで、道路橋りょう費と公共事業債があって、同じ桜井跨線橋長寿命化事業債で、そちらで3,150万減額して、公共事業債としてまた2,110万円を計上された。この変更されたことの意味というか、理由というんですか、それをお聞かせ下さい。何かメリットがあるからされたんだと思うんですけども。

2点目が1の24、母子福祉費ですね。これ、当初の補正前からだと半額以上の減額になっているわけですけども、この高等技能訓練促進事業費で205万5千円ですか。それと母子生活支援施設措置費ですか、これが450万。ニーズに合っていないから、これだけ差が使われないのか。もともと何か、そういう予定の人がいなくなったから使わなかったのか。ちょっとその理由を、減額の理由を、幅が大きいので、それを説明して下さい。

1の29、工事請負費、土木費の桜井跨線橋補修工事で1,500万円の減額。これは工事内容を見直したから減額できたということですけども、どこをどのように見直した結果、これだけの減額ができたのか。ちょっと説明いただかないと理解できないので、よろしくをお願いします。

それと1の30、保有資産公募売却等事業予定者選考委員会委員、これは、あそこの鶴ヶ池住宅の跡地のことだと思うんですけども、開かれなかったからなのか、今回、1者だったら開かれなかったからなのか。どういう意味で、この減額というのは、開かれたのか、対象土地はどこだったのか、教えて下さい。

それと1の32、教育費ですね。扶助費で要・準要保護児童就学援助費159万9千円の減額、そして次の中学校でも要・準要保護生徒就学援助費が68万。これは、当初予算は想定された人数が決まっていたと思うんですけども、これだけの減額があるということは援助しなくてもいい経済状況になられたからなのか。その辺の、何か引越されたからなのか。ちょっと、その減額の理由が当初の予算が大幅に見過ぎていたのか。その辺、

ちょっと減額の理由、わかったら教えて下さい。

以上です。

総合政策部長 まず、町債のうちの土木債でございますが、1点、道路橋りょう事業債ということで当初予算で3,150万円計上させていただきましたが、この起債の名称を変更するというのを、私、冒頭で少し説明申し上げましたが、今回、「道路橋りょう事業債」を「公共事業等債」というふうに変更して、道路橋りょうのほうを丸々減額をしまして、そして公共事業等債のほうに一本化をしたということで、その際にまた事業費が減額になりましたので、あわせて公共事業等債のほうに一本化をさせていただいたということでございます。

それと、当初は交付税措置がないということでございましたが、大阪府との協議の中で交付税措置ができるというふうなことでございましたので、その名称を公共事業等債のほうに一本化をし、そして事業の内容の事業費が減額になった部分もあわせて、今回、補正をさせていただいたというものでございます。

それともう1点、公募選考委員会の件でございますが、これは鶴ヶ池住宅の跡地ではなく、阪急水無瀬駅前のタクシーの跡地の売却、これを3回、公募選定委員会を開催する予定でございましたが、それが年度内にできなかったということで、今回、減額をお願いするものでございます。

以上でございます。

民生部長 2点目の高等技能訓練促進事業費と、母子生活支援施設措置費の減額の理由というお尋ねでございました。

まず、高等技能訓練促進事業、この中身なんですけども、これにつきましては母子家庭の母が看護師とか介護福祉士、保育士など、そういう経済的自立に効果的な資格を取得するために、その経済的負担を補給する制度でございます。当初は、課税対象の方がお二人と、非課税対象の方のお二人の、計4名分の当初予算計上しておりましたが、実績といたしまして、非課税世帯の方お一人は1年分、それからもう一つ、非課税世帯の方が半年分、6ヵ月分ですね。課税世帯の方については3ヵ月分、もうお一方、課税世帯の方がなかったの、結果的に金額的には大きくなってしまいましたが、当初は4名の方、予定しておりましたが、そういう利用状況があるということでございます。

それから、母子家庭支援施設措置費でございますが、これにつきましては2世帯、母子生活支援施設等の入所をするための費用でございますが、今年度は、その対象となる方がいっしょにいなかったの、3月分の措置費のみを残して減額をさせていただくという状況でございます。

以上です。

都市環境部長 1の29の桜井跨線橋の減額についてでございます。

先ほども岡田議員のほうで繰越の理由の中で、跨線橋の状態、軽度であったという部

分で、そういうことの中で今回、特に支承ということで橋を支えている部分とか、表面の被覆の部分なんですけども、そういう部分につきまして、当初より状態がよかったということもございまして、金額といたしましては1,500万円の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。

教育次長 それでは、教育費の要・準要保護児童就学援助についてでございます。

この制度につきましては、一定の世帯の収入に基づきまして算定をさせていただいておるんですが、援助の対象となる費用につきましては、学用品であったり校外学習活動の費用であったり、修学旅行、学校給食、それから医療費といった部分が対象になってまいります。従いまして、当初、人数的には小学校2年生から中学校3年生までは一定の見込みができるわけなんですけども、1年生は新たに入ってくる部分もございまして。それと医療費についてはなかなか見込めない部分もございまして、そういったところ辺で、過去の医療費にかかった状況等々勘案して当初予算には計上しておりましたが、結果的には医療費もそんなに伸びなかったということで、若干、人数的には見込みよりも減ったということが、今回、減額させていただく理由にもなっております。

以上でございます。

外村議員 ご答弁、ありがとうございます。

1点だけ、先ほど公共事業債ですね。公共事業債にすると交付税措置があつて、道路橋りょう事業債だつたらないという、そういうことでの理解でよろしいんでしょうか。それをもう一度、変えた理由ですね。

あと、先ほどの跨線橋の補修。これは当初見たよりも、工事を見直したというよりも、当初の見込みより軽かったということの説明だったんですけども、じゃ、これ、ちゃんとした設計してから見積金額出してたんじゃないんでしょうか。そんなにいい加減な見積もりをして予算を設定したという、この辺がちょっと理解できないんですけども。私は工法を変えたから安くなったと思ったんですけど、何か説明では、要するに見た目より軽かったということで、これだけ必要なかつたという説明だったものですから、ちょっと杜撰な設計やっているのかなと思うんで、その辺の説明、お願いします。

都市環境部長 桜井跨線橋についてでございます。当初予算の見積もりにつきましては、今回、平成23年度に計画を立てさせていただきました。そのときに概算事業費ということで、一定の事業費については見込んでございます。その事業費を当初予算では計上させていただいたところでございます。

なお、実際工事にあたりましては、本年度、補正予算を計上させていただく中で実施設計を行わせていただいた結果に基づきまして、当初予算と精査をさせていただいたところ1,500万円の減額になったというものでございますけども、先ほどもお話をさせていただきました。特に支承部分でございますが、当初はすべて取り替えということをお

えておたわけですけども、実際、実施設計等でもう1回現場を再度詳細に調査をさせていただいたところ、錆止めというか、そういうことで一定、錆止めを行うことで対応可能ということになりましたものですから、やっぱり金額としては非常に大きな金額になってございますが、トータル的に1,500万円の減額になったというものでございます。

以上でございます。

総合政策部長 町債についてでございますが、当初の段階では道路橋りょう事業債というように形で起債を予定をいたしておりました。この段階では、まだ交付税措置があるのかなのかというのが未確定な状況でございました。その後、公共事業等債というのがございまして、そこでは間違いなく交付税がつくというふうなことで大阪府との協議の中で決定いたしましたので、その道路橋りょう事業債のほうを公共事業等債のほうに一本化をして、そして事業費についても同時に減額をさせていただいたというものでございます。

以上でございます。

佐藤議員 先ほどからお訊きしております国民健康保険と介護保険ですね。これは、どちらもお聞きしておりますと、システム改修が必要なのは、国の制度の改悪というか改正というか、それによって起こってきたことということですので、このシステム改修に要する費用に対する国の交付税措置というか交付金、後でお金が下りてくるというふうなことはあるのかなのか、その点をお聞かせ下さい。

それと、一般補正の1の23ですね。障害者福祉費の中の扶助費で2,361万8千円の増。これは、当初の「障害者計画」ですね、町の。それとの整合ではどういうふうにかえたらよいのでしょうか。当初の見込みが低すぎたということなのか。ちょっと、ここを教えてください。

民生部長 国民健康保険システムと、それから介護保険システムの国庫補助の関係でございますが、まず国民健康保険の国庫補助につきましては、今回、予算には計上させていただいておりませんが、平成26年度の調整交付金で交付予定と聞いております。ただ、交付割合については未定ということでございます。介護につきましては、先ほど申しましたように国のほうから半額が入ってまいります。

それから、障害の関係の扶助費でございますが、「障害福祉計画」の中では、年度年度で一応の予定の見込みとしては立てておりますけども、ただ、利用される方が増加しておられましたり、あとは補装具なんかにつきましては、高額な用具の給付される方が増加しているような状況がございましたので、今回、すべてにおいての増額補正という形になっておるのが現状です。全体的に、人数も若干増えておることでございます。

それから、予算につきましては、前年度の決算見込みを勘案しながら次年度の予算を計画しておりますので、その当初の見込みよりも利用される方、それから補装具等の高額の部分が多くなって、今回、増額補正をお願いするという状況になってございます。

以上です。

佐藤議員 それは島本町として、ずっと見通していく中でどういうふうに位置づけられるのかという点では、どうなのでしょう。補装具が必要な人が、町民の年齢が上がっていくにつれ増えていくというふうな見込みとか、そういう町民の健康に対する見通し、あるいは途中で障がいになられる、そういうことも増えていくと思うので、そこらに対する見通しというのか、毎年単年度で、どうしても見込みが違うから増えたり減ったりするということは当然あるとは思いますが、町民の人の年齢が上がっていくのは必ず上がっていきますので、そこらの見通しという点ではどうなのでしょう。

民生部長 障害者の方の見通しということでございますが、当然、本町の計画の中で位置づけはさせていただいておりますが、それ以外に転入の方もいらっしゃいますし、新たに手帳を取得される方も最近増加をしている状況でございます。そういう部分で、見込みよりも若干増加してきております。ただ、件数等につきましては、毎年毎年増加傾向にございまして、それを見込んだ予算を計上しておるんですけども、その見込み以上にご利用になったり、あるいは高額な補装具が必要な方がおられたという部分での増額となっております。

以上です。

戸田議員 まず初めに、繰越明許についてお伺いします。尺代の山腹の復旧事業についてです。大変丁寧な、わかりやすい資料をご提供いただきましたので、大体、よくわかりました。しかしながら、そもそも「保安林」とは何かというのを、その定義を調べてみたところ、思うところがあるので質問いたします。

今回、保安林となることを検討されているわけですが、これは国の保安林となるということですか。府の指定により国の保安林となるのか、あるいは府の指定により府の保安林となるのか、そのあたりのところを確認したいと思います。そして、保安林となれば、今ある課題、例えば民地であるということで、個人では対応できない森林整備等が実際にどのように解決できるようになるのか。可能性でよいので、お示し下さい。

前にも指摘があったように、ここは府の環状自然歩道として指定されながら、今、それがまたいったん廃止されています。落石等の危険があるからです。これについては山吹溪谷等、美しい自然道であるということで、住民さんからも非常に関心が高いところです。今回、保安林となることによって、再び水無瀬溪谷のハイキングコースとして環状自然歩道に指定される道筋ができたと考えてよいのでしょうか。これが、大きく1点目です。

それから、その次は（仮称）島本町高浜学園施設整備補助事業についてです、債務負担行為。これはやはり、私も今、ふと思ったんですけど、「町」と付くと、町の施設と思われるので、他の議員が指摘されたように、名称については十分に考慮していただきたいと願うところです。

質問は、現在、開発許可が降りて、建築等の確認申請に移っていらっしゃるということなのですが、自動車等、つまり自転車も含めて駐車・駐輪場の確保について、「開発行為等の適正化及び環境保全等に関する指導要綱」にはきっちりと定められていますが、保管のためとされているわけですけれども、これは12月の本会議でも多くの議員が様々に指摘しています。その後、このことについてはどういう状況にあるか、ご説明下さい。

3点目、史跡桜井駅跡の高木剪定業務です。平成21年から5年間の計画で行われていたものが完了したものと認識しています。年額で数百万レベル、計上されていた年もありました。手元でもしおわかりになれば、この事業は総額で幾らになっていますか。なぜ、これを問うかと言うと、今になって住民さんの関心が非常に高まっています。なんであんなことになっているのですか、町は何を考えているのですか、木をバサバサ切ってしまうというような疑問の声、批判の声が寄せられています。なぜ必要だったのか、今後、どのように手入れ、見守っていくのか。これは説明しておく必要があるのではないかと思います、この点につき町の見解を問います。

それから、子宮頸がんワクチンについてです。1点に絞って質問いたしますと、資料人6でお示しいただきました平成25年6月の厚生労働省健康局長から府に出された勧告の中に、市町村長が行うべきとして明記されているものの中に、医療関係機関への対応というのがあります。先ほどのご答弁でも、医療関係機関等と相談して、今後、積極的勧奨という国の方針が定まっても本町としては慎重な態度を取る、というふうにご答弁いただき、このことは大変よかったなと思っておりますが、現状、医療機関等へはどのように町として対応されていますか。確認しておきたいと思えます。

次は、組織機構改革に関わる庁舎執務室の配置等に関する整備費用に関してです。これに関しては総額500万円近くの費用が計上されていますが、一つお願いしたいというか、要望というか、確認したいことがあります。都市創造部、教育こども部などは、課が四つに分かれている。この窓口カウンターはどのようにお考えでしょうか。特に教育委員会の机、今度新しくなる都市創造部と教育こども部ですが、これはカウンターは一つになるのですか。住民から遠く、隔たりがあるだけでなく、島に分かれていても、職員はわかられていても、住民サイドからはどこまでが何の課か、全くわからない。アプローチが住民さんから、それぞれの課に直接できるような、そういうレイアウトができないものかと思ひ、この件についてどのようにお考えか、お聞かせ下さい。

レイアウトについては、もう1点あります。先ほど、来庁者が職員の席に座っている。私もこういった状況を目にしたこともありますし、実際に、それはまずいのではないですかと言って、逆に住民さんから非常におしかりを受けた。激怒されて、私に対して、何を言っているのだと怒鳴られるというような経験もしたことがあるのです。しかし、個人情報の流出、課長席のパソコンの前に住民の方が座っておられるというような、そういう現状は改めていかなければならない。積極的なご答弁をいただいているのですが、

レイアウトという点でも、やはり、こういったことを避ける配慮が要ると思います。その点につき、何かお考えがあれば、お示し下さい。

教育次長 それでは、桜井駅跡の高木剪定の件について、ご答弁申し上げます。

まず、なぜ剪定が必要かということでございますが、議員ももうご承知のように、桜井駅跡というのはJRに接しております。まずJRの運行に支障を来すこともございます。そういった部分での伐採が必要であるということであつたり、西国街道、あるいは近隣にお住まいの方々、木が大きくなってまいりますと、当然、陰にもなりますし、落ち葉も増えるというような中で、切って欲しいという要望もいただいております。そういったことで定期的に伐採をしていくということで、一気にということではなくて、平成21年度から5年間かけて、順次進めてきたということでございます。

費用的には、総額では約1千万円、5年間かけて伐採をしております。伐採した木の数といたしましては、すべてで214本にわたっておりまして、木の種類もいろいろとございましたけれども、一定、平成25年度で終了したということですので、今後、ちょっとしばらくは、剪定は必要ないというふうに考えております。

それから、機構改革に伴います教育委員会の窓口のカウンターの件ですけれども、今、考えておりますのは、隣の会議室も執務室にしますので、壁が取り払われますので、今のカウンターを延長するようなイメージで考えております。今、どこの課でも各課の看板といいますか、島になっているところの上にかかっております。そういった形になるのかなと思っております。資料でお示ししてあります図では、四つ、きれいに分かれておりますけれども、今後、この配置についてはもう少し職員の意見も聞きながら、最終的なレイアウトというのは考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

都市環境部長 それでは、1の7の尺代山腹復旧事業の繰越の件についてでございます。

ご質問にありました「保安林」ということでございますが、保安林の指定にあたりましては、農林水産大臣が指定する場合もしくは都道府県知事が指定する場合、ということがございます。島本町におきましては、現在、大沢地区でも保安林の指定ということを受けてございます。大阪府知事の指定ということで保安林の指定が行われておりまして、大阪府知事が指定されますと、大阪府の治山事業ということで治山事業に着手をしていただけるということで、治山ダムとか、一定そういう防災面での対応が可能になる事業。それともう一つ、水源涵養等々の目的もあるということで、森林の整備等も一定の整備をしていただけるということもございます。

その中で、今回、保安林ということで指定を受けるべく事務を進めておるところでございますが、それと質問にもございました大阪府環状自然歩道との兼ね合いでございますけれども、現在は落石の危険があるということで、一定大阪府のほうは通行止めということでの処置を取られてございます。今後、保安林の指定を受けたといたしましても、

事業の実施にあたりましては、また非常に長い時間がかかるのではないかとということもございますので、この保安林の指定を受けたから、速やかにまた環状自然歩道として位置づけがされるかということについては、不確定な要素があるのではないかなと思います。今後、また一定の森林の整備等も進む中で、落石等の危険が排除できれば、またそういう環状自然歩道としての位置づけも、大阪府と、地元の所有者の方のご意見等もあるかと思えますけども、今後、そういうことも検討されるのではないかなというふうには考えてございます。

以上でございます。

民生部長 (仮称) 島本町高浜学園の駐車場・駐輪場がどのような状況か、というお尋ねやっただと思うんですけども、現時点におきまして、子ども支援課のほうに正式な図面等はいただいておりますので、ちょっと現状は把握はできておりません。

それから、子宮頸がんに関するお尋ねやっただと思います。資料請求がありました厚生労働省のほうから都道府県知事を通して本町に来てる部分なんですけども、すでに医療機関のほうには、その旨周知はさせていただいております、先ほど来ご質問いただいておりますが、本町では副反応という状況はないんですけども、万が一副反応があった場合、医療機関が直接、厚労省のほうにファックスで報告をするという形になっておるんですけども、万が一、そのようなことがあった場合には本町にも速やかにご連絡いただきたいという形で、町内の医療機関のほうにはお願いをしております。

以上でございます。

総務部長 来庁者が職員の席に着席している事例があるという部分のお尋ねでございますが、カウンターを置きまして、住民の窓口と、それと職員が業務を行うスペースを分離できれば、それに越したことはないというふうに思いますが、現在の庁舎の執務室の構造上、非常に難しい部屋もございます。その点については、十分、職員に徹底をしていくということで、そういう方向で行きたい、このように考えております。

以上でございます。

戸田議員 ご答弁いただきまして、特に疑義のある点だけ、続けてお尋ねしたいと思えます。

尺代の山腹復旧事業に関して、保安林とは府の指定であるということでした。よくわかりました。疑義があるというか、今回、このように府と協議されて交渉していただいたこと、大きな一歩だと感謝しているんですが、落石の危険があるから環状自然歩道としては閉鎖されている。これが保安林と指定されたからといって、オープンされるかどうかは不確定であるということは理解しました。

続けて問います。これがもし、府の保安林になった場合、森林の所有者に対しては、例えば林業を営む必要があるとか、そういった勧告があるような記述を見ましたが、これについてはどのように認識されていますか。また、実際にそのようなことがあるので

しょうか。税制上の特例等が、保安林になることによって所有者の方にあったりするのですか。この2点、特に2点目、もしおわかりになればでよろしいので、お答え下さい……（「議案と関係あるのか」と呼ぶ者あり）……。

その他は、レイアウトに関しては職員の意見を聞き、最終的にお決めになるということなので、住民がアプローチしやすい窓口整備、さらに個人情報の保護がしっかり守られるようなレイアウトをお願いしたいと思います。

尺代5号線整備事業、繰越明許について、1点だけ、お訊きしたいと思います。繰越の理由として、重機搬入による既存道路の亀裂や不等沈下があったので、その工事が必要であったこと。それからもう一つは、橋りょう下部工事に関連して土質調査をされ、そのことによって橋りょうの基礎構造の見直しが必要であったということでした。では、実際に行われる橋りょうの基礎工事の工法についてはどのように変更されたのでしょうか。行われる基礎工事を、簡単でよろしいので概要をご説明下さい。

以上です。

都市環境部長 それでは、まず尺代山腹復旧事業に関して保安林ということでの、保安林に指定された場合にですけれども、議員のご質問ありましたとおり、税の免除を受ける措置等はあるというふうにはお聞きしております。それとまた一定の行為については制限がかかるということで、最少の制限を受けるといこともお聞きはしてございます。詳細については、こういうパンフレットがございしますが、そういう中でも記載はされておるところでございます。

それと尺代5号線でございますけれども、今回、特に第5期工事ということで、橋の橋台の工事を、この平成24年度からの繰越事業ということで25年度当初からかかっておったわけでございます。その工事にあたりまして基礎構造の見直し、それから地盤改良工事が必要になったということで、非常に工期的に影響を受けて、今回、また26年度に繰越ということでの手続きをお願いする状況になってございます。

その基礎工事の見直しにあたってでございますけれども、当初は、岩盤の上にコンクリート構造物で基礎を設けるということで計画をしておったわけですが、その岩盤の位置が当初の見込みより非常に深い位置にあったという部分と、岩盤そのものが、当初はある程度水平の状態である程度で岩盤が位置しているであろうというふうに考えておったわけですが、そこに構造物を造るということで考えておったところが、非常に岩盤そのものの傾斜もあって、基礎の部分の構造について再度見直しが必要になったということで、その見直しにあたって時間を要したこと等が、非常に全体の工期に対して影響を与えたというところがございます。

見直した工法につきましては深礎工法ということで、円形の鋼材を組みながら、深く下げていくということで、そこにまたコンクリートを打って、それに橋台を乗せるということで、そこで一体的な構造にして荷重を受けるとい形で、基礎の工法につきましては

見直しを行わせていただいたところでございます。

以上でございます。

平井議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午後3時48分～午後4時05まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、第5号議案 平成25年度島本町一般会計補正予算(第7号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 ただいま反対討論ありませんでしたが、今回の一般会計補正予算の部分で、執行状況やその繰越部分について課題や内容について指摘をさせていただき、日本共産党町会議員団として賛成の討論をさせていただきます。

質問をさせていただいた中で、「第3表 債務負担行為補正」の中で、(仮称)島本町高浜学園に関わる補正、変更内容が示されております。金額そのものについては指摘する点はありませんが、この名称については前会、12月議会より使用されておられ、そのことをもとに私たち議員が住民に説明するにあたり、やはり町内では全く保育所として理解をされない。問い合わせが続く、ということが続いております。やはり、これから島本町の中で保育所として認識していただく、地域で親しまれる保育所であるということにするためには、島本町のほうでもそういったことに繋がるように、また、その点についての説明も含めて、十分な対応を求めておきます。

それから、種々質問させていただきました福祉保健課に関わる障害者福祉費の大幅増額補正ということですが、すでに計画の数値を超えているというような答弁もありましたし、その点については近々の見直しが必要になるというふうに思います。その点も必要だと思いますので、よろしく願いいたします。

その他の事業費の確定についての補正については、概ね必要なもの、マイナス減額については必要なものとは思いますが、先ほどの母子支援費、母子福祉費などによる執行状況については、やはり、こういった情勢であるので、十分にそれを使用していただける、そういうことについても求めておきます。

あと質問もいたしましたけれども、備品購入費や様々な施設の改修にあたる費用について、特に教育こども部への子ども支援課統合については、家庭児童相談室の相談業務

を遂行するための相談室がないということです。廊下を隔てた、一つ庁舎を隔てたところの相談室で相談業務が行われるということがありますが、児童虐待などを取り扱う担当部局の最前線の窓口になりますので、自席での電話での相談の受付ということでも、やはり従前の事務机での対応では困難を生じる可能性もあるというふうに思います。また、先ほど他の会派からの質問もありましたが、ただいまの教育委員会の窓口、カウンターのあり方では、初めて窓口を訪ねられる方には相当ストレスのかかる、必要な窓口の方に来ていただくにあたっては、今の窓口では到底不十分だと思いますので、初めての方でも、すぐに自分の訪ねたいところに行ける、あるいは職員さんが、住民の方が来られたときに、何のことで来られているのかということがすぐわかるような手立てを講じなければ、今までなじんでおられた方も、新たに初めて窓口に行かれる方も、いずれも混乱を生じるということになってはいけませんので、特に4月以降、児童虐待なども取り扱う、深刻な相談なども持ち込まれる可能性のある窓口が統合されるわけですから、そこにおいては今の補正予算の措置以上に、十分に現場の職員のヒアリングをされて対応をされますようにということを、これは私たちとしては一番、条例改正において賛成できなかった部分でありますので、注意を払っていただきたい。

このことは厳しく申し上げまして、賛成の討論といたします。

平井議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

村上議員 第5号議案 平成25年度島本町一般会計補正予算（第7号）について、自民無所属の会を代表し討論を行います。

歳入歳出総額は、93億4,238万3千円から7,440万1千円の減額で、補正後の歳入歳出総額は92億6,798万2千円です。

歳入における減額分は、主に国庫支出金の負担金3,515万1千円と、補助金2,617万1千円です。また町債では、桜井跨線橋長寿命化事業債で3,150万円、町道尺代5号線整備事業債1,020万円です。特に、国・府支出金の児童手当負担金は4,566万9千円と、大幅な減額になっています。

歳出においては、民生費の児童福祉費8,077万9千円の91.5%を占める扶助費7,391万2千円の内容は、主に児童手当の対象人数の大幅な減から5,440万円の減額になっています。土木の道路橋りょう費1,504万1千円は、桜井跨線橋補修工事と実施設計業務の減額であります。

総じて、事業の確定によるもの、また制度改正によるシステム改修などによる減額であることから、賛成の討論とします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

関 議員 第5号議案 平成25年度島本町一般会計補正予算（第7号）について、討論を行います。

平成 25 年度補正予算において、各事業が確定されたことから補正が行われたものですが、歳入歳出のいずれの内容についても指摘する問題は見当たらないと判断いたします。

なお、4 件の事業について繰越明許費が設定されていますが、それぞれの事業が今後の島本町にとって重要な課題であると認識しますし、災害時の防災対応等で必要なものであると、一定理解いたします。

これらの事業については、次年度において完了できるように努力していただくことを要望して、賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第 5 号議案 平成 25 年度一般会計補正予算（第 7 号）に、人びとの新しい歩みを代表いたしまして賛成の討論をさせていただきます。

概ね事業の確定、入札等による補正がされています。また町有地の売却収入につきましては丁寧な資料をお示しいただきまして、適切な処理と判断しております。さらに、公共施設整備積立基金に積み立てられることも適切であると判断しました。

組織機構の改革に伴い、庁舎の執務室の配置図をお示しいただいております。整備費用に関連して質問させていただきましたが、レイアウトについては、住民がアプローチしやすい窓口整備をしていただくとともに、職員の皆さんが落ち着いて執務できる環境を整えていただきたいと思います。

町道尺代 5 号線整備事業、あるいは（仮称）島本町高浜学園施設整備補助事業等、島本町は大きなプロジェクトを引き続き抱えておられます。これに関しましては、近隣住民の皆さんとの説明会等、それから意見等、しっかりと聞いていただいて、適切な事業を引き続きお願いしたいと思います。特に尺代 5 号線については大変事業が遅れていますが、それだけに苦勞されていること、よく認識していますので、事故のない、安全・安心の工事を引き続きお願いしたいと思います。

尺代の山腹復旧事業につきましては、これも土地の所有者である皆さんの意向を十分に聞いていただいて、保安林の指定となるよう進めていただきたいと思います。

以上をもちまして、賛成の討論とさせていただきます。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員 平成 25 年度島本町一般会計補正予算（第 7 号）に関しまして、公明党を代表して賛成の討論をさせていただきます。

7,440 万 1 千円の減額で、主な内容は事業確定等による減額でございます。町有地の売却収入や特別会計への繰出など。また、繰越明許費の中におきましては「地域防災計画」の修正業務、また桜井跨線橋の補修工事、尺代 5 号線、そして尺代山腹復旧事業など。また債務負担行為の補正におきましては、ネットワーク整備事業、そして高浜学園の整備事業などがあります。

最後になりますが、子宮頸がんの予防接種におきましては慎重にお願いしたいこと、

また尺代5号線は現在まで相当遅れておりますので、着実に予定どおりの完成をお願いしたいと思います。

最後でございますが、機構改革に伴って庁舎の配置に関しましては、職員の意見を十分聞いてあげていただきたい。このことを要望いたしまして、賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

外村議員 第5号議案 平成25年度島本町一般会計補正予算(第7号)について、賛成の討論をいたします。

今回、総額7,440万円の減額でございますが、中身は事業の確定や、補助金・国庫負担金の確定によるものでございますが、その中において財政調整基金及び公共施設整備基金に5,768万円を積み立てられたということは非常に良かったと思っております。ただ、事業の個々を見ましたら、ほんとに正しいニーズに基づいて予算が組まれていて使われてなかったのか、その辺の精査については先ほど質問のときでも申し上げましたけれども、翌年度、よく、その辺を検討していただきたいと思っております。

二つほど、お願いします。一つは、他の議員からも出てましたけれども、高浜学園の件ですね。やっぱり名前、これにつきましては、先ほど民生部長から町立の「立」がないからみたいなことをおっしゃいましたけれども、「島本町」となっている以上、やっぱり私もこれは非常に違和感を感じます。「高浜保育園」とするなり、これは名称について島本町がどこまで権限を行使できるのかわかりませんが、ぜひ、ご尽力いただきたいというのが1点と、入園の希望者が先ほど44人という、この44人というのはすべての希望者の方なのか、よくわかりませんが、いずれにしても過密化対策の一助として大きな金を使うわけでございますので、ぜひ開園までに過密になる方がやわらぐような努力をしていただきたい。

もう1点は、町の機構の見直しにつきまして、私自身もこの件について反対した大きな理由は、子ども支援課が教育委員のほうに行くということについては、なじまないということでしたんですけども、レイアウトを見ましても、当初からしょうがないわけですけども、子ども支援課と一番関係の深い福祉推進課が一番遠い対局の場所にあるということもございまして。非常に、今までなじまれていた方については違和感を感じられると思いますので、500万以上の金をかけていろいろ改造もされます中で、お願いはやはり案内板だとか、大きく変わっているわけですから、ぜひ、わかりやすい何か、もちろん先ほどもカウンターの話もございましたけれども、それに加えてわかりやすい案内板を考案するなり、もう一つは本来なら4月1日までに住民説明会をしていただきたいというふうにお願いをしておきます。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員 平成25年度島本町一般会計補正予算(第7号)について、自由民主党クラブを

代表し討論を行います。

第7号は、各事業の確定による減額が主となっていますが、歳入の主なもので大字桜井地内及び高浜一丁目地内の町有地売却による666万2千円が、歳入に対し公共施設整備基金に全額積み立てされます。

歳出においても、各事業の確定による減額が主となっていますが、4月1日より施行されます機構改革に伴う整備費用として、備品購入費や工事費等で518万8千円、第四小学校において1クラスが増えることによる備品費として64万6千円、民生費、障害者福祉費・扶助費の増等が計上されています。

繰越明許費の中から、本町の「地域防災計画修正業務」において、大阪府の「地域防災計画」修正が発表され次第、早期に着手され、これ以上の遅れがないように要望し、また災害復旧の尺代山腹復旧事業において、山の上の問題だけではなく、水無瀬川の下流においても災害など安全確保となるよう、この雨期に間に合わすよう努めていただき、今後、保安林となることに大阪府との連携を強化していただきますよう要望し、賛成いたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

田中議員 第5号議案 平成25年度島本町一般会計補正予算(第7号)について、賛成の討論をいたします。

今回の補正予算は、事業確定によるものが大半であります。また、他の案件についても概ね問題点が見当たりません。

よって、賛成の討論といたします。

平井議長 以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第5号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第5号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第6号議案 平成25年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第6号議案 2014年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算、日本共産党を代表して賛成の討論を行います。

今回、システム改修費に関わる一般会計からの繰入、歳出でありますけれども、法定内の繰入であるということは質疑に対する答弁で明らかになりました。しかしながら、

そのシステム改修の中身は、本来であれば十分に住民に説明され、議会においても説明される必要のあるものばかりです。この4月1日で70歳に到達される方から医療費の負担増、1割負担を2割に増やすということです。これは厚労省の試算でも、今後5年間で患者皆さんの負担は1,900億円に至り、そのことによる受診抑制は2,100億円だと、厚労省自らが試算しております。

そういうことでは、過去の法改悪の経過措置というか、2割負担を1割に抑えてきた。それを、国庫負担2,100億円を徐々に減らすということが行われるわけで、条例改正もありませんし、そういった意味では議論の場もなかったということです。しかしながら、4月1日からこういった負担増があるということにおいては、十分にテレビ報道などではすでに皆さん知るところではありますが、行政としても説明責任を負われるように。

本来、このことそのものについては、私たち会派は到底賛成できることではありませんが、最低限度の措置としてやむなく賛成するものです。

以上です。

平井議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、以上で討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第6号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第6号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第7号議案 平成25年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第7号議案 2014年度島本町介護保険事業特別会計補正予算に対しまして、賛成の討論を行います。

反対の討論ありませんが、システム改修そのものにはやむなしということで賛成いたします。部長の答弁により、介護報酬の改定についてはまだ明らかでないということで、島本町、自治体としては3%の消費税増税の転嫁分だけを、まずシステム改修をする。その後、また何らかの補正で介護報酬の改定を、またシステム改修の負担を余儀なくされ

るという点では、非常に自治体としては苦慮されているということでは理解をするところでは。

そういう点では賛成ですが、今後、そういったことについて、やはり町長を先頭として、介護保険料に跳ね返った後での措置については十分に求めまして、賛成の討論といたします。

平井議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、以上で討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第7号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第7号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

日程第7、第8号議案 平成25年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)及び第9号議案 平成25年度島本町水道事業会計補正予算(第4号)の2件を一括議題といたします。

なお、本案2件は、議事の都合上、一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思っておりますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、理事者の説明を求めます。

上下水道部長 (登壇) それでは、第8号議案につきまして、ご説明申し上げます。

(第8号議案 朗読)

1の5ページ、「第2表 繰越明許費」でございます。

公共下水道污水管(第6工区)築造工事につきましては、「好循環実現のための経済対策」に基づく国の平成25年度補正予算を活用して事業を実施することになったもので、年度内に工事を完了することができないため繰越明許の設定をお願いし、翌年度に繰越させていただくものでございます。1の16ページの次に、議案参考資料1ページに繰越明許費に関する資料を添付させていただいております。

1の6ページ、「第3表 債務負担行為補正」でございます。

公共下水道高川雨水幹線除塵機設置工事につきましては、町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線の高架下の高川水路へ今年の雨期を控え除塵機の設置の早期の完成を目指しており、本年度中に入札行為を実施し、4月早々に契約を締結したいため、期間を平成25年度か

ら 26 年度まで、限度額を 4 千万円の債務負担行為の追加設定をお願いするものでございます。1 の 16 ページの次の議案参考資料の 2 ページに、債務負担行為に関する資料を添付させていただいております。

1 の 7 ページ、「第 4 表 地方債補正」でございます。

公共下水道事業債につきましては、特定財源の社会資本整備総合交付金の確定に伴い限度額を 2,440 万円減額し、補正後の額を 1 億 7,930 万円にするものでございます。また流域下水道事業債につきましては、淀川右岸流域下水道建設負担金の社会資本整備総合交付金の確定に伴い限度額を 530 万円減額し、補正後の額を 1,400 万円にするものでございます。

今回の補正につきましては、事業費の確定及び確定見込みに伴う補正並びに明許繰越の設定、及び債務負担行為の追加設定をお願いするものでございます。

それでは詳細につきまして、事項別明細書に基づき、ご説明申し上げます。

1 の 11 ページ、歳入でございます。

第 3 款 国庫支出金、第 1 項 国庫補助金、第 1 目 下水道費国庫補助金、第 1 節 社会資本整備総合交付金 880 万円の減額につきましては、汚水の未普及解消を図る通常分では 1,720 万円の増。そのうち 920 万円につきましては、国の補正予算により追加内示いただいたものでございます。また浸水対策・地震対策及び長寿命化対策を実施する防災安全分では、2,600 万円の減となったものでございます。

第 5 款 繰入金、第 2 項 基金繰入金、第 1 目 財政調整基金繰入金、第 1 節 財政調整基金繰入金 2,415 万 7 千円の増額につきましては、収支の調整を図るため、基金を取り崩したものでございます。

第 6 款 諸収入、第 1 項 雑入、第 1 目 雑入、第 1 節 雑入の流域下水道維持管理負担金過年度精算金 404 万 5 千円の増額につきましては、平成 24 年度の維持管理負担金の確定によるものでございます。

第 7 款 町債、第 1 項 町債、第 1 目 下水道債、第 1 節 公共下水道事業債 2,440 万円の減額、第 2 節 流域下水道事業債 530 万円の減額につきましては、いずれも社会資本整備総合交付金の確定によるものでございます。

1 の 12 ページから 1 の 14 ページにかけての歳出でございます。

第 1 款 下水道費、第 1 項 下水道総務費、第 1 目 一般管理費、第 8 節 報償費 36 万 3 千円の増額につきましては、受益者負担金を全額前納された方が、当初見込みより増えたことによるものでございます。第 19 節 負担金、補助及び交付金の淀川右岸流域下水道維持管理負担金 311 万円の減額及び第 27 節 公課費の消費税及び地方消費税 41 万 6 千円の増額につきましては、確定によるものでございます。

第 2 項 下水道整備費、第 1 目 下水道整備費、第 13 節 委託料 266 万 9 千円の減額の主な内容としまして、三つ目の公共下水道雨水接続点（2－7）接続実施設計業務 375

万8千円の減額につきましては、入札による落札差金によるものでございます。次の内水ハザードマップ作成業務273万5千円の増額につきましては、水無瀬川左岸の山崎排水区の内水浸水想定区域図の作成を追加したためでございます。

第15節 工事請負費600万円の増額につきましては、増額の内容として、污水管渠築造工事2,019万6千円の増額につきましては、入札による落札差金等によるものでございます。次の災害用マンホールトイレ設置工事127万2千円の増額につきましては、マンホールトイレの設置位置が污水本管から遠くなり、取付管の距離が長くなったことによるものでございます。次の公共下水道雨水接続点(2-8)関連スクリーン設置工事100万円の減額につきましては、し渣によるスクリーンの目詰まりが比較的少なかったため、上流への固定スクリーンの設置を取りやめ、次の公共下水道高川雨水幹線外スクリーン設置工事では92万4千円を増額し、し渣によるスクリーンの目詰まりの軽減を図るため、固定スクリーンの設置を追加したものでございます。次の公共下水道污水管(第6工区)築造工事2,500万円の増額につきましては、国の補正予算に基づき新たに内示いただいたことにより、平成26年度に予定しておりました高浜地区の污水整備の一部を前倒しさせていただいたものでございます。なお、本工事につきましては平成26年度へ繰越させていただいております。

これらの工事につきまして、1の16ページの次の議案参考資料の3ページに工事請負費の内訳、4ページに工事請負費の内訳位置図を添付させていただいております。

第19節 負担金、補助及び交付金の518万2千円の減額につきましては、淀川右岸流域下水道建設負担金の確定によるものでございます。第22節 補償、補填及び賠償金の272万9千円の減額につきましては、地下埋設物移設補償の確定によるものでございます。

1の14ページでございます。第2款 公債費、第1項 公債費、第2目 利子、第23節 償還金、利子及び割引料338万7千円の減額につきましては、当初の予定利率より低い利率での利子となったことによるものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成25年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

引き続き、第9号議案につきまして、ご説明申し上げます。

(第9号議案 朗読)

今回の補正につきましては、事業費の確定及び確定見込みに伴う補正をお願いするものでございます。

2の3ページに、平成25年度島本町水道事業会計補正予算総括を、また2の4ページに平成25年度島本町水道事業会計補正予算計画説明書を載せておりますが、詳細につきましては、2の5ページの平成25年度島本町水道事業会計補正予算計画説明書に基づ

き、ご説明申し上げます。

資本的収入でございます。

第1款 資本的収入、第2項 工事負担金、第2目 工事負担金、(節) 工事負担金 272万9千円の減額につきましては、公共下水道関連配水管移設工事の確定によるものでございます。

資本的支出でございます。

第1款 資本的支出、第1項 建設改良費、第3目 施設整備事業費、(節) 工事請負費 5,350万円の減額の主な内容としまして、大藪浄水場送水施設整備工事 285万円の減額につきましては、埋蔵文化財発掘調査の土工費などの増額及び入札による落札差金によるものでございます。三つ目の大藪浄水場凝集沈殿池整備工事 4,576万円の減額につきましては、本年度の出来高見込みの確定により、前払い金5千万円のみ支出となったものでございます。次の第1低区配水池除却工事 452万2千円の減額につきましては、入札による落札差金によるものでございます。

これらの工事につきましては、2の6ページの次の議案参考資料の1ページに工事請負費の内訳、2ページの工事請負費の内訳位置図を添付させていただいております。

以上、簡単ではございますが、平成25年度島本町水道事業会計補正予算(第4号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平井議長 これより、本案2件に対する質疑を行います。

河野議員 まず、公共下水道のほうの1の12、歳出、委託料の中の内水ハザードマップ作成業務の増額補正について、ちょっと説明を求めたいと思いますが、水無瀬川左岸の部分を追加したというところですが、具体的にはどの地域かということ。できるだけわかるように、ご答弁を願います。

以上です。

上下水道部長 内水ハザードマップで追加させていただきました水無瀬川左岸の、どの範囲なのかということでございます。

水無瀬川左岸地区につきましては、山崎ポンプ場を排水区域としてのエリアが対象となっております。現状で申し上げますと、山崎ポンプ場から東大寺のガードもございませうけれども、その範囲も含めた浸水の恐れがある範囲を、一応対象と考えております。

以上でございます。

河野議員 これは当初の計画に加えて、それを加えられたということですが、私自身の認識では、もともと作られたハザードマップも、例えば山崎ポンプ場の周辺ということになれば山崎一丁目辺りも入ってくると思うんですが、そういった地域が当初入っていなかったということになるのか、ということです。ただ、以前作られた島本町のハザードマップには、浸水の被害の恐れありということでは、山崎の例えば一丁目辺りは印がつい

ていた地域だと思いますので、内水とはまた違いますけども、以前のハザードマップはそういう対象になっていました。それを、当初から入れておられなかったのかということ、ちょっと疑義がありますので、再度、お答え下さい。

上下水道部長 まず最初に、水無瀬川の右岸地区のほうでございますけど、これは内水浸水想定区域図というのは、大阪府が作成いたしております。ただし、水無瀬川左岸地区につきましては、これは山崎ポンプ場が排水区域になっておりますので、本町が作成しなければならないということになっておりまして、内水浸水想定区域図を作成するためには、実際に雨期の時点の雨量の状態を、これは調査させていただかなければいけないということで、これは1年後、これを追加させていただいた理由と申しますのは、これを1年先に延ばしますと、実際の内水ハザードマップ自身がそれ以上に遅れてしまうということで、平成25年度のうちに内水浸水想定区域図を作成することで、平成26年度の早い時点で、水無瀬川の左岸地区についても内水ハザードマップの作成が可能ということで、追加させていただいたものでございます。

河野議員 すいません、ちょっと私、懸念いたしましたのが、2年前の8月14日の大雨のときに、たまたま島本町も災害見舞金を廃止していたということも関わって、罹災証明とか何らかの届出をされているところには、町も白地図の上に被害を受けた地域として黄色い着色をされていたんですよ。しかし、山崎一丁目のほうは、ほんの数件しかつけておられない。でも、実際には70センチや1メートルの浸水被害にあっておられたわけですから、そういった実態把握ができてなかったことが影響したのではないかと、ちょっと懸念をして確認をさせていただきましたが、単なる、今回は町としては十分、その地域は内水氾濫の地域だと認識はされていたんだというふうに再認識いたしました。単に責任分担の範囲において、新たに島本町がこの調査を、作成業務として予算を増額されたものということで、内水氾濫の地域であるということは認識されていたということと間違いはありませんか。

上下水道部長 その点は当然ながら、一昨年のもう豪雨の際にも浸水被害が現実にごございましたので、そういう内水による浸水被害が起こり得る地区ということは、当然、理解はいたしております。

ただ、私もちょっと説明するのが、ご理解いただけないのかなと思うんですけども、内水浸水想定区域図を、水無瀬川の左岸の区域を今回追加させていただいたということですので、内水ハザードマップは、この浸水想定区域図に基づいて作成するものでございますから、まず、それを先に作らないといけないということで、これを25年度で先に実施させていただいたということとでございます。

以上でございます。

伊集院議員 1点だけ、確認させてもらいます。

下水道の1の13、災害用マンホールトイレの設置工事についての増額です。詳細は記

載していただいておりますけれども、設置位置の変更はなぜなのかということを確認させていただきます。

上下水道部長 設置位置の変更につきましては、当初予算を計上させていただいた時点では、公道から極力近い位置にということで、一応選定させていただいておったわけですが、実際に学校とも再度、位置の確認等相談させていただいたうえで、希望位置が若干公道から離れたところになってしまったということで、これについては予算の計上の際に、もう少し調査を十分しておけば、こういう増額は起こらなかったということは承知しているところでございます。

以上でございます。

外村議員 8号議案ですね。1の14、銀行の利子なんですけど、これ122万5千円減ったということは、利率が変わったのか。どういうことで、この122万5千円が出てきたのか、もう一度、教えて下さい。

上下水道部長 ちょっと……、当初の予定では2%の利息で計上させていただいておったんですけれども、その後、実際の利率がそれよりも低かったということで、ちょっと資料、手元にご覧いただけますので、確認のうえ、再度答弁させていただきます。

(外村議員・自席から「どこの銀行かも」と発言)

村上議員 今、伊集院議員の質問の中の関連質問で、マンホールの設置場所が延びた、長くなったということなんですけど、今回、その工事するにあたって、どういう経緯というか、例えばコンサルに発注して図面を画いてとかやなしに、また部内で進められたのか。その辺の経緯、ちょっと教えていただけますか。

上下水道部長 今回のこの実施設計業務につきましては、平成22年度にこの高浜地区の全体、全体というのは、その当時の事業の認可されておられます範囲の実施設計を、一括してコンサルタントに発注したものでございます。工事につきましては、平成22年度から随時25年度にかけて実施してまいったわけですが、その間、地元というか学校との協議につきましては、いったん説明はさせていただいたようではございますけれども、現地で再度、今回、工事を発注させていただくうえで、再度、もう一度確認させていただいたところ、位置が変更になったということでございます。

村上議員 その場合、コンサルのほうミスしたのか、行政側といいますか、町のほうのいわゆる判断ミスというのか、指示がなかったのか。その辺はどうなんですかね。

上下水道部長 学校に限らずではございますけれども、いったん場所が決まったとしても、再度、工事発注した後に、業者のほうでもう一度、位置の確認をさせていただいているのが現在、実情でございます。そのうえで確かに町、私どものほうで、その位置を確認はさせていただいたつもりなんですけど、実際に工事を実施する前にもう一度確認したところ、位置が違ってたということでございます。

それと、先ほど外村議員からのご質問いただいた件でございますけれども、利率につい

てですけれども、平準化債9千万円を借りておりますが、その利率が0.616%、公共下水道事業債が1億9,020万円が1.3%、それと流域下水道事業債が830万円が1.3%。この2件につきましては、5月9日に借りたものでございます。その後7月30日に、これは繰越分でございますけれども、公共下水道事業債として730万円をお借りしてまして、この利率については1.7%でございます。

以上でございます。

田中議員 1点だけ、質問させて下さい。

この資料、公共枡の設置工事が、その2まで完了してるということなんですけれども、公共枡、これは雨水を溜める枡ですか。もし雨水を溜める枡であれば、どれぐらいの容量のものが貯水できるのか。そのあたりを教えてくださいませんか。それは例えば、若山台の調整池のB池のどれぐらいの、それと同等のものなのか、それとも小さいものなのか。そのあたりも、ちょっと聞かせてくださいませんか。

上下水道部長 今、お尋ねいただいておりますのは、参考資料で出させていただいております3ページの⑥⑦、その公共枡設置工事のことだと思いますが、この公共枡につきましては、汚水を取るために、各ご家庭に設置させていただく枡でございます。これは塩化ビニール製の、口径が確か150ミリぐらいの径のものでございまして、雨水とは、これは全く関係がございません。また、この工事につきましては公共枡の設置が保留になっていた土地ということで、田んぼとか畑とか、駐車場とかで、一定開発が見込まれる土地に対して、その前面の道路に污水管を敷設した際に、開発によって枡の位置が変わる可能性がございましたので設置を見合わせたものでございますけれども、再度、この駐車場なり住宅を建てられるということになりましたので、改めて設置をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

平井議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、第8号議案 平成25年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員 第8号議案 平成25年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)について、自由民主党クラブを代表し討論を行います。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,029万8千円を減額し、歳入歳出それ

ぞれ 13 億 3,709 万 3 千円とするものです。

本町としては水害や老朽化問題に苦心している中、国で「好循環実現のための経済対策」のため、財源が 2 月 6 日に可決でき、本町としては公共下水道污水管（第 6 工区）築造工事の 2,500 万円を繰越明許で計上。歳入として、主に財政調整基金繰入金 2,415 万 7 千円及び流域下水道維持管理負担金過年度精算金 404 万 5 千円。

歳出は事業確定によるものですが、特に近年、大雨による災害や、近い将来起こり得るであろうと言われております東南海地震等の災害対策として内水ハザードマップ作成業務や公共下水道高川雨水幹線外スクリーン工事等の費用が含まれており、災害用マンホールトイレ設置工事の 127 万 2 千円において設置位置の変更において増額となっておりますが、コンサルとの関係、また設置位置の設定協議など、あまりにも安易ではなかったかと苦言を申し添え、反省の弁も伺いましたので、今後、初動において同じことがない、また見積もりの精度を上げていただくことを強く要望し、賛成の討論といたします。

平井議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

村上議員 第 8 号議案 平成 25 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について、自民無所属の会を代表し討論を行います。

歳入歳出総額は 13 億 4,820 万 1 千円から 1,029 万 8 千円の減額で、補正後の歳入歳出総額は 13 億 3,790 万 3 千円です。

歳入における減額分は、主に国庫支出金の補助金 8,800 万円であり、また町債が 2,970 万円の減額になっておること。また、増額の主なものは財政調整基金繰入金で 2,415 万 7 千円の増額となっており、一定評価します。

歳出については、7 件の工事において主に落札差金による 2,019 万 6 千円減額と、水無瀬川左岸の内水ハザードマップ作成業務 273 万 5 千円と、1 年繰り上げての公共下水道污水管（第 6 工区）築造工事 2,500 万円など、安全・安心なまちづくりのために予算計上されたことは評価いたしますが、災害用マンホールトイレ設置工事においては、設置位置が污水本管から遠くなったため 127 万 2 千円の増額になったことについては、今後、このようなことが起こらないよう強く求めて、賛成の討論とします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平井議長 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 8 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

平井議長 起立全員であります。

よって、第8号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第9号議案 平成25年度島本町水道事業会計補正予算（第4号）に対する
討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平井議長 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第9号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

平井議長 起立全員であります。

よって、第9号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、3月4日午前10時から再開したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平井議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は3月4日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

（午後5時05分 延会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第 1 号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について
- 第 1 号議案 町道路線の認定及び廃止について
- 第 2 号議案 島本町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 第 3 号議案 島本町手数料条例の一部改正について
- 第 4 号議案 島本町社会教育委員設置条例の一部改正について
- 第 5 号議案 平成 2 5 年度島本町一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 6 号議案 平成 2 5 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 7 号議案 平成 2 5 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 8 号議案 平成 2 5 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 第 9 号議案 平成 2 5 年度島本町水道事業会計補正予算（第 4 号）

平成26年

第1回島本町議会定例会 会議録

第 3 号

平成26年3月4日(火)

第1回島本町議会定例会 会議録（第3号）

年 月 日 平成26年3月4日（火）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	平井 均	2番	関 重勝	3番	外村 敏一
4番	田中 修	5番	村上 毅	6番	清水 貞治
7番	岡田 初恵	8番	川嶋 玲子	9番	戸田 靖子
10番	平野 かおる	11番	伊集院 春美	12番	野村 行良
13番	河野 恵子	14番	佐藤 和子		

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長 川口 裕 副町長 乾 知範 教育長 岡本 克己

総合政策部長 島田 政弘 総務部長 由岐 英 民生部長 近藤 治彦

都市環境部長 水木 正也 上下水道部長 今中 良昌 消防長 黒田耕佐久

教育次長 北河 浩紀 会計管理者 妹藤 博美

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長 永田 暢 議事課長 猪倉 悟 書記 小東 義明

書記 田畑 良昭

議事日程第3号

平成26年3月4日(火) 午前10時開議

- 日程第1
- 第10号議案 島本町暴力団排除条例の制定について
 - 第11号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について
 - 第12号議案 島本町職員定数条例の一部改正について
 - 第13号議案 島本町青少年問題協議会設置条例の一部改正について
 - 第14号議案 島本町営住宅条例の一部改正について
 - 第15号議案 島本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
 - 第16号議案 平成26年度島本町一般会計予算
 - 第17号議案 平成26年度島本町土地取得事業特別会計予算
 - 第18号議案 平成26年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
 - 第19号議案 平成26年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
 - 第20号議案 平成26年度島本町介護保険事業特別会計予算
 - 第21号議案 平成26年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
 - 第22号議案 平成26年度島本町公共下水道事業特別会計予算
 - 第23号議案 平成26年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
 - 第24号議案 平成26年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
 - 第25号議案 平成26年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
 - 第26号議案 平成26年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
 - 第27号議案 平成26年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
 - 第28号議案 平成26年度島本町水道事業会計予算
- 日程第2
- 第32号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
 - 第33号議案 平成25年度島本町一般会計補正予算(第8号)
 - 第34号議案 平成25年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
 - 第35号議案 平成25年度島本町水道事業会計補正予算(第5号)

(午前10時00分 開会)

平井議長 おはようございます。

前会に引き続き、大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、第10号議案 島本町暴力団排除条例の制定についてから第28号議案 平成26年度島本町水道事業会計予算までの19件を、一括議題といたします。

それでは、町長から平成26年度の施政方針を、また第10号議案から第28号議案までの19件について、順次提案説明を求めます。

なお、各議案の内容説明につきましては議案書に添付しておりますので、朗読を省略し、朗読したものと取り扱いますので、ご了承願っておきます。

川口町長 (登壇) おはようございます。

平成26年度一般会計予算をはじめ各特別会計予算のご審議をお願いするにあたり、町政運営の方針と施策の大綱を申し述べ、議員の皆様はもとより住民の皆様のご理解とご協力を賜わりたく存じます。

昨年は、9月の台風第18号の発生に伴い、京都府他2県で大雨特別警報が初めて発表されるなど、一昨年に続き、国内外をはじめ本町においても大規模な災害が発生いたしました。このような状況の中、「誰もが、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進」が、私に課せられた最大の課題であると認識いたしております。自助・共助・公助の観点から新たに危機管理室を設置するなど、より迅速で的確な災害対策を講じることができる体制づくりを行い、「災害に強いまちづくり」を積極的に推進してまいります。

また、少子高齢社会・人口減少社会が急速に進展する中で、本町におきましても大きな転換期を迎えております。限られた地域資源の有効活用を図りながら、超高齢社会への対応など、今後の人口構成に応じた様々な施策を積極的に推進してまいります。

昨年は、富士山の世界文化遺産登録や、東京オリンピックの開催決定など、明るい話題がありました。我が国での夏季オリンピックの開催は実に56年ぶりであり、2020年の開催に向け、日本全体が大いに盛り上がり、未来を担う子どもたちにとっても大きな夢と希望を与えてくれるものと期待しております。

これからの島本町の発展を見据えると、未来を担う子どもたちのための、子育てに関する支援策の充実が重要な課題であると考えております。昨年度は、乳幼児医療費助成制度の拡充など子育て支援策の充実に努めてまいりました。喫緊の課題であります保育所の過密状態の解消につきましては、本年度、新たに開設する民設民営による保育所の設置を支援するなど、対策を講じてまいりました。本年度におきましても、様々な子育て支援策について、さらに積極的に取り組んでまいります。

本年4月から、事業を迅速かつ効率的に遂行するため、住民の皆様にわかりやすい新しい機構で業務を行います。新しい組織のもと、職員が一丸となって山積する行政諸課題を一つひとつ確実に解決してまいります。新たに創設する「まちづくり事業推進プロジェクトチーム」では、公共施設の適正化など様々な政策案件の初動事務にあたり、これまで以上にスピーディーな政策の遂行を図ってまいります。また、さらなる住民福祉の向上をめざすため、「第四次総合計画」に掲げる事業を着実に推進し、「自己決定」「自己責任」の原則に基づき、公平性・透明性の確保を図り、自律的な行財政運営に努めてまいります。

これらの基本方針のもとに、平成26年度当初予算につきましては、これまでの課題に対応した施策的経費を中心として編成いたしました結果、予算規模といたしましては、一般会計104億4,400万円 各特別会計74億3,117万円 水道事業会計9億6,963万円、合計188億4,480万円でございます。

それでは、平成26年度の主要施策について申し述べます。

まず、「平和と基本的人権尊重のまちづくりについて」でございます。

基本的人権は、侵すことのできない永久の権利であります。引き続き、「島本町人権擁護に関する基本条例」に基づき、「すべての人の人権が尊重される、差別のない社会」の実現に向け、努力を重ねてまいります。また、「核兵器廃絶・平和都市宣言」の趣旨に基づき、平和意識の普及・高揚に努めてまいります。

人権施策につきましては、これまで人権擁護及び平和意識の啓発、同和問題に関する施策調整、男女共同参画の推進に関する施策等を主に役場本庁の人権推進課で、また地域交流事業及び相談事業等につきましては主に人権文化センターで担ってまいりました。本年度から人権施策を人権文化センターに集約し、人権文化の発信拠点としての機能を強化してまいります。また、男女共同参画に関する啓発等も積極的に実施し、性別に関わりなく、「一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を十分発揮できる社会」の実現に向けた取り組みを展開してまいります。あわせて人権文化センターの耐震化を進めるため、耐震診断及び耐震補強工事の実施設計を行います。

次に、「歴史と文化を大切に自然環境を生かした個性のあるまちづくりについて」でございます。

景観施策につきましては、景観計画の策定と条例化を目指すため、諸課題を整理し、今後の取り組みについて引き続き調査・研究を進めてまいります。

総合的に環境施策を推進するための環境基本計画につきましては、現在、策定作業を進めているところでございます。本年度中の策定に向け、昨年度に引き続き計画的に事務を進めてまいります。

ごみ処理につきましては、広域化を目指し、引き続き関係機関と協議を進めるとともに、現在の施設の維持補修及び包括運営のあり方について学識経験者で構成する附属機

関において検討を行うなど、より具体的な取り組みを進めてまいります。

し尿中間処理施設につきましては、候補地選定の検討結果に基づき、候補地周辺の住民の皆様のご理解を得られるよう十分に説明を行うとともに、引き続き当該施設の早期設置に向けた取り組みを進めてまいります。

飼い主のいない猫等による衛生上の被害が発生しており、これまで継続的に広報活動を行い、問題解決に向け取り組んでまいりました。今回、新たに動物愛護活動の推進につながるよう、所有者不明の猫の繁殖防止を目的とする補助金制度を新設いたします。

防災行政無線につきましては、災害時等における迅速かつ的確な情報提供を目的として、平成24年度から更新業務を順次行っております。本年度は、昨年度に作成した実施設計に基づき設置工事を行ってまいります。

集中豪雨による内水氾濫等の新たな課題に対応し、住民の皆様迅速かつ安全に避難していただくため、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを更新いたします。

大規模災害が発生した際の迅速な相互協力体制の確立と、三島地域にお住まいの皆様への防災意識の高揚を図るため、近隣自治体及び大阪府との連携強化を目的として、大阪府・三島地域4市1町合同防災訓練を実施いたします。

災害時の応援協定につきましては、昨年9月に三島地域の4市1町で「大規模災害時における相互応援協定」を、本年1月には社会福祉法人島本町社会福祉協議会と「災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定」を締結いたしました。また本年3月には、高槻市医師会・歯科医師会・薬剤師会との「災害時の医療救護に関する協定」を締結いたします。引き続き、災害時に迅速かつ的確な対応が行えるよう、民間事業者や地方自治体等との応援協定の締結を進めてまいります。

住民の皆様への救急要請に的確に対応するため、救急隊員の資質向上及び救命効果の向上に努めるとともに、高規格救急自動車の更新を行い、高度救命処置の充実・強化を図ってまいります。消防施設では、消防分団の小型動力ポンプの更新を行い、消防施設の整備・充実を図り、各種災害に対する対応力の向上に努めます。また、引き続き住宅用火災警報器設置の啓発活動を行い、各種災害による被害の抑制・軽減に努め、安全で安心なまちづくりを推進してまいります。

住民の皆様への社会生活に不安を与える暴力団を社会から排除するためには、警察による取り締りはもとより、住民と行政が一体となって、社会全体で取り組むことが必要不可欠です。住民の生活と事業活動の場から暴力団を排除するため、「島本町暴力団排除条例」を提案し、安全で平穏な住民生活の確保と事業活動の健全な発展を目指します。

島本町農業振興団体が実施されている朝市や、島本町農林業祭実行委員会が実施されている農林業祭への支援、学校給食における地元農産物の地産地消を図ることなどによって、農業振興の取り組みを推進してまいります。

水源涵養や防災、地球温暖化防止のため、森林ボランティアの育成や企業との協同に

よる森林整備の推進などの事業を行い、森林の保全と活用に努めてまいります。

昨年 10 月に、大阪府の企業立地促進補助金の対象自治体として本町が認定されました。引き続き本町の P R に努めるとともに、関西イノベーション国際戦略総合特区の積極的な活用など、企業立地の促進に努めてまいります。

町内の店舗情報を掲載した P R 地図の作成や、歴史文化資料館正面広場や史跡桜井駅跡でのイベントの実施等、商工会をはじめとする関係団体等と連携を図りながら、まちのにぎわいづくりに努めてまいります。

定住・集客に向け、本町の魅力を積極的に発信していくため、「にぎわい創造課」を創設いたします。観光と商工業務を一本化し、近隣自治体や民間事業者との連携を深め、にぎわいづくりをはじめとする様々な取り組みを推進してまいります。また、既存の観光資源だけでなく、本町の新たな魅力を創造し、知名度向上に取り組んでまいります。

次に、「住民参加と時代の変化に対応したまちづくりについて」でございます。

地域の防災力向上を目指し、また、住民の皆様に対しまして防災意識を高めていただくため、引き続き各自治会・自主防災会への出前講座や訓練への参加を積極的に行ってまいります。また、自主防災組織に対して防災知識の普及等を行う「防災指導員」を養成するなど、自助・共助・公助の連携を深め、安全・安心なまちづくりを一層推進してまいります。

島本町ボランティア情報センターにおいて、各種ボランティア活動の情報を収集し、「ボランティア精神・ボランティア活動が輝くまちづくり」を実現するため、情報発信に努めます。

次に、「安全で快適に暮らせる生活基盤の整ったまちづくりについて」でございます。

昨年度から着手しております公共施設のあり方の検討について、本年度は「公共施設適正化基本方針」を策定するとともに、各施設の今後の方針についても精力的に検討を進めてまいります。

平成 25 年 9 月末をもって廃止いたしました住民ホールの解体工事を実施し、当該跡地の有効活用について検討してまいります。

ふれあいセンターにつきましては、施設や機器の計画的な改修を進め、今後も住民の皆様が利用しやすい施設として適切な維持管理に努めてまいります。

J R 島本駅西地区につきましては、J R 島本駅西土地地区画整理準備組合に対して引き続き技術的支援を行い、事業化の実現に向けたまちづくりを推進してまいります。

阪急水無瀬駅前のタクシー車庫跡地につきましては、防災・防犯上の観点から建物の取り壊しを行うとともに、中心市街地における土地の有効活用を図るため、民間へ売却するための手続を進めてまいります。

町道尺代 5 号線の整備につきましては、本年中の完成に向け、引き続き橋梁の架設工事等を実施してまいります。

道路等のインフラの安全性を確保するため、現在、職員の目視による点検に努めております。本年度につきましては国の防災・安全交付金を活用し、通行車両等の影響が大きいと想定される幹線道路などについて、舗装の状態や街路灯の点検を実施してまいります。

J R東海道本線上に架かる桜井跨線橋につきましては、平成 25 年度から国の社会資本整備総合交付金を活用し、「島本町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき補修工事を進めております。本年度は今後の耐震化も視野に入れ、設計業務を実施してまいります。

大雨による被害を未然に軽減するため、本町が管理しております沈砂池や水路を点検し、必要箇所の浚渫工事を実施いたします。

水道事業につきましては、平成 26 年度を初年度とする「水道事業財政計画」に基づき、健全経営のもと、将来にわたり安全・安心かつ安定的な水道水の供給に努めてまいります。水道管路更新等の計画に基づき、老朽配水管の布設替え及び耐震化などを進めてまいります。また、大森浄水場管理棟の耐震補強を行うとともに、中央管理センターの更新につきましては、大阪広域水道企業団へ工事委託を行ってまいります。

複数水源による安定供給を行うため、引き続き、大阪広域水道企業団から年間配水量の概ね 10%の高度浄水処理水を受水してまいります。

公共下水道事業につきましては、平成 26 年度を初年度とする「公共下水道事業財政健全化計画」に基づき、円滑な事務事業の執行に努めてまいります。

下水道整備につきましては、桜井地区の整備に向け、汚水管の J R 軌道の横断工事を行うとともに、引き続き高浜地区の整備も計画的に進めてまいります。雨水につきましては、雨水幹線接続点の水路に設置しておりますスクリーンのし渣による閉塞を軽減するため、上流に除塵機を設置してまいります。また、高槻市域の流域下水道高槻島本雨水幹線の接続点と水路の接続工事につきまして、早期の完成に向け、高槻市と連携し、事業の促進に努めてまいります。「山崎ポンプ場長寿命化計画」に基づき、機械設備の延命・更新について、日本下水道事業団へ工事委託を行ってまいります。

次に、「少子高齢社会に対応し福祉の充実したまちづくりについて」でございます。

健康づくりの推進に向け、引き続き特定の年齢の方に乳がん・子宮頸がん・大腸がん検診の無料クーポン券の配布を行い、がん検診の受診率の向上に努めてまいります。

また、子育て中の女性が健康診査を受診しやすいよう、集団健康診査における託児の対象年齢を拡充し、女性の健康づくりを支援してまいります。出生児の先天性風しん症候群の発症を予防するため、大阪府の補助事業を活用し、妊娠を予定している女性及びその配偶者で抗体がない方に対して、風しんワクチンの予防接種補助を実施いたします。

被保険者の高齢化の進行等により、国民健康保険事業の運営は大変厳しい状況が続いておりますが、財政安定化のため、特定健康診査等の保健事業や、疾病・生活習慣病の予防事業を積極的に実施いたします。また保険料収納率の向上、医療費適正化にも、引

き続き取り組んでまいります。

なお、平成 29 年度に実施が予定されております国民健康保険制度の広域化につきましては、今後の国や府の動向などにも注視しながら、適切に対応してまいります。

生活保護事業につきましては、増加傾向にある相談や申請に適切に対応するとともに、「生活保護法」の一部改正等を踏まえ、被保護者の就労を支援し、自立につながるよう努めてまいります。

本年 4 月からの消費税率の引き上げに伴い、低所得者や子育て世帯への影響を緩和するため、国における暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金を給付いたします。

地域福祉の推進につきましては、「第 3 期島本町地域福祉計画」に基づき、民生委員児童委員や社会福祉協議会などと連携を図り、地域のひとり暮らし高齢者をはじめ、すべての住民の皆様が安心して住み続けることができる地域づくりを進めてまいります。

平成 27 年度からスタートする子ども・子育て支援新制度に向け、幼稚園・保育所及び学童保育室等の業務について組織の見直しを行います。教育委員会で子育て支援を一元的に管理・運営し、教育と福祉の両面から子育て支援を推進してまいります。質の高い幼児教育、保育の提供及び地域子育て支援事業の推進に向け、「島本町子ども・子育て会議」において、「島本町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたします。

保育所につきましては定員を大きく上回る入所希望があり、待機児童が発生しておりますことから、民設民営で開設する保育所に対して支援を行ってまいります。また町立第二保育所につきましては安全・安心な保育環境を確保するため、本年度耐震診断を実施し、適切な施設管理に努めてまいります。

学童保育事業につきましては、引き続き保護者の就労支援に努めるとともに、4 年生以上で障害を有する児童の入室要件のうち、ひとり親世帯要件を撤廃し、事業の拡充を図ります。

母子福祉施策につきましては、「第 3 期島本町母子家庭等自立促進計画」の策定作業を行い、母子家庭や父子家庭、寡婦の方に対する相談支援や自立支援、生活支援などの施策の推進に努めてまいります。

介護保険事業につきましては、現行の事業計画に基づき、引き続き適切な運営を行ってまいります。また、本年度は特別養護老人ホームの整備の検討も含め、「第 6 期島本町保健福祉計画及び島本町介護保険事業計画」を策定いたします。

認知症患者が増加傾向にありますことから、「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」の実現を目指し、関係機関との連携により、認知症高齢者を見守るネットワークの構築を進めてまいります。また認知症を理解し、認知症の方やその家族を見守る「認知症サポーター」の充実に努めます。

「いきいき百歳体操」及び「かみかみ百歳体操」を核として、地域における高齢者の

自主的な活動が活発に行われております。本年度も、これらの活動に対し積極的に支援してまいります。

障害者施策として、「第4期島本町障害福祉計画」の策定作業を行うとともに、障害者の自立を促進し地域生活を支援するため、障害者グループホームの開設にかかる支援補助金を新設し、住みなれた地域で「ともにいきる」環境づくりに努めてまいります。

また、町立やまぶき園につきましては、引き続き、指定管理者と十分に連携を図り、適切な施設運営に努めるとともに、施設の老朽化を踏まえた建替・移転等についても検討を進めてまいります。

次に、「生涯学習の振興と教育の充実したまちづくりについて」でございます。

幼稚園の預かり保育事業は、平成25年度から第一幼稚園で本格的に就労支援型としてスタートいたしました。引き続き制度の周知を図るとともに、保護者の就労支援に努めてまいります。また、第二幼稚園につきましては本年度耐震診断を実施し、適切な施設管理に努めてまいります。

小・中学校の耐震化の取り組みにつきましては、小学校4校の耐震化のため設計業務を進めるとともに、第二中学校の耐震化工事を実施いたします。

なお、第一中学校につきましては建替・移転も視野に入れ検討を進めており、早期に方針を示すことができるよう努めてまいります。

小・中学校及び幼稚園の遊具の点検につきましては、事故防止のため教職員による点検を実施していますが、本年度は専門業者による遊具の一斉点検を実施いたします。

中学校給食につきましては、大阪府の中学校給食導入促進事業費補助金を活用し、平成28年度からの完全給食の実施に向け、第二中学校に予定しております給食棟を設置するための実施設計を進めてまいります。

「島本町学習状況調査及び全国学力・学習状況調査」を実施し、その結果の分析を行い、一人ひとりが有する能力の向上を目指した取り組みを進めるとともに、小・中一貫教育につきましても、引き続き推進してまいります。

学力の基盤となる言語活用能力を育てるため、小学校の図書館につきましても、4校に対して2人の専属教員を配置し、教職員と連携し、学校図書館教育を推進してまいります。また、平成25年度に策定いたします「第2次島本町子ども読書活動推進計画」に基づき、学校教育と町立図書館との連携を図り、読書活動を推進してまいります。

英語教育につきましては、幼稚園、小・中学校に英語指導助手を派遣し、英語力の向上に取り組むとともに、中学生に対して実用英語検定3級の検定料の一部助成を引き続き実施いたします。

生徒指導に関しましては関係機関等と一層の連携を図り、問題行動の未然防止や迅速な課題対応を行ってまいります。いじめ問題については、本年3月に策定いたします「島本町いじめ防止等基本方針」に基づき、組織的にいじめ防止に取り組んでまいります。

生涯学習の振興につきましては各種教室・講座・講演会等を開催し、住民の皆様による主体的な活動が活発に展開されるよう、引き続き支援してまいります。

各スポーツ施設につきましては、引き続き適切な維持管理に努めるとともに、老朽化が進む施設の今後のあり方について検討を進めてまいります。町立プールにつきましては老朽化が著しく、安全かつ快適な運営を継続することが困難でありますことから、本年度は開設を見送ることとし、既存の公共施設の活用など、必要な対策を講じてまいります。

「水無瀬駒 関連資料」をはじめとする町指定文化財を活用した諸事業を展開するとともに、本町のPRのために積極的に活用してまいります。また発掘調査につきましても、広瀬遺跡を中心に引き続き実施してまいります。

住民の皆様の利便性向上を図るため、町立歴史文化資料館の開館時間に合わせて、図書等の返却コーナーを設置いたします。

最後に、「住みよいまちづくりの実現に向けた行政運営について」でございます。

広域行政の推進につきましては、高槻市との協議を継続し、高槻市・島本町広域行政勉強会において、今後の広域連携のあり方について調査・検討を進めてまいります。旅券発給事務にかかる窓口対応業務につきましては、平成27年1月に大阪府から本町へ権限移譲される予定であり、今後、広域連携による事務の執行も視野に入れ、高槻市・島本町広域行政勉強会において検討してまいります。

「公文書等の管理に関する法律」が平成22年に施行されたことを受け、また、本町における公文書の管理実態も踏まえ、「文書取扱規程」の全面的な見直しを行います。

職員の意識改革を進め人材の育成を図るため、本年3月に人事給与制度改革プロジェクトチームの発足を予定しております。年功にとらわれず、「頑張った者が報われる」人事給与制度について検討を進めてまいります。

戸籍事務につきましては、業務の効率化と窓口サービスの向上を図るため電算化を実施いたします。また、平成27年度から施行されます個人番号制度につきましては、本年度から各種システムの改修等の準備を進めてまいります。

機構改革に伴い総務・債権管理課を設置し、本町の債権について、さらなる適正な管理を図るとともに、事務処理について必要な事項を定める「島本町債権の管理に関する条例」の制定を目指し、公正かつ健全な行財政運営に努めてまいります。

遊休地である公有財産につきましては、自主財源確保の観点から積極的に売却事務を進めてまいります。

以上、平成26年度の町政運営の基本方針並びに主要施策の大綱を申し述べました。

「行動の伴わないビジョンは、ただの白日夢である」という言葉があります。昨年度の施政方針において、私は、「住民の皆様とともに未来の島本のビジョンを共有し、様々な課題の解決に向けて邁進させていただく」と申し述べました。本年度、本町の公共施

設の今後のあり方の基本的な考えをお示しさせていただきます。このような長期的な方針を共有し、プロジェクトを実行して形にしていくことにより、将来に向けた課題が一つひとつ解決され、より良いまちづくりにつながるものと考えます。本年度は、基本方針をもとに、個々の施策として具現化していく年にしてまいりたいと考えております。

そして、「島本が好きだから」という住民一人ひとりの思いを繋げ、それを形にして、次の世代がまた自分たちのまちに誇りを持っていただけるよう、「ぬくもりのある手づくり感」を大切にしたいまちづくりに取り組んでまいります。

議員の皆様はもとより、住民の皆様のさらなるご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげ、施政方針とさせていただきます。

総合政策部長（登壇） それでは、第 10 号議案 島本町暴力団排除条例の制定についてから第 27 号議案 平成 26 年度島本町大字大沢財産区特別会計予算までの平成 26 年度一般会計予算及び各特別会計予算並びに各予算と関連をいたします条例の制定及び一部改正につきまして、一括して、ご説明を申し上げます。

まず、議案書の 1 ページでございます。第 10 号議案 島本町暴力団排除条例の制定について。

（第 10 号議案 朗読）

提案理由といたしましては、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって住民生活の安全と平穏を確保するとともに、社会・経済活動の健全な発展に寄与するため、新たに条例を制定するものでございます。

続きまして、2 ページでございます。第 11 号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について。

（第 11 号議案 朗読）

提案理由といたしましては、本町の附属機関として、新たに島本町清掃工場包括運営検討委員会等を置き及び既設の附属機関を再編するため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、3 ページでございます。第 12 号議案 島本町職員定数条例の一部改正について。

（第 12 号議案 朗読）

提案理由といたしましては、平成 26 年 4 月 1 日からの機構改革等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、4 ページでございます。第 13 号議案 島本町青少年問題協議会設置条例の一部改正について。

（第 13 号議案 朗読）

提案理由といたしましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「地方青少年問題協議会法」の一部改

正に伴い、所要の改正等を行うものでございます。

続きまして、5 ページでございます。第 14 号議案 島本町営住宅条例の一部改正について。

(第 14 号議案 朗読)

提案理由といたしましては、町営住宅への暴力団員の入居を制限するため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、6 ページでございます。第 15 号議案 島本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について。

(第 15 号議案 朗読)

提案理由といたしましては、消防団員の処遇の改善を図るため、所要の改正等を行うものでございます。

次に、予算についてでございますが、平成 26 年度予算書の 1 ページでございます。第 16 号議案 平成 26 年度島本町一般会計予算。

(第 16 号議案 朗読)

続きまして、227 ページでございます。第 17 号議案 平成 26 年度島本町土地取得事業特別会計予算。

(第 17 号議案 朗読)

続きまして、235 ページでございます。第 18 号議案 平成 26 年度島本町国民健康保険事業特別会計予算。

(第 18 号議案 朗読)

続きまして、267 ページでございます。第 19 号議案 平成 26 年度島本町後期高齢者医療特別会計予算。

(第 19 号議案 朗読)

続きまして、283 ページでございます。第 20 号議案 平成 26 年度島本町介護保険事業特別会計予算。

(第 20 号議案 朗読)

続きまして、313 ページでございます。第 21 号議案 平成 26 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算。

(第 21 号議案 朗読)

続きまして、321 ページでございます。第 22 号議案 平成 26 年度島本町公共下水道事業特別会計予算。

(第 22 号議案 朗読)

続きまして、347 ページでございます。第 23 号議案 平成 26 年度島本町大字山崎財産区特別会計予算。

(第 23 号議案 朗読)

続きまして、355 ページでございます。第 24 号議案 平成 26 年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算。

(第 24 号議案 朗読)

続きまして、363 ページでございます。第 25 号議案 平成 26 年度島本町大字桜井財産区特別会計予算。

(第 25 号議案 朗読)

続きまして、371 ページでございます。第 26 号議案 平成 26 年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算。

(第 26 号議案 朗読)

続きまして、379 ページでございます。第 27 号議案 平成 25 年度島本町大字大沢財産区特別会計予算。

(第 27 号議案 朗読)

ただいま朗読をいたしました第 10 号議案から第 27 号議案までの内容につきましては、議案書に添付をさせていただいておりますとおりでございます。よろしくお願いを申し上げます。

なお、各会計の平成 26 年度の予算案資料もあわせて提出させていただいております。ご参照いただければと存じます。

以上、よろしくご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町暴力団排除条例の制定について (案) 説明

それでは、引き続きまして、第 10 号議案 島本町暴力団排除条例の制定について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって住民生活の安全と平穏を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与するため、新たに条例を制定するものでございます。

近年、暴力団の活動は従来の民事介入暴力や行政対象暴力に加え、その組織実態を隠しながら公共工事への介入や公的給付金制度を悪用した詐欺事件が発生するなど巧妙かつ多種多様な資金獲得活動を行っております。

このため、大阪府におきましては、社会全体で暴力団排除を推進するという理念のもと、平成 23 年 4 月 1 日に「大阪府暴力団排除条例」が施行されております。また大阪府内 43 自治体のうち、独自の暴力団排除条例を制定している自治体は本年 4 月からの施行を含めると、40 自治体になるものと聞き及んでおります。

今般、暴力団の排除に関する基本理念などを大阪府と共有するとともに、「大阪府暴力団排除条例」では排除できない部分を補完することにより、暴力団排除を推進する姿

勢を明確に打ち出し、暴力団の排除に向けた実効性のある取り組みをより強化するものでございます。

それでは条文に従いまして、ご説明を申し上げます。1の3ページでございます。

まず、第1条でございます。条例の目的につきまして、規定するものでございます。

次に、第2条につきましては、本条例で使用する用語の定義を規定するものでございます。

次に、第3条につきましては、暴力団の排除は、「暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないこと」を基本とするとともに、「暴力団事務所の存在を許さないこととして、町、住民及び事業者が相互に連携を図りながら、協力して社会全体として推進しなければならない」ことを基本理念として規定するものでございます。

次に、第4条につきましては町の責務を、第5条につきましては住民及び事業者の役割を、それぞれ第3条の基本理念を踏まえ規定するものでございます。

次に、第6条につきましては、暴力団事務所が運営されないための活動その他の暴力団排除のための活動への住民及び事業者に対する支援等を規定するものでございます。

次に、第7条につきましては、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を規定するものでございます。

次に、第8条につきましては、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置を講ずることについて、規定するものでございます。

次に、第9条につきましては、公共工事等及び売払い等に関し不当介入を受けたときの町への報告等について規定するものでございます。

次に、第10条につきましては、公の施設における暴力団の排除について、規定するものでございます。

次に、第11条につきましては、町の事務及び事業を通じて、暴力団の利益とならないよう、暴力団の排除を図るため必要な措置を講ずることについて、規定するものでございます。

次に、第12条につきましては、青少年に対して暴力団の排除に関する指導または啓発が行われるよう、情報の提供その他の支援を行うことを規定するものでございます。

次に、第13条及び第14条につきましては、公共工事等及び売払い等において、暴力団員または暴力団密接関係者から不当介入を受けた者が、その不当介入を受けた旨の報告義務を怠った場合に、指導、勧告または公表することを規定するものでございます。

次に、第15条につきましては、町長等は必要があると認めるときは、所轄の警察署長の意見の聴取をできることを規定するものでございます。

次に、第16条につきましては、必要な事項を規則に委任することを規定するものでございます。

次に、附則でございます。

施行期日につきましては、周知期間の必要性及び所轄警察署等との協定書の締結に時間を要することから、本年8月1日から施行するものでございます。

条例施行にあたりましては、本町のみならず大阪府、住民及び事業者並びに関係団体と連携を図りながら、暴力団の利益となることがないように実効性のある取り組みを図ってまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、島本町暴力団排除条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について（案）説明

それでは、引き続きまして、第11号議案「島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、本町の附属機関として、新たに島本町清掃工場包括運営検討委員会等を置き、及び既設の附属機関を再編するため、所要の改正を行うものでございます。

それでは改正の内容につきまして、ご説明申し上げます。2の3ページでございます。

条例の別表中に、新たに「島本町清掃工場包括運営検討委員会」及び「島本町いじめ等対策委員会」を追加するものでございます。

島本町清掃工場包括運営検討委員会につきましては、担任する事務といたしまして、清掃工場の適正な運営を行うため、包括運営委託の導入に関すること並びに包括運営委託導入の際の事業者選定及び審査に関する事項について検討し、その結果を町長に報告するものでございます。

委員の定数といたしましては「4人以内」とし、委員の構成につきましては、「学識経験を有する者」とするものでございます。

また、島本町いじめ等対策委員会につきましては、担任する事務といたしまして、町立小・中学校におけるいじめ防止等について、教育委員会及び学校の要請に基づき、町立小・中学校におけるいじめ等の実態を把握し、有効な対策等を検討すること、重大な事案について調査すること並びにその他いじめ防止等に関する事項について検討及び調査し、教育委員会に意見を具申し、または報告するものでございます。

委員の定数といたしましては「5人以内」とし、委員の構成につきましては、「学識経験を有する者」及び「その他教育委員会が必要と認める者」とするものでございます。

次に、「島本町介護保険事業運営委員会」及び「島本町子ども・子育て会議」を再編するものでございます。

島本町介護保険事業運営委員会につきましては、担任する事務に新たに「介護保険事

業計画に関すること」及び「地域ケア会議に関すること」を追加するものでございます。

委員の定数につきましては現行の12人から13人とし、委員の構成といたしましては、新たに「大阪府茨木保健所の長又は長が推薦する者」を追加するものでございます。

併せて、島本町年長者サービス調整会議につきましては、島本町介護保険事業運営委員会への統合に伴い会議体を削除するものでございます。

また、島本町子ども・子育て会議につきましては、これまで町長の附属機関といたしておりましたが、子ども・子育て会議が担任する事務を勘案し、町長及び教育委員会の附属機関とするものでございます。

委員の定数及び構成につきましては、変更はございません。

施行期日につきましては、平成26年4月1日といたしております。

なお、附則におきまして、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正を併せて行い、別表第1に「清掃工場包括運営検討委員会委員」及び「いじめ等対策委員会委員」を追加するとともに「年長者サービス調整会議委員」を削除するものでございます。

最後に、本条例議決後の本町の附属機関につきましては、44の会議体となるものでございます。

以上、簡単ではございますが、島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町職員定数条例の一部改正について（案）説明

それでは、引き続きまして、第12号議案「島本町職員定数条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

今回の一部改正につきましては、平成26年4月1日からの機構改革等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、まず総数につきましては、前回の定数見直し時期である平成18年4月時点の職員数と平成26年4月見込みの職員数がほぼ同数であることから、改正はせず、現在と同じ279人とするものでございます。

次に各執行機関の定数についてでございますが、教育委員会につきましては保育所が町長部局から移管され、子育て支援窓口を教育委員会において一本化することから職員数の増員を予定しており、平成26年4月時点の予定職員数を勘案し、定数を20人増員し、70人とするものでございます。

次に、消防職員についてでございますが、近年の救急出動の増加や今後危惧される大規模地震等自然災害に対する防災力の強化のため、定数を4人増員し、43人とするもの

でございます。

なお、総数を変更しないことから、教育委員会及び消防職員の増員分につきましては、町長部局の定数を減員し、対応するものでございます。

以上、簡単ではございますが、島本町職員定数条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町青少年問題協議会設置条例の一部改正について（案）説明

それでは、引き続きまして、第13号議案 島本町青少年問題協議会設置条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が平成25年6月7日に成立し、平成25年6月14日に公布されたことによりまして、地方青少年問題協議会法の一部改正が行われ、平成26年4月1日に施行されることに伴い、改正するものでございます。

地方青少年問題協議会法の改正内容につきましては、これまで、第3条第2項におきまして「会長は、当該地方公共団体の長をもつて充てる。」、同条第3項におきまして「委員は、地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者（都道府県青少年問題協議会にあっては、家庭裁判所の職員を含む。）のうちから、当該地方公共団体の長が任命する。」とされていましたが、削除されるものでございます。

そのため、地方公共団体の条例におきまして、会長及び委員の資格要件を規定する必要が生じたことから、本町の条例につきましても、これらについて規定するものでございます。

改正内容につきましては、まず、1点目といたしまして、委員の資格要件を「関係行政機関の職員及び学識経験がある者」と規定し、「地方公共団体の議会の議員」が法律上の規定から削除されますことから、平成23年4月28日付け島議第59号で、島本町長宛に島本町議会議長名で通知のありました「議会選出の審議会等委員の取り扱いについて」に基づき、議会からの選出を差し控えるものでございます。

次に、2点目といたしまして、会長の資格要件を「委員の互選により定める」と規定するものでございます。当該協議会は町長の附属機関であることから、その性質上、附属機関の会長を町長が務めることは望ましくないものと判断し、委員の互選により会長を選出するものでございます。

次に3点目といたしまして、委員構成を精査し、定数を「20人以内」から「12人以内」に改めるものでございます。

次に、4点目といたしまして、所要の文言整理を行うものでございます。

なお、施行期日は、平成26年4月1日といたしますが、現在の委員の任期が平成26年7月22日までとなっておりますことから、経過措置を設け、現在の委員の任期中は、現行の体制で運用いたします。

以上、簡単ではございますが、島本町青少年問題協議会設置条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町営住宅条例の一部改正について（案）説明

それでは、引き続きまして、第14号議案 島本町営住宅条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、町営住宅への暴力団員の入居を制限するため、所要の改正を行うものでございます。

今回の改正につきましては、平成19年4月に、東京都町田市の都営住宅において暴力団員による立てこもり発砲事件が発生し、同年6月には「公営住宅における暴力団排除について」の国土交通省住宅局長名通知で公営住宅における暴力団排除の基本方針が示されるなど、公営住宅入居者の生活の安全と平穏を確保するため、全国の公営住宅において暴力団員の入居を認めないようにする取り組みが増加しております。大阪府内においても、大阪府や大阪市をはじめ、近隣市でも同様の取り組みが進められております。

このようなことから、本町におきましても、暴力団員の町営住宅の入居を制限し、もって入居者の安全・安心を確保するため、島本町営住宅条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。

1点目といたしまして、第5条（入居者資格）でございます。本条文は「新規入居者」に対する暴力団排除の規定でございます。第1項第7号及び第8号を新たに追加し、「入居者及び同居者が暴力団員でないこと。」を入居条件とし、暴力団排除を行うものでございます。

また、第1項本文中も改め、単身入居者及び被災者等も、同様に暴力団員でないことを入居条件とするものでございます。

2点目といたしまして、第6条（入居者資格の特例）でございます。第1項本文中を改め、公営住宅建替事業等の事由により新たな町営住宅へ移転入居する既存入居者に対して「入居者及び同居者が暴力団員でないこと。」を入居条件とし、暴力団排除を行うものでございます。

また、第2項本文中を改め、被災者等が単身入居者である場合も、同様に暴力団員でないことを入居条件とするものでございます。

3点目といたしまして、第11条（入居の決定又は承認の取消し）でございます。第1項第4号「入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。」を新たに追加し、入居前の入居決定者に対しても暴力団排除を行うものでございます。

4点目といたしまして、第29条（町営住宅の明渡し請求）でございます。本条文は、「既存入居者」に対する暴力団排除の規定でございます。第1項第6号「入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。」を新たに追加し、既存入居者が暴力団員である場合には住宅の明け渡し請求を行うことができるよう規定するものでございます。

また、第4項本文中を改め、暴力団員であることを事由として明け渡し請求を行った場合は、近傍同種住宅家賃の2倍以内の金銭を徴収することができるよう規定するものでございます。

第5項及び第7項は、第1項第6号を追加することに伴う「号ずれ」を改めるものでございます。

5点目といたしまして、第47条（意見の聴取）でございます。本条文は「新規入居者」及び「既存入居者」が暴力団員に該当するか否かについて、所轄の警察署長に対して意見照会を行うため、新たに設ける規定でございます。

6点目といたしまして、目次第4章補則、第48条（過料）及び第49条（委任）につきましては、第47条（意見の聴取）の追加に伴う「条ずれ」を改めるものでございます。

最後に、附則でございます。

施行期日につきましては、平成26年8月1日から施行するものです。

以上、簡単ではございますが、島本町営住宅条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について(案)説明

それでは、引き続きまして、第15号議案 島本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

消防団員の処遇の改善を図るため、所要の改正等を行うものでございます。

第12条第1項は、団員の報酬に関する規定でございます。今回の改正は、消防団員の中でも、日頃、消防団活動の中心となり災害活動等に従事する団員、班長の年額報酬を一律3千円引き上げるものでございます。班長にあっては現行の3万1千円を3万4千円に、団員にあっては現行の2万9千円を3万2千円に改め、同条第1項、第2項の金額にそれぞれ「円」を追加し、文言の整理を行うものでございます。

引上げ額につきましては、北摂各市町における年額報酬額の平均を本町と比較し、班長が2,563円低額となっていますことから3千円引き上げ、団員にあっては現行班長とは

2千円の開きがあることから、同額の3千円を引き上げるものでございます。

なお、増額の対象となる団員数は108人で、年間の団員報酬額の増額分といたしましては32万4千円を見込んでおります。

施行期日については、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、島本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平成26年度島本町一般会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第16号議案 平成26年度島本町一般会計予算について、ご説明申し上げます。

我が国経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略により、実質GDPがプラス成長になるなど景気回復の途上にあります。これを受けて、平成26年度の国の予算編成においては、経済社会の構造変化に対応しつつ重点化・効率化を進め、歳出を抑制する方針とされたところです。

このような中で、平成26年度の地方財政対策では、社会保障の充実などを含め、地方の安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額について、前年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされました。

本町の平成26年度当初予算については、経常的経費に加え、これまでの課題事業に対応した施策的経費を中心に予算編成いたしました。特に住民生活の安全・安心の確保として、学校施設の耐震化を集中して推進するとともに、地域防災施設の整備、子育て支援、地域福祉の充実など優先的に実施しなければならない事業について、順次対応できるよう予算を確保したところです。これらの諸事業を着実に推進するため、議会の皆様方にご審議賜りたく、提案させていただくものでございます。

なお、平成26年度当初予算案は、予算調製時点における国の方針に基づいて策定させていただいており、今後、新たに国の方針の詳細が示されれば、年度中の補正予算において、改めてご審議いただきたいと考えております。

平成26年度当初予算は、第1条に定めておりますとおり、歳入歳出総額104億4,400万円を計上しています。予算規模としては、骨格予算であった前年度当初予算に比べ14億8,800万円、率にして16.6%の大幅な増となっています。

この主な要因は、防災行政無線整備3億8,945万1千円、学校施設耐震化事業8,750万円、町立小学校給食棟設置事業2億8,478万5千円等のほか、本年4月からの消費税率引上げに伴う暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金7,891万6千円及び子育て世帯臨時特例給付金3,649万4千円を予算措置していることによるものです。

第2条の債務負担行為の設定は、「第2表 債務負担行為」でお示ししています。

常任委員会等反訳料については、従前の単年度契約を複数年契約の入札とすることによるものです。

大阪府議会議員選挙ポスター掲示場作成等業務委託については、平成27年4月執行予定の大阪府議会議員選挙に際し、契約期間が2ヵ年度にまたがるため、設定が必要となるものです。

また福祉ふれあいバス賃貸借についても、リース契約期間が2ヵ年度にまたがるため、設定が必要となるものです。

緊急通報システム管理業務委託については、従前の単年度契約を複数年契約の入札とすることによるものです。

清掃工場施設改修工事については、通常の補修工事に加え、コンピュータ制御装置の更新を予定していますが、工期が2ヵ年度にまたがるため設定が必要となるものです。

町立小学校給食棟設置事業については、第一小学校及び第三小学校の給食棟の整備を校舎の耐震化にあわせて進める必要があり、工期が2ヵ年度にまたがるため、設定が必要となるものです。なお、整備にあたっては、現在事務を進めている小学校耐震化補強工事实施設計業務の状況を踏まえながら、迅速に対応するものです。

教育用コンピュータ賃貸借（中学校）については、各中学校のパソコン及び周辺機器等のコンピュータ機器はすでにリース期間を満了しており、現在も継続して使用していますが、老朽化など継続使用が困難となっているため更新するものです。

第3条の地方債は、「第3表 地方債」でお示ししています。

総務債では、防災行政無線整備事業にかかる財源として、公共事業等債1億7,520万円を計上しています。

消防債では、高規格救急自動車の更新及び分団小型動力ポンプの更新にかかる財源として、3,060万千円を計上しています。

教育債では、第一小学校及び第三小学校の給食棟設置にかかる財源として、2億150万円を計上しています。

臨時財政対策債は、前年度と同額の5億9千万円を計上しています。

退職手当債は、町職員の退職に対応するため5,710万円を計上しています。

第4条の「一時借入金」の借入最高額は、前年度と同額の5億円を設定しています。

歳入

[1] 町税は、前年度に比べ6,664万8千円、率にして1.5%増の総額45億3,103万9千円を計上しています。

①町民税個人分は、前年度に比べ295万9千円減の17億4,550万6千円を計上してい

ます。これは「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行に伴い、本年度から10年間、均等割の標準税率を500円加算とするものの、高額納税者の退職により減額となるものです。

②町民税法人分は、前年度に比べ3,779万4千円増の5億5,350万1千円を計上しています。これは、町内の企業の業績が若干回復傾向にあることや、過去の申告状況等を勘案した結果、増額となるものです。

③固定資産税は、前年度に比べ2,633万7千円増の17億3,634万7千円を計上しています。これは、小規模な住宅の開発の増加や事務所・店舗の新築等に伴い、土地・家屋ともに増加が見込まれるものです。

④国有資産等所在市町村交付金は、昨年度と同額の2,630万3千円を計上しています。

⑤軽自動車税は、前年度に比べ58万6千円増の2,131万8千円を計上しています。これは、軽四乗用の取得台数が増加していることによるものです。

⑥町たばこ税は、前年度に比べ342万1千円減の9,882万4千円を計上しています。これは、平成25年度決算見込みを勘案し減額となるものです。

⑦特別土地保有税は、滞納分として科目設定1千円を計上しています。

⑧都市計画税は、前年度に比べ831万1千円増の3億4,923万9千円を計上しています。これは、固定資産税と同様の理由によるものです。

[2] 地方譲与税は、前年度予算及び「地方財政計画」を勘案し、5,200万円を計上しています。

[3] 利子割交付金は、前年度予算及び「地方財政計画」を勘案し、1,900万円を計上しています。

[4] 配当割交付金は、前年度予算及び「地方財政計画」を勘案し、2,800万円を計上しています。

[5] 株式等譲渡所得割交付金は、前年度予算及び「地方財政計画」を勘案し、400万円を計上しています。

[6] 地方消費税交付金は、前年度に比べ2,500万円、率にして10.5%増の2億6,400万円を計上しています。これは、本年4月からの地方消費税率引き上げに伴い増額となるものですが、消費税の納入などが平準化するまでには一定期間を要することから、本年度は限定的な増額となっています。

なお、本年度の地方消費税収の12分の2に相当する額については、「社会保障施策に要する経費」に充てるものとされています。

[7] ゴルフ場利用税交付金は、前年度予算及び「地方財政計画」を勘案し、4,500万円を計上しています。

[8] 自動車取得税交付金は、前年度に比べ1,400万円、率にして53.8%減の1,200万円を計上しています。これは、税制改正に基づき消費税率8%の段階で自動車取得税の税率が引き下げられることから、減額となるものです。

[9] 地方特例交付金は、前年度予算及び「地方財政計画」を勘案し、2,800万円を計上しています。

[10] 地方交付税は、前年度と同額の12億円を計上しています。

①普通交付税については、前年度と同額の10億円計上しています。普通交付税については、基準財政収入額と基準財政需要額の差を財源補てんするために交付されています。平成26年度の積算にあたっては、前年度の確定額及び「地方財政計画」を勘案したものです。

②特別交付税についても、前年度予算及び地方財政計画を勘案し、前年度と同額の2億円計上しています。

なお、特別交付税は、従前は交付税総額の6%とされていたものを段階的に縮減することとなっていますが、平成27年度までの東日本大震災の集中復興期間中は、現行の割合が維持される予定です。

[11] 交通安全対策特別交付金は、前年度予算及び前年度決算見込みを勘案し、前年度と同額の400万円を計上しています。

[12] 分担金及び負担金については、前年度に比べ488万6千円、率にして2.3%減の2億822万5千円を計上しています。この主な要因は、児童福祉費負担金のうち保育所保育料において平均保育料実績と入所児童見込数を勘案した結果、減額となるものです。

[13] 使用料及び手数料については、前年度に比べ351万5千円、率にして1.8%減の1億9,258万2千円を計上しています。この主な要因は、町営住宅使用料が前年度の決算見込みなどを勘案し減額となるものです。

[14] 国庫支出金は、前年度に比べ2億7,409万2千円、率にして27.7%増の12億6,532万8千円を計上しています。

①国庫負担金については、前年度に比べ545万8千円、率にして0.6%増の8億6,355万3千円を計上しています。この主な要因は、民生費の歳出において、障害者自立支援給付費や生活保護にかかる経費などが増額となっていることによるものです。

②国庫補助金は、前年度に比べ2億7,726万7千円、率にして238.8%増の3億9,335万2千円を計上しています。

総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度補助金2,022万3千円については、社会保障・税番号制度に伴う住民基本台帳システムの改修に係る費用の財源として計上しています。

民生費国庫補助金のうち、社会福祉費補助金1億1,541万円については、本年4月からの消費税率引上げに伴う暫定的・臨時的な措置として行う臨時福祉給付金事業及び子育て世帯臨時特例給付金事業に係る財源として計上しています。

土木費国庫補助金の防災・安全交付金2億962万8千円については、防災行政無線整備事業、民間建築物耐震補助事業及び公共施設耐震診断等に係る財源として計上しています。

教育費国庫補助金のうち、学校施設環境改善交付金760万円については、町立小学校給食棟設置事業にかかる財源として計上しています。

③国庫委託金は、前年度に比べ863万3千円、率にして50.6%減の842万3千円を計上しています。この主な要因は、前年度には参議院議員通常選挙にかかる財源があったことによるものです。

[15] 府支出金は、前年度に比べ2億4,317万1千円、率にして48.7%増の7億4,269万千円を計上しています。

①府負担金は、前年度に比べ532万3千円、率にして1.8%増の3億579万8千円を計上しています。この主な要因は、民生費の歳出において障害者自立支援給付費や、国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計の財政基盤の強化に係る経費などが増額となっていることによるものです。

②府補助金は、前年度に比べ2億3,405万8千円、率にして159.1%増の3億8,113万3千円を計上しています。

民生費府補助金のうち、地域福祉・子育て支援交付金3,401万3千円については、小地域ネットワーク活動推進事業、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置促進事業、地域子育て支援事業、保育所整備事業、乳幼児療育支援事業などの財源として計上しています。

また、児童福祉費補助金の安心こども基金事業補助金のうち、施設整備事業2億1,390万1千円については、(仮称)島本町高浜学園施設整備事業補助にかかる財源を計上しています。

福祉医療助成費補助金については、前年度において衛生費府補助金で予算計上していた年長者医療費助成事業補助金、障害者医療費助成事業補助金、ひとり親家庭医療費助成事業補助金及び乳幼児医療費助成事業補助金について、予算の組み替えを行い、引き続き年長者、障害者、ひとり親家庭及び乳幼児を対象とした医療費助成にかかる財源として計上しています。

③府委託金は、前年度に比べ379万円、率にして7.3%増の5,576万4千円を計上しています。この主な要因は、総務費府委託金のうち、選挙費委託金において、大阪府議会議員選挙事務にかかる財源を計上していることによるものです。

[16] 財産収入は、前年度に比べ123万5千円、率にして19.1%減の522万1千円を計上しています。この主な要因は、前年度に物品調達基金を廃止したことに伴い、財産運用収入が減額となることによるものです。

[17] 寄附金は、前年度に比べ15万1千円、率にして2.3%増の684万7千円を計上しています。この要因は、不法投棄パトロール事業にかかる経費の増に伴い、増額となるものです。

[18] 繰入金は、前年度に比べ5億5,394万9千円、率にして483.1%増の6億6,860万9千円を計上しています。

前年度は当初予算について骨格予算で対応したのですが、町長町議会議員選挙後に編成した補正予算後の繰入金(1億3,589万5千円)との比較においても、5億3,271万4千円の増となっています。

本年度の歳出予算における臨時的経費の主なものは、次のとおりです。

委託料では、小学校耐震補強工事実施設計や戸籍電算化関連業務などの臨時経費の増により、前年度に比べ3億5,458万1千円の増額となっています。

工事請負費では、防災行政無線整備工事、小学校給食棟設置工事、ふれあいセンター施設補修等の経費の増により、前年度に比べ6億6,673万4千円の増額となっています。

負担金、補助及び交付金では、(仮称)島本町高浜学園施設整備事業補助や臨時福祉給付金事業などにより、3億5,079万5千円の増額となっています。

これらのことから、歳出総額は、前年度に比べ14億8,800万円の大幅な増額となっています。

一方、歳入では、自主財源の多くを占める町税が、前年度に比べ6,664万8千円の増額となりますが、地方交付税は、前年度と同額を見込んでいます。

また、国・府支出金、町債については、特定事業の財源でありそれぞれ増額となっています。

以上のことから、本年度当初予算では臨時的経費への対応が大幅に増加するため、財源不足額は前年度と比べ、5億5,394万9千円の増額となるものです。

今後におきましても、多くの課題事業に対応して行かなければならない状況にあり、引き続き行財政全般にわたる事業の見直しを進め、計画的な行財政運営を進める必要があります。

本年度の基金からの繰入金の内訳については、次のとおりです。

①公共施設整備積立基金繰入金2億5,500万円については、ふれあいセンター、清掃工場、学校、町道などの各公共施設整備に係る財源として繰り入れるものです。

②減債基金繰入金5,000万円については、町営緑地公園住宅にかかる町債償還等の財源として繰り入れるものです。

③財政調整基金繰入金3億6,360万9千円については、その他一般財源の不足分を補うため繰り入れるものです。

[19] 諸収入は、前年度に比べ292万5千円、率にして2.7%増の1億1,305万4千円を計上しています。この主な要因は、三島救命救急センターへの貸付金が増額となることから、貸付金返還収入においても増額となるものです。

[20] 町債については、前年度に比べ3億2,470万円、率にして44.5%増の10億5,440万円を計上しています。その内訳は「第3表 地方債」でご説明したとおりです。

歳 出

[1] 議会費は、前年度に比べ80万1千円、率にして0.6%減の1億4,180万6千円を計上しています。

[2] 総務費は、前年度に比べ5億9,742万7千円、率にして50.9%増の17億7,223万1千円を計上しています。

(1) 総務管理費

①一般管理費は、前年度に比べ1,249万円、率にして2.1%増の6億1,501万1千円を計上しています。人件費のうち、一般職給が前年度に比べ1,550万8千円増額となっていることによるものです。

②財産管理費は、前年度に比べ876万7千円、率にして12.1%増の8,147万9千円を

計上しています。これは主に、町有地である阪急水無瀬駅前のタクシー車庫跡地に残る建物の解体撤去工事等を行うことによるものです。

③防災計画費は、前年度に比べ3億7,888万8千円、率にして1299.9%増の4億969万4千円を計上しています。これは主に平成25年度に実施した防災行政無線実施設計を受け、今年度、再整備工事の実施及び工事にかかる施工監理業務に計3億8,945万1千円を要することから大幅に増額となるものです。その他、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの更新、大阪府・三島地域4市1町合同訓練負担金を計上しています。

④電算処理費は、前年度に比べ837万4千円、率にして9.4%増の9,769万7千円を計上しています。これは主に、物品調達基金を平成25年度末で廃止することに伴い、コピー用紙を一般会計において購入するようになったこと及び社会保障・税番号制度の導入に伴う調査を実施することから、増となるものです。

⑤財務会計費は、前年度に比べ155万5千円、率にして54.4%増の441万1千円を計上しています。これは主に、前年度に賃金・報酬管理システムを導入したことによるものです。

⑥企画費は、前年度に比べ152万3千円、率にして67.3%減の74万円を計上していません。

⑦広報費は、前年度に比べ188万5千円、率にして6.2%増の3,220万4千円を計上しています。

⑧自治推進費は、前年度に比べ357万4千円、率にして43.5%増の1,178万8千円を計上しています。これは、第二コミュニティセンターにAEDを設置する他、施設補修を実施するため補助金を増額していること、また前年度まで(款)教育費、(項)社会教育費に計上していたボランティア活動活性化事業にかかる予算を移動することによるものです。

⑨人権推進費は、前年度に比べ49万8千円、率にして12.6%減の346万9千円を計上しています。

⑩男女共同参画推進費は、前年度まで女性施策費としていたものの名称を改め、前年度並みの116万7千円を計上しています。

⑪人権文化センター費は、前年度に比べ765万2千円、率にして101.9%増の1,515万9千円を計上しています。これは主に、人権文化センター耐震診断業務等を行うことによるものです。

⑫公平委員会費は、前年度に比べ9万2千円、率にして56.4%増の25万5千円を計上しています。

⑬財政調整基金等積立金は、前年度に比べ23万5千円、率にして5.1%減の440万円を計上しています。

⑭ふれあいセンター管理費は、前年度に比べ1億3,016万9千円、率にして101.8%増の2億5,798万9千円を計上しています。これは主に、平成25年9月末をもって廃止した住民ホールの解体撤去工事を行うことによるものです。

(2) 徴税费

①税務総務費は、前年度に比べ837万9千円、率にして8.7%減の8,815万7千円を計上しています。

②賦課徴収費は、前年度に比べ351万7千円、率にして12.9%増の3,080万7千円を計上しています。これは主に、平成27年度の固定資産税の評価替えや徴収事務にかかる経費が増となったことによるものです。

③固定資産評価審査委員会費は、前年度に比べ3万1千円、率にして15.7%減の16万6千円を計上しています。

(3) 戸籍住民基本台帳費

戸籍住民基本台帳費は、前年度に比べ6,629万5千円、率にして154.8%増の1億910万8千円を計上しています。これは、戸籍の電算化にかかる経費と個人番号制度施行に伴うシステム改修を行う必要があることから、増となるものです。

(4) 選挙費

①選挙管理委員会費は、50万8千円を計上しています。

②選挙常時啓発事業費は、8万1千円を計上しています。

③大阪府議会議員選挙費は、平成27年4月執行予定の大阪府議会議員選挙に要する経費として317万1千円を計上しています。

④農業委員選挙費は、平成26年7月執行予定の農業委員選挙に要する経費として45万5千円を計上しています。

(5) 統計調査費

諸統計費は、前年度に比べ104万5千円、率にして48.0%増の322万2千円を計上しています。本年度は全国消費実態調査、商業統計調査、農林業センサス及び経済センサス基礎調査の実施年度であることから、調査実施に必要となる経費を計上しています。

(6) 監査委員費

監査委員費は、前年度並みの109万3千円を計上しています。

[3] 民生費は、前年度に比べ5億9,927万9千円、率にして18.9%増の37億7,309万3千円を計上しています。

(1) 社会福祉費

①社会福祉総務費は、前年度並みの1億6,769万6千円を計上しています。

②障害者福祉費は、前年度に比べ1,950万2千円、率にして4.6%増の4億4,761万円

を計上しています。これは、障害福祉サービス利用見込みの増加により増額となるものです。

③行旅病人及び死亡人取扱費は、前年度並みの34万2千円を計上しています。

④年長者福祉費は、前年度に比べ430万4千円、率にして13.4%増の3,634万2千円を計上しています。

⑤国民健康保険費は、前年度に比べ2,029万4千円、率にして11.3%増の2億7万3千円を計上しています。

⑥後期高齢者医療費は、前年度に比べ1,038万2千円、率にして3.2%増の3億3,190万3千円を計上しています。

⑦介護保険費は、前年度に比べ2,545万8千円、率にして8.5%増の3億2,594万円を計上しています。これは、介護給付費の増加傾向による法定割合負担分の増及び地域包括支援センターにおける予防給付にかかる費用を介護保険事業特別会計から組み替えたことにより増となるものです。

⑧母子福祉費は、前年度に比べ489万2千円、率にして41.0%減の703万3千円を計上しています。これは、母子生活支援施設の利用見込みの減によるものです。

⑨福祉医療助成費は、1億5,627万1千円を計上しています。これは、従前、(款)衛生費、(項)保健衛生総務費に計上していた年長者・障害者・ひとり親家庭・乳幼児等に対する医療費助成の予算を、民生費に移動したものです。

⑩臨時福祉給付金事業費は、7,891万6千円を計上しています。これは、平成26年4月からの消費税率引上げに伴い、低所得者への影響を緩和するため支給される給付金にかかる事業費を計上したものです。

⑪子育て世帯臨時特例給付金事業費は、3,649万4千円を計上しています。これは、平成26年4月からの消費税率引上げに伴い、子育て世帯への影響を緩和するため支給される給付金にかかる事業費を計上したものです。

(2) 児童福祉費

①児童福祉総務費は、前年度に比べ2,210万2千円、率にして12.6%増の1億9,809万3千円を計上しています。子ども・子育て支援新制度の本格実施に向けて事業計画の策定及び電算システム構築委託料が増となっています。

②児童措置費は、前年度に比べ1億8,349万2千円、率にして18.3%増の11億8,584万6千円を計上しています。保育ニーズの高まりにより、社会福祉法人が開設を進めている保育所(仮称)島本町高浜学園に対する施設整備事業補助金等を計上したものです。

③児童福祉施設費は、前年度に比べ1,718万1千円、率にして6.2%増の2億9,649万7千円を計上しています。本年度は、町立第二保育所の耐震診断業務を計上しております。

(3) 生活保護費

①生活保護総務費は、前年度に比べ361万1千円、率にして12.5%増の3,260万5千円を計上しています。

②扶助費は、前年度に比べ2,751万5千円、率にして11.9%増の2億5,892万7千円を計上しています。これは、被保護者の増加によるものです。

(4) 国民年金費

国民年金総務費は、前年度に比べ221万3千円、率にして15.0%減の1,250万4千円を計上しています。

(5) 災害救助費

災害救助費は、科目設定として災害弔慰金1千円を計上しています。

[4] 衛生費は、前年度に比べ7,623万3千円、率にして7.5%減の9億3,784万5千円を計上しています。

(1) 保健衛生費

①保健衛生総務費は、前年度に比べ1億2,916万6千円、率にして51.0%減の1億2,389万3千円を計上しています。これは、年長者・障害者・ひとり親家庭・乳幼児等に対する医療費助成の予算を、民生費に移動したことによるものです。

②保健ヘルス事業費は、前年度に比べ1,280万6千円、率にして14.0%増の1億419万9千円を計上しています。これは、前年度補正予算において妊婦健康診査公費負担の拡充を図ったことによるものです。

③予防費は、前年度に比べ343万6千円、率にして4.2%増の8,606万6千円を計上しています。これは、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種者の増によるものです。

④特設水道費は、大沢地区特設水道施設事業特別会計への繰出金として483万5千円を計上しています。

(2) 環境衛生費

①生活環境総務費は、前年度に比べ635万2千円、率にして14.6%増の4,978万6千円を計上しています。これは主に、5年に一度策定する「生活排水処理基本計画」にかかる費用や、所有者不明猫の避妊・去勢に対する補助金を計上していることによるものです。

②環境保全費は、前年度に比べ901万円、率にして95.1%増の1,848万1千円を計上しています。これは、前年度から実施している「環境基本計画」策定にかかる経費を計上していることによるものです。

(3) 清掃費

①清掃総務費は、前年度に比べ471万6千円、率にして21.3%減の1,747万1千円を

計上しています。

②塵芥処理費は、前年度に比べ2,030万2千円、率にして5.0%増の4億2,523万7千円を計上しています。これは主に、前年度に比べて電気代が値上がりしていることなどによるものです。また、清掃工場の包括運営について附属機関での検討にかかる経費を計上しています。

③し尿処理費は、前年度に比べ544万8千円、率にして5.3%増の1億787万7千円を計上しています。これは主に、前年度に比べて処理用薬品や電気代が値上がりしていることなどによるものです。

[5] 農林水産業費は、前年度に比べ359万1千円、率にして3.8%減の9,104万6千円を計上しています。

(1) 農業費

①農業委員会費は、前年度並みの224万7千円を計上しています。

②農業総務費は、前年度に比べ322万8千円、率にして16.8%増の2,243万円を計上しています。これは主に、農地台帳の電子システム化に要する経費を計上していることによるものです。

③農業振興費は、前年度に比べ12万2千円、率にして4.5%増の283万3千円を計上しています。

④農業土木費は、前年度に比べ731万円、率にして11.7%減の5,506万4千円を計上しています。これは主に、玉子排水機場にかかる負担金の負担率を見直したことによるものです。

(2) 林業費

林業振興費は、前年度並みの847万2千円を計上しています。

[6] 商工費は、前年度に比べ21万9千円、率にして1.4%増の1,566万1千円を計上しています。

①商工振興費は、前年度並みの1,356万3千円を計上しています。

②消費対策費は、前年度に比べ32万3千円、率にして18.2%増の209万8千円を計上しています。

[7] 土木費は、前年度に比べ5,001万円、率にして6.0%減の7億8,578万2千円を計上しています。

(1) 土木管理費

①土木総務費は、前年度に比べ1,458万1千円、率にして18.8%増の9,205万5千円を計上しています。

②美化推進費は、前年度に比べ352万3千円、率にして10.2%増の3,821万8千円を計上しています。

(2) 道路橋りょう費

①道路維持費は、前年度に比べ3,647万9千円、率にして137.1%増の6,309万4千円を計上しています。本年度は、国の防災・安全交付金を活用し、道路ストック総点検業務及び桜井跨線橋補修・耐震設計業務を実施します。

②道路新設改良費は、前年度に比べ1億215万円、率にして96.0%減の430万円を計上しています。平成26年度に完成予定の、町道尺代5号線整備にかかる経費を計上しています。

(3) 河川費

河川維持費は、前年度に比べ1,340万7千円、率にして44.1%減の1,701万4千円を計上しています。これは主に、前年度は豪雨による土砂等の浚渫工事を計上していたため、減となったものです。

(4) 都市計画費

①都市計画総務費は、前年度に比べ109万5千円、率にして3.8%増の2,977万8千円を計上しています。

②浸水対策事業費は、前年度に比べ146万2千円、率にして91.0%増の306万9千円を計上しています。本年度は、小畑水路ポンプ場のポンプ取替工事を実施します。

③公園費は、前年度に比べ412万1千円、率にして25.2%増の2,049万9千円を計上しています。本年度は、都市公園台帳補正業務を実施します。

④公共下水道費は、前年度と同額の4億7,500万円を計上しています。

(5) 住宅費

住宅管理費は、前年度に比べ188万5千円、率にして18.5%増の1,206万1千円を計上しています。本年度は、町営緑地公園住宅の消防設備の更新を実施します。

(6) 交通防犯対策費

①交通安全対策費は、前年度並みの1,472万3千円を計上しています。

②防犯費は、前年度に比べ189万8千円、率にして13.5%増の1,597万1千円を計上しています。これは主に、前年度に比べて電気代が値上がりしていることなどによるものです。

[8] 消防費は、前年度に比べ3,802万3千円、率にして11.9%増の3億5,743万3千円を計上しています。

①非常備消防費は、前年度並みの1,999万6千円を計上しています。

②常備消防費は、前年度に比べ1,220万2千円、率にして4.2%増の3億429万2千円を計上しています。

③消防施設費は、前年度に比べ2,514万5千円、率にして314.3%増の3,314万5千円を計上しています。これは主に、高規格救急自動車及び消防団の分団小型動力ポンプ更新によるものです。

[9] 教育費は、前年度に比べ4億5,138万8千円、率にして49.4%増の13億6,474万円を計上しています。

(1) 教育総務費

①教育委員会費は、前年度並みの108万7千円を計上しています。

②事務局費は、前年度に比べ221万9千円、率にして1.5%増の1億4,615万5千円を計上しています。これは主に、人件費の増及びスクールソーシャルワーカーの配置回数の増によるものです。

③教育センター費は、前年度に比べ12万7千円、率にして2.3%増の563万6千円を計上しています。これは主に、スクールカウンセラー及び特別支援教育相談員の配置回数の増によるものです。

④放課後子ども支援費は、前年度まで学童保育費としていたものに、前年度まで社会教育費に計上していた放課後子ども教育推進事業にかかる予算を移動して名称を改めたもので、前年度に比べ1,035万9千円、率にして14.7%増の8,068万1千円を計上しています。これは主に、報酬及び賃金が増となることによるものです。

(2) 小学校費

①学校管理費は、前年度に比べ4億621万3千円、率にして189.3%増の6億2,077万2千円を計上しています。本年度は、各小学校の耐震補強工事にかかる実施設計業務、第四小学校の下水道切り替え工事を実施します。また、各小学校の耐震補強工事にかかる実施設計の状況を最終確認したうえで、必要に応じて第一小学校及び第三小学校の給食棟設置工事を実施します。

②教育振興費は、前年度に比べ315万2千円、率にして8.1%増の4,184万2千円を計上しています。これは主に、前年度の途中からリースを開始した各小学校のパソコン及び周辺機器等にかかる賃借料の増によるものです。

(3) 中学校費

①学校管理費は、前年度に比べ1,638万5千円、率にして24.4%増の8,354万8千円を計上しています。本年度は、第二中学校の給食棟設置工事に係る実施設計業務を実施します。

②教育振興費は、前年度並みの2,267万3千円を計上しています。本年度は、各中学校のパソコン及び周辺機器等の更新を行います。

(4) 幼稚園費

幼稚園費は、前年度に比べ2,113万5千円、率にして18.9%増の1億3,307万5千

円を計上しています。これは主に、施設の老朽化に対応するための工事請負費の増によるものです。また、本年度は、第二幼稚園の耐震診断を実施します。

(5) 社会教育費

①社会教育総務費は、前年度に比べ626万2千円、率にして5.7%増の1億1,566万4千円を計上しています。

②青少年費は、前年度に比べ150万6千円、率にして10.9%減の1,229万円を計上しています。これは主に、放課後子ども教室推進事業にかかる予算を放課後子ども支援費に移動したため、減となるものです。

③文化財保護費は、前年度並みの1,771万5千円を計上しています。

④歴史文化資料館管理費は、前年度に比べ37万5千円、率にして7.8%増の516万円を計上しています。

⑤史跡桜井駅跡管理費は、前年度に比べ313万3千円、率にして83.3%減の62万8千円を計上しています。これは主に、計画的に実施してきた高木剪定業務が終了したことにより、減となるものです。

⑥生涯学習費は、前年度に比べ92万9千円、率にして9.7%減の863万8千円を計上しています。これは主に、ボランティア活動活性化事業にかかる予算を(款)総務費、(項)総務管理費に移動したため、減となるものです。

⑦図書館費は、前年度に比べ206万6千円、率にして6.6%増の3,336万円を計上しています。

⑧スポーツ推進費は、前年度に比べ1,119万8千円、率にして23.8%減の3,581万6千円を計上しています。これは主に、老朽化した町立プールの開設を本年度は見送ることによるものです。

[10] 災害復旧費は、前年度と同額の420万円を計上しています。

[11] 公債費は、前年度に比べ6,770万1千円、率にして5.4%減となる11億8,516万3千円を計上しています。

元金については、前年度に比べ4,785万3千円、率にして4.5%減の10億2,686万9千円を計上しています。これは主に、平成15年度に借換えを行った地域総合整備事業債の償還が終了したことから、減となるものです。

次に、利子については、前年度に比べ1,984万8千円、率にして11.1%減の1億5,829万4千円を計上しています。これは主に、前年度に借換えを行った地域総合整備事業債の利率が確定したことによるものです。

一時借入金利子については、年度内の一時的な資金需要に対応するため、計上しています。

なお、本年度につきましても、基金保有残高を踏まえ、基金からの資金流用を優先することとし、前年度と同額の169万9千円を計上しています。

[12] 予備費は、前年度と同額の1,500万円を計上しています。

以上、簡単ではございますが、平成26年度島本町一般会計予算の説明とさせていただきます。

なお、予算のプロフィール（重点項目、予算内訳表、主な普通建設事業等の参考資料）もご参照いただきたく存じます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平成26年度島本町土地取得事業特別会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第17号議案 平成26年度島本町土地取得事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

土地取得事業特別会計は、土地開発基金の活用及び公共用地先行取得等事業債の借入れにより、自主的、主体的なまちづくりを円滑に推進すべく、公共用地の先行取得等公有地の確保を図ることを目的としております。

平成26年度予算総額は、第1条のとおり、歳入歳出総額2億7,390万円で、前年度より40万円の増額となっています。

「歳入」ですが、財産収入の利子及び配当金では、土地開発基金の利子収入として、前年度と同額の45万円を計上しています。

次に、繰入金の土地開発基金繰入金では、公共用地の先行取得が円滑に行えるように、土地開発基金保有額の範囲内である2億7,345万円を計上しています。

「歳出」ですが、公共用地先行取得費では、歳入の繰入金でご説明させていただいたとおり、土地開発基金保有額の範囲内で事業実施できるよう、2億7,345万円を計上しています。

諸支出金45万円については、土地開発基金から生じる利子収入として、当該基金に積み立てるべく、歳入と同額を計上しています。

以上、簡単ではございますが、平成26年度島本町土地取得事業特別会計の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平成26年度島本町国民健康保険事業特別会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第18号議案 平成26年度島本町国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

国民健康保険制度を取り巻く環境は極めて流動的であり、加速する高齢化や医療技術の高度化、生活習慣病の増加等に伴う医療費の増加、また都道府県調整交付金の交付基準の見直し、広域化支援方針等が事業運営に大きな影響を与えております。一方では、景気の低迷等により経済成長が望めない状況で、雇用情勢の悪化は続き、無職者や非正規労働者などの低所得者層の加入の増加は低迷する保険料収納率に影響をあたえ、保険料収入は増加せず、大変厳しい財政運営が続いております。

年々増加する医療費は、国民健康保険財政を逼迫させる主な要因であることは言うまでもありません。このため、疾病（生活習慣病）の予防に重点を置いた保健事業を推進するとともに、医療費を削減するという観点から、資格点検事務、第三者行為損害賠償請求事務、レセプト点検事務等の強化を図ってまいります。

また、ジェネリック医薬品の希望カード配布及び差額通知を実施することで後発医薬品の普及促進をしており、平成26年度ではレセプトデータからの医療費分析を行い、さらなる医療費の適正化に努めてまいります。

さて、こうした背景、状況を踏まえ編成いたしました平成26年度の予算総額は34億7千万円で、前年度に比べ、1億5,700万円、率にして4.7%の増となっております。

それでは、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

まず、保険料でございます。保険料の算定につきましては、歳出から国庫支出金をはじめとする歳入の一部を除きました額を、保険料として加入者の皆さんに賦課する仕組みとなっております。本年度の保険料につきましては、一般被保険者の医療費総額、後期高齢者支援金等、共同事業拠出金の増に伴い、前年度に比べ、一般被保険者の現年分保険料総額で3,996万4千円の増となっておりますが、年間平均被保険者数を100人減と見込んでおり、1人当たり年間保険料は10万5,534円と、前年度に比べ7,116円、率にして7.2%の増となっております。また退職被保険者の現年分保険料総額は、前年度に比べ724万7千円の増となっております。

次に、国庫支出金でございますが、7億2,460万円で、前年度に比べ1億1,884万4千円の増となっております。その主なものといたしましては、前期高齢者交付金の減に伴い、療養給付費等負担金を9,460万6千円増額いたしましたことと、調整交付金におきまして一般被保険者の医療費総額、後期高齢者支援金等額の増に伴い、2,362万2千円増となったためでございます。

次に、療養給付費等交付金でございます。この交付金は退職者医療制度にかかる支払基金からの交付金でございます。その内容は、退職被保険者にかかります医療費、後期

高齢者支援金等から退職被保険者にかかります保険料を差引きしたものです。平成26年度は退職被保険者が減となることから、前年度に比べ7,381万1千円の減を見込み、1億4,885万9千円を計上いたしております。

次に、前期高齢者交付金でございますが、前期高齢者（65歳から74歳）の医療費にかかる財政調整制度の創設に伴う交付金で、前期高齢者の医療費増、前々年度前期高齢者の医療費確定による精算分を見込み、前年度に比べ8,035万4千円減の10億9,372万3千円を見込み計上いたしております。

次に、府支出金でございますが、高額医療費共同事業府負担金で国庫負担金と同額の1,776万4千円を、特定健康診査等負担金として359万8千円を計上いたしております。また、府調整交付金につきましては、一般被保険者の医療費増、前期高齢者交付金の減から、前年度に比べ4,972万6千円の増を見込み、1億4,773万7千円を計上いたしております。

次に、共同事業交付金でございますが、80万円以上の医療費に対しては高額医療費共同事業として、30万円以上の医療費につきましては保険財政共同安定化事業として、一定の交付基準に基づき交付されるもので、高額医療費共同事業交付金として3,553万2千円、保険財政共同安定化事業交付金として2億4,697万1千円、合計で2億8,250万3千円を計上いたしております。

次に、一般会計繰入金でございますが、前年度に比べ2,029万4千円増の2億7万3千円を計上いたしております。保険基盤安定繰入金は平成25年度実績額を、職員給与費等繰入金・出産育児一時金繰入金につきましては法定繰り入れ分、また財政安定化支援事業繰入金は平成25年度実績額を計上いたしております。また、その他一般会計繰入金につきましては、地方単独事業を行うことで療養給付費負担金が削減されている2分の1と保険料減免分で、328万4千円を計上いたしております。

次に、歳出でございます。

総務費につきましては、前年度に比べ661万4千円の増となっておりますが、この主な要因は、国保システム改修等によるものでございます。

次に、保険給付費でございますが、過去の医療費の実績、対象被保険者数の増減等をもとに推計し、一般被保険者療養給付費につきましては、前年度に比べ1億1,780万円の増を見込み19億2,780万円、退職被保険者等療養給付費につきましては、前年度に比べ1千万円の減を見込み1億5千万円を、それぞれ計上いたしました。また療養費、高額療養費、高額介護合算療養費につきましても、過去の実績、平成25年度の決算見込み、対象被保険者数等を精査いたし、所要額を計上いたしております。本年度1人当たりの医療費につきましては、一般被保険者で27万5,400円、退職被保険者等で34万8,837円を、それぞれ見込んでおります。

次に、後期高齢者支援金等でございますが、この支援金は後期高齢者医療制度を支援

するため、各医療保険者がそれぞれの加入者数（0歳から74歳の加入者数）に応じて負担するもので、前年度に比べ473万9千円の増を見込み、4億419万7千円を計上いたしております。

次に、老人保健拠出金でございますが、この拠出金につきましては、「高齢者の医療の確保に関する法律」附則第38条の規定により、「老人保健法」の経過措置で老人保健拠出金等の納付が義務付けられています。老人保健事務費拠出金は全保険者に対し発生するため、1万3千円を計上いたしております。

次に、介護納付金でございますが、平成26年度第2号被保険者1人当たり負担見込み額、第2号被保険者数の状況等を考慮し、概算納付金分と前々年度精算分を精査し、前年度に比べ419万5千円減の1億6,392万5千円を計上いたしております。

次に、共同事業拠出金でございますが、80万円以上の医療費に対しては高額医療費拠出金として、30万円以上の医療費に対しては保険財政共同安定化事業拠出金として、一定の算出根拠に基づき拠出するもので、前年度に比べ169万2千円増の3億4,214万9千円を計上いたしております。

次に、保健事業費でございますが、特定健康診査等事業費では、特定健診・特定保健指導として保険者が被保険者等の生活習慣病に関する健康診査を実施し、その結果により健康の保持に努める必要のある被保険者に保健指導を実施すべく、経費2,795万8千円を計上いたしております。また疾病予防費では、本町が実施いたしております各種検診（健診も含む）の自己負担金助成、前立腺がん検査、医療費分析をはじめとする医療費適正化関係業務等に975万9千円を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、平成26年度島本町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平成26年度島本町後期高齢者医療特別会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第19号議案 平成26年度島本町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、財政運営は都道府県を単位とした全市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が行い、保険料の徴収等につきましては市町村が行うものでございます。このため、市町村の事務となります徴収等にかかる予算を、この会計で計上させていただいております。

それでは、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

まず、保険料でございます。保険料につきましては、被保険者の一人ひとりが等しく負担する均等割額（応益分）と、被保険者がそれぞれの所得に応じて負担する所得割額

(応能分)の合計で、均等割額、保険料率及び賦課限度額は、大阪府後期高齢者医療広域連合の条例で定めるものでございます。

平成26年度におきましては2年に一度の保険料率の見直しが行われ、均等割額が5万2,607円、所得割率が10.41%、また賦課限度額は57万円となっております。本町の被保険者数を3,220人と見込みまして算出いたしました保険料総額は、3億1,309万円でございます。また保険料軽減額を含めた1人当たりの賦課額は、11万2,247円でございます。

次に、使用料及び手数料といたしまして、督促手数料2万円を計上いたしております。

次に、一般会計繰入金でございます。事務費繰入金といたしまして、支弁職員2名の人件費を含めた事務費2,664万4千円、保険基盤安定繰入金といたしましては、均等割の軽減総額5,014万6千円を、それぞれ計上いたしております。

次に、歳出でございます。総務費につきましては2,607万円を計上しており、前年度に比べ、421万4千円の増となっております。主な内容といたしましては、職員2名分の人件費、委託料、使用料及び賃借料でございます。委託料につきましては、本年度、滞納整理にかかわるシステム改修に伴い、その改修作業をする必要があることから増となるものです。また賃借料につきましては、後期高齢者医療制度システム賃貸借リース契約のため、平成25年10月から5年間にわたり債務負担行為での支払いをしており、本年度といたしましては12ヵ月分の支払いをする必要があることから、増となるものです。

次に、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険料等負担金、保険基盤安定負担金を合わせまして3億6,263万6千円となっております。

これにより、予備費等をあわせた歳入歳出総額は3億8,990万円となっております。

以上、簡単ではございますが、平成26年度島本町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平成26年度島本町介護保険事業特別会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第20号議案 平成26年度島本町介護保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

平成26年度島本町介護保険事業特別会計予算につきましては、予算総額20億700万円、前年度と比較して1億2,300万円の増、率にして6.5%増で計上しております。平成26年度は「第5期島本町介護保険事業計画（平成24年度から平成26年度までの3年間）」の最終年度であり、計画に沿った予算計上を行ったものでございます。

まず、歳入ですが、65歳以上の方の介護保険料を4億3,319万5千円で計上しています。

次に、国庫支出金のうち介護給付費負担金の3億3,742万8千円につきましては、法定負担割合に基づき、施設分にかかる保険給付費の15%相当額及びその他の保険給付費の

20%相当額の合計額で算出しております。また国庫支出金の国庫補助金は、調整交付金として保険給付費の1.29%相当額2,425万2千円と地域支援事業費1,899万1千円の合計4,324万3千円となっています。

次に、支払基金交付金については、40歳以上65歳未満の方がそれぞれ加入されている各医療保険から徴収されます第2号被保険者の介護保険料として保険給付費の29%相当額5億4,518万7千円と、地域支援事業支援交付金653万7千円の合計5億5,172万4千円を計上しています。

次に、府支出金のうち介護給付費負担金2億7,355万7千円につきましては、施設分にかかる保険給付費の17.5%相当額及びその他の保険給付費の12.5%相当額の合計額となっています。また、府補助金の地域支援事業交付金は949万6千円を計上しています。

次に、繰入金のうち、一般会計繰入金3億1,453万5千円の内訳は、介護給付費繰入金が2億3,499万4千円、地域支援事業繰入金が949万6千円、職員給与費繰入金が2,720万8千円、その他一般会計繰入金が4,283万7千円となっています。また予防給付費繰入金につきましては、地域包括支援センターにおける予防給付にかかる予算を一般会計に組み替えしたため、廃目としております。

また基金繰入金4,367万5千円については、保険料の上昇を最小限のものとするため、介護保険給付準備基金を平成24年度から平成26年度で1億1,500万円を取り崩すものです。

次に、歳出についてでございます。

総務費の総務管理費は、介護保険担当職員4名分の人件費、介護保険システムにかかる維持管理費、「第6期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」策定業務委託費等で4,729万5千円を計上しています。

介護認定審査会費については、介護認定審査会委員報酬、訪問調査員賃金、主治医意見書作成手数料、認定調査委託料等で2,014万6千円を計上しています。

次に、保険給付費につきましては、「第5期介護保険事業計画」に基づき、平成26年度の介護サービスの提供量及び介護予防サービス提供量にかかる保険者負担総額並びにこれらサービス利用にかかる審査支払手数料として、介護サービス等諸費で16億5,169万8千円、介護予防サービス等諸費で1億3,569万7千円、高額介護サービス費で2,894万9千円、高額介護予防サービス費で50万円、高額医療合算介護サービス費で560万8千円、高額医療合算介護予防サービス費で5万円、特定入所者介護サービス費で5,695万4千円、特定入所者介護予防サービス費で50万円、介護保険給付準備基金利息として4万5千円の合計18億8,000万1千円を計上しています。

次に、地域支援事業費につきましては、地域包括支援センターの運営経費を包括的支援事業費に2,578万8千円計上しておりますほか、介護予防事業費で2,254万1千円、任意事業費で802万5千円をそれぞれ計上しています。

そのほか、諸支出金で過年度保険料還付金として50万円、予備費として270万4千円を予算計上しています。

以上、簡単ではございますが、平成26年度島本町介護保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平成26年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第21号議案 平成26年度大沢地区特設水道施設事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本事業会計は、大沢地区の飲料水の確保と安定供給を図るため設置しております。

それでは、予算書に基づきご説明申し上げます。

平成26年度の予算の総額につきましては、第1条に定めておりますとおり、歳入歳出それぞれ、前年度と比べ29万5千円増額の499万5千円を計上しております。

歳入でございますが、水道使用料につきましては、大沢地区の12戸及び町立キャンプ場の年間の使用水量を勘案し、前年度と比べ同額の16万円を計上しております。

本事業会計の収入はこの水道使用料のみで、適切な施設の維持を図るためには一般会計からの繰入れが必要不可欠でありますことから、一般会計繰入金として483万5千円を計上しております。

一方、歳出につきましては、一般管理費で498万5千円、予備費で1万円、合計で499万5千円を計上しております。

主な事業としまして、砂及び活性炭取替工事委託54万6千円を計上しており、その他の業務といたしまして、検針・水質検査等業務344万7千円などを計上しております。

以上、簡単ではございますが、平成26年度大沢地区特設水道施設事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平成26年度島本町公共下水道事業特別会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第22号議案 平成26年度島本町公共下水道事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本町の下水道事業につきましては、平成2年4月の供用開始以来、公共用水域の水質保全を図るため計画的に供用区域の拡大に努めてきたところであり、平成25年度末の人口普及率は約94.6%に達する見込みであります。

また、下水道事業の財政健全化を図るため、平成26年度を初年度とする「島本町公共

下水道事業財政健全化計画」に基づき、より効率的な事業運営に努めております。

本年度につきましては、雨水整備としまして、淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線の接続箇所にて設けられておりますスクリーンが、し渣により閉塞することを軽減する対策として、高川雨水幹線等へ除塵機の設置など浸水の軽減に取り組んでおります。また平成24年度から着手いたしております山崎ポンプ場施設機器等延命・更新事業を、引続き実施することとしております。

汚水整備につきましては、未整備区域の解消に向け、高浜及び桜井地内における面的整備を計画的に実施することとしております。

それでは、予算書に基づきご説明申し上げます。

平成26年度の予算総額につきましては、第1条に定めておりますとおり、歳入歳出それぞれ12億7,670万円を計上しております。前年度に比べ5,740万円の減、率にしまして4.3%の減となっております。

第2条「債務負担行為」では、島本町水洗便所改造資金融資あっせんに基づく金融機関に対する損失補償及び山崎ポンプ場施設機器等延命・更新工事委託に関わります事項、期間及び限度額を定めております。

第3条「地方債」では、下水道債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

第4条「一時借入金の借入限度額」では、収支状況を勘案し、4億円と定めております。

第5条「歳出予算の流用」では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、給料、職員手当等及び共済費に関わります経費を定めております。

それでは、歳入の主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

分担金及び負担金のうち、山崎ポンプ場大山崎町負担金では、通常の維持管理経費に加え山崎ポンプ場の雨水ポンプ等のオーバーホールに要する費用について、応分の負担を計上しております。

使用料及び手数料、うち下水道使用料では、供用開始区域の拡大に伴う若干の人口増を見込み及び消費税及び地方消費税の転嫁により4億797万2千円（対前年度比3.8%増）を計上しております。

国庫支出金では、社会資本整備総合交付金対象事業費の減により、前年度に比べ2,180万円減額の1億3,050万円を計上しております。

繰入金のうち、一般会計繰入金では、前年度と同額の4億7,500万円を計上しております。

寄附金では、下水道事業認可区域外の（仮称）高浜学園の建設に伴い、受益者負担金相当額31万8千円を計上しております。

町債では、2億4,610万円（対前年度比15.6%減）を計上しております。

なお、資本費平準化債につきましては、前年度と同額の9千万円を発行し、受益者負担の世代間の公平化を図ることとしております。

次に、歳出のうち一般管理費でございますが、2億2,619万6千円（対前年度比5.3%増）を計上しております。主なものとしまして、負担金、補助及び交付金、淀川右岸流域下水道維持管理負担金では、施設管理費などの増により1億5,414万5千円（対前年度比3.6%増）を計上しております。

次に、下水道建設費でございますが、3億2,484万9千円（対前年度比19.9%減）を計上しております。主なものとしまして、委託料では、山崎ポンプ場施設機器等延命・更新工事委託の2ヵ年（平成26年度から平成27年度まで）で総額2億8,510万円のうち本年度分として7,983万円、関戸裏1号水路改良実施設計業務370万円、五反田雨水幹線整備基本設計業務460万円などを、工事請負費では、汚水管渠築造工事7,500万円、公共下水道新幹線雨水幹線除塵設備設置工事1千万円、及び公共下水道高川雨水幹線除塵機設置工事4千万円を計上しております。

また負担金、補助及び交付金では、淀川右岸流域下水道建設負担金として、高槻水みらいセンターの汚水設備更新費用等2,636万4千円（対前年度比34.9%増）、流域下水道高槻島本雨水幹線接続点工事負担金として、接続点2-5及び2-6の工事等に関わります高槻市への負担金180万円を計上しております。

なお、公債費では、下水道の整備に要しました町債の元利償還金7億2,415万5千円（対前年度比1.7%増）を計上しております。

以上、簡単ではございますが、平成26年度公共下水道事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平成26年度島本町大字各財産区特別会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第23号議案 平成26年度島本町大字山崎財産区特別会計予算から第27号議案 平成26年度島本町大字大沢財産区特別会計予算について、ご説明申し上げます。

初めに、大字山崎財産区特別会計予算では、歳入予算額290万1千円に対し、歳出予算額は45万円、差引残額245万1千円でございます。

次に、大字広瀬財産区特別会計予算では、歳入予算額174万1千円に対し、歳出予算額は15万円、差引残額159万1千円でございます。

大字桜井財産区特別会計予算では、歳入予算額1億4,393万2千円に対し、歳出予算額は745万円、差引残金は1億3,648万2千円でございます。

大字東大寺財産区特別会計予算では、歳入予算額 154 万 1 千円に対し、歳出予算額は 22 万 5 千円で、差引残金は 131 万 6 千円でございます。

大字大沢財産区特別会計予算では、歳入予算額 270 万 3 千円に対し、歳出予算額は 40 万円で、差引残金は 230 万 3 千円でございます。

5 財産区特別会計の歳入予算総額は 1 億 5,281 万 8 千円で、その主なものは、平成 25 年度からの繰越金でございます。

一方、歳出予算総額は 867 万 5 千円で、その内容は、各財産区の管理経費及び自治会に対する運営補助金でございます。

なお、各予算ともそれぞれの財産区管理会のご承認をいただいております。

以上、簡単ではございますが、第 23 号議案 平成 26 年度島本町大字山崎財産区特別会計予算から第 27 号議案 平成 26 年度島本町大字大沢財産区特別会計予算までの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

上下水道部長（登壇） それでは、第 28 号議案につきまして、ご説明申し上げます。平成 26 年度島本町水道事業会計予算書の 1 ページをお開き下さい。

（第 28 号議案 朗読）

ただいま朗読をいたしました第 28 号議案の内容につきましては、議案書に添付させていただきますとおりでございます。

なお、平成 26 年度予算案資料もあわせて提出させていただきますので、ご参照いただければと存じます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平成 26 年度島本町水道事業会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第 28 号議案 平成 26 年度島本町水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

第 1 条「総則」では、平成 26 年度の予算を定めております。

第 2 条「業務の予定量」では住宅開発等による若干の増を見込み、給水戸数 1 万 3,160 戸、給水人口 3 万 982 人、年間総配水量 335 万 3 千 m³ 及び一日平均配水量 9,186 m³ としております。また建設改良事業の事業費総額につきましては、4 億 3,534 万 5 千円（対前年度比 45.7% 増）を計上しております。そのうち施設整備事業費につきましては 4 億 3,300 万円（対前年度比 41.3% 増）を計上しております。

第 3 条「収益的収入及び支出」の収入でございますが、第 1 款 事業収益では 7 億 1,040 万 6 千円（対前年度比 21.7% 増）を計上しております。

第1項 営業収益では、5億6,829万5千円（対前年度比5.1%増）を計上しております。そのうち水道事業の収入の大半を占めます給水収益につきましては、5億6,267万5千円（対前年度比5.4%増）を見込んでおります。

第2項 営業外収益では、9,435万6千円（対前年度比118.8%増）を計上しております。その内訳として、負担金では1,125万円、受取利息では57万1千円、下水道受託収益では1,253万7千円、雑収益では454万2千円及び長期前受金戻入では6,230万4千円計上しております。長期前受金戻入につきましては、地方公営企業会計制度見直し（以下「会計制度の見直し」という）に伴い、資本剰余金の一部を、毎年、長期前受金へ振替えるものでございます。

第3項 特別利益では、4,775万5千円を計上しております。特別利益につきましては、会計制度の見直しにより修繕引当金を廃止するため、取り崩すものでございます。

次に、支出でございますが、第1款 水道事業費用では、5億3,137万5千円（対前年度比5.8%減）を計上しております。

第1項 営業費用では、4億9,621万1千円（対前年度比7.3%減）を計上しております。その内訳として、原水及び浄水費では1億8,616万7千円、配水及び給水費では4,082万9千円、受託工事費では1,313万3千円、総係費では9,056万6千円、減価償却費では1億6,488万4千円及び資産減耗費では63万2千円を計上しております。

また、複数水源による安定供給を図るため、引き続き、大阪広域水道企業団から年間配水量の概ね10%の高度浄水処理水を受水することとしております。

第2項 営業外費用では、1,855万6千円（対前年度比0.3%減）を計上しております。その内訳として、企業債支払い利息では855万6千円（対前年度比0.7%減）、消費税及び地方消費税では1千万円を計上しております。

第3項 特別損失では660万8千円を計上しています。特別損失につきましては、会計制度の見直しにより、期末勤勉手当の支出に備え賞与引当金の計上が義務付けられたことから、平成25年12月から平成26年3月の4ヵ月分に相当する期末勤勉手当を賞与引当金に、及び平成21年度から平成25年度までの未収金に対する貸倒引当金を積み立てる必要が生じたため、その発生が前年度までに属するものについては特別損失として処理するもので、制度改正の移行により生じたものでございます。

第4項 予備費では、円滑な企業活動に期するため、前年度と同額の1千万円を計上しております。

以上、収益的収支では、1億7,903万1千円の利益を見込んでおりますが、会計制度の見直しによる長期前受金戻入6,230万4千円、特別利益4,775万5千円を除いた水道事業による純利益は、6,897万2千円でございます。

第4条「資本的収入及び支出」の収入でございますが、第1款 資本的収入では、3,105万円（対前年度比58.1%減）を計上しております。

第1項 加入金では1,950万円(対前年度比13.5%減)、第2項 工事負担金では1,012万円(対前年度比79.8%減)及び第3項 出資金では、前年度と同額の143万円を計上しております。

次に、支出でございますが、第1款 資本的支出では、4億3,825万3千円(対前年度比45.3%増)を計上しております。

第1項 建設改良費では、4億3,534万5千円(対前年度比45.7%増)を計上しております。主なものとしまして、施設整備事業費の委託料では大藪浄水場浄水池新設実施設計業務740万円を、工事請負費では、昨年度から実施しております大藪浄水場凝集沈殿池整備工事1億8,220万円、大藪浄水場管理棟耐震工事1億200万円などを予定しております。

第2項 企業債償還金では、政府資金等の企業債の元金償還金290万8千円(対前年度比2.0%増)を計上しております。

以上、資本的収支では4億720万3千円の不足額を生じる見込みではありますが、過年度損益勘定留保資金などをもって補てんすることとしております。

第5条「債務負担行為」につきましては、大藪浄水場中央管理センター更新工事委託に関わります事項、期間及び限度額を定めております。

第6条「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」では、その対象となる経費として、水道事業会計の職員13人分の職員給与費9,326万4千円(対前年度比31.8%減)と定めております。

第7条「たな卸資産購入限度額」では、たな卸資産の購入限度額を1,120万円と定めております。

なお、詳細につきましては本予算書に記載しているとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、平成26年度島本町水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平井議長 以上で、町長の施政方針並びに各議案についての説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時01分～午前11時10分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、町長の施政方針並びに第10号議案から第28号議案までの19件に対し、会派代表並びに会派に所属しない議員による大綱質疑を行います。

質疑の順は、日本共産党、自民無所属の会、自由民主党クラブ、公明党、人びとの新しい歩み、関議員、田中議員、外村議員の順で行います。

なお、本案19件は各常任委員会に付託し、審査することとなっておりますので、質疑の内容は大綱的なものに止めていただきます。

それでは、最初に日本共産党の発言を許します。

河野議員（登壇） それでは、2014 年度予算及び条例審査に関わります、日本共産党の会派を代表いたしまして大綱質疑を行わせていただきます。

1 番目です。「日本国憲法を守り、今こそ地方自治の本旨を全うするときです」

①点目です。私たち会派は、日本国憲法を活かし、住民の生命財産を守る先頭に立つ、非核平和都市宣言に続き平和市長会などへの参加を島本町へ求めてまいりました。国民への負担を強い、雇用・暮らしを破壊する国の政治から、島本町住民の暮らしを守ることに、お伺いいたします。

町長の施政方針で深く言及はされておられませんが、4 月からの消費税増税で、国では 8 兆円の増税分と、年金の削減など社会保障の負担増・給付削減を合わせると 10 兆円もの負担増は、国民の暮らしと中小企業、商店街の経営に計り知れない深刻な打撃をもたらす、経済も財政も共倒れの破綻に追い込まれます。安倍政権は、社会保障に対する国の責任を放棄し、医療・介護・年金・子育て・障がい者など、あらゆる分野で負担増と給付減が進められます。この国政のもとでは、住民に最も身近な地方自治体が果たす役割が、一層増していると考えています。

島本町では、この増税で、すでに上下水道使用料の引き上げ条例が 12 月議会で可決されるなど、住民負担を求めざるを得ない状況に追い込まれています。この 4 月からの消費税 3 % 増税、社会保障の負担増による島本町民、島本町への影響についての見解をお伺いいたします。

②点目です。「未来の島本町のビジョンを共有し」「島本が好きだから」、また「次世代がまた自分たちのまちに誇りを持っていただけるよう」と、町長は施政方針で示しておられます。昨年 11 月 20 日に東京で開催された全国町村長会で、「道州制の導入に反対する特別決議案」が上程され、満場一致で決議されたとお聞きしておりますが、改めて、町長の認識をお伺いいたします。

2 点目です。「国・府への要望活動、他市町村との協議に力を入れ、不公正な同和行政解消で、財政問題、ムダ削減の解決を図るべきです」

質問です。広域行政連携に向けて、ごみ焼却の災害時連携協定に加え、し尿中間処理施設の町内設置推進、すなわち高槻市東上牧の衛生化学処理場の撤退を意味するものですが、これら取り組みの目処や進捗状況についての報告・説明を住民に行うことはもちろん、特に高槻市はじめ近隣市町村に対して誠実かつ精力的に行うことこそが、今後の円滑な協議に道を開くものと考えます。町長の見解と、今年度のスケジュールについて、答弁を求めます。

②2012 年度決算の 9 月議会で、人権文化センター調査をはじめ総務建設水道常任委員会の調査対象となり、後日、監査委員からも指摘のあった人権ケースワーク事業をはじめとした島本地域人権協会について、収支報告書や相談記録を議会に明らかにしない現

状を是正させること、委託先や委託契約を改め、公金支出上是正を図ることが求められております。同施設内での教育委員会生涯学習課主査——元ですが——懲戒免職処分問題など、未解決・長期化する不公正な同和行政を、2014年度をもって実質的な終結をさせることが、公明正大で、若手職員にも胸を張れるガラス張りの町政に転換できる一歩であると考えますが、いかがでしょうか。町長の見解を求めます。

3点目です。「貧困進む都市・大阪に、公共料金・使用料値上げなどによる住民生活直撃の『大増税』、景気冷え込みへの救済策を求めます」

大阪維新の会の誕生で削減された学校警備員の補助金や、また救命救急事業に関する補助制度など医療・教育・文化・商工業施策と、開発優先、そこにリーマン・ショックの事態も加わり、大阪府民の暮らしと経済の落ち込みは全国最悪です。島本では、この5年間で製造業人口をはじめとして就業人口の減少、生活保護世帯は2倍、児童虐待相談は8倍化など、増加の一途です。

そこで質問です。新たに設置される都市創造部にぎわい創造課によって、商工団体、中小商工業者、農林業者に心を寄せ、今の厳しい実態把握をすることがより可能になると考えておりますが、いかがでしょうか。

②島本町が率先して、非正規労働の正規化、時間給1,000円、知的・精神障がい者雇用を推進するとともに、公契約条例の考え方を基本に、障がい者の登用や町消防団への参加などに積極的であることなどを、入札や委託契約の要件に加味することによって、より善良な町役場に、また事業委託ができるものと考えますが、いかがでしょうか。

4点目です。「過去最高の過密化、待機児童数で迎える本年度の保育行政の改善、安心して働き、産み育てることのできる制度の検討を求めます」

①施政方針で、「ぬくもりのある手作り感を大切にしまちづくり」と示されたように、子ども・子育て新制度構築にはニーズ調査やパブリックコメントなどに止まらない、保育所・学童保育室・幼稚園保護者の議論への参画を前提として、当該会議の中間報告、最終報告など、住民説明会の開催など、議論の透明性を図るべきです。答弁を求めます。

5点目です。「社会保障改悪先取りとも言える過去の行革を検証し、高齢者移送サービス復活をはじめ安心の福祉・介護の構築について、伺います」

①点目です。国において、要支援者向けの訪問・通所介護を市町村の事業に丸投げすることをはじめとして、数々の医療・介護制度の改悪が準備されております。島本町にも大きな影響を及ぼすこの改悪について、町としても国にこのような改悪を進めないよう意見をあげるべきと考えます。島本町の見解を伺います。

②障がい者福祉について、グループホーム支援補助金制度の創設は大いに評価するものです。重症心身障がい児者、就業者の実態把握、独自支援の対象として広げる方向性も求められていると考えますが、いかがでしょうか。

③生活保護受給世帯が、2013年度末を迎え100件を超したと伺いました。より丁寧で、

集団的な対応を可能とするため、ケースワーカーの複数配置が喫緊の課題です。答弁を求めます。

6点目です。「2014年度、国民健康保険料は7%値上げの提案。連続値上げではなく、払える保険料にするべきです」

高槻市での人間ドック助成など、予防・健康増進の議論や取り組みと一体の「一般会計の法定外繰入」の手法について参考にし、検討する余地は大いにあると私たちは考えております。島本町の見解を求めます。

7点目です。「大阪府での制度改善・前進あってこそ解決される、劣悪な府の『乳幼児医療費助成』『学級定数』の改善に、小規模自治体こそ声をあげるべきです」

①点目です。全国最低水準の大阪府乳幼児医療費助成制度について、拡充の検討を大阪府知事が、先日表明したとお聞きしております。2014年度実施こそ見送られてしまいましたが、2015年度の見直しに向け、この夏には一定の結論を出される見通しだと聞いております。小規模自治体にとって、制度の拡充には大阪府の助成拡充が必須であります。島本町としての対象年齢引き上げの努力を続けながら、大阪府への要望活動を強めていくことが必要です。見解を求めます。

②大阪府の「教職員、講師ともに慢性的な不足」について、「講師の採用試験緩和」などが示され、大阪府の講師の負担軽減が図られます。島本町としては、「どの子どもわかり、どの子ども伸びるための授業研究や実践」という教職員の中心業務を保障し、児童生徒一人ひとりとしっかり向き合うための環境整備こそ図られなければなりません。新規計上された学校図書館への専属教員の配置は、この一助となるべく評価をするものです。中学校給食の2016年度実施に向けて、十分な「食」教育を行える環境としては「少人数学級実施」が必須です。大阪府に対する要望活動について、答弁を求めます。

③児童生徒、教職員にも負担のかかる島本町学習状況調査や、教師の個性を失わせ、教育実践の集団的な取り組みを阻み、やる気を潰す個人アンケートは、即中止すべきです。答弁を求めます。

8点目です。「森林保全と地下水涵養の取り組みが『内水氾濫』を防ぎ、安全・安心、防災のまちに直結する町内企業の取り組みを上回る具体策について、伺います」

①点目です。島本町民の水道水を賄う地下水を涵養するためには、サントリーホールディングス株式会社の森林保全の取り組みを上回る島本町の取り組みがあつてこそだと考えます。施政方針で示された方向について、具体の姿をお示し下さい。

②点目です。防災上の観点から、地下水涵養で市街地に雨水流入を軽減する学校施設の雨水貯留施設の設置、各家庭への浸透枘設置の助成制度などが、市街地での内水氾濫を防ぐ有効策であることは、前の12月議会、佐藤議員の一般質問と島本町の答弁でも明らかです。本年度の取り組み、スケジュールをお示し下さい。

なお、本審査にあたり資料を請求しております。取り計らいのほう、よろしくお願

申し上げます。

川口町長 それでは、日本共産党を代表されましての河野議員の大綱質疑に、ご答弁申し上げます。

1点目の①、「税と社会保障の一体改革に関するご質問について」でございます。

我が国の社会保障制度の持続可能性の確保と機能強化を図るため、平成24年8月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」が公布され、経済状況の判断を行ったうえで消費税率を引き上げ、これを社会保障施策に要する経費に充てることとされたところでございます。

この消費税率引上げの趣旨は、今後も増加が見込まれる年金・医療及び介護といった社会保障給付並びに少子化対策経費の、いわゆる「社会保障4経費」の財源確保にありますことから、引上げ分の地方消費税収については、その全額を社会保障施策に関する経費の財源とすることとされております。

なお、本町の平成26年度当初予算におきましても、消費税率引上げ分にかかる地方消費税交付金につきましては、歳出予算のうちの社会保障施策に要する経費の一般財源充当額の財源としております。

続きまして、②の「道州制」に関するご質問でございます。

昨年11月に開催されました全国町村会におきまして、道州制基本法案の国会提出と、道州制の導入に反対する特別決議案が採択されております。全国町村会といたしましては、本法案が、道州制の導入が市町村合併を前提とするものと受け止めており、そのため各地域における合併の検証や道州制の必要性の議論を踏まえ、慎重に検討すべきとの見解が示されております。

私の見解といたしましては、道州制の導入は住民自治に大きく影響する制度改正であり、慎重な議論が必要であると考えておりますことから、本町の住民の皆様のご生活にとって具体的にどのような影響が生じるか不明な部分も多く、今後の国の動向を引き続き注視してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の①、「広域行政」に関するご質問でございます。

広域行政の取り組みにつきましては、これまで広報紙等を活用した経過報告や、高槻市・島本町広域行政勉強会の中間報告について住民説明会を開催するなど、必要に応じて住民の皆様への情報提供を行ってまいりました。また、これまで高槻市をはじめとする他の自治体との広域行政に関する協議につきましても、継続的に実施してまいりました。

広域行政の推進につきましては、本年度におきましても高槻市・島本町広域行政勉強会の開催をはじめ関係機関との協議を進めるなど、引き続き、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、②の「人権ケースワーク事業等について」のご質問でございます。

人権ケースワーク事業につきましては、本町から島本地域人権協会への業務委託を行っておりますことから、他の委託業務と同様に委託契約書に基づく実績報告を求め、履行確認を行っている状況でございます。また当該団体は町の補助金交付団体でありますことから、団体の収支決算書につきましては毎年度提出されております。

なお、実施報告にかかる様式につきましては、より具体的にその内容が確認できるよう見直しを行います。あわせて人権ケースワーク事業のあり方につきましても、今後、継続的に検討を重ね、より適切に実施してまいりたいと考えております。

同和問題に関しましては、インターネットでの悪意ある書き込みや、不動産取引にかかる土地調査事件の発生など、依然として、解消されたとはいえない状況であると認識いたしております。本町といたしましては、今後とも「すべての人の人権が尊重される豊かな社会」の実現を目指し、大阪府をはじめとする関係機関と連携しながら、公平公正な施策の推進に努めてまいります。

次に、3点目①の「商工業、農林業の実態把握」について、ご答弁申し上げます。

商工業及び農林業の発展は地域の活性化を図るうえで必要不可欠であると考えており、関係団体等を通じて様々な取り組みを行っております。商工会をはじめとする各団体との意見交換につきましては、これまでも実施してまいりましたが、にぎわい創造課の設置により関係団体との連携をより密にし、産業振興の推進に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の②の「非正規労働の正規化、障害者雇用の推進など」についてでございます。

まず、非正規職員の皆様の雇用形態を含めた待遇改善につきましては、2年に1回の割合で府内自治体の実態調査を行っており、その調査結果に基づき、適宜待遇改善に取り組んでおります。その結果、条例に規定する臨時職員の皆様の時間当たりの単価では、ほとんどの職種において町村で最も高い単価となっております。また各種健康診断におきましても、正職員と全く同じ健康診断を受けていただけるように対応するなど、他団体を上回るような待遇改善に努めているところでございます。

次に、「知的・精神障害者雇用の推進」でございます。本町のような小規模自治体では業務の種類にも限りがあることから、障害特性を踏まえて、どのような業務に従事いただくのが望ましいのかという点につきましては、慎重に検討したうえで対応していく必要があると考えております。

次に、「公契約条例」につきましては、首都圏を中心に複数の自治体におきまして制定されているところでございますが、地域別最低賃金の趣旨に反するため、一部で「地方自治法」に抵触するのではないかと疑義があるなどの課題もございます。また公契約は、公正労働基準、労働関係法の遵守、社会保険など全面適用させる事項が多くござ

いますことから、自治体レベルでの条例制定ではなく、国におきまして公契約に関する基準づくりが必要であるものと考えております。いずれにいたしましても、様々な条件設定を含めた公契約条例の制定につきましては、国・府及び他自治体の動向を注視してまいりたいと考えております。

4点目の「子ども・子育て支援新制度の構築について」でございます。

子ども・子育て支援新制度につきましては、平成27年度からの本格実施に向け、現在、島本町子ども・子育て会議におきまして、事業計画の策定に取り組んでいるところでございます。計画策定において、国が示すニーズ調査票のひな型は就学前児童を対象としたもののみが示されており、小学生にかかるニーズの聴取は規定されておられません。しかしながら、本町では地域子育て支援や保育所・幼稚園などの児童施設、また学童保育室事業をも見据え、就学前から就学後までの総合的かつ一体的な子育て支援が提供できるよう、小学生を対象としたニーズ調査も実施したところです。

ニーズ調査につきましては、児童人口の7割以上を対象とする予定をしておりましたが、結果的には就学前及び小学生を持つ全家庭に対し送付し、自由意見欄も設けることで、子育て支援の当事者に広くご要望やご意見をいただく機会を設けたところであり、この取り組みは他の自治体でもあまり例を見ないものであると認識しております。

また、島本町子ども・子育て会議では、児童福祉を専門とする大学教授の他、民間幼稚園長、主任児童委員、小学校校長や、公募により現在子育てに取り組む保護者2名などを含む10人を委員として、子育て支援事業のあり方について、多方面からのご審議をお願いするものでございます。

なお、計画の策定にあたりましては、パブリックコメントの実施をはじめ計画の進捗に応じ、適宜広報等により広く住民の皆様へ周知を図ってまいりたいと考えております。

5点目の①の「介護保険制度の改正について」でございます。

現在、国において介護保険制度の見直しを進めており、介護予防サービスのうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護を介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、平成29年度までに全ての市町村で実施するという方針を示されております。しかしながら、現時点では詳細な内容等は示されておらず、本町にとってどれだけの影響が生じるのか、判断できない状況でございますことから、意見等は差し控えさせていただきます。

なお、本件につきましては、「第6期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」の策定時に検討を要する事項となりますので、今後とも国の動向を注視するとともに、必要に応じて大阪府町村長会等を通じて意見を申し上げるなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、②の「障害者福祉について」でございます。

本年度予算に計上しております障害者グループホーム開設支援補助金につきましては、グループホーム開設にかかる費用の一部を補助し、障害者の自立と地域生活を支援

することを目的に創設するものでございます。本制度を活用することで、町内にお住まいの障害者の皆様が、住み慣れた地域で、安心して生活できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。また、本年度策定する「第4期島本町障害福祉計画」において、障害福祉サービス等の数値目標を中心に、サービス量の確保及びその確保のための方策を定めてまいります。本計画及び「第2次島本町障害者計画」に基づき、様々な方策を検討してまいりたいと考えております。

次に、③の「生活保護受給世帯の増加に伴うケースワーカーの複数配置について」でございませう。

社会経済情勢は回復基調にあるものの、長引く景気の低迷による雇用環境の悪化や高齢化の進展等の要因により、生活保護受給者は年々増加しており、本町におきましても、ここ数年、生活保護受給世帯が増加する状況が続いております。このような状況において、本町におきましては生活保護の担当課に専任の査察指導員やケースワーカーを配置するとともに、非常勤嘱託員ではございますが、専任の生活保護相談支援員及び就労支援員を配置しております。

なお、本年度は新たに社会福祉士を1名配置し、増加する生活保護相談に適切に対応するとともに、被保護者の就労支援対策を推進し、就労自立に向けて、きめ細かな支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、6点目の「一般会計の法定外繰り入れ」につきまして、ご答弁申し上げます。

国民健康保険制度が特別会計を設けている趣旨を考慮いたしますと、事業の運営財源につきましては、原則として、法定分を除き一般会計からの繰入金によることなく、国民健康保険に加入されている皆様の保険料や法定負担の公費によって賄われなければなりません。また、お尋ねの保健事業費につきましては保険料を充当して実施するものであり、一般会計からの法定外繰り入れは認められておりませう。このため、今後も保険料や法定負担の公費で、適切に保健事業を実施してまいりたいと考えております。

なお、人間ドック助成をはじめとする予防等の取り組みにつきましては、国民健康保険財政の安定化とともに、被保険者の疾病予防に重要な取り組みであると認識しております。現在、本町におきましては、死因の最大の原因となるがんに着目した健診を無料で行っており、一定の成果をあげておりますが、人間ドックの助成をするのであれば、がん検診の有料化も含めて検討が必要であると考えております。

次に、7点目の①の「大阪府の乳幼児医療費助成制度について」でございませう。

乳幼児医療費助成制度につきましては、基本的に都道府県単位で実施されており、大阪府の制度では、入院については、0歳から6歳の就学前の乳幼児、通院については0歳から2歳の乳児が対象となっております。

本町では、大阪府の制度に加え町独自で対象年齢を拡大し、平成25年10月からは、3歳から6歳の就学前の乳幼児の通院についての所得制限を廃止するとともに、新たに

小学生にかかる入院費助成を拡充したところでございます。子育て世代におきましては、乳幼児等の医療費助成制度に対する関心は高く、本町といたしましても重要な制度であると認識しております。

「乳幼児医療費助成制度」の拡充に対する大阪府への要望につきましては、毎年度、大阪府町村長会を通じて、通院費補助対象年齢を入院と同様就学前まで拡大するよう要望しており、今後も引き続き要望を行ってまいりたいと考えております。

次に、8点目の①、「森林保全と活用について」のご質問でございます。

平成24年12月に、本町と大阪府とサントリーホールディングス株式会社との間で、大沢財産区林及び町有林をサントリー「天然水の森おおさか島本」として、森林整備協定を締結いたしました。本協定に基づき水源涵養や防災、地球温暖化防止などの公益的機能の高い森林を目指して、植生調査等や間伐、土留めなどの事業を協働して進めております。

本町の森林整備に関する取り組みといたしましては、森林整備の担い手を育成するため、平成18年度からフォレストサポーター養成講座を開催している他、ボランティア団体への助成や保険加入などの支援などを行っています。また天王山地域では、森林所有者やボランティア団体、企業、行政等が参加している天王山森林整備推進協議会の整備構想に基づいて整備を行っております。さらに桜井地域では、地域住民やボランティアの皆様と行政が協働して「島本桜井地区森づくり委員会」を立ち上げ、桜井地区の森林所有者のご理解のもと、間伐等の整備を行っています。

今後とも、引き続き、本町の森林が水源涵養や防災、地球温暖化防止といった機能を発揮できるよう、各関係団体等と連携しながら整備等に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、②の「雨水貯留施設について」でございます。

前の12月議会一般質問でもご答弁いたしましたとおり、台風や局地的な集中豪雨により、本町域内でも浸水被害が発生いたしております。大阪府内におきましても都市化が進み、農地等が減少し、住宅やマンション、道路が増加したことなどによる浸水被害が発生しております。このような現状を踏まえ、学校の校庭を利用した貯留池や雨水貯留タンクの設置等、局地的集中豪雨対策に取り組んでおられる自治体もございます。

本町におきましても具体的な計画はございませんが、近隣市町の取り組み状況等を調査し、浸水被害の軽減に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

岡本教育長 それでは、7点目の②「教職員・講師不足に対する環境整備と少人数学級の実施について」、私のほうからご答弁申し上げます。

学校における教職員体制につきましては、昨今の講師不足により教職員の病気や産育休等による代替講師の確保が困難な状況にあり、苦慮しているのが現状でございます。

このような中、本町では町単独で各小・中学校に臨時職員による授業支援講師を配置し、特色ある学校づくりに努めており、平成 26 年度からは小学校の図書館を充実させるため、さらに2名の臨時職員による図書館専属職員を配置してまいりたいと考えております。

少人数学級につきましては、現在、小学校1・2年生は、学習習慣や生活習慣の基礎を確立して安定した学校生活を送るための重要な時期であることから、35人を基準として少人数学級を編制しており、小学校3年生以上につきましては、個々の児童生徒の課題に応じたきめ細やかな指導を効果的に行うため少人数・習熟度別指導を重視し、40人を基準に編制しております。

これまでも大阪府町村長会を通じて、35人を基準とした学級編制につきましては小学校3年生以上への拡大を要望しており、大阪府教育委員会からは、国に働きかけていくとの回答を得ております。

続きまして③の「島本町学習状況調査及び授業アンケートについて」でございます。

「島本町学習状況調査」は、「全国学力学習状況調査」が小学校6年生と中学校3年生を対象としていることから、町独自に小学校5年生と中学校2年生を対象に実施しております。そのため経年比較して学力を把握することが可能となっており、あわせて、「学びの基礎力」「社会的実践力」「学級力」「家庭学習力」にかかる児童・生徒の意識アンケートと教科学力の相関関係も分析されるため、受検教科の各設問の細かな状況ではなく、大きな視点から課題を掴み、学力向上に生かすことを目的としております。調査の実施後には、業者による学校ごとの結果分析説明会も行われておりますことから、次年度の学力向上方策等を検討する指針にもなっております。

また、「授業アンケート」につきましては、大阪府教育委員会が実施している教職員の勤務評価である評価・育成システムの評価項目の一つとして設けられており、学校長が保護者や児童・生徒の評価も踏まえた教員の「授業力」評価の資料として、また、教員にとっては自身の行う授業の理解度等を把握することで、よりわかりやすい魅力的な授業を行うことができるよう、授業改善に資するために活用されるものでございます。従いまして、今、申し上げました目的に基づき、本調査及びアンケートにつきましては、今後も継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 多くの質問に対して、ご答弁、ご苦労様でした。

大綱的に再質問させていただきますが、やはり予算、条例案の示されたものの後半、細部にわたって、ただいまの答弁において、やはりまだまだ審議が必要であるというものもございます。それに関しては、会派としては各常任委員会において質疑をするものとし、大きく3点だけ、再質問させていただきます。

前後いたしますけれども、3番の「**貧困進む都市・大阪 景気冷え込みへの救済策**」

というところの②点目で、私たちの会派としましては過去から、公契約条例の制定というを具体的に本会議や委員会などで求めてまいりましたし、過去においては常任委員会などでも所管事務調査をした経緯がございます。ただ、今いただいたご答弁としては、「公契約条例の制定」ということについてのご答弁であったろうと思いますが、今回の私たちの質問は、「公契約条例の考え方を基本に」ということで問うております。

例えば、障がい者の登用ということがされている事業所、あるいは島本町の消防団などへ積極的に参加をされている事業所ということは一つの例であります。入札や委託契約の要件に加味をするということがどうか、ということをお尋ねして、ご答弁においては公契約条例の制定についての答弁であったと思います。その点については、詳しくは常任委員会によることですが、より善良で質の高い事業委託ということでは、最低賃金だけを見るのではなく、職員の働き方、働かせ方、障がい者の雇用などが誠実に果たされている事業所ということをお尋ねしておりますので、改めて、その点について、もし加えられるところがあれば、お答え下さい。

また、今、教育長からもご答弁がありました学習状況調査なども民間会社に委託をしております。昨今、一般の民間の団体ではありますが、ブラック企業大賞というようなものがインターネットを通じて発表をされているというところではありますが、間違っても島本町が、こういったところでブラック企業として大賞を受けておられるようなところに島本町の貴重な公金を支出する、事業委託などにおいてそういった企業がないのだろうかということも含めて、やはり島本町としては把握、確認をする必要があるのではないかと意図で質問させていただいております。お答えがありましたら、お願いいたします。

それから、今回の施政方針に関しまして、大綱質疑でも申し上げましたが、消費税増税について、町長のほうは特に大きく踏み込んだ、施政方針の中では言及をされなかったというふうに思っておりますが、私たちの会派としては、やはりこれは大きな、この2014年度の住民生活、そして私たち地方自治体の財政も含めて、大きく揺るがせられる内容だと思っております。質問させていただきました。

例えば、これは総務省が出しておられる家計調査、2012年度データにより計算されたものと、みずほ総合研究所・消費税率引き上げに伴う家計負担——これは2013年10月3日付けの資料などを掛け合わせて、日本共産党で資料を作ったものですが、低所得者ほど消費税増税の負担は重くなる。例えば、平均年収237万円の世帯が、これが勤労者であった場合、世帯主の月給が約17万円程度と思われます。税率が8%になるだけでも、5万7,529円、年間で増税するということだそうです。1カ月の月給の3分の1が吹き飛んでしまうというふうに試算されています。

これがまた、この2014年の間に税率10%への議論がされるというふうに聞いておりますので、そういったことを踏まえて、私たちは最悪の事態も想定しながら、生活保護

のケースワーカーの複数配置なども申し上げましたが、そこへ、やはり島本町としても、今後、町有地の売却益など高額な歳入などを見込む中で、例えば東京都西多摩郡日の出町などは——これは3年以上前の話ですが、企業誘致によって固定資産税などの増収があるということで、それを財源に75歳以上の方の医療費無料化に踏み切っておられるというような例を聞いております。

島本町の場合は、こういうことが直接いいのかどうかというところは議論によるところですが、この数年間、特にリーマン・ショック以降に第5次行革を行っておられますので、高齢者の暮らし、そして福祉制度などが大変厳しい状況にあります。そういったことを踏まえて私たち質問させていただいておりますが、そういった救済策などについて、今、考え中であれば、その点の姿勢をお示しいただきたく思います。細部については、また常任委員会で聞きたいと思います。

三つ目には、やはり「ぬくもりのあるまちづくり」「手作り感」ということを、町長はかねてから繰り返しておられますが、今回の公共施設整備に関わる基本方針というのは、今、パブリックコメント中であり、2014年度の事業の方向を規定するものと考えております。この施政方針の中にも清掃工場、あるいはし尿中間処理施設、そして水無瀬駅前の高槻交通跡地の除却、住民ホールの解体、そして第一中学校を建て替えにするのか移転にするのかということもおっしゃっておられますが、これらすべてが歴史があり、教育や住民福祉、文化、公衆衛生に、長年寄与してきた施設という点では、住民の皆さんも相当な思いを持っておられる施設であり、土地であるということから考えますと、パブリックコメントや広報しまもとでの議論だけでは、まことに、極めて不十分だ。これこそ、やはり「手作り感」ということでは住民の手による、職員の手による検討組織、検討の場を設けるべきだというふうに、これは今までにも申し上げておりますが、その点についての2014年度の方向性について、今、おありでしたら、再度、お答えをお願いいたします。

総務部長 それでは、1点目でございますが、3点目の②に関してのご質問でございますが、ご指摘の障害者の雇用でありますとか消防団への参加、こういったことで地域防災への積極的な参加されている事業所などを公契約の中で活用していくという事例につきましては、総合評価方式という契約方法の中で、他団体において、そういった項目を評価項目あるいは評価基準に加えていくということを検討されている自治体があるということは把握をいたしております。

本町におきましては、現時点で総合評価方式についての契約方法を——過去にはございましたが、現時点ではそれをしていないということもございまして、今後、他団体のそういった契約方法等について調査・研究を進めていきたい、このように考えております。

以上でございます。

総合政策部長 まず、今回の消費税の引き上げに伴います影響ということでございますが、今回の消費税につきましては、現行の5%から3%引き上げられます。地方消費税につきまして換算いたしますと、1%から1.7%へ引き上げられるということでございますが、これらにつきましては、いわゆる社会保障関連経費に充てるということでされております。

本町にとっても、地方消費税の増収分につきましては、そういった社会福祉関係の、いわゆる扶助費関係に充てるということで、今回、予算編成をさせていただいておりますが、この消費税の部分が地方に影響しますのは実質的には平成27年度から、26年度については、まだ平準化はされていないというふうなことで認識をいたしております。また地方交付税についても、若干、地方消費税分が影響してくるということでございますが、これについても平成27年度から本格的に影響がされるということでございます。

それと、今回の増税に伴います低所得者への配慮というようなことでございますが、これにつきましては、もうご案内のとおりでございますが、今回、福祉給付金というふうな形で住民税の非課税世帯については一定額の給付をするというようなことで対応されるというふうな、国の5兆円規模の対応もございます。そういったことも含めて、町としてもできる限りの、いわゆる低所得者層への配慮については、今後、十分留意して事務を執行していく必要がある、このように認識をいたしております。

それとあと、「公共施設の適正化について」でございますが、ご指摘のとおり住民ホールにつきましては、これまで住民の皆さん方に親しまれ、愛されてきた施設でございます。そういったことで、今回、休止をして取り壊しをするということで非常に残念なこと、結果になったわけでございますが、これにつきましても、やはり公共施設全体を考えるうえで、規模の適正化、そしていろんな施設を廃止統合することによって、さらに新たな事業を展開する。そのための財源の確保、こういったことも必要になってまいりますので、そういったことで非常に心苦しい部分はございますが、耐震化の問題、一中の現地建て替えか移転するのか、そういったことも含めて、今後、多額の財源の確保が必要になってまいります。そういったことも総合的に勘案して、今回、予算を計上させていただいておりますので、その点、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

河野議員 質問は、もうこれ以上重ねることは難しいと思っておりますが、今、総合政策部長のほうから答弁がありました施設の、いわゆる今、全国的な再配置・適正化ということについて、私自身、総務建設水道常任委員会に所属し、過日、埼玉県宮代町、そして神奈川県秦野市を視察させていただきました。もちろん、総合政策部長もご同行していただきましたので、ただ、そこにおいては、やはり住民への説明のあり方、議論のあり方ということ、私たちは相当学んできたと思っております。そういったこともしっかりと施策に反映していただくことを、これは求めておきます。

また、先ほどブラック企業ということ、私、ちょっと申し上げましたけれども、間違っても島本町、委託料が相当多い、財政の中で委託料が占める割合が多いと言われていた島本町です。小規模自治体において致し方がないということもあるかとは思いますが、間違ってもその先に、委託先がそういった事業所でないかということについては再点検を求めていくこととともに、公正・公明な、正大な町政ということでは、委託事業が例えば80万余り、100数十万余りの町からの委託事業に対して、収支報告書も出せないような団体に事業を委託するということは問題外であると。

そのことは再度申し上げまして、細部については常任委員会でさせていただきたいと思いますが、そういったことが町財政全般にわたっているのではないかとすることも含めて、審査をしっかりとさせていただかなくてはいけないと思っております。何か反論があればおっしゃっていただいて、私たちの会派としての大綱質疑は終わります。

平井議長 以上で、日本共産党の大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後0時01分～午後1時00分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、自民無所属の会の発言を許します。

村上議員(登壇) それでは、平成26年度川口町長の施政方針に対し、自民無所属の会を代表いたしまして大綱質疑をさせていただきます。

1) 「財政状況について」

我が国の経済は、これまで円高・デフレ不況が続き、製造業の競争力は低下し、貿易赤字も進む中、日本経済が目に見えて再生するには、東日本大震災からの復興です。

平成24年度決算実質収支は総じて黒字でしたが、単年度では約700万円の赤字となり、財政の健全化を示す経常収支比率については97.8%でした。今年の税収の根幹をなす町税は減少し、今後も増収が望めない中、今後の財政状況について、以下、お尋ねします。

①平成26年度当初予算の算定において参考にされた、現時点での平成25年度の収支予測について、お示し下さい。

②平成26年度当初予算の一般会計は104億4,400万円で、前年度に比べ大きく増額した予算規模となる中、今後の中長期の「財政収支見通し」について、お示し下さい。

③財政健全化については、財政基盤の確立が不可欠です。平成26年度の考え方と、その施策をお示し下さい。

2) 「企業立地の促進について」

昨年末に鶴ヶ池住宅跡地を小野薬品工業株式会社に売却予定になったことは、一定、評価をいたします。島本町が今後安定的に税収を得て行くには、土地の有効活用を推進し、優良企業の誘致が財源確保に繋がる大きな要因の一つであると思っております。そこで、今日までの企業誘致活動の状況を伺うとともに、平成26年度の誘致にかかる施策に

ついて、お尋ねします。

3) 「土地の有効利用について」

阪急水無瀬駅前のタクシー車庫跡地については、これまでも一般質問してきましたが、答弁では、今年度中に建物を含め売却をしたい、とのことでした。平成26年度の施政方針では、「防災・防犯上の観点から建物の取り壊しを行うとともに、中心市街地における土地の有効活用を図るため、民間に売却するための手続きを進める」とのことです。

そこで、①年度内に建物を含めた売却をしたいとのことでしたが、変更された理由について、お示し下さい。

②住民からの要望に対応できないためなのか、また、他に何か理由があるのではあれば、お示し下さい。

4) 「災害対策について」

昨年の台風18号の発生に伴い、大雨による大規模な災害が当町において発生したことから、「誰もが、安全で安心して暮らせるまちづくり」の必要性から、危機管理室を設置し、「災害に強いまちづくり」を推進されることについては、一定、評価いたします。

そこで、以下、お尋ねします。

①危機管理室の具体的な目的・役割について、お示し下さい。

②防災無線の更新について、実施設計で以前より改善した点があれば、お示し下さい。

③防災無線が全町完全に網羅できているのか、お示し下さい。

④集中豪雨による内水氾濫時の避難勧告等の判断・伝達マニュアルの更新についての方針と、避難経路について、お示し下さい。

⑤大規模災害時に備えた大阪府三島地域4市1町合同防災訓練の目的、具体的な内容をお示し下さい。

⑥災害時に、民間事業所と行政との応援協定について、お示し下さい。

5) 「し尿処理について」

毎年、本件については議論されてきており、これまでの高槻市との交渉の結果において、当町域内でのし尿処理をすることになり、住民の皆様に説明するための基礎調査業務が昨年度ありましたが、基礎検討資料の作成業務について何うとともに、候補地の選定作業の進捗状況と供用開始時期について、お示し下さい。

6) 「ごみ処理について」

清掃工場については、長年にわたり約1億円前後のごみ処理施設の補修工事をしており、現状のままでは、今後もこういった延命策が続くものと思われませんが、今後の具体的な対応策について、お尋ねします。

①ごみ処理に関わる広域行政の状況について、お示し下さい。

②民間の管理運営のノウハウを活かした包括民営についての、進捗状況をお示し下さい。

7)「猫の繁殖防止策について」

この問題は、大変難しい問題であると思っています。特に、戸建ての住宅の庭などにおいては糞尿の悪臭、鳴き声、花壇等を荒らすなど、苦情は多いと思われます。飼い主のいる猫・いない猫の判断が難しい中で、対策について、お尋ねします。

①判別の方法について、お示し下さい。

②飼い主のいない猫に対する対応について、お示し下さい。

8)「町道尺代5号線整備工事について」

尺代地区は車の出入り口が1ルートしかなく、尺代5号線は災害時の緊急避難道路として二つ目のルートとなり、長年の地元の皆さんの要望でありました。現在の進捗状況及び問題点を示すとともに、今後の工事予定と供用開始時期について、お示し下さい。

9)「水道事業について」

水は、生きていくうえでなくてはならないもので、水道事業は住民に安全で安心な飲料水を供給しています。災害時には大切なライフラインとなりますが、先月には老朽配水管の亀裂により大量の漏水がありました。

以下、お尋ねします。

①予算を踏まえ、水道管路更新等の計画に基づいた老朽配水管の布設替えと耐震化の進捗状況を伺うとともに、今後の水道管路更新等の計画の予定、完了時期をお示し下さい。

②平成26年度の予算を踏まえ、今後の財政収支見直しをお示し下さい。

10)「特別養護老人ホームについて」

各自治体や社会福祉法人で運営されている公的な施設を、当町においても検討していくことについて、お尋ねします。

①何年度を目標に検討されているのか、お示し下さい。また、具体的な場所の候補地があれば、お示し下さい。

②他の自治体における状況について、お示し下さい。

③運営方法について、お示し下さい。

11)「認知症になっても安心して暮らせるまちづくりについて」

①平成26年度の予算を踏まえ、当町の認知症の状況をお示し下さい。

②今後の課題と対応策について、お示し下さい。

12)「町営プールの開設見送りについて」

スポーツは、町民皆様の健康増進に役立ちます。現代人は、普段の生活の中では体を動かす機会が減ってきているのが現実です。平成26年度の予算を踏まえ、町民のための町営プールの現状と、今後の町営プールのあり方と、水無瀬川緑地公園計画時にプール予定地となっていた土地についての考え方をお示し下さい。

13)「高槻市・島本町広域行政勉強会について」

平成 26 年度の予算を踏まえ、進捗状況と現時点での勉強会の成果について伺うとともに、今後の勉強会の具体的な内容とスケジュールについて、お示し下さい。

14) 「森林保全について」

本町の約 7 割は山岳丘陵地で、身近に豊かな自然があります。しかし、森林面積のほとんどが民有地であり、生活様式の変化、高齢化や担い手不足により、整備が怠り、荒廃が進んでいます。

山に入ると、森林・里山整備のために間伐した竹や木が積み上げられた風景を目にします。今後も整備を進めるうえで、森林保全・里山の整備についての施策の進捗状況を伺うとともに、大量に発生する間伐した竹や木の有効利用、また処理についての町の考えをお示し下さい。

15) 「島本町ボランティア情報センターについて」

島本町には、各種ボランティア団体、個人の方々を含め、多くの方がボランティアに携わっています。ボランティアは地域力の向上、また災害時には大切な役割を担います。施政方針でも述べられた「ボランティア精神・ボランティア活動が輝くまちづくり」について、平成 26 年度の予算を踏まえ、ボランティア情報センターの活動内容を伺うとともに、今後のコミュニティ推進課への移行も含め、ボランティアについての情報発信基地としての施策をお示し下さい。

16) 「にぎわい創造課について」

①にぎわい創造課は、観光と商業を一本化し、近隣自治体や民間事業所と連携を深め、にぎわいづくりを実現するための具体的な取り組みについて、お示し下さい。

②歴史文化資料館及び敷地内広場や史跡桜井駅跡についてのにぎわいづくりについて、お示し下さい。

17) 「公共施設の適正化について」

町内の公共施設は、多くの施設が老朽化し、耐震対策や更新時期が近づいています。すべての施設の耐震・更新をするには多額の財源が必要であり、自主財源である町税の増収も見込めず減少傾向にあります。早急に公共施設の適正化を図り、維持管理費等経費の削減を打ち出し、子ども、孫の時代に多くの借金を残さないよう対応する必要があります。

平成 26 年度の予算を踏まえ、公共施設の適正化の推進状況と、今後の施策と目標時期について、お示し下さい。

川口町長 それでは、自民無所属の会を代表されましての村上議員の大綱質疑に、ご答弁申し上げます。

まず、大きな 1) 点目の「財政状況について」の①、「平成 25 年度の収支予測を踏まえた予算案」についてでございます。

平成 25 年度の決算見込みにつきましては、最終的には 5 月末の出納整理期日を経て確

定いたしますが、これまでの補正予算などを踏まえた決算見込を勘案いたしますと、前年度に引き続き、実質収支は黒字になるものと考えております。

平成 26 年度当初予算案におきましては、これまで課題となっておりました学校施設の耐震化を集中して推進するとともに、地域防災施設の整備、子育て支援、地域福祉の充実など、積極的な予算を確保させていただいたところでございます。

次に、②の「今後の中長期の財政収支見通しについて」でございます。

平成 26 年度一般会計当初予算案につきましては、歳入歳出予算総額は 104 億 4,400 万円となっております。前年度に比べ大きく増額した理由につきましては、主に前年度は骨格予算であったこと、また防災行政無線の整備や学校施設の耐震化をはじめとした公共施設の整備などに伴うものでございます。

今後につきましては、少子高齢化の急速な進展に伴いまして、税収の増加が期待できない中で、経常経費として社会保障関係経費である扶助費などが増加することが見込まれております。また臨時経費として、引き続き小・中学校の耐震化をはじめ各公共施設の老朽化への対応や防災対策などを進めることから、行財政運営は大変厳しい状況にあるものと考えております。

次に、③の「財政の健全化について」でございます。

今、申し上げました②におきまして、ご説明させていただきましたとおり、課題が山積する中、今後におきましても厳しい行財政運営が続くものと見込まれます。このようなことから、経常的な歳出の削減はもとより自主財源の確保を図るための諸施策の推進が不可欠であると考えております。

なお、予算編成にあたりましては、毎年度予算編成方針を定めておりますが、本年度の具体的な対応といたしましては、業務委託については、内容の精査や複数年契約による単価の見直しを図るなど、経常経費の削減に努めたところでございます。

続きまして、2 点目の「今日までの企業誘致活動の状況と本年度の施策について」でございます。

本町では、新たに町内に立地する企業に対して奨励措置を講じることにより、企業の立地を促進し、本町の経済の活性化や町財政の安定を図ることを目的として、平成 23 年 4 月に「島本町企業立地促進条例」を施行いたしております。これまでの具体的な取り組み状況といたしましては、町広報紙で条例の周知を行い、町及び各関係機関のホームページへ掲載するなど本制度の周知を図るとともに、大阪府や他の自治体における奨励措置についても調査・研究を行ってまいりました。加えまして、本町は昨年 10 月に大阪府知事より「投資奨励計画を持つ市町村」として認定されたことから、町内で先端産業分野の研究開発施設を立地する事業者に対しては、大阪府の企業立地にかかる府内投資促進補助金の交付対象となったところでございます。

「今後の取り組みについて」でございますが、引き続き本町の企業立地にかかる制度

のPRを積極的に努めるとともに、他の自治体における先進的な事例等について調査・研究を行ってまいります。また制度の充実についても検討を行い、大阪府とも連携を図り、企業立地の促進に努めてまいりたいと考えております。また、関西イノベーション国際戦略総合特区の活用につきましても、国や大阪府においては積極的に推進されており、本町といたしましても、この機会を積極的に活用してまいりたいと考えております。

続きまして、3)点目の「阪急水無瀬駅前タクシー車庫跡地の売却」にかかるご質問でございます。

まず、①の「スケジュールの変更について」でございます。

阪急水無瀬駅前タクシー車庫跡地につきましては、公共的機能の検討を行うとともに、民間活力により本町の玄関口にふさわしいにぎわいを創出するため、売却に向けまして事務を進めているところでございます。また、これまでの目標として、平成25年度中の売却に必要な手続きを進めてまいりました。しかしながら、公共的機能の具体的な内容や、売却の際の条件設定などの課題につきまして、より慎重な検討が必要であると判断し、現時点では、事業者の募集には至っておらず、具体的な売却時期は確定しておりません。

なお、景観上、また治安の面などを考慮いたしますと、速やかに建物の取り壊しを行うことが望ましいと判断いたしましたところでございます。

次に、②の「具体的な方針」をお示しできていない理由につきましても同様であり、公共的機能のあり方など、これまでの様々な検討内容を踏まえ、財政的效果と駅前の魅力づくりなどの観点から総合的に判断し、早期に事務を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、4)点目「災害対策について」でございます。

まず、①の「危機管理室の具体的な目的・役割について」でございます。

危機管理に関する施策につきましては、これまで総務部において所管し、住民の皆様の安全・安心を確保できるよう努めてまいりました。本年4月以降につきましては、これまでの業務に加え、都市環境部が所管してまいりました防犯に関することも一体的に所管することにより、自然災害による被害のみならず、犯罪による被害の減少・抑制に努めるなど、危機管理体制のさらなる強化を目的とし、危機管理室を創設するものでございます。

続きまして、②の「防災行政無線の実施設計段階での改善点」並びに③の「防災行政無線が全町完全に網羅できるのか」についてでございます。

本町防災行政無線の再整備につきましては、本年度に整備工事を実施するため、平成24年度に基本構想を策定し、平成25年度には実施設計を進めてまいりました。基本構想により本町に適した整備方針を決定し、現在進めております実施設計におきまして、スピーカーの配置や種類・数量等について検討しております。また実地試験を行うこと

によって、地域の実情に応じた改善を図り、理論上は本町域全域を網羅することができる設計となっております。

続きまして、④の「内水氾濫時の避難勧告等の判断・伝達マニュアルの更新について」でございます。

内水氾濫にかかる避難勧告等の判断・伝達マニュアルの更新につきましては、現在作成しております内水ハザードマップの被害想定をもとに検討する予定といたしております。内水氾濫時における避難につきましては、高い場所への避難、いわゆる垂直避難が原則となりますが、垂直避難が困難な場合、あるいは屋外退避を余儀なくされた場合等における避難経路につきましては、降雨状況等により通行可能な道路等が異なると考えております。このため、実際の避難時には巡視等を行い、安全な通行路を確認したうえで避難いただくことになるものと考えております。

続きまして、⑤の「大阪府・三島地域4市1町合同訓練の目的及び具体的な内容について」でございます。

当該訓練につきましては、大阪府及び三島地域の自治体が連帯感を強めるとともに、地域の防災力の向上を目的としております。具体的な内容につきましては、今後協議を進めていくこととなっており、現時点ではお示しできる段階ではございませんが、地域住民の皆様にとりまして、多くの方が参加しやすく、より実りのある訓練になるよう検討してまいりたいと考えております。

最後に、⑥の「災害時における民間事業所との応援協定について」でございます。

大規模災害時における対応につきましては、行政機関のみでは限界があり、民間事業所にお力添えをいただくということの必要性というものは十分に認識いたしております。現在、株式会社J：COMウエストと「災害時等における緊急放送等に関する協定」を締結しており、避難情報等の緊急情報をケーブルテレビで放送いただくことにより、住民の皆様への情報伝達の一つの手段として活用させていただくこととなっております。今後におきましては、食料品関係や運送事業者等、様々な民間事業者にご協力いただけるよう、積極的に協議を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、5)点目の「し尿処理について」、ご答弁申し上げます。

し尿処理につきましては、効率的な行政運営を図るため、広域化を目指し、高槻市・島本町広域行政勉強会において協議を進めてまいりましたが、広域化は困難であるとの結論に至りました。このような中で施設の現状などを総合的に勘案した結果、町域内でし尿中間処理施設の設置を進める必要があると判断いたしました。し尿中間処理施設の設置や候補地の選定などについては、現在、住民の皆様にご説明するための基礎検討資料を作成しているところでございます。

今後につきましては、資料ができ次第、議員や住民の皆様にお示しさせていただくとともに、候補地周辺にお住まいの皆様のご理解をいただくためにも丁寧な説明等を行っ

てまいりたいと考えています。候補地周辺にお住まいの皆様にご理解をいただいた後、実施設計を行い、できるだけ速やかに施設の建設に着手したいと考えておりますが、現時点では供用開始の時期をお示しできる状況ではございません。ご理解賜りたく存じます。

次に、6点目の①「ごみ処理にかかる広域行政の状況について」、ご答弁申し上げます。

本町の清掃工場は、老朽化に伴い毎年多額の補修費用を要しており、平成25年度においても、およそ1億円の工事費を要しています。このような中、ごみ処理の広域化については各自治体が独自に施設を整備されており、現状では広域化の必要性が低いことから、具体的な進展が見られないのが実情です。

しかしながら、本町の清掃工場の更新につきましては、規模等が国の補助基準を満たさないため、国庫補助の対象とはならず、困難な状況でございます。

続いて、6点目の②「包括運営の進捗状況について」、ご答弁申し上げます。

本町では、平成25年度に施設の長寿命化を図りながら管理運営経費の縮減を目指すことを目的に、民間の管理運営のノウハウを生かした包括運営について関係課長による検討会を立ち上げ、今後の政策面、財政面との調整を図りながら、施設の補修や稼働目標期間等、包括運営のあり方について検討を重ねてまいりました。

その結果、包括運営委託を行うことが望ましいものの、導入にあたっては財政面等の整合性を図る必要があるとの結論に至りました。このことから、本年度は学識経験者による検討委員会を立ち上げ、引き続き、本町に最適な運営方法を検討してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、広域化に向けて努力するとともに、引き続き適切な施設の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、7点目の「猫の繁殖防止策について」のご質問でございます。

まず、①の「飼い主のいる猫かどうかの判別の方法について」でございます。

比較的簡単に確認できる方法は首輪の着用有無の確認などがございますが、それ以外にも、猫の繁殖防止に関する取り組みを行っている個人または団体において生息場所等の状況を把握していただき、判別していただくこととなります。

次に、②の「飼い主のいない猫に対する対応について」でございます。

本年度から、飼い主のいない猫に対する繁殖防止を目的とする手術の助成金制度を創設いたします。この助成金制度においては、みだりに繁殖・増加することを抑制し、地域住民の被害を防止するとともに、動物愛護意識の高揚を図るものです。

なお、これまで町広報やホームページにおいて、猫の飼い方に関するマナーについて啓発活動を行っており、引き続き実施することで、新制度とあわせて啓発活動の強化に努めてまいります。

続きまして、8)点目の「尺代5号線整備工事について」、ご答弁申し上げます。

町道尺代5号線につきましては、国の社会資本整備総合交付金を活用し、平成23年度から平成25年度までの3ヵ年事業として本格的な工事を進めてまいりました。しかしながら、急峻な地形、狭隘な道路、また湧水処理の問題等があり、当初計画どおりの竣工が困難な状況となっております。現在、第6期の橋りょう上部工事を発注し、本年8月末頃には橋桁の架設が完了する予定でございます。また第7期工事といたしまして、舗装等の工事を本年10月末頃に完了する予定となっております。

引き続き、施工における安全対策については十分留意しながら、早期完成に向け事業を進めてまいりたいと考えております。

9)点目の「水道事業について」の、①の「水道管路更新等の計画に基づいた老朽配水管の布設替えと耐震化の進捗状況及び今後の計画の予定と完了時期」でございます。

本町の水道管は昭和35年に布設したものが最も古く、老朽化が進んでおり、計画的に布設替えする必要があるとございます。また管路につきましては耐震化率が低く、今後発生が予測されております大規模災害等に備えるため、早急に耐震化を進めていく必要があるとございます。これらの課題に対応するため、現在、中期的な水道管路更新等計画の策定を行っており、平成25年度末に完成する予定でございます。

なお、更新につきましては、今後の財政状況も考慮する必要がありますので、現時点におきまして具体的な完了時期をお示しすることはできませんが、老朽が著しい管路や、防災拠点・広域緊急輸送路など、優先度の高い水道管から布設替えを進めてまいりたいと考えております。

次に、②の「平成26年度の予算を踏まえた今後の財政収支見通し」でございます。

「島本町水道事業財政計画(案)」におきまして水道事業収支見通しをお示しさせていただきますが、主な収入源でございます料金収入につきましては、今後も大幅な増加が見込めない中、水道施設及び管路の老朽化による更新工事や耐震化工事が喫緊の課題となっております。これらの更新工事や耐震化工事を計画的に進めていくためには、内部留保資金の活用が不可欠であります。

この計画(案)に基づき事業を進めた場合、内部留保資金は平成25年度末で約14億6千万円の見込みとなっておりますが、計画期間最終年度でございます平成29年度末には、約8億5千万円に減少すると見込まれております。このため財政状況を注視しながら、計画的な事業の推進を図る必要があるとございます。従いまして、住民の皆様にご安全で安心な水道水の供給を継続していくためにも、この計画に基づき、引き続き健全な経営に努めてまいりたいと考えております。

次に、10)点目の「特別養護老人ホーム」につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、①の「整備予定年度と場所の候補地について」のご質問でございます。

特別養護老人ホームを含む介護保険施設の整備につきましては、3年ごとに策定いたします「島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」に整備方針を定める必要があるとござい

ます。現在の「第5期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」におきましては特別養護老人ホームの整備の予定を位置付けておりませんことから、本年度策定する「第6期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」において、整備方針を定める予定でございます。

なお、第6期計画期間中の整備を想定した場合、事業者選定や施設建設にかかる期間を踏まえますと、平成28年度以降の開設となるものと考えております。また具体的な候補地につきましては、現時点では未定でございます。

次に、②の「他の自治体の状況」でございます。

本町と高槻市、茨木市、摂津市で構成いたします三島圏域で申し上げますと、「第5期計画」期間中の整備状況は、各市とも大規模な特別養護老人ホームの整備予定はなく、定員29人以下の地域密着型特別養護老人ホームのみの整備予定となっております。

なお、整備予定施設数は、高槻市が3施設、茨木市が2施設、摂津市が1施設となっております。

次に、③の「運営方法」でございますが、長期的な運営を踏まえて、社会福祉法人等公益法人に運営いただくことを想定しております。

次に、11)点目の「認知症に関する施策について」でございます。

まず、①の「平成26年度予算を踏まえて、本町における認知症施策の状況」とのご質問でございます。

本町では、平成24年度から「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」を目指した取り組みを、民生部の地域包括支援センターを中心として進めております。平成26年度におきましては、認知症高齢者を見守るネットワークの運用開始に向けた関係機関との調整や、認知症疾患に関する理解をさらに広げるための認知症サポーター養成講座の実施や、講演会の開催を予定しております。

次に、②の「今後の課題と対応策について」のご質問でございます。

今後、団塊の世代の皆様が後期高齢者となる平成37年頃には、認知症高齢者が大幅に増加すると見込まれております。このことから、認知症高齢者を見守るネットワークを構築するとともに、認知症サポーターの養成をはじめ認知症予防に関する取り組みを進める必要がございます。本町といたしましても、認知症の早期発見・早期対応、認知症の普及・啓発、生活支援の充実を図り、「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」を進めてまいりたいと考えております。

次に、13)点目の「高槻市・島本町広域行政勉強会について」のご質問でございます。

平成25年度の高槻市・島本町広域行政勉強会につきましては、事業連携ワーキンググループ会議を3回開催しております。平成24年度に引き続き、両市町の共同実施により相乗効果または経費節減が期待できると考えられる事務事業の一つとして、航空写真撮影業務について検討いたしました。当該業務につきましては、現時点では、費用面や撮

影方式・撮影頻度が異なることなどによって、大きな効果が見込めないという結論に至りました。また、平成27年1月に大阪府から本町へ旅券発給事務に係る窓口対応業務が権限移譲される予定でありますことから、当該事務の事業連携の検討について、平成25年12月3日付で高槻市に協議の申出を行いました。当該事務の広域連携につきましても、メリットや課題などについて事業連携ワーキンググループにおいて調査・研究しているところでございます。

現時点におきましては広域連携が実現した具体的な事業はございませんが、引き続き、事業連携ワーキング及び行財政調査・検討ワーキンググループにおきまして調査・研究を重ね、広域連携の実現に向けて精力的に進めてまいりたいと考えております。

14)点目の、「森林保全について」でございます。

本町の森林整備に関する取り組みといたしましては、森林所有者をはじめ地域住民、NPO団体、企業、そして行政等関係者で連携を図りながら、継続的に取り組みを行っております。また島本フォレストサポーター養成講座を開講し、これまでに合計74名の方が受講され、森林ボランティアの活動に取り組んでいただいております。

さらに企業との協働による取り組みとして、サントリーホールディングス株式会社との間で「森林整備協定」を締結し、水源涵養や防災、地球温暖化防止などの公益的機能の高い森林を目指して、植生調査等や間伐、土留めなどの事業を進めております。

次に、「間伐等によって発生した竹や木々などについて」でございます。

間伐材等は、森林ボランティア団体が炭や竹・木細工を作成し、本町のイベントなどで販売するなど、有効に活用しておられるケースもございます。しかしながら、本町の森林は急傾斜地が多く、間伐した木や竹を搬出することが困難なため、土留め材などとして現地活用しているのが現状でございます。今後につきましても、搬出できる間伐材につきましては、可能な限り活用策を検討してまいりたいと考えております。

続いて、16)点目の①「にぎわい創造課創設に伴う新たな取り組みについて」でございます。

商工業のさらなる発展及び定住及び集客に向けた魅力発信を同時に行っていくため、産業振興と観光を一本化した「にぎわい創造課」を新しく創設いたします。産業振興及び観光施策については、これまで以上に商工会をはじめとした各関係機関と連携を図りながら、本町の魅力あるにぎわいづくりにつながる取り組みを実施してまいりたいと考えております。

これまで商工会は、夏まつりをはじめとするイベントの開催等、地域の活性化に向けた様々な取り組みを行っていただき、商店街等の集客力強化や新規顧客獲得といった商業活性化に貢献していただいております。本年度の新たな取り組みといたしましては、商工会が主体となり、町内の店舗情報を掲載したPR地図の作成を行い、観光客への情報発信や商店街等の集客力強化を図ってまいります。

また、民間企業や近隣自治体との連携といたしましては、平成 25 年度に引き続き、阪急電鉄株式会社及び阪急京都線沿線の 9 自治体並びに各市町のボランティア団体とが連携する阪急京都線沿線「観光あるき」を実施してまいります。

今後におきましても、地域のまちづくりの活性化に向けまして、商工会などの関係団体と連携しながら、より効果的に町の魅力を発信し、町外からの集客を図ることができるよう事業を実施してまいります。

続きまして、17) 点目の「公共施設の適正化について」でございます。

本町では、昭和 50 年前後に建設された多くの公共施設があり、老朽化が進んでおります。今後は一斉に大規模改修や更新の時期を迎えることとなりますが、このことは、全国的な共通課題でもあります。これらの公共施設を今後も継続して使用していくための耐震補強工事を含めた大規模改修や更新費用につきましては、莫大なものになると見込まれております。

一方、本町の財政状況は、高齢化の急速な進展により、社会保障関係経費である扶助費や特別会計への繰出金が増加する状況の中で、毎年度、経常収支比率は高水準で推移しており、当該年度の収入だけでは支出を賄いきれないため積立基金を取り崩している状況にあり、このまま取り崩しを続けると、基金は底を着き、危機的な財政状況に陥ることも想定されます。

このため、今後の本町の公共施設のあり方について全庁的な議論が不可欠でありますことから、昨年 6 月 14 日に「公共施設適正化調整会議」を設置させていただき、議論を重ねてまいりました。本調整会議では各公共施設の状況などを把握するとともに、庁内の議論を経て今後の公共施設の基本的な考え方をまとめ、今般、「島本町公共施設適正化基本方針（案）」として、議員各位にもお配りさせていただいたところでございます。

なお、現在、3 月 31 日までを期限として、住民の皆様へパブリックコメントを実施しているところであり、この結果を踏まえまして、本町の「公共施設適正化基本方針」として策定してまいりたいと考えております。また個別の施設につきましては、基本方針を踏まえた今後のあり方について、現在、各施設所管課との調整を進めており、できるだけ早い時期にその方向をまとめさせていただく予定でございます。

私からは、以上でございます。

岡本教育長 それでは、12) 点目の「町立プールの開設見送り」について、私のほうからご答弁申し上げます。

町立プールは建築後 57 年を経過しており、プールサイドやプール槽の各所におけるクラック・陥没などについては以前からその発生が確認され、近年、その程度が顕著となっていたところでございます。また、開設以来改修履歴のない給・排水管についても老朽化が懸念されましたことから、平成 23 年度に現況調査を実施いたしました。調査の結果、埋設配管の総取替、プールサイド全体の解体復旧、小プール及び中プールの全面建

替が必要であることが明らかとなり、昨年まで補修等で対応してまいりました。

しかしながら、町立プールは現行の「大阪府遊泳場条例」改正以前に設置した施設であることから、同条例に適合しておらず、毎年、茨木保健所から施設の是正を指導されており、可能なものについてはその都度対応してまいりました。平成25年度におきましては、量水器などの設置や、コンクリートのひび割れや陥没の対策などについて指導を受けておりますが、老朽化した給水管を取り替えることなく量水器を設置することをはじめ早期に抜本的な対策を講じることは困難であることから、やむを得ず、本年度の町立プール開設を見送ることとしたものでございます。

今後の町立プールのあり方につきましては、慎重に検討を進め、基本的な方向をお示ししてまいりたいと考えておりますが、現時点では、水無瀬川緑地公園内の用地の活用につきましては具体的にお示しできる状況ではございません。ご理解賜りたいと思いません。

次に、15)点目の「島本町ボランティア情報センターについて」でございます。

島本町ボランティア情報センターは、ボランティア活動に関する情報の収集及び提供を主な事業内容としており、まず、ボランティア活動を行っている個人及び団体から登録申請をいただきます。その後、審査を経て登録された個人または団体は、ホームページなどの媒体を通じて、ボランティアの募集等の各種情報を発信することができるようになります。また、ボランティア活動に関心のある住民の皆様におかれましては、ホームページやセンターの情報をご覧いただき、ボランティア団体への加入や、イベントへの参加が可能となります。

このように、新たな人材を求めている団体や個人ボランティアと、これまでボランティア活動に興味・関心がありながら参加に至らなかったボランティア志願者とを結びつけることで、本町におけるボランティア活動の活性化を図ることができるようになりますことから、今後、島本町ボランティア情報センターが広く、住民福祉の向上に寄与できるものと考えております。

次に、16)点目の②「歴史文化資料館及び敷地内広場や史跡桜井駅跡のにぎわいづくりについて」でございます。

歴史文化資料館の今後の活用につきましては、本町の重要な施策の一つであり町全体での議論が必要なことから、資料館の今後の活用にかかる庁内の調整会議を開催するなど、本町としての方向性を議論しているところでございます。

その会議の中で、現在、本町が行っている各種イベント等の開催場所として、歴史文化資料館正面広場及び史跡桜井駅跡を活用していくことなどについて協議しております。具体案といたしましては、歴史文化資料館正面広場の一部を、喫茶や本町の物産販売などの場、また「朝市」などの会場をはじめ商工会主催の「手づくり市」を開催するなど、JR島本駅を中心とした周辺一帯のにぎわいにつながる活用について、様々な角

度から検討を行っているところでございます。これらの検討にあたりましては、当初から活用方法を限定するのではなく、幅広い可能性の中から、より効果的で、本町の玄関口にふさわしいものを採用してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、開館以来、歴史文化資料館が担ってまいりました住民交流の場及び情報発信基地としての役割につきましては今後も継続し、調査・研究の機能を一層充実させるとともに、その成果を常設展・企画展等を通じて、住民の皆様をはじめ本町を訪れる方々に発信してまいりたいと考えております。これまでの文化行政としての視点とともに、立地条件を生かした観光振興や産業振興など、にぎわい創造の視点も加えながら、駅前の環境や景観にも配慮した有効活用が図れるよう、取り組んでまいります。

以上でございます。

村上議員 ただいまご答弁いただきました内容の細部につきましては、常任委員会で確認をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

平井議長 以上で、自民無所属の会の大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 1 時 53 分～午後 2 時 10 分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、自由民主党クラブの発言を許します。

野村議員 (登壇) 平成 26 年度の町長の施政方針に対し、自由民主党クラブを代表しまして大綱質疑を行います。

前段は割愛させていただき、質疑に入ります。

施政方針の冒頭に、「自己決定、自己責任の原則に基づき」とありますが、ここで言われている各「自己」とは何を示されているのか、冒頭に伺い、以下の質問に入ります。

[1] 「財政問題と行財政改革について」

① 自主財源の主となります町民税について。

a. 個人分においては、東日本大震災からの復興に関し、防災のための施策に必要な財源確保にかかり、この 26 年度から 10 年間、均等割の標準税率に 500 円加算となります。まず、この加算は本町の防災のための施策の財源確保の寄与に回せるのか、確認するとともに、どのように活用するつもりなのか、伺います。

そして、高額納税者の退職により減額が見込まれていることから、少子高齢化時代において本町の人口動態も含め、この見込み傾向の町の見解と、扶助費などの急増に、プライマリーバランスの対策は第 5 次行財政改革だけでは限界もある状況に、町はどのようにお考えか、伺います。

b. 法人分は、企業業績の若干回復傾向により、前年の骨格予算より 3,700 万円ほどの増となっておりますが、まだ景気には波があり、長期の不景気の影響や企業立地促進な

どの対策を含め今後の変動の分析など、町の見解を伺います。

②「中長期財政収支見直し」について。

本町においては、公共施設の適正化や耐震化、水路改修等々と、多額な費用を要する課題が山積していることに、大きく数値が振れるのは理解していますが、昨年6月議会での我が会派の「中長期財政収支見直し」の見直しを求めた大綱に、9月議会に示すと答弁をいただいています。信頼関係において、出せなかった理由と、今後、いつを目標に出されるつもりか、伺います。

[2]「島本町のまちづくり、土地利用について」

①清掃工場について。

包括民営化で広域化の協議に影響はないか、昨年度の大綱でも伺い、答弁がありました。包括民営にしても5年ないし10年程度が一つの目処と言われますことに、10年は広域化できないとのお考えと解釈してよいのか、広域化を踏まえた包括運営を目指されると解釈してよいのか、伺います。また、附属機関の結果に基づき、今度こそ町として清掃工場の将来の方向性を判断されると解釈してよいか、伺います。

②し尿中間処理施設について。

し尿中間処理施設においても、昨年の施政方針と同様内容であります。その理由を伺います。

③公共施設の適正化について。

公共施設は、昭和50年代の高度経済成長期に建設されたものが多く、老朽化が進行しており、本年度は「公共施設適正化基本方針」を策定されると、強い意志を感じました。

そこで、「公共施設適正化基本方針」は現在の公共施設34施設と、プラント系5施設があります。すべての施設の総合で策定できると解釈してよいか、優先順位のもとで出されるのか、もしくは施設ごとの振り分けで出されるのか、策定方針等を伺います。また、予定している住民ホールの解体工事後、跡地の有効利用など、方針の中にはその後の計画も示せるのか伺うとともに、住民ホール跡地の活用計画も伺います。

④橋りょうについて。

桜井跨線橋の長寿命化修繕工事を実施され、本年度は耐震化工事施工のための設計業務を実施されます。都市計画審議会でも述べていますように、大型緊急車両等はJRをまたぐ町内で唯一の道路であり、災害時の際の別ルートの検討はどうなっていますか。改めて、町のお考えをお伺いいたします。

⑤遊休地について。

自主財源の確保の観点から、遊休地の整理・活用を求めてきましたので、積極的に売却事務を進められることに異論があるわけではありませんが、公有財産を一世代でほとんど使いきるということを問題視すると、やはり計画の策定・提示も必要と考えますが、町の見解を伺います。

⑥町立プールの休止について。

多種資料で調査すると、昭和 32 年頃に開設されたようですが、半世紀以上が経過しており、改修ごとに、排水管等改修は困難と答弁いただけてきました。老朽化が著しく、安全かつ快適な運営が困難である状況に、開設を見送られます。公共施設の既存プールの活用など代替措置の検討をされますが、水質管理問題など難しい点もあろうかと考えるに、この点の見解を伺うとともに、住民ホールのように何年も廃墟の状態は住民の皆様にとって何ら還元できるものではない経験に、この先の方向性を早く決めていかなければならない中、借地料やプール監視員等々と、プールに関するすべての費用等を改めて伺うとともに、町の見解を伺います。

[3]「広域行政について」

①国民健康保険制度の広域化について。

平成 29 年度に実施予定の国民健康保険制度の広域化において、今後の国や府の動向など注視されていることは当然であります。国保財政において二重支払いの方を出さないよう公平性の観点に法定外繰入をせず頑張ってきた本町において、法定外繰入している他自治体との広域化の問題に、それこそ高槻市・島本町広域行政勉強会等で考え方や伺ったり、意見交換したり、その点についての議論はないのか。また、本町の見解を伺います。

②高槻市・島本町広域行政勉強会について。

この勉強会で調査・検討されてこられ、平成 27 年 1 月に大阪府から本町へ権限移譲される予定の旅券発給業務にかかる窓口対応業務について、広域の第一突破口となるように見受けられますが、他の府からの権限移譲において、今後、広域行政に繋げられる目標件数は、26 年度でどれぐらいと想定されているか、伺います。

[4]「景観・環境について」

①「景観計画」の策定と条例化について。

「景観計画」の策定と条例化を目指されますが、昨年 6 月の施政方針と同様であることに、調査・研究が進んでいないと取るべきか、諸課題の整理に苦心されているのか、見解を伺います。

②「環境基本計画」の策定について。

昨年度のしまもと環境住民会議での成果等をもとに、26 年度は「環境基本計画」の策定を目指されています。我々に、山林の将来を危惧するご相談が年々増えつつあります。恵まれた自然環境、森林、水無瀬川や里山の自然環境をどのように考えているか、見解を伺うとともに、策定はいつ頃を想定されていますか。今後のスケジュールもあわせて伺います。

[5]「災害応援協定について」

この 3 月に、高槻市医師会・歯科医師会・薬剤師会との「災害時の医療救護に関する

協定」の締結は一定評価いたしますが、企業との応援協定がほぼ取れていない状況や、他自治体との協定もこれからであることは苦言を言わざるを得ませんが、この機構改革を機に努められることは一定評価し、26年度の締結数値目標を伺います。

[6]「観光・農林水産・商工業について」

にぎわい創造課を創設され、観光と商工業務を一本化し、近隣自治体や民間事業者との連携を深め、様々な取り組みを推進されますが、具体的にどんな取り組みを予定されているか伺うとともに、どのような事業支援を考えているか、伺います。また、既存の観光資源だけでなく本町の新たな魅力を創造されますが、既存の観光資源すら有意義に活用し切れているとは言い難い声への見解を伺います。

[7]「上下水道について」

この26年度は、地方公営企業会計制度の見直し改正の施行が始まります。また上下水道ともに、平成26年度を初年度とし29年度までの「下水道事業健全化計画」「水道事業財政計画」に基づき事業展開されます。先般の議員全員協議会に計画案を提出いただきました。「水道事業収支見通し」においては旧会計制度で出ており、新制度での修正をされるのか。また、今後示される予定があるのか伺うとともに、数値の振れがどれぐらい出ると想定すればよいか、分析も伺います。

[8]「動物愛護活動の推進について」

高槻市等、他自治体においてはすでに補助金制度の実施を行っており、本町としての取り組みが遅いことを危惧しておりましたが、今回、補助制度の新設は一定評価いたします。他自治体の研究もされ、本町の特色に、本町は所有者不明の猫の繁殖防止を目的とされました。調査・研究も含め、そう定められた見解等、伺います。

[9]「消防について」

①消防組織について。

救急要請の増数が顕著に表れており、消防組織としても若い世代の比率が増える中、26年度の人員における見解を伺います。

②消防団員の招集サイレンについて。

消防無線のデジタル化を終えましたが、消防団の招集のサイレンと防災無線のサイレンとの違いが住民さんにはわかりにくい問題においては他部署で説明等されているようですが、消防においては、消防団の招集に、屯所に近い団員には聞こえるが、屯所から離れている分団員には聞こえない問題提起があります。この点における見解と対策などを伺うとともに、防災行政無線との連携は可能なのか、伺います。

③高規格救急自動車・小型動力ポンプの更新について。

早いもので、高規格救急車も更新の時期となりますが、更新におけるスケジュールを伺うとともに、分団の小型動力ポンプは計画的に更新している中、26年度はどの分団を予定され、残りも伺います。

[10]「保健・医療・福祉について」

国民健康保険財政について、歳入歳出総額 34 億 7 千万円を見込まれ、被保険者見込み数は 7,430 人。ここ数年の推移において、年間平均 100 人減を想定される中、年々、増加する医療費は国保財政を逼迫させている状況に、1 人当たりの年間保険料は前年度に比べ 7,116 円増の 10 万 5,534 円。25 年度は 1 億 4,500 万円ほどの基金を 3 分の 2 に近い額を崩された現状に、医療費の抑制のためジェネリック医薬品の普及促進で差額通知など取り組みましたが、まだまだ追いつかず、この 26 年度はレセプトデータから医療費分析を目指されます。そこで、業者等の見つけ出す困難などありますが、スケジュール等を伺うとともに、この国保財政の町の分析も伺います。

[11]「子育て・教育・生涯学習について」

①「島本町子ども・子育て支援事業計画」の策定について。

平成 27 年度からスタートする子ども・子育て支援新制度に向け機構改革もされますが、島本町子ども・子育て会議において、町長の附属機関から、町長及び教育委員会の附属機関とされることは一定評価します。「島本町子ども・子育て支援事業計画」の策定に向け、今後のスケジュールを伺います。

②学校の耐震化について。

小学校 4 校の耐震化設計業務及び第二中学校の耐震工事を着手されますが、第一中学校の耐震化においては、あの土地の地盤経緯や基礎の問題において、建て替え・移転も視野に入れた再検討が必要です。この点の方向性はいつ頃定められるのか、伺います。

以上、よろしく願いいたします。

川口町長 それでは、自由民主党クラブを代表されましての野村議員の大綱質疑につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、冒頭でご質問の「自己決定、自己責任の原則について」でございます。

平成 12 年の「地方分権一括法」の施行により、従来の機関委任事務が廃止され、新たに法定受託事務と自治事務に区分されたところでございます。このことによりまして、これまで以上に市町村自らの意思決定により、特色あるまちづくりとともに、自己の決定と責任において、自主的に行政運営を行うこととされたところでございます。

本町といたしましても、地域の住民のニーズを的確に把握し、議会の皆様をはじめとする関係機関等と十分に議論し、政策を決定していくというプロセスの重要性が、ますます高まっていると認識しております。また、それらの政策決定を行うことは、本町の将来と次世代を担う住民の皆様の生活に大きく影響することとなります。将来の本町のよりよいまちづくりのために、行政、議会をはじめ住民の皆様にも積極的に参画していただくことが必要であると考えております。そのためには、全力をあげて、的確な行財政運営に邁進していかなければならないものと強く認識しております。

続きまして、具体的項目の[1]点目の「財政問題と行財政改革について」ございま

す。

まず、①の a、「自主財源の主となります町民税について」でございます。

平成 23 年度に、全国的に緊急に実施する必要性が高く即効性のある防災・減災等の事業を対象として、緊急防災・減災事業債が創設されました。これは東日本大震災の集中復興期間である平成 23 年度から平成 27 年度までの間において実施する事業の財源として地方債を発行し、その償還財源を平成 26 年度から平成 35 年度までの地方税の増税により賄うものでございます。

本町では、平成 23 年度に、緊急防災・減災事業として消防救急デジタル無線設備の整備の予算をご可決いただき、平成 24 年度に繰り越して、すでに実施させていただいており、これに伴います事業費のうち、町債を財源とする部分はおよそ 1 億 2,300 万円でございます。この償還財源として、個人の都道府県民税及び市町村民税の均等割の標準税率について、平成 26 年度から平成 35 年度までの各年度分、それぞれ 500 円を加算することとされ、平成 26 年度予算額ではおよそ 710 万円の増、10 年間の合計では、およそ 7,100 万円を見込んでおります。

次に、「生産年齢人口の減少と扶助費の増額について」のお尋ねでございます。

今後、全国的に人口減少と少子高齢化がますます進展し、本町におきましても、長期的には国の統計と同様の傾向を示すものと考えております。このように自主財源の多くを占める町税の増収は期待できない状況の中で、社会保障関係経費である扶助費等が増加する見込みであることから、ご指摘のプライマリーバランスにも留意するとともに、経常収支比率の改善に努める必要があるものと認識しております。今後、社会保障の安定財源といたしまして消費税率及び地方消費税率の引き上げが予定されておりますことから、今後、これらの動向を踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えております。

次に、bの「今後の町民税法人分の推移について」のお尋ねでございます。

平成 26 年度の町民税法人分につきましては、前年度比およそ 3,700 万円の増額で予算計上させていただいております。また次年度以降につきましては、企業業績による影響の他に、地方法人課税の偏在是正のための措置が影響してくるものと思われまます。本町は、町税全体に占める法人からの税収が比較的多いことから、今後においても自主財源の確保のため、企業誘致などさらなる増収対策などが必要であると考えております。

続きまして、②の「中長期財政収支見通しについて」でございます。

「普通会計中期財政収支見通し」につきましては、公共施設の耐震化、中間処理施設の設置など、今後想定されうる事務事業を加味し、平成 24 年 8 月時点の数値をもとに作成し、同年 9 月議会におきましてお示しさせていただいたところでございます。

なお、「中長期財政収支見通し」の改定につきましては、昨年からご指摘いただいております。今後の動向について大きな変化が見込まれる場合には、行財政に与える影響などを調査・分析し、「財政収支見通し」をお示しすることは必要であるものと認識をして

おります。現在、作成に向けて作業を進めておりますが、小学校施設につきましては実施設設計を行う中で、その結果次第では関連施設の事業費が数億円単位で変化することが想定されることなど、その他の歳入・歳出の全般においても、不確定要素が多い状況にあります。従いまして、現時点ではさらなる精査が必要となっており、これらの作業を終了した段階で、お示しさせていただきたいと考えております。

続きまして、[2]点目の①「清掃工場について」、ご答弁申し上げます。

ごみ処理の広域化については、各自治体が独自に施設を整備されており、広域化の必要性が低く、具体的な進展がないのが現状です。従いまして、このような状況の中、広域化が実現するまでは、当然のことといたしまして現在の施設を継続して運転する必要がございます。

このため、施設の長寿命化を図りながら、管理運営経費の削減と民間の管理運営のノウハウを活用し安定した運転を維持するため、平成 25 年度には島本町清掃工場包括民営検討会において、施設の方向性などについて検討を進めてまいりました。その結果、今後の方向性としては包括運営委託を行うことが望ましいものの、導入にあたっては財政等の整合性を図る必要があるという結論に至りました。このことから、本年度は学識経験者による検討委員会を立ち上げ、本町における最適な運営方法を検討してまいりたいと考えています。

清掃工場の今後の方向性としては、自己努力として、より効率的な運営を目指して包括運営を検討しつつ、あわせて近隣自治体との広域化についても、実現に向けた努力を続けてまいりたいと考えております。

次に、②点目の「し尿中間処理施設について」、ご答弁申し上げます。

し尿処理につきましては、効率的な行政運営を図るため、し尿処理の広域化に向けて高槻市・島本町広域行政勉強会において協議を進めてまいりました。しかしながら、広域化による実施は困難であるとの結論に至ったため、施設の現状などを総合的に勘案し、町域内でし尿中間処理施設の設置を進める必要があると判断いたしました。

そのため、平成 25 年 6 月会議において、し尿中間処理施設の設置や候補地の選定などの基礎検討資料作成費用を補正予算として計上し、ご可決いただき、現在、立地要因・経済要因・環境要因等、総合的な視点から候補地の検討を進めています。平成 26 年度は、候補地選定の結果を速やかに議会、住民の皆様へお示しするとともに、候補地周辺の住民の皆様のご理解を得られるよう丁寧な説明を行うなど、引き続き、し尿中間処理施設の早期設置に向けた取り組みを進めてまいります。

続きまして、③の「公共施設の適正化基本方針について」でございます。

今後の本町の公共施設のあり方につきましては全庁的な議論が不可欠でありますことから、昨年、公共施設適正化調整会議を設置させていただき、議論を重ねてまいりました。「公共施設適正化基本方針（案）」につきましては、現在、パブリックコメントを

実施しているところであり、この結果を踏まえ、本町の基本方針として策定してまいりたいと考えております。またプラント系施設につきましても、個々の特性に応じて施設のあり方を別途検討してまいりますが、今回の基本方針を踏まえ、議論を進めてまいりたいと考えております。

次に、「住民ホール取り壊し後の跡地活用について」のお尋ねでございます。

住民ホールの取り壊し費用につきましては、当初予算において計上させていただいており、工期につきましてはおよそ1年間を予定しております。なお、現時点では取り壊し後の土地の活用についての具体的な計画はございませんが、各公共施設の耐震化を進めるうえで仮設の施設が必要となる場合などが想定されますので、その場合には、当該跡地の活用が有益となるものと考えております。従いまして、今後につきましては、当面の間、特定の目的を持たない土地とする予定でございます。

続きまして、④の「橋りょう」について、ご答弁申し上げます。

本町の橋りょうは建築後30年から40年を経過した橋りょうが大半であり、今後、50年を迎える橋りょうにより、安全・安心な住民生活を支えるネットワークが悪化するだけでなく、多大な維持補修費用が必要となりますことから、平成23年度に「島本町橋りょう長寿命化修繕計画」を策定しております。

ご質問の桜井跨線橋につきましては、地域緊急交通路として位置づけられ、町内で大型車両等が横断できる重要路線として計画の中で最も重要度が高く、平成25年度から優先して修繕工事を進めているところでございます。また耐震化につきましても、本年度からあわせて実施することで、災害にも強い桜井跨線橋の整備をはじめ道路ネットワークの維持に努めてまいりたいと考えております。

なお、大型緊急車両のJRを跨ぐ道路については、現時点におきまして桜井跨線橋の他、西谷踏切につきましても想定をいたしております。

続きまして、⑤の「遊休地について」でございます。

自主財源の確保と土地の有効活用を図るため、町有地のうち遊休地で売却可能な土地につきましては、積極的に売却してまいりたいと考えております。しかしながら、遊休地を売却する際には当該土地の今後の必要性や活用方針等を十分検討したうえで、売却の可否を決定し、計画的に売却事務を進める必要があるものと考えております。

続きまして、[3]点目の①、「国民健康保険制度の広域化」に関するご質問でございます。

国民健康保険制度につきましては、昨年12月に社会保障制度改革の手順や実施時期などを記した、いわゆる「プログラム法案」が成立したところでございます。今後、国におきまして地方の意見を十分にヒアリングされ、具体的な内容を取りまとめられるものと考えておりますが、現在、大阪府において国民健康保険制度に関する広域化等支援方針策定に関する研究会が設置されるなど、都道府県単位で様々な議論が進められており

ます。

なお、高槻市・島本町広域行政勉強会におきましては、高槻市、島本町において単独で実施している事業につきまして、両市町で実施することがお互いのメリットになるかどうかなどの視点で調査・研究を行っております。お尋ねの国民健康保険制度につきまして、両市町の関係性は他市町村に比較すると密接なものではございますが、本制度の議論においては、高槻市だけではなく府内すべての市町村における状況の検証や、都道府県単位での制度設計を議論する必要がございます。従いまして、この点につきましては本勉強会において調査・研究は行っておりません。

今後におきましても、国や大阪府等の動向を注視し、大阪府や国民健康保険連合会をはじめ府内市町村との連携を十分に図りながら、必要に応じて提言を行ってまいりたいと考えております。

次に、②「高槻市・島本町広域行政勉強会」に関するご質問でございます。

現在、大阪府におかれましては全市町村へ特例市並みの権限移譲を進められており、今後も多くの事務移譲が進められる予定でございます。このため、本町といたしましても、住民ニーズを的確に把握するとともに、本町の職員体制なども勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

なお、旅券発給事務に係る窓口対応業務につきましても、同様に大阪府内の市町村への権限移譲が進められており、本町におきましては、平成27年1月に大阪府から権限移譲を受ける予定でございます。当該事務につきましては、昨年12月に事業連携の検討について高槻市に対して協議の申し出を行い、現在、高槻市・島本町広域行政勉強会の事業連携ワーキンググループにおいて、メリットや課題などについて調査・研究しているところでございます。現時点では、大阪府から本町への権限移譲にかかる事務において広域連携が実現した具体的な事業はなく、また具体的な数値目標は掲げておりませんが、引き続き、本勉強会において広域連携のあり方について調査・研究を重ねてまいりたいと考えております。

続きまして、[4]点目の①の「景観計画の策定と条例化」に関するご質問でございます。

現在、景観計画や景観条例の制定に向けまして、本町の自然環境と調和した魅力ある景観の形成を図るための規制などについて調査・研究を進めているところでございます。本町におきましては、公共施設の適正化をはじめとする喫緊の課題が山積する中で、諸課題の優先順位付けが必要であり、導入後の運用面の対応など、どのような手法で進めていくか、慎重に判断する必要があるものと考えております。

「景観」という視点はまちづくりには不可欠であり、現在は大阪府が計画に基づき指導を行われておりますが、本町といたしましては、地域の状況に応じて町独自の取り組みを行うことが、より望ましいものと考えております。しかしながら、限りある人材や

財源をより効率的かつ効果的に、継続して様々な事業を進めていく必要がありますことから、現在、本格的な導入に至っておらず、現時点では景観施策に関する課題整理を行っているところでございます。そのため、制度の導入につきましては近隣自治体の取り組み状況など総合的に勘案し、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、②の「環境基本計画の策定について」、ご答弁申し上げます。

「環境基本計画」については、現在、本町が過去に行った調査や各種法律・計画などの取りまとめ、住民・事業者・小中学生へのアンケート、関係団体へのヒアリングなどを行っております。これらの資料をもとに環境保全審議会や、しまもと環境住民会議などの関係機関と連携しながら、本町のあるべき環境像を目標として、重点的に進めていくべき施策を検討し、平成26年度中の策定を目指し、実行力のある「環境基本計画」を策定してまいりたいと考えております。

次に、本町の「自然環境について」でございます。

本町は、およそ7割を山林が占めるみどり豊かなまちであり、その山林が涵養する水は本町の大きな財産であると考えております。そのため、森林ボランティアの育成・支援や企業との協働による森林整備などの取り組みを進め、特に平成24年12月に協定を締結したサントリー「天然水の森おおさか島本」においては、現在の協定地に隣接している民地において、その区域の拡大に向けた協議を関係者で行うなど、森林整備の促進を図っております。

本町といたしましては、今後も本町の豊かな自然環境が守られるよう努めてまいりますとともに、現在、策定中の「環境基本計画」策定の過程において様々なご意見等をいただきながら、自然環境のあり方について検討してまいりたいと考えております。

続きまして[5]点目、「災害応援協定について」でございます。

本町の災害応援協定の締結状況につきましては、最近で申し上げますと、平成24年11月19日に締結いたしました株式会社J：COMウエストとの「災害時等における緊急放送等に関する協定」、平成25年9月1日に大阪府三島ブロックの4市1町で締結いたしました「三島地域災害時相互応援に関する協定」、本年1月14日に締結いたしました島本町社会福祉協議会との「島本町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定」の締結を行いました。また、その他にも消防にかかる応援協定や、水道事業にかかる応援協定を締結しているところでございます。

本年度の締結数値目標につきましては、現在、具体的な数値目標は定めておりませんが、自治体間での相互応援協定の拡充に加え災害時の情報伝達や物資確保、また避難所等について、町内企業へのご協力依頼も含め、協定の締結に努めてまいりたいと考えております。

次に、[6]点目の「産業振興及び観光について」、ご答弁申し上げます。

本町の魅力ある地域づくりの推進と産業振興を図るため、商工会をはじめとした関係

機関と連携し、様々な施策に取り組んでまいります。商工施策の具体的な取り組みといたしましては、商工会が主体となり、町内の店舗情報を掲載したPR地図の作成を行い、観光客への情報発信や商店街等の集客力強化を図ってまいります。また歴史文化資料館正面広場や史跡桜井駅跡でのイベントの実施等、商工会をはじめとする関係団体等との連携のもとで、まちのにぎわいづくりに努めてまいります。

次に、「観光施策の具体的な取り組み」といたしましては、平成25年度に引き続き、阪急電鉄株式会社及び阪急京都線沿線の9自治体並びに各市町のボランティア団体とが連携する阪急京都線沿線「観光あるき」を実施いたします。また観光資源が類似しております大山崎町と連携し、サントリー酒類株式会社山崎蒸溜所の協力を得て、ウォーキングイベントを実施いたします。

なお、イベント事業だけでなく、JR山崎駅・島本駅、阪急水無瀬駅の各駅前に設置しております「観光案内板」を充実させ、きめ細かな情報発信を行ってまいりたいと考えております。

今後におきましても商工会等の関係団体と連携し、より効果的な町の魅力を最大限発信し、町外からの集客を図ることができる事業を実施することにより、にぎわいのあるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、[7]点目の「上下水道事業について」、ご答弁申し上げます。

先般の議員全員協議会におきまして、平成26年度を初年度とする平成29年度までの「島本町公共下水道事業財政健全化計画（案）」及び「島本町水道事業財政計画（案）」をお示しさせていただきました。

平成26年度から適用される新地方公営企業会計制度により収益予算が大きく増加することとなり、また引当金をはじめとするこれまでの会計基準も、大幅に見直しが見込まれております。この計画（案）につきましては、平成22年度から平成25年度までの現計画を踏まえ作成しており、当面はこの計画（案）に基づき、事業を執行してまいります。なお、今後事業を運営していく中で、新会計基準の導入につきましても必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

また、この計画（案）における不確定要素の要因でございますが、大きなものとして、収入では水道料金の設定、支出では老朽化した水道施設及び管路の更新工事や耐震化工事がございます。これらの状況によっては、大きく数値の乖離が生じることもございます。今後、当初の見通しと大きく変わることがございましたら、必要に応じて適宜、計画（案）を修正させていただきたいと考えております。

続きまして、[8]点目の「動物愛護活動の推進について」でございます。

要望・苦情の内容といたしましては、猫に関する衛生上の問題が多く、飼い主のいない猫によるものが多数を占めている状況でございます。なお、近隣市でも、猫の繁殖防止のための手術にかかる助成金制度を創設しており、飼い主のいる猫についても助成を

行っている自治体もございます。今回、本町では、一番の問題となっている飼い主のいない猫を助成金の対象とすることで、猫の繁殖が抑制され、数が減少することにより、地域で発生している問題につきましては、一定改善されるものと考えております。

また、飼い主のいる猫については、飼い主が責任をもって適正に飼育していただくべき問題であると認識しておりますことから、町広報紙やホームページ等で引き続き啓発活動を行ってまいります。

続きまして、[9]点目の消防について、①の「消防組織について」のご質問でございます。

近年の救急需要の増加、また地震・風水害などの自然災害が全国各地で頻発しており、消防・防災体制の充実強化の重要性は十分認識いたしております。同時に、団塊世代の消防職員の退職に伴い、若手職員が増え、教育・訓練等への派遣をはじめ技術・知識の継承も大きな課題となっております。このような消防本部の現状を踏まえ、適切な人員の配置に努めてまいりたいと考えております。

次に、②の「消防団の招集サイレンについて」のご質問でございます。

消防団員の招集用サイレンは、現在、7カ所の消防分団詰所に設置されております。災害発生時には、消防本部に設置している消防団緊急指令装置の遠隔操作により、各分団詰所のサイレンの起動及び災害情報の送信を行うとともに、各分団長から団員に携帯電話のメールを活用して招集連絡を行う体制も併用しております。

なお、現在の消防団緊急指令装置の更新時におきましては、音の大きさ、スピーカーの方向等に配慮して設計を行ってまいりたいと考えております。

また、防災行政無線との連携につきましては、情報伝達の目的・対象者が異なるため、現時点におきまして対応は困難であると考えております。

次に、③点目の「高規格救急自動車・小型動力ポンプの更新について」でございます。

救急需要の増加に適切に対応するため、平成26年度に更新いたします高規格救急自動車は、導入後すでに17年が経過し、走行距離も10万キロを超え、車両及び積載備品も老朽化が進んでおりますことから、更新を行うものでございます。

なお、更新に向けたスケジュールでございますが、本年6月に契約を行い、来年1月に納車された後、運用開始を予定いたしております。

また、本年度更新いたします小型動力ポンプは、尺代分団の大沢地区に配備を予定いたしており、その後の小型動力ポンプの更新計画につきましては、広瀬分団、高浜分団、桜井分団、桜井西側分団の更新を予定しております。

次に、[10]点目の「医療費の分析のスケジュールと国保財政の分析」につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、「医療費の分析」につきましては、医療費の適正化を目的として疾病ごとに医療費を分析し、今後の保健事業と特定保健指導の基礎資料とするものでございます。ス

スケジュールにつきましては、本年9月頃に医療費データを整理し、11月頃に分析結果をまとめる予定でございます。

次に、「国民健康保険財政について」でございますが、高齢化の進展などの構造的な課題により、医療費が増加するなど厳しい財政状況となっております。このため財政の安定化、負担の公平化、事務の効率化を図り、制度の持続性を高めることが喫緊の課題となっております。

本町におきましては、平成20年度から平成24年度の5年間におきまして一般被保険者の療養給付費や高額療養費が伸びており、1人当たりの一般被保険者の療養給付費や一般被保険者の高額療養費も増加しております。本町の国民健康保険財政の安定的かつ持続的な運営ができるよう、給付実態に即した保険料の賦課、財政調整基金の適正な管理と運用、特定健診・特定保健指導による生活習慣病対策、医療費分析に基づいた疾病対策につきまして、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

[11]点目の①、「島本町子ども・子育て支援事業計画の策定スケジュールについて」、ご答弁申し上げます。

子ども・子育て支援新制度につきましては、平成27年度からの本格実施に向け、昨年8月に子ども・子育て会議を立ち上げました。昨年10月には、本会議で就学前及び小学生児童を持つ保護者を対象としたニーズ調査の内容についてご審議いただき、昨年11月から12月にかけて児童人口の7割以上を予定しておりましたが、結果的には小学生までの子どもを持つ全てのご家庭に対し、調査を実施いたしました。

本年度は、ニーズ調査結果を踏まえ、本町の子育て支援において必要とされるサービス内容や施設の定員の見込みなど勘案し、「子ども・子育て支援事業計画」の骨子案の検討や、サービスの確保の方策を定め、続いて計画本編について、上半期で主たる部分を策定する予定でございます。

なお、この子ども・子育て会議での計画策定と並行して、「地域型保育事業の認可基準」など、子ども・子育て支援新制度を運営するにあたり必要な条例の提案を予定しております。

以上でございます。

岡本教育長 それでは、[2]点目の⑥「町立プールの休止について」、私のほうからご答弁申し上げます。

町立プールにつきましては、建設から57年を経過し老朽化していること、また茨木保健所から「大阪府遊泳場条例」に基づき施設の是正を指導されていることなど、総合的に判断し、本年度の開設を見送ることとしたものでございます。このため、町立プールの開設見送りに伴う代替措置につきましては、現在、様々な検討を行っているところでございます。

なお、学校プールや幼稚園プールの活用につきましては、現時点において不特定多数

の幅広い利用者が遊泳することを想定した施設・設備となっておりません。そのため、このような課題を踏まえ、活用に向けての具体的な方策について検討を行うとともに、学校のプール指導や幼稚園等の園庭開放など、既存事業のさらなる充実についても、引き続き検討してまいりたいと考えております。

なお、「町立プール事業にかかる費用」につきましては、平成 25 年度決算見込みで、水道使用料の光熱水費などで約 340 万円、プール運営監視等業務の委託料などとして約 630 万円、プール用地の賃借料などで約 450 万円となっております。いずれにいたしましても、今後のプールのあり方につきましては慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、[11]点目の②、「学校の耐震化について」でございます。

全国の学校施設の耐震化の進捗状況と比べますと、本町は大幅に遅れており、前の議会におきましても「できるところから順次進めるべき」とのご意見を多くいただきました。そのため、平成 26 年度は第二中学校の耐震化工事を実施するとともに、小学校 4 校の耐震化のための設計業務を進めたく予算を計上し、審議をお願いしているところでございます。

なお、第一中学校につきましては、具体的な時期はお示しできる状況にはございませんが、早期に方針をご説明できるよう、精力的に事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村議員 大綱ですので、委員会に入る前に確認しなければならない 1 点のみ、再質問させていただきます。

「水道事業財政計画（案）」に対しまして、我々は平成 26 年度を初年度とし 29 年度までの計画を主として捉えていたのですが、ご答弁では平成 22 年度から 25 年度までの実績を主とされていると解釈できてしまうのですが、これは実績なのか、計画なのか、確認いたします。

上下水道部長 お示しさせていただきました「水道財政計画」につきまして、平成 22 年度から 25 年度までお示しさせていただいております。これは、あくまで 22 年度から 24 年度は実績でございまして、25 年度につきましては、見込みとして計上させていただいたものでございます。

野村議員 細部につきましては、また委員会のほうで質疑させていただきます。また、議会運営委員会の決定に則りまして、本当に詳細においては答弁を会派に持ち帰りまして、各常任委員会にて質疑させていただきますので、よろしく願いいたしまして、自由民主党クラブの大綱質疑を終えます。ありがとうございます。

平井議長 以上で、自由民主党クラブの大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 3 時 02 分～午後 3 時 20 分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、公明党の発言を許します。

岡田議員（登壇） 2014 年（平成 26 年度）川口町長の施政方針に対し、公明党を代表して大綱質疑をします。

本年はソチオリンピックが行われ、数々のドラマがありました。中でも、日本男子初の金メダルを獲得した羽生選手は、2011 年 3 月 11 日震災発生時、仙台のリンクで練習中でした。氷は波打ち、壁がバタンと崩れ落ち、自宅は全壊、リンクも閉鎖、スケートをやめようかと思いついたときもありましたが、「復興を支援してくれたすべての人に恩返しをしたい」。またノルディック・スキージャンプ男子団体メンバー 4 人は、難病の疑いのある選手、膝を痛めていた選手、41 歳・葛西選手は母親を早く亡くし、闘病中の妹を励まし臨んだ七度目のオリンピック。どの選手も口にすることは、感謝と、人を思いやる気持ちでした。

2020 年、東京オリンピックの開催を目指し、東京だけではなく、我が島本町も何ができるのかを考えてもいいのではないのでしょうか。

1. 「子育て支援策について」

昨年は、乳幼児医療費助成制度の拡充、本年度は民設民営による保育所の設置を支援、様々な子育て支援策に取り組まれるということですが、公明党は、乳幼児医療費助成 0 歳～小学校 6 年生まで拡充すべきと訴えてきました。“子育てするなら島本町で”と言えらるくらいのまちづくり、子育て支援策を、具体的に説明下さい。

2. 「まちづくり事業推進プロジェクトチームについて」

創設の目的は、長年の行政経験と知識を持った職員の能力を活用、懸案の課題処理をスピーディーに解決するとのことですが、経験と知識を持った人は何人で、懸案課題はどのようなものがあり、いつまでに解決される予定か、具体的に。

一般会計 104 億 4,400 万円、前年度比 16.6%増。住民生活の安心・安全の確保として、学校施設の耐震化を集中して推進、地域防災施設の整備、子育て支援、福祉の充実など、優先的にしなければならない事業の予算を確保された内容になっていることは、一定評価するものでございます。

3 番. 「人権施策について」

「人権施策を人権文化センターに集約し」機能強化、「同和問題に関する施策調整」、「個人の能力を十分発揮できる社会の実現」とは、具体的に。

4. 「ごみ処理について」

附属機関において検討するとのことですが、高槻との広域行政勉強会も前進していない状況からして、町単独で取り組んでいかなければならないと思いますが、いつまでに検討結果をお示し下さいますか。

5. 「し尿中間処理について」

「町単独」と言われてから、結果があまりにも遅い。本年はスピーディーな遂行を図ると言われていますが、26年度中には候補地、設置に向けたスケジュール等の公表はすべきです。

6番. 「防災とボランティアについて」

防災行政無線のアナログからデジタル方式に更新するための整備、また避難勧告等住民の方に伝え方、危機管理研修の予定はあるでしょうか。

社会福祉協議会と災害ボランティアセンター設置・運営の協定が締結されましたが、広報に載せられてはいますが、ボランティアセンターは自治・防災課、ボランティア情報センターは教育委員会。住民はわかりづらいと思われそうですが、いかがでしょうか。

7. 「住民ホール跡地について」

住民ホール跡地の有効活用検討結果の予定は、いつですか。

8番. 「ふれあいセンター空調について」

ふれあいセンター、利用しやすい施設の維持管理で、空調機の利用期間のことですが、住民の声が町には届いていないようですね。平均温度を月別に見ると、9月が0.26度、平均を上回っております。9月に冷房を必要としている住民の声は多く、なぜ、できないのか、お答え下さい。

9番. 「阪急水無瀬駅前タクシー車庫跡について」

過去に、水無瀬駅前ということで、「町の玄関口にふさわしい土地利用」「民間に売却したい」「住民サービスの向上にも利用形態ができるように」と答えられているが、どのような形で入札されますか。

10番. 「がん検診について」

乳がん・子宮頸がん・大腸がん検診の無料クーポン券の配付を引き続き実施されることを評価いたします。受診率の向上のため、平成25年度国の補正予算で、無料クーポン券の配付を受けたが未受診である方のコール・リコール検診費用の助成を、地方交付税の中で助成しておりますが。

11番. 「臨時福祉給付金について」

消費税の引き上げに伴い、臨時福祉給付金支給時期については、各自治体において準備が整い次第支給ということですが、当町のスケジュールは。

12. 「認知症サポーターの充実について」

認知症初期集中支援チーム設置、認知症地域支援推進員の配置。本年度、サポーターの充実において、これらの支援体制を計画的に整備の予定はないのですか。

13番. 「幼稚園、小・中耐震化について」

文科省は平成27年度までの耐震化完了を目指していますが、第一中学校の検討課題はいつ頃ですか。

最後、14番。「いじめ問題について」

平成26年度いじめ対策等総合推進事業の中で、学校ネットパトロール等の支援事業の取り組みをなされているのでしょうか。

以上でございます。

川口町長 それでは、公明党を代表されましての岡田議員の大綱質疑について、ご答弁申し上げます。

1点目の、「子育て支援策について」のお尋ねでございます。

子育て支援につきましては、国のみならず、地方自治体においても最も大きな課題と位置付けられ、政策の根幹をなすものと考えております。本町におきましては、次代を担う子どもたちが健やかに育つことができる環境を構築するため、保護者支援はもちろんではございますが、地域社会全体で子育てをバックアップできる体制づくりや、各種サービスの充実に努めてまいりました。

これまで本町で行ってまいりました子育てにかかるニーズ調査結果では、子育て世帯の多くが若年層でありますことから、経済的な負担軽減を求める声が多く、昨年度は乳幼児医療助成の拡充を行ったところでございます。また、育児の孤立化を防ぎ、乳児を持つ家庭を適切に子育て支援サービスに繋げるための「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の実施、家庭児童相談員について社会福祉士の資格を持つ正職員の配置等、子育ての過程で起こり得る様々な課題をとらえ、解消すべく施策を講じてきたところでございます。

さらに、近年、急速に高まりを見せている保育ニーズに対応するため、平成25年度から町立第一幼稚園において就労支援型を開設するとともに、本年11月を目途として、民間保育園の設置に向けた支援を行ってまいりました。

今後とも、子育てを本町の魅力の一つとして町内外に発信し、これから子どもを産み育てる世代が、「ぜひ島本町で子育てをし、住み続けたい」と思っただけけるよう、さらなる支援策の充実等に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の「まちづくり事業推進プロジェクトチームについて」でございます。

山積する本町の懸案の課題の処理にあたり、関連部局と連携し、スピーディーに課題を解決することを目的として、「まちづくり事業推進プロジェクトチーム」を設置いたします。本プロジェクトチームの職員体制につきましては、あくまでも現時点での案でございますが、部長級職員を1名、課長級職員を1名配置するとともに、豊富な経験・知識を有する参与職の再任用職員、そして一般職員を配置する予定でございます。

具体的な業務内容につきましては、公共施設の耐震化の推進や移転・新築、し尿の中間処理施設の建設などを想定しておりますが、どの業務から優先的に取り組んでいくのか、またその期限をどのように設定するのかなどにつきましては、プロジェクトチームを組織した時点で検討してまいります。

次に、3点目「平和と基本的人権尊重のまちづくり」についての質問でございます。

人権文化センターにつきましては、本年4月以降、各種人権施策の企画調整機能を加えた新たな組織として業務を行います。具体的に申し上げますと、同和問題をはじめとする人権課題の解消に向けた施策の調整、例えば法務局や大阪府等が主催する会議等への参画や、関係機関との連携により実施する広報啓発事業の企画等の業務につきましては、組織統合後の人権文化センターが所管いたします。また、本町では「男女共同参画推進条例」等に基づき、性別にかかわらず一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を充分発揮できる社会環境の醸成に向けた取り組みを進めておりますが、これに伴う計画の進行管理や啓発セミナーの企画等の業務も、人権文化センターが担うこととなります。さらに、住民主体の組織であります人権啓発推進協議会や、町内の事業所で構成されます企業内人権啓発推進連絡会の事務局機能も、人権文化センターに移転します。

これらの機能が追加されることを契機といたしまして、人権文化センターにおきましては、これまで以上に同施設を活用しての啓発や情報発信に努めてまいります。セミナーの実施やパネル展示、資料の充実等に取り組み、利用者の方々はもとより、広く住民の皆様に「人権」というテーマに身近に触れていただけるよう、「人権文化の発信拠点」としての機能の強化に努めてまいります。

続きまして、4点目の「ごみ処理」について、ご答弁申し上げます。

ごみ処理広域化については、各自治体が独自に施設を整備されており、広域化の必要性が低く、具体的な進展がないことから、広域化が実現するまで現在の施設を継続的に運転する必要がございます。

そのため、平成25年度には島本町清掃工場包括民営検討会を立ち上げ、施設の長寿命化を図りながら、管理運営経費の削減と民間の管理運営のノウハウを活用し、安定した運転を維持するための検討を進めてまいりました。その結果として、包括運営委託を行うことが望ましいものの、導入にあたっては財政等との整合性を図る必要があるという結論に至ったところでございます。

このことから、本年度は学識経験者による検討委員会を立ち上げ、本町に最適な運営方法を検討してまいりたいと考えております。また検討結果については、現時点で具体的な公表時期は決定しておりませんが、議員の皆様をはじめ住民の皆様に対しまして、できるだけ速やかにお示ししてまいりたいと考えております。

次に、5点目の「し尿中間処理施設」について、ご答弁申し上げます。

し尿処理につきましては、町域内でし尿中間処理施設の設置を進める必要があるものと判断し、平成25年6月会議におきまして、し尿中間処理施設の設置や候補地の選定などについて基礎検討資料の作成費用を補正予算として計上し、ご可決をいただきました。

このことから、現在、立地要因・経済要因・環境要因等の総合的な視点から、候補地の検討資料の作成を進めております。資料ができ次第、議員の皆様にお示しさせていただ

だくとともに、候補地周辺の住民の皆様のご理解を得られるよう丁寧な説明を行い、実施設計等の作成後、施設の建設に着手してまいります予定でございます。

6点目の、「防災及びボランティアセンターについて」でございます。

まず、防災行政無線の再整備の主な内容といたしましては、現在のアナログ方式からデジタル方式へ移行することにより、音質の向上に加えまして、地域の実情に応じた整備を行い、改善を図るものでございます。

次に、避難勧告等の住民の皆様への伝達手段につきましては、防災行政無線とともに、エリアメールをはじめ、しまもとタウンメール、広報車等の複数の手段を用いて情報伝達に努めてまいります。

次に、住民の皆様への危機管理を含めた防災のための研修につきましては、これまでにも出前講座等を実施させていただいているところであり、本年度におきましても積極的に地域に出向き、地域防災力の強化に向けた取り組みを進めてまいります。

続きまして、「災害ボランティアセンター並びにボランティア情報センターについて」でございます。

まず、「災害ボランティアセンター」とは、災害時におけるボランティア活動を円滑に推進するため、ボランティアの受付、被災者からのニーズの把握と需給調整等、災害時におけるボランティアの受け入れ等を目的としたものになっております。このため、平常時は設置されない組織として位置づけております。一方、「ボランティア情報センター」につきましては、ボランティア活動をされている皆様には活動内容等をご登録いただき、ボランティアを求めておられる方には、その中から自身にあったボランティア活動の情報を見つけていただき、ボランティア活動に向けて有効にご利用いただくものでございます。

災害ボランティアセンターとボランティア情報センターにつきましては、広報しまもと2月15日号でお知らせをさせていただいておりますが、それぞれの設置の状況、目的、業務等について、住民の皆様へのさらなる周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、「住民ホール跡地の有効活用検討結果の予定について」でございます。

現時点におきましては、住民ホールの取り壊し後の土地活用についての具体的な計画はございませんが、各公共施設の耐震化を進めるうえで仮設の施設が必要となる場合などが想定されますので、その場合には、当該跡地の活用が有益となるものと考えております。従いまして、今後につきましては、当面の間、長期的な特定の目的を持たない土地とする予定でございます。

続きまして、8点目の「ふれあいセンターの空調機の利用期間について」でございます。

ふれあいセンターにつきましては、平成24年度までは、冷房が利用できる期間を6月から9月までとしておりました。昨今の地球温暖化などの影響により、平成25年度にお

きましては、10月以降につきましても利用者のニーズを踏まえ、柔軟に対応したところ
でございます。引き続き、利用者の皆様が快適にふれあいセンターをご利用いただくこ
とができるよう、指定管理者と連携を図りながら、現在の空調設備の仕様の中で、可能
な限り柔軟な対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、9点目の「阪急水無瀬駅前タクシー車庫跡地について」のご質問でございます。

阪急水無瀬駅前タクシー車庫跡地につきましては、公共的機能の検討を行うとともに、
民間活力の活用により、本町の玄関口にふさわしいにぎわいを創出するため、一定の条
件を付して開発事業者を募集したいと考えております。設置の目標として、平成25年度
中の売却に必要な手続きを進めてまいりましたが、公共的機能の具体的な内容や、売却
の際の条件設定などの課題につきましても、より慎重な検討が必要であると判断し、現時
点では事業者の募集には至っておらず、具体的な売却時期は確定しておりません。

なお、公共的機能のあり方など、これまでの様々な検討内容を踏まえ、財政的効果と
駅前の魅力づくりなどの観点から総合的に判断し、早期に事務を進めてまいりたいと考
えております。

10点目の「乳がん、子宮頸がん、大腸がん検診の無料クーポン券の配付と未受診者の
再度の受診勧奨について」でございます。

がん検診の受診率の向上を図るため、本年度も引き続き、特定の年齢の方に対して、
乳がん・子宮頸がん・大腸がん検診の無料クーポン券の配付を予定しております。また
無料クーポン券を配布したものの検診を未受診である方に対する再度の受診勧奨につ
きましても、平成23年度から子宮頸がん及び乳がん検診未受診者に対して受診勧奨用のハ
ガキを郵送しており、郵送後に検診受診者が増加するなど一定の効果がございました。

本年度におきましても、これまでどおり、無料クーポン券を配布したものの子宮頸が
ん及び乳がん検診を未受診である方に対しまして、ハガキにより再通知をさせていただ
く予定でございます。

なお、過去複数年にわたって未受診であった方の受診勧奨につきましても、国の補助
事業の内容等を精査したうえで、実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、11点目の「臨時福祉給付金の支給時期について」でございます。

本年4月から消費税率が5%から8%へ引き上げられることに伴い、所得の低い方々
への影響を緩和するための暫定的・臨時的な措置として、給付対象者1人につき1万か
ら1万5千円の臨時福祉給付金の支給を予定しております。

支給の時期でございますが、本給付金の支給対象となるのは平成26年度市町村民税の
均等割が課税されていない方とされておりますので、現時点では、平成26年度の市町村
民税が確定する6月以降に申請の受付開始を想定しております。大阪府におきまして、
今後、市町村における申請受付開始時期等のスケジュールの目安が示される予定であり、
本町といたしましても、そのスケジュールを勘案しつつ、計画的に事務執行の準備を進

めてまいりたいと考えております。

続きまして、12点目の「認知症サポーターの充実について」でございます。

平成24年9月に厚生労働省が公表いたしました「認知症施策推進5ヵ年計画（オレンジプラン）」におきまして、認知症初期集中支援チームの設置や、認知症地域支援推進員の増員が掲げられております。

「認知症初期集中支援チーム」につきましては、認知症が疑われる方などを訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うものです。また「認知症地域支援推進員」につきましては、認知症の方ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関・介護サービス事業所などを繋ぐ連携支援や、認知症の方を支援する相談業務等を行う専門職であり、地域包括支援センター等に配置されるものでございますが、本町では現時点では配置しておりません。いずれの施策につきましても、今後の認知症高齢者の大幅な増加が見込まれる中、取り組むべき課題であると認識しております。

なお、具体的な支援体制につきましては、「第6期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」で整備方針を定めることとなりますことから、国の動向等を注視しながら認知症高齢者の皆様の支援体制を構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

岡本教育長 それでは、13点目の「耐震化について」、私のほうからご答弁申し上げます。

まず、「第一中学校の耐震化の検討結果の公表時期について」でございます。

第一中学校の耐震化につきましては、具体的な時期はお示しできる状況にはございませんが、減築し耐震化を進めるのか、あるいは現地での建替・移転も含めた検討を進めており、早期に方針がご説明できるよう精力的に事務を進めてまいりたいと考えております。

続いて、14点目の「いじめ問題について」でございます。

昨年9月28日に施行されました「いじめ防止対策推進法」は、子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容するなどの大人の振る舞いが、子どもに影響を与えるという指摘があることも、法律が制定された一つの趣旨でございます。

近年、いわゆる学校非公式サイト、プロフィールサイト、ブログ等に誹謗中傷の書き込みが行なわれるネット上でのいじめや詐欺等の被害、インターネット上のトラブルに巻き込まれる危険性が増してきており、その対策が急がれています。

本町におきましても、平成25年度に全教職員を対象とするセミナーにおきまして、情報モラルにかかる研修会の実施とともに、児童生徒に対しましては、インターネット利用に関するモラルや規範意識の向上等を図るための指導等を行っているところでございます。

「学校ネットパトロール」の実施につきましては、専門的な知識等も必要となつてまいりますことから、今後、関係者や関係機関と十分協議し、他の自治体の取り組みにつきましても調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

岡田議員 まだ時間がだいぶ残っておりますので、私の委員会所属は委員会ですさせていただきますし、川嶋議員の委員会におきましては川嶋議員にさせていただきますが、まだちょっと時間が残っておりますので、数点、要望させていただきます。

まず、先ほど共産党さんの大綱質疑の中で、答弁の中で「人間ドックに助成すると、がん検診の有料化を検討する」というような答弁をされておられますが、私は、これはものすごいよくない答弁だと思っております。人間ドックも、がん検診も、どちらも大切な事業なんです。二つを天秤に置いて、こちらがこうだったら、こちらがこうだというような、そういう答弁は今後やめていただきたいと思っております。やはり人間ドックの助成におきましても、たくさんの自治体がもうすでに助成されていらっしゃる……（「そうや」と呼ぶ者あり）……。高槻、豊中、箕面、能勢、忠岡、熊取、田尻、岬、太子、河南、千早、たくさんのところがね、この人間ドックの助成しているんですよ。ということは、人間ドックがいかに大切かというのをわかってはるんですよ。だけど、島本町はやはり財政とかいろんな面でできないということも、私達も理解できております。でもね、がん検診の有料化と、それを天秤にかけて検討しますっていうような答弁は、私はよくないと思っておりますので、ぜひ、これは考え直していただきたい。そのように思っております。

それと、ちょっと教育委員会にお尋ねしたいんですけどね。学校のほうでオリンピックを目指して頑張っている子どもとか、この子どもはオリンピックに期待してもいいんじゃないとか、そういうような子どもさんって、まず、いらっしゃいますか。私はね、ほんとにいらっしゃるんだったらね、やはり町のほうからもしっかりと後押しして、支援してあげて欲しいぐらい、希望を持って頑張ってもらいたいと、こう思っておりますので、まず、そういう子どもさんがいらっしゃるかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。いいですか、お答え。すいません。

民生部長 まず、1点目の人間ドックの助成についてのご質問やったんですけども、ちょっと、細かい状況をご説明させていただきます。

先ほど河野議員からご質問いただいておりました人間ドックの助成という形につきましては、国民健康保険においての人間ドックの助成という形で、今、岡田議員からもございましたように、大阪府内では43自治体ございますけども、すでに35の自治体で実施はされております。ただ、北摂におきましては池田市、吹田市、茨木市、摂津市、豊能町では、本町と同じく、まだ助成はされておられません。

先ほど町長がご答弁申し上げましたが、がん検診につきましては、国民健康保険で申

しますと、府内 43 団体中、無料で実施しておるのは本町と吹田市のみの 2 団体でございます。それ以外の 35 団体につきましては人間ドックの助成をされておるということで、人間ドックも助成をしながら、がん検診も、ほとんどの自治体が有料でやっておられるということも含めますと、その辺を総合して検討が必要である、そのようなご答弁をさせていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

教育次長 特に中学校のほうでは、オリンピックを目指して、そういう選手がいてるかというお尋ねでございますけども、どの運動部も頑張っております。特に 25 年度、バスケットの選手ですけれども、全国 30 人の選抜といひますか、その中に選ばれて、東京のほうだったと思うんですけども、そちらのほうの強化合宿に参加したという選手もいてます。また卓球では近畿大会に出たり、それぞれ頑張っておりますので、最終的な目標はオリンピック、という大きい夢を持ってもらいたいと思ひます。そういった意味で、学校も教育委員会もそうなんですけども、支援はこれからも続けていきたいというふうにお考えしております。

以上でございます。

岡田議員 わかりました。ぜひ、教育委員会も町のほうも後押しされまして、ほんとに素晴らしい子どもを育てていただきたいと思ひますので、要望させていただきます。

もう一つなんですけども、がん検診についてなんですけども、コール・リコールということで、今回、大綱質疑をしておりますが、国のほうでは 2014 年から 2 年間かけて、無料クーポン券を再発行ということで、これは地方交付税の中に入っているということをお聞かしていただいておりますので、このコール・リコールによって、アメリカのほうは 80% から、ニュージーランドのほうは 87% ぐらい、高い受診率を誇っているというような状況なんですけども、ぜひ再度、未受診の方のコール・リコールですね。これにぜひ力を入れていただきたいということをお、すいません、しっかりと要望をさせていただきます。町のほうでは電話とかハガキをされてるようなんですけども、ぜひ無料クーポン券の再発行ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。要望とさせていただきます。

以上で、公明党の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

平井議長 以上で、公明党の大綱質疑を終わります。

引き続き、人びとの新しい歩みの発言を許します。

平野議員（登壇） 2014 年度川口町長の施政方針及び予算に対し、人びとの新しい歩みを代表いたしまして大綱質疑をいたします。

1 点目です。「平和と国民主権・基本的人権を尊重する町に」

憲法は、国民の平和と幸福追求、基本的人権の尊重を定めています。しかし、現政権は、主権者である国民が政府を監視するという立憲主義や、憲法に敵対する「秘密保護法」の制定、また「戦争のできる国」にするための集団的自衛権行使の容認に向け、加

速しています。国民の声に耳を傾け、時間をかけて審議する手法や姿勢に欠け、民主主義の危うさを感じます。

1987年8月、議会決議により「核兵器廃絶・平和都市宣言」をしている町として、住民の生命・財産を守り、自治を重んじる立場の町長の見解をお聞かせ下さい。

2点目。「住民の暮らしに寄り添う町政を」

4月より実施される消費税の引き上げによる増収分は、少子化対策、医療・介護分野や年金の公費負担に充て、社会保障の充実に繋がるとされてきました。しかしながら、これらの国の取り組みや社会保障政策は後退しています。また、消費税の引き上げに伴う住民の暮らしへの負担増、景気の動向に対する影響も懸念され、地方自治体の主要財源である地方税制の動きや地方交付税の動向等、町政運営にはどのように影響するのでしょうか。

政治の目標は、国民を幸せにすることです。住民生活に最も身近な基礎自治体として、常に住民の暮らしに寄り添う町政を運営される強い意志はありますか。

3点目です。「住民の税金を1円でも無駄にしないために」

2014年度予算は104億4,400万円で、前年と比べ12億7,800万円もの増額となっています。防災行政無線工事や耐震工事設計業務、保育所整備事業に関わる普通建設事業関係費が増大し、多額の基金を繰り入れています。安心・安全や福祉の増進に寄与するものではありませんが、「住民の税金を1円も無駄にしない」という姿勢で、十分精査された予算見積もりと、競争性・公平性・透明性を確保した入札契約のあり方が求められますが、具体策をお尋ねします。

4点目。「公共施設適正化基本方針については住民説明会の開催を」

「住民の皆さんとともに未来のビジョンを共有する」という基本姿勢を遂行するためには、行政主導ではなく、情報の公開、住民との対話を積極的に進めるべきです。住民サービスに大きく関わる「公共施設適正化基本方針」を策定されますが、パブリックコメントの際には丁寧な説明会の実施をされますか。お伺いします。

5点目。「災害を防ぐために再生可能エネルギーの取り組みと、緑地・農地の保全を」

防災・減災に力を注ぐことは重要です。高濃度の放射能汚染水問題が解決されないままの福島原発事故を受け、自治体も再生可能エネルギーに取り組むべきです。

また、浸水被害を減らすためにも、緑地・農地の整備保全が何より求められますが、具体的な方策をお聞かせ下さい。

6点目。「共通番号制度への個人情報保護対策を」

共通番号制度導入に向け、住民基本台帳システム改修等が行われます。パブリックコメント中の「番号法施行令(案)」には、共通番号を治安管理・警察捜査に利用する内容が大量に入っています。まさに12月会議の一般質問で指摘しましたように、住民の自己情報コントロール権を侵害するものです。万全な個人情報保護対策をお聞かせ下さい。

7点目. 「JR島本駅西地区開発都市計画手続きの説明会実施を」

JR島本駅西地区開発に関連し、2015年度は「大阪府都市計画区域マスタープラン」の見直し時期です。保留区域の指定は継続するのか、また手続きはどのように進められるのですか。

西側のあり方は、町全体の農地や景観にも関わることであり、情報提供及び住民意見が反映できる説明会の実施を、全住民対象に行うべきです。お考えをお聞かせ下さい。

8点目. 「官製ワーキングプアの解決を」

「職員の定数条例」の一部改正が提案されています。公務労働に関わる職員の5割が非正規雇用であり、「大阪府内自治体でもワースト1である」と数年前に指摘し、改善されていません。官製ワーキングプアと、問題になっています。保育士、幼稚園教諭、図書館司書、保健師、専門職に臨時職員を多用されていることを改め、正規職員を増やし、経験・実績を住民サービスに活かす方向が求められますが、いかがでしょうか。

9点目. 「暴力団排除条例は住民の人権侵害を招かないか」

暴力団排除条例案・町営住宅条例の一部改正案が提案されています。暴力団が反社会的な組織であることは申し上げるまでもなく、法に背く活動を進める暴力団の擁護をするわけではありません。「暴力団対策法」では、対象を「指定暴力団・指定暴力団員」としているところを、条例案では拡大して「住民、事業者、暴力団、暴力団員」としたところに大きな問題があります。町長が、どのような形で「暴力団」と判断されるのか、曖昧な定義で、一般の住民が町営住宅に入居できなかつたり、公共施設を使えなかつたりすることもありえます。住民が暴力団を排除する役割を担わされ、暴力団事件に巻き込まれている事件もあります。暴力団かどうかを確認するのに警察に照会しますが、一般の住民の人権問題にもかかります。個人情報をごどのように扱っていくのかという問題があり、個人情報保護審議会に意見を聞くべきではありませんか。

10点目. 「機構改革によるDV被害者支援は万全か」

4月より機構改革が行われます。12月会議の「事務分掌条例」改正案審議でも、危惧する点は指摘したところです。人権推進課が担当する女性相談には、深刻なDV相談も寄せられ、福祉保健課では母子福祉・生活保護等の支援、子どものいるケースでは子ども支援課と連携して対応されています。人権推進課が廃止されること、福祉保健課と子ども支援課の分断により、被害者の命と生活に責任を持ってDV被害者支援は可能なのか、改めて問います。

11点目. 「子ども・子育て支援制度で公的保育の後退をしないように」

子ども・子育て支援制度の事業計画策定に向け、地域の声を反映させるということで、就学前児童、小学校1年から6年までの保護者のニーズ調査が行われました。新制度は、幼児教育・保育を受けることを希望される場合は、町に申請して保育の必要性の認定—支給認定といいます—を受け、町からは認定結果に応じた認定証を発行することに

なります。特に、保育所に入所を必要としている人が入所できなくなる支給認定などにならないよう対応されるのか、問います。

新制度について、保育制度が大きく変わりますので、説明会、広報での周知をどのように行いますか、お聞かせ下さい。

12点目。「国民健康保険制度は低所得者層に寄り添ったものに」

住民の命と健康を支える国民健康保険制度については、低所得者層が多くを占め、国民健康保険料の値上げはできるだけ避けるべきです。受診控えが生じ、結果的に病気の悪化による医療費の増大にも繋がります。生活習慣病予防への取り組みなどの強化も図りつつ、国保財政は府内市町村と比較してもよいほうですので、基金からの繰入を増やす方策を講じるべきですが、いかがですか。

13点目。「要支援者の介護サービス利用実態把握を」

介護保険制度のさらなる後退となる「社会保障改革プログラム」が示されました。介護では、要支援者の保険給付を制限する。特養ホームの入所者を、認知症や知的・精神障がいのある方を除き要介護3以上に原則制限する、一定の所得がある方の利用料を1割から2割に負担増にするものです。要支援の訪問介護やデイサービスが市町村の事業に変わる可能性があります。従前の質を落とさず取り組むためには、要支援者の介護サービス利用実態を把握することが求められますが、実施の意向はありますか。

14点目。「障がい者の自立と社会参加を進めるために」

障害者グループホーム開設支援事業によりグループホームの設置を進め、障がいのある方々が、地域で支援を受けながら自立して、安心して暮らし、社会参加を促すために有意義なものです。当事者参加や、自己決定権の尊重という活動や事業の取り組みの積み重ねが、グループホーム利用を促進させるものです。具体的な方策をお聞かせ下さい。

15点目。「ごみ処理・し尿処理の施策に住民の参画を」

清掃工場運営のあり方、し尿中間処理場の設置に向けての検討が進むこととなります。ごみ・し尿処理という住民生活に関わる問題に、住民参画のプロセスや仕組みがないのは、結局、住民も行政まかせになってしまい、理解や合意形成が進みません。清掃工場の包括運営の検討及びし尿中間処理場設置においてこそ住民参画をすべきですが、いかがですか。

16点目。「島本の地下水を守るために水道担当職員の増員を」

地下水を水源とする島本の飲料水供給が持続可能であるために、大森浄水場の中央管理センターの更新は必要です。しかし、水質検査も全面委託となり、更新工事も大阪広域水道企業団へ工事委託となれば水道事業の丸投げに繋がり、町職員の経験の継承不足や技術低下が起こらないのか、見解を問います。水道職員の増員を求めますが、見解を伺います。

17点目。「いじめ等対策委員会を子どもの人権オンブズパーソン制度に」

「いじめ防止対策推進法」に基づく、いじめ等対策委員会を設置されます。重大ないじめ事案への対処として、学校・地方公共団体に調査を行う組織・機関を設置すると法は定めていますが、いじめ防止の目的も含め、川西市の「子ども人権オンブズパーソン制度」のような、常設の子どもの権利に関する第三者機関を設けることとすべきではありませんか。

また、滋賀県大津市立中学校の男子生徒のいじめ自死事件に関し、「大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会の調査報告書における提言等」がホームページに掲載されていますが、本町の委員会を設置するにあたり、町長及び教育長はお読みになりましたか。感想をお聞かせ下さい。

以上です。

川口町長 それでは、人びとの新しい歩みを代表されましての平野議員の大綱質疑にご答弁申し上げます。

1点目の、「平和と国民主権・基本的人権を尊重する町」についてのご質問でございます。

ご質問にもありますとおり、本町は「核兵器廃絶・平和都市」を宣言しております。まちの将来を担う子どもたちに戦争のない平和な社会を引き継ぐことは、すべての人の願いであると信じ、全国の自治体とも連携させていただきながら、今後とも核兵器の廃絶や戦争の悲惨さ、平和の尊さに関する啓発に努めてまいります。

また、一人ひとりの人権を尊重することは、まちづくりの基本原則でございます。本町では憲法の理念に基づき「人権擁護に関する基本条例」を定めており、今後とも条例の目的達成に向けまして、住民の皆様の基本的人権の擁護を基本に、各種の行政施策を推進してまいります。

続きまして、2点目の「住民の暮らしに寄り添う町政を」についてでございます。

先ほど、他の議員のご質問にもお答えさせていただきましたとおり、社会保障の安定財源確保の一環として、本年4月1日より消費税率及び地方消費税率が引き上げられることとなりました。消費税率引上げの趣旨は、今後とも増加が見込まれる年金・医療及び介護といった社会保障給付並びに少子化対策経費の、いわゆる「社会保障4経費」の財源確保にありますことから、引上げ分の地方消費税収については、その全額を社会保障施策に要する経費の財源とすることとされております。

本町の平成26年度当初予算におきましても、消費税率引上げ分にかかる地方消費税交付金につきましては、歳出予算のうちの社会保障施策に要する経費の一般財源充当額の財源としております。また社会保障の充実分等の地方負担額については、地方交付税等も含めた一般財源全体でまかなえるよう、国において財政措置がなされているところです。本町といたしましても、住民の皆様が安心して暮らせるまちづくりの実現を目指し、社会保障の安定財源確保と財政健全化に努めてまいります。

続きまして、3点目の「競争性・公平性・透明性を確保した入札・契約のあり方」につきまして、ご答弁申し上げます。

「地方自治法」第2条第14項におきまして、「地方公共団体は、その事務の処理にあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない」と地方自治運営の基本原則が規定されております。本町といたしましても、これまでも同条項に則り、効率的かつ効果的な事務執行に努めているところでございます。

入札・契約につきましても、この地方自治の基本原則はもとより、競争性・公平性・透明性の確保はもちろんのこと、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」をはじめとする関係法令等に基づき、適正に実施しているところでございます。今後におきましても、常に時代の変化に対応した幅広い観点から、入札・契約事務のあり方について研究・検討し、議会をはじめ住民の皆様の信頼が得られるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、4点目の「公共施設適正化基本方針」に関するご質問でございます。

現在、策定作業を進めております「島本町公共施設適正化基本方針」につきましても、本町の基本的な施策に関する方針を策定するものでありますことから、「パブリックコメント手続実施要綱」に基づき、現在、パブリックコメントを実施しております。

なお、基本方針（案）につきましても、過日、議員の皆様へ送付させていただいておりますが、広く住民の皆様のご意見をお聞きしたうえで策定してまいりたいと考えております。

なお、本町といたしましても、限られた予算や時間の中で各種の計画に基づき、最も効率的かつ効果的な手法により事務を進めているところでございます。なお、広報しまもと及び町ホームページにおきまして、現在の公共施設の現状と課題や将来的な方針などの概要についてもお知らせさせていただいておりますが、本基本方針に関する説明会の開催予定はございません。

次に、5点目の「災害を防ぐための再生可能エネルギーの取り組みと緑地・農地の保全について」、ご答弁申し上げます。

エネルギー政策につきましても、安全の確保と安定供給が可能な体制を構築していくことが最重要であり、その中で単一のエネルギーに依存するのではなく、多様な手段によるエネルギー確保の方法を模索することが必要であると考えております。再生可能エネルギーについては、今後、エネルギー施策がどのように展開されるか、国等の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、「災害防止にかかる緑地・農地の保全等について」でございます。

浸水被害から住民の生命、身体や財産を保護するためには、農地や森林が有する雨水貯留浸透機能により、洪水を緩和することが対策の一つであると考えております。この

農地や森林が持つ減災機能を持続的に十分発揮させるために、農地や森林の保全は重要な取り組みであると認識しております。具体的には、森林所有者やボランティア、企業などと協働して間伐などの森林整備を推進し、また農地の所有者や耕作者の理解や協力のもと農業の振興を図り、森林や農地等の適正な保全に努めてまいりたいと考えております。

次に、6点目の「共通番号制度への個人情報保護対策について」でございます。

共通番号制度におきましては、個人のプライバシー等の権利・利益を保護する観点から、システム上の安全措置と制度上の保護措置という両面からの対策が講じられておるところでございます。

システム上の措置といたしましては、個人情報を特定の機関に集約する一元管理の方法を採用せず、従来どおり各行政機関等が分散管理して保有する等の方策が講じられております。制度上の措置につきましては、一例といたしまして、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルに関し、個人のプライバシー等に与える影響を事前に予測したうえでリスクを分析し、その軽減措置を講ずることを目的とした「特定個人情報保護評価」の実施が、市町村にも義務付けられておるところです。評価方法等の詳細につきましては、今後、省令及び指針として国から示される予定でありますことから、本町といたしましても、それらの内容を踏まえ適切に実施してまいります。本制度の導入にあたりましては、これらの保護措置を適切に運用し、住民の皆様のプライバシー擁護に努めてまいります。

続きまして、7点目の「JR島本駅西地区について」のご質問でございます。

JR島本駅西地区につきましては、現在、市街化区域の保留区域として位置付けしております。本地区につきましては平成22年度に保留区域に設定させていただいており、平成27年2月に開催予定の大阪府都市計画審議会での審議が期限とされております。

現時点におきましては、準備組合における協議が十分に整っていないことなどから、都市計画素案の提出について具体的な目途は立っておらず、現在の保留区域の期間内における市街化区域への編入は、厳しい状況であると認識しております。

なお、事業の進捗状況を踏まえると、平成27年度の「大阪府都市計画区域マスタープラン」の見直しにあわせて実施される第7回区域区分の一斉見直しを含め、平成27年度以降の市街化区域の編入となる可能性がございますが、現時点では具体的な方針等について確定いたしておりません。

本町といたしましても、計画的かつ着実にまちづくりを推進する必要があるものと考えており、そのためには、今後とも準備組合に対する指導・助言を行い、積極的な支援を行ってまいりたいと考えております。

またJR島本駅西地区に関する情報提供につきましては、現在も町ホームページ等において公表しておりますが、住民説明会等の実施につきましては、都市計画の変更手続

きが必要な場合など、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

続きまして、8点目の「官製ワーキングプアについて」でございます。

昨今の地方分権の一層の推進により、職員一人ひとりが担う事務量は増大し、また専門化・多様化している住民ニーズに迅速かつ的確に対応してまいりためには、理想的には専門職も含め正職員の採用が望まれていることは理解いたしております。しかしながら、現下の厳しい財政状況を勘案したうえで、正職員が担わなければならない事務と非正規職員にお願いすることが可能である事務を精査したうえで、必要な人員確保を行ってきた結果、現行の体制となったものでございます。そのため、本町の行政規模や財政状況等を踏まえまると、現状の行政サービスの維持・向上を図るうえで、やむを得ない妥当な対応であると判断いたしております。

なお、今後はより一層厳しい財政状況が予測されますが、保育士や幼稚園教諭、保健師など専門職の職員採用につきましては、「職員採用5ヵ年計画」に基づき、計画的な人員確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、「暴力団排除条例における住民の人権侵害について」でございます。

暴力団の排除に向けた実効性のある取り組みを強化するため、今般の定例会におきまして「島本町暴力団排除条例（案）」を上程させていただきました。暴力団排除につきましては、住民の皆様及び事業者の協力は不可欠であるものと認識いたしております。その中で、住民等に対し暴力団から不当な行為があった際には、警察署におきまして個別警備を強化するなどの対応は可能であるものと聞き及んでおり、住民の皆様が危険にさらされることは、基本的にはないものと認識いたしております。また過去の判例等からも、暴力団及び暴力団員であることを理由に制限等を加えることにつきましては問題はないものと考えておりますが、本条例（案）で規定いたしております公の施設の利用にあたりましては、暴力団に利益となる場合や暴力団の勢力拡大につながる場合などに、利用を制限するものでございます。

暴力団かどうかの確認につきましては、本条例が可決された後に、大阪府警、高槻警察署、島本町長及び島本町教育委員会の四者による覚書を締結し、照会にあたっての詳細な取り扱いを定める予定といたしており、個人情報の取扱いにつきましては、当然のことではございますが、厳格かつ適正に運用してまいりたいと考えております。また個人情報の収集等につきましては、「島本町個人情報保護条例」により、「法令等に定めがあるとき」は個人情報の収集等を行うことができると規定されておりますことから、現時点では個人情報保護運営審議会の意見をお聞きする予定はございません。

続きまして、10点目の「DV被害者支援について」でございます。

これまで、配偶者からの暴力にかかる相談支援につきましては、個別の相談内容や被害者の状況、同伴児童の有無等に応じまして、男女共同参画を担当する総合政策部人権推進課を中心に、ひとり親家庭の支援や生活保護等を担当する民生部福祉保健課、児童

虐待防止対策を担当する民生部子ども支援課等、庁内の関係課が横断的に連携しながら、被害者の保護及び自立支援等に当たってまいりました。

本年4月の機構改革を機に、本業務は健康福祉部福祉推進課で実施いたします。福祉推進課では複数の社会福祉士が業務の中核を担いますことから、初期の相談から緊急時の安全確保、その後の生活自立に至るまで一貫した支援を行うことができ、これまで以上に個々の被害者の状況に寄り添った、きめ細やかな援助方針の構築が可能になるものと考えております。

なお、同伴児童に対するケアが必要な場合をはじめ支援ニーズの内容が複数の課に関わる場合につきましては、これまでと同様に部の垣根を超えた関係課の緊密な連携協力のもと、適切に情報管理を行いながら対応させていただくものであり、今後とも悩みを抱えた住民の皆様が、安心して相談できる体制づくりに努めてまいります。

次に、11点目の「子ども・子育て支援新制度における保育」につきまして、ご答弁申し上げます。

子ども・子育て支援新制度につきましては、平成27年度からの本格実施に向けまして、事業計画の策定に取り組んでいるところでございます。国が示されております保育及び幼児教育制度における大きな改正点といたしましては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき保育の必要性を認定したうえで給付を支給する仕組みであり、その支給認定事務は現時点で、平成26年度下半期からの実施が予定されております。これまで、保育の必要性にかかる基準につきましては各自自治体が条例で定めることになっておりましたが、新制度では「事由」「優先利用」「区分」の3点をもとに、国が認定基準を策定することになっております。

保育の必要性は、これらの基準で認定することになりますが、詳細につきましては、現在、国の子ども・子育て会議において審議されているところであり、決定したものではありません。また、認定基準の取り扱いについては経過措置が設けられ、実際の運用にあたっては、現行の状況を踏まえつつ各自自治体に委ねられることになっております。従いまして、本町の取り扱いにつきましては、ニーズ調査結果をもとに、本町の保育・幼児教育等の需要を踏まえ、島本町子ども・子育て会議において、ご審議をいただくことになっております。

なお、保育・幼児教育及び地域子育て支援の枠組みが大きく変わる中、「島本町子ども・子育て支援事業計画」策定時におけるパブリックコメントの実施をはじめ計画の進捗に応じ、適宜広報等により、広く住民の皆様にも周知してまいりたいと考えております。

続きまして、12点目の「国民健康保険財政における基金の活用について」、ご答弁申し上げます。

平成24年度決算におきます実質収支につきましては、およそ4,300万円の黒字となっておりますが、単年度収支につきましては、およそ2,600万円の赤字でございます。こ

れまで国民健康保険財政調整基金を繰り入れることにより、黒字財政を維持している状況でございます。財政調整基金につきましては、国の予算編成通知に基づき、過去3ヵ年間に於ける保険給付費の平均年額の5%以上に相当する額を積み立て、安易に保険料の引き下げには充てないものとして、医療費の増加分や保健事業に活用するものでございます。

平成24年度末の基金保有額は、およそ1億5千万円ございましたが、本算定以降の医療費の急増により、平成26年2月6日現在の基金の保有額はおよそ5,700万円となっております。大変厳しい状況となっております。国民健康保険財政の安定的かつ持続的な運営を行っていくことが、保険者の責務であります。今後とも国の予算編成通知に基づき、本町の状況を踏まえ、適切に運営してまいりたいと考えております。

次に、13点目の「要支援者の介護サービス利用実態把握について」でございます。

現在、国において介護保険制度の見直しが進められており、「介護予防サービスのうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護を介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、平成29年度までにすべての市町村で実施する」という方針が示されております。

本町におきましても、要支援者の介護サービスの利用実態につきましては、本年2月初旬に「第6期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」の策定のための資料とするため、「高齢者介護・福祉アンケート」として日常生活圏域ニーズ調査を実施しております。本年度、本調査の集計を実施し、調査結果や「介護保険法」の改正内容を踏まえて、「第6期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定してまいりたいと考えております。

続きまして、14点目の「障害者の自立と社会参加について」でございます。

本年度予算に計上しております「障害者グループホーム開設支援補助金」につきましては、障害者グループホームの設置を支援するため、グループホーム開設にかかる費用の一部を補助し、障害者の自立と地域生活を支援することを目的に創設するものでございます。本制度を活用することでグループホームの整備を促進し、町内にお住まいの障害者の皆様が、住みなれた地域で、安心して生活できる環境づくりが可能となるものと考えております。

また、グループホームの利用促進のための障害当事者の参加や自己決定を促す取り組みでございますが、今後も、障害当事者やそのご家族に対し、グループホームも含めた障害福祉サービスの利用に対するきめ細やかな情報提供や相談支援を行い、利用を促進してまいりたいと考えております。

次に、15点目の「ごみ処理・し尿処理の施策にかかる住民参画について」、ご答弁申し上げます。

本町では、今年度、清掃工場の長寿命化を図りながら施設の管理運営経費の縮減を目指すことを目的に、民間の管理運営のノウハウを生かした包括民営について、関係課長

による検討会において協議を行いました。その結果として、包括運営委託を行うことが望ましいものの、導入にあたっては財政との整合性を図る必要があるとの結論に至ったところでございます。

本年度には、包括運営を検討する委員会の立ち上げを予定しており、施設の改修や維持管理等については専門的知識が必要であることから、まずは学識経験者により施設の最適な運営方法を検討し、その後、検討結果を議員の皆様をはじめ住民の皆様へお示しさせていただきたいと考えております。

また、し尿中間処理施設の設置につきましては、現在、住民の皆様の説明のための基礎検討資料の作成を進めており、完了次第、議員の皆様をはじめ住民の皆様にご公表し、候補地周辺にお住まいの皆様のご理解を得るために、丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、16点目の「島本の地下水を守るために水道職員の増員を」につきまして、ご答弁申し上げます。

水質検査につきましては、長年、携わっておりました職員の定年退職に伴い、法令で定められた定期的実施する水質検査項目につきまして全面委託することとし、日常的に行うものや住民からの問い合わせに基づくものなど、臨時的に行う水質検査につきましては、随時、状況判断し、本町職員が対応させていただくこととしております。また大森浄水場の中央管理センターの更新につきましては、老朽しております中央監視装置の更新を行うもので、大規模な電気設備工事であり、本事業を円滑に進めるために、経験豊富な電気技術職がおられる大阪広域水道企業団へ工事委託するものでございます。

水道事業として必要な技術の継承につきましては、経験豊富な技術職員の退職を迎えることを契機に、職員の技術力の低下につながらないように、適切に対応してまいりたいと考えております。

また、「水道担当職員の増員について」でございますが、先ほども申し上げましたとおり、専門職についても必要と判断した際には「採用5ヵ年計画」に基づき採用を行っており、上下水道部におきましても、平成23年10月に1名、平成25年4月に1名の土木技術職員を採用し、配置したところでございます。今後におきましても、限られた財源と人員のもとで円滑かつ的確に行政運営を行うために、「採用5ヵ年計画」に基づき計画的な採用を行うことはもちろんのこと、引き続き臨時職員の皆さんにご尽力いただくとともに、再任用職員や任期付職員、専門的知識を有する非常勤嘱託員の確保など、多種多様な人材確保策を講じ、住民福祉の維持向上に努めてまいります。

最後に、17点目の「大津市立中学校におけるいじめに関する第三者委員会の調査報告書における提言等」について、ご答弁申し上げます。

いじめが発生する要因につきましては、複雑かつ重層的で、いじめをなくす特効薬のようなものはなく、人間が社会を営んでいく中で、すべての場面でいじめが発生する可

能性があると考えております。しかしながら、いじめは暴力と同様であり、いじめをなくすための努力を決してやめてはならないものと認識しております。

私もこの報告書を読み、「人権」という視点から、いじめをなくすために全力で立ち向かわなければならないと、重く受け止めております。

以上でございます。

岡本教育長 それでは、17点目の「人権オンブズパーソン」について、私のほうからご答弁申し上げます。

現在、学校では、普段から子ども一人ひとりの様子を観察し、変化に気を配るとともに、子どもの生活を把握するためのアンケートを実施するなど、子どもが困っていることや、子どもの考えなどの把握に努めております。また法務省の人権擁護機関においては、毎年、子どもたちの権利擁護の取り組みとして、便箋兼封筒を配布し、子どもが普段教師や保護者に言えない悩みなどを記入し、郵送により伝えることができる「子どもの人権SOSミニレター」が実施されており、本町におきましても、すべての小・中学校で配布しております。

ご質問の川西市の「子どもの人権オンブズパーソン制度」につきましては、子ども一人ひとりの人権尊重と人権の確保を目的に設置され、子どもの声をしっかり聞いて、子どもに寄り添いながら、子どもにとって最善の利益をともに考える先進的な取り組みであると理解しております。しかし、今回設置を予定いたしております教育委員会の附属機関としての「いじめ等対策委員会」は、「いじめ防止対策推進法」に基づくものであり、子どもの人権全般に関わるものとは異なるものでございます。

そのため、別途、このような制度の導入につきましては検討が必要であると考えておりますが、大津市におきますいじめ事案などから見えた様々な諸課題を参考にしながら、取り組んでいく必要があると考えております。

以上でございます。

平野議員 答弁、ありがとうございました。ちょっと順番が違うかも知れませんが、少し時間がありますので、再質問いたします。

最後の17点目の質疑ですけれど、今度、「いじめ防止対策推進法」に基づいて、いじめ等対策委員会を設置されるわけですが、私は川西市の、この子どもの人権オンブズパーソン制度のことを取り上げましたけれど、この制度の趣旨であります「子どもの声をしっかり聞いて、子どもに寄り添いながら、子どもにとって最善の利益をともに考える」、私はここが非常に重要なことだと思います。同じような制度ではなかったとしても、その理念というか、これを、やはりいじめ等対策委員会の設置にあたっては、しっかりと教育委員会はそういう視点を持っていただきたい。また、今後「基本方針」というのですかね、正式名称がちょっとわからないのですけれど、「いじめ防止基本方針」というのを策定されるということですが、この方針を策定するにあたって、この趣旨

をきっちり盛り込んでいただきたいというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

それから、少し町長部局のほうに戻ります。「公共施設適正化基本方針案」を示されまして、今、パブリックコメント中ということです。公共施設のあり方を、ライフ・サイクルコストという概念を盛り込まれたということですね、長期計画を作って公共施設の適正化を考えようということだと思いますけど、この考え方自体は非常に重要なことだと私も思っております。

ただ、この「基本方針案」を読みましてね、ちょっと残念ながら、私はこの方針案の中から、どうやって住民さんは意見を出したらいいのかなと思われるのではないかなと、随分、読んで中では思いました。「考え方を知っていただきたい」ということなのですね。ちょっと、その辺がよくわからなかったんですね。それが、考え方を知っていただきたい、その次には計画を作られる。そしたらまた、計画のときにこそ、私は住民さんの意見をもっと問わなければいけないといいますか、意見聴取しなければならないと思います。具体的に、例えば一中をどうするとか、保育所をどうするとか、そういった計画の段階でこそ、今回は住民説明会はしないとおっしゃいましたけど、計画の段階では具体的に個別施設の方角が出てくるわけですから、そのときにこそ、しっかりと説明会はしていただかないといけないと思いますけど、当然、パブコメもそうですけど、実施はさることながら、説明会はしなくてはいけないと思いますけど、その点はいかがですか。

それから、この「基本方針」ですけれどね、すべての長期計画とかを作る場合は、島本町の人口推計、推移と将来推計が非常に重要です、これがベースなんですね。ところが、残念ながら9ページにある将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』をもとにしたものです。このデータは、後に出てきます今の就学前の子どもの、児童の数、それから小学校・中学校の児童生徒数、これとは乖離があるというふうに書かれています。実際、そうですね。大きく乖離があります。そうすると将来推計というのは、この国立社会保障・人口問題研究所が出している将来推計というのに基づくのか、実数に基づくのかでは、全く違って来るんですね。

特に公共施設という住民の皆さんの利用に関わることでありますから、このデータそのものの、どのデータを採用するかによって先々の計画が変わってくるわけですよ。国というか、いわゆる今出している将来推計をもとにするということと、今の実数、実態ですね、今の島本町の人口をもとにした推計にするのでは乖離が出て来るんですよ。そうすると、学校を三つにするのか四つにするのか、どの施設を残すのか、統合するのか、縮小するのかという方針が大きく変わってくるんですね。そういう意味では、この将来推計については、今、出ている推計を活用するのではなくて、実数をもとにして、すでに小学校就学前の人口はわかっているわけですから、それをもとにした推計を出して下さらないと、この「基本方針」そのものが活かされなくなる。活かされなくなるどころか、「基本方針」そのものの正しさが、私は疑われるというふうに思っておりますので、その点、

お聞かせ下さい。せっかく作られたのにね、何か、もったいないというふうに思いました。

それから、「JR島本駅西地区開発都市計画手続きの説明会実施を」ということでお尋ねしましたが、前回の2010年のときに線引き見直しがありました。そのとき、住民の公述人があったり、10数件の意見提出をして、保留区域の指定について異議の声があったということです。来年度、また線引き見直しというんですか、あるんですから、当然、本年度はそういった同じ手続きがあると思いますけど、公聴会、それから何らかの形で都市計画の案、「区域マスタープラン」の案を島本町が提案して、同じように公聴会を、府がするわけですけど、府が公聴会を開いたり縦覧したり、都市計画審議会での審議をしたりする手続きが私はあるのではないかと思っているんですけど、それはしないのですか。そのことをはっきりお答え下さい。

それから、「暴力団排除条例」についてですけど、答弁によりますと、住民の皆さんが危険にさらされることはありません、というふうに書かれていますけれどもね。それならば、やはりしっかりと条例の中に、「暴力団排除活動等に取り組むこと等により、暴力団または暴力団員から危害を受ける恐れがあると認められる者——これは保護対象者というそうです——に対し、警察官による警戒活動その他の保護対象者の安全で平穏な生活を確保するために必要な措置」という保護措置、こういった条文をきっちりと入れていただかないと安心できません。それについては、いかがでしょうか。お答え下さい。

それから、「機構改革によるDV被害者の支援は万全か」というところです。ご答弁の中には、福祉推進課のほうで、このDV被害の支援はしていく、主担であるというふうに書かれているんですけどもね。DV相談は女性相談のところに非常に多いわけですね。そうすると、やはり人権文化センターとの連携が必要になるわけですけど、その点の福祉推進課との連携はどのようになさいますか。お答え、よろしく願います。

教育次長 それでは私のほうから、人権オンブズパーソン制度に関しまして、ご答弁申し上げます。

この制度自身は、全国で最初に川西市で条例化されたということをお聞きしておりまして、この中に書かれておりますように、議員からもご指摘があったように、「子どもに寄り添う」ということ、あるいは「子どもの最善の利益」を考えるということは、当然、必要な視点でございますので、そういう視点を持って、本町もいじめ対策に取り組んでいきたいというふうに考えておりますけれども、「いじめ防止等基本方針」を、この3月末までに策定をする予定にしておりますので、「基本方針」の中では当然、子どもの人権——いじめも人権でございますので、人権の視点に立って取り組んでいくということで方針内容も、今後、教育委員会議の中でもまたご議論をしていただきますけども、その辺のところは十分考えたうえで、「基本方針」というものは策定をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

総合政策部長 続きまして、公共施設の適正化の「基本方針」についてのお尋ねでございます。

これにつきましては、その基本方針案として、すでに議員の皆様方にはご送付を申し上げたところでございますが、ここでの「基本方針」の考え方としましては、今、平野議員のほうからございましたとおり、いわゆるライフ・サイクルコスト、LCCですね、この考え方が非常に重要になってくるということで、そういった前提のもとで、「基本方針」としましては最終のページのほうで集約をいたしておりますが、公共施設の総量の圧縮ということで、今後の人口推計、住民ニーズの変化、こういったことを十分踏まえて公共施設の保有量の圧縮を検討する必要があるということが1点。それと、機能優先への転換と多機能化の推進ということで、これについても機能をできるだけ維持して、そして施設は削減していくという考え方をお示しをしております。それと、計画的な維持保全による長寿命化ということでございますので、いわゆる不都合が生じてからの修繕ではなしに、事前の予防の保全、そういったことが必要であるということの考え方をお示ししております。それと管理運営の効率化ということで、いわゆるPFIですとかPPP、こういった考え方、官民との共同、こういったことを重視して進めていく必要があるということをお示しをしております。

それと、財源確保の取り組みということで、統廃合などによって、例えば廃止された公共施設につきましては、積極的に売却できる土地については売却をする。そして原資をもとに新たな事業を展開していく必要がある。そういったことで、基本的な方針をお示しさせていただいているところでございます。

それと、あと人口推計についてでございますが、これにつきましては国立社会保障・人口問題研究所の推計をお示しをしておりますが、ここにも記載をいたしておりますとおり、今現在の本町の人口の推移とは乖離が生じております。従いまして、そういった現状を十分踏まえつつ、国の人口問題研究所、それと大阪府の人口白書をもう出されております。こういった中では、人口減少に向かっているというふうな方向性が示されておりますが、これは自治体によって様々で、ほぼ減少している自治体が多ございますが、府内でも2～3の自治体では、本町も含めて人口の増加傾向にあるということでございますが、これがいつまでそういう傾向が続くのかということも十分踏まえる必要もございますし、そういった中で、国のほうの動向と本町の現実的な人口の推移、そういったことを総合的に勘案しながら、今後の施設のあり方については検討してまいる必要がある、このように考えております。

それとあと、「JR西地区の今後のあり方について」でございますが、これにつきましては来年、平成27年が線引きの見直し時期になります。現在の保留区域のフレームについては、平成27年2月の都市計画審議会が最終的な期限というふうなことで、非常に

タイトなスケジュールになっているわけですが、仮に今後、その線引き、保留フレームを継続するということになると、また同様に公聴会、都市計画案に関して、いろんな都市計画手続きが必要になってまいります。今現在、今後のあり方については大阪府のほうとヒアリングを実施しておる、そういった状況でございますので、若干、まだ流動的な部分がございますが、今後も精力的に事務は進めてまいりたいというように考えております。

次に、「DV被害者について」の問題でございます。

これにつきましては、いわゆるそういった被害者にとって、当事者の皆さんにとっては非常に深刻な問題でございます、その対応が遅れることによりまして重篤な事案に繋がる恐れもございます。こういったことから、現在、人権推進課を中心に庁内の関係課と横断的に連携を図りながら、適切に対応していく必要がある、このように考えております。

また、本年4月から人権問題、そして男女共同参画の問題などにつきましては人権文化センターに集約をされることとなりますが、今後、様々な事案に応じて、それは福祉推進課なり社会福祉士との連携、そういったことを十分図りながら、特にDV問題については初期の相談体制が非常に重要である、このように考えておりますので、その辺については十分留意をして事務を執行してまいりたい、このようには考えておるところでございます。

私のほうからは、以上でございます。

総務部長 「暴力団排除条例」に関わってお尋ねでございますが、今回、条例提案させていただくにあたりまして、大阪府の「暴力団排除条例」、これを基本に制定をいたしております。その基本理念をもとに制定をいたしております。これは大阪府内で、すでに40自治体が制定されておられますけれども、そこと同様でございます、本町でも、この条例案を策定するにあたりましては、大阪府警本部、そして高槻警察署、それから高槻警察署を同一管内とする高槻市役所ですね、そこ十分に協議をして条例案の策定にあたっております。

大きく法律と違います部分で申し上げますと、これまで警察対暴力団という構図であったもの、これが住民、それから事業者、そして警察、社会対暴力団、こういった構図になっております。ここが大きな特徴かというふうに思います。その中で住民、そして事業者の方々にもご協力を求めていく部分というのは、条例の中にも規定させていただいております。当然のことながら、協力を求めていくということでございますので、協力者に被害が及んでは何もならないということでございます。そういった部分につきましては、先ほど町長からご答弁を申し上げましたように、そういった被害等が及ぶ可能性がある場合については、十分、我々と警察署が連携をして、その方々に危害が加わらないように、これは守っていく責務があると考えております。そのあたりについては十分警察

と連携をいたしまして、ご心配のような事案が起こらないように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

平井議長 時間、もうあと1分そこそこなので、まとめていただけますか。

平野議員 もう再質問はいたしませんけれども、また常任委員会もあることですので、2月会議の常任委員会だけでなく、継続して、今日、質疑した点につきましては問うていきたい、島本町に質していきたいというふうに思っております。

最後に、常任委員会の審査のために資料を請求しておりますので、どうぞ、お取り計らいをよろしく願いいたします。

以上、人びとの新しい歩みの大綱質疑を終わらせていただきます。

平井議長 以上で、人びとの新しい歩みの大綱質疑を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日3月5日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は明日3月5日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後4時54分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第10号議案 島本町暴力団排除条例の制定について
- 第11号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について
- 第12号議案 島本町職員定数条例の一部改正について
- 第13号議案 島本町青少年問題協議会設置条例の一部改正について
- 第14号議案 島本町営住宅条例の一部改正について
- 第15号議案 島本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 第16号議案 平成26年度島本町一般会計予算
- 第17号議案 平成26年度島本町土地取得事業特別会計予算
- 第18号議案 平成26年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
- 第19号議案 平成26年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
- 第20号議案 平成26年度島本町介護保険事業特別会計予算
- 第21号議案 平成26年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
- 第22号議案 平成26年度島本町公共下水道事業特別会計予算
- 第23号議案 平成26年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
- 第24号議案 平成26年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
- 第25号議案 平成26年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
- 第26号議案 平成26年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
- 第27号議案 平成26年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
- 第28号議案 平成26年度島本町水道事業会計予算

平成26年

第1回島本町議会定例会 会議録

第 4 号

平成26年3月5日(水)

第1回島本町議会定例会 会議録（第4号）

年 月 日 平成26年3月5日（水）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	平井 均	2番	関 重勝	3番	外村 敏一
4番	田中 修	5番	村上 毅	6番	清水 貞治
7番	岡田 初恵	8番	川嶋 玲子	9番	戸田 靖子
10番	平野 かおる	11番	伊集院 春美	12番	野村 行良
13番	河野 恵子	14番	佐藤 和子		

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	川口 裕	副町長	乾 知範	教育長	岡本 克己
総合政策 部 長	島田 政弘	総務部長	由岐 英	民生部長	近藤 治彦
都市環境 部 長	水木 正也	上下水道 部 長	今中 良昌	消 防 長	黒田耕佐久
教育次長	北河 浩紀	会計管理者	妹藤 博美	総 務 部 総務課長	杉木 利徳
民 生 部 住 民 課 長	島村 博之	都市環境部 都市整備 課 長	西谷 輝男	都市環境部 環境・産業 課 長	安藤 鎌吾
会計課長	奥野 大介	教育委員会 学校教育 課 長	多田 昌人		

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	永田 暢	議事課長	猪倉 悟	書 記	小東 義明
書 記	田畑 良昭				

議事日程第4号

平成26年3月5日(水)午前10時開議

- 日程第1 第10号議案 島本町暴力団排除条例の制定について
第11号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について
第12号議案 島本町職員定数条例の一部改正について
第13号議案 島本町青少年問題協議会設置条例の一部改正について
第14号議案 島本町営住宅条例の一部改正について
第15号議案 島本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
第16号議案 平成26年度島本町一般会計予算
第17号議案 平成26年度島本町土地取得事業特別会計予算
第18号議案 平成26年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
第19号議案 平成26年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
第20号議案 平成26年度島本町介護保険事業特別会計予算
第21号議案 平成26年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
第22号議案 平成26年度島本町公共下水道事業特別会計予算
第23号議案 平成26年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
第24号議案 平成26年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
第25号議案 平成26年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
第26号議案 平成26年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
第27号議案 平成26年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
第28号議案 平成26年度島本町水道事業会計予算
- 日程第2 第32号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
第33号議案 平成25年度島本町一般会計補正予算(第8号)
第34号議案 平成25年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
第35号議案 平成25年度島本町水道事業会計補正予算(第5号)

(午前10時00分 開会)

平井議長 おはようございます。

昨日に引き続き、大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、第10号議案 島本町暴力団排除条例の制定についてから第28号議案 平成26年度島本町水道事業会計予算までの19件を一括議題とし、昨日の大綱質疑を継続いたします。

それでは、関議員の発言を許します。

関 議員(登壇) おはようございます。大阪維新の会・関重勝です。大綱質疑をさせていただきます。

1. 「広域行政について」

高槻市・島本町広域行政勉強会において、「今後も引き続き広域連携のあり方について調査・検討」を進められるとのことですが、本町の最重要課題であるごみ処理問題についての現状はどのようになっていますか。

そもそも、昨年度は1回たりとも本勉強会が開催されなかった状況下において、本当に高槻市との広域連携に望みがあるとお考えでしょうか。望みがあるとお考えならば、町長が描いている具体的な今後の広域行政の方向性と、高槻市・島本町広域行政勉強会の今後の予定について、お聞かせ下さい。

2. 「公共施設適正化について」

昨年度、調整会議で検討された成果と、現在の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。

また、「島本町公共施設適正化基本方針」策定後の具体的な施設ごとの方針と、今後の計画について、お聞かせ下さい。

3. 「人事給与制度改革プロジェクトチームについて」

本町の現行の給与制度は、役職に関係なく年功序列で給与が上がる制度であり、この制度では、職員が意欲とやりがいを持って職務に取り組むことができないと考えます。今や警察官や教職員でさえ、真に「頑張る者が報われる」制度を導入し、職員の士気を高め、実績向上へと繋がっております。

本町においても、人事給与制度を検討するために人事給与制度改革プロジェクトチームを設置するとのことですが、当該プロジェクトチームの構成員と、具体的な検討内容について、お聞かせ下さい。

4. 「地域防災力の向上について」

地域防災力向上については、施政方針にもあるように、住民の皆さんの防災意識の高

揚が不可欠であり、そのために自治会・自主防災会へ積極的に職員が出向き、出前講座の実施や訓練への参加は大変有意義であると考えます。

さらに、地域に「防災指導員」の養成を行うとのことですが、住民の皆さんへの理解を得るために、どのような指導員の養成をしていこうと考えられておられますか。お聞かせ下さい。

5. 「新たな魅力発信について」

観光と商工、さらには農林水産も一元的に担当する「にぎわい創造課」が新設されることについては大いに期待するところであり、観光施策について、一定の方向性が示されることとなったと考えます。

これまでの実績を踏まえ、今後の展開について、具体的にどのように考えておられるのか、お聞かせ下さい。

6. 「生涯学習の振興と教育の充実したまちづくりについて」

「いじめ防止対策推進法」が昨年6月28日に公布され、9月28日に施行されました。施政方針では、「島本町いじめ等防止基本方針」に基づき、組織的にいじめ防止に取り組むとのことですが、具体的に町及び教育委員会はどのように取り組みをされるのか、お伺いいたします。

町立プールについて、本年度の開設を見送るとの判断をされましたが、その判断に至るまでの経過と、その理由について、お聞かせ下さい。

また、今後は「既存の公共施設の活用など必要な対策を講じる」とのことですが、昨年度においても、全国で数件のプール事故が発生している状況を顧みると、水質の管理も含め、一概に学校や幼稚園のプールを代用するにしても、相当な改修費や人件費が必要になります。この際、半世紀以上前に造られた町立プールについては一定の役目を終えたものと認識のうえ、いったん廃止し、その財源等を最優先に取り組むべき学校の耐震化に集中させるべきだと考えます。それでも町立プールが必要と考えられるならば、その理由について説明願います。

以上、よろしくお伺いいたします。

川口町長 それでは、閣議員の大綱質疑について、ご答弁申し上げます。

1点目の、「広域行政について」でございます。

高槻市・島本町広域行政勉強会につきましては、①広域行政の連携のあり方等についての調査・検討に関する事、②広域連携等に関する高槻市・島本町相互の連絡及び調整に関する事、③その他広域連携等に関する事、を所掌事務といたしております。また現在、行財政調査・検討ワーキンググループと事業連携ワーキンググループを設置し、調査・検討等を行っておる状況でございます。事業連携ワーキンググループにおきましては、両市町が共同で実施することにより相乗効果が見込まれる事業について、具体的には「共同実施により相乗効果または経費節減が期待できる事務」「地域資源の有

効活用が期待できる事務」「その他」の分野について、調査・検討等を行っております。

今後におきましても、高槻市・島本町広域行政勉強会において、ごみ処理を含め、両市町の事業連携について協議を進めてまいりたいと考えております。しかしながら、単なる本町からの一方的な要望としてではなく、本町として何ができるのかの検討も含め、お互いにメリットを見出すことによって、具体的な協議が進められるものと考えております。

また、ごみ処理につきましては、これまで府内の北大阪ブロック会議の中で各市町村との協議を行ってまいりましたが、現状では各自治体が独自に施設を整備されており、広域化の必要性は低く、具体的な進展がないのが現状でございます。従いまして、現時点では極めて厳しい状況であると考えておりますが、本町といたしましては、ごみの広域化を目指し、引き続き関係機関との協議を進めるとともに、現在の清掃工場を安定的に運営するため、維持補修及び包括運営のあり方についての検討もあわせて進めてまいります。

また、その他の事務も含め、広域行政の推進につきましては、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の「公共施設の適正化について」でございます。

本町では、昭和50年前後に建設された多くの公共施設で老朽化が進んでおり、今後は一斉に大規模改修や更新の時期を迎えることとなり、このことは全国的に共通した課題でもございます。とりわけ、本町のような小規模自治体におきましては大変厳しい財政運営を余儀なくされており、今後の公共施設のあり方につきましては、本町のまちづくりを進めるうえで極めて重要な課題であると認識しております。

このような状況のもと、今後の本町の公共施設のあり方につきましては、各公共施設における全庁的な議論が不可欠でありますことから、昨年6月14日に、町職員のうち主に公共施設の所管課長で構成する公共施設適正化調整会議を設置させていただき、議論を重ねてまいりました。本調整会議では、各公共施設の状況などを把握するとともに、今後の公共施設の基本的な考え方をまとめた「島本町公共施設適正化基本方針（素案）」を作成し、庁内の議論を経て、今般、「同基本方針（案）」として議員の皆様にもお配りさせていただいたところでございます。

なお、「基本方針（案）」につきましては、現在、パブリックコメントを実施させていただいております。

また、「具体的な施設ごとの方針と今後の計画」につきましては、現在、公共施設適正化調整会議におきまして、個別の施設について、あわせて議論を進めている状況でございます。

次に、3点目の「人事給与制度改革プロジェクトチームについて」でございます。

本プロジェクトチームは、従来の原則年功序列的な人事給与制度を見直し、「頑張っ

た職員が報われる」ことを基本とする制度を構築するため、現在の公務員制度の枠組みに捉われない新たな人事給与制度について、調査・研究を行うことを目的としております。そのメンバーといたしましては、柔軟な発想を取り入れるため、原則 45 歳以下の若手から中堅職員までを中心とし、また民間の視点を取り入れるために、構成メンバーの概ね半数は民間企業等経験者とするものといたしております。

なお、具体的な内容につきましては、これから本プロジェクトチームにおいて検討する予定であり、現時点ではお示しできる状況ではございません。概要といたしましては、「役割と責任に応じた給与制度の導入」や「頑張りを役職・給与に反映させる仕組みについて」を、大きなテーマとして取り扱うものと考えております。

いずれにいたしましても、限られた財源と人員のもとで、住民福祉の維持・向上に取り組み、効率的かつ効果的な行政運営を推進していくためには、何よりも職員の士気を高め、やる気を醸成するような人事給与制度が不可欠であると考えております。

続きまして、4 点目の「地域防災力の向上について」でございます。

本町では、地域防災力の向上を目指し、自助・共助の重要性や自主防災組織の立ち上げ支援、地域の危険個所の周知等を出前講座により実施してまいりました。その成果もあり、自主防災組織も現在 19 団体と増加しており、さらに 4 月以降も 2 団体が設立予定でございます。

このような防災意識の高まりの中、本町ではさらなる地域防災力の向上に向け、防災指導員の養成を行うこととしております。「防災指導員」とは、自主防災組織に対する防災指導を主な役割としており、自主防災会が実施する防災訓練、研修会、また講演会の企画、防災資機材の点検の指導や地域防災マップの作成指導など、地域防災力の向上に取り組んでいただくことを予定しております。

また防災指導員の登録には、本町が実施する防災講演会などの座学及び資機材の点検や救命講習などの技能講習を受けていただき、一定の知識と技能を習得していただいた方について登録を予定しております。

いずれにいたしましても、地域防災力の向上においては防災指導員の役割は非常に大きいものと考えております。このため、1 人でも多くの方に登録いただくことができるよう、その役割や必要性について周知を図り、住民の皆様のご理解とご協力のもと、取り組んでまいりたいと考えております。

5 点目の、「新たな魅力発信について」でございます。

本町における本格的な観光施策につきましては、平成 22 年に島本町観光施策推進連絡会議設置要綱を制定し、関係部局との連携を図り推進しているところでございます。

平成 25 年度の観光施策の取り組みといたしましては、平成 24 年度に引き続き、阪急電鉄株式会社及び阪急京都線沿線の 9 自治体並びに各市町のボランティア団体とが連携し、阪急京都線沿線『観光あるき』のパンフレットを作成し、ふるさと島本案内ボラン

ティアの会の協力のもと、ガイドツアーを実施いたしました。

また、観光資源が類似しております大山崎町と連携することにより、観光施策をより推進していくため、観光関連事業者を対象とした観光セミナーやウォーキングイベントを実施いたしました。観光セミナーでは両町の商工会にも共催していただき、都市部には無い、多くの魅力的な観光資源について、観光関連事業者の皆様へ発信できたものと考えております。

平成26年度の新たな取り組みといたしましては、商工会が主体となり、町内の店舗情報を掲載したPR地図の作成を行い、観光客への情報発信や商店街等の集客力強化を図ってまいります。さらに、農林業祭や消費者まつりなど既存のイベントを活用し、観光業・商工業・農林業をマッチングさせ、お互いの強みを持ち寄った施策を関係団体と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

今後におきましても、本町の魅力を最大限発信し、町外からの集客を図ることが出来る事業の実施などにより、「にぎわいのあるまちづくり」を行っていきたいと考えております。

私からは、以上でございます。

岡本教育長 それでは、6点目の「いじめへの取り組み」と「町立プール」について、私のほうからご答弁申し上げます。

いじめ問題への対応につきましては、昨年9月28日に施行されました「いじめ防止対策推進法」において、地方公共団体及び学校が実施すべき施策が示されており、地方公共団体は、いずれも任意ではございますが、「いじめ防止基本方針」の策定と、組織等を設置することとされております。

そのため、本町では、現在「島本町いじめ防止等基本方針」の策定に向け事務を進めており、本年3月末には策定する予定でございます。また組織につきましては、横の連携を密にするため、島本町青少年問題協議会でいじめ問題に関する様々な情報共有に努めます。また、万一に備え、教育委員会の附属機関として「島本町いじめ等対策委員会」を設置し、第三者的な立場からいじめ問題への有効な対策の検討や、重大事案が発生した際には調査機関として機能できる体制として整備してまいりたいと考えております。

学校におきましては、「いじめ防止対策推進法」で「学校いじめ防止基本方針」の策定と校内組織の設置が義務付けられておりますことから、本年4月からの運用に向けまして、学校長に指示を行い、準備を進めているところでございます。

なお、本町におけるいじめに関しましては、重篤な事案は発生しておりませんが、仲間外れや陰口を言われるなどの事案も発生しており、学校におきまして早期に認知し、対応に努めているところでございます。

いずれにいたしましても、いじめのない学校づくりが第一でございますが、いじめに関しましては、早期発見・早期対応を念頭に、学校と連携して取り組んでまいりたいと

考えております。

次に、「町立プールの開設を見送るに至った経過と、その理由」について、ご答弁申し上げます。

町立プールにつきましては、建設から 57 年を経過した施設であり、老朽化が著しいことから、平成 23 年度に現況調査を実施いたしました。調査の結果、埋設配管の総取り替えをはじめとする大規模な改修が必要であると判明したものでございます。また、現行の「大阪府遊泳場条例」が改正される以前に設置した施設であることから、同条例に適合しておらず、毎年、茨木保健所から施設の是正を指導されており、可能なものについては、その都度補修を加えることで対応してまいりました。しかしながら、施設の老朽化により、小規模な一部改修では対応しきれない状況となったものでございます。

なお、今後の町立プールのあり方につきましては、現時点におきましてお示しできる状況ではございませんが、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

関 議員 常任委員会で、詳細については確認させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

平井議長 以上で、関議員の大綱質疑を終わります。

引き続き、田中議員の発言を許します。

田中議員（登壇） 皆様、おはようございます。無所属の田中修でございます。昨日は町長の施政方針、続いて先輩議員の大綱質疑を拝聴いたしました。今日は、そこで感じましたことに少し触れ、平成 26 年度の川口町長の施政方針並びに予算案に対し、大綱質疑を行います。

川口町政は、今年で 10 年を迎えます。私は 60 歳で定年退職するまで民間の会社に勤務しておりましたが、入社当時、上司より「一人前の仕事ができるまで 10 年はおかかると思え」と、何度も言われたことを思い出します。また一方で、「十年一日のごとし」という言葉もございます。いずれにいたしましても、10 年というのは大きな節目であると思えます。

昨日の施政方針は、その節目の川口町政 10 年を記念するものであったと思いますが、残念ながら、過去 9 年間の町長のご自分の実績を聞くことはできませんでした。輝かしい実績が幾つかあったはずですが、町長はお話にならない。何と慎み深い方かと敬服した次第です。

さて、施政方針をお聞きして、気になることが幾つかございました。ご承知のとおり、本町は J R、阪急線により近隣の市町村と繋がっております。関西大学のキャンパスを誘致した高槻市、サッポロビール工場跡地に立命館大学のキャンパスの建設が進む茨木市、阪急京都線の西山天王山駅の開業。さらに高槻市に関して言及するなら、「住みや

すきナンバー1」を掲げ、「関西の中央都市・高槻」の実現に向け、着実に成果を築いておられます。子ども医療費助成制度や、全小学校・全学年での35人以下学級化は、全国でもトップクラスの水準です。「災害に強いまち」を目指す大規模な防災訓練も実施されました。

今や、私たちの島本でも「魅力あるまちづくり」をして、近隣市町村との競争に打ち勝たなければ生き残れない時代に突入しております。残念ながら、これらの市町村の後塵を拝しているのが今の島本町です。中学校の教室のクーラーの設置も、近隣市町に後れを取りました。保育園、幼稚園、小学校、中学校の建物の耐震化も遅々として進んでおりません。このようなことを思いながら、川口町長の施政方針を拝聴しておりました。

前置きはこれぐらいにして、本題に入らせていただきます。

昨日の先輩議員の大綱質疑で、施政方針の大半の内容が明らかになりました。各論並びにさらなる詳細は委員会に付託されますので、下記の3点に絞り、質問いたします。

1. 「景観計画の策定と条例化を目指す」と述べられておられますが、「景観計画」はどのようなものなのか、またどのような条例を目指しておられるのか、お示し下さい。

2番目、「企業立地の促進に努める」と述べられておりますが、島本町として、どのように対応するのか、具体的にお示し下さい。関電グラウンド跡地は企業立地に最適と思われませんが、その活用をどのようにお考えですか……（「民有地のことを答弁できるのか」と呼ぶ者あり）……。

3番目、「認知症を見守るネットワークの構築を進める」と述べられておりますが、具体的にどのように進めるのか、お示し下さい。

よろしく申し上げます。

川口町長 今、田中議員が前段で様々なことを申されましたが、私のほうからは、通告に従いまして、ご答弁を申し上げます。

それでは、田中議員の大綱質疑につきまして、ご答弁申し上げます。

1点目の「景観」に関するご質問でございます。

「景観計画」の概要といたしましては、本町の景観に関する現状と課題などの整理を行うとともに、良好な景観形成の目標・方針を設定し、それに基づく本町の施策としての計画を取りまとめたものでございます。また、景観に関する条例につきましては、各市町村が策定した計画に基づき、建築物の対象範囲や、建築物の高さ、色彩などの基準を定め、届出や規制のルールを定めるものでございます。

なお、本町域のうち、国道171号沿道・淀川等沿岸・北摂山系・旧西国街道の四つの区域が大阪府の景観計画区域に指定されており、計画に基づき、大阪府に対する届出等の制度が運用されております。現在は、大阪府が計画に基づき指導を行っておりますが、本町といたしましては、「景観」という視点はまちづくりには不可欠であり、本町独自の取り組みを行うことは、より望ましいものであると考えております。そのため、

本町の「景観計画」の策定とともに条例の制定をめざし、近隣自治体の取り組み状況などを勘案し、引き続き総合的に検討してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の「企業立地促進について、本町としてどのように対応するのか」についてでございます。

前の議員のご質問の際にもご答弁申し上げましたとおり、本町では、町内に立地する企業に対して奨励措置を講じることにより、企業の立地を促進し、本町の経済の活性化を図ることを目的として、平成23年4月1日に「島本町企業立地促進条例」を施行いたしております。加えまして、本町は昨年10月に大阪府知事より「投資奨励計画を持つ市町村」として認定されましたことから、町内で先端産業分野の研究開発施設を立地する事業者に対しては、大阪府の企業立地にかかる府内投資促進補助金の交付対象となったところでございます。

今後におきましても、引き続き本町の企業立地にかかる制度のPRを積極的に努めるとともに、他の自治体における先進的な事例等について調査・研究を行ってまいります。また、制度の充実について検討を行い、大阪府とも連携を図り、企業立地の促進に努めてまいりたいと考えております。

また、関西イノベーション国際戦略総合特区の活用につきましても、国や大阪府において積極的に推進されており、本町といたしましてもこの機会を積極的に活用してまいりたいと考えております。

次に、「関西電力株式会社のグラウンドについて」でございます。

「島本町都市計画マスタープラン」におきましては、当該土地を含む町役場周辺地域は、産業の拠点として研究施設などの集積を促進する地域として位置付けております。関西電力株式会社におかれましては売却の意向は示されておりますが、当該土地につきましては、現在、関西電力株式会社が所有されている土地でございますことから、本町といたしましては、今後の動向等を注視してまいりたいと考えております。

最後に、3点目の「認知症高齢者を見守るネットワークの構築について」でございます。

本町では、平成24年度から民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、介護者家族の会、年長者クラブ連合会などの団体や、介護保険事業者からご意見をいただく場として、認知症施策に関するワークショップを開催しており、このワークショップを通じて、平成26年度中に「認知症高齢者を見守るネットワーク」の運用開始を目指しております。本年度は、ワークショップの参加団体の皆様を中心として、病院、商店や宅配事業者など、さらに多くの団体にご参画いただけるよう働きかけを行い、徘徊高齢者を早期発見できるネットワークづくりの他、個々の認知症患者の安否などを確認し合える個々のネットワークづくりなど、認知症患者の皆様の支援体制を構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

田中議員 ありがとうございます。追加の質問をさせていただきます。

1. 最近、町内各所で行われている小規模宅地開発、とりわけ道路の入り口が一つで、消防車の侵入もままならない行き止まりのウナギの寝床のような宅地も、この景観条例の対象になりますでしょうか。お伺いします。

2 番目. 島本町内において、過去9年間、企業を誘致した実績はありますか。あれば、その企業名をお教え下さい。また皆無なら、誘致できなかった理由をお答え下さい。

3 番目. 企業立地を促進するには、島本町役場の営業力が不可欠です。わけても、町長によるトップセールスに勝るものはありません。町長自らが先頭に立ち、汗を流し、靴底を減らす強い覚悟はおありかどうか、お伺いいたします。

以上です。

(「一般質問と同じだ」と呼ぶ者あり)

総合政策部長 まず、1点目の景観に関するお尋ねでございますが、今回、予定しております「景観計画」につきましては「景観法」に基づく景観計画ということで、今現在、検討を進めておりますが、今、田中議員のほうからございました、例えば町内各所でのミニ開発が進んでおりますが、道路の幅員の制限とか、そういった部分ではなしに、今、検討しておりますのは、例えば北摂山系の中でいろんな高さ制限とか彩度、色彩ですね。そういった、いわゆる景観に関する部分についての「景観計画」ということでございますので、今、ご指摘のありました部分につきましては、開発指導要綱等に基づくものではないかなというふうには考えております。

次に、「企業誘致を実施したところ」ということでございますが、近年の企業誘致ということで、他の場所から転入をされたというところはございませんが、今現在、町営鶴ヶ池住宅跡地につきましては、隣地の小野薬品工業さんのほうで取得をさせていただいて、今後、研究活動を進めていただけるということでございますので、これについては、今後、本町の行財政運営にとっては非常に有益になるのではないかなというふうには考えております。

それと、企業立地の促進でございますが、本町では、すでに「企業立地促進条例」を制定し、大阪府、また近隣の市町村にもPRを進めております。それに加えまして、先ほど町長のほうからもご答弁申し上げましたが、昨年の10月に大阪府の企業立地促進補助金ということで、いわゆる府内の投資促進補助金の対象団体として申請をし、そして認定をされました。このことによりまして、さらに本町のいわゆる優遇税制に加えて、大阪府からの促進の補助金が交付されるというふうなことになりましたので、このことについても、今、広くPRに努めておりますが、今後、こういった優遇制度を有効に活用できるような、そういうふうな仕組みも作りながら、PRに努めてまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

(田中議員・自席から「以上」と発言)

平井議長 以上で、田中議員の大綱質疑を終わります。

引き続き、外村議員の発言を許します。

外村議員 それでは、通告書に従いまして、平成 26 年度町長の施政方針並びに予算案に対して大綱質疑を行います。

本町は、大阪と京都という二つの大都会の中間に位置しながら、山と川に囲まれた、自然豊かで交通至便、しかもアットホームな雰囲気です。私にとっては大好きな第二の故郷です。

今年の冬は例年になく雪が多く、特に豪雪地帯では除雪や雪害対策に多額の支出を余儀なくされています。本町におきましても、昨年、一昨年と夏の集中豪雨に遭いましたが、私の経験では比較的災害の少ない、良い町だと感謝しております。縁ありまして 5 年前に議席をいただき、私なりに精一杯、町民の代表として、常に町民目線で、何事にも是々非々で議会、議員活動に臨んでまいりました。今後とも、その姿勢は変わりません。

さて、昨年は超金融緩和政策をベースとしたアベノミクスにより、円安・株高が進行しましたが、多くの庶民にとっては、本当に景気回復や、その果実を実感できるまでには至りませんでした。むしろ、急激な円安により、ガソリンや多くの輸入原材料品の高騰を招くというマイナス面も見逃せません。しかも、産業構造の変化で、円安にもかかわらず輸出が伸びない状況が続き、3 年連続で大幅な貿易収支赤字を計上、このままでは財政赤字と経常赤字の双子の赤字を抱えるという危険な状況に陥りつつあると、識者は警鐘を鳴らしています。

また、「積極的平和主義」の名のもと、「秘密保護法」の制定や憲法改正に意欲を示すなど、内政、外交、ともに安倍政権の舵取りには危ういものがあり、注視しなければなりません。

一方、島本町におきましても、多くの課題が停滞・山積しているように思います。引き続き行財政改革、議会改革など進めなくてはなりません。何と云っても、ベースは町民目線、そして町民の共感を得られる透明性の高い行政運営が求められています。再び人口が 3 万人を回復したことは喜ばしいことですが、すぐに税収の増に繋がるわけではありません。むしろ、保育所ニーズの増大や医療・福祉など、行政としての基幹のサービス維持・向上という命題に、率先して取り組まなければなりません。

今こそ、税の使い道における民意を得た優先順位付けと、徹底した無駄の排除による行財政運営が不可欠です。幸いなことに、本町は立地条件、行政エリア、人口規模、どれを取っても自主独立運営するには効率のよい、最適な規模とっております。

それでは、以下に質問させていただきます。

1 点目. 「町組織機構の変更に伴う住民説明会の開催お願い」

今回の機構改革は、住民に対する行政サービスの一層の充実という観点から行ったものであり、ぜひ、4月までに説明会を実施していただきたい。特に健康福祉部、教育子ども部、都市創造部、総合政策部、総務部、まちづくり事業推進プロジェクトチームについては、単に広報による告知だけでは不十分であります。小学校区別4カ所ぐらいでの実施を、ぜひお願いします。いかがでしょうか。

2点目. 「中長期財政収支見通しの策定のお願い」

昨年9月の決算審議の際にも、お願いしました。前回作成(23年度決算ベース)から、その後、耐震化計画、中学校給食設備、中間処理施設新設など、投資的経費の中身も、町有地の積極的な売却による歳入状況なども、大きく変わってきていると考えます。町の中長期財政状況がよくなっているのか、悪いのか、判断材料として、毎年、メンテナンスしていただきたい。いかがでしょうか。

3点目. 「公共施設の耐震診断と、それに伴う対応について」

今年度も学校、保育所、幼稚園など、耐震診断を計画されていますが、診断の結果、当面、耐震化工事等に着手するまでの安心確保策として、建物全体の中で、どこの部分や、どこの部屋が一番比較的安全であるかなど、緊急時の避難場所を示すなどの現実的な対応をお願いしたい。そういう切実な要望を、保護者から聞いています。ぜひ、よろしくお願いします。

4点目. 「にぎわい創造実現の一助として」

以前から提案しています、歴史文化資料館の敷地の一部を使って、駅前カフェ的な憩いの店を誘致していただきたい。平成27年度には、町の裁量で多目的に利用できるようになることを確認しております。ぜひ、今年度から準備をお願いします。

5点目. 「し尿中間処理施設の候補地選定検討結果について」

施政方針によりますと、ようやく候補地の検討結果が出たようですが、住民への説明会の実施時期、方法について、今後のスケジュールをお伺いしたい。

6点目. 「住民ホール撤去に地方債の特例措置『撤去債』の活用を」

先日の新聞記事によりますと、総務省は今年度から公共施設を撤去する費用の調達に、仮称「撤去債」の発行を認めるということ。今国会で「地方財政法」を改正し、地方債の特例措置として認める方針である由、2月10日付の日経新聞の記事でございました。今年度の発行枠は全国で300億円、財政的に余裕のない自治体への公共インフラの施設数及び維持費の削減を後押ししようとするもので、総務省では、計画策定の費用も含めて地方交付税で支援する、としています。ぜひ、そのメリットを受けられるよう検討いただくよう、お願いします。

7点目. 「学校法人大阪成蹊学園との連携協定について」

昨年9月に、連携協定締結についての報告を受けました。なぜ、この学校だったのか。また、どういう狙いと効能が期待できるのか。協定までの経緯とメリットについて、お

聞かせ下さい。

8点目. 「奨学金の滞納対策について」

今回の機構改革には、債権管理・債権回収に対する町の強い決意が表れています。長年、杜撰とも言える奨学金の滞納対策も、この債権管理課に一元化して担当されるのか。また、その決意のほどをお聞かせ下さい。

9点目. 「元生涯学習課職員の懲戒免職処分の、その後の状況について」

本件に関しましては、その後の状況や進捗具合について報告されないの、全くわからない。多額の弁護士費用や公平委員会費用に加えて、関係職員の貴重な時間を使っていることを踏まえ、早期解決と、タイムリーな情報提供に努めていただきたい。現状と見通しについて、伺います。

10点目. 「第二コミュニティセンターのさらなる活用策について」

当センターは、水無瀬川の東側、中でも山崎一丁目～三丁目、東大寺地区の住民にとっては、役場やふれあいセンターからも遠いため、近くて貴重な公共の施設として重宝されてきた会館です。管理人の最低賃金確保問題に端を発して、一昨年9月より平日の午前中は閉館という、公共施設としてはもったいない状況が続いています。水無瀬駅前では計画中の行政サービスコーナー機能と同様の位置づけで、より一層の住民サービス向上という観点からの活用策を検討していただきたい。いかがでしょうか。

以上です。よろしく申し上げます。

川口町長 それでは、外村議員の大綱質疑につきまして、ご答弁申し上げます。

1点目の、「町組織機構の変更に伴う住民説明会の開催について」でございます。

住民福祉のさらなる向上をめざし、様々な事業を迅速かつ効率的に遂行するため、本年4月に、およそ8年ぶりに組織機構の見直しを行います。部課名を、業務内容が住民の皆様にとって連想しやすく、わかりやすいものとするを基本といたしておりますが、これまでと大きく変更することからも、住民の皆様への事前の周知というものが重要であると考えております。

今回の機構改革では、住民の皆様に必要な周知期間を設けることができるよう、決定から実施までの期間を3ヵ月程度設けたところでございます。この間、広報においては3回の掲載を行い、今後も掲載を予定しており、機構改革の概要について事前の周知に努めているところでございます。その他にも、ホームページやケーブルテレビにおきましても情報提供を行っているところでございます。

なお、子育て支援窓口を教育委員会に一本化することにつきましては、保育所の保護者の皆様を対象に説明会を実施したところでございます。

いずれにいたしましても、住民の皆様が混乱されることのないよう、今後も引き続き制度の周知に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、2点目の「中長期財政収支見通しについて」でございます。

他の議員のご質問にもお答えさせていただきましたとおり、昨年から「中長期財政収支見通し」の改定について、ご指摘をいただいております、本町といたしましても、今後の動向に大きな変化が見込まれる場合には、行財政にかかる影響などを調査・分析し、「財政収支見通し」をお示しすることが必要であるものと認識しております。

現在、作成に必要なそれぞれの基礎数値などを精査し、事務を進めておりますが、小学校施設につきまして実施設計を行う中で、その結果次第では、関連施設の事業費が数億円単位で変化することが想定されることなど、歳入・歳出の全般においても不確定要素が多い状況でございます。従いまして、現時点では作成に必要な基礎数値に大きな乖離が生じる可能性もありますことから、さらなる精査が必要となっており、これらの作業を終了した段階で、お示しさせていただきたいと考えております。

続きまして、5点目の「し尿中間処理施設の候補地選定検討結果について」、ご答弁申し上げます。

し尿中間処理施設の設置や候補地の選定などについては、現在、住民の皆様には説明するための基礎調査計画書を作成しております。今後のスケジュールにつきましては、基礎調査計画書をもって、速やかに候補地周辺にお住まいの皆様には丁寧な説明をさせていただき、ご理解いただいたうえで、し尿中間処理施設設置に向けた事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、6点目の「地方債の特例措置の活用について」でございます。

平成26年度の地方債計画におきまして、「地方財政法」が改正され、公共施設を撤去する費用について、地方債の発行が一定の条件のもと可能となる見込みでございます。しかしながら、この地方債は撤去費用を捻出できない場合の資金手当てであり、また、普通交付税などの国からの財政支援はございません。従いまして、平成26年度一般会計当初予算で計上させていただいております住民ホールの撤去費用に対し、地方債を発行する予定はございません。

次に、「公共施設等の総合的な管理にかかる計画策定に必要な費用に対する財政支援について」のご質問でございます。

個々の施設の点検、あるいは調査等に要する委託料や補修などの費用については地方交付税措置の対象外とされており、あくまでも策定にかかる事務経費についてのみ、措置される予定であると聞き及んでおります。いずれにいたしましても、国からの財政支援が活用できるものについては積極的に活用してまいりたいと考えております。

続きまして、8点目の「奨学金の滞納対策について」でございます。

厳しい財政運営が続く中で歳出につきましては、これまでも行財政改革を断行し、人件費では10年間でおよそ10億円程度の歳出削減を行っており、また、その他の歳出につきましても、これまでも可能な限り削減を行ってまいりました。一方で、歳入においては、少子高齢化の影響により労働力人口の減少が見込まれることから、個人住民税

の増加は期待できない状況でございます。

このような状況において、奨学金を含む各種未納債権につきましては、平成 24 年度決算で企業会計を除きおよそ 4 億 5 千万円となっており、健全な財政運営を推進していくうえでは、これらの債権の回収が喫緊の課題となっております。このため、これらの課題に組織的に取り組むため、本年 4 月に「総務・債権管理課」を創設することといたしました。

総務・債権管理課が管理する債権につきましては、各債権により、年間に賦課する金額等が大きく異なることから、未納額の規模のみを基準に、対応する債権を決定することは困難であるものと考えております。第一義的には、その債権を担当している部署におきまして一定の徴収努力を行ったものの回収できない債権で、かつ納入する資産があるにもかかわらず未納となっている債権につきまして、総務・債権管理課と担当部局が協力して対応していくものと考えております。

いずれにいたしましても、財産を保有されている方で未納となっている債権につきましては、強い意志を持って、義務履行を組織として求めてまいりたいと考えております。

最後に、10 点目の「第二コミュニティセンターの活用策について」でございます。

第二コミュニティセンターにつきましては、ユニライフマンション開発の際に周辺地域のコミュニティの核となるよう建設され、昭和 59 年に本町に移管されたもので、住民の皆様の福祉の向上等に寄与するための施設であると認識いたしております。

行政サービスコーナーの設置につきましては、インフラ整備と正職員の配置がすでに整っている人権文化センターにおきまして平成 23 年度から実施しており、山崎地区等の住民の皆様にとっても、利便性の向上につながっているものと認識しております。

なお、水無瀬一丁目地内の阪急水無瀬駅前タクシー車庫跡地につきましては、公共的機能の検討を行うとともに、民間活力により、本町の玄関口にふさわしいにぎわいを創出するため、売却に向けまして事務を進めているところでございます。

本町の行政サービスコーナーのあり方につきましては、本町の地理的な条件をはじめ費用対効果等を総合的に検討したうえで適切に対応してまいりたいと考えておりますが、現時点におきまして、第二コミュニティセンターでの設置の予定はございません。

以上でございます。

岡本教育長 それでは、3 点目の「公共施設の耐震診断とそれに伴う対応」について、私のほうからご答弁申し上げます。

小・中学校の耐震化につきましては、平成 21 年度から平成 23 年度の 3 ヶ年をかけて、小学校 4 校と中学校 2 校の耐震診断を順次行ってきたところでございます。しかしながら、通常学級の他、種別ごとの支援学級の設置や習熟度別授業の実施により余裕教室がほとんどないため、優先順位をつけて教室を使用することは実質困難な状況となっております。現在、各小・中学校、幼稚園等におきまして、火災や地震を想定した防災避難

訓練等を年間に複数回実施しており、万一の際の対応に備えているところでございます。

なお、耐震診断につきましては、他の公共施設も含め棟ごとに行われているため、どの教室が安全であるかなどの判定は不可能でございます。

次に、4点目の「『にぎわい創造』実現の一助として」についてでございます。

前に他のご質問にも答弁させていただきましたとおり、歴史文化資料館正面広場の一部を喫茶や本町物産販売などの場として活用する他、朝市や町のイベントなどの会場、また、商工会主催の「手づくり市」の開催など、JR島本駅を中心とした周辺一帯のにぎわいにつながる活用について、様々な角度から検討を行っているところでございます。

喫茶などの場としての活用につきましては、採算性の見込みなど検証すべき要素が多いことから、その実現可能性について調査・研究に努めてまいりたいと考えております。

次に、7点目の「学校法人大阪成蹊学園との連携協定について」でございます。

大阪成蹊学園は、本年4月から大学に教育学部の創設を予定されており、これを機に、これまで以上に近隣自治体との連携を図ることを目的に、連携協力を大学側から要請されたものです。

教育委員会といたしましても、大学との連携を進めることにより、子育て支援や学校への授業支援に学生を受け入れるとともに、幼稚園や小学校教諭をめざす人材育成として、原則町内に居住している学生に対しては教育実習の受け入れをする等、相互に連携協力できることがあるものと考えております。

さらに、平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度に対応するため、子育て支援課を教育委員会事務局内に創設し、さらなる幼児教育の充実と児童福祉の推進とともに、保育所・幼稚園・小学校の円滑な接続が進むよう取り組みを進めていく必要がございます。

平成25年度には連携協定を締結し、幼児教育学を擁する大阪成蹊学園からの指導・助言をいただき、また幼稚園教職員対象に、大阪成蹊学園の講師を招き、運動遊びや体力づくりについて講話及び実技の研修を実施いたしました。教職員にとっても即実践につながる有意義な内容のものであり、本年度も幼児教育と小学校教育との連携も視野に入れながら、継続して研究に取り組んでまいります。

続きまして、9点目の「元生涯学習課職員の懲戒免職処分の、その後の状況について」でございます。

平成25年第4回町議会定例会9月会議の決算大綱質疑におきましてご答弁申し上げた以降の状況につきましては、平成25年9月27日に1回目の口頭審理、平成25年11月11日に2回目の口頭審理が開催され、不服申立人本人及び証人の尋問が行われております。

この2回で審理が終了いたしましたので、平成26年1月31日付けで最終準備書面を公平委員会に提出しております。今後、慎重審議のうえ、処分の妥当性についての裁決

がなされるものと認識しております。

以上でございます。

外村議員 ご答弁、ありがとうございました。所属していない委員会に関して、ちょっと質問させていただきます。

まず、「公共施設の診断とそれに伴う対応について」ですけれども、これは棟ごとにやってくるから、棟ごとに数値が出るわけですから、保護者の方々のご要望は、診断結果が出てからも、具体的に診断対策ができるまで時間がかかりますと。その間に、やはり安心するためにも、比較的この棟が安全ですよとか、そういうような細かい情報が欲しいということですから、ぜひ、診断結果が出たら、報告会等をやっていただきたいということをお願いします。これについて、いかがでしょうか。

2点目。「にぎわい創造」の件について。私、これは駅前の歴史文化資料館の敷地を使ってと前から言ってますけれども、お答えの中に、「採算性の見込みなど検証すべき要素が多い」から、なかなか難しいみたいなことをおっしゃいましたけれども、採算性の見込みなどを教育委員会が検討する必要はないと思います。どういうところに、そういう話を持って行って誘致するか決めて、そこが判断することだと思いますので、よろしくをお願いします。これについては、答弁要りません。

3点目。「大阪成蹊学園との提携」、私、なぜ、こことやったんですかという質問したんですけど、向こうから要請があったというお答えがありましたので、わかりました。具体的に、現在、町内に居住している学生は、この大阪成蹊学園、どれくらいいらっしゃるのか、わかったら教えて下さい。

4点目。「元生涯学習課職員の懲戒免職処分について」の件ですけれども、1月31日付けで最終準備書面を提出したと。その後、だから今後どういうスケジュールで問題解決になるかというのを訊きたいんで、そのことを、ぜひよろしくお願いします。あわせて、裁判もやっているそうですが、その裁判の状況についても教えて下さい。

以上です。

教育次長 まず、学校施設の耐震診断結果の公表ということでございますが、これにつきましては、21年度から順次耐震診断を実施し、すでに、そのつど公表をさせていただいております。これはホームページのほうにもございますし、当然、学校のほうも承知をしております。

それと、学校によっては棟ごとに幾つか分かれておりまして、新耐震基準を満たしている棟もありますので、再度、その辺については周知を図ってまいりたいというふうに思っております。

それから、成蹊学園との連携協定の件でございますが、現在、町内にどれだけの学生さんがいらっしゃるかというのは、ちょっと把握はいたしておりません。ただ、高校、あるいは短大、大学と、三つございます。大学はスポーツの関係で滋賀県のほうにも1

カ所あるということですので、そういったことも含めて町内に何名かいらっしゃって、教育実習、教員を目指される方については教育実習ということもございまして、そういった方々については積極的に受け入れて、人材の養成に大学側で努めていただいて、また地元へ返していただくということを念頭に考えておるところでございます。

それから、公平委員会の関係でございますけれども、こちらにつきましては、ご答弁申し上げたとおりでございます。最終の準備書面というのを公平委員会に提出しておりますので、これで何らかの判定を公平委員会が出される。その時期については、まだお聞きはしておりませんが、それが出た後に、そこで終結するのか、あるいは裁判のほうに行くのか。その辺については、現在、未定でございます。

以上でございます。

外村議員 ご答弁、ありがとうございます。

学校やとか保育所の耐震の話をしましたけれども、これについては、第二保育所の保護者からそんな話が出ましたので、ぜひ、診断の結果を公表することと、説明会をして、どういう懸念を持っておられるかをつぶさに聞くということは意味が違いますので、ぜひ、そういう配慮をいただきたいというお願いでございます。よろしくお願いします。

それと、公平委員会の件ですけども、すでに1月31日に提出して、未だに、その後がよくわかりません、というのでは困ります。ぜひ、どうなっているんですかと訊いて、具体的にはこのスケジュールで進む予定です、というのはお答えいただきたかったと思います。残念でなりません。

以上で、結構です。

平井議長 以上で、外村議員の大綱質疑を終わります。

以上をもちまして、会派代表並びに会派に所属しない議員による大綱質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時04分～午前11時05分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております第10号議案から第28号議案までの19件は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ご異議なしと認めます。

よって、第10号議案から第28号議案までの19件は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 06～午前 11 時 40 分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまから、委員会の日程を職員から報告させます。

議会事務局長 それでは日程について、ご報告申し上げます。

総務建設水道常任委員会の開催日は、3月7日(金曜日)、3月10日(月曜日)及び3月11日(火曜日)、開議時間は、いずれも午前10時でございます。

次に、民生教育消防常任委員会の開催日は、3月13日(木曜日)、3月14日(金曜日)及び3月17日(月曜日)、開議時間は、いずれも午前10時でございます。

以上でございます。

平井議長 お聞きのとおりでございます。

委員各位におかれましては、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

日程第2、第32号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正についてから第35号議案 平成25年度島本町水道事業会計補正予算(第5号)までの4件を、一括議題といたします。

なお、本案4件は、議事の都合上、一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思っておりますので、あらかじめご了承願っております。

それでは、理事者の説明を求めます。

民生部長(登壇) それでは第32号議案につきまして、ご説明申し上げます。

(第32号議案 朗読)

提案理由といたしましては、「国民健康保険法施行令」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、1点目といたしまして国民健康保険料賦課限度額を引き上げる改正(第15条関係)、2点目は低所得者に対する保険料軽減を拡充する改正(第20条関係)でございます。

それでは、改正条文につきまして、具体的にご説明申し上げます。議案資料をご覧ください。

まず、国民健康保険料賦課限度額を引き上げる改正でございます。

「議案の概要」の2の(1)、後期高齢者支援金等賦課限度額を、現行の賦課限度額年14万円を16万円に引き上げるものでございます。

次に2の(2)、介護納付金賦課限度額を、現行の年12万円を14万円に引き上げるものでございます。

国民健康保険料といたしましては、基礎賦課分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせて、現行の77万円から81万円に引き上げとなります。

次に2の(3)、低所得者に対する保険料軽減を拡充する改正でございます。現在、一定

所得以下の世帯につきましては、保険料の応益割が2割・5割・7割と軽減を図っておりますが、その2割・5割の軽減判定所得を引き上げるものでございます。アの2割軽減につきましては、現行の33万円+35万円×被保険者数から、33万円+45万円×被保険者数となります。イの5割軽減につきましては、現行の33万円+24万5千円×（被保険者数－世帯主）から、33万円+24万5千円×被保険者数となります。

施行期日につきましては、平成26年4月1日でございます。

なお、条例改正後の第15条の5の10、第15条の10、第20条第1項第2号及び第3号の規定は、平成26年度以降の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料につきましては、なお従前の例によるものでございます。

以上、簡単ではございますが、島本町国民健康保険条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

総合政策部長（登壇） それでは第33号議案につきまして、ご説明申し上げます。

（第33号議案 朗読）

次に、2の5ページの「第2表 繰越明許費補正」でございます。

第二中学校耐震補強等事業2億円についてでございます。本事業につきましては平成26年度当初予算に計上する予定でございましたが、国の平成25年度補正予算（第1号）におきまして予算措置されました補助金等を活用し実施することとなったことから、今般補正予算をお願いし、翌年度までの事業として繰越させていただくものでございます。

次に2の6ページ、「第3表 地方債補正」でございます。

学校教育施設等整備事業債の追加でございますが、繰越明許費の補正におきましてご説明申し上げましたとおり、第二中学校耐震補強等事業につきまして、国の平成25年度補正予算（第1号）を活用し実施いたしますことから、その財源として地方債を増額させていただくものでございます。

次に、歳入歳出予算の補正につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、繰越明許費補正でご説明申し上げました国の平成25年度補正予算（第1号）を活用して実施する事業の他、町有地売却にかかる予算等について計上させていただくものでございます。

それでは詳細につきまして、事項別明細書により、ご説明を申し上げます。

まず、2の9ページ、歳入でございます。

第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第5目 教育費国庫補助金4,826万5千円の増額についてでございます。これにつきましては第二中学校耐震補強等事業にかかる特定財源として、学校施設環境改善交付金を増額させていただくものでございます。

第16款 財産収入、第2項 財産売払収入、第1目 不動産売払い収入7億4,050万円の増額についてでございます。これにつきましては、桜井三丁目地内の町有地売却

による収入を計上させていただくものでございます。

なお、当該収入につきましては、今後の公共施設の耐震化などの施設整備に有効に活用させていただくため、全額を公共施設整備積立基金に積み立てるものでございます。

第18款 繰入金、第2項 基金繰入金、第2目 財政調整基金繰入金 216万5千円の増額についてでございます。これにつきましては、歳入歳出における財源調整として増額いたすものでございます。

第20款 町債、第1項 町債、第3目 教育債 1億5,170万円の増額についてでございます。これにつきましても、国庫補助金の補正と同様に、第二中学校耐震補強等事業にかかる特定財源として計上させていただくものでございます。

続きまして、2の10ページ、歳出でございます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費 102万7千円の増額についてでございます。第27節 公課費 102万7千円のうち、源泉所得税 95万9千円につきましては、源泉徴収漏れの金額でございます。不納付加算税 3万5千円につきましては、源泉徴収による国税が納税の告知を受けることなく、その法定納期限後に納付された場合において、当該納付された税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額を合わせて納付することとなっております。また延滞税 3万3千円につきましても、源泉徴収による国税をその法定納期限までに完納しないときに加算されるもので、国税の法定納期限の翌日から、その国税を完納する日までの期間の日数に応じ、その未納の税額に年4.3%の割合——平成26年1月1日からは2.9%となっておりますが——これに乗じて計算した金額を合わせて納付することとなっております。

なお、本件につきましては、過日の議員全員協議会でもご説明申し上げましたとおり、茨木税務署からの依頼によりまして源泉所得税の自己点検をした結果、本町の支払い事務におきまして、一部源泉所得税の徴収漏れがございました。この徴収漏れの分の源泉所得税につきましては、すでに納期限を経過しており、経過日数に応じて延滞税が算定されますことから、早期に納付する必要がございます。源泉徴収すべきであった相手方とは、すでに源泉所得税の返還について了解を得ておるところでございますが、返還金が多額であるため、4月以降の返還となる見込みでございます。しかしながら、現在、源泉所得税が未納となっておりますことから、さらなる延滞税が加算されることのないよう、いったん公金にて源泉所得税を茨木税務署に納めさせていただきたく、予算措置をお願いするものでございます。

なお、相手方に返還を求める源泉所得税額につきましては、できるだけ早期に相手方から返金していただき、本予算の歳入に計上させていただく予定でございましたが、相手方との入金時期の協議におきまして、3月末までの入金が困難であるとのことから計上させていただいておりません。このようなことから、返金の時期が翌年度の歳入となる見込みであり、改めて、ご報告させていただく予定でございます。ご理解賜りたく存

じます。

第13目 財政調整基金等積立金7億4,050万円の増額につきましては、歳入でご説明申し上げましたとおり、町有地売却にかかる収入につきまして、その全額を公共施設整備積立基金に積み立てさせていただくものでございます。

第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第5目 国民健康保険費110万3千円の増額につきましては、国民健康保険の低所得者にかかる保険料軽減制度の拡充に対応するためのシステム改修に要する費用について、国民健康保険事業特別会計に繰り出すものでございます。

第9款 教育費、第3項 中学校費、第1目 学校管理費2億円の増額につきましては、繰越明許費補正でもご説明申し上げましたとおり、第二中学校耐震補強等事業にかかる経費を予算計上させていただいております。

以上、簡単ではございますが、平成25年度島本町一般会計補正予算（第8号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

民生部長（登壇） 続きまして、第34号議案につきまして、ご説明申し上げます。

（第34号議案 朗読）

今回、補正をお願いいたします主な内容といたしましては、先ほどご説明申し上げました第32号議案に関連しまして、国民健康保険料の軽減拡充に伴う国民健康保険システムの改修を行うための補正予算でございます。

それでは事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

まず、3の7ページの歳入でございます。

第9款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第1目 一般会計繰入金につきましては、国民健康保険システム改修を行うため、110万3千円を増額するものでございます。

次に、3の8ページの歳出でございます。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費でございますが、先ほど歳入でもご説明申し上げましたとおり、国民健康保険システム改修を行うため、110万3千円を増額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、第34号議案 平成25年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

上下水道部長（登壇） それでは第35号議案につきまして、ご説明申し上げます。

（第35号議案 朗読）

今回の補正予算につきましては、源泉所得税の源泉徴収漏れにより補正をお願いするものでございます。

4の3ページに平成25年度島本町水道事業会計補正予算総括を、また4の4ページに

平成 25 年度島本町水道事業会計補正予算実施計画を載せておりますが、詳細につきましては、4 の 5 ページの平成 25 年度島本町水道事業会計補正予算計画説明書に基づき、ご説明申し上げます。

収益的支出でございます。

第 1 款 事業費用、第 2 項 営業外費用、第 3 目 雑支出、(節)その他雑支出 5 万 1 千円の増額につきましては、源泉所得税の源泉徴収漏れによるもので、源泉所得税 4 万 9 千円につきましては、源泉徴収義務者でございます本町がいったん立て替えて納付するものでございます。また、延滞税 2 千円につきましては、納期限までに完納していないため納付するものでございます。

経過等につきましては、第 33 号議案 平成 25 年度一般会計補正予算 (第 8 号) において、総合政策部長からご説明させていただいたものと同様でございます。

なお、今議案にかかります報告につきましては、先般の議員全員協議会でのご報告の後に、議長宛ての文書により、本会計における源泉徴収漏れのご報告をさせていただいており、報告が遅れましたことをお詫び申し上げます。

以上、簡単ではございますが、平成 25 年度島本町水道事業会計補正予算 (第 5 号) の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平井議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後 0 時 01 分～午後 1 時 00 分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、本案 4 件に対する質疑を行います。

佐藤議員 国民健康保険の条例と予算の件について、お伺いをいたします。

この条例にかかる軽減策ですね。今回のこの国保の法定軽減部分の拡大というのは、今、進んでいる「税と社会保障の一体改革」と言われる国の施策の中で、唯一と思われる国民負担の軽減措置であるので歓迎するものですが、ところで、この軽減に関わる島本町での影響額。資料で出しておりましたけれど、これについては当然、国から来るものだと、国の負担によって、これが補てんされるものだというふうに考えているんですけども、それは間違いないでしょうか。それが、条例に関わるご質問。

国保の予算に関わりまして、システム改修ですね。これが条例改正に伴うシステムの改修ということです。つい先日、審議をしましたシステム改修、この費用と今回のものが同時に処理ができなかったのか。これが同時に処理できておりましたら、いろいろな意味で、費用も職員さんの手数も減らせたのではないかというふうに思うのです。こういうことができなかったのか、その点をお訊きいたします。

民生部長 まず、1 点目の今回の条例改正に伴いましての補助という形でのご質問やっと思っておりますが、当然、補助はございます。

それから、2点目のシステム改修の件でございますが、今回、二つにわけさせていただきましたのは、本日、ご提案させていただきました条例の一部改正につきましては、国の政令を待ってご提案させていただくという形を取らせていただきました。今回のシステム改修につきましては、この条例に関わる分でございますので、同時提案という形で二つにわけさせていただきました。当初から、両方別々に見積もりをいただいております、金額的には、合わせても合わせなくても同じ金額でございます。

以上でございます。

佐藤議員 こういうシステム改修というのは、当然、システムの開発をした、その会社に依頼をしていくことになると思うんですけど、毎年のように行われるシステム改修ですね。これ、ほんとに一つの企業に利するよなと言ったら言いすぎかも知れませんが、どうしても、そういうことになって行かざるを得ないというふうに考えるんですね。

国保だけでなく、いろんなところでシステム改修が、今、コンピュータによる処理が進んでいる関係でどうしても必要になっていくと思います。このシステム改修費というのは非常に、結構多額なものになっているはずなので、これに対する町全体のシステム改修を見通して何とか対策を取るとか、町の中でそういう頭脳を育成するとか、そういうふうなことが考えられませんか。

総務部長 議員ご指摘のように、職員がこういった作業ができるようになること、それは非常に望ましいことだというふうに思いますが、小規模な自治体ではなかなか、そういう職員を雇用していくというのは非常に難しい課題であると思っております。

ご指摘のように、法令等の改正に伴うシステム改修というのは非常にいろんな分野で増えてきておりますので、この点については、町村会のほうを通じて国のほうにも要望をしている、こういう状況でございます。

以上でございます。

河野議員 複数議案、ちょっとまたがって質問をさせていただきますので、順不同になった場合はご容赦下さい。

今の「国民健康保険条例」の一部改正について、議案資料をもとにお訊きいたしますが、議案も含めて。議案の概要(1)後期高齢者支援金の賦課限度額を14万円から16万円に引き上げる。(2)介護納付金の賦課限度額を12万円から14万円に引き上げる。特に、この(1)についてはね、後期高齢者医療制度ができて以来、この部分が実は国保料の値上げにも結局は影響しているんじゃないかということも、かねて申し上げたこともありますが、今回のこの(1)と(2)は、あくまで町としての、先ほどの佐藤議員の質問の部分とは違って、町としての判断としての一部改正であるということについては、間違いがありませんか。

それから、この賦課限度額の対象者については資料をいただいております。上げたことによって直接影響のある世帯については、後期高齢者支援金ということ言えば、今

年度は94世帯ですけれども、来年度で言うたら66世帯ということですね。介護納付金においても、来年度で言えば102世帯ということです。これはあくまで今年の4月1日施行ですから、対象となる後期高齢者支援金の66世帯、あるいは介護納付金賦課限度額引き上げの102世帯、2014年度分としてお訊きしますが、大体のところ、所得のレベルというのはどのようなところにおられる階層以上の方になるのかということが、手元の資料でおわかりでしたら、お答え下さい。

それについては、やはり全体的な国保料の引き下げを目的として、こういった賦課限度額引き上げということを考えておられるのだと思いますので、その点の水準が果たして妥当なのかどうかということは、非常に悩むところであります。相当な世帯数を有しておられますので、果たして、この方達がそれだけの引き上げに影響があっても、直接、生活などに影響がないのだろうかということもちょっと思いますので、答弁をお願いします。

もう一つですが、そうは言いましても、本日、昨日と予算が提案されております。その予算にも一定、国民健康保険の当初予算について、そして、一番私たちが気にかけている国民健康保険料の7%の値上げや、保険料の引き上げということが書かれていますので、この議案審査資料の(1)(2)(3)に値するものが、今後、国民健康保険料の軽減に繋がるものだというふうには確信しておりますが、その点について、間違いがなければ答弁は結構ですが、コメントがありましたら、お答えいただきたいと思います。この条例改正があれば、7%値上げというものは相当軽減されるのかというふうには、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

あと一般会計補正予算、第33号議案について質疑をさせていただきます。

資料をいただきまして、ようやく町営鶴ヶ池住宅跡地の売却ということに関わって、2月28日付けに売買契約の取り交わしをされたということが資料によって明らかになりました。一定、議員に対してはファックス等によって連絡はいただいておりますけれども、議会で正式に、この町有地売却について議案として審査するのは、まさに今回が初めてだということになります。

ですので、ちょっと細部にわたって質問させていただきますけれども、この人びとの新しい歩みの3番、日本共産党2番の審査資料、売買契約書についてですが、この4ページの「売買物件の表示」というものがあります。これで合計地積4,837.65㎡ということが示されておりますが、今回のこの売買契約書ということにおいて、小野薬品工業との土地の取引、売買というのは、これ1回ですべて済まされたということで間違いはありませんか。それと、11月議会にも双方の土地の交換などの議案も出ておりましたし、前回、ファクシミリで別の部分についての土地の取引のことについても一定連絡をいただいているところですが、これも含めて、ここにすべて網羅されたのかということ、改めて説明を求めたいと思います。

あと、すいません、これは人びとの新しい歩みの会派が請求して下さったと言いたるところです。私たちのほうでも調べておかなければいけなかったことですが、では、島本町がこれに関わる、これに伴って「発生する事務について」ということが書かれています、人びとの新しい歩みの4番。いよいよ、これによって建設、開発というものが始まるわけですが、都市環境部においては、この土地を売買して7億4千万某を収入するということとともに開発行為が始まるわけですから、すでに今、取りかかっておられる内容がありましたら、お示し下さい。また今後、今年度中に取り組みられる予定がある事務について、予定も含めてお示しいただきたいと思います。特に環境騒音について、都市計画審議会が出した付帯意見に基づいて、公害の防止ということが、かなりはっきりと明言されてますので、その点について、今年度内で予定されている事務について、あればお示しいただきたいと思います。

以上です。

民生部長 まず、1点目の「国民健康保険条例」に関わりますご質問でございますけども、後期高齢者支援金の賦課限度額、それから介護納付金の賦課限度額につきましては、これは政令で出された内容を、本町としては同じ内容で国民健康保険運営協議会のほうへ諮問させていただきまして、妥当であろうというご判断をいただきましたので、今回、条例提案をさせていただいているというところでございます。

それから、2点目の賦課限度額のおおよそのくらの水準の方かというご質問やと思うんですけども、これにつきましては、なかなか世帯人員とか、その辺で難しいんですけども、あくまで参考例といたしまして申し上げますと、夫の方、それから妻、それから子どもがお二人の4人世帯の場合で申し上げます。後期高齢者支援金分につきましては、所得で申し上げますと515万円程度で、給与収入にいたしますと約700万円以上の世帯について、影響が出てまいります。それから介護納付金につきましては、所得で申し上げますと278万円程度で、それを給与収入にいたしますと約420万円以上の世帯が、影響があるというふうに考えております。

それから、3点目の保険料の軽減で全体の7%が、というご質問やったと思うんですけども、まず、限度額の引き上げにつきましては、先ほども申し上げましたが、保険料収入の全体の総額が変わらない中で、一定所得が高い方にその分のご負担が増えるという形ですので、これにつきましては中間所得者世帯の負担が一部減らせるんじゃないか、このように考えております。

それから、2割・5割軽減の拡充につきましては、保険料でこれ、賄うものではございませんので、軽減された分につきましては基盤安定負担金、これで補てんされますので、保険料率につきましては、特段影響はないというふうに認識をしております。

以上でございます。

総務部長 それでは、鶴ヶ池住宅跡地の関係でのご質問に、ご答弁を申し上げます。

今回、資料で提出させていただきました町有地の売買契約書に記載の「売買物件の表示」、これの合計地積 4,837.65 m²につきましては、昨年実施をいたしました当該土地の売り払いの制限付き一般競争入札に付した面積でございまして、これは過日、議会でもご審議をいただきました当該土地を測量・分筆を行う際に判明いたしました町有地と小野薬品工業株式会社の土地の一部越境、その部分の底地整理も含んだ面積でございます。

それから、本年 2 月 14 日付けて議長宛てにご報告を申し上げます「土壌調査の結果について」に記載をさせていただきました、町営鶴ヶ池住宅跡地と小野薬品工業株式会社に挟まれる町有地側の出口の前辺りの土地ですね、91.8 m²につきましては、昨年 12 月 16 日付けで小野薬品工業株式会社から取得の申し出がございました。この 91.8 m²につきましては、現在、鑑定評価依頼中でございます、そういった諸手続きの後、別契約で、また契約を締結してまいりたいと考えております。

以上でございます。

都市環境部長 町営鶴ヶ池住宅跡地での開発行為に伴ってのお尋ねでございます。

まず、町の指導要綱に関する事前協議書ということで、事前協議書につきましては平成 26 年 1 月 29 日付けで提出がされてございます。それに伴いまして、各課協議のほう、手続きをさせていただいて、一定協議が終わっている段階でございます。今後、また庁内の開発行為等審査会を開催するという予定になってございますが、正式な期日につきましては、まだ未定でございます。

それと、あと騒音・振動に関してでございますけれども、騒音・振動に関しましては、発生する施設を設置する場合などに届出が必要ということで、今後、設置を予定されているということでありましたら、届出がされるというふうに認識をしております。

以上でございます。

河野議員 ちょっと、1 問目と前後するような質問になるかも知れませんが。売買契約書に基づいて質問させていただきました。この売買契約書、先日、ファクシミリでいただいたとしか言えないんですが、ついては土地鑑定中であるということでは、まだ、このことが後日の議案にまた続いていくのであるということですね。それはそれで仕方がなかったという点もあるかも知れませんが、やはり島本町が長年持っておられた財産を処分し、売却をするという行為にあたっては、もうちょっと事前に、私たちに対しても、その全体像がわかるような説明と、やっぱり土地を売買するということに関しての一通りの手続きにおいて、まだまだ課題があったのではないかと思います。

もう繰り返はしませんが、そういう意味では、仮に議会で質問している議員が少なかった、少数派であったとしても、やはり誠意を持って対応していただきたい。それは別に議会の議員が指摘する以前に、こういった大きな財産を処分するときにあたって、やっぱり住民皆さんの意向をしっかりと確認しながら進めていくということ言えば、私たち議員に十分に説明ができていない、あるいは質問に対して十分に答えられな

いという状況を作るということは、ほんとに由々しき事態だというふうに思っております。そのことは、原課が一番実感されていると思われかもしれませんが、その点について、初めて、こうやって議案として出るわけですから、本来であれば、こういった大がかりな予算の動きがある場合、予算として計上はできなかつたとしても、住民に対する説明なり、大きな合意を得るための努力というのは、今後、また同じようなことにあたられるとすれば必要なことがあったのではないかと思います。ちょっと過去に遡る話ですが、その点で、もし町長のほうでお考えになっていることがありましたら、お示し下さい。

それから、売買契約書の第13条ですけれども、今、開発行為のこともお訊きしましたが、「本物件については、買い受け人は要領に定めた計画条件及び売り払い人に提出した事業計画図のとおり使用しなければならない。ただ、やむを得ない事情が発生したときは、売り払い人の承諾があった場合に限り変更することができるものとする」となっていますが、こういった事業計画図というのは何を指すのか。すでに私たちが持っている材料の中のものを出しているのか。もし、それがそうでない場合は、一定、私たち議会にも、こういった資料はやはり示していただきたいと思ひますし、説明に値するものを出していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

それから、この「やむを得ない事情が発生したとき、売り払い人の承諾があった場合に限り変更することができる」と書いておられます。これは「地区計画条例」の中にも「町長が特別に認めた場合」という条項がありまして、島本町で初めて手がける地区計画というものについて、何らかの変更もありえるというものが一部残っております。私たち会派は、この条項、「町長が認めた場合」ということについては乱用しないで欲しいということを申し上げております。しかしながら、やはり第1号の地区計画でありますので、初っぱなからそういうただし書きが適用されるようでは、ちょっと信用に関わりますので、その点、「売り払い人の承諾」というのは、どこで承諾を得たものにするのか。やはり議会においても何らかの説明がなされたうえで、町として判断をされるのか。そういったことについて、きっちりお答えいただきたいと思ひます。

事業計画図とあわせて、その点についての町の取り扱いについて、きっちりとした答弁をいただきたいと思ひます。

それから、都市計画審議会の意見書ではなかつたと思ひますが、一定、臨時的な使用であつたとはいえ、ふれあいセンターの臨時駐車場に使つていた用地が廃止され、なくなつたことによって、先日、ケリヤホールでの確定申告の相談会場に私が現地に行つた際に経験したんですが、一時的なことではあるかも知れませんが、まず、ふれあいセンターの駐車場が満車になっており、「満車の場合は役場の前の駐車場に」という案内が出てますので、役場前の駐車場に行つたときにも相当、役場前の駐車場も本来の使い方ではない、かなりイレギュラーな駐車がありまして、到底、私もそこには、そのイレギュラーな駐車ができるような状態、とても、それは許されないと思ひましたので、また

引き返したという、自分自身がそういう経験をいたしました、やはり、ああいった中腹にある施設で大切な相談事など、相当多数の方を招いてやる場合においての、こういった場合にこういうことが起こるということを体感いたしました。

その点について、今現在、島本町として来庁者用の駐車場について、何か検討されていること、あるいはこの間いただかれた苦情などがありましたら、お示ししたいと思えます。やはり、こういった財産を処分するにあたっての一つのリスクであり、一つの検討課題として残っているわけですから、町が考えていた以上に、やはり大変な問題というのは起こっているのではないかと思います、いかがですか。答弁を求めます。

あと、第32号・第34号議案の国保会計については、今の部長のご答弁をいただきました。しかしながら、やはり介護の納付金に関しては4人世帯、子どもが2人おられる世帯として420万円の収入の方ということにおいて賦課限度額の引き上げ、それはすなわち保険料の値上げを意味するものと思っておりますが、果たして、ここにおいて、この階層においての引き上げがどうだったのかと。国の政令どおりということではありますが、ここは島本町としての何らかの努力をするべきところでもあると思えますし、一方で介護保険料については減免制度が島本町ありません。独自減免はありませんので、やはり今後において個別の様々な、そういった被保険者に対する相談や救済策というものを急ぎ検討すべき時期に来ているのではないかと。賦課限度額の引き上げだけでは、もう島本では対応できない、そういった保険料の負担増というものが現れているのではないかと思います。これはあくまで議論のレベルですけども、その点についてはいかがでしょうか。答弁を求めます。

また、他の市町村についても、ほとんどが政令どおりに行っておられるのかということについて、今、把握しておられましたら、答弁を求めます。

以上です。

川口町長 当該町有地の売却につきましては議員全員協議会でもご説明をさせていただきましたし、土壌調査につきましては、私どもの認識不足から、議員の皆さんには大変ご心配とご迷惑をおかけいたしました、それ以外の売却業務につきましては、条例に則って、適切に対応いたしております。

以上でございます。

総務部長 鶴ヶ池住宅跡地の売買契約の、第13条の土地利用条件についてのご質問をいただいたと思えます。

現時点で、制限付き一般競争入札の際に出された土地利用計画、これについては過日、議会で内容をご説明したと思えますけれども、現時点では、その計画のみを総務部としてはいただいております。今後、何らかの理由で、小野薬品さん側の事情で、これを変更するということになったときには、事前にその旨を私どもにご報告をいただき、そして一定、その承諾を受けてということで事務を進めていくということになるかと思いま

す。当然、議会におきましても、一定、その計画案についてはご説明を申し上げておりますし、売却の際にも全員協議会のほうでもご説明申し上げましたので、一定、そういう変更がもしあれば、何らかの機会でご説明、ご報告はさせていただく必要があると考えております。

それから、ふれあいセンターの臨時駐車場がなくなったことによりまして、一時的にふれあいセンターの駐車場、あるいは役場の前の駐車場が満車になって、道路に車がはみ出しているというような状況が起こっていることは把握をいたしております。

なるだけ、ふれあいセンターへお越しの際は、今までの臨時駐車場がなくなったことでもございますので、お車でのご来所はご遠慮いただきたいということはお伝えしておりますけれども、天候等々で車で来られる方もおられます。そういった部分については、近隣に公有地がないということから非常に苦慮いたしておるところでございますが、26年度に解体を予定しております住民ホールにつきましても、当面は公共施設の代替地あるいは仮施設といいますか、そういうものの建設場所として、特定の利用に付さない土地として置いておく予定をしておりますので、その土地についても、一時的に満車の際の一時駐車場として使用することも、今後、検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

民生部長 国民健康保険の賦課限度額についてのお尋ねやったと思うんですけども、先ほども若干申し上げましたけども、賦課限度額につきましては、所得の高い方から一定の割合のご負担をいただいて、大変厳しい国保の財政運営を賄っていこうというのが趣旨でございますので、今回の提案内容につきまして、ご可決いただきまして、そのような形で運営をしてまいりたいと思います。

また、参考までに国民健康保険運営協議会の中でも、委員の方から、そのようなご意見もいただいております。なるべく中間所得者層と低所得者層に当たる方の負担を軽減するためには、やはり賦課限度額を上げて、高額所得者の方には負担をしていただくざるを得ないというのが現状だと思う、というご意見もいただいておりますので、そのような形で進めたいと思います。

それから、他の自治体の状況でございますけども、北摂の他の自治体におきましても、本町と同様に政令に基づいた内容で改正をされるというふうに聞いております。

以上でございます。

河野議員 はい、わかりました。売買契約書について、一定ご答弁いただきました。先ほど総務部長のほうからは、この「やむを得ない事情が発生した」ということの「やむを得ない」ということとか、「承諾があったとき」の「承諾」ということについて、私たち議会には説明と報告だとおっしゃいましたが、それがどんな状況なのか、どういうレベルなのかということは、報告では、ちょっといかがなものかと思っております。

やはり、初めての「地区計画条例」を作って、初めて取り組んだこと。やはり、この

5千平米に近い規模の財産を売買するという点において、その点については、やはりそうそう簡単に承諾されるというような姿勢でも困りますし。「地区計画条例」にも、そのために条例としての整備はされてるわけですが、初っぱなから、第1号から、それがもう乱発される、乱用されるということ、それがまさに乱用ですが、それについては……（「どこが」と呼ぶ者あり）……、やはり、しっかりとやっていただきたいとしか言いようがありません、想定ができませんので。

その点について、やはりきっちりと町長の決意と言いますか、ここで、ついこの間決めた地区計画であり、「地区計画条例」でありますので、その点については、先方のことを疑っているわけではないんです。島本町としての姿勢を求めているだけですし、その点については、やはり信頼されている企業だというふうにも、私たちは地域を回って、開発についての説明をさせていただいたときに、隣接されてる住民の方からも、その辺の評価は十分に聞いているところですから、当然、その辺は町長としても、そういった姿勢で臨むということは、住民に対してはおっしゃるべきだと思います。いかがでしょうか。答弁を求めます。

それから、先ほどそれに関わって都市環境部長からも答弁がありました。もう協議は終わって審査の段階だということをおっしゃいましたが、その点について、環境騒音については、基準を超えたから駄目とかいうレベルではなく、現状非悪化ということと、それはあくまで住民の満足度や水準に関わることですが、現状非悪化ということについて、十分に先方とも今後善処していただけるというふうにご考慮されるのか、ということですね。課題はないのかということが1点。

それと、開発指導要綱に関わる説明会ですね。開発に関わる説明会については、現時点ではどのような確認をされているのか。私たちは、この土地を売却することにあたって、6月の補正予算の際にも、その売却に関わること、あるいはそれに関わる企業の開発行為について、やはり近隣住民や私たちに対しても、十分な説明をもって臨んでいただきたいということを求めて賛成をしております。その点についての、一般的なこの説明会ですね——工事そのものの説明会のことを指しておりますが。ただ、今回にあたっては、その事業計画のことなどもありますので、どのような開発がされて、成果品としてはどういうことを考えておられるのかということ、一定説明をいただきたいというのが普通の要求だと思っております。その点についてはいかがでしょうか。答弁を求めます。

川口町長 こういった土地の売却の契約につきましては、「やむを得ない事情」というのは、想定し得ない事態が発生したときの念のためにということでございますので、こういった契約条項というのは、そういうふうな文言を盛り込むのが一般的でございます。恣意的な運用など一切したことはございませんし、乱発・乱用というご発言がありました。そのようなことをするつもりは全くございません。

都市環境部長 騒音・振動ということで、環境に関する件につきましては、事前協議の段階におきましても、各種環境法令等に基づき届出等が必要な場合は遅滞なく行うこと、ということで協議をさせていただいておりますし、小野薬品工業さんのほうでも十分理解していただいている点である、というふうに理解してございます。

それと、説明会ということでのお尋ねでございますが、小野薬品工業さんのほうで対応していただくことでございますので、一定、現段階で私のほうは特に、その説明会の件についてはお聞きはしておりませんが、ただ、計画等で住民の方々から問い合わせ等がありましたら、十分に説明をしていただけるものというふうに認識をしております。

以上でございます。

平野議員 第33号議案 一般会計補正予算について、お尋ねいたします。

まず、繰越明許費にあがりました第二中学校耐震補強等事業についてです。

冒頭のご説明の中では、国の平成25年度の第1次補正予算において予算措置された補助金を活用するというところで、本来は26年度当初予算にあげていたものを前倒しするということだったというふうに思いますが、この前倒しすることによってね、本来は2016年度で予定してた、この学校施設環境改善交付金については、この交付金の額が変化、つまり増額というふうになったのかどうか、それとも変わらなかったのかどうか。その点を確認しますし、1年前倒しすることによってのいろいろな事務ですね。もちろん入札とか契約もそうですし、いろいろな事務についてどのような影響があるのか。年度末にこういうことをしなければならいわけですから、どういった影響があるのか、もしくはメリットなのかどうか、その点について、お聞かせ下さい。

それから、この補強工事をする1億9,024万2千円。この工事内容と、それから予算内訳を教えてください。これは「耐震補強等」と書かれておりますので、いわゆる「等」の中身も含めて工事内容ですね、詳しく、お示しいただきたいというふうに思っております。この工事をすることによって、耐震工事をすることによって、Is値はどの程度にするという予定なのか、ということもお答え下さい。

それから、いわゆる工事の、特に学校という施設での大きな工事ですので、工事の工程、スケジュールはどのようになっておりますでしょうか。もちろん、生徒さんへの安全とか、そこら辺も含めてお答え下さい。安全対策ということも含めて、お示し下さい。

それと、工事契約のあり方ですね。契約方法について、お尋ねしたいというふうに思っております。いわゆる競争入札だと思いますけど、何か条件付きなのかどうか、そのあたりも含めてお聞かせ下さい。

次に、源泉徴収漏れの件ですね。一般会計補正予算に関わって、2の10というところで、それから水道会計も含めてですけど、今回は源泉所得税の徴収漏れがあったということで、人びとの新しい歩みのほうで、そうしましたら、こういうことを防ぐために、改善するためにはどのような、いろいろな書式も含めての変更があるのかということをお

しましたら、人6というところで3点の変更点をお示しいただきましたし、書式についても具体的にお示しいただきました。ちょっと詳しいことは、なかなか、これはゆっくりにご説明いただかないとわからないのですけれども、端的に言えば、原課でチェックするところ、それから会計課でチェックするところを、大まかにご説明いただきたいというふうに思っております。

また、この点、1月23日付けで茨木税務署から自己点検を行うよう依頼があつて調査した、自己点検して初めて発覚したということですが、このことについてはね、昨年の秋ぐらいから各自治体でこういったことがあるということは、随分報道されていたりだと思います。その点、そのときには町としては、そういった報道を知らなかったのか。聞いてて、特に調べなかったのかということについても、お答え下さい。

次は、町有地に関わることです。一般会計補正予算2の9の町有地売り払い収入7億4,050万円のことで。

この町営鶴ヶ池住宅跡地の売却については、私のほうは、これまでも貴重な町有地を売り払うということについては、やはり本当に公共的な活用をしない、しなくてもよいというふうに判断したとき、つまり公共施設のあり方の検討のうえで十分検討したうえで、他に活用が見込まれないというふうに判断したときに売却するというのでよいのではないかと、全く頭から売却を否定するものではありませんけれども、そういった検討が十分されたうえですべきではないかということをお願いしてきました。

それで、先日、「公共施設の適正化基本方針」というのが出ましてね。もう少し何か、私の中では公共施設の、いわゆる更新も含めてですけど、配置というか、今後、何年度に、いつ、どの施設を更新したり耐震化したり、例えば、どこに仮設を造ってとか、そういう詳しいことが載ってるのかなと思いましたが、残念ながら、その「基本方針」にはそのようなことが載ってませんでしたのでね。本当に鶴ヶ池住宅跡地を売却しても何にも支障がなかったのかどうか、という判断がつかかぬました。それで、ほんとに支障がないのかということに改めて、今日は初めて、この町有地の売り払いについての議案に代わるようなものですので、議案に関わるものですので、お尋ねしておきたいというふうに思っております。

それから、人4というところで、町有地の売却も売買契約を2月28日に終わられて、もう売り払いを終わられていますね、締結されておりますので。今後は、この土地が本当に住民の住環境とかに影響のないように事業活動をしていただきたいというふうに私は思っているわけですから、だからこそ、このように人4のところで「小野薬品工業株式会社が新研究棟などを建設するに当たり、また事業活動を行うに当たり、町が関わる事務のわかるもの」ということで請求をいたして、提供していただいているわけですが、一つは「都市計画法」に関わる、地区計画に関わる事務ですね。先日来、制定いたしました条例、「建築物の制限に関する条例」に合致した形で事業が、建設が行われ

るかどうかということですが、これは先ほど契約書の13条に関わって確認をしておっしゃいましたので、しっかりと確認をしていただきたいというふうに思います。

都市整備課のほうの所管では、たくさんの事務があるわけですが、すでに1月29日から事前協議が始まって、もうすでに終わっている、開発審査会のほうの事務を進めているということでした。その答弁をお聞きしましてね、2月28日に契約が締結されたということですね。契約の前に、こういった事前協議書、開発に関わる事前協議書を受理していいものかどうか。それは一般的なことなんでしょうか。それをお聞かせいただきたいと思います。

それから、開発指導要綱に関わった事前協議の中には、河野議員のほうもお尋ねになりましたけれども、3千平米以上の開発ですから、当然、近隣の住民への説明会はあつてしかなるべきですし、しなかったら、「して下さい」というふうに指導すべきです。そういったこともされていないようですが、しっかりと指導すべきではありませんか。特に近隣からは、都市計画のいわゆる住民説明会の中には心配するご意見もあったわけですから、当然、近隣の住民の皆さん、それから桜井自治会とか桜井台自治会とかの皆さんには説明会をすべきだと思いますけど、いかがでしょうか。

それから、12月会議の一般質問の中で私も取り上げて明らかになりましたが、今度の新しい研究所もそうですし、今のすでにされている研究もそうですけれど、遺伝子組み換えの研究をされている施設だということがわかっているんですけど、先日、たぶん皆さんもご存じのように、京大のiPS研究所で遺伝子組み換えのマウスが、本来は処置室、実験用の処置室か飼育室で管理されるべき実験用のマウスが、洗浄室のほうにいた。しかも、いなくなっている可能性もあるということが報じられました。当然、ご存じかと思いますが。そういった遺伝子組み換えの生物の杜撰な管理というのが判明したわけですが、この小野薬品工業株式会社では、こういったいわゆる遺伝子組み換えの施設に関わっている法律がありますね。そういったことに基づいた拡散防止の措置をされているのかどうか、問題のあった事例はないのかどうか、お示しいただきたいというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

教育次長 それでは、第二中学校の耐震化につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、前倒しすることによる交付金の額でございますが、これにつきましては、前倒ししたことによって、特に変更はございません。

それと、事務への影響でございますけれども、当然、25年度、今回補正予算をご可決いただきましたら、年度内に仮契約を済ますことができるというふうに考えておりますので、事務的な手続きにつきましては相当前倒しができますので、工事に取りかかる時期も早まるということで、特に学校の場合、夏休みを中心に工事を実施いたしますので、そういった面では26年度当初からスタートではなくて、今からスタートできるというこ

とになれば、相当のメリットはあるというふうに考えております。

また、工事内容につきましては、今回、第二中学校のほうでは校舎が四つの棟に分かれておるんですけども、そのうちの二つの棟について耐震工事を行います。あとの二つの棟につきましては昭和 57 年以降に建築されたものでございますので、新耐震基準を満たしているということで対象外でございますが、今回、2 棟耐震補強する内容でございますけれども、耐震補強として外壁部分に鉄骨ブレスを取り付けるという耐震補強の工事と、それからあわせて外壁部分、今回の耐震工事を実施する部分に限りますけれども、外壁の工事、それと屋上防水をあわせて実施するという。それと、平成 28 年度から実施予定をしております中学校給食の実施に向けまして、エレベーターを設置する計画をしております。それも含めまして、今回、ご提案させていただいた予算の内容となっております。個々の内訳につきましては、今後、入札等もございますので、今回はご答弁は控えさせていただきたいと思っております。

それと、Is 値についてでございますが、島本町の「公共施設耐震化基本計画」がございます。この中で、学校施設については Is 値 0.75 を目標としておりますので、この 0.75 を超える Is 値になります。

それと工程でございますが、先ほどの前倒しの答弁と重なりますけれども、3 月に仮契約ができましたら、工事の着工を 5 月の初めぐらいから着工をいたしまして、最終的には工事は 11 月中頃に完了をして、あと書類の整理等も含めまして 26 年内、12 月中頃にはすべて完了するような工程で、現在、考えております。

それと、安全対策につきましては、当然、工事をする箇所の周辺にフェンスを設けまして、生徒が中に入れないような形を取りますし、当然、工事期間中、生徒にも注意するように、その辺は学校のほうで徹底した指導をしていきたいと思っております。

それと、契約方法ですが、指名競争入札で行う予定でございます。

以上でございます。

会計管理者 それでは、まず、源泉徴収の事務に誤りがありましたことを、改めてお詫言いたします。

平野議員のご質問で、まず 1 点目でございます。今回の徴収漏れの事案の後、源泉所得税の徴収取り扱いについて、「適正な源泉徴収事務の取り扱いについて」ということで、各所属長宛てに周知徹底のため通知文書を発したところでございます。

今回、その関係で会計課のほうで書類の様式等を変更させていただきました。まず、業者の債権者登録の様式に個人事業者と法人を分類するコードを設けました。また、もう 1 点といたしまして、「所得税法」第 204 条第 1 項第 2 号に規定のある業務については報酬料金支払い明細書に関する様式を改定し、支出書類を作成する際には、これまで該当する者のみの添付としていたところを、個人・法人を問わずすべて添付する変更を行うという様式の見直しを行いました。このことによって、担当課のほうでは個人・法

人を識別する必要が生じてまいりますので、書類を作成することによって、必要な確認事項を、契約の際に業者に対し行うこととなります。また会計課のほうでは、提出された書類をもって、それが例えば個人事業者にとって徴収漏れが発生していないかどうかの確認を行うことのできるものでございます。

今後は、法令について再確認をすること、個人事業者の源泉徴収の取り扱いについて注意を行うこと、源泉徴収制度についても継続的に周知を行うこと、会計課での審査についても一層強化を図ることで、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目でございます。昨年11月から源泉徴収漏れの事案が各地で発生しているということでの、町の対応についてのお尋ねでございます。

会計課のほうでは、所轄の税務署のほうから1月に連絡が参りまして、その時点で、会計課のほうでは、恥ずかしい話ですが、初めて事案を知った形でございます。1月23日に税務署のほうから依頼が参りまして、すぐに調査を始めて、今事案が判明したという状況でございます。

以上でございます。

総合政策部長 ご質問の中の、まず、今回の小野薬品の開発に伴います近隣自治会への説明会についてでございますが、これにつきましては、本年の1月17日に桜井自治会、そしてまたその近隣の皆様を対象に、説明会が開催をされております。そこで、今後の開発の状況ですね、スケジュール、そういったことについても説明がなされておまして、特に反対というふうな、そういうふうなご意見はなかったというふうにお聞きをいたしております。

いろいろ、駐車場の問題等々、確保していただきたいというふうなご意見もあったようでございますが、今回、歩道の一部拡幅いたします。1メートル程度、今の現道の歩道を拡幅しますので、それに伴って、例えばガードレール等を設置していただきたいとか、そういった要望もあったようでございますので、それについては今後、町と協議をして適切に対応したいということでございました。その他、あとデザインの問題ですとか、今、既存の建物と同様の色彩といいますか、タイルで貼ったような、そういうふうな建物にする。そういうこともお聞きをいたしております。

あと、工事車両の通行につきましても、特に住民の皆さん方の安全・安心の確保、こういったことは当然のことでございますので、そういったことも十分留意をして工事を進めたいということでご説明があった、このようにお聞きをいたしております。

以上でございます……、それとあと、今回の研究棟についてでございますが、これはいわゆるiPS細胞を活用した先端医療の研究をしていくということでございますので、そういった、いわゆる遺伝子組み換えの施設には該当する、このように認識をいたしております。

以上でございます。

都市環境部長 開発行為に伴う事前協議書の受理についてのお尋ねでございます。

先ほどもご答弁で、平成26年1月29日付けで受理をさせていただいたところでございますが、まだ、その段階では土地の売買契約は成立をしていないということでございますけれども、一定、契約が保留という中で、小野薬品さんとの契約については、今後手続きが進めば完了するということが前提にある中で、一応、土地の所有者につきましては島本町ということで計画書のほうも提出がございまして、そういうこれからの事務の流れを踏まえまして、一定、受理をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

平井議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後1時57分～午後2時10分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

平野議員 そうしましたら第二中学校の耐震補強等事業について、先ほど工事内容などもご答弁いただきました。それで、今、どこも公共工事が非常に多いし耐震工事、学校の耐震工事も、どの自治体も急ぎ行われているということですね。いわゆる建設業界の人手不足とか資材の高騰とかの影響や、いろいろ技術者の不足とか、いろいろあると思うんですけど、そういったことによって「安かろう・悪かろう」の工事にならないような担保をしていただきたいのですけれど、そのあたり、何か指名競争入札をされるときにしっかりした厳しい何か基準というか、仕様書の中で厳しい規定をすとか、そういうことは考えておられますでしょうか。よろしく願いいたします、その点。

それから、年度内に仮契約をされるということなので、5千万円以上の工事契約になるかと思っておりますので、当然、議会に契約議案が上程されるということになるかと思っております。それを経て正式契約、それから工事着工ということになるということですね。わかりました。これに関しましては、以上の質問にします。

それから、源泉所得税の徴収漏れについては、会計管理者のご答弁で、改善点などもお示しいただきましたので、わかりました。

水道部のほうの源泉徴収漏れについてですけど、ファックスでいただいたことでは、どういう内容の、つまり、どういった個人事業者が問題となったのかとか、徴収できてなかったのかということについては、具体的にありますね、土地家屋調査士とか不動産鑑定士とかいうのがあるんですけど、何だったのかということ、はっきりお示しいただきたいというふうに思っております。一応、23年度に1件ということだったので、これは一応5年間分を調査されたというふうに考えていいんですね、それで1件しかなかったということですね。お聞かせ下さい。

それから、町有地の売り払いに関しましてですけど、もう売り払いの契約が終わったということなので、今後はこの土地の開発事業に関わるわけですね。地区計画の条例に

適合しているかどうか、またいろいろな法令、島本町がすべき法令、それから大阪府の開発許可だとか、国の法律に基づいてということもありますでしょうけども、そういった事務に基づいて適正に建設工事が行われて、事業が行われるということだと思うんですけど、そのチェックは議会としてもしなければならないというふうに思っております。

先ほど、私が申したことについて、ちょっとはっきりとしたお答えがあったかどうか、私もよくわからなかったんですけど、2月28日に正式契約をしたんですよね、この土地については。つまり、2月28日に小野薬品工業株式会社がこの土地の所有権を持った。そこで初めて、いろいろな事務が発生すると思うんですけど、なぜ、1月26日に、その土地の開発に関わる事前協議の申請書が出されて、それを受理されたのかという、ここをちょっとはっきりと明確に言っていただかないと、こんなことが事例になると、これからそういった事例が発生するかも知れないので、小野薬品の今回の場合は、例えば島本町に瑕疵があったというんですか、いわゆる土地の土壌調査の事務が必要だったので契約保留の状況になった。そんなこともあって、そういう理由だということだったらわからなくもないんですけども、こういうことが前例となるのはよくないので、なぜ、こういう対応がされたのかということだけ、はっきりお示しいただきたいというふうに思っております。

それから、この開発指導要綱に基づく事前協議、その中に近隣の、周辺住民への説明をするということの規定がありますので、それについて先ほど総合政策部長のほうから、1月17日に桜井自治会及び近隣の方——これは近隣の8軒の方ですかね——にあったというふうにご答弁ではあったと思うんですけど、こういうことは、なぜ開発行政を行う都市環境部長が把握されていなかったのか。その点はやっぱり、知ってないことが問題ですからね。指導すべき立場の方が、やっぱり知っておかなければならないことですから、その点は、なぜ知らなかったのですか、はっきりお聞かせ下さい。これから開発指導要綱に基づいて開発が行われるわけです。しっかりとチェックしたり指導していただかなければなりませんので、その点は、なぜだったのかということをお答えいただきたいというふうに思っております。

それと、私は先日、京大のiPS細胞研究所で起こった、いわゆる遺伝子組み換え生物の杜撰な管理のことを例をあげて申しましたけれども、小野薬品工業株式会社の水無瀬研究所においては、こういった遺伝子組み換え生物等の不適切な使用や、不適切な管理はなかったのかということをお申し上げたんですけどね。その点については、はっきりとした、「ありませんでした」という答えがなかったので、どうのかなというふうに思っているんですけど、実は平成22年の7月29日に文部科学省が「遺伝子組み換え生物等の不適切な使用等について」ということで発表されております。

それは、「小野薬品工業株式会社において遺伝子組み換え生物等の不適切な使用等があり、文部科学省として同社に対し厳重に注意しましたので、お知らせします」という

ことで、これは平成 22 年ですから、「不適切な事例の概要は以下の通りです」ということで、「本年——というのは 22 年ですね——6 月、同社水無瀬研究所において遺伝子組み換えウイルスを含む可能性のある廃棄物、試薬を扱った実験器具が、平成 20 年 12 月から本年——22 年ですね——5 月にかけて不活化処理をせず廃棄されていたことが判明しました」ということで、嚴重注意を受けたということです。詳しくは添付資料というのがありますので、いわゆる遺伝子組み換えバキュロウイルスを用いて作成された試薬を扱ったことがある実験器具を、不活化処理をせずに廃棄されていたことが判明したということです。このバキュロウイルスというのは、昆虫ウイルスの一つだそうです。そういうこともありますので、そのことを島本町は把握していましたか。知っておられましたか、ということをお聞かせいただきたいと思っております。

いろいろな事業活動をされるにあたっての事務について、特に環境課、環境保全・公害防止に関わる環境課の、4 月からは事務になると思いますけれど、しっかりと経由事務であったとしても、いろいろなことはチェックしていただかないといけませんけども、この遺伝子組み換え生物等の不適切なこういった使用とか管理については、残念ながら、島本町の事務ではないんですね、大阪府の経由事務でもないんですね。だから、関与ができないというところがあります。それで、以前から申し上げておきとおり、島本町も遺伝子組み換え実験とか研究をしている施設、小野薬品だけではないですけど、他の企業にもあると思いますが、そういった施設を町内に保有しているわけですから、やはり環境保全の協定を結ぶ、条例を作る、そういったことで住民の環境を守るということを、しっかりとしていただきたいというふうに何度も申し上げているわけですけど、そういった担保がなければ、なかなか、この町有地の売り払いということについてね、税収というか財源収入にはなったけれども、これを有効活用できますけれども、これで住環境が悪くなったら何にもなりませんから、その点はしっかりと、やっぱり環境保全できるような協定書、町と企業との協定を結んでおく必要があるというふうにも思っています。その点について、再度、そういった意向を持っておられるかどうか、改めてお尋ねします。

1 点目は、小野薬品のそういった不適切な管理は把握しているかということと、環境保全の協定などが必要なのではないかということをお尋ねしました。よろしく、お聞かせ下さい。その前には開発、説明会について、きっちりと把握していなかったのはなぜかということをお尋ねしていますので、お聞かせ下さい。

教育次長 第二中学校の耐震工事にかかる工事業者の人手不足、資材確保という点で、全国的にも課題があるということは認識しております。工事するにあたっては、当然、設計書というものがございますので、それに沿って適正に工事が進められるということを確認をしながら進めていきたいと思っておりますので、特に、そういった文言を仕様書に入れる・入れないという部分では、特にどういう文言を入れたらいいのか、逆にちょ

っと思ひ浮かばない部分があるんですけども。その辺は適切に進行管理をしながら、工事は進めてもらいたいというふうに思っております。

以上でございます。

上下水道部長 水道事業会計におきます源泉徴収漏れについて、どのような個人事業者なのかというお尋ねでございます。今回、徴収漏れになりましたのは、大藪浄水場ろ過池更新工事に伴い、「建築基準法」第42条第2項の規定により、道路の中心後退が必要となったため道路拡幅を行ったもので、土地家屋調査士へ土地の分筆業務を委託したものでございます。

この5年間で、平成21年2月1日から平成26年1月31日までの間につきまして、この1件が対象となったものでございます。

以上でございます。

都市環境部長 事前協議書の受理についてのお尋ねでございます。開発に伴います事前協議書につきましては、一定、土地の権利とか権利関係は確認したうえで受理をさせていただいております。今般についても、その点について確認し、受理したものでございます。また、法的に特に根拠等はありません。

それと、今回、小野薬品工業さんのほうで1月17日に事前説明会を開催されたということにつきましては、今回、事前協議書を受理したのが1月29日ということで、一定、事前に説明会されていたということで承知をしていなかったわけでございますが、ただ、事前協議書のほうでも、そういう事前に説明会を行うということで、その報告書を添付するということになってございますので、その点については今後十分、私も確認をしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

総合政策部長 小野薬品の水無瀬研究所におきます過去の、平成22年6月に国のほうから嚴重注意を受けたということの、今、ご指摘がございましたが、これにつきましては本町といたしましては、把握はいたしておりませんでした。

今後の施設の管理は当然嚴重に行う必要があると思っておりますが、いわゆる環境保全に関する町と事業所との協定についてでございますが、これにつきましては現在、本町の「環境保全に関する基本条例」がございます。これに則って、「住民及び事業を営む者の責務」というふうなことで、良好な環境の保持の向上に努めなければならない、このように規定をされておりますので、この条例に則って、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

平野議員 その環境保全というか協定、島本町にある「環境基本条例」ですね。それだけでは対応できないからこそ、個別の、特に遺伝子組み換え施設等に関わっての住民の安心・安全の確保に関する条例、または高槻市などにある、高槻市と日本たばこ産業株式

会社との間で「組み換えDNA実験等に関わる環境保全に関する協定」というのがある
そうだけれども、こういったものが、個別のものが要るのではないかと申し
上げています。

そうでなければ、今の島本町の「環境基本条例」では、例えばこういった施設の、事
業所の名称、所在地、それから安全委員会の組織及び規定に関する事項とか、どうい
った事業を行うのかとか、そういったことを届出をしてもらったりとか、安全管理をち
ゃんとしてるかということを確認したりとか、町の責務として確認するとか、例えば、い
ろいろな公害防止のことですね。施設の吸排気及び給排水の方法とか、当該使用途に伴
って生ずる廃棄物の種類及び処理方法、その他環境安全の確保のための必要な事項。そ
ういったことを届出をしていただくとかいうことについては、今の条例、島本町が持つ
ている条例では対応できないからこそ、こういったものが必要だというふうに申し上げ
ています。都市計画審議会の付帯意見に「周辺の住環境と調和し、公害の防止に配慮す
る」ということが答申には加えられましたのでね。やっぱり、これを活かすためには、
そういったものが必ず必要だというふうに思っております。再度、お答え下さい。

それから、説明会については、わからなくもないというか、部長が今、お答えになら
れたことね、事前協議の前に開かれていたということですね。しかしながら、事前協議に
伴う説明会というのは必要ですし、その報告書というのが添付されていなかったとい
うことなんですか。そういうことですね、添付されていなかったということですね、お答
え下さい。

それから、1月17日の説明会は、企業さんのほうが、小野薬品さんのほうが自主的に
桜井自治会及び近隣自治会と自主的に行われたものということになるのでしょうか。そ
ういうことですか。ご存じでしたら、把握しておられましたら、お答え下さい。

それから、数々の建設に関わる事務、事業活動を行うにあたり関わる事務というのが
あります。こういった書類につきましては公文書ですから、当然、情報公開請求をすれ
ば公開されるものですか。住民の知る権利にも関わりますし、住民の環境にも大きく関
わるわけですから、情報公開請求をすれば公開されるものというふうに考えております
けれども、そのことでしかチェックできませんので公開されるものですね、ご確認いた
します。すべてのこと、特に環境・産業課に関わることで、お尋ねいたします。

よろしく申し上げます。

都市環境部長 小野薬品さんの開発行為に伴います事前協議申請書におきまして、説明会
等の経過報告書ということにつきましては町のほうでも添付を求めていますので、今
回の申請書の中にも、先ほどありました1月17日に開催されました説明会の報告とい
うものは添付されてございます……（「おかしいやんか」と呼ぶ者あり）……。されてお
りまして、書類として量的なものもございますし、私そのものが、そこまで書類を確認
できていたかどうかというのは、ちょっと、今の時点では定かではないんですけども、

必ず、その事前協議書の中に説明会経過報告書ということで添付をするように、この小野薬品さんの開発だけではなく、他の開発につきましても、一定、町のほうの担当者のほうから説明をさせていただいて、添付を求めているものでございます。

以上でございます……（「先ほどの答弁と違う」他、議場内私語多し）……。

総合政策部長 先ほど私がお答弁申し上げました、1月17日に開催されました桜井自治会、また近隣の皆様への説明会、これは事前説明ということで、自主的に小野薬品さんが開催をされたものでございまして、それについては一定、ご報告をいただいておりますので、私のほうからお答弁をさせていただきました。今後、具体的な開発につきましては、また別途、説明会があるかというふうには認識をいたしております……（「どっちが担当者ですか」と呼ぶ者あり）……。

それと、環境保全についてでございますが、これにつきましては先ほどもお答弁申し上げましたが、小野薬品さんのほうでは、新たにiPS細胞を用いた難病治療薬の新薬の研究開発ということで、革新的な新薬を今後研究されていくというふうなことで聞いております。具体的には、周辺の住民の皆さんの住環境に影響することがあってはならないというふうなことでございますので、これはもう当然のことでございます。そういったことも十分、小野薬品さんのほうでは認識はされておりますし、それについてはまた改めて確認をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

都市環境部長 申しわけございません。先ほどもお答弁申し上げました事前説明会の経過報告書につきましては、今回の開発行為が中高層の建築物に該当しますことから、必ず説明会は行っていただきまして、その報告書を添付していただかないと受理はできないということで、要綱のほうで規定をさせていただいておりますことから、今般も小野薬品さんのほうで事前説明会が開催されたものでございます。

以上でございます……（「議長、休憩を」他、議場内私語多し）……。

平井議長 ちょっと、静かに。

都市環境部長 申しわけございません。今回の開発に伴いまして、事前の説明会というのは1月の17日に開催されたということでございます。先ほど河野議員からご質問ありました、今後また具体的な説明会という点につきましては、また小野薬品さんにご相談をさせていただきたいと思っておりますけれども、現時点では決まっていないという状況でございます。

以上でございます。

（平野議員・自席から「環境・産業課に関わる情報公開についての質問は」と発言）

都市環境部長 お尋ねなのは、今回、資料請求にあった事務の内容で情報公開ということでございますか。

（平野議員・自席から「その内容で情報公開請求したら出てきますか」と発言）

都市環境部長 今後、必要な事務ということで資料請求ありました内容につきまして提示をさせていただいておりますので、一定、情報公開請求等ありましたら、個人情報の取り扱い等十分精査した中で、公開等はさせていただくということで考えてございます。以上でございます。

外村議員 32号議案につきまして、ちょっと、お訊きします。

非常に難しいんで、ちょっとわかりにくいんですけど、今回のこの条例改正、「国民健康保険法」の施行令の一部改正に伴いということでも全国的に行われるものと認識しているんですけども、この議案資料の2の「概要」がありますね。ここの(1)(2)(3)、この項目について改正しなさいという指令なのか、他にもあるのか、ちょっとわかりませんが、この(1)(2)(3)については、中身については個々の自治体の財政状況に応じて数字はいじられるものなのか。ちょっと、もう一度、ここを教えてくださいのと、先ほど、近隣自治体でもすでに概ね同じようなことをやっておられるというふうに聞いたんですけど、具体的に例えば隣の高槻市だとか、類似団体の能勢町、豊能町あたりで、これが14万が16万、この辺がどういう数字になっているのかという具体例を掴んでおられたら教えてくださいというのが1点と、人びとの新しい歩みさんがご請求された2番のイメージ図がございますね。これの、今回①②があって、②を選択されたというふうに理解しておるんですけども、もう一度、この図の説明を、ぜひお願いしたいというのが、32号議案の質問です。

それと33号議案、一般会計の補正予算ですね。一つは、源泉徴収漏れの102万7千円ですか。これはもう当事者はご理解されているというふうに聞いたんですけども、具体的に、額が大きいで4月以降になるというふうに説明がございましたけども、納得されて、4月以降どういう状態、分割でされるのか、もう全部合意されているのか、まだネゴシエーションが残っているのか、その辺の状況。いつまでに完納されるのか、目処がわかったら教えてください。

それと、第二中学校の耐震補強工事ですね。これは2億ほどかかるやつの中に、4,826万5千円の国庫補助がある。この国庫補助の金額というのは、具体的にどういう算出されるのか、総額に対してなのか、一定の基準でされるのか。ちょっと、その算定根拠を教えてください。

それと、鶴ヶ池住宅跡地の売却にあたりまして7億4,050万が収入するわけですが、前の議会でも、今回の不手際で土壌調査に150万ほど、うちでやらなきゃならなかったということと、固定資産税が本来なら入るものが入らなかったというふうにお聞きしましたけども、あと都市計画税というのも入るべきだったのか、入るべきだったら幾らだったのかというのを教えてください。

以上です。

民生部長 まず、1点目の「国民健康保険条例」に関わるご質問でございますけども、第

32号議案の議案概要に書いております(1)(2)(3)、これにつきましては、本町は政令どおりの内容で、ご提案をさせていただいております。

それから、北摂の他の市町におきましても、本町と同様に政令の基準のままで上程される予定だと聞いております。一部は専決処分をされることもあるというふうには聞いておりますが、北摂地域におきまして、すべて本町と同様の内容になっております。

それから、(1)と(2)の引き上げる金額につきましては、政令で定めている以上にはできませんけれども、それ以内であれば、市町村の判断によって変更ができます。(3)の内容につきましては、政令どおりという形になります。

2点目につきましては、課長のほうからご答弁させていただきます。

住民課長 それでは、ご質問2点目の人2の資料について、ご説明させていただきます。

まず、下の図のイメージ図の説明についてということで、この図につきましては、縦軸・保険料額、横軸・世帯の所得ということで、一定、保険料で必要分をどれだけ入れるかという図になっているんですけども、まず医療費が増額しますと、もちろん保険料を上げるという方法を選択肢として取るんですけども、保険料を引き上げることによって、このグラフ自体が上に底上げされるんですけども、それと同時に賦課限度額の上限を引き上げることによって、その分をなだらかな、緩やかな線にすることができるといったものを示した図でございます。その点について中間所得者層、また低所得者層に配慮した保険料の取り扱いができるといった図を、お示しさせていただきました。

以上でございます。

教育次長 それでは、第二中学校の耐震補強等工事の歳入の部分でございます。

今回、学校施設環境改善交付金をいただくこととなります。この補助金につきましては1㎡当たりの25年度の国庫補助の単価というものがございまして、それが2万6,200円となっております。これに耐震補強をいたします学校の延べ床面積、これが3,648平米でございますので、この単価を掛けます。今回、補助率が——今回、2棟の耐震補強をするんですけども、Is値が0.3を上回っておりますので、補助率が2分の1となっております。通常ですと、3分の1の補助金なんですけども、嵩上げで2分の1になるということで、計算的には、先ほど申し上げました2万6,200円の単価×3,648平米、その2分の1で、千円未満は切り捨てますけども、4,778万8千円あります。これに、あと事務費として47万7千円が交付されますので、合わせて4,826万5千円になるという内容でございます。

以上でございます。

総務部長 鶴ヶ池住宅跡地の都市計画税額は幾らか、というご質問でございますが、大変申しわけございません。現在、数字を持っておりませんので、後ほどご答弁させていただきたいと思っております。

会計管理者 源泉徴収漏れの相手先からの返還についてでございます。

現在、まだ交渉中でございますので、4月1日以降ではございますが、収入のあり次第、またご報告のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

外村議員 先ほど32号議案でご説明いただきまして、ありがとうございました。グラフで説明いただきまして、この(2)にすると、中間所得層の負担の軽減に配慮するということでありましたので、これは26年度の国民健康保険料の算定に影響すると思うんですけども、その中で説明されるんでしょうか。どういった配慮になったというのは、わかるようになるんでしょうか。

住民課長 ただいまのご質問についてですが、平成26年度の保険料につきましては、これから7月の段階で皆様の所得と、あと被保険者数等勘案しまして本算定を行ってまいります。その中で、一定保険料の率等を計算させていただくんですけども、軽減世帯につきましては、10月20日の段階で軽減世帯の確定をさせていただきますので、一定、その段階での補正予算でご報告させていただくことになっております。

以上でございます。

総務部長 大変申しわけございませんでした。鶴ヶ池住宅跡地の都市計画税の収入見込額でございますが、約65万円でございます。

以上でございます。

清水議員 数点、お伺いします。

一般会計の、今まで出てますが、第二中学校耐震補強等工事の施工監理970万円の内容と、算出根拠をお教え下さい。

あと1点、水道会計なんですけど、源泉徴収漏れの件なんですけど、水道部としては対応策、どういう形を取られるんですかね。一般会計と同じような形を取られるかどうか、その確認だけです。

上下水道部長 水道事業会計におきます源泉徴収漏れにつきましては、現実的に、支払い事務につきましては会計管理者のほうで実施いただいておりますので、当然ながら、原課としても、部としても、チェック体制は整えてまいりますけども、会計管理者の指導のもと、また、その辺は慎重に行ってまいりたいと思っております。

教育次長 第二中学校の耐震補強に関わる監理業務についてでございます。

今回、現場監理をしていただく専門の方ということで、建築、それから電気、機械、それぞれの専門の方をお願いする予定にしております。全体としては、3人合わせまして工事期間中で延べ138人ということで、「人」というか、138の方が延べで関わっていただくというような計算になっております。

実際に担当していただく方につきましては、国土交通大臣が示しております設計業務の委託等の技術者の単価表というのがございますが、その技師のCランク、大体大学卒で5年以上の経験をお持ちの方、そういった方を今回、現場監理に当たっていただく

ということで積算をしております、その単価が2万7,100円になっております。それ以外に諸経費、技術料等も含めまして、今回、計上させていただいた予算の内容となっております。

以上でございます。

清水議員 水道の会計については、わかりました。

施工監理については、昨年ちょっと話が出てたと思うんですが、これから学校関係、耐震関係の工事が小学校も増えるということで、3年を限定に建築関係の施工監理をできる人を募集するということと言われてたと思うんですけど、その辺の状況をお伺いします。

総務部長 耐震補強工事等、大きな事業がこれから進んでいくということで、任期付きの職員を雇用するということでご報告をさせていただいたと記憶しておりますが、実は応募者がございませんでしたので、現時点では雇用ができない状況になっております。

以上でございます。

清水議員 ぜひとも雇用できるような形、これから学校の耐震もそうですが、公共施設に関しても工事発注が増えると思うんで、できるだけ職員で処理すれば経費も少なくなると思いますので、その辺だけ、お願いしておきます。

平井議長 他に質疑ありませんか。

岡田議員 第二中学校の耐震補強等事業について、お伺いいたします。

今回、2億円ということで交付金が入ることですが、私たちが常々申し上げておりました非構造部材ですね。これは国のほうからも補助金が出るので、一緒にとということで何度か質問をさせていただいておりますが、今回のこの補強工事の中で、この非構造部材のチェックをされたのかどうかということと、チェックをされていらっしゃいましたら、今回、これもあわせてされるのかどうかということ、まず1点、お訊きしたいと思います。

それと25年度、昨年なんですけど、これは第二中学では屋外の運動場の整備事業ということで整備された経過がございますが、これは工事車両との関係ですね。この辺は、大丈夫なんでしょうか。その点も、お伺いさせていただきます。

それと、大体、国のほうでは耐震診断、耐震化を27年度までにすべて完了するというような形で力を入れておりますが、全国的には25年度では88.9%と、約89%近くの耐震化ができるようですが、島本町におきましては、この耐震化工事が終わりますと、全体的で何%ぐらい完了するというようなことになるんでしょうか。

以上です。

教育次長 それでは、第二中学校の耐震補強工事等について、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の非構造部材に関しましてですが、これにつきましては、これまででもご質問、何度かいただいております、学校のほうでもチェックをしながら、対応でき

る部分については対応してきたという現状がございまして、まず、第二中学校の教室内の天井については吊り天井ではございませんので、その辺は大丈夫であるということが確認できておりますのと、あと平成24年度にロッカー等、教室の中にございますが、地震の際に倒れると危険ですので、その辺は金具をつけまして、すべて倒れないような形で対応をしてきた経過がございまして、今回、耐震工事にあわせて、特に窓、その辺が関係してくるかと思うんですが、今回の工事に限りましては、鉄骨ブレスを入れる部分、窓に係る部分がございまして、そういった部分については一定改善が図れるというふうに考えております。

ただ、すべて改善できるかという点、今回の工事部分だけになってまいりますので、今後、また引き続き、その辺はやっていきたいと思うんですが、耐震につきましては、今後、小学校もございまして、本体部分をまずはやりながら、関連する部分についても随時やっていくような形で進めていきたいなと思っております。

また、2点目の屋外運動場の整備に関してでございますが、昨年、第二中学校のグラウンドに暗渠と言いまして、パイプに穴が開いたようなものですが、それを埋めて整備を行いました。当然、その際には耐震補強工事であったり、今後、第二中学校に給食棟を建てなければなりませんので、それを考慮したうえでの工事を実施しておりますので、造ったものを潰さないといけないというようなことは発生はいたしません。ただ、工事車両等が入るということで、その辺も一定考慮して整備はいたしましたけども、一部、もし大型トラック等が入るようなことがあれば、その辺はグラウンドに鉄板を敷いて、崩れないような形にはしたいと思っております。

それと、あと耐震化の状況でございますが、今回、第二中学校の耐震化が終わりますと、島本町の耐震化率というのは56%、現在48%でございますが、56%まで上がるということになります。

以上でございます。

岡田議員 ありがとうございます。特に非構造部材についてなんですが、東北の大震災がありましたときもね、やはり天井が落ちてくるとか壁が崩れるとか、そういうのでやっぱり、すごい被害があったというふうにお聞きいたしておりますので、ぜひ、この学校施設というのは避難場所にもなっておりますので、いろんな学校の工事状況のあれを見ますと、やっぱり、この際、国の補助金を使ってスロープをつけるとか、いろんな避難場所になっても十分やっていけるぐらい、いろんな補助金を使ってされているところが多いんですね。ですから、そこら辺、今年も、26年度も高槻ではトイレ、そういうようなのも全部、この補助金でやるんですよ。だから、本当にいろんなことをやっぱりチェックしてされるということが大事ではないかな、というふうに思っております。特に窓ですね、ガラスの破片で怪我するとか、いろいろありますので、その辺もやはり、この補助金がいただける間に、しっかりと防災機能の強化というんですかね、そういうの

をチェックすべきではないかと思っておりますので、これからまだ四つの小学校も残っておりますので、十分、この辺はチェックをしていただきたいと思いますと思っております。

それと、これは夏休みから工事に入ることですが、この工事の完了は大体いつぐらいを目処に完了される予定になっていらっしゃるでしょうか。その点、よろしく願いいたします。

教育次長 耐震工事に関わりましては、非構造部材も含めて、補助金を最大限に活用するということは当然のことでございますので、補助金があるといいましても、町の負担も相当出てまいりますので、その辺も、財政との整合性を図りながら、最大限活用できるように努めていきたいと思っております。

それから、工事の完了時期でございますが、一応、現時点では11月の中旬ぐらいまでには一定の工事を終わらせて、あと書類等の整理も含めまして、年内、26年の年内に完了したいというふうに考えております。

以上でございます。

戸田議員 先ほど平野議員のほうから指摘があった、平成22年6月に、国から小野薬品工業さんに嚴重注意がされているが、町はこれを把握していなかったということ。これについては、私も大変不安に思っておりますので、関連して質問させていただきます。

遺伝子組み換え生物の不適切な取り扱い、使用管理ができていなかった、不活化処理をせずに廃棄されていたものがあったということでした。こういうことがあると、やっぱり、とても不安なわけなんです。そして、さらに開発行為の事前協議を受理された。これについても大きく、ちょっとわからない部分があるので、確認も含めて、もう一度お尋ねしたいと思います。

1月17日には、桜井の自治会並びに周辺の、近隣の皆さんですか、事前説明会が行われていた。しかしながら、これに関しては、総合政策部長は自発的に事業者が行われたものとご答弁されていますが、事前協議書を受理されたときに、これらの報告書がついていたにも関わらず、都市環境部の部長さんは把握しておられなかった。これに間違いはありませんか、というのが一つ目。

そして、説明会についてですがね、中高層の場合は説明会は必須です、行われていたとも、都市環境部長は答えていらっしゃるんですね。報告書は添付されていたと、しかし、把握していなかった。その中に、ちょっと量が多いのでというようなご発言もあったように思うのですが、由々しきことではないかと思っております。これについては、受理されて、判子を押されて、もう決裁に回っているのですかと、確認しておきたいと思っております。

そして、総合政策部長にお尋ねしたいのですが、自発的にとおっしゃる説明会は、事前に把握されていたと理解していいですか。また、町から誰かが同席していましたか。

例えば、桜井の自治会等に文書で案内されていると思うんですが、この説明会。この

ような説明会の案内は、町にはあったのでしょうか。こういった説明会に島本町の職員が同席するということがあったのかどうか。もし、同席しているとすれば、庁内の連携ができていなくて、都市環境部長にはそのことが伝わっていなかったのか。そのあたりのところを整理して、もう一度、お答えいただきたいと思います。

もう一つは、資料請求させていただきまして、提出いただいた人4の書類にほぼ沿うのですけれども、事業活動を行うにあたり出された届出等は、大阪府から入手できたものが、島本町においては黒塗りとなって公開されなかったということが過去にありました。それは水質に関するものだったのですが、当該地区に関する水質に関するものだったのですが、これにも私はちょっと不安というか不思議な思いがしてまして、島本町には、どちらかというと事業者に寄り添うような姿勢が強く、住民の思い、環境保全という視点が抜けている、概して、その視点が欠けているのではないかと土壌調査の折りにも申し上げました。

そこで尋ねますが、公開するか否かの判断で、府と見解を確認されるということはないのですか。第三者として、企業の意見聴取をされるということのも大事だとは思いますが、府が公開されているものを、なぜ島本町は公開できないのか。このあたりのところをお聞かせ下さい。

以上です。

都市環境部長 まず、小野薬品工業さんにおかれまして事前協議申請書の取り扱いについてでございます。

今回、事前協議書につきましては平成26年1月30日に受付をいたしまして、平成26年2月4日に決裁を受けたということで、届出は平成26年1月29日付けで提出がされておるという状況でございます。

それと、先ほどもご質問がありまして、今回、中高層の開発行為ということで、開発にあたりましては説明会経過報告書の添付は必要ということで、それにあたりまして、小野薬品工業さんにおかれましては数回にわたり関係者への事前説明をしていただいて、その経過報告書を添付をいただいております。その経過について、申請書には添付をされておりましたが、私のほうが、当時、目を通したかもわかりませんが、先ほどご答弁の中でも言いましたが、正式にちょっと記憶をしてなかったということでございます。

それと、事前説明会の案内につきましては、特段、町のほうに事前に説明会の案内がある、いただいているという状況にはなっておりません。これは、この開発だけではなく、他の開発におきまして、事前に町に案内をいただくというような形にはなってございませんので、ご理解賜りたく思います。

それと、過去の情報公開の関係につきましては、担当課長のほうからご答弁申し上げます。

環境・産業課長 情報公開の関係でございます。

大阪府さんが出されました情報公開というのは、ちょっと私、今、手元に資料がないので、記憶になるかも知れないんですけども、「土壌汚染対策法」に基づく照会の関係のことをおっしゃってるんですかね。それであれば、事業者等が出されているものに対して、大阪府さんの判断で、条例等に基づき公開をされておられます。

本町の場合ですと、本町の「情報公開条例」に基づき情報公開をさせていただいております。情報公開をするにあたりまして、小野薬品さんから今回出されてますのは特定施設の届出書ということで、意見照会をさせていただいております。この意見照会にあたりまして、防犯上の問題等々も含めましてさせていただいております。その関係を提出いただいた意見照会に基づき出させていただきますというんですけども、「情報公開条例」に基づき、非公開をしなければならないところは非公開をして、公開させていただいております。

以上でございます。

総合政策部長 1月17日の説明会の件で、私のほうに対するお尋ねでございますが、これにつきましては、説明会の案内の関係については、先ほど都市環境部長のほうからあったとおりでございますが、私、別件で小野薬品さんとお話をしている中で、事前に1月17日に説明会をしますということで、口頭でお聞きはいたしておりました。町からの出席者はございません。

以上でございます。

戸田議員 情報公開に関しては、私、「水質」と言いましたけれども、土壌汚染調査に関することでした。それはちょっと、言い間違いました。すいません。

いずれにしても、防犯上、それから事業者への意見照会等して、防犯上等の理由によって慎重に公開されているというのはわかりますけれども、結果的に本当に知りたい情報が恣意的に隠されるというようなことに繋がりがかねないので、今後は府と見解を合わせて、公開すべき情報は公開していただかないと、環境保全という点で大変不安なところが多いです。

それから、説明会については、一定理解をしました。目は通していらっしやっただけけれども、答弁上、そのような発言をされたということだったかなと思うんですけども、そもそも島本町の土地であった、その時点で、開発行為に関する事務手続きが進められて、これを認めたこと。これの正当性をどのように判断されたのか、そこの部分をお示しいただけますか。契約保留になったということで、ボーリング調査をするにあたり、土地の賃借の契約を交わされて、先方さんがボーリング調査をされているということなんですが、土地の賃借の契約以外に、島本町の土地であるものに関して開発を進めるといことを許可していく、ボーリング調査を認めるという、このあたりについてはどういった協議がされて、どういった文書を交わされているのか。そこのところ、もう一度、

お示しいただきたいと思います。

それから、ちょっと視点を変えまして、源泉所得税の徴収漏れに関することです。資料の人6でお示しいただきました。ここの中に、それに関して、速やかに事態がわかってから、文書等の書式を変えていらっしゃるということがよく理解できてよかったのですけれども、中に1点、気になるところがありまして、「債権者登録兼口座振り込み申請書の様式を改定」とありまして、一つの債権者において複数の口座情報を登録できるようにしました、というふうな資料がお示しいただいている。複数の口座情報を登録していなかった従来の様式では、何がどのように不都合であったのか。そのところをご説明いただきたいと思います。

都市環境部長 事前協議書の受理についてのお尋ねでございます。

先ほども他の議員のご質問にご答弁申し上げたとおりでございますが、今回、土地の契約につきましては保留ということでございますけれども、一定、町の諸事情の中で再度土壌調査等行う中で、確認後、契約を進めるということでの双方で一定の合意ができていた状態があったというふうに理解しておりますし、土地を所管しております総務部とも協議をさせていただいております。一定、土地の権利につきましては確認したうえ、受理をしているということでございますので、ご理解賜りたく存じ上げます。

以上でございます。

会計管理者 それでは、債権者登録兼口座振り込み申請書の様式を改定した件についてでございます。

今回の、複数口座情報を登録できるようにしたという改正につきましては、源泉徴収漏れの件については、今回とは直接関係ないことではございますが、これまでにつきましては、複数登録する際には申請書をもう1枚準備いただいて、一つの口座につき1枚の申請ということで提出していただいておりますものを、今回、法人・個人という区分を設ける際に、あわせて変更させていただいたものでございます。

以上でございます。

平井議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後3時13分～午後3時25分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長 町営鶴ヶ池住宅跡地の正式な売買契約締結前の賃貸借契約についてでございますが、これにつきましては、小野薬品工業株式会社から町有地の借用許可申請書が提出されております。この申請書が提出された事情といたしますと、議員もご承知のとおりでございますが、当該地の土壌調査について町が実施すること、これに伴いまして契約を保留とさせていただきました。このことによりまして小野薬品工業株式会社から、当該町有地が正式な売買契約に至らなかった場合においても、小野薬品工業株式会社の責任と負担でボーリング調査を実施し、本町には一切の費用負担を求めないということで申

請がございました。このことによりまして、大阪府にも、町が実施する土壌調査に、このボーリング調査が支障がないかどうか確認したうえで、支障がないということが確認できましたので、賃貸借契約を締結したものでございます。

以上でございます。

佐藤議員 今回の小野薬品への売買の件につきまして、一連の流れ、これはやはり町の財産を処分するにあたって、非常に大きな瑕疵があったというふうに考えます。こういうことが今後も起こるようでは大変なこと。町として、やっぱりきちっと事務を正当に進めていくということは、とっても大切なことだというふうに思います。契約も済まないうちに小野薬品が事前説明をなされた。そのことを町の中で、きちっと各課の意思統一もできていなかった。どこから眺めても、やっぱり、今回のこの契約については非常に大きな問題が様々あったというふうに思います。

この点について、きちっと町として最終的にご説明がいただきたい、町長からいただきたいというふうに考えます。そのことがなかったら、やっぱり私たちとしては態度を考えざるを得ないような問題だというふうに考えております。

川口町長 大きな瑕疵というのが、具体的に何を指されているのかわかりませんが、契約を保留をさせていただいております。その状態で、事前に説明されたことについては何ら問題はない、そのように考えております。

以上です。

戸田議員 債権者登録兼口座振り込み申請書の様式を改定されて、私が指摘した件については、本件のことと直接関係がないが改正されたということで理解しました。迅速な対応とともに、一緒にこのことも改正されたことは評価できると思います。

それから、大きな規模の町有地を売却するにあたって、当該地で大規模な開発行為がされる。これは地区計画を定めるときから、周辺の住民の生活を脅かさない、暮らしの安全を確保するという大きなテーマになっていました。あくまでも、そのことの軸に立った島本町の事務事業であるべきだと私は考えていますし、また、そのように望みたい、そうしていただくことを望むことです。それだからこそ、情報公開請求のあり方、住民に添った、住民の暮らしの安全が、この開発行為によって損なわれないという視点に立ってしていただきたいと、再度、これは要望に止めておきます。

借用地に関しては、申請書の中にボーリング調査等に関する、あらゆることに関するのでしょうか、責任と負担を負うということで、府にも確認されているということです。ご答弁をいただきましたので、それについては一定理解をしました。

質問というのは、3回目の質問としては特にございませんが……（「討論で」と呼ぶ者あり）……、よろしくお願ひしたいと思います。

平井議長 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平井議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次討論、採決を行います。

それでは、第 32 号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

村上議員 第 32 号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について、自由民主党クラブと自民無所属の会を代表し、討論を行います。

「国民健康保険法施行令」の一部改正に伴い、後期高齢者支援金の賦課限度額を 14 万円から 16 万円に引き上げ、介護納付金の賦課限度額を 12 万円から 14 万円に引き上げ、また国民健康保険料の軽減対象世帯を拡大するものであります。

本町においては、後期高齢者支援金の賦課限度額を引き上げることにより 94 世帯に影響、影響額は 156 万 2,805 円、介護納付金の賦課限度額を引き上げることにより 152 世帯に影響し、影響額は 251 万 5,380 円になります。

医療保険制度では、保険料負担は負担能力に応じた公平なものである必要があるが、受益との関連において被保険者の納付意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険料負担に一定の制限を設けられ、中間所得者へ配慮されていることは、一定評価します。

また、先般の国民健康保険運営協議会を傍聴しましたが、審議と結果を尊重し、今後とも高齢化の進展などによる医療費などの増加が見込まれる中での保険料負担の公平を図る観点から、保険料上限額の改正に一定の理解をいたし、賛成の討論とします。

(午後 3 時 32 分 河野議員退席 同 3 時 33 分 河野議員出席)

平井議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 32 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第 32 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 33 号議案 平成 25 年度島本町一般会計補正予算 (第 8 号) に対する討

論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

平野議員 第 33 号議案 2013 年度島本町一般会計補正予算（第 8 号）について、反対の討論をいたします。

反対の理由は、質疑の中で述べましたように、財産収入、町有地の売り払い収入 7 億 4,050 万円、鶴ヶ池住宅の跡地の売却に関わって歳入されていますので、その件に関して反対ということです。

質疑の中でも申し上げましたとおり、この町有地に関しましては、6 月議会の大綱質疑で、町有地である鶴ヶ池住宅跡地についても、公共施設の配置を検討する中で土地利用方針や活用方針を検討すべきではないかということをお願いしてまいりましたし、地区計画の制限条例の討論の中でも、同様の意見を申し上げました。ところが、先日、公表されました「公共施設適正化基本方針(案)」におきましては、特段、跡地がなくても公共施設の配置や公有地の活用とかに支障がないと結論づけるような内容ではありませんでしたので、私としては、最終的に売却してもよいという判断がつきませんでした。

すでに、2 月 28 日には売買契約を町と小野薬品工業株式会社との間で契約をされています。契約を締結したということですので、当然、今後の建設及び事業活動についてどうなのか、ということについて質疑をしたわけですが、特に開発において事前協議、開発指導要綱に基づく事前協議申請書が 1 月 29 日に出され、それを町としては受理しているわけですが、この段階で、まだ正式には土地の所有権、土地の権利は小野薬品側にはない、まだ保留状態である。保留状態のままに、こういった開発指導要綱に関わって開発許可の事前協議申請書を受理していいものかどうか。私は、やはり特例に、ほんとに特例のことだというふうに思うんですね。ところが特例にするためには、やはり何かの規定とか基準に基づかないといけないというふうに思っております。その辺の説明が、ご答弁の中で十分な納得いくような説明ではありませんでしたので、一つ、この点に疑義があるということです。

それから、もう 1 点は遺伝子組み換え施設であるということで、文部科学省のほうから平成 22 年にご指摘のあった、小野薬品工業株式会社での遺伝子組み換え生物等の不適切な使用等において、平成 20 年から平成 22 年にかけて、そういった事例が判明しております。こういった事例を町としても把握していなかった。また、こういったことを把握したり、こういった事業活動が行われているかということ。特に、これは住民の住環境、環境や生命にも関わることでありますので、しっかりとそういうことが把握できるようにしなければなりません。

ところが、それを把握するためには既設の条例とかがありませんので、やはり吹田市などが制定していますような条例、これは「吹田市遺伝子組み換え施設等、病原体等取り扱い施設及び放射性同位元素取り扱い施設に関わる市民の安心・安全の確保に関する

条例」、このようなものが制定されております。この中で「遺伝子組み換え等の施設の安全管理体制の整備、安全管理に関する情報の発信、協定の締結、その他必要な事項を定めることにより、市民が安心して生活できる安全な環境を確保することを目的とする」、こういった条例、それを制定するという必要があるかと思えます。また隣の高槻市におきましては、日本たばこ産業株式会社が遺伝子組み換えの研究をなさっております。そこにも、高槻市と日本たばこ産業株式会社との間で「組み換えDNA実験等に関する環境安全に関する協定」というのが結ばれております。高槻市とJTの間で結ばれております。このようなものがなければね、やはり住民の生命や安全、環境は守れないというふうに申し上げました。

そういったこと、条例を制定するとか、こういった協定を結ぶとか、そういった答弁があればね、私は、この議案についても賛成をするつもりもありましたけれども、そういった担保がなければね、やはり心配で仕方がないんですね……（「どこまで心配を」呼ぶ者あり）……。そういう意味では、ここの町有地を売って事業活動されるわけですから、そういった事業に対して私たちが関心を持つ、チェックするのは当たり前のことですので、そのような体制が取られないということであれば、反対をせざるを得ないというふうに思っています。

以上です。

（午後 3 時 34 分 河野議員退席 同 3 時 38 分 河野議員出席）

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員 第 33 号議案 島本町一般会計補正予算（第 8 号）について、自由民主党クラブを代表し討論を行います。

歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ 9 億 4,263 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 102 億 1,061 万 2 千円とするもの、また繰越明許費の追加等の補正であります。

歳入の主なものに、学校施設環境改善交付金 4,826 万 5 千円、桜井三丁目地内町有地売り払い収入 7 億 4,050 万円、町債の第二中学校整備事業債 1 億 5,170 万円等があります。

歳出においては、公共施設耐震工事等に必要となってくる財源として、町有地売り払い収入を全額公共施設整備基金に積み立てされ、第二中学校耐震補強等工事に 1 億 9,024 万 2 千円。第二中学校の耐震化工事に関わります歳出 2 億円は繰越明許費になりますが、全体の公共施設の計画がなかなか示されない中、耐震化率を意識され、やれるところからやっていくとなりましたが、26 年度耐震設計業務や耐震工事に遅れが出ないよう、随時、進捗状況の報告を要望します。

また、全国的な認識不足ミスから明らかになってきています総務費の中の公課費において、土地家屋調査士、建築士、不動産鑑定士等の報酬など、源泉所得税の徴収・支払いに際しては、法人と個人との判別ミスによる源泉徴収漏れにおいて、加算税分は住民

の皆様にお詫びと謙虚さを持ち、今後、二度とないよう苦言を述べ、今回より支出命書書類作成にあたっての留意事項に源泉徴収所得税の説明書きを追加し、支払い明細書様式を改定し、また営業区分を設けられる等の改善をされました。速やかに手続きを行い、事業者と住民の皆様にご理解いただくご努力は必須とし、賛成の討論といたします。

平井議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 反対の方の発言がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第33号議案 平成25年度島本町一般会計補正予算(第8号)に、私より賛成の討論を行います。

町有地・鶴ヶ池住宅跡地売却につき7億4,050万円が計上され、全額が公共施設整備積立基金に積み立てられるものです。本町の都市計画、まちづくりの戦略を考えるうえで妥当性があると判断いたしました。

しかしながら、売却に伴う事務手続きに関しては、当初より、概して環境保全の視点が欠けているというのは事実であり、本町の今後の大きな課題であると指摘しておきます。開発行為に伴う町の力量も試されていると思いますので、この点、何とぞよろしくお願いいたします。

源泉所得税の徴収漏れについては、事務手続き上、島本町が自ら問題点を発見できなかったというのは残念ではありますが、他市町村の事例から発覚したことに対して取られた対応・対策は、妥当かつ評価できるものと私は考えております。いったん町が立て替える状況の中、間違いなく徴収できるよう、誠実な対応を求めるものです。

第二中学校の耐震補強工事については当初予算に計上の予定、平成26年度の事業であったものを前倒しにして、補正予算計上されるものです。国の補助金を獲得されるという点で評価できるものであり、賛成するものです。

以上をもちまして、賛成の討論とさせていただきます。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第33号議案 島本町一般会計補正予算に対して、日本共産党町会議員団を代表し賛成の討論を行います。

先ほど、種々質問させていただきました。町長からは、ちょっと笑みがこぼれておられるようですが、ほんとに苦笑の選択です……(「笑ってなんか」と声あり)……。私にはそう見えておりますので、事実が違っていたら、失礼いたします。

重ねて質問させていただきました。最終的には、佐藤議員の質問に対する川口町長の本土地の売り払い収入に関わる売買契約、それに関わる手続き上の問題に瑕疵はなかった、その答弁を受けての賛成ということが、大きな1点目です。

しかしながら、繰り返し質疑をしました中に、この用地売り払いに関しまして、小野

薬品工業との売買契約に関わる財産収入、売り払い収入、売買契約ということに関して、ここまで至るまでに新たな町政がスタートした肉付け補正予算において、この用地の売却方針を示され、そのことにも私たちは一定理解を示すという態度を取らせていただきました。その後、地区計画などに関わる、総合政策部中心の地区計画に関わる都市計画審議会などが開かれ、様々、この用地に関わることで相当な審議会、議会での議論があったことは、もう繰り返しいたしません。

しかしながら、本会議場であった答弁においては非常に由々しき事態がある。そういう意味では、今後、開発が行われるにあたって、島本町の事務が、日常的な事務が果たして行われるのか、無事に行われるのかということについては大いに不安があります。その点については、一定、発言をしたいと思います。

まず、この土地に関わっては「地区計画条例」、島本始まって（以来）の「地区計画条例」を作られた。このことも以前、都市計画審議会の意見書などで求めて来られ、私自身もその中心に訴えてきたという経緯があります。その中で、都市計画審議会が出された意見では、歩道の拡幅など歩行者への配慮に努めること、また用途地域変更区域の住環境と調和し公害の防止に配慮するよう適切な指導に努めること。これは、従前の開発指導要綱に伴う事務というのは当然のことであって、それに加えて、こういったことを努力しなさいというものであったというふうに理解をしておりますが、本会議場での都市環境部長の答弁に象徴されるように、開発指導要綱に基づく開発事業者の説明責任や工事説明会などに至っては、十分な事実確認をされていなかったということが、この議場で明らかになりました。書類に十分に目を通されて、事前、事後、そういったことに対する説明会についての確認作業ができていなかったということは、はっきりとしております。ここの議場での答弁で明らかになっております。

そのことで、総合政策部長から一定説明はありましたが、その点について、これからいよいよ開発が始まるに至っての説明も私たちは求めているものです。その点について、開発指導要綱の日常的な島本の業務が十分に、この議場では説明ができていなかったということについて、やはり島本町の住民に対する説明のあり方ということは問われなければなりません。

そういう意味では、この用地の売却にあたって、スタート地点から本議決に至るまでの間に行われた町の事務のあり方を、やはり総ざらいする必要があるというふうに考えますし、そういったことがしっかり正されないまま、可決をしたということだけでものを進めていくと、大きなミスに繋がりがねないということがあります。

また一方で、売買契約の締結された2月28日という日にちの前後に伴う事務については、今後、さらにまた住民の皆さんにも私たちも説明の責任が問われるものですが、その点については瑕疵はなかったものとして、島本町長においても十分に大きな土地を手放すということについては、住民の皆さんにも改めてまた説明をする場を設けていただ

くという、説明をするということについて、あらゆる手段を講じていただくということが必要になってくると思いますので、それは厳しく求めておきます。

もとより、中学校の耐震化に関わる予算、債務負担行為、様々なものと、あと源泉徴収の未払いのことについての手立てについては、当然の措置として、急ぎ事務を進めていただきたい。

そのことだけを申し上げまして、今議案に関しましては賛成の討論といたしますが、やはり今日の議決を経たうえで、議決というか、この後の採決を踏まえたうえで、可決をしようが否決をしようが、町長のやるべきことは、やはり部長の答弁にまかせておらず、この議場においてもしっかりと全体を通じての答弁をするべき立場にある人だということでは、今後、住民に対しての説明責任、しっかりと開発に関する事業者への説明責任や環境保全、公害の防止ということについては、都市計画審議会の意見書、付帯意見については全うされることを大きく求めまして、賛成の討論といたします。

(「今のに反問権は使わないでいいのか」他、議場内私語多し)

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

外村議員 第33号議案について、賛成の討論いたします。

本件の補正予算は、主には土地売り払い収入の歳入と、第二中学校耐震補強に関わる債務負担行為及び工事費であります。今回、土地に関しては私も12月議会でも申し上げましたが、やはり、この事務の進め方に瑕疵、不手際があつて、本来ならば年内に、昨年末に売買契約を終わって、土地代金も収入して、1月1日付けで課税される固定資産税、385万というふうに話、お聞きしました。それと都市計画税、今訊きましたら65万円。あと土壇場でうちがやることになった土壤調査費150万某、これについては、私はほんとに、本来ならば予定価格に上乘せして、土壤調査費は上乘せして再入札すれば、これも必要なかったということをお考え、非常に大きな逸失利益を生じたということで、私は12月議会で申し上げました。そのときに乾副町長からお詫びがあつたし、町長からも反省の弁がございました。

そういった意味で、私が今回賛成しますのは、契約も終わってしまったことですから、改めて言うてもしようがないので賛成しますけども、そういう反省を踏まえて、ぜひ広報等で、こういう不手際があつたということ、逸失利益があつたということは、やっぱり、ちゃんと報告すべきだと思います。

源泉徴収漏れにつきましても、これもやはり税務署から言われるまでわからなかったということですが、こういうこともちゃんと町民に報告して、お詫びするべきやと私は思っておりますので、そういうことをされることをお願いしまして、賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第33号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

平井議長 起立多数であります。

よって、第33号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第34号議案 平成25年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)に対する討論を行います。

本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第34号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第34号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第35号議案 平成25年度島本町水道事業会計補正予算(第5号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第35号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第 35 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、3月6日から3月25日までの20日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ご異議なしと認めます。

よって、3月6日から3月25日までの20日間を休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして散会といたします。

次会は、3月26日午前10時から会議を開きます。

本日は長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後3時57分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第10号議案 島本町暴力団排除条例の制定について
- 第11号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について
- 第12号議案 島本町職員定数条例の一部改正について
- 第13号議案 島本町青少年問題協議会設置条例の一部改正について
- 第14号議案 島本町営住宅条例の一部改正について
- 第15号議案 島本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 第16号議案 平成26年度島本町一般会計予算
- 第17号議案 平成26年度島本町土地取得事業特別会計予算
- 第18号議案 平成26年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
- 第19号議案 平成26年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
- 第20号議案 平成26年度島本町介護保険事業特別会計予算
- 第21号議案 平成26年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
- 第22号議案 平成26年度島本町公共下水道事業特別会計予算
- 第23号議案 平成26年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
- 第24号議案 平成26年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
- 第25号議案 平成26年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
- 第26号議案 平成26年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
- 第27号議案 平成26年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
- 第28号議案 平成26年度島本町水道事業会計予算
- 第32号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 第33号議案 平成25年度島本町一般会計補正予算（第8号）
- 第34号議案 平成25年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 第35号議案 平成25年度島本町水道事業会計補正予算（第5号）

平成26年

第1回島本町議会定例会 会議録

第 5 号

平成26年3月26日(水)

第1回島本町議会定例会 会議録（第5号）

年 月 日 平成26年3月26日（水）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	平井 均	2番	関 重勝	3番	外村 敏一
4番	田中 修	5番	村上 毅	6番	清水 貞治
7番	岡田 初恵	8番	川嶋 玲子	9番	戸田 靖子
10番	平野 かおる	11番	伊集院 春美	12番	野村 行良
13番	河野 恵子	14番	佐藤 和子		

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	川口 裕	副町長	乾 知範	総合政策 部 長	島田 政弘
総務部長	由岐 英	民生部長	近藤 治彦	都市環境 部 長	水木 正也
上下水道 部 長	今中 良昌	消防長	黒田耕佐久	教育次長	北河 浩紀
会計管理者	妹藤 博美				

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	永田 暢	議事課長	猪倉 悟	書 記	小東 義明
書 記	田畑 良昭				

議事日程第5号

平成26年3月26日(水) 午前10時開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 第1号選挙 島本町選挙管理委員及び同補充員の選挙について

日程第3 第10号議案 島本町暴力団排除条例の制定について

第11号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

第12号議案 島本町職員定数条例の一部改正について

第13号議案 島本町青少年問題協議会設置条例の一部改正について

第14号議案 島本町営住宅条例の一部改正について

第15号議案 島本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

第16号議案 平成26年度島本町一般会計予算

第17号議案 平成26年度島本町土地取得事業特別会計予算

第18号議案 平成26年度島本町国民健康保険事業特別会計予算

第19号議案 平成26年度島本町後期高齢者医療特別会計予算

第20号議案 平成26年度島本町介護保険事業特別会計予算

第21号議案 平成26年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算

第22号議案 平成26年度島本町公共下水道事業特別会計予算

第23号議案 平成26年度島本町大字山崎財産区特別会計予算

第24号議案 平成26年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算

第25号議案 平成26年度島本町大字桜井財産区特別会計予算

第26号議案 平成26年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算

第27号議案 平成26年度島本町大字大沢財産区特別会計予算

第28号議案 平成26年度島本町水道事業会計予算

日程第4 第36号議案 平成25年度島本町一般会計補正予算(第9号)

追加議事日程

会期の延長

(午前10時00分 開会)

平井議長 おはようございます。

公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

これより、本日の議事に入ります。

議案等はお手元に配付いたしておきましたから、ご了承願っておきます。

日程第1、諸般の報告を行います。

島本町監査委員から、平成25年度1月分の例月出納検査結果が、「地方自治法」第235条の2第3項の規定により、お手元に配付いたしておりますとおり本町議会に報告がありましたので、ここにご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第2、第1号選挙 島本町選挙管理委員及び同補充員の選挙についてを行います。

これを職員に朗読させます。

議会事務局長 (第1号選挙 朗読)

以上でございます。

平井議長 お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員に、加藤美恵子さん、佐藤房子さん、菅俊勝さん、谷川清さんを指名し、同補充員に佐藤諭志さん、河村幸子さん、山田強さん、濱口美雪さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました加藤美恵子さん、佐藤房子さん、菅俊勝さん、谷川清さんを選挙管理委員の当選人と定め、佐藤諭志さん、河村幸子さん、山田強さん、濱

口美雪さんを同補充員の当選人と定め、なお、補充員の順序は、ただいま申し上げました順序とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方々が、選挙管理委員及び同補充員に当選されました。

なお、同補充員の順序は、ただいま申し上げた順序といたします。

日程第3、第10号議案 島本町暴力団排除条例の制定についてから第28号議案 平成26年度島本町水道事業会計予算までの19件を、一括議題といたします。

なお、本案19件につきましては、去る3月5日の本会議において所管の各常任委員会に付託していたもので、すでに審査が終了しております。

よって、これより各委員長の報告を求めます。

まず最初に、総務建設水道常任委員長の報告を求めます。

伊集院委員長 (登壇) おはようございます。それでは、総務建設水道常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月5日の本会議におきまして、本委員会に付託されました第10号議案 島本町暴力団排除条例制定について外13件につきましては、3月7日、10日、11日に委員会を開催し、審査を行いました。

付託されました案件につきましては、すでに本会議において各々説明されたところではありますが、委員会審査の万全を期するため理事者からの補足説明を求め、審査を実施いたしました。

1日目の3月7日は、まず条例4件の審査として、第10号議案 島本町暴力団排除条例の制定について及び第14号議案 島本町営住宅条例の一部改正についてを一括して、また第11号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について、第12号議案 島本町職員定数条例の一部改正については、それぞれ議案ごとに審査を実施、続いて第16号議案 平成26年度島本町一般会計予算(所管分)のうちの第1条 歳入歳出予算の歳入全部、歳出・第1款 議会費、第2款 総務費の途中までの審査を行い、1日目の審査を終了いたしました。

2日目の3月10日は、前会の議事を継続し、第2款 総務費の続きと、第4款 衛生費から第7款 土木費までについて、途中まで審査を行いました。

3日目の3月11日には、前日の議事を継続し、第4款 衛生費から第7款 土木費までの審査の続きと、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費の審査並びに第2条 債務負担行為から第5条 歳出予算の流用までの審査を行い、第16号議案 平成26年度島本町一般会計予算の審査を終えました。続いて、第17号議案 平成26年度島本町土地取得事業特別会計予算、第23号議案から第27号議案までの平成26年度

島本町各財産区特別会計5件の一括審査、第21号議案 平成26年度大沢地区特設水道施設事業特別会計予算、第22号議案 平成26年度島本町公共下水道事業特別会計予算及び第28号議案 平成26年度島本町水道事業会計予算の3件の審査を行い、同日で本委員会に付託されました案件すべての審査を終了いたしました。

このような経過を経まして、3月11日の委員会において討論・採決を行いました。

採決の結果、第16号議案 平成26年度島本町一般会計予算（所管分）、第28号議案 平成26年度島本町水道事業会計予算の2件については賛成多数で可決すべきもの、その他の12件については全員賛成で可決すべきものと、それぞれ決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録をご覧くださいと思います。

以上をもって、委員会審査についての委員長報告といたします。

平井議長 次に、民生教育消防常任委員長の報告を求めます。

平野委員長（登壇） おはようございます。それでは、民生教育消防常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月5日の本会議におきまして、本委員会に付託されました第13号議案 島本町青少年問題協議会設置条例の一部改正について外5件につきまして、3月13日、14日及び17日に委員会を開催し、審査を行いました。

付託されました案件につきましては、すでに本会議において各々説明されたところではございますが、委員会審査の万全を期するため理事者からの補足説明を求め、審査を実施いたしました。

1日目の3月13日は、まず条例の審査として、第13号議案 島本町青少年問題協議会設置条例の一部改正について、第15号議案 島本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についての2件を、それぞれ議案ごとに審査を実施、続いて第16号議案 平成26年度島本町一般会計予算（所管分）のうち、第1条 歳入歳出予算のうち歳出・第2款 総務費の所管分と第3款 民生費の途中までの審査を行いました。

2日目の3月14日は前日の議事を継続し、第3款 民生費の続きと第4款 衛生費の所管分、第8款 消防費及び同第9款 教育費の途中まで、審査を行いました。

3日目の3月17日には前会の議事を継続し、第9款 教育費の続きを行い、第16号議案 平成26年度島本町一般会計予算（所管分）の審査を終えました。続いて第18号議案 平成26年度島本町国民健康保険事業特別会計予算、第19号議案 平成26年度島本町後期高齢者医療特別会計予算、第20号議案 平成26年度島本町介護保険事業特別会計予算を、それぞれ議案ごとに審査を行い、同日で本委員会に付託されました案件すべての審査を終了しました。

このような経過を経まして、3月17日の委員会において討論・採決を行いました。

採決の結果、第 13 号議案 島本町青少年問題協議会設置条例の一部改正について、第 15 号議案 島本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、第 16 号議案 平成 26 年度島本町一般会計予算（所管分）の 3 件については全員賛成で可決すべきもの、第 18 号議案 平成 26 年度島本町国民健康保険事業特別会計予算、第 19 号議案 平成 26 年度島本町後期高齢者医療特別会計予算、第 20 号議案 平成 26 年度島本町介護保険事業特別会計予算の 3 件については賛成多数で可決すべきものと、それぞれ決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録をご覧いただきたいと思っております。

以上をもって、委員会審査についての委員長報告といたします。

平井議長 これより、委員長の報告に対する質疑を行います。審議がスムーズに行われるということと委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の各委員の質疑は差し控えていただきます。

それでは、本案 19 件の各常任委員会の委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平井議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、第 10 号議案から、順次討論、採決を行います。

ただし、第 23 号議案から第 27 号議案までの各財産区特別会計の 5 件は一括して行いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、第 10 号議案 島本町暴力団排除条例の制定についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

平野議員 第 10 号議案 島本町暴力団排除条例の制定について、反対の討論をいたします。

暴力団が反社会的な組織であり、法に背く活動を進める暴力団について擁護するわけではありませんが、今回、提案されている「暴力団排除条例」には、基本的人権を定めた憲法に抵触する点及び個人情報保護に反する点があり、賛成できません。

以下、理由を述べます。

1. 暴力団の非社会的行為に対しては、法律に基づき規制の法的権限を持つ警察が取り締まるべきことです。そして、犯罪の取り締まりは社会的身分ではなく、証拠を裏付けとした犯罪行為について行うべきです。

2. 条例の内容を見ても、どのようなものが暴力団及び暴力団密接関係者に該当するのか、町として明確な定義や十分な情報力がなく、住民が不利益を蒙りかねません。第 10 条の「公の施設における暴力団の排除」に、公の施設の利用について、「暴力団の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない」とありますが、どのような方法で認

定するのでしょうか。これも、誰が暴力団や暴力団密接関係者であるかを判断することは難しく、一般住民が公共施設を利用できなくなることがあります。

3点目．暴力団かも知れないということで、結局、警察に判断をゆだねるしかありません。第15条の規定で「町長等は、所管の警察署長の意見を聞くことができる」とされ、暴力団かどうかを確認するのに警察に照会します。暴力団員と疑い、一般の住民を通報することや、住所・氏名・生年月日などの個人情報警察に照会することは、人権侵害を引き起こす危惧があります。恣意的な判断で、拡大解釈されることもあります。本町でも、そのような事例があることは、町議会の答弁で明らかです。暴力団「風」ということで警察に照会した結果、該当しないということが、2012年度で6件ありました。

暴力団かどうかの確認については、大阪府警、高槻警察署、島本町長及び島本町教育委員会の四者による覚書を締結し、照会にあたっての詳細な取り扱いを定めるということです。個人情報の警察への提供について、個人情報保護審議会に意見を聞くという最低限の措置さえも取らず条例を制定することには、明確に「個人情報保護条例」違反であるとし、反対の大きな理由です。

4点目．第5条3項に「住民及び事業者の役割」として、住民が暴力団を排除する役割を担わされます。府内自治体の多くが条例を制定していることが、今回の提案理由の一つにあげられています。しかし、そもそも条例のない島本町で暴力団事件が起きたのかと言えば、そのような事例はないと、総務建設水道常任委員会で答弁されています。

むしろ、住民対暴力団という構図により、暴力団事件に巻き込まれている事件もあります。暴排条例を守り、暴力団との関係を根絶しようとした市民を守り切れず、犠牲が発生しています。例えば、暴排条例を全国に先駆けて施行した福岡県の北九州市では、2012年8月以降、暴力団員立ち入り禁止のステッカーを掲示している飲食店関係者が襲われる事件が4件発生しました。繁華街の飲食店の女性経営者が暴力団員により切りつけられたり、商店が放火されています。暴力団による見せしめの可能性が指摘されています。

大綱質疑で、町は「住民等に対し、暴力団から不当な行為があった際には、警察署におきまして個別警備を強化するなどの対応で、住民が危険にさらされることはない」と答弁しています。それならば、そのためには条例の中に「暴力団排除活動等に取り組むこと等により、暴力団または暴力団員から危害を受ける恐れがあると認められる保護対象者に対し、警察官による警戒活動その他の保護対象者の安全で平穏な生活を確保するため必要な措置」という保護措置を定めた条文を入れるよう求めましたが、保護措置の規定は盛り込まれず、住民保護が万全に行われる保障はありません。

5点目です。暴力団の擁護をするわけではありませんが、暴力団に加入している人たちの中には、貧困や、社会的に差別され、就労・学業の機会を奪われ、社会に受け入れられなかったという背景を持つ人もあり、そのこと自体を解決しなくてはなりません。

また暴力団から離脱し、社会復帰をしようと努力している人をサポートする受け皿こそ必要です。

最後に、「暴力団排除条例」は人を身分や職業で差別することを強いる……（「どこが」と呼ぶ者あり）……、また犯罪が起きてからではなく、罪を犯す前から相手を排除してしまう人権侵害の恐れが拭いきれない、基本的人権を定めた憲法に抵触する、と指摘する法の専門家もいます。ですから、国会で法律を定めることができないのです。法律を定めるといことは、憲法違反になるからです。ですから、条例で制定するという方向だというふうに思います。繰り返しますが、暴力団については法的権限を持つ警察が対処すべきことです。

以上に述べた5点を理由として、この「暴力団排除条例」の制定については反対いたします。

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

関 議員 第10号議案 島本町暴力団排除条例の制定について、賛成の討論をいたします。

山口組をはじめとする暴力団の活動は、年々、巧妙化・悪質化を極めており、知らず知らずの間に社会や住民生活に入り込んでくる状況が続いております。最近では、都市銀行において反社会的勢力と知りながら取引を持ったことで、頭取までが責任を追及された事件が記憶に新しいところです。

暴力団は、その凶暴性・極悪性から、一度、関係を持ってしまうと、関係を断ち切るには相当な覚悟や労力が必要であることから、島本町においても「暴力団は社会の敵だ」という強い対決意思を持つ必要があります。

大阪府下の40の自治体がすでに本条例を導入していることを見ますと、本町の出遅れ感が否めませんし、本町より後発で条例の作成に入った高槻市が、すでに12月議会で条例提案・可決されている状況を踏まえると、本町の危機管理についても疑問を持ちますが、島本町においての暴力団の活動を未然に封じる手段としても、早急に、一刻も早く本条例の制定が必要であると認め、賛成の討論いたします。

平井議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平井議長 反対の方の発言がないようでございますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第10号議案 暴力団排除条例の制定について、賛成の討論をさせていただきます。

暴力団というものの存在そのものは否定せずに、条例を根拠に、住民や事業者の協力を求めて、社会から暴力団と暴力団員を排除し、生活の場や資金源を絶とうとするものです。

警察対暴力団という枠組みが、住民対暴力団という枠組みになるとも指摘されています。行為ではなく、団体の性質や人の身分によって判断することは、ともすれば差別に繋がる可能性もあります。非常に難しい判断を迫られるものでした。しかしながら、理念的に賛成できかねる反面、現実的には、本条例を定めることで島本町が自らの姿勢を明確にしておく必要があると考え、本条例の制定に賛成いたします。

平成 23 年 4 月から「大阪府暴力団排除条例」が施行され、条例を定める基礎自治体も増えていく中、島本町が条例を定めずにいることで、他の自治体と比較して、暴力団にとって住みやすい町になるということは、やはり避けなければなりません。

「暴力団対策法」が施行された後、組織実態を隠蔽しながら、建設業、不動産業、金融業に進出するなど、その存在が不透明化していると聞き及びます。第 8 条で、公共工事や売り払い等の入札から暴力団を排除するためには、請負事業者に暴力団がないことを示した契約書を提出させるなど、一定の義務づけを行っているところもあります。他の自治体の動向を踏まえて、検討していただきたいと思います。

最後に、本条例によって暴力団員の親族、特に子どもが不当に差別を受けたり、保育所や幼稚園に入れなかつたりすることがあってはなりません。就学や就労の機会が奪われ、社会的差別を受けることで、暴力団関係者になっていくということが繰り返されないよう努めなければなりません。

本条例が、子どもの権利を奪うものにならないよう求めて、賛成の討論とします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

清水議員 第 10 号議案 島本町暴力団排除条例の制定について、自民無所属の会を代表し討論を行います。

「島本町暴力団排除条例」の制定については、社会全体で暴力団の排除を推進し、住民生活の安全と平穏を確保すること、健全な社会経済活動の発展を目的とし、公共工事や主要な公共施設から、住民の生活に不当な影響を与える暴力団を排除するための条例制定です。

すでに多くの自治体においても制定されており、当町としても、すべての公共施設及び町内から暴力団が排除されることを要望するとともに、住民生活の安全と平穏が一定確保されることを評価し、賛成の討論とします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第 10 号議案 島本町暴力団排除条例の制定について、日本共産党島本町会議員団を代表し賛成の討論を行います。

2011 年 10 月 1 日に全都道府県で条例が施行され、各市町村でも条例整備が始まって以来、2 年半という月日を要した本町に対しては、遅きに失したと各方面から指摘を受けているところですが、ようやく制定の運びとなり、島本町が結ぶ契約や町営住宅など

から暴力団関係者を排除し、事業者が暴力団に利益供与することを禁止するなどの内容が示されております。

暴力団は犯罪行為を繰り返すことを常態とし、市民生活を脅かす反社会勢力であり、条例で根絶できるほど生やさしい集団でないことは十分に承知しております。これまで芸能界や金融業、大相撲などの暴力団との癒着の問題が取り沙汰されてまいりました。ただし、これらはマスメディアで表面化された、ほんの一部であります。

島本町は、条例施行日までの期間において、事業所、関係者への条例の周知を徹底すること、広報・ホームページなどのトップ記事に掲げることなどをはじめ町としての意思表示を明確に示し、今こそ暴力団追放へ、大きな社会的合意を拓ける方向へと動くべきだと考えます。一方で、暴力団と関係のない事業者や住民が、その自由や権利を侵されることがない、慎重な手続きも必要です。

本条例は、誰もが暴力団を恐れない、お金を出さない、利用しない道を取ることを励まし、勇気づけるため運用されるものであって、もしも、その条例が乱用され、住民の権利が侵されるようなことがあれば、かえって逆効果にもなりかねず、この点の取り扱いについては、常任委員会審査でも相当の議論のあったところです。十分に慎重に対応され、かつ事案発生の際には迅速に対応することを求めて、賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員 第10号議案 島本町暴力団排除条例の制定について、公明党を代表して討論を行います。

社会全体で暴力団の排除を推進し、住民生活の安全と平穏を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与するための条例であると思います。

大阪府内43自治体のうち、独自の「暴力団排除条例」を制定している自治体は、本年4月から施行を含めて40自治体になるとお聞きいたしております。このことからすると、当町は遅すぎるのではなかったのではないのでしょうか。また、このことに対する答弁におきましては、はっきりしたものではなかったように思います。

この条例に関しましては、高槻警察、また高槻市とも相談されながら、条例を制作したとお聞きいたしております。また内容面では、運用方法等に関しましては、これからであると聞いておりますが、現時点で賛成といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

外村議員 第10号議案 島本町暴力団排除条例の制定について、賛成の討論します。

本条例は、平成23年4月に施行された「大阪府暴力団排除条例」では排除できない部分を、本町独自の条例として補完するものです。すでに、大阪府下43自治体のうち40で導入されているそうですが、遅きに失した感がございます。

この条例制定によって、役場や公共施設は行政執行するうえで法的武装ができたわけですが、むしろ大事なものは、不動産販売業者やマンション管理会社などの業者が、どこ

まで、この条例の趣旨を尊重して暴力団及びその関係者排除に協力してくれるかにかかっています。もちろん住民も、この条例制定の意味を十分に理解して、どこまで排除に協力できるか、でございます。要するに条例制定はスタートであって、これからいかに住民や事業者に周知徹底、啓蒙活動をして、全町的な運動としてやっていくかが重要でございます。

これから8月の施行までの間に、すでに施行済みの自治体などでの問題点や反省点などを参考にしながら、また啓蒙チラシや広報活動に知恵を絞っていただき、実のある条例にしていただきますようお願いいたします。本件に関する役場の駆け込み窓口はどこなのか。私は危機管理室ではないかと思いますが、相談窓口の明確化と案内も、早めをお願いいたします。

以上をもって、賛成といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

田中議員 第10号議案 島本町暴力団排除条例の制定について、賛成の討論をいたします。

他の市町村の多くが同様の条例を制定している中、本町でも遅ればせながら制定することは必要なことです。暴力団の排除をもって住民生活の安全と平穏を確保するため、必要なものであります。

よって、賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員 第10号議案 島本町暴力団排除条例の制定について、自由民主党クラブを代表し討論を行います。

社会全体で暴力団の排除を推進し、住民生活の安全と平穏を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与するため、新たに条例を制定するものです。

大阪府におきましては、社会全体で暴力団排除を推進するという理念のもと、平成23年4月1日に「大阪府暴力団排除条例」が施行されており、大阪府内43自治体のうち、独自の「暴力団排除条例」を制定している自治体は、本年4月からの施行を含めると、40自治体になると聞き及んでおります。

基本理念として、暴力団の排除は、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本とするとともに、暴力団事務所の存在を許さないこととして、町、住民及び事業者が相互に連携を図りながら、協力して、社会全体として推進しなければならないことなどを規定しております。

施行期日につきましても、周知期間の必要性及び所管警察署等の協定書の締結に時間が必要なことから、本年8月1日から施行するもので、本町のみならず大阪府、住民及び事業者並びに関係団体と連携を図りながら、暴力団の利益となることがないように、実効性のある取り組みを図っていただくようお願いし、賛成といたします。

平井議長 以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第10号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

平井議長 起立多数であります。

よって、第10号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第11号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について
に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 反対の方の発言がございませんので、次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

清水議員 第11号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について、自
民無所属の会を代表し討論を行います。

島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正については、島本町清掃工場包括
運営検討委員会と島本町いじめ等対策委員会の新設と、島本町年長者サービス調整会議
を島本町介護保険事業運営委員会に統合すること、子ども・子育て会議を町長の附属機
関から町長及び教育委員会の附属機関にするものです。

島本町いじめ等対策委員会については、島本町教育委員会及び校長の要請に基づき、
学校内におけるいじめの調査をはじめ有効な対策等や防止について、検討する委員会で
す。子どもの気持ちを大切に、子どもの目線に立って、平等に調査し、対応策について
も慎重に検討され、学校からいじめが減少することを期待します。

島本町清掃工場包括運営検討委員会については、清掃工場の今後のあり方について、
現在の施設を修繕・改修しながら維持管理する手段を、包括運営委託も踏まえた検討、
また新設するために初期投資であるイニシャルコストと、維持改修・更新費等のランニ
ングコストを合計したライフサイクルコストの検討も踏まえ、町の財政状況も視野に入
れた、島本町にあった清掃工場のあり方、包括運営等について検討されますが、同時に
広域化の道筋においてのご苦勞も怠ることのないように要望し、賛成の討論とします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第11号議案 執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について、賛成の討
論をさせていただきます。

町長の附属機関として、新たに清掃工場包括運営検討委員会を、教育委員会の附属機
関としていじめ等対策委員会を置くものです。いずれにおいても、委員の人選が大変重
要になります。名誉職でないことに留意して、専門性を持ち、なおかつ公平・公正な立
場に立てる方を適切に指名する必要があります。

清掃工場包括運営検討委員会については、施設並びに廃棄物に関する専門的な知識と経験をお持ちの学識経験者、公益社団法人全国都市清掃会議並びに日本環境センターに籍を置く方、さらに弁護士にも入っていただくとのことです。万が一、問題が生じた場合、プラント技術に精通した、委託業者とその専門弁護士などを相手に、契約書に基づいて対等に対応できるだけの体制を整えておかなければなりません。大阪府に協力を求めて人選していくということですが、島本町自らも十分に研究・検討して人選していただきたいと思います。

なお、同検討会においては町より過不足なく真実の資料が提供されること、傍聴を可能とする開かれた検討会で、透明性のある議論が行われることを、再度求めておきます。

いじめ等対策委員会については、学校教育の現場を支える体制の一つとして位置づけられるものと認識しています。子どもの人権を尊重し、子どもに寄り添い、公平・中立の立場で意見が述べられる方を委員に迎えていただくことを望みます。

年長者サービス調整会議を介護保険事業運営委員会に統合すること、住民福祉審議会が担っていた「保健福祉計画及び介護保険事業計画」の審議を介護保険事業運営委員会にゆだねること、いずれも妥当と判断しました。引き続き、年長者に対する各行政サービスの総合的な推進に努めて下さい。

子ども・子育て会議については、機構改革に伴って、町長並びに教育委員会の附属機関と位置づけられました。今回の組織編成が、就学前の子ども、児童生徒にマイナスにならないよう、よくよく連携を取って、島本町は「子どもの育ちと子育てにやさしいまち」ですと、再び自信を持って言えるよう努めていただきたいと思います。特に、1級建築士等、専門性を持つ方のサポートを、垣根を越えてしていただくようお願いしたいと思います。

以上をもって、執行機関の附属機関に関する条例の一部改正についての賛成討論とします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第11号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について、日本共産党島本町会議員団を代表し賛成の討論を行います。

まず1点目、清掃工場包括運営検討委員会の設置については、テーマには広域行政、検討内容に含まれない。また、他の手法については議論の俎上に乗るものということで、常任委員会の審査の中で認識をしております。審議の透明性を図ることはもちろん、事務方の環境課職員の十分な研修、情報収集を可能とする体制強化を図り、ごみ問題の有識者、プラント業界と対等な議論がされること。同時併行で、島本町長、副町長による広域連携の協議・交渉の責務を果たしていただくということが前提であります。

二つ目に子ども・子育て会議では、この会議では現在、年度末に保育・子育て支援の見込み量を大阪府に報告され、4月下旬に一気に核心に迫る審議、意見具申を出してい

ただくための会議が開かれると聞いておりますが、子ども・子育て会議の条例の運用を図り、中間報告とともに住民説明、意見の聴取を行うよう求めておきます。

その他、いじめ等対策委員会、介護保険事業運営委員会については、一定合理的な措置と認めますとともに、学校教育現場、年長者福祉・介護現場で、日常的に当事者の権利擁護と環境整備、専門職である教職員や介護職員の超多忙の解消という課題解決に努めてこそであるということを申し添え、賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

関 議員 第 11 号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について、討論を行います。

本条例は、本町の附属機関として、新たに島本町清掃工場包括運営検討委員会を置き、また既設の附属機関を再編するため所要の改正を行うものです。

本町の清掃工場においては、すでに 20 年の寿命を過ぎており、建て替えができず、また高槻市などとの広域化についても、全く目処がついていない状態が続いております。そのための打開策の手段として、学識経験者による島本町清掃工場包括運営検討委員会を立ち上げ、包括運営の導入の効果等を検討することであり、早期に何らかの結論を出していただくことを期待します。

また、いじめ等対策委員会については、本町の学校において、万が一重大な事案等が発生したときには、しっかりと中立の立場で、感情に流されることなく、事案の原因究明や検証ができる委員会になるように、委員会の人選については本町や学校、さらには子ども達への思いについて、利害関係などの全くない、外部の有識者の選出をされることを要望し、賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

外村議員 第 11 号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について、賛成の討論いたします。

本案に反対する理由はございません。新設の 2 委員会について要望申し上げ、賛成とします。

1 点目。清掃工場包括運営検討委員会に関して。

この委員会を立ち上げるにあたって、事前に関係者で検討された検討結果の中に、「広域行政に向けて努力し、実現するまでは」云々とあります。そのことですから、今回の包括民営化検討は、あくまでも広域行政実現までの緊急避難的措置と理解しております。従って、引き続き広域行政の実現に向けては、まちづくり事業推進プロジェクトチームの最重要課題の一つとして取り組んでいただきたい。また包括運営検討委員会においては、いろいろなケースと比較するためにも、本町独自で建て替えた場合のイニシャル、ランニングコストについてもシミュレーションして、結果を出していただきたい。何も包括民営化ありきの検討委員会ではないと理解しております。

また、この委員会では年内に一定の成果を出すということでございますから、成果物ができ次第、議会への報告をよろしくお願いします。

2点目、いじめ等対策委員会について。

本委員会のメンバーは、弁護士、医者、心理士などの専門的な人ばかりと伺いました。保護者や児童の声が反映できるような柔軟な発想で運営され、確実に成果を出す委員会となりますよう、事務局としてリードしていただきたい。

以上、お願いしまして、賛成といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第11号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について、自由民主党クラブを代表いたし討論を行います。

まず、島本町介護保険事業運営委員会の編成においては、担任する事務に介護保険事業計画に関することや地域ケア会議に関することを新規に追加され、定数を1名増の13人とし、「大阪府茨木保健所の長又は長が推薦する者」とされております。広域の観点において保健所の問題を指摘してまいり、高槻市保健所との連携が可能となった今、新規事務においては、今後の委員構成も改めて増員予定も想定することを指摘し、今回においては年長者サービス調整会議体を削除し、統合されることに対しての1名増と理解いたします。そして新事務においては、本町の介護事業における根幹部分であり、重責となりますが、期待しております。

島本町子ども・子育て会議においては、町長及び教育委員会の附属機関と編成されることについて、現場の一元化ができたと同時に町施策、町予算として密に連携を取っていただく手段の一つともなり、大いに議論を交わしていただきたいと要望します。

さて、新規となります2種において、まず清掃工場包括運営検討委員会は「学識経験を有する者」で4人以内とされています。清掃工場の適正な運営、包括運営委託の導入に関することや、導入の際の事業者選定及び審査に関する事など検討され、結果を町長に報告されます。このことにおいて、広域化の後退とも取れなくはない点に、併行して広域化の道筋を示せるご努力を今以上にしなければならないと要望します。

最後に、いじめ等対策委員会は、学識経験者及び「教育委員会が必要と認める者」で5人以内とされます。町立小学校におけるいじめ防止等について、教育委員会及び学校の要請に基づかれ、実態を把握し、有効な対策や重大な事案の調査に検討し、教育委員会に具申や報告をされます。防止のためには、調査や検討において客観的判断も必要不可欠であり、委員会の設置は評価しますとともに、この具申や報告において、学校関連だけでなく家庭教育においても反映していかなければならない役割として、子育ての一元化した機構改革も踏まえまして、教育こども部のご尽力を切に要望し、附属機関に関し、賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員 第 11 号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について、公明党を代表して討論を行います。

全体的には賛成といたしますが、島本町清掃工場包括運営におきましては慎重にされることを要望いたしまして、賛成といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

平野議員 第 11 号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について、保留の討論いたします。

本町の附属機関として、新たに設置される島本町いじめ等対策委員会及び再編される島本町介護保険事業運営委員会と島本町子ども・子育て会議については、概ね賛成するものです。

しかし、島本町清掃工場包括運営検討委員会の設置については、清掃工場の運営を公設公営——一部、業務委託していますが——から、公設民営の長期包括民営化に変更する目的のために、検討機関として設置されるものと認識しています。公設公営より公設民営の方式で、10年間の長期包括委託により経費を縮減できるという試算等の検討結果が示されないまま、2016年度長期包括民営化の導入に向けて事務が進められることに異論があります。

詳しくは一般会計予算討論で述べるとして、清掃工場包括運営検討委員会の設置を含む条例改正については、他の附属機関の必要性を鑑み、保留といたします。

(午前 10 時 49 分 平野議員退席)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第 11 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第 11 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

(午前 10 時 50 分 平野議員出席)

引き続き、第 12 号議案 島本町職員定数条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 反対の方の発言がございませんので、次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第12号議案 島本町職員定数条例の一部改正について、日本共産党島本町会議員団を代表し賛成の討論を行います。

国の行革プランなどの中で、また自治体リストラの中で、定数の現状維持を図り、消防職員を国の整備指針の人員数1%アップの改善を図られたということを主な理由として、賛成するものです。消防職員については、引き続き、整備指針の100%に近づける具体の手立てを引き続き求めておきます。

定数維持を評価しつつ、未だ5日勤務の再任用職員の比率が高い。今後、退職者補充を怠りなくすることを求めます。さらに、クラス担任が全員臨時職員という町立保育所の劣悪な条件を脱するためには、保育士正規職員の計画的採用をはじめ臨時職員、非正規嘱託職員の正規化を目指す取り組みが求められるところです。

日本共産党大阪府会議員団により、本年2月に申し入れを行い、それらに応えた結果、大阪府教育委員会では2014年度公立学校教職員採用試験において、常勤講師等経験者対象の選考区分の選考方法の改正、対象要件の緩和を図っておられます。実務経験年数を3年以上から1年以上にするとか、実務での評価を二次選考の面接テストの得点に反映するなどを行っておられます。そういう改善が図られました。

正規職員同等の担任や障がい児保育の重責を担い、相当の経験を持ちながら、新規採用の正規職員の養成にも多大な貢献をしておられる臨時保育士、図書館司書の同一労働・同一賃金をはじめ正規職員待遇に近づけることは喫緊の課題であります。

また、2006年度からすでに非常勤嘱託化に改善を図られている学童保育室指導員などもさらに正規化を図るなど、その採用においては大阪府教職員採用のような手立てを島本町にこそ導入を検討されるように、この際求め、賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

清水議員 第12号議案 島本町職員定数条例の一部改正について、自民無所属の会を代表し討論を行います。

島本町職員定数条例の一部改正については、昭和47年4月施行の島本町職員定数条例(第21号)の一部を改正されるもので、平成18年に一部改正されています。

主な改正内容は、平成26年4月1日からの機構改革等に伴う子ども支援課の業務を教育委員会の所管にするもので、町長の事務部局の職員定数を現行の168人から20人削減し、教育委員会へ異動するもので、教育委員会は現行の50人から20人増員し、70名とするものです。機構改革に適した職員定数の改正であると理解し、一定評価します。

そして、消防職員の定数については、現在の39名となった平成16年度の救急件数と平成24年度を比較すると、約20%増の1,051件となり、救急車の2台同時出動が増え、火災への迅速な対応も困難であること、また大規模地震や近年増加傾向にある自然災害に対する防災力の強化をするために4人を増員するもので、災害に対する迅速な対応が

可能となり、安全・安心が確保できることを一定評価し、賛成の討論とします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第12号議案 職員定数条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をします。

平成26年4月1日からの機構改革などに伴って改正されるもので、特に異論はございません。

しかしながら、組織機構の見直しの審議においても指摘したことですが、前回、18年の機構改革の際に、総務課にあった防災・危機管理に関する業務を、広報広聴・自治振興を担当する自治推進課と統合、自治・防災課を創設された。青少年問題、文化推進を担当する社会教育課と生涯学習課を統合して、新たな生涯学習課を創設された。いずれも効率的な事務運営に向けた統合ということでしたが、以来、これまで事務執行を続ける中、この二つの課は明らかに守備範囲が広く、職員のチームワークによって乗り切ってきたという印象がある。今回は効率化を目指した統合、すなわち一本化によって教育こども部が四つの課を担うことになる。当然、一本化によって守備範囲が広くなり、教育こども部に負担が重くなるのは明らかです。

問題の本質は人員不足にあり、これを解決するためには適切な人員配置が不可欠であり、そのためにはトータルの職員定数を増やさないとはいけません。適切な人員配置がされていないと感じている職員が多い中、特に専門職、技術職の採用は重要課題です。

さらに社会的情勢を鑑みれば、基礎自治体は若年層の雇用を生み出す役割も背負っていると思います。必要な職種を、必要な年度に計画的に採用していただくよう求めて、本議案には賛成いたします。

以上です。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

田中議員 第12号議案 島本町職員定数条例の一部改正について、賛成の討論をいたします。

今回の改正によって、長年の懸案であった消防職員が39人から43人に、4名の増員がなされます。よって、そのことを評価し、賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

外村議員 第12号議案 島本町職員定数条例の一部改正について、賛成の討論をいたします。

本案に反対する理由はございません。町の職員数は、財政が厳しい状況であるというのが背景であるか知りませんが、正職員はここ5年間、概ね240人。現在は他に再任用職員18人を含めて合計258人とのことで、定数の279人を20人ばかり下回っています。

国の種々制度変更や業務の複雑化などに対応するために、少人数の自治体では一人の職員が多く業務を担当せねばならず、また専門性を要求されるなどで、個々人の負担

は増えているのではないかと想像しています。また現状の人数では、権限移譲アイテムがたくさんあるも人材不足で受けられない、と聞いています。

町長の施政方針にもあります人事給与制度改革プロジェクトチームの発足と、今回の機構改革を機に、もう少し職員数を増やしてはいかがでしょう。今回の人事給与制度改革は、旧来の年功序列制度から実力主義・成果主義に切り替え、給与総額のスリム化と組織の活性化が狙いではないかと思えます。そうならば、給与総額を変えないで職員数を少しぐらい増やすことは可能でしょう。現状、正規職員数は抑えています、その分、非正規職員が増えているのが実態であります。

職員数増を惜しんで、本来の業務にスピード感がなかったり、ミスによる無駄な出費などがあれば、これこそ本末転倒です。今一度、一つひとつの業務を見直し、徹底した無駄の排除と歳出管理を厳格化するためにも、業務改革のプロを採用されることや、非正規職員の中で優秀な人の正規職員化などをお勧めします。

以上申し上げ、賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第12号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第12号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時01分～午前11時15分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、第13号議案 島本町青少年問題協議会設置条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 反対の方の発言がないようでございますので、次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員 第13号議案 島本町青少年問題協議会設置条例の一部改正について、自由民主党クラブを代表し討論を行います。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が平成 25 年 6 月 7 日に成立し、同年 6 月 14 日に公布され、「地方青少年問題協議会法」の一部改正が行われ、平成 26 年 4 月 1 日に施行されることに伴うための改正です。

法の改正内容では、「第 3 条第 2 項 会長は、当該地方公共団体の長をもって充てる」、同条 3 項では「委員は、地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、当該地方公共団体の長が任命する」とされていた規定が削除されました。そのため、地方公共団体の条例において会長及び委員の資格要件を規定する必要が生じ、条例において、これらについて規定するものです。

本町では、委員の資格要件を「関係行政職員及び学識経験がある者」とされ、町長が委嘱されます。また議員が法律上の規定から削除され、本町議会としても、住民の声の吸い上げのため、議員の撤退を特別委員会で決定しています。このような中、委員構成を精査し、定数を「20 人以内」から「12 人以内」等に改めるものです。

施行期日は平成 26 年 4 月 1 日ではありますが、経過措置として、現在の委員の任期が平成 26 年 7 月 22 日までとなっているため、任期中は現行の体制で運用されます。

青少年に関する問題は多種多様化してきております。専門家の知識と一般住民の意見を広く反映し、個人情報保護にも慎重に対応されますことを要望し、賛成といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

佐藤議員 日本共産党島本町会議員団を代表しまして、第 13 号議案 島本町青少年問題協議会設置条例の一部改正について賛成の討論をいたします。

近年、親の労働環境の悪さ、生活環境の悪化、熾烈な競争教育など、青少年の置かれている状況は困難を増しており、青少年問題協議会の果たす役割の大きさも増えています。また、日常的ないじめ対策にも、この協議会があたられるというふう聞いております。青少年にとって、協議会の存在は非常に大切なものとなっています。委員の構成を見直され、より子ども達に役立つ協議会となられることを期待をいたします。

また、委員の数も減ったことにより、日頃、多忙を極めておられる事務局にとっても多少は仕事の緩和に繋がることを期待をいたしまして、賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

川嶋議員 第 13 号議案 島本町青少年問題協議会設置条例の一部改正について、公明党を代表し討論を行います。

「地方青少年問題協議会法」の一部改正が行われ、1 点目として、委員の資格要件として議会の議員が法律上の規定から削除されることから選出を差し控え、2 点目として会長の資格要件を、これまでは町長が会長を務められていましたが、委員の互選により選出するものであります。3 点目として、委員の構成を定数「20 人以内」から「12 人以内」に改められるものであります。

青少年問題は多岐にわたり事案があるため、幅広い立場の方からのご意見がいただけるよう要望し、賛成といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

村上議員 第13号議案 島本町青少年問題協議会設置条例の一部改正について、自民無所属の会を代表し討論を行います。

平成25年6月14日に公布されました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」において、「地方青少年問題協議会法」の一部改正が行われることになりました。

主な改正点は、会長である町長を除外して、互選で会長を選ぶことになり、附属機関となります。委員には「関係行政機関の職員及び学識経験者である者」と規定され、各種団体と、新たに犯罪のない社会づくりを目指され、犯罪や非行をした人を改善・更正の手助けをする保護司も加えられることは評価いたします。

また、委員の定数も他市に比べ多いことから、「20人以内」から「12人以内」にされることですが、今後も青少年に関する専門的な分野からの意見はもちろん必要であり、青少年と身近に関わる町民の方からの意見も重要視しての改正であると一定評価し、賛成の討論とします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

平野議員 第13号議案 島本町青少年問題協議会設置条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表いたしまして賛成の討論をいたします。

すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することは、子どもに対する大人の責務であり、青少年問題協議会については、その役割を果たして下さるというふうに認識しております。

今回、「地方青少年問題協議会法」の一部改正が行われ、改正内容は、「会長は、地方公共団体の長をもって充てる」こと、委員は議会議員であることや、「関係行政職員及び学識がある者のうちから、当該地方公共団体の長が任命する」ことを削除するものでした。それに基づき、協議会委員の委嘱基準、会長の設置及び選出の方法を改正するものです。また委員定数を「20人以内」から「12人以内」にされました。

提案された条例案では、委員については「関係行政機関の職員及び学識がある者のうちから、町長から委嘱する」ことになり、会長は委員の互選とされ、定数を20人から12人に減らされたことについて、異議はありません。しかし、地域の実情に応じて委嘱基準や定数は決めてよいのですから、少なくとも住民意見を聞くパブリックコメントの実施が必要だったというふうに指摘しておきます。

議員及び町長を除いたことは法律に沿ったものですが、協議会に占める女性委員の割合も下がり、新たな委員には女性の登用と、子どもの人権に精通する方の登用、また公募委員こそを求めるものです。

青少年問題については、子どもを管理・監視するのではなく、子どもの人権を脅かす貧困や虐待、いじめ等について、子どもの最善の利益を重視し、生活環境などを含めてサポートできる提案を協議会の皆さんには期待して、賛成といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

田中議員 第13号議案 島本町青少年問題協議会設置条例の一部改正について、賛成の討論いたします。

この種の協議会は開催回数が少なく、形骸化するリスクが常にあります。実効性のあるものに、これからはしていただきたいと思います。そのことをお願いし、賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第13号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第13号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第14号議案 島本町営住宅条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

平野議員 第14号議案 島本町営住宅条例の一部改正について、反対の討論をいたします。

前の第10号議案 島本町暴力団排除条例の制定について、反対の意見を述べました。同様の考えからですが、町営住宅への暴力団員の入居を制限するため、条例に、入居者資格に暴力団員でないことを規定し、すべての新規入居者の世帯全員について、住所、氏名、生年月日を警察に照会し、暴力団員かどうかを確認するということを規定しているものです。

あらかじめ本人同意を得る手続きがあるとしても、他の自治体では同様の条例の改正にあたっては、個人情報保護審査会で審査し、また他の自治体では入居される世帯の中で未成年者がいた場合には、その未成年者の個人情報は扱わない、除外するという慎重な判断をしているところもあります。

世帯の中に暴力団員が含まれていれば、小さな子どもや介護を受ける高齢者も町営住

宅から退去させられるとのことです。そのことは生存権や居住権の配慮に欠ける、憲法違反にもなりかねません。暴力団排除の名目で、一般の住民や未成年者の情報までも警察に照会することは、明らかに個人情報保護の観点で問題ですし、人権侵害の疑いが濃厚です。

そもそも、このようなことは居住・移転の自由など憲法に触れる可能性のあるルールですので、国会で議論するのが原則です。安易に条例で定めることがあってはならないと考えます。

以上を述べまして、反対討論といたします。

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

関 議員 第14号議案 島本町営住宅条例の一部改正について、討論を行います。

全国の公営住宅が一丸となって、公営住宅の入居者及び周辺住民の安全と平穏を確保するために暴力団の排除を目指している状況下において、本町の町営住宅においても暴力団員の介入を絶対に許すことがあってはならないものです。過去において、本町の町営住宅では暴力団による事件やトラブルなどの発生がなかったものの、他の公営住宅においては拳銃の発砲事件すら発生しております。

これらの暴力団による被害を受け、平成19年には国土交通省から「公営住宅における暴力団排除についての基本方針」が打ち出されている状況を顧みれば、住民の安全・安心を確保するためにも、早急に必要な条例であると認め、賛成の討論といたします。

平井議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 反対の討論の方がございませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第14号議案 町営住宅条例の一部改正について、賛成の討論をさせていただきます。

町営住宅への暴力団員の入居を制限するため、入居者資格にかかる基準を新たに定め、改正を行うものです。暴力団員のみならず、家族の入居も認めない。同居者も含めて、入居者が暴力団員であれば、退去・明け渡しの要求も可能になるという厳しいものです。暴力団員であるかどうかの判断において、警察に住所・氏名を照会するなど、場合によっては著しいプライバシーの侵害にもなりかねません。

しかしながら、前の第10号議案のときにも申し上げましたが、多くの他の自治体が公営住宅から暴力団を排除する条例を定めている現状では、本町も条例において自らの姿勢を明確にしておく必要があると考え、私は本条例の制定に賛成いたします。

住民や事業者がトラブルに巻き込まれないよう、警察との連携も含めて適切に対処することを求めておきます。入居申請の際に同意を求めるからよいと行政が判断するのではなく、個人情報保護運営審議会に意見を聞くなど、第三者機関を活用するというプロ

セスを経なかったことは残念に思います。

最後に、本条例が、子どもの権利を奪うものにならないよう求めて、賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第14号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

平井議長 起立多数であります。

よって、第14号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第15号議案 島本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

村上議員 第15号議案 島本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、自民無所属の会を代表し討論を行います。

今回の条例の一部改正は、消防団員の処遇改善を図るための改正で、年額報酬と文言の整理であります。国の目安基準として、消防団員1人当たり年額報酬3万6,500円が、自治体に交付される地方交付税の単位費用として算入されています。

近年、若手団員の入団が減少してきていますが、その原因として、ライフスタイルの変化や価値観の変化、また少子化等が考えられます。本町消防団員の平均年齢は、平成25年4月1日現在で44.1歳ですが、全国平均では39.7歳であります。災害現場で活動される若手の班長、団員の40歳未満の方が34%と、少ない状況にあります。

今回の改正により、新たに若い方の入団が期待できると同時に、消防団の充実と士気高揚に繋げることができ、町民の安心・安全に応えられるものと判断し、賛成の討論とします。

平井議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

平野議員 第15号議案 島本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表いたしまして賛成討論をいたします。

消防団の任務も、火災のみならず地震、風水害などの災害対策など、広範囲となっていますので、さらなる活躍を期待し、提案どおり消防団員の給与、年報酬額の引き上げを認めるものです。

団員の不足という事態は生じていませんが、災害時における女性の視点での防災対策など充実を図るためにも、女性消防団員の確保も求められているところです。積極的に募集を行われることを要望いたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

田中議員 第15号議案 島本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、賛成の討論をいたします。

この改正は、消防団員の処遇の改善を図るためのものであり、必要なものと考えます。よって、賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員 第15号議案 島本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、自由民主党クラブを代表し討論を行います。

消防団員の処遇の改善を図るため所要の改正等を行うもので、今回の改正は、消防団員の中でも、日頃消防団活動の中心となり災害活動等に従事する団員、班長の年額報酬を一律3千円引き上げるもので、班長は現行3万1千円を3万4千円に、団員は2万9千円を3万2千円となります。引き上げ額については、北摂各市町の年額報酬額を比較され、本町の対象となる団員数は108人です。

3月11日には、東北大震災も3年が経過し、改めて災害の恐ろしさや消防団員の方々の活躍を思い出されました。本町におきましても、近年の大雨や台風災害に対し、消防団員が活躍される姿を見てきており、これからも予期せぬ災害が考えられます。日頃、仕事をもちながらの消防団活動には深く感謝いたしており、また本町では消防に対する住民意識も高く、団員の定数確保も近隣他市よりも充足率が高いと聞き及んでおります。

しかしながら、定数不足は事実であり、この改正において団員の士気向上や確保に努められ、これからも住民の皆様方のため訓練に励まれ、また防災訓練の行事等に参加されるなど、今後も任務遂行に努められますことを要望し、賛成いたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

佐藤議員 第15号議案 島本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、日本共産党島本町会議員団を代表して賛成の討論を行います。

日頃、仕事を抱えながら消防団活動に参加していただいています消防団の皆さんには、感謝に堪えないところです。今回のこの報酬引き上げについては、1998年以来ということで、特に第一線に立って活躍をいただく班長、団員の方の報酬の引き上げとなっています。

北摂地域との報酬比較で差のあったものを埋められたということで、ようやく、これ

で他市並みというところではありますが、今後にも必要な装備、備品の拡充、団員の待遇、報酬の改善など図られますよう期待をいたしまして、賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第15号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第15号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第16号議案 平成26年度島本町一般会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

外村議員 第16号議案 平成26年度島本町一般会計予算に対する反対の討論します。いつもながら予算・決算では厳しいことを申し上げますが、どうか趣旨を十分ご理解いただきますよう、よろしくお願いします。

少子高齢化による扶助費等の増大のうえに公共施設の老朽化対策などにより、「一層の行財政改革に努めなければならない」と言いつつ、予算の組み方には例年どおりの感が否めません。本町のように小さな自治体が、独自で歳入を増やす選択肢は限られています。企業誘致や、町有地などの資産の切り売りにも限界があります。そうであるならば、いかにして、どの部分で、大きな歳出削減効果を生み出すか、にかかっています。今、最も必要なのは歳出改革です。それも、福祉切り捨てや行政サービスの低下を意味する歳出削減ではありません。具体的には、以前から提案しています、当面、三つの大口歳出の削減です。

一つは、大型工事発注時の最低制限価格の設定値の見直し。1%下げれば、1千万円の削減になります。二つ目は、年間2億円以上も費やしているコンピュータ関連費用の削減。これは、世間で今、普及していますクラウドの早期導入を検討していただきたいとお願しておりますが、検討状況が見えません。三つ目、年間1億8千万以上かかっている電気代の削減です。特に電気代の節減については、近隣自治体でも多くの成果をあげています。最近では、茨木市、門真市、枚方市などで、PPSに切り替えることで年間数千万円の削減効果を実現しています。茨木市では昨年、一部の庁舎・施設だけを切り替えただけで年間6,600万円削減したと確認しています。本町において、このようなドラスティックな削減、歳出改革に本腰を入れていただけない、取り組む姿勢が見ら

れないのが、とても残念でなりません……（「規模が違う」と呼ぶ者あり）……。従来思考の延長線上での小手先の歳出削減では、効果も知れています。大口での歳出改革が不可欠です。

また、町長の予算編成方針の一つに、不用額を前年度決算比 50%目標に減らせ、というのがありますが、一体どの部分で、その努力の跡が見られるのか、わかりません。確かに行政運営を預かる立場として、不足が生じる事態は許されないのかも知れませんが、だからといって、予算を大目に見て計上するのであれば従来どおりであって、不用額の削減など期待できません。

今回の機構改革では、「債権管理課」という名称をつけて、町の債権管理に対する強い決意を示されました。それも大切なことですが、それ以上に本来力を入れるべきは、厳格な歳入管理と歳出管理ではないでしょうか。歳入における滞納繰越金や奨学金返還金など、その残高に対する計上額を見ましても、少な過ぎるのも納得いきません。歳出においても、相変わらず多くの委託料や、金額の大きい工事費が目白押しですが、どこまで精査して予算計上されているのか、資料不足で判断できません。

いずれにしましても、大幅な歳入増加が見込めない以上、徹底した無駄の排除、真に競争原理が働く仕組みなど、歳出における考え方を根本から見直し、予算執行に知恵を絞っていただきたい。

以下は、特に申し上げたい反対意見、要望について、言及します。

1 点目、大綱質疑でも申し上げましたが、住民への説明責任が十分に果たされているとは思えない……（「反対で要望するのか」と呼ぶ者あり）……。今一度、「まちづくり基本条例」の根幹精神に立ち返って、姿勢を改めていただきたい。

特に、役場機構改革について、「公共施設適正化方針案」について、高槻市との広域行政のその後や、し尿中間処理施設建設計画について、また JR 島本駅西側地区区画整理事業の現状について、さらには若山台の調整池の今後の扱いなど、大きなテーマに関しては、そのつど住民向け説明会を実施していただきたい。コンパクト・タウン島本町なればこそその可能な強みでもあります。

パブリックコメントや広報、ホームページ、ケーブルテレビなどの媒体で周知しているとおっしゃいますが、一方通行の周知だけでは、到底、住民の正しい理解は得られません。現状の広報活動に関しても、どれだけの人が見て理解されているのか、一度、住民アンケートを取ったらいかがでしょうか。ぜひ、やっていただきたい。

特に、今後進めなくてはならない公共施設の適正化事業については、これこそ多くの住民の皆様の理解を得るうえで、粘り強い、丁寧な説明が不可欠であることは、先進自治体の視察研修等において、すでに学んだことであります。いずれ時期を見て、必ず説明会を実施していただきたい。

なお、今回、案として示されました「公共施設適正化基本方針」についてでございま

すが、資料9ページから10ページに示された本町の人口推移と将来推計のところは、「第四次総合計画」策定時に想定した将来目標人口3万2千人と大きく乖離しています……（「予算との関係は」と呼ぶ者あり）……。どういう意図があるのか知りませんが、注釈なり説明が必要ではないでしょうか。

2点目．「中長期財政収支見通し」の早期作成、お示しいただきたい。

特に、今回示されました「公共施設適正化基本方針」についてはパブコメを求められていますが、中長期の財政状況がわからなければ、コメントしようがない部分もたくさんあります。今後、数年でさらに高齢化が進み、税収が伸びない中、住民ホールの解体工事や学校・庁舎の耐震工事、し尿中間処理施設建設など、大きな歳出が続く今、今後、数年間の町の財政収支見通しがどうなるのかの議論を皆で共有することは、行財政運営上、極めて重要であると考えます。

3点目．清掃工場の包括運営の検討については、前の条例案の際にも申しましたが、拙速な包括運営への移行には十分留意していただきたい。

あくまでも併行して、広域行政実現への地道な努力をしていただくことと、徹底してコスト比較をやっていただきたい。また検討委員会の進捗状況については、そのつどタイムリーな報告として、説明責任を果たしていただきたい。

なお、近隣自治体との広域行政への取り組みに関しては、委員会の席でも副町長がおっしゃる「非公式に相手方に接触している」という説明だけでは、その実態が伝わってきませんし、どう理解していいのかわかりません。なるほどと思える説明をしていただきたい。

4点目．東上牧の衛生化学処理場に関して。

今年度も、昨年以上の約3千万という多額の施設補修費が計上されています。2年半前に高槻市から事務委託を断られた際に、解決策を長引かせれば現施設への維持補修費が嵩むことを最大の理由として、町内に中間処理施設を建設することを即決したはずなのに、未だに候補地すら提示できない。現施設をあと何年使うのかの見通しの説明もなのまま高額な維持費を計上することに、もったいない感がぬぐえません。スピード感を持って、一日も早く建設、早期撤去で、無駄な歳出をカットするようお願いいたします。

5点目．JR島本駅区画整理事業がストップしたまま。

現状や見通しについての住民説明もないうえに、「まちづくり活動支援業務」名目の180万円の計上には、根拠も曖昧である。本事業における本町の立場と役割を、今一度、明確にしていきたい。

6点目．町有地の各種団体への貸与や賃貸しの現状について。

今回の委員会審査では、実態や公平性など、いろいろな問題点が明らかになりました。貸付の条件や貸し付けた先の用途、使用状況など厳格に実態把握するとともに、公平・公正・透明性の高い運用をすべく見直していただきたい。副町長からは「条例に従って

やっている」という答弁がありました。では、実際にほんとにそうなっているのか、公平・公正な運用をされているのか、至急調査して、報告していただきたい。

7点目. J R山崎駅の自転車駐輪場に対する本町の負担金について。

大山崎町との協定により、本町が支払う負担金が本年度から半額に、来年度から無償になるとのこと。そうであるならば、以前から私が要望しています本町の利用者に対する補助・割引サービス策について、水無瀬駅・島本駅両駐輪場利用者並みのサービス策を、ぜひ、この機会に再検討していただきますようお願いいたします。

8点目. 保育所（高浜学園）の開設について。

工期が大幅に遅れ、オープン時期が本年秋から来年2月頃になるとのこと。民設とは言え、大きな公費が補助される島本町の保育所として、適切な助言、指導をお願いします。特に開設の時期につきましては、保護者の就労要件とも密接に関係しますので、早期に確定し、確定以後の遅延は絶対ないよう監督をお願いします。また、懸念されている保育所前の道路安全確保には十分な配慮をお願いします。

9点目. 町営プールの今年度開設見送り決定について。

保健所の指導もあつての処置と伺いました。また、改修して再開するにも莫大な費用がかかると計算しての判断ということでした。閉鎖の方針を決定された以上、早期に土地の返還に向けて事務を進め、土地賃貸借料430万円は今年度限りとしていただきたい。方針決定や、その後の事務の進め方にスピード感がないと、また来年、無駄な歳出が発生します。まさに計画的な歳出管理が重要です。

最後に10点目. 今回の役場機構改革について。

今回の機構改革は、あくまでも住民サービスの向上が第1の目的であります。常に町民目線での対応をお願いします。3月15日号の広報にて、役場の各フロア図が示されましたが、役場来庁者にもわかりやすく、丁寧な案内に努めていただきますよう、よろしくをお願いします。

なお、住民生活に密接な部署と思われるところは、できるだけ1階に配置していただきたかった。私が思うには、例えば危機管理室やにぎわい創造課が2階になっていますが、今後、様子を見て、ぜひ適宜対応、よろしくをお願いします。

以上、申し上げて、反対の討論といたします。

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員 第16号議案 平成26年度島本町一般会計予算について、自由民主党クラブを代表し討論を行います。

この平成26年度は、大きな機構改革をされた中でスタートを切られます。備品の購入も遅れるようですが、初動体制から問題ないようお願い、この当初予算は、当然、これまでの課題事業に対応した施策経費を中心に、歳入歳出総額104億4,400万円となります。

主なものに、新規事業や注視する点を述べていきます。

4月からの消費税8%となることに、本町の財源としては、地方消費税は1%から1.7%となり、社会保障に活用されます。実質、少子高齢化社会に社会保障費の大幅な増額となっている現状に、プライマリーバランスの補いが精一杯と財政分析はしますが、地域子育て支援拠点事業に一時預かり事業やファミリー・サポート事業、放課後児童クラブなどの施策への充当、そして何より難病で苦しんでいる方々や、慢性疾患を抱え治療が長期期間にわたる子ども達への医療助成について、対象疾患の拡充することに活用されることになります。また所得の低い方々、具体的に市町村民税均等割が課税されていない方に1万円の支給、さらには老齢基礎年金や障害基礎年金に遺族基礎年金受給者は5千円が加算されます。この臨時福祉給付金として給付事業補助も合わせ7,891万6千円、そして子育て世代の負担軽減措置に子育て世帯臨時特例給付金として給付事業補助も合わせ3,649万4千円、歳入合わせて1億1,541万円が100%の国庫補助として時限措置で計上しています。

総務費においては、防災行政無線整備、避難勧告マニュアル更新事業、26年度限り住民ホール解体撤去や旧高槻交通跡地の建物取り壊し事業など、住民の安全・安心に関わる施策として理解と評価するものです。

しかしながら、今日までの公共施設の耐震化・老朽化において、公共施設全体での計画を急ぎ検討し、優先順位を持って示していくという答弁があった中、公共施設適正化の「基本方針案」をお示しはいただいておりますが、その中での種別においては集会施設の分類にされている集会所13棟のうち、新耐震基準に適合しているものが10施設、そして昭和59年建築のため新耐震基準に適合している第二コミュニティセンターの施設工事の補助だけが先行されることに、今後の問題を指摘しておきます。この施設の運営等の補助金交付の規則はありますが、施設維持補修などに伴う費用の補助においては、要綱や規則等がない中での執行には危惧し、しっかりと要綱・規則等の何らかの規定を設けてからの執行でなければならないと苦言を申し上げ、また町有地の賃借においても早期に今後の是正・見直しの必要性に、一定のルールの特典なども整備されることも申し添えます。

戸籍住民基本台帳費は、前年度に比べ6,629万5千円、率にして154.8%増の1億910万8千円を計上されていますが、戸籍の電算化にかかる経費と個人番号制度施行に伴うシステム改修によるもので、国庫補助として社会保障・税番号制度補助金2,022万3千円をはじめ関連業務等は支出金や手数料等を加え行われますが、データ保存や個人情報の管理に注視していただくよう要望いたします。

民生費においては、骨格予算である昨年度に比べ5億9,927万9千円、率にして18.9%増の37億7,309万3千円を計上されています。住民福祉審議会や障害者施設推進協議会、障害支援区分審査会、民生委員・主任児童委員協議会等、高齢社会に入り懸案事項も増数となると思いますが、これまでどおりご努力をお願いし、また民生委員の定数が

不足している現状に、住民の方にご不便をかけないよう速やかに充足していただきますようお願いいたします。

社会福祉費においては、冒頭に述べた消費税率（アップ）に伴い、特定財源と、町の単独事業として単費で障害者グループホーム開設支援に200万円を新規に計上されています。また各団体に間接補助をしてきた中、事務役割分担に直接補助にされたことは一定評価し、今後も社会福祉協議会との事業協力は欠かせない中、施政方針の「住み慣れた地域で、ともに生きる環境づくり」に期待します。

児童福祉費において、「子ども・子育て支援事業計画」の策定に伴う各費用や、保育所に幼児教室への体育指導業務を開始されます。近年のライフスタイルなどによる体力不足など危惧する中、知・体・徳の習得に、幼児期の体づくりに着手できることを評価します。また、（仮称）島本町高浜学園施設整備事業補助に2億4,063万8千円の計上において、国の安心こども基金を活用し、補助金2億1,390万1千円の獲得に、本町の単費としては2,673万7千円で、住民が切望していた保育所が開所予定です。しかしながら、東日本大震災、東京オリンピック開催などの影響で、人・材料等の確保が厳しい状況になり、当初の想定計画の、この秋竣工・冬の開所予定が遅れる傾向に、来年になり得る想定計画の説明をいただきました。できるだけ早い開所は住民の皆様の強い要望ですが、開所時期を急ぐあまり材料に不都合が出ないように、不良建築物を造らない姿勢で臨んでいただくよう要望し、通学道路の安全にも十分注視していただき、安心・安全な施設ができることを強く要望いたします。

第二保育所の耐震診断業務に507万9千円を計上されています。昭和55年に建築され、施設も老朽化し、耐震問題も危惧している中、診断業務を一定評価し、その結果をもとに凍結している「基本計画」において再検討し、方向性を示していただくことを要望し、また第四保育所の25年度の診断結果から、今後の計画をお示ししていただくようお願いいたします。

土木費においては、やはり覚書第3条の欠落において、山崎駅自転車駐輪場使用負担の積算においては予算の概念をしっかりと踏まえ、同じことは起こさないよう苦言は申し添え、環境衛生費において5年に一度の見直しである「生活排水処理基本計画」策定や、動物愛護において所有者不明猫の避妊・去勢への補助を開始されます。また「農地法」の改正を経て、農業や農地においても農業委員会の役割は大きく、農林水産業費において国の100%補助の農地制度実施円滑化事業補助金を活用され、農地基本台帳電子システム化に向けて要する計上に評価します。

教育費においては、前年度に比べ4億5,138万8千円、率にして49.4%増の13億6,474万円を計上されています。各小学校4校の耐震補強工事にかかる実施設計業務を実施されますが、実施設計の状況を確認したうえで、必要に応じ、第一・第三小学校の給食棟設置工事を実施されます。また念願である中学校給食に、本町としては親子型形式によ

り第二中学校の給食棟設置工事にかかる実施設計業務も計上されています。府の期間限定の特定財源に間に合うように、さらなるご尽力と、子ども達の授業に支障が出ないよう、お願いいたします。

幼稚園においても耐震工事は急務です。特に、第二幼稚園は築 39 年となります。耐震診断の結果と、「公共施設適正化基本方針」を早急に本格決定される前提に、幼稚園の方向性、将来像の計画をお示ししていただきますよう要望いたします。

歴史文化資料館は、その立地場所から本町の玄関口に当たる場所で、住民の皆様方に広く有意義に活用していただくとともに、本町の顔として、他の市町村から来られた方にも利用していただくために、駅前ロータリーに大型バスが進入できるように調整いただくことを強く要望します。

町営プールについては老朽化が著しく、管理義務者として安全性の確保ができないことに、本年度（開設を）見送られますが、体育館も含めスポーツ施設のあり方など検証される中、今後の方向性をしっかりと示せるよう、強く要望します。

消防費においては、前の条例改正に関わる消防団員の報酬、全団員の活動用防寒具を新規に支給されます。また、大沢地区の小型動力ポンプや高規格救急自動車の更新費用等の予算を計上されています。大きな動産である高規格救急車は、整備備品と既存備品の活用等々、今まで同様に大切に扱われることとともに、今後も住民の安心・安全のため体力強化や知識の研さんに努められますようお願いし、賛成の討論いたします。

平井議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後 0 時 01 分～午後 1 時 05 分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、本案に反対の方の発言を求めます。

平野議員 第 16 号議案 2014 年度一般会計予算に対し、反対の討論いたします。

反対する理由を述べます。

1 点目は、清掃工場の長期包括民営化について。

清掃工場は、ごみ処理という住民生活に密接に関わり、衛生、持続可能社会、そして環境保全及び公害の発生の抑制という点でも、住民に関心の高い施設です。その施設の運営方式が、公設公営から公設民営の長期包括民営化に大きく変わることにについて、現場職員及び住民の意見を一切聞かないで進めようとしていることが問題です。本来は、本年度に予定している「一般廃棄物処理基本計画」策定の中で、事業及び運営方式のあり方について、環境保全審議会などで十分、住民参加で議論する機会を持ち、さらにパブリックコメントを経て、その方向を決める手続きがなければなりません。

ところが、すでに本予算には島本町清掃工場包括運営検討委員会の委員報酬、清掃工場包括運営検討業務の委託料が含まれています。2016 年度長期包括民営化導入に向け、2014 年度中に稼働目標期間を 10 年間とし、長期包括民営化のための委託予算を計上、

2015年度にわたり委託契約手続きが行われ、2016年度からスタートというスケジュールもお示しされているところです。

清掃工場の長期包括民営化とは、施設の維持管理にかかる業務委託の範囲を、運転管理業務、清掃業務、設備点検業務、物品管理業務、設備消耗品・薬品・燃料等の調達や補修まで拡大した、複数年度にわたる性能発注に基づく施設管理運営委託です。導入時は計算上安上がりのように見えても、突発的な事故の可能性や安全面を考慮すると、結果としてライフ・サイクルコストが割高になるということも指摘されています。

また、高額な委託金額だけの支出が表記されるだけで、会計報告や精算がない分、細かい使途が明瞭ではない。施設の運転管理については、性能を満たしていれば、自治体が要求してきた運営レベル・基準・要件でなくてもよいが、住民サービス面で欠ける部分が出ることも考えられる。また物品選定、修理整備事業選定等について、自治体が行う場合はできる限り地元企業を選定しているが、これらを包括契約受託業者が行うことから、地元中小企業者の利用依頼が減少することも考えられ、特定の業者選定に偏ることも考えられる。特定部品、特許等を有するもの等に対して、メーカーとの交渉・協議が不調になることも考えられる。事故があった場合など、委託に対する管理責任について不明瞭であり、また大規模改修直後の場合、コストの比較は難しい。自治体職員のモニタリングが必要であり、人件費削減には繋がらないなど、一般的にデメリットも指摘されています。

少し古い資料ですが、2002年12月に日本総合研究所が長期包括民営化をした水道、下水道、廃棄物処理事業について、614自治体にアンケートをしており、約4割の自治体が「民間委託のコストが高い」、もしくは「コストの妥当性を評価できない」と回答しています。長期包括民営化すれば、必ずコスト削減に繋がるとは言えません。府内自治体でも、焼却施設を採用しているところは忠岡町しかないと理解しております。事例が少なく、メリット、デメリットを調査・研究するには乏しいというふうに判断せざるを得ません。

2013年7月より、庁内組織の島本町清掃工場包括民営検討会が全7回開催されて、検討会の結果、今後の方向性としては包括運営委託を行うことが望ましいという結論が出ています。しかし、予算審査に提出された検討会資料を見ますと、包括民営化のメリット・デメリットが議論されている中で、プラントメーカー作成の検討資料では、公設民営方式（長期包括民営化）での経費削減率が、公設公営で事業を行うより何%経費が下がったかという試算がありません。また、本町においては運転は委託しているため人件費の縮減はできない、という意見も出されており、数十億円もの契約金額で、かつ10年間もの長期契約となるにも関わらず、事業費削減が現状では示されず、長期包括民営化をしたほうがよいという根拠は不明確です。

また公設公営であれば、毎年、補修工事請負契約の議案が提出され、議会で質疑、議

案チェックをしたり、議会で質疑をしたりすることもできますし、きちんと契約議案として議決することができます。しかし、長期包括運営委託の場合は、委託料ということでしかチェックできません。その点についても、議会の監視が低下するという可能性もあります。さらに長期の契約をすることによって、広域化の協議が停滞することが考えられますし、交渉の不利になる不安要素でもあります。

ごみ処理事業の安全性と安定性の確保については行政が責任を持ち、経済性も十分に反映する方策を努力することが原則であると考えます。災害等があれば、すぐさま対処しなければならないライフラインを安易に民間に委託していいのか、住民参加で慎重に決定すべきことではないかと考えます。

機構改革で唯一評価できる環境課の創設独立により、環境業務に専念できる課となり、期待できると思っていた矢先でした。行政の責任を放棄するような、十分な検討がなされないままで長期包括民営化導入のための予算には反対します。

2点目です。まちづくり支援活動業務委託についてです。

J R島本駅西地区土地区画整理事業の事業化に向け、まちづくり支援活動業務として2010年度より4年間で350万円支出し、大阪府都市整備推進センターに委託し、同事業の準備組合を支援しています。本年度は鑑定費用も含み180万円、予算化しています。土地区画整理事業は組合施行でありますので、鑑定費用については事業主体である準備組合が負担するのが妥当です。

また、2015年度は「大阪府都市計画区域マスタープラン」の見直しにあわせて、区域区分の一斉見直しが予定されています。前回、5年前、保留区域の指定を受け、事業化に向けて取り組まれたものの、準備組合が総会で決定した事業協力者を白紙に戻すなどの異例の事態が生じ、事業の見通しも不透明です。それも地権者の意向把握や合意形成が十分ではない中で、拙速に進めてきたことが要因ではないでしょうか。

この間、事務局を担う町職員の負担も多大でした。事業主体の準備組合が、明確な方針や合意形成の努力が十分なされていないのかどうかわかりませんが、時間を費やすだけで、多くの労力が効果の見えない事業に費やされているとしか言えません。土地区画整理事業の前提として、区域区分の一斉見直しに向け、保留区域の再指定の事務を本年度行うということがあれば、私は改めて西側のあり方については町住民に問うことなしには、このまちづくり支援活動業務委託の公金支出は認められるものではないと考えます。

3点目です。共通番号制導入の予算が組まれていることです。

社会保障・税番号制度調査業務に334万8千円、住基システム改修業務に2,022万3千円です。共通番号制度が住民のプライバシーに重大な影響を及ぼすことは、一般質問等で指摘してきました。2016年1月から個人番号カードが発行されますが、共通番号が記載されており、紛失・盗難により、なりすまし被害や個人情報の漏洩の危険性があること。これは国も認めているところです。

国民生活を支える社会的基盤として共通番号制度を導入するとしていますが、社会保障制度については充実策が示されておりません。さらに、多額の導入費用がかかる割には、費用対効果が示されていないことも問題になっております。今回の予算については全額国庫負担ですが、今後の自治事務に関わるシステム改修などは町負担で行わなければならない、島本町の財政負担になります。どれだけ行政事務や住民にメリットがあるのか示されず、住民基本台帳システム改修は富士通へ随意契約、委託されることになり、委託費は業者の言いなりになりかねません。

総務建設水道委員会の審議の中で、「共通番号制度の運用に責任を持つのは国か自治体にあるのか」という委員の質疑に対し、「どちらに責任があるか申し上げられない」という無責任な答弁でした。個人番号の付番や個人番号カードの交付は国の事務となっていますが、共通番号制度によって提供される住民情報の管理責任はあくまでも市町村長にあるのですから、そのような認識では、到底、共通番号制導入に関わる個人情報保護をまかせることはできません。自治体での独自利用や、3年後の民間等への拡大など、「番号法」には、さらなる利用拡大が盛り込まれています。さらに政令案で、警察捜査や公安調査への利用が明らかになり、「特定秘密保護法」と番号制度が一体で運用される危険を大綱質疑でも指摘しましたが、町としての、この危険性の防止をどう図るのか、適切な対応は示されませんでした。

自治体の体制ができていないのも、やむを得ないこともあるかも知れません。国においての政省令ができておらず、特定個人情報保護強化に関する規則案や特定個人情報保護評価指針案が、未だに国ではパブリックコメント中というところですので、そんな中で自治体は業務を進めなくてはならないという、自治体の非常に厳しい状況は理解できないわけではありません。

ただ、住民が何も知らされないまま共通番号制度が導入されるのは、あまりにも行政の無責任だと思しますので、せめて町のホームページで速やかに国のパブリックコメントにリンクし、周知させるべきです。住民の個人情報が万全に守られる実効性のある保障がない段階では、共通番号制導入の予算は認めるわけにはいきません。

4点目です。消費税の増税について。

消費税の増税に伴う低所得者等への影響緩和として、臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金を全額国の補助金で支給することになっています。しかし、1回だけの支給では消費税増税が家計に与える影響を埋めることは到底できません。また、この臨時福祉給付金は、2014年度住民税均等割が課税されている方の扶養親族等となっている場合と生活保護制度の非保護者となっている場合は対象外です。救済措置とは言えません。

「社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」は、2014年4月に8%、2015年10月に10%と規定してありますが、同じ法律の附則には「経済状況が悪いときは、その執行を停止する」と書かれてい

ます。景気が上向きと判断され、4月には消費税が8%とすることを安倍首相は決定しました。しかし、多くの中小企業、零細事業者の経営は厳しく、賃金は上がらず、非正規雇用の待遇はよくなっておりません。決して、経済状況がよいとは言えないというふうに思います。

消費税増税分は社会保障に果たして使われるのか、疑問であります。昨年の国会では「生活保護法」が改悪され、「社会保障制度改革プログラム法」も成立しました。本年4月より70歳～74歳の医療窓口負担は段階的に2割に引き上げられ、来年度からは一定所得以上の介護保険利用料も2割に引き上げられるなど、公費の抑制・削減と利用者負担増が目白押しとなっています。消費税増税分が社会保障の充実に繋がるという口実は、すでに破綻しています。国は本来は所得税・法人税を基幹税と位置づけ、財源調達機能を回復し、社会保障の充実や生活重視の予算への転換をすべきだと考えます。国の政策ではありますが、根本的に消費税増税に対応された本予算には反対するものです。

5点目です。町営プールの開設見送りについて。

町営プールについては老朽化が著しく、安全・快適な運営を継続することが困難なため、開設見送りという方針が示されました。委員会での説明では、今後、使用にあたっては多額の費用を要することや、本年度以降、代替策として学校や幼稚園で可能な限りプール指導で対応するという点については、一定努力をしていただけるということで理解をします。

しかし、今後利用できる見通しもなく、実質利用できず、住民、特に子ども達は不利益を蒙ります。本来、「地方自治法」に定める公の施設である町営プールを廃止する場合は、「町営プール設置条例」の廃止を議会で議決するという重い判断なくしてはできません。それに相当することですので、住民に納得できる十分な説明がなければなりません。「公共施設適正化基本方針案」のパブリックコメントをしていますが、町営プールこそ、現状を説明し、議論の俎上にあげ、住民意見に付すべきではなかったでしょうか。その点については、行政の姿勢としては誠実さに欠けていると言わざるを得ないと言えます。

多くの事務事業は住民福祉の向上に資するものですが、以上の点をもちまして、2014年度予算については反対といたします。

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

川嶋議員 第16号議案 平成26年度島本町一般会計予算について、公明党を代表し討論を行います。

一般会計104億4,400万円、前年度比16.6%の大幅な増となっています。

防災行政無線のアナログからデジタル方式に更新のための整備工事、小学校2校の給食棟建設、私立保育園整備の補助等、新規事業として高規格救急車の導入、幹線道路点検、避難勧告マニュアル更新など、大型予算が盛り込まれております。

そんな中で、特に住民生活の安全・安心の確保として、学校施設の耐震化を集中的に推進、地域防災施設の整備、子育て支援、地域福祉の充実などの予算となっております。中でも、本年度（仮称）島本町高浜学園施設整備事業は、待機児童の解消と同時に働くお母さんの安心にもなり、喜ばれることと思っております。職員のご苦勞に敬意を表するとともに、大変評価をいたします。

税の滞納においては、目標 20%とのご答弁でしたが、新年度より新組織として「債権管理課」を立ち上げられることから、滞納整理の目標を高く持っていただきたいと思っております。

清掃工場包括運営におきましては、慎重に進めていっていただきたい。

防災に関しましては、全住民に情報が伝わるよう、ホームページ、防災メール等活用され、避難場所等、高齢者、障害者が安心して避難できるよう点検する必要があります。

委員会でも申し上げました。住所表示におきましては、住民課より転居届を受け取り、素早く消防との連携を検討されますことを要望いたします。

4月からの消費税率引き上げに伴い、低所得者への影響、子育て世帯への影響を緩和するための臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金が支給されます。対象者には通知をされるとのことでしたが、漏れのないよう、事務の執行を願います。

各種健診時における託児について、3歳未満から4歳未満に対象年齢を拡充されたことは、より多くの子育て中の方が受診しやすくなり、大変評価いたします。

乳がん・子宮頸がん・大腸がん検診の無料クーポン券については、本年度も特定の年齢の方に対し配布を予定されております。中でも、乳がん・子宮頸がん検診については、平成 23 年度より未受診者に対し受診勧奨ハガキを郵送されており、受診率向上に努められ、一定の効果を出されていることは大変評価するものであります。本年度においては、国の補助事業としてのコール・リコール制度について実施に向け、ぜひとも検討していただき、受診率の目標値に向け、さらなるご努力を要望いたします。

学校の耐震化については、本年度、小学校 4 校の設計業務、二中の耐震化工事が実施をされることは評価をいたしますが、計画どおり無事故で進められるよう要望いたします。また、一中の今後、町立プールの今後のあり方については、両方、子ども達には欠かせない重要な施設であることから、優先順位を考えていただき、早期に方針が示されるようご努力願いたいと思っております。

学校の図書館について、小学校 4 校に対し 2 名の専属教員が配置されますが、役割を明確に具体化した運用としての図書館整備がなされるよう、さらには各校への司書教諭の完全配置を要望いたします。読書は心の栄養になり、学力向上にも繋がると言われております。成長過程において、1 人でも多くの子どもが本のおもしろさや楽しさに気づき、読書に親しめるよう、「朝の 10 分間読書」の各校への徹底等、日々の中でたくさん本と触れあえる機会を作っていただきたいと要望いたします。

防災教育については、子ども達とともに、また子ども達自らが考え、取り組む防災教育として進めていただけるよう要望し、賛成の討論といたします。

平井議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 反対の方の発言がないようでございますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第16号議案 2014年度島本町一般会計予算に対しまして、日本共産党町会議員団を代表し賛成の討論を行います。

まず第1には、国の増税や暴走、大阪府の低すぎる福祉水準を前に、厳しい暮らし、行財政運営を余儀なくされる年度であるというふうに認識しております。執行部、町議会ともに防波堤となり、国、府に声をあげることなくして、この執行はあり得ず、その観点から、まずは申し上げます。

2012年8月、民主・自民・公明3党合意、2013年10月に安倍首相による実施表明、この4月にいよいよ消費税8%増税が断行されます。私たち会派は、そのこと自体に対しては認めるものではありません。増税するなという立場であることは周知の事実です。しかしながら、本予算は国の特別措置法である、あらゆる場面に増税を転嫁しなければいけないという拘束されたものがあり、そういった中である自治体の苦悩としては、一定理解をするものです。

今、各新聞などで折り込まれ、配布されている政府広報を見ますと、消費税増税分5兆円はすべて、子育て・医療・介護・年金といった社会保障のために使われます、と書かれています。社会保障財源が5兆円増えるかのような印象が振りまかれています。実際には、そのうち4兆2千億円は他の税金などによる財源を消費税に置き換えるだけで、さらに2千億円は増税による物価上昇で消え、結果、新たな社会保障財源に回るのは、わずか5千億円に過ぎません。逆に増税の影響は計り知れず、国民には10兆円の負担増だと言われています。一方では、GDPの伸び率は増税(前)駆け込み需要の予測を下回り、労働者の賃金で春闘のベースアップはほんの一部であり、到底、増税負担増を穴埋めするものにはなっておりません。

内閣府が国会に提出した、夫が300万、妻が200万の年収の共働き世帯、小学生2人のご家庭では、税と社会保険料の負担増だけで、消費税では11万2千円、住民税・年少控除の廃止で7万1千円、所得税(復興特別所得税含む)1,900円程度の増、住民税(復興特別均等割を含む)2,000円程度の増、年金保険料4万6千円の増、医療保険料3万2千円の増、介護保険料7千円の増、同時に子ども手当から児童手当に代わることによって、小学生ですから3万6千円が引き下げられる。この給付減を合わせると、年間で約30万円の影響が明らかになっております。また単身で年金が140万円程度の方で言えば、消費税と昨年からの年金削減を合わせて6万円の増税影響だと試算されています。

歳入歳出で示された臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金について、このような措置を取らざるを得ないということが、低所得者ほど重くなる消費税の逆進性を示しております。前に述べた二つの事例で言えば4人家族では2万円が1回きり、単身高齢者では1万5千円が1回きりの支給に過ぎず、焼け石に水であり、到底、評価にはあたりません。さらに、本年1月2日以降に生まれられたお子さんや、申請の遅れにより児童手当が受けられなかった世帯、生活保護世帯、高齢者の場合は同居家族が課税の場合は支給対象から外されることになっております。また支給時期が市町村によってまちまちであることなど、制度の谷間や漏れについては留意されるとともに丁寧な対応、そして住民の困窮実態の把握に努められ、救済策を講じられることを強く求めるものです。

一方で、大企業に対してはいかがでしょうか。復興特別法人税も、法人税を4.5%引き下げて10%増税し、もともと減税だったというところへ今回は前倒しの廃止で、さらに8千億円の減税だと聞いております。この大企業への減税は、25年間で約20兆円もの減税になると聞いております。法人税が下がっても、それが即賃上げに回ることは期待できず、また大企業への法人税減税策、地方法人税創設など、今後、国の制度設計によっては、島本町のような小規模かつ近郊都市である島本の財政にどう影響するのか注視すべきであって、本来は大企業の内部留保の一部取り崩しで賃金を上げる、国家予算で増やされた軍事費や、不要不急の大型公共事業こそ見直しをし、消費税増税はストップすべきだというふうに、今でも思っております。

さらに、大阪府政との関係で申し上げます。

乳幼児医療費助成制度では、通院費2歳まで、入院費6歳までの助成という、近隣の兵庫、京都、また神奈川県、東京都など、大都市、近郊都市を抱える都府県の中では最低レベルであり、さらにこの5年間でさらなる制度の改悪まで持ち出されることがありました。改善など望むべくもない中、今現在、府内市町村が長年努力を強いられ、隣接の京都府大山崎町、独自の努力を払われている高槻市との格差に、子育て世代はじめ高槻市医師会から繰り返し島本町は指摘を受けています。ようやく2013年12月、大阪府議会では、日本共産党府議団の質問をはじめ他党派への答弁について、前向きな検討を松井知事が表明しており、この夏には一定の方向が示されると聞いております。

次に、少人数学級（35人以下）についても、教育委員会事務局は国の研究機関の調査結果のみ重視するのではなく、島本町で言えば二つの教職員組合や、また自治体労働組合が、この間、毎年要求している内容に少人数学級が求められております。町教育の専門職の集団の要望は、現場を踏まえた妥当かつ切実なものですが、これについても、大阪府においての特別な手当はありません。

また、学校警備、国民健康保険への大阪府単独補助、特別養護老人ホーム建設補助などの一般施策などで、大阪府は、この5年間だけでも1,500億円の削減・廃止を行う一方で、1,500億円の財政調整基金を積んできました。

これらも、あらゆる方面で全国でワーストを進んでいる大阪府政を改めさせること、以上の姿勢と観点でもって、国・府などの関係機関としっかりと交渉し、声をあげることが、本2014年度島本町の安全と安心、財政健全化の前提であることを述べまして、以後、島本町の104億4,400万円の歳入歳出項目に従って述べます……（「長いな」と呼ぶ者あり）……。

まず第1に、到底認められず、今後もし正を求めていく、調査・検討を続ける必要のあるものについては、島本町学習状況調査があります。小・中合わせて68万8千円もかけております。全国学力テストがあるのに、それに加えて1回余計に行う必要性は全く認められず、さらに授業アンケートが、児童、生徒、教職員へ過剰な競争を煽り、対立を生み出しています。一人ひとりの生徒と向き合う時間の確保、いじめなどに対して教職員が即応するための態勢づくりにこそ、この費用を充てるべきです。

次に、人権ケースワーク事業や就労支援事業など、非営利や補助金交付団体であるにも関わらず、収支報告書も出さずゼロ精算で済ませている業務委託を続けること、行革見込みより予算を大幅に減額してきた年長者輸送サービスなど、移動支援の改善を図ることなどがあげられます。

第2に、長年、声が寄せられ、会派としても求め続けてまいりました切実な願い実現のための予算が示されたものとし、賛成する大きな理由となるものをあげます。

歳入面では、多方面からの議論がありました「地方財政法」改正による、いわゆる撤去債については、公共施設の具体の解体・除却に活用できるものとは認識しておりますが、現在の島本町の慎重な対応は適切であると考えております。

次に保育所民営化や認定こども園ではなく民間保育園の建設、そして学校耐震化、中学校給食棟の設計、障害者グループホームへの町独自支援制度の創設、生活保護事務に社会福祉士の増員、歴史資料館のブックポスト設置、中学校図書館に専任教諭の配置。

さらに森林保全整備業務。これは、サントリーホールディングス株式会社工場で使用する以上の地下水を育み、水資源のサステナビリティを守るのに必要な水源涵養面積の7千haを上回る7,600haとなった、この森林保全の業務について表明をされています。この姿勢を、2012年度「天然水の森 おおさか島本」として協定を締結した本町は同等以上の地下水維持、受給維持のための必要な面積を、明らかにして取り組むべきです。同時に、市街地での雨水浸透枳設置や、公共施設の雨水貯留施設の促進に取り組んでこそ、町全体の風水害、浸水被害を防ぐことにも繋がります。

また、町長や議会へ何度も要望が寄せられておりました第二保育所の耐震診断が行われます。年度初めの至急の実施を求めるものです。そして、その結果は小・中学校、幼稚園と同様、危険な棟や園舎を明確にし、対策を講じることは必至の条件です。

さらに、最後の第3には、執行にあたり、さらに検討を加えられるべき内容があります。これは多岐にわたります。

旧高槻交通跡地建物取り壊し設計委託及び取り壊し等工事の費目は、防犯・安全上、必要と考えております。一方で、費用の精査とともにその後の活用策について、島本町は駅前行政サービスコーナーなども視野に入れた公共性のある使用目的も含めて民間に売却する、隣接の町道は拡幅するというだけで、何ら具体の建築物や開発イメージは一切示していません。周辺自治会長、商店街など、近隣一帯より交通安全や災害対策、住民参加を求める多くの要望が寄せられております。その内容は十分妥当、合理的なものというふうに私たちは考えております。

島本町は売却ありきではなく、水無瀬駅前玄関口として交通安全、住民福祉向上に、にぎわい創出など費用対効果が真に得られるものか、今のところ確信を得られる説明はいただいておりませんが、これらに加えて現在パブリックコメント中の「公共施設適正化基本方針」をはじめとし以下にあげるものについて言いますが、町有財産の賃貸借・売買など、その適正な維持管理・売却のあり方、清掃工場包括運営方式の検討、し尿中間処理施設町内建設候補地について、第一中学校耐震化か移設・建て替え、町立プールの休止、住民ホール解体後の跡地活用など、以上の項目、予算執行検討については、複数案を必ず提示し、執行部が約束をしている9月決算期の「中長期行財政収支見通し」を示すと同時に、住民と役場の双方向型の説明。引き続き広域連携に向けて、町長、副町長が近隣自治体とも誠意を持って協議・交渉を続行し、適宜報告をすることなどを通じて、住民合意を得ながら、議会で最終的に判断するということについては、私たち党派として、この予算を賛成する大前提であるということを申し添えます。

次に、鶴ヶ池住宅跡地売却後の開発内容については明確にされ、工事期間等の安全面の確保をはじめ周辺開発による大型車両、また交通量の増大には、騒音・振動及び安全対策を講じること。

マイナンバー制、「社会保障・税番号制度法」の成立による地方自治体でのシステム構築・改修関連予算措置は全額国庫補助となっておりますが、税と社会保障の一括管理と徴税強化、給付抑制の狙い、権力による国民監視、プライバシーの漏洩などが危惧され基本的には認められないものですが、今後、自治体として情報管理のあり方、住民、議会の監視を強化させる仕組みを加えることが必要です。

債権管理課の創設について、申し上げます。滞納整理の目標も、マニュアル準備状況も不明瞭でありました。従前の取り組みと変わらないのに課を創設し、少なくない職員を配置されています。ここは疑問が残るところです。くれぐれも職員を数値目標で駆り立て、その視点から住民を見るような行き過ぎた取り立てにならないように求めておきます。

まちづくりプロジェクトチームは、従前の行政手法、参与職待遇への庁内批判を受けて、104億規模の予算執行、懸案の元教育委員会主査の問題に象徴される町役場の暗部に綱紀粛正を徹底させること。住民には親切丁寧な職場へ、若手職員が能力を發揮できる

ような育成を図ること。J R西側の都市計画上の課題解決に、地権者と行政の責任・役割の仕切り直し。計画的な改修計画を持たずに、1990年代前後の大型公共施設建設を進めてきた。これらが孫子の代に膨大な負債や禍根を残すことのないよう、持続可能なまちづくりに、責任と手作り感、スピード感の手本となる部署として、このまちづくりPTには最大限の効果をあげられるよう、町長を先頭に心してかかっていたことを、再度求めておきます。

最後に、本年度は空前の保育所過密化、待機児童の課題に直面しております。これは早晚、子育て世代を苦しめる要因になります。面積基準にホールを含めないという一定妥当な対策を講じたために、入所児童には一定の制限が加わること。入所児童・保育士さんの安全・安心のためには必要なことではあります。一方で民間保育園開設が3ヵ月も遅延することとあわせ、子育て世代の求職活動などに支障が出かねません。本来、11月の保育所開所で想定される児童福祉費用分程度は、40人を超える待機児童家庭の緊急支援に充てる必要があります。

2012年度より、医療行為を必要とする幼児の保育所入所希望に対応するため、医療行為が可能となる看護師配置を実現されました。一方で、今年度からは児童福祉費からその分は姿を消しますが、今後、保育所から義務教育、また青年期と、ライフステージにあわせて、障がい児者支援事業所の医療行為を伴う支援が継続できるように、やまぶき園に施されているような町独自の手当の検討を急ぎ求めるものです。

小学校給食の民間委託、調理業務の民間委託について、1校は業者変更、1校は新規参入ということが盛り込まれていますが、これは早晚、人件費を含めた、質も含めた、直営との比較が必要になると思われます。

子ども・子育て新制度については、全国の自治体の準備状況から、2015年度の実施は相当な無理と混乱を招きかねません。さらに今、国が示している小規模保育所などは、保育士有資格者が職員の半分で済む保育施設や、研修を受けるだけで有資格者がいない家庭的保育なども含まれており、安全・安心の島本の保育を求める声に背を向けるものであります。小規模であっても、認可保育所と同等の基準の維持などを国に求める必要があります。

社会福祉基礎構造改革の第一弾と言われた介護保険制度の導入の際には、島本町は3回にもわたり、説明会を住民に対し開催されたということが委員会質疑で示されています。子ども・子育て新制度は保育ビッグバンとも言われ、介護保険制度導入時を遙かに上回る対象者、現場への影響が予想されます。今後、国の政省令を受け、島本町の基準を決め、条例化へ向かう際には、「子ども・子育て会議条例」に示された意見聴取をはじめ保護者、関係者へのウィークデー、土日の日中や夜間など、最低3回以上は説明会が必要であると考えます。

最後に……（「何回目の最後だ」と呼ぶ者あり）……、その他、3月31日から4月1

日に機構改革が行われます。役場の顔である窓口案内・電話交換などがスムーズに行われるための機構図、職員配置の明確化・文書化。特に教育こども部においては、再編統合において相談業務が占める割合が増えます。カウンターや窓口職員の体制整備を怠らぬよう強く求めるものです。

その他、多岐にわたる項目がありますが、会派大綱質疑、また常任委員会質疑、討論などで求めたことを含めて、賛成の討論といたします。

もちろん、私たち島本町会議員としても、2月27日に通年議会に関わる条例を全会一致で議決し、導入することに、この春なります。議員個々が研さんし、持てる能力を発揮できる環境整備を図りつつ、島本町議会として党派を超えた議会活動、調査、議論などをはじめ有識者・知見の活用、常任委員会の所管事務調査の精度を高め、政策立案はじめ国・府へ議会として島本町の声を届ける行動へ繋げるよう力を尽くす、会派としてその決意を述べまして、賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第16号議案 平成26年度一般会計予算に、賛成の討論をさせていただきます。

平成26年度当初予算は、歳入歳出総額104億4,400万円、大規模予算となっています。4月より実施される消費税率引き上げ分に関わる地方消費税交付金が、社会保障施策の財源に充てられています。にもかかわらず、社会保障政策は後退していると言わざるを得ません。

消費税引き上げに伴い、子育て世帯への影響を緩和するために支給される子育て世帯臨時特例給付金事業費3,649万4千円並びに低所得者への影響を緩和するための臨時福祉金事業費7,891万6千円が計上されています。いずれも一過性のものであり、事務の繁雑さに比べて効果は薄く、このような給付金で国民生活が潤うと考える政治は、さすがに改めていかなければならないと思います。総額1億1,541万円、これだけあれば、どれだけの雇用が生み出せ、どれほどの子育て環境・福祉事業が充実できるか。今、政治に求められているのは、そういう発想であると考えています。

社会保障・税番号制度、戸籍電算化業務等に関わる予算が含まれています。これらは、共通番号制度の導入に伴うものであり、同制度に反対する立場から、本年度の予算を認めることには大変抵抗がありました。しかしながら、島本町の施策の中身を見て見れば、個々に見てみれば、積年の課題であった様々な事業に着手される積極的な予算編成となっています。また4月からの機構改革に賛成した者として、今年度は、その成果をしっかりと見届ける年でもあり、一般会計予算案に賛成するものです。

「積年の課題」とは何か。何より、保育の過密化を解消する新たな保育所の設置です。町が主体性を持って公募で誘致しなかったことは非常に残念なことでしたが、過密化が加速する中、ようやく（仮称）島本町高浜学園が開設されます。その設備整備事業補助に2億4,063万8千円を計上されました。質疑の中で、東北の復興事業のみならず東京

オリンピック誘致にかかる建設・土木事業の影響により、労働者確保や資材の調達が厳しく、当初より遅れて開業せざるを得ないということがわかりました。秋からの就労を計画されている方もあります。事前の周知を求めておきたいと思います。

防災行政無線整備工事、環境計画策定、小学校耐震補強工事実施設計、小学校給食棟の設置工事、第二中学校の給食棟実施設計、住民ホールの解体撤去工事、第二保育所並びに第二幼稚園の耐震診断実施など滞っていた重要施策が前進します。老朽化した町営プールの開設を見送ること、高規格救急自動車の更新、人権文化センターの耐震診断・耐震補強工事実施設計業務について、その妥当性を認めます。

障害者グループホーム開設支援事業、避難勧告等の判断伝達マニュアルの改訂、橋りょう転落防止柵の設置工事、所有者不明の猫の避妊・去勢に対する補助金の創設、新たに1名の社会福祉士配置なども評価でき、効果に期待します。

平成26年度は、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の本格実施に向けて、事業計画を策定する重要な年度です。島本町は、小学校を対象としたニーズ調査も実施、結果的に就学前及び小学生を持つ全家庭に対しアンケートを送付、多くの自由意見が寄せられているとのこと。しかしながら、新制度においては、この計画こそがこれからの島本町の保育・教育の質と量を定める非常に重要なものです。複雑な新制度について、子ども・子育て会議の委員の皆さんにより深く理解していただくことも必要かと思えます。近い将来、新制度で教育・保育を受けた子ども達が入学することになる学校教育においても、十分な理解が必要であると考えています。従いまして、教育こども部におかれましては、識者から同制度について学べる勉強会開催などご検討いただき、これを住民の説明会へと繋いでいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

「いじめ防止対策推進法」に基づき、新たに島本町いじめ等対策委員会を設けられます。「島本町いじめ等基本方針」の策定も進めておられます。「大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会の調査結果報告書における提言書」にもありましたが、今、求められているのは、教育現場で職員が児童生徒としっかり向き合う力、それを可能にする時間的な余裕の確保です。一人の教師が抱え込む風潮を改めていくことです。問題のあるなしが教師の評価に繋がるとなれば、教師や校長が現実を直視できなくなります。また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、クラスや部活動などの所属集団の無秩序や閉塞性の問題にも目を向け、慣習としてもはやしたり、周辺で暗黙の了解を与えている傍観者の存在にも注意を払い、いじめを許容しない雰囲気を作成していくことが必要です。単に子ども達だけの問題ではない、ということを理解して取り組んでいかなければなりません。

清掃工場包括運営検討業務583万2千円について、また検討会の設置について。これは、必要を私は認めるものです。包括的な民間委託を行う場合、官民間の明確な役割分担のもとでの適切なリスク分担が不可欠です。施設は、すでに稼働開始から20年以上経

っており、プラント・リスクが大きいと、受託者へのリスクも新設施設に比べて大きくなっています。工事も含めた包括的な委託には、金額が高額になったり、契約後に思わぬトラブルが生じたりすることが予想されます。支払いに対して最も価値の高いサービスを供給するため、バリュー・フォー・マネー、VFM算定が重要な要素になりますが、算定の結果、財政的な優位性が認められない場合は包括的な委託は見送るという英断も必要です。手段先行・民営化ありきの検討にならないよう、強く求めておきます。

また、清掃工場包括民営検討会の開催に関しては、文書番号を入れずに文書処理されました。秘密にしなければならない何かの事情があったということでしょうか。こういった執行部のあり方に失望いたします。住民からの信用を失い、何より物事の判断を誤る土壌になっているということに気づいていただきたい。改めるべき悪しき風潮であり、改善を求めます。

障害者グループホーム開設支援事業補助金は、障害者が地域で、人に支えられ、自立した生活を送ることができる拠点の創出を実現するものです。町内に、事業内容や方針の異なる様々な障害者福祉事業所が点在することは、当事者にとって選択肢が複数存在することとなり、大変望ましいことです。しかしながら、現状では町有地賃貸料の無料・有料の基準が曖昧かつ不透明になっています。契約の歴史的な経過に妥当性があるのか、当該団体の運営が円滑に行われるためにふさわしい契約となっているか、契約更新の際には、相手先の事情によく耳を傾けて、総合的な福祉事業の推進に努めて下さい。公益性を伴う事業が円滑に行われるよう、必要などころに必要なお金が公平・公正に行き渡るよう努めて下さい。

平成25年6月より、公共施設適正化調整会議で議論を重ね、この3月、「島本町公共施設適正化基本方針案」を公表、パブリックコメントを現在実施されています。個別の施設の取りまとめを進めていただき、総合的な検討ができる環境を急ぎ整えていただきたい。総務建設水道委員会で訪ねた先進自治体・秦野市においては、小・中学校ともにコミュニティを形成する要と位置づけ、学校については基本統廃合はしないという方針を示されていました。高度成長期時代のスケール感で物事を見ると、経済も人口も縮小しているように見えますが、悲観することなく物事を見れば、新たな枠組みを形成していく過程に過ぎません。示された基本計画案は、現在、「方針」というより現状把握の段階であります。今後の議論に注視していきたいと思えます。

新たに置かれる「危機管理室」です。2年続いた大雨による水害対策で培った経験と、把握された課題を活かして、引き続き危機管理並びに防災・減災対策に努めていただきたい。いざというとき、万一のときには、行政と住民の顔の見える関係が効果を発揮します。職員自ら町に出向き、人に出会う危機管理室であって欲しいと願っています。

また、原発事故発生時に、滋賀県より広域避難される高島市今津町の大神地区185名の受け入れにつき、その拠点避難施設はふれあいセンターとなっています。指定管理者

との協議・協定が不可欠と考えますので、調査・検討、協定の締結を求めています。

人権文化センターについては、4月以降、人権施策の企画機能を加えた新たな組織として生まれ変わります。同施設を活用して、男女共同参画はもちろん子どもの権利保障、外国人の人権尊重、多文化・他民族理解、そして、その背景にある宗教や歴史への理解、こういったものについて情報発信や啓発事業が可能になると思います。広く「人権」というテーマに身近に触れることができる場として期待しますが、それを可能にするには適切な予算配分が必要です。求めています。

なお、女性相談の窓口となるには現状では適切とは思えず、改善と工夫を求めます。

2013年から法定義務化され、現在は積極的勧奨を一時停止している子宮頸がんのワクチン接種は、期待できる効果と副反応のリスクを考えれば、接種を進めないことが望ましいことです。むしろ、性と体の問題について、女性自身が身近で学べる機会があることのほうが効果的であり、女性の尊厳を考えるうえで非常に重要です。今後の課題にしていきたいと思えます。

戸籍電算化業務、共通番号制度導入においては、慎重かつ万全な個人情報保護対策を求めます。

住民ホール解体撤去については、設計図書が保管されていないと認識しています。工事受託者、関係機関と密に連絡を取り、工事従事者の労働環境並びに周辺環境に配慮し、適切かつ安全なアスベスト対策が取られるよう求めます。

「一般廃棄物処理基本計画」について。前回の計画案は、不備を指摘する箇所がたくさんありました。多額の委託料を支払った成果品は、担当課による校正もできないままパブリックコメントにかけられたという経緯がありました。こういうようなことがないように求めています。また、包括的に運営を民間委託することになった場合、これをどのように計画に反映するのも大いなる課題です。整合性を欠いたこととならないよう、委託業者への正確な情報提供を求めています。

「生活排水処理基本計画」も、同様のことが言えます。中間処理施設の建設について具体的に検討していくにつき、計画にそのことが反映される必要があります。

歴史文化資料館の前庭について。平成26年度からは社会教育的な事業に限らず、住民の交流の場として、にぎわいを創造することができます。当初から活用方法を限定するのではなく、幅広い可能性の中から、より効果的で、本町の玄関口にふさわしいものを採用していくとのこと。このことが、広く住民に公平に伝わるようにしていただきたい。また採用・許可に関しては、営利を目的にしたものと、持続可能な活動のための財源確保を目的としたもの、この二つを明確に区別し、地域の市民活動を支援していただくよう要望します。

「水無瀬駒」による地域活性化事業については、現在、「将棋の聖地」と呼ばれる水無瀬の地で、子ども達が将棋に触れる活動が小学校を拠点に展開されつつあります。活

動の裾野が広がるのはこれからです。引き続き、島本町ならではの取り組みを継続していただくようお願いします。

認めがたい点、改善を求めたい点もあります。以下、述べておきます。

まちづくり活動支援業務 80 万円の増額。土地の鑑定評価にかかる費用とのことですが、事業の主体は準備組合であり、当該地は私有地で、町が支出する根拠と正当性はありません。これまで、「まちづくり活動支援」という曖昧な名称で土地区画整理事業を支援されてきました。平成 24 年度からは土地区画整理事業への支援となっており、JR 島本駅西側土地区画整理事業支援とされたほうが、まだ納得がいく。前段のまちづくり協議会のときから、支援のあり方、進め方に、私の所属する会派人びとの新しい歩みは疑義を訴えてきました。平成 23 年度に開催された協議会は 3 回。1 回目には学校法人西大和学園の大学立地にいきなり合意を求め、2 回目は大学ではなく中高一貫進学校の立地について、当該学校法人からいきなり説明とお願いがありました。3 回目は、振り出しの土地区画整理事業と水無瀬病院の移設について説明がされました。後に、準備組合がいったん決めた事業協力者を撤回されたことには、こういった経緯が影響していると私は考えています。島本町にとって、決して望ましいことではありませんでした。地権者の合意のプロセスが重要であると当初から指摘してきたように、時間をかけて丁寧に進める必要がありました。年度が重なるたびに、100 万円規模の予算が当該地のみに注ぎ込まれるようでは、町全体の各地区のまちづくりが後退してしまいます。

旧高槻交通跡地建物取り壊し設計業務 140 万円、工事 550 万円です。本来ならば、契約を解消する際、高槻交通に負担していただくものです。更地にして返却していただくことを考えず、結果的に解体費を町で負担することになっています。もともと支払う必要はなかったものです。また「公共的機能の検討を行うとともに、民間活力によりにぎわいを創出する」という方針そのものにも、無理があるのではないのでしょうか。公共的機能を置く場合、公共施設の床面積を増やすことにもなり、公共施設適正化調整会議での議論との整合性がありません。

総じて、環境への配慮が希薄です。所管委員会で明らかになりました第三小学校に放置されていた PCB を含むトランスの問題です。現場を見ましたが、杜撰な管理に驚きました。児童がいたずらをしていたら、大変なことになっていました。囲いもある、標示もしている、決まりは守っていますというには、あまりにも粗末な保管だった。横軸は教育委員会、しかし、環境を担当する課がしっかりと縦軸を通す。こういったことが全くできていなかったからだと思います。

耐震化対策にも言えることですが、町長部局は、それぞれの専門性を持って教育委員会の事務事業を支援していただきたい。町長部局と教育委員会が、ともに子ども子育てを支援していくための組織の一本化でなければ意味がありません。教育子ども部が、子ども、児童、生徒にじっくり、しっかり向き合えるよう、この点、必ず改善していただ

きたいと思います。伏してお願いしておきます。

以上をもって、私の賛成討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

田中議員 第16号議案 平成26年度島本町一般会計予算について、賛成の討論をいたします。

先般、本町において役場の機構改革が行われました。今回の予算は、その改革後、初めて執行されるものです。改革に伴い、当初は何かと混乱が予想されますが、とりわけ住民の窓口となる若い職員の住民への利便・奉仕の姿勢が欠かせません。そうした視点から、今回は予算の執行を見守りたいと思います。

以上をもって、賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

関 議員 第16号議案 平成26年度島本町一般会計予算について、討論を行います。

平成26年度当初予算は、歳入歳出総額104億4,400万円を計上しており、前年度当初予算より14億8,800万円の増となっております。

この要因については、防災行政無線整備、学校施設耐震化事業、小学校給食棟設置事業などによるものでありますが、経常的経費に加え、これまでの課題事業である学校施設の耐震化、地域防災施設の整備など、優先的に取り組む必要のある事業に対応できる予算であります。

歳入において、自主財源の多くを占める町税が前年度に比べ6,664万8千円の増額となっておりますが、歳出の生活保護総務費、扶助費が、いずれも10%以上の増加になるなど、今後も厳しい財政運営が予想されている中、今後も多くの課題事業に対応していかなければならない状況ですが、引き続き行政全般にわたる事業の見直しを進め、計画的行政運営を期待して、賛成の討論といたします。

(午後2時07分 田中議員退席)

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

清水議員 第16号議案 平成26年度島本町一般会計予算について、自民無所属の会を代表し討論を行います。

平成26年度当初予算は歳入歳出総額で104億4,400万円と、骨格予算であった前年度当初予算に比べ14億8,800万円、率にして16.6%の大幅な増となっております。

主な施策についての歳出は、防災行政無線整備に3億8,945万1千円、住民ホール解体撤去に9,914万4千円、避難勧告マニュアル更新事業に263万2千円、旧高槻交通跡地建物取り壊し事業に690万円、住民基本台帳システム改修・戸籍電算化関連業務など社会保障・税番号制度対応のための改修費など1億910万8千円と154.8%の大幅な増額、清掃工場施設改修事業に9,287万5千円、衛生化学処理場施設補修事業に3,017万6千円、動物愛護対策事業に12万2千円と、住民の安全・安心の確保に関わるものを中

心とした予算計上となっております、一定評価します。

公共施設であるコミュニティセンターについては、施設の運営等の補助金交付についての規則はあるものの、維持補修等に伴う費用などの補助においては要綱や規則等がないため明確にされることを要望するとともに、今後、公共施設の適正化を行ううえで各公共施設、特に町所有の自治会集会所等についての取り扱いも明確にしておく必要があると考えます。また町有地の賃貸についても、住民の方が疑問を持つことのないように、一定のルール、要綱等を整備され、明確にすることを要望しておきます。

社会福祉費においては、平成26年4月から消費税率8%へ引き上げにより、所得の低い方への負担感の影響から、特定財源により臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金を暫定的・臨時的な処置として、7,200人を対象に9,700万円が給付されること、一定評価します。

また、これまで各団体に間接補助をしてきた補助金について直接補助に変更されたことは、町としての意思が直接伝わるものと評価します。

(仮称)島本町高浜学園施設整備事業に、一般財源から2,673万7千円の新規事業へ向けての歳出だけで待機児童解消に繋がることを大いに評価しますが、社会的状況等により、当初の想定計画から遅れることについては関係者にとって非常に残念ではありますが、できるだけ早く開所時期について示せるよう、お願いしておきます。

所有者不明の猫の避妊・去勢手術の補助金については、所有者不明の猫の増加を食い止め、衛生環境が改善されるものと一定評価しますが、猫の捕獲方法等の指導も含め、補助金が適切に運用できるよう要望しておきます。

また、予算計上されている山崎自転車駐車場の使用負担金のようなミスがないように、信頼性の観点から、すべての予算において、慎重に精査され予算計上されることを要望しておきます。

消防費においては、町民のために火事やその他の災害に対応する消防団の福利厚生の一環として、活動服の防寒服を新規支給するための予算、また17年間使用してきた救急車の更新については、最新機能を装備した高規格救急自動車を購入し、住民の緊急時における人命救助に大いに役立つものと思います。

教育費では、これまで運営をしてきた町立プールについて、老朽化が著しく、安全面においても問題があることから開設を見送られたことは賢明な判断と思いますが、今後の町立プールのあり方について早急に検討結果を出すべきであると考えます。

また、学校の耐震化については、現時点においては予定どおり進行しているものと理解しています。

森林保全に関する施策については、島本の大切な自然を守るための重要な施策で、委託料の中には森林保全業務450万円、森林病虫害等防除業務142万6千円や、補助金として造林補助10万円等が計上され、森林が保全されることを一定評価しますが、里山の

整備に関し間伐等で発生する木々や竹の処分について、今後、民間の活力も視野に入れ、有効活用あるいは処分について検討され、豊かな自然を維持することを期待します。

今回の機構改革によって、すべての事業においてスムーズに予算が執行されますことを切に要望し、賛成の討論とします。

(午後 2 時 09 分 田中議員出席)

平井議長 以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第 16 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

平井議長 起立多数であります。

よって、第 16 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 2 時15分～午後 2 時30分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、第 17 号議案 平成 26 年度島本町土地取得事業特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 日本共産党島本町会議員団を代表して、第 17 号議案 島本町土地取得事業特別会計予算に賛成するものです。

平井議長 反対の方の発言がないようでございますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第 17 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第 17 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第 18 号議案 平成 26 年度島本町国民健康保険事業特別会計予算に対する

討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

佐藤議員 第18号議案 平成26年度島本町国民健康保険事業特別会計予算に対する、日本共産党島本町会議員団を代表して反対の討論を行います。

島本町の国民健康保険料は、医療給付が増えたら、その分だけ上がるという、そういう形になっており、あまりにも安易な保険料の値上げ、今回も7%の値上げというふうに聞いております。

国は、国保料では賦課限度額を4万円引き上げ、また低所得者保険料の軽減拡充として5割軽減と2割軽減の対象者を拡大、2015年度からは、こうした軽減対象者に応じた保険者に対する財政支援の拡充も予定をされ、低所得者が多い保険者の財政基盤をさらに強化する、とされています。国民健康保険制度は社会保障制度ですから、国に強く働きかけて、国負担分をきちんと負担するように求めるべきです。それとともに、島本町の国保会計は基金もあり、毎年黒字の良好な会計を維持しているのですから、この毎年の町民に医療給付増加分をそのまま負担させるという値上げ体質から脱却する、このことを考えるべきです。

今回、40歳から64歳の介護保険分、これが他の保険では値上げが予定されている、その中で、当町ではこの部分の引き上げはしないとお聞きをいたしました。この点については評価をしたうえで、保険料の減免制度についても、所得の一定割合を超える保険料については減免をするという制度を構築すること、町民の健康保持のための予防事業、人間ドック助成等健診事業への取り組みについても積極的に検討することを求め、反対の討論といたします。

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員 第18号議案 平成26年度島本町国民健康保険事業特別会計予算について、自由民主党クラブを代表し討論を行います。

国民健康保険制度を取り巻く環境は極めて流動的で、加速する高齢化や医療技術の高度化、生活習慣病の増加等に伴う医療費の増加、また交付基準の見直しや広域化支援方針等により、経済成長が望めない状況で雇用情勢の悪化は続き、保険料収納率に影響を与え、保険料収入は増加せず、厳しい財政運営が続いています。

こうした背景、状況の中、本町の平成26年度の予算総額は34億7千万円で、前年度に比べ1億5,700万円、率にして4.7%の増加となっています。この26年度で、ようやくレセプトデータから医療費分析が行われますが、保険料の抑制、さらには住民の健康管理に寄与し、評価します。

年々増加する医療費は国民健康保険財政を逼迫させる主な要因で、疾病予防に重点を置いた保健事業の推進や、後発医薬品の普及や医療費の分析等を行い、さらなる医療費の適正化に努めていただくよう要望し、賛成いたします。

平井議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

平野議員 第18号議案 2014年度国民健康保険事業特別会計予算に対し、人びとの新しい歩みを代表いたしまして反対の討論いたします。

「国民健康保険法」第1条は、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と、社会保障ということを明確に定めています。

国民健康保険事業は、島本町の全世帯の3分の1の世帯、人数では7,430の方が加入する、町における中核的な医療保険制度となっております。住民の命と健康を支えるこの制度については、高齢者や年金者、非正規労働者、零細・中小企業者、農業者、失業者など、低所得者層が多く占め、加入者は所得が150万円を下回っている世帯が約75%も占めます。生活保護基準以下の水準で暮らしていると言っても、過言ではありません。また、所得がなくても保険料を払わなくてはなりません。

ですから、国民健康保険料の値上げはできる限り避けるべきと考えます。年間医療費の伸びもあるとは言え、本年度は1人当たりの年間保険料は10万5,534円、前年比で7.2%増となって、大きな住民負担となっております。国庫負担の拡充を求めるとともに、基金の繰入、一般会計からの法定外の繰入なども行い、保険料の値上げ抑制を図るべきでした。

また、「大阪府国民健康保険広域化等支援方針」も示され、国保の広域化の方向ですが、これについてはさらなる保険料アップに繋がることが明らかです。自治体独自で実施してきた健康づくり等、医療費の抑制に繋がる努力が活かされないこととなります。

国保の広域化はやめるべきであるということも申し添えて、討論いたします。

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

村上議員 第18号議案 平成26年度島本町国民健康保険事業特別会計予算について、自民無所属の会を代表し討論を行います。

島本町では、平成25年3月31日現在において、国民健康保険に人口の約24%の7,413の方が加入されています。近年の保険料の納付状況は、一般被保険者分の収納率については83%になっており、府内で4番目とのことであります。しかしながら、1人当たりの療養諸費については府内においては高い状況にあり、国民健康保険の運営において厳しさを増してきております。

そのような状況の中で、平成26年度の歳入歳出予算総額は34億7千万円で、前年度に比べ1億5,700万円増え、4.7%の増額予算であります。中でも、一般被保険者療養給付費の医療費負担金は19億2,780万円と、前年に比べ1億1,780万円の増額予算となっております。

国民健康保険制度を存続させるためには、医療保険制度全般にわたる見直しや医療費の適正化、さらには保険者としての保険料収納対策などの自助努力が必要なことは言う

までもありません。被保険者の高齢化に伴う医療費の増加や、生活保護受給者の増加により、被保険者所得は減少する中、保険料の未納や滞納をなくすことは非常に難しい環境ではありますが、少しでも医療費負担を軽減するために、収納率のアップに一層のご努力をお願いしたいと思います。

また、厳しい状況の中で制度を維持していくには、その財源の部分となる一般会計からの繰入をしていますが、同時に限界があるということも事実であります。受診状況の総合的な判断のもと、制度の維持と保険料の抑制のために、平成 26 年度に電子レセプトシステム改修を実施されます。それをうまく活用し、把握した受診状況を見たうえで、医療機関と連携し訪問指導等を行うなど、適正な受診指導等をされることにより、経費削減に繋がるものと期待します。

財政基盤を健全に維持し、安定した運営をしていくためには必要なものであるものと判断し、賛成の討論とします。

平井議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 反対の方の発言がないようでございますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

外村議員 第 18 号議案 平成 26 年度島本町国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の討論いたします。

本町の国保会計は黒字を維持していますが、予算規模は年々増え、今年も、昨年比 1 億 5,700 万円増の予算となっています。給付費の増に伴い、保険料も 1 人当たり昨年より 7,115 円アップの予算となっていますが、正式には 7 月の本算定で決定されます。

国保財政に関しては、全国的に被保険者の 4 割が高齢の年金生活者や失業者などの無職という状況もあって、病気にかかる率も高く、勢い医療費が嵩む結果、他の健保組合などより保険料が高くなるという悪循環に陥るといふ難しい実態があります。一方、本町の国民健康保険財政における 1 人当たりの療養諸費は大阪府下でもワースト 4 という高額の一方で、保険料は 15 番目という状況にあると、24 年度の事務事業報告にもあります。

この 4 番目に高い医療費の要因や実情を徹底的に分析して、医療費高騰を抑える努力をしなければ、毎年値上げをせねばならないという実態に陥ります。特に、特定健診の受診率をさらにアップさせるなどの策や、レセプトチェックによる実態把握等、対策の実践をお願いします。昨年は、ジェネリック医薬品の希望カードを配布したり、薬価の差額通知による促進策など実施されたようですが、効果のほどはいかがだったでしょうか。また、医療費の不正請求事件は全国日常的に発生していますが、厳しい姿勢で臨むことが抑止力に繋がると考えています。どうぞ、よろしくをお願いします。

なお、国民健康保険事業の財政状況が悪い自治体が全国的に多く、その打開策として、

運営主体を市町村から都道府県に広域化しようという議論がありますが、大阪府下の自治体は軒並み悪い状況です。何と、43 市町村の中で 24 自治体が赤字財政です。これは 23 年度、大阪府の調べです。一方、本町は黒字団体 19 市町村の中で 12 番目です。このように赤字の自治体が多い中、どのような手法と公平性を担保しつつ広域化を図ろうとするのか。極めて重要で慎重な議論が必要なテーマです。

営々と黒字に努力してきた本町にとって、安易に進められないように注視願いますとともに、本件に関する国や大阪府での議論の状況は、タイムリーに情報公開をお願いします。

以上をお願いしまして、賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

第 18 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

平井議長 起立多数であります。

よって、第 18 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第 19 号議案 平成 26 年度島本町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

佐藤議員 第 19 号議案 平成 26 年度島本町後期高齢者医療特別会計予算について、日本共産党島本町会議員団を代表して反対の討論を行います。

後期高齢者医療保険については大阪府後期高齢者広域連合で審議をされ、2014・15 年の保険料値上げが決められた。そういうことで、島本町ではどうもできるところではありませんが、高齢者の生活状況が消費税の増税や年金の引き下げなど、ますます厳しくなる中で、大阪府の後期高齢者医療保険は他の都道府県に比べても高い水準にある。このことを鑑み、財政安定化基金を活用した保険料増加抑制がぜひとも必要だと、今回の値上げを決めた広域連合自身が大阪府に、この基金の拠出を要請しているところです。

この保険料は 1.21% のアップ、平均保険料は 8 万 3,988 円から 8 万 5,005 円というふうに上がります。島本町も他市町村とともに、大阪府知事に対し基金を拠出するよう強く働きかけていただくことを求めまして、反対の討論といたします。

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

村上議員 第 19 号議案に対しまして、賛成いたします。

平井議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

平野議員 第 19 号議案 2014 年度後期高齢者医療特別会計予算に対し、人びとの新しい歩みを代表いたしまして反対の討論をいたします。

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の高齢者を「後期高齢者」と称して、それまで加入していた医療保険から切り離し、都道府県ごとに広域化し、高齢者だけの医療保険制度に囲い込んだものです。2 年に 1 回の保険料改定があり、本年度は改定の年度で、保険料は均等割額が 5 万 2,607 円、所得割率が 10.41%、賦課限度額は 57 万円となっています。被保険者数は、3,220 人と見込まれています。

高齢者は年金が頼りです。その年金が昨年 10 月より引き下げられ、4 月からもさらに引き下げられる中での保険料値上げで、非常に厳しいものです。運営される広域連合で保険料については決められていますが、本予算案は、この保険料値上げの改定を見込んだものとなっていますので、賛成しかねます。

滞納整理に関わるシステム改修が行われますが、生活が苦しいために滞納を余儀なくされている方には親切な対応を求め、強権的にならないよう、くれぐれもお願いいたします。

また大阪府後期高齢者医療広域連合議会では、2 月に大阪府後期高齢者医療財政安定化基金を活用した保険料増加抑制がぜひとも必要という、府の財政支援継続を求める意見書を採択されています。

島本町からも同様の主張をされるよう強く求めておき、反対の討論といたします。

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 賛成の方の発言がないようでございますので、引き続き、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

第 19 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

平井議長 起立多数であります。

よって、第 19 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第 20 号議案 平成 26 年度島本町介護保険事業特別会計予算に対する討論

を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

佐藤議員 平成 26 年度島本町介護保険事業特別会計予算に対し、日本共産党島本町会議員団を代表いたしまして、反対の討論を行います。

安倍内閣の「医療・介護総合推進法案」では、要支援者向けの訪問通所介護を市町村に丸投げ、事業費に上限を設けボランティアにゆだねるなど、費用を徹底的に削減しようとしています。これでは専門職による支援を受けられず、症状が重度化してしまう高齢者を生み出します。利用料の引き上げ、施設入所者の居住費・食費の補助縮小、特養ホーム入所者を原則要介護 3 以上に限定と、介護難民を深刻にするような内容になっています。

一方で、低所得者の保険料軽減として、介護費の公費負担とは別枠で最大 130 億円を投入しようとしており、費用の 5 割を保険料で賄うという現行の制度の破綻を事実上認めた形になっています。介護費用が増えれば保険料が自動的に上がる現在の仕組みは変えないというため、公費負担を抜本的に引き上げることを考えない限り、保険料だけ取られて介護は受けられないという、今の状態を脱することはできないと考えます。

このような背景のもとで、島本の介護保険利用者の皆さん、その家族の皆さんの中には、施設入所できるのはいいけれど、利用料は自分の年金では払いきれず、支える家族がその生活費を削ってまで支払うという、保険料負担の上に利用料負担のしかかっているという大変な生活を強いられている方がいらっしゃるのです。

なお、介護認定審査会費の認定調査員 1 名増員と聞いております。高齢者の増加に伴い、この措置は非常に適切であったと評価をいたします。

「第 6 期介護保険（事業計画）」見直しときには、町の福祉減免制度の創設を目指すとともに、国に対して公費負担の増額をしっかりと求め、府に対しては、減らしてしまった施設建設への補助金の復活を求めるよう強く要請をいたしまして、反対の討論いたします。

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員 第 20 号議案 平成 26 年度島本町介護保険事業特別会計予算について、自由民主党クラブを代表し討論を行います。

少子高齢化の進展に加え、団塊の世代が高齢化を迎えることに相まって、今後も高齢化率は加速すると予測されます。国の医療制度の見直しからも、予防医学の観点を含めた経緯もあり、本町においては「いきいき百歳体操」「かみかみ百歳体操」等、手を尽くしてきていますが、効果にはまだまだ時間がかかります。

そのような中、本町の高齢化率は平成 20 年度に 20% を突破し、平成 25 年度現在の見込みとして約 23.58%、平成 26 年度には住民の 4 人に 1 人が 65 歳以上になると見込まれ、高齢者の人口増により、ひとり暮らしや認知症高齢者も増加してまいります。要支

援・要介護状態になる前の介護予防事業の推進・適正運営は、増加していく介護保険事業会計に取り組む必要がありますが、高齢化、要介護者の増加は避けられない現状です。

施政方針で述べられています特別養護老人ホームの整備の検討等、三島圏域での近隣他市との調整も必要かとも思われますが、施設整備に早い対応をお願いし、住民の方への安心な環境づくりに努めていただきますよう要望し、賛成の討論といたします。

平井議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 反対の方の発言がございませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

村上議員 第20号議案 平成26年度島本町介護保険事業特別会計予算について、自民無所属の会を代表し討論を行います。

平成26年度の介護保険事業特別会計予算総額は20億700万円で、前年度に比べて1億2,300万円の増額で、率にして6.5%の増額となっています。本年度も保険料を少しでも抑えるため、介護保険給付準備基金から4,367万5千円の繰入が計上されています。

介護サービスなどの保険給付費は18億8千万1千円で、6.7%と増加傾向にあり、高齢化率も平成24年度の決算では22.58%で、全国平均の24.1%を下回るものの、平成25年2月では23.58%と、少しずつ上昇してきております。また各事業における利用者も増え、介護保険料が年々増加するものと思います。

介護保険料をできるだけ抑えていくには、高齢者の方が心身とも健康であることが大事であり、そのために介護予防事業としていろいろ工夫され、実施されています。例えば、身体機能の維持向上を目的として筋力運動等を行う「いきいき百歳体操」、口腔機能維持向上を目的とした「かみかみ百歳体操」など、30数カ所で行い、高齢者の機能維持や回復の普及に努められておられることは大いに評価します。さらに広範囲にわたって実施されることにより、介護費用の削減に繋がっていくものと思います。

また、施政方針にもありましたように、「第6期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」策定業務において、特別養護老人ホームの整備の検討を掲げられたことは、ますます高齢化社会になっていく状況下において必要不可欠なものとして評価し、賛成の討論とします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

平野議員 第20号議案 2014年度介護保険事業特別会計予算に対し、人びとの新しい歩みを代表しまして賛成の討論をいたします。

介護保険制度は、高齢者の介護について、それまで家族の介護で担っていたものを社会で支え、高齢になっても尊厳を持って地域や施設で暮らせる仕組みとして、2000年に始まりました。制度開始から14年が経過しようとしています。3年ごとの計画で、2014年度は「第5期介護保険事業計画」の最終年度ということになります。

島本町は、介護認定にかかる認定事務も町職員が行い、本年度は、臨時職員ですが、認定調査員の1名を増員されますし、地域包括支援センターも直営で事業を行っています。また、介護予防事業として「いきいき百歳体操」「かみかみ百歳体操」の普及啓発活動にも努められています。

「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」を進めるため、認知症サポーターの養成の継続、認知症高齢者を見守るネットワークの構築なども予定されているということについては、期待できるものです。

居宅介護住宅改修費及び居宅介護予防福祉用具購入費については、償還払いでしたが、4月より受領委任払い制度が可能になるということ。希望する方について、利用者は1割負担分だけで事業者を支払い、残りの9割分は町が直接事業者を支払うもので、使いやすくなることと評価いたします。

本年度は、「第5期計画」の事業を行いながら、2015年度から始まる「第6期介護保険事業計画」を策定する準備も併行して取り組む予算となっています。被保険者のうち、65歳以上の高齢者は7,591人、介護保険サービス利用者は在宅で827人、施設で198人と見込んでいます。

介護サービスの中でも、多くの方が訪問介護と通所介護を利用しております。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送るために、また介護をする人にとっても大切な心の支えになっています。ところが、国はこのサービスを制限しようという計画を打ち出しているようです。2015年度から始まる「第6期介護保険事業計画」から、要支援1と要支援2の人を保険制度から外し、訪問介護と通所介護を市町村の事業にゆだね、事業者への報酬引き下げやボランティアへの丸投げなどでサービスを切り下げる方向です。また、特養に入所する方は原則要介護3から5にするという方針です。島本町としても国に対し、大阪府を通して反対の意思表示をしていただきたいというふうに思っております。

高齢者の保険料については、介護給付費の増加に伴い、制度改定ごとに値上げされています。介護保険事業の財源構成では国の負担は25%と決められ、そのうち5%が調整交付金として町に交付されることになっています。ところが、この5%交付という約束が守られず、ひいては高齢者の保険料の負担増に繋がることになっております。国に対し、不足する分をしっかりと交付するよう強く求めることが必要です。

「第6期介護保険事業計画」では、定員29人以下の地域密着型特別養護老人ホームの整備を行う予定であることを委員会の答弁でも示され、期待されることです。

今回、町長の附属機関として介護保険事業運営委員会として再編されますが、「介護保険法」が定める「市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、また変更しようとするときは、あらかじめ被保険者の意見を反映させるため必要な措置を講ずるもの」という項目に沿って、運営委員会にて第6期の保険料算定の審議を強く求めておきます。

以上を申し述べまして、賛成の討論にいたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

外村議員 第20号議案 平成26年度島本町介護保険事業特別会計予算について、討論します。

本年は、「第5期介護保険事業計画」3カ年の最終年度です。介護保険事業予算は、65歳以上の第1号被保険者人数が増えるに従い予算規模も大きくなり、今年は昨年より1億2,300万円増の20億700万円です。

当保険財政は、財源全体のうち21%を第1号被保険者が支払う保険料で、残りの29%を40歳から65歳未満の第2号被保険者が、残り50%を国や府の公費で負担するわけですから、高齢化が一気に進むと、公費の負担比率を拡大しない限り、特に第2号被保険者の方々にしわ寄せがいきます。今後、さらに高齢化が進めば、財源の国庫負担割合のアップも含めた負担比率の見直しが必定です。

本来、今年4月からの消費税アップの名目は社会保障費に使うということですから、この財源から逆算して国の負担を拡大するべきです。次期「第6期計画」においては国庫負担の拡大など、その意見を反映させるべく厚労省など関係部署への強い働きかけをよろしくお願いします。

団塊の世代の最後の世代である私も、今年から第1号被保険者になりました。いつまでも元気でいて、若い世代の負担を増やさないと考えています。幸い我々の世代は戦後の幸せな時代に育ったせいか、比較的皆さん若く、元気な方が多いのが救いです。

いずれにしても、健康保険の医療費抑制策と同様、介護サービス費抑制に寄与する介護予防事業に一層注力していただきたい。本町の介護予防活動の一環である「いきいき百歳体操」普及活動は評価も高く、先般も高砂市から見学に来られたと聞きました。その他、認知症サポーター養成活動など様々な活動に、引き続きよろしくお願い申し上げます。

以上です。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

川嶋議員 第20号議案 平成26年度島本町介護保険事業特別会計予算について、公明党を代表し討論を行います。

予算総額20億700万円、率にして6.5%の増となっており、平成26年度は「第5期島本町介護保険事業計画」の最終年度であり、計画に沿った予算計上を行われたものがあります。

「認知症になっても、暮らしやすいまちづくり」に対し、町内各地でのサポーター養成講座を開催され、認知症に対する理解を深め、特に小学校4年生に対して授業にリンクした講座を行われています。様々な立場や年齢の方が1人でも多く認識を深め、町全体で支え合う態勢づくりを今後も展開できるよう願います。

また、居宅介護福祉用具購入費及び住宅改修費に関し、本年4月より、これまでの償還払いから受領委任払いにされることは、利用者の負担軽減にも繋がり、大変評価するものであります。

今後、策定されます「第6期島本町介護保険事業計画」において、超高齢化の加速に伴い、幅広く、きめ細やかな支援サービス事業の計画が盛り込まれた内容となるよう、また元気な高齢者の皆様が、介護サービスを受けなくても元気で暮らせるようなまちづくりに対し計画がなされるよう要望し、賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

第20号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

平井議長 起立多数であります。

よって、第20号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第21号議案 平成26年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

第21号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第21号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第22号議案 平成26年度島本町公共下水道事業特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

清水議員 第 22 号議案 平成 26 年度島本町公共下水道事業特別会計予算について、自民無所属の会を代表し討論を行います。

公共下水道には、生活環境の改善や、河川等公共用水域の水質保全を図るといった重要な役割があります。一昨年 of 100 ミリを超える大雨、昨年 of 台風 18 号による災害発生以来、住民の大雨対策に対する関心が大きく、防災・減災に対し、公共下水道の役割がさらに重要となっています。

平成 26 年度 of 予算については歳入歳出にそれぞれ 12 億 2,670 万円と、前年度に比べ 4.3%減とするものです。

主な歳入は、下水道使用料 4 億 797 万 2 千円 (対前年比 3.8%増)、国庫補助金 1 億 3,050 万円 (対前年比 14.3%減)、町債 2 億 4,610 万円 (対前年度比 15.6%減) となっています。下水道使用料や受益者負担金は、下水道事業 of 自主財源として重要な役割を担うものですが、これらの収入等では下水道事業 of 経費をすべて賄うことはできず、一般会計からの繰入金 4 億 7,500 万円 (対前年比と同額) によって、不足分が補われています。

主な歳出は、負担金に 1 億 5,414 万 5 千円 (対前年度比 3.6%増)、下水道建設費に 3 億 2,484 万 9 千円 (対前年度比 19.9%減) を計上するもので、主なものは山崎ポンプ場施設機器等延命更新工事委託に 2 年分として 2 億 8,010 万円 (本年度分 7,983 万円)、公共下水道污水管渠実施設計業務に 1,400 万円、内水ハザードマップ作成業務に 300 万円、2 ヶ所 of 除塵機設置工事で 5 千万円が計上されています。

公共用水域 of 水質保全に対する施策が計上されていること、また大雨に対する浸水対策も計上され、住民に対する安全・安心対策が確保されることを一定評価し、賛成 of 討論とします。

平井議長 反対の方 of 発言がございませんので、引き続き、本案に賛成の方 of 発言を求めます。

河野議員 第 22 号議案 2014 年度島本町公共下水道事業特別会計予算に対しまして、日本共産党島本町会議員団を代表し、賛成 of 討論を行います。

本予算に賛成する大きな理由は、第 1 に、予算書における負担金、補助金について、金額はこれから協議 of 場で正式に決定され、予算上 of 反映は今後になるというふう to 思われますが、過日 of 議員全員協議会におきまして、上下水道部への質疑・答弁でも明らかになっております淀川右岸流域下水道事業における計画面積 of ところで、東大寺 of 旧建設省土砂置き場面積分 of 削減見直しについて交渉に目処が立っておられること。これは町財政支出 of 改善点として、会派として数年来求め続けてきたことであり、評価をするものです。

第2には、歳入部分の山崎ポンプ場更新工事に関わる協議を経て、大山崎町負担金の増額へと取り組まれたことです。住民に負担を強いるという前に、このように広域行政上の交渉を用いて、無駄や無理の削減に努められた。今後も、このような考え方や交渉の手法を広域行政勉強会や他部局へも波及されることを期待するものです。

第3には、風水害や浸水対策のために除塵機設置、内水ハザードマップ作成業務、関戸裏1号水路改良実施設計業務などの予算は、急がれる事業であると認識しております。ただし、この水路断面の改良については民地との境界の課題はもちろん、本来、府道西京高槻線沿いの法定外公共物であるということから、住民、大阪府などの関係機関との協議は綿密に行われ、必要な大阪府の支援を求めるとともに、最終的には「歴史街道」としての景観に資するものとして執行されることを強く求めておきます。

4点目には、使用料及び賃借料に示されたタクシー借上げ、災害時対応ということですが、これは島本町の職員労働組合の要望を受けて対応をされたと思います。遅すぎた対応であり、当然の措置だと思いますが、一定認めるものです。

最後に、国の特別措置法によって消費税転嫁をし、引き上げを余儀なくされた下水道使用料については申し上げておきます。値上げに関しては、以上に掲げた無駄や無理削減の成果を活かされ、さらなる議論のうえで低所得者の減免制度の救済策を講じられることを強く求めまして、予算としては賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第22号議案 公共下水道事業特別会計予算に、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をさせていただきます。

公共下水道事業は都市計画の根幹をなすものです。決して目立たないが、私たちの暮らしを支える大切なものです。耐用年数が過ぎた配管から順次更新、土壌等様々な環境で進む老朽化の状況を見極めて、引き続き計画的に更新していただくようお願いします。

本年度は、桜井地区JR軌道を横断する污水管渠工事が予定されています。周辺は通学路になっていることから、児童の安全にはくれぐれも配慮して下さい。

山崎地区関戸裏1号水路改良実施設計業務は水路の断面不足を改善するものですが、所有者が複雑に入り組んでいる水路と認識しています。これを機に整理しておくことも、求めておきます。様々な調整が必要だと思いますけども、何とぞよろしく願いいたします。また当該水路がある西国街道は、年間を通して観光客が通行されています。水路のせせらぎが景観形成に寄与するものであるよう、そういった工事に努めていただくよう、伏してお願い申し上げます。

以上をもちまして、賛成の討論とさせていただきます。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

外村議員 第22号議案 平成26年度島本町公共下水道事業特別会計予算について、賛成の討論します。

下水道事業は、住民生活に不可欠のライフラインとして、そのエリア拡充、施設や管路のメンテナンスに日夜努めていただいていることに感謝申し上げます。

本年度の予算は、昨年より 5,740 万円少ない 12 億 7,670 万円ですが、主たる要因は下水道整備費が 8 千万円ほど少なくなったからです。それにしましても、毎年、歳出に占める公債費の割合が高く、本年度も 7 億 2,400 万円と、歳出全体の 57%となっています。

今年度末の町債残高は、昨年より約 3 億円減って約 68 億 8,200 万円になる見込みで、着実に減少していただいております。お陰で、支払利息も昨年より 1,200 万円ほど少ない予算となっていますが、それでも毎年 2 億円弱の利息支払いは大きいものがあります。金利動向と町債の発行、残高管理には十分な配慮をよろしく願います。

下水道建設費においては、山崎ポンプ場の施設機器等延命更新工事委託料の約 8 千万円をはじめ各種設計業務に約 1 億 4,200 万円、工事請負費として汚水管渠築造工事や除塵機設置に 1 億 2,500 万円を計上されていますが、工事委託、発注に際しましては、できるだけ綿密な原価計算のうえ、公平・公正・透明性の高い競争原理のもとでの予算執行事務をお願いします。それと、毎年申し上げていますが、未接続世帯の解消に向けた取り組みも、税の公平性の観点から、引き続きよろしく願います。

なお、長年の懸案事項でありました東大寺の緊急土砂置き場の領域を下水道計画区域面積から外すという件に関しましては、その後も鋭意折衝していただき、ほぼオーケーになったと確認しました。できれば本年分の支払いが不要になるよう、最後の詰めをよろしく願います。

以上で、賛成の討論とします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員 第 22 号議案 平成 26 年度島本町公共下水道事業特別会計予算につきまして、公明党を代表し討論をさせていただきます。

供用開始以来、公共用水域の水質保全を図るため、計画的に供用区域の拡大に努められてこられました。このことを、まず、評価いたしたいと思います。

平成 26 年度は、「島本町公共下水道事業財政健全化計画」に基づいて事業運営に努められるということですが、予算総額、歳入歳出それぞれ 12 億 7,670 万円、前年度に比べまして、率にして 4.3%の減となっております。

下水道整備につきましては、桜井地区、また高浜地区の整備があります。汚水管の JR 軌道の横断工事、また雨水幹線の接続点の水路に設置してありますスクリーンのし渣による閉塞の軽減のために除塵機を設置する工事等がございます。

また、高槻島本雨水幹線の接続点と水路の接続工事については、早期の完成に向け努力されることを要望いたします。

また、「山崎ポンプ場長寿命化計画」に基づいた更新につきましては、工事委託を行うということですが、この委託先であります日本下水道事業団との連携を密に

していただきますことを要望いたしまして、賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員 第22号議案 平成26年度島本町公共下水道事業特別会計予算について、自由民主党クラブを代表し討論を行います。

前の同士・自民無所属の会の討論内容と同様において、賛成いたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

第22号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第22号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第23号議案から第27号議案までの平成26年度島本町各財産区特別会計予算5件に対する討論を、一括して行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案5件に対する委員長の報告は可決であります。

第23号議案から第27号議案までの5件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第23号議案から第27号議案までの5件は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第28号議案 平成26年度島本町水道事業会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

平野議員 第 28 号議案 2014 年度水道事業会計予算に対し、反対の討論をいたします。

地下水を水源とする島本の水道水供給が持続可能であるために、大藪浄水場の中央管理センターの更新は必要な事業です。随意契約で大阪広域水道企業団へ工事委託しますが、丸投げとならないよう、事業の管理監視を図られますよう強く求めておきます。

反対する理由を述べます。

1 点目。12 月議会で、消費税増税を転嫁し水道使用料引き上げのための条例改正が行われ、その際も申し上げましたが、過去には転嫁せず対応した時期もありました。水道事業会計の状況は、内部留保資金は 2013 年度末で約 14 億 6 千万円の見込みであり、使用料負担を軽減することも可能であるにも関わらず、実施されないためです。

2 点目に、水道事業の使命である水道水の安心・安全を担保するために、一部の水質検査を直営で実施してきましたが、水質検査を担う職員の退職に伴い、本年度から全面委託とすることについて、到底認めがたいものです。7～8 年前から、水質検査の技術継承を可能にするためにも、職員の養成や採用などを委員会審査のたびに強く求めてきたにも関わらず、その措置を取ることをされなかったことは、厳しく問われなければならないと思います。水質の安全確保と運転管理の適正化を図るため、水道事業体としての責任の持てる現行の水質検査体制を維持してこそ、地下水による自己水が守られるものです。

以上の理由を述べまして、反対といたします。

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

清水議員 第 28 号議案 平成 26 年度島本町水道事業会計予算について、自民無所属の会を代表し討論を行います。

水は、人が生活するうえで必要不可欠なものです。上水道はライフラインとして、地震等の災害時に壊れてはならない大切なものです。

収益的収入は 7 億 1,040 万 6 千円（対前年比 21.7%増）、支出は 5 億 3,137 万 5 千円（対前年度比 5.8%減）にするものです。また、資本的収入は 3,105 万円（対前年度比 58.1%減）、支出は 4 億 3,825 万 3 千円で、施設整備事業費に 4 億 3,300 万円を計上。主なものには大藪浄水場運転管理業務に 4,900 万円、大藪浄水場管理棟耐震工事に 1 億 200 万円、広瀬地区給配水管布設替え工事に 4,800 万円を計上するものです。

また、安定供給を図るための複数水源である大阪広域水道企業団から、年間概ね 10%の受水も計画され、町民が安心して飲める水の安定供給に対する施策が盛り込まれていることを一定評価します。

平成 26 年度から適用される新会計基準に基づく新会計システムへの移行については、本年度早期にシステムを確立され、平成 27 年度には本格運用できるよう要望するとともに、今後も町民が安心して飲める水の安定供給に努めていただくことを要望し、賛成の

討論とします。

平井議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

河野議員 第 28 号議案 2014 年度島本町水道事業会計予算に対しまして、日本共産党島本町会議員団を代表し反対の討論を行います。

反対理由の第 1 は、使用料引き上げの予算ということであります。特に、水道事業会計においては長年黒字会計を示し、また、あくまで町の努力によるものですが、2013 年 7 月から企業団水の受水量を減らしております。その分、支出が減っております。企業団水買い取り 1 t 当たりも引き下げになり、さらに支出が減っており、大幅な黒字会計を示しております。使用料値上げをせずに、ということを追求できたものと考えております。

引き続き、24 時間民間委託の浄水場運転管理ということについては認めがたいものでありますが、今回の反対のさらなる理由は、水質管理の全面委託ということであります。後継者育成が行われていないということが本来の理由である、というふうに私たちは考えております。検証、反省を求めておきます。

評価や執行に対し、反対ではないけれども、検討を要する段階の項目として、以下に示します。

従前から、採算性を求める「地方公営企業会計法」に基づく会計を進めてこられましたが、今回の新会計基準導入の初年度として苦勞されていたことについては認識しております。導入された以上は、特に引当金の取り扱いの変更に際し、計画的な維持補修、埋設管の現況把握を怠らず、予備費の利用や流用などを安易に行うことのないように求めておきます。

また、地下水 100%水道復活、あるいは地下水涵養に資すると思われまます深井戸調査業務の新設については、積極的に取り組まれるということは大いに評価しておりますが、本年度末を迎えて、工務課、業務課とも経験者の退職が重なりまして、経験の蓄積・継承は、内外とも懸念をされるどころです。

職員の専門知識の向上、養成への投資は惜しまず、最終的には安心・安全、低廉はもちろん、島本町の誇りを取り戻す水道事業に繋がる職員体制整備強化を、管理者である町長には重ねて厳しく求め、反対の討論といたします。

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員 第 28 号議案 平成 26 年度島本町水道事業会計予算に対しまして、公明党を代表し討論をいたします。

まず、安全で安心する水道水の供給に努められておられますことは、深く感謝を申し上げます。また老朽化している配水管の布設替えと、また耐震化、これをよろしく願いたいと思います。

そして、中央管理センターの更新では、大阪広域水道企業団へ工事委託を行うという

ことです。このことは複数水源による安定供給を図るため、引き続き年間配水量 10% の高度浄水処理水を受水されるということですので、ぜひ、これもよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になります、大藪浄水場浄水池新設実施設計業務と、大藪浄水場凝集沈殿地整備工事、また大藪浄水場管理棟の耐震工事でございますが、これに関しましては、ぜひ実施に向け努力していただきますことを強く要望し、賛成の討論といたします。

平井議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 反対の方の発言がないようでございますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第 28 号議案 平成 26 年度水道事業会計予算に賛成の討論をさせていただきます。

諸外国に比べて格段に優れている我が国の水道事業ですが、埋設後 50 年以上経過した管もあり、計画的に布設替えしていかなければなりません。水道施設及び管路の更新工事や耐震化工事を計画に沿って進めていくと、内部留保資金は計画期間最終年度の平成 29 年度末には約 8 億 5 千万円にまで減少するとの見込みを示されています。

そのような中、書庫・倉庫としてしか使っていない上下水道部別館用地使用料 149 万 9 千円をこれ以上支払い続けることは、極めて不適切です。必要となる解体工事について検討しつつ、大藪浄水場、すなわち町有地内で事務事業が行える、倉庫が確保できる環境を計画的に整えて下さい。

平成 26 年度から、法令に定められている定期的な水質検査項目について、大阪広域水道企業団の市町村共同検査に全面的に委託されるということです。このことによって技術の継承が妨げられないよう、同企業団の行う各種研修や再任用職員の指導などにより、複数の職員が無理なく水質検査業務について学べる職場環境を担保していただきますようお願いして、賛成の討論とします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

外村議員 第 28 号議案 平成 26 年度島本町水道事業会計予算について、討論をします。

水道事業も下水道事業と同じく、住民生活に直結したライフラインとして一時も欠くことのできないもので、24 時間・365 日、昼夜、その施設の管理・維持に努めていただき、ありがとうございます。

本町の水道事業会計は毎年黒字を維持しており、本年度も 6,900 万円近い純利益を見込んでおられます。12 月議会においては、消費税アップに伴う水道料金の値上げに私は反対しました。どんなに生活が苦しくても、水道や電気は使わざるを得ません。そこで、黒字会計である水道は、過去の消費税アップの際にも、一時期内税扱いにして値上げを先送りしたという経緯があることを踏まえ、一定の期間だけでも、経過的緩和措置とし

て値上げを先送りして欲しいという趣旨で申し上げましたが、残念ながら、可決されてしまいました。

現在、本町に水道代が払えないような厳しい状況の世帯が何件あるかは存じませんが、もし、そういうことがございましたら、個々の状況や実情をよく確認したうえで、民生部との連絡などを密に取っていただいて、弱者に優しい対応をよろしくお願いします。

それと、本年も4億円以上の委託料、工事発注案件があります。工事原価の算出においては綿密な査定のうえ、業者選定、入札では公平・公正な事務執行をよろしく願います。

また、前の委員会でも出ていました上下水道部別館用地の賃借料につきましては、先日も私、実際に現場を見せていただきました。できる限り不要なものを整理したうえで、鋭意代替場所確保に努めていただきますようお願いいたします。29年度までの事業計画書を見ますと、29年度最終年度に除却実施設計となっていますが、ぜひスピード感を持った事業を進めていただき、前倒しをお願いします。

以上をもって、賛成といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第28号議案 平成26年度島本町水道事業会計予算に対し、自由民主党クラブを代表いたし討論を行います。

前の同士・自民無所属の会の討論内容と同様理由に省略しますが、1点のみ。

平成27年度本格実施に向けた新会計制度への移行となる26年度ですが、先般、お示しいただいた「水道事業財政収支見通し」において、27年度以降の見込みについても、この26年度中に切り替えていただきますように強く要望し、賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

第28号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

平井議長 起立多数であります。

よって、第28号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後3時37分～午後3時50分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4、第36号議案 平成25年度島本町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

総合政策部長（登壇） それでは第36号議案につきまして、ご説明を申し上げます。

（第36号議案 朗読）

次に1の5ページ、「第2表 繰越明許費補正」でございます。

ロッカー等備品購入事業280万2千円についてでございます。本事業につきましては、平成26年4月1日施行の機構改革に伴いまして備品その他庁舎管理用の備品を購入するものでございますが、年度末にかけて当該備品の需要が急増しており、購入予定の備品の一部が年度内に納品できないことから、繰越させていただくものでございます。

次に、歳入歳出予算の補正について、ご説明を申し上げます。

今回の歳入予算につきましては、繰越明許費補正でご説明申し上げました備品購入にかかる予算の繰越及び金額の確定に伴う減額でございます。

それでは詳細につきまして、事項別明細書により、ご説明を申し上げます。

まず、1の9ページ、歳入でございます。

第18款 繰入金、第2項 基金繰入金、第2目 財政調整基金繰入金21万3千円の減額についてでございます。これにつきましては、歳入歳出における財源調整として減額するものでございます。

続きまして、1の10ページ、歳出でございます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第2目 財産管理費21万3千円の減額についてでございます。これにつきましては、今回、繰越明許費の追加設定をさせていただきますロッカー等備品購入について、入札に伴いまして金額が確定いたしましたことから、減額させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成25年度島本町一般会計補正予算（第9号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平井議長 これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員 入札したものの納期が厳しいということですが、4月から消費税8%が導入されます。ロッカーとカウンターの一部が納入できなかったということですが、これについては消費税はどうなりますか。

総務部長 納品が遅れる品物についての消費税のお尋ねでございますが、消費税の税率は本年4月1日に8%ということに上げられますが、これについてはその施行日、本年4月1日以後に国内において事業者が行う課税資産の譲渡に対して適用されるということになってまいります。従いまして、納品が遅れる品物については8%適用となるものでございます。

以上でございます。

戸田議員 今回は、数字的にはそんなに大きいものではないんですけどもね。業者の責任において品物を揃えられなかった場合、業者の責任であると見なして、その差額は業者に持っていただくという考え方もできるかと思います。今回はそうではなく、島本町が差額の3%は負担することになると思います。それは落札したけれども、納期が間に合わなかったことに関して、すべて落札業者に責任があるという判断をされないんだと思うんですけど、そのあたりのところは入札前にどのようなやりとりとか協議とか、相談等があるのでしょうか。後学のためにも確認しておきたいと思います。

総務部長 消費税が8%適用となる4月1日以降の納品について、一部例外的に5%適用となる場合がございます。その場合については、まずは商品に問題がある場合、それから売り手側に責任がある場合ということ、この2点がございます。こういう場合については、例外的に5%適用となるものでございますが、今回の場合につきましては、入札を執行したわけですが、入札の執行をする際に、この消費税率のアップ、変更に伴う駆け込み購入が非常に多い状況になっており、一部備品の納期が年度内に間に合わない可能性もあります、ということをお聞きをしておりました。その点については最大限の努力をいただくということで、3月31日納品という形で契約を締結をいたしました。結果的に、多くの備品を購入するわけですが、そのごく一部——3品なんですけれども、その3品目について、どうしても納入することができないということでもございました。

従いまして、これについては売り手側の責任と言えないというふうに判断をいたしましたことから、その部分については8%を適用させていただくということで、業者のほうにはお伝えをいたしたところでございます。

以上でございます。

戸田議員 わかりました。ロッカー、カウンターと認識していますが、それはおそらく教育子ども部と都市創造部だと思います。4月からの機構改革のスタートに大変厳しい状況を強いることになると思います。島本町に関しては、駆け込み購入ではなくて、機構改革に伴う備品の整備でした。もう少し早く対応できなかったのかなという思いがぬぐえないのですが、この点、何か弁明されるところはございますか。

総務部長 確かに、機構改革は12月にご提案させていただきました。それに伴いまして、その可決に伴いまして、各部局に今後の部屋の中で課をどういう配置にするのか、あるいはどういう備品が必要になってくるのか、そういう調査をさせていただき、可能な限り早い時期に備品の提案をさせていただいた、備品購入の補正予算を提案させていただいたところでございますが、そういう事務用品に至っても、そういう駆け込み需要というものが非常に多くなっているんだということについては、その段階で、私は想定をいたしておりませんでした。その部分については、もう少し国内の状況等を十分に私も調べておく必要があったというふうには考えております。

以上でございます。

平井議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第36号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第36号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

4月1日から導入いたします通年の会期制に円滑に移行できるよう、ここで会期延長の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期延長の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日までと議決されていますが、3月31日まで、これを延長いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は3月31日まで延長することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本定例会に提出されました諸議案は全部議了いたしましたので、明日から6月22日までを休会といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ご異議なしと認めます。

よって、明日から6月22日までを休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

最後に、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

川口町長(登壇) 平成26年第1回島本町議会定例会が閉じられるにあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

この定例会におきましては、平成26年度島本町一般会計予算や各会計予算、条例の制定や一部改正など、多くの議案をご審議いただきました。提案いたしました議案に対しまして、ご可決をいただき、ありがとうございます。また、本会議場や各常任委員会で様々なご意見、ご指摘、ご提案をいただきました。重ねて、感謝を申し上げます。

さて、来週から4月が始まりますが、この3月31日をもちまして、後ほどご挨拶をさせていただきます黒田消防長を含め9人の職員の皆さんが定年退職を迎えられます。これまで本町の発展と住民福祉の向上にご尽力いただいたことに対しまして、感謝を申し上げます。ご苦勞様でございました。

そして、4月1日からは8人の新規採用職員を迎え、平成26年度がスタートいたします。地方自治体を取り巻く環境がますます厳しくなる中、スピーディーな行財政運営と住民の皆様に関わりやすい組織とするため、新たな組織機構でスタートいたします。新しい組織機構のもと、新たに加わった職員とともに、山積する課題の解決やにぎわいづくりに全職員が一丸となって取り組んでまいります。これからも議員の皆様のご指導を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

本日は、大変ご苦勞様でございました。ありがとうございます。

平井議長 これをもちまして、散会といたします。

本日は長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後4時3分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第 1 号選挙 島本町選挙管理委員及び同補充員の選挙について
- 第 10 号議案 島本町暴力団排除条例の制定について
- 第 11 号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について
- 第 12 号議案 島本町職員定数条例の一部改正について
- 第 13 号議案 島本町青少年問題協議会設置条例の一部改正について
- 第 14 号議案 島本町営住宅条例の一部改正について
- 第 15 号議案 島本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 第 16 号議案 平成 26 年度島本町一般会計予算
- 第 17 号議案 平成 26 年度島本町土地取得事業特別会計予算
- 第 18 号議案 平成 26 年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 19 号議案 平成 26 年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 20 号議案 平成 26 年度島本町介護保険事業特別会計予算
- 第 21 号議案 平成 26 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
- 第 22 号議案 平成 26 年度島本町公共下水道事業特別会計予算
- 第 23 号議案 平成 26 年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
- 第 24 号議案 平成 26 年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
- 第 25 号議案 平成 26 年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
- 第 26 号議案 平成 26 年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
- 第 27 号議案 平成 26 年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
- 第 28 号議案 平成 26 年度島本町水道事業会計予算
- 第 36 号議案 平成 25 年度島本町一般会計補正予算（第 9 号）
会期の延長

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年 3 月 26 日

島 本 町 議 会 議 長

署名議員（7 番）

署名議員（11 番）

平成26年第1回定例会の結果は次のとおりである。

事 件 番 号	件 名	結 果
第 2 9 号 議 案	島本町議会の会期等に関する条例の制定について	2 月 2 7 日 原 案 可 決
第 3 0 号 議 案	島本町議会委員会条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 3 1 号 議 案	島本町議会会議規則の一部改正について	〃 原 案 可 決
一 般 質 問	島本町の学校教育について	〃 関 議 員
	高齢者の住まい・施設について	〃 野 村 議 員
	認知症ケアコミュニティ事業の推進を求む	〃 田 中 議 員
	1. 保育所待機児童が30人、急ぎ実態把握と緊急救済策を求める 2. 人権文化センター・人権ケースワーク事業の公正な実務を求める 3. 町有地の活用・賃貸借契約のあり方を問う	〃 河 野 議 員
	1. 自然環境保護のために若山台調整池の売却方針の撤回を 2. 公共図書館としてのさらなる充実を求める 3. 若狭湾の原発事故による広域避難等について	〃 平 野 議 員
	町有地の売却と財政効果について	〃 外 村 議 員
	1. 公共性の高い土地建物に対する固定資産税の減免について 2. 住民の交通手段の確保について	〃 佐 藤 議 員
	1. 中学校給食実施に完全米飯導入を ～和食を中心とした献立の意義～ 2. 島本町歴史文化資料館と前庭の活用 ～社会教育行政の充実と地域活性化をめざして～ 3. 町宮鶴ヶ池住宅跡地の土壌調査結果	〃 戸 田 議 員
第 1 号 報 告	損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について	2 月 2 8 日 報 告 を 承 る
第 1 号 議 案	町道路線の認定及び廃止について	〃 原 案 可 決

事 件 番 号	件 名	結 果
第 2 号議案	島本町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について	2 月 2 8 日 原 案 可 決
第 3 号議案	島本町手数料条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 4 号議案	島本町社会教育委員設置条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 5 号議案	平成 2 5 年度島本町一般会計補正予算 (第 7 号)	〃 原 案 可 決
第 6 号議案	平成 2 5 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)	〃 原 案 可 決
第 7 号議案	平成 2 5 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)	〃 原 案 可 決
第 8 号議案	平成 2 5 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号)	〃 原 案 可 決
第 9 号議案	平成 2 5 年度島本町水道事業会計補正予算 (第 4 号)	〃 原 案 可 決
第 3 2 号議案	島本町国民健康保険条例の一部改正について	3 月 5 日 原 案 可 決
第 3 3 号議案	平成 2 5 年度島本町一般会計補正予算 (第 8 号)	〃 原 案 可 決
第 3 4 号議案	平成 2 5 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 5 号)	〃 原 案 可 決
第 3 5 号議案	平成 2 5 年度島本町水道事業会計補正予算 (第 5 号)	〃 原 案 可 決
第 1 号選挙	島本町選挙管理委員及び同補充員の選挙について	3 月 2 6 日 8 名 当 選
第 1 0 号議案	島本町暴力団排除条例の制定について	〃 原 案 可 決
第 1 1 号議案	島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 1 2 号議案	島本町職員定数条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 1 3 号議案	島本町青少年問題協議会設置条例の一部改正について	〃 原 案 可 決

事 件 番 号	件 名	結 果
第 1 4 号 議 案	島本町営住宅条例の一部改正について	3 月 2 6 日 原 案 可 決
第 1 5 号 議 案	島本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	” 原 案 可 決
第 1 6 号 議 案	平成 2 6 年度島本町一般会計予算	” 原 案 可 決
第 1 7 号 議 案	平成 2 6 年度島本町土地取得事業特別会計予算	” 原 案 可 決
第 1 8 号 議 案	平成 2 6 年度島本町国民健康保険事業特別会計予算	” 原 案 可 決
第 1 9 号 議 案	平成 2 6 年度島本町後期高齢者医療特別会計予算	” 原 案 可 決
第 2 0 号 議 案	平成 2 6 年度島本町介護保険事業特別会計予算	” 原 案 可 決
第 2 1 号 議 案	平成 2 6 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算	” 原 案 可 決
第 2 2 号 議 案	平成 2 6 年度島本町公共下水道事業特別会計予算	” 原 案 可 決
第 2 3 号 議 案	平成 2 6 年度島本町大字山崎財産区特別会計予算	” 原 案 可 決
第 2 4 号 議 案	平成 2 6 年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算	” 原 案 可 決
第 2 5 号 議 案	平成 2 6 年度島本町大字桜井財産区特別会計予算	” 原 案 可 決
第 2 6 号 議 案	平成 2 6 年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算	” 原 案 可 決
第 2 7 号 議 案	平成 2 6 年度島本町大字大沢財産区特別会計予算	” 原 案 可 決
第 2 8 号 議 案	平成 2 6 年度島本町水道事業会計予算	” 原 案 可 決
第 3 6 号 議 案	平成 2 5 年度島本町一般会計補正予算 (第 9 号)	” 原 案 可 決